

鹿児島(鶴丸)城本丸跡

1983. 3

鹿児島県教育委員会

序 文

「明治百年記念館」(仮称)建設に伴う鹿児島(鶴丸)城本丸跡の発掘調査を、昭和53年・昭和54年の2年間にわたり実施した結果、遺構や遺物など、貴重な発見がありました。

昭和57年には、発掘された出土品等の整理・検討を行ってしましたが、その成果を『鹿児島(鶴丸)城本丸跡』と題して発刊するはこびになりました。

「明治百年記念館」(仮称)は、今秋には「鹿児島県歴史資料センター黎明館」として開館する予定になっております。それに先駆けて本報告書が刊行できることは喜びにたえません。

県教育委員会としては、この報告書が文化財の保護と学術研究のため広く活用されることを願っております。

発刊に当たり、発掘調査・報告書作成に御指導、御協力をいただきました関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

昭和58年3月

鹿児島県教育委員会

教育長 井之口 恒雄

例 言

- 1 この報告書は明治百年記念館建設に伴う鹿児島（鶴丸）城本丸跡の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は、鹿児島県教育委員会が実施した。
- 3 本遺跡は鶴丸城と通称されているが、本書は鹿児島（鶴丸）城本丸跡とした。
- 4 本書の執筆はつぎのとおりである。五味克夫先生には玉稿をいただき掲載した。

第Ⅰ章～第Ⅴ章，第Ⅵ章第23節～31節，第Ⅶ章～第Ⅸ章	戸崎勝洋
第Ⅵ章第1節～第22節，第32，33節	吉永正史
鹿児島城の沿革－関係資料の紹介－	鹿児島大学法文学部教授 五味克夫

- 5 発掘調査，報告書整理にあたっては下記の先生方の指導助言を得た。
佐伯延次郎（鹿児島県文化財保護審議会会長（前）・鹿児島大学名誉教授），五味克夫（同副会長・鹿児島大学教授），河口貞徳（同委員・鹿児島県考古学会長），村野守次（同委員・鹿児島女子短大教授），沈壽官（同委員・陶芸家），三木靖（同委員・鹿児島短期大学学長），伊藤行（同委員・鹿児島大学教授），沢村仁（九州芸術工科大学教授），北野隆（熊本大学教授），東中川忠美（佐賀県文化課），大橋康二（九州陶磁文化館）
- 6 本書掲載の絵図，写真等は鹿児島大学附属図書館，鹿児島市立美術館，尚古集成館，東京大学史料編さん所，鹿児島県立図書館，鹿児島県維新資料編さん所の協力を得た。
- 7 出土遺物は一連番号としたので，挿図，図版番号は一致する。
- 8 遺構に用いたレベルは海拔絶対高である。

目 次	
序 文	第5節 蓋 置…………… 110
例 言	第6節 猪 口…………… 112
第Ⅰ章 序 説	第7節 餌 入…………… 115
第1節 調査に至る経過…………… 6	第8節 高 坏…………… 116
第2節 調査の組織…………… 7	第9節 水 盤…………… 116
第3節 調査の経過…………… 8	第10節 香 炉…………… 116
第Ⅱ章 遺跡の位置及び環境…………… 10	第11節 風 炉…………… 116
第1節 地理的環境…………… 10	第12節 鉢 類…………… 118
第2節 歴史的環境…………… 11	第13節 甕 類…………… 128
第Ⅲ章 調査の概要…………… 14	第14節 植木鉢…………… 134
第Ⅳ章 層 位…………… 18	第15節 播 鉢…………… 134
第Ⅴ章 遺 構…………… 19	第16節 壺…………… 137
第1節 遺構全体概観…………… 19	第17節 徳 利…………… 137
第2節 建物跡…………… 20	第18節 花 生…………… 139
第3節 礎石・根石の種類…………… 41	第19節 水 注…………… 139
第4節 雨落溝…………… 42	第20節 茶家類…………… 142
第5節 排水溝…………… 46	第21節 蓋 類…………… 146
第6節 池…………… 53	第22節 燭 台…………… 154
第7節 井 戸…………… 55	第23節 記銘等のある陶磁器類…………… 155
第8節 上水道石管…………… 58	第24節 瓦 類…………… 162
第9節 水 漕…………… 63	第25節 埴…………… 171
第10節 その他の水利施設…………… 63	第26節 釘…………… 173
第11節 橋…………… 64	第27節 かんざし…………… 173
第12節 門…………… 65	第28節 鏡…………… 173
第13節 雪 隠…………… 68	第29節 刀装具…………… 174
第14節 階 段…………… 68	第30節 飾金具…………… 174
第15節 その他の遺構…………… 69	第31節 キセル…………… 174
第16節 石 垣…………… 70	第32節 古 銭…………… 174
第17節 堀…………… 70	第33節 その他の遺物(1)…………… 176
第Ⅵ章 遺 物…………… 71	第34節 その他の遺物(2)…………… 176
第1節 碗 類…………… 71	第Ⅶ章 成尾常矩指図と検出遺構…………… 178
第2節 皿 類…………… 91	第Ⅷ章 城下絵図・明治初期写真…………… 183
第3節 茶 入…………… 109	第Ⅸ章 鹿兒島(鶴丸)城本丸跡略年表 付島津家歴代藩主系図 …………… 186
第4節 小形容器…………… 110	第Ⅹ章 ま と め…………… 187

あとがき.....190

鹿児島城の沿革―関係資料の紹介―

挿 図 目 次

第1図	鹿児島(鶴丸)城本丸跡及び周辺遺跡図	12	第33図	井戸④実測図	57
第2図	遺跡グリッド配置図	15	第34図	上水道石管実測図	59
第3図	土層断面図	17	第35図	高枅	62
第4図	土層断面図	18	第36図	高枅	62
第5図	遺構全体図	付図	第37図	水漕実測図	63
第6図	A地区建物跡実測図	付図	第38図	その他の水利施設	63
第7図	B地区建物跡実測図	23	第39図	その他の水利施設	63
第8図	C地区建物跡実測図	24	第40図	その他の水利施設	64
第9図	D地区建物跡実測図	25	第41図	大手橋・石橋に改め願	65
第10図	E地区建物跡実測図	27	第42図	御楼門実測図	66
第11図	F地区建物跡実測図	28	第43図	北御門・橋実測図	67
第12図	G地区建物跡実測図	29	第44図	雪隠①実測図	68
第13図	H地区建物跡実測図	33	第45図	雪隠②実測図	68
第14図	I地区建物跡実測図	35	第46図	階段①実測図	69
第15図	J地区建物跡実測図	37	第47図	その他の遺構実測図	69
第16図	K地区建物跡実測図	38	第48図	碗類実測図(1)	79
第17図	L地区建物跡実測図	38	第49図	碗類実測図(2)	80
第18図	M地区建物跡実測図	40	第50図	碗類実測図(3)	81
第19図	礎石・根石の種類	41	第51図	碗類実測図(4)	82
第20図	雨落溝①実測図	44	第52図	碗類実測図(5)	83
第21図	雨落溝②実測図	45	第53図	碗類実測図(6)	84
第22図	排水溝①実測図	46	第54図	碗類実測図(7)	85
第23図	排水溝①実測図	47	第55図	碗類実測図(8)	86
第24図	排水溝④実測図	49	第56図	碗類実測図(9)	87
第25図	排水溝⑫・⑬・⑭実測図	49	第57図	碗類実測図(10)	88
第26図	排水溝⑰実測図	50	第58図	碗類実測図(11)	89
第27図	排水溝⑲実測図	51	第59図	碗類実測図(12)	90
第28図	水門実測図	53	第60図	皿類実測図(1)	95
第29図	池実測図	53	第61図	皿類実測図(2)	96
第30図	池実測図	54	第62図	皿類実測図(3)	97
第31図	井戸①実測図	55	第63図	皿類実測図(4)	98
第32図	井戸②実測図	56	第64図	皿類実測図(5)	99

第65図	皿類実測図(6)	100	第95図	茶家類実測図(1)	144
第66図	皿類実測図(7)	101	第96図	茶家類実測図(2)	145
第67図	皿類実測図(8)	102	第97図	蓋類実測図(1)	150
第68図	皿類実測図(9)	106	第98図	蓋類実測図(2)	151
第69図	皿類実測図(10)	107	第99図	蓋類実測図(3)	152
第70図	皿類実測図(11)	108	第100図	蓋類実測図(4)	153
第71図	茶入・小容器・蓋置実測図	111	第101図	燭台実測図	154
第72図	猪口実測図	113	第102図	記銘等のある陶磁器類実測図(1)	157
第73図	餌入実測図	114	第103図	記銘等のある陶磁器類実測図(2)	158
第74図	高坏実測図	115	第104図	記銘等のある陶磁器類実測図(3)	159
第75図	水盤・香炉・風炉実測図	117	第105図	記銘等のある陶磁器類実測図(4)	160
第76図	鉢類実測図(1)	121	第106図	記銘等のある陶磁器類実測図(5)	161
第77図	鉢類実測図(2)	122	第107図	軒丸瓦実測図(1)	162
第78図	鉢類実測図(3)	123	第108図	軒丸瓦(2)・軒瓦実測図	163
第79図	鉢類実測図(4)	124	第109図	平瓦実測図	165
第80図	鉢類実測図(5)	125	第110図	棧瓦・丸瓦実測図(1)	166
第81図	鉢類実測図(6)	126	第111図	丸瓦実測図(2)	167
第82図	鉢類実測図(7)	127	第112図	鬼瓦実測図(1)	168
第83図	鉢類(8)・甕類実測図(1)	129	第113図	鬼瓦実測図(2)	169
第84図	甕類実測図(2)	130	第114図	棟込瓦実測図(1)	170
第85図	甕類実測図(3)	131	第115図	棟込瓦実測図(2)	170
第86図	甕類実測図(4)	132	第116図	鳥伏間瓦・陶器瓦実測図	171
第87図	甕類(5)・植木鉢実測図(1)	133	第117図	刻印・埴実測図	172
第88図	植木鉢実測図(2)	135	第118図	釘・かんざし・鏡・飾金具・刀装具実測図	173
第89図	播鉢実測図	136	第119図	キセル実測図	175
第90図	壺実測図	137	第120図	古銭拓影図	175
第91図	徳利実測図	138	第121図	その他の遺物実測図(1)	176
第92図	花生実測図(1)	140	第122図	その他の遺物実測図(2)	177
第93図	花生実測図(2)	141	第123図	成尾常矩指図	180
第94図	水注実測図	141	第124図	指図と検出遺構対照図	181

表 目 次

表 1	鹿児島(鶴丸)城本丸跡及び周辺遺跡一覧表	13	表 4	C地区建物跡計測表	23
表 2	A地区建物跡計測表	21	表 5	D地区建物跡計測表	25
表 3	B地区建物跡計測表	22	表 6	E地区建物跡計測表	26

表 7	F 地区建物跡計測表	26	表22	猪口計測表	112
表 8	G 地区建物跡計測表	28	表23	餌入計測表	115
表 9	H 地区建物跡計測表	30	表24	水盤・香炉・風炉計測表	116
表10	I 地区建物跡計測表	31	表25	鉢類計測表	120
表11	J 地区建物跡計測表	36	表26	甕類計測表	128
表12	K 地区建物跡計測表	36	表27	植木鉢計測表	134
表13	L 地区建物計測表	39	表28	播鉢計測表	134
表14	M地区建物跡計測表	39	表29	徳利計測表	137
表15	碗類計測表（1）	76	表30	花生計測表	139
表16	碗類計測表（2）	77	表31	茶家類計測表	143
表17	碗類計測表（3）	78	表32	蓋類計測表（1）	148
表18	皿計測表	94	表33	蓋類計測表（2）	149
表19	盤・灯明皿・土師器皿計測表（1）	104	表34	釘計測表	174
表20	土師器皿計測表（2）	105	表35	古銭計測表	174
表21	小形容器・蓋置計測表	110	表36	印判染付計測表	176

図 版 目 次

図版 1	遺跡遠景	192	図版19	上水道石管・高枅・水漕	210
図版 2	遺構出土状況	193	図版20	その他の水利施設	211
図版 3	試掘状況・発掘作業風景・土層断面	194	図版21	橋・門	212
図版 4	A 地区建物跡	195	図版22	門・雪隠	213
図版 5	A・B・C 地区建物跡	196	図版23	階段・その他の遺構	214
図版 6	D・E・F 地区建物跡	197	図版24	石垣・堀	215
図版 7	G・H 地区建物跡	198	図版25	碗類（1）	216
図版 8	I・J・K 地区建物跡	199	図版26	碗類（2）	217
図版 9	L・M地区建物跡	200	図版27	碗類（3）	218
図版10	礎石・根石	201	図版28	碗類（4）	219
図版11	礎石・根石	202	図版29	碗類（5）	220
図版12	礎石・根石・雨落溝	203	図版30	皿類（1）	221
図版13	雨落溝・排水溝	204	図版31	皿類（2）	222
図版14	排水溝	205	図版32	皿類（3）	223
図版15	排水溝	206	図版33	盤・灯明皿・土師器皿	224
図版16	池・井戸	207	図版34	土師器皿・茶入・小形容器・蓋置	225
図版17	井戸・上水道石管	208	図版35	猪口・餌入・高坏	226
図版18	上水道石管	209	図版36	水盤・香炉・風炉・鉢	227

図版37	鉢類（2）	228	図版50	鬼瓦・棟込瓦・鳥伏間瓦・陶器瓦・埴	241
図版38	鉢類（3）甕類（1）	229	図版51	釘・かんざし・鏡・飾金具・刀装具・キセル	242
図版39	甕類（2）・植木鉢	230	図版52	古銭・その他の遺物（1）	243
図版40	播鉢・壺・徳利	231	図版53	その他の遺物（2）	244
図版41	花生・水注・茶家類	232	図版54	城下絵図（1）	245
図版42	茶家類（2）	233	図版55	城下絵図（2）	246
図版43	蓋類（1）	234	図版56	城下絵図（3）	247
図版44	蓋類（2）・燭台	235	図版57	指図	248
図版45	記銘等のある陶磁器（1）	236	図版58	城下絵図（4）	249
図版46	記銘等のある陶磁器（2）	237	図版59	城下絵図（5）	250
図版47	記銘等のある陶磁器（3）・軒丸瓦・軒瓦	238	図版60	城下絵図（6）	251
図版48	平瓦・棧瓦	239	図版61	城下絵図（7）	252
図版49	丸瓦・鬼瓦	240	図版62	明治初期写真	253

第Ⅰ章 序 説

第1節 調査に至る経過

鹿児島県は昭和40年10月、明治百年を記念して、県民の郷土に対する正しい理解と愛情を深め、本県の教育文化、特に青少年教育に寄与することを目的として、記念会館建設を計画し、明治百年記念事業委員会を設置した。（同委員会は昭和44年3月廃止）。

その後昭和43年6月、記念事業の基本的な構想が決定された。この基本構想のうち、記念会館の建設場所は、鹿児島市内の旧鶴丸城跡（鹿児島大学医学部跡）とすることとなった。

なお、昭和44年4月には明治百年記念館建設調査室の設置。昭和44年8月に明治百年記念館建設調査委員会設置（昭和48年4月廃止）。昭和48年5月に明治百年記念館建設準備委員会設置（昭和50年4月廃止）等機構の拡充、整備がなされ、昭和48年7月に、明治百年記念館建設基本計画が決定され、いよいよ、建設の準備は進んだ。

ところで、建設予定地の旧鶴丸城跡には鹿児島大学医学部が設置され、昭和49年8月鹿児島市宇宿町に移転後も、校舎等の建造物は現存していたために、文化財の確認調査は行われなかった。この建造物は昭和53年8月から撤去作業が行われ、昭和53年10月完了した。

そこで、鹿児島県知事から鹿児島県教育長あて、「明治百年記念館建設予定地（旧医学部跡地）の調査」について、昭和53年1月依頼があった。

これをうけて、県教育委員会は、昭和53年5月、鹿児島大学事務局長あてに、文化財の発掘調査の同意を依頼し、同年8月、鹿児島大学事務局長より発掘調査の同意の回答があり、あわせて、昭和53年9月、「鹿大旧医学部（鶴丸城本丸跡地）埋蔵文化財発掘に関する覚書」が、鹿児島大学と鹿児島県の間でとりかわされた、発掘期間は昭和53年10月23日～昭和54年3月31日まで、発掘区域は旧医学部給水塔より東側の区域約3000平方メートルである。

この覚書の締結により、発掘調査が具体化したので、県教育委員会は、鹿児島県文化財保護審議会、（史跡部会）を昭和53年10月開催、同年10月、覚書に基づいて、「発掘調査実施計画書」を鹿児島大学に提出し、10月23日発掘開始までの手続を完了した。

この間県教育委員会文化課では、発掘用具、作業員の確保、発掘方法等の準備を進め、発掘調査体制が整ったため、昭和53年10月23日（月）から鶴丸城本丸跡の発掘調査を開始した。

発掘調査は頭初、遺構の確認調査として、20m×20m単位に、試掘トレンチを設定して行った。その後、遺構の残存区域が確定してきたため、発掘調査も昭和54年12月25日まで延期するとともに、県指定史跡となっている堀、大手橋等より内側へ15mの区域は史跡の保存区域とし発掘調査区からは除外した。従って発掘区域は約23175㎡である。

なお、発掘調査完了後の昭和57年7月、北御門の改修工事が計画されたため、同年8月までの期間、確認調査を実施した。

第2節 調査の組織

●発掘調査

調査主体者	教 育 長	国 分 正 明	(昭和53年度)
	教 育 長	井之口 恒 雄	(昭和54年度)
調査責任者	文 化 課 長	谷 崎 哲 夫	(昭和53年度)
	文 化 課 長	山 下 典 夫	(昭和54年度)
	課 長 補 佐	荒 田 孝 助	(昭和53年度)
	課 長 補 佐	新 時 弘	(昭和53～54年度)
調査企画	専 門 員	本 蔵 久 三	(昭和53～54年度)
調査担当者	文化財研究員	戸 崎 勝 洋	
	文化財研究員	吉 永 正 史	
事務担当者	係 長	中 条 享	(昭和53年度)
	主 事	伊知地 千 晴	(昭和53年度)
	主 査	安 藤 幸 次	(昭和54年度)
	主 事	天 辰 京 子	(昭和53～54年度)

●報告書作成

主 体 者	教 育 長	井之口 恒 雄
責 任 者	文 化 課 長	猿 渡 侯 昭
	課 長 補 佐	本 田 武 郎
企 画	主任文化財研究員	諏 訪 昭千代
担 当 者	文化財研究員	戸 崎 勝 洋
	文化財研究員	吉 永 正 史
事務担当者	主 幹 兼 係 長	川 畑 栄 造
	主 査	安 藤 幸 次
	主 事	山 下 玲 子

●明治百年記念館建設調査室

室 長	坂 口 徳 幸	(昭和53～57年度)
室 長 補 佐	前 田 正 伸	(昭和53～54年度)
室 長 補 佐	米 盛 慶 蔵	(昭和54年度)
室 長 補 佐	折 田 豊	(昭和57年度)
室 長 補 佐	新 戸 満 徳	(昭和57年度)
主幹兼管理係長	楠 田 靖 夫	(昭和53～57年度)

第3節 調査の経過

発掘調査は昭和53年10月23日から昭和54年12月25日まで実施した。このうち10月23日から昭和54年3月31日までは確認調査、それ以後は二次調査である。発掘調査は、鹿児島大学関係の建造物の基礎と固い土壌に悩まされたが、関係各機関の協力により、昭和54年12月25日に完了するとともに、整理・報告書作成作業も昭和57年度実施され、報告書刊行となった。

発掘調査の経過は日誌抄として以下略記する。

・発掘調査日誌抄

・昭和53年10月23日（月）～10月31日（火）

発掘作業開始、5m×5mのグリッド設定（基準は西側二之丸跡境の石垣一之丸跡発掘調査グリッドに合わせる）。重機にて表土掘削。20m単位のトレンチで掘下げ。

・昭和53年11月1日（水）～11月30日（木）

c～a-20～27区、G～D-22, 23区、q～s-26～32区掘下げ。近世陶器、土師器、瓦片出土。雨落溝、上水道石管、根石等検出。重機により盛土除去。

・昭和53年12月1日（金）～12月22日（金）

q～s-23～32区掘下げ。C-1, 2区石垣後詰確認。階段（q-22区）、礎石検出作業（q-25, 26区）。河口、石川先生（県文化財保護審議会委員）現地指導。

・昭和54年1月8日（月）～1月31日（水）

q, r-16～19区、D～C-25～30区、c～e-25～30区掘下げ。雨落溝、入口等検出（B～a-29区）、根石（B-28, 29区）検出。五味先生（県文化財保護審議会委員）指導

・昭和54年2月1日（木）～2月28日（水）

c～e-16～23区、L～I-16～18区、J～P-21～23区等掘下げ。礎石7基検出（c, b-19～23区）、p, qラインの排水路掘上げ。井戸検出（G-20区）。河口、五味先生指導、H～D-16～18区は七高、鹿大医学部建造物のため破壊。

・昭和54年3月1日（木）～3月31日（土）

H～D-25～27区、A～e-16区、O, P-26～30区、I～F-26～30区、P, Q-26～35区、P-13～20区、K～E-6～10区掘下げ及び精査。P-26, 27区に「雪隠」と想定される遺構検出。水門（J-5区）、上水道石管（I～H-6区）検出。伊藤先生（県文化財保護審議会委員）現地指導、県文化財保護審議会（以下史跡部会と略す）開催。

・昭和54年4月9日（月）～4月27日（金）

D～I-13～15区、K～P-11～15区、I～K-10～14区、P～L-6～7区、a～c-4～7区掘下げ及び精査。雨落溝の延長（G-11, 12区）、瓦溜（E-10区）等確認。

・昭和54年5月1日（火）～5月31日（木）

a～c-4～7区、d～A-4～10区、b, c-8～13区、K, L-27, 28区、K～o-25～30区、h～n-18～20区掘下げ、精査。

排水溝、上水道石管、根石等検出。井戸掘下げ、i-18区には平瓦を側壁とした排出溝。

• 昭和54年6月1日（金）～6月30日（土）

h～o-16区, h～l-14, 15区, m～o-14, 15区, o～q-8.～12区, c～e-6, 8区掘下げ及び精査。礎石（j-14区）, 上水道石管（e-6, 7区）, 水利施設（c-8区）等検出。他区域は攪乱が著しい。

• 昭和54年7月2日（月）～7月31日（火）

h～k-28～31区, A, B-24～29区, B～d-24～29区, h～l-1～5区, j～n-11～13区, k～e-22～24区, c, d-19～24区掘下げ及び精査。礎石（h～k-31, j, k-28区）, 排水路（j-1～3区）, 上水道石管（j-5区）, 雨落溝（k, l-2区）等検出。根石の断面観察。写真撮影。

• 昭和54年8月1日（水）～8月31日（金）

c～e-19～24区, j～n-7～9区, B～e-24～30区, J～c-9～12区, k～o-6～10区等掘下げ及び写真撮影のため精査。遺構実測。

• 昭和54年9月1日（土）～9月29日（土）

B～e-6～10区, A, a-9～16区, h～p-25～32区, q～p-25～30区掘下げ及び精査。遺構実測。池（d-8区）精査。写真撮影。史跡部会。

• 昭和54年10月1日（月）～10月31日（水）

h～o-24～32区, f-g-16～23区, h～j-12～19区, k～p-12～19区掘下げ及び精査。f, g-1～12区は攪乱著しく遺構検出できず。g, h-16区に地下に階段をもつ施設検出。遺構平面実測及び写真撮影。

• 昭和54年11月1日（木）～11月30日（金）

h～g-1～8区, p, q-11, 12区, h～p-16～24区, f, g-18～28区掘下げ及び精査。礎石及び根石断面観察のための截ち切り。遺構平面実測。航空写真撮影。

• 昭和54年12月1日（土）～12月25日（火）

石垣を巡る排水溝掘下げ及び精査。史跡部会。沢村仁先生（九州芸術工科大学教授）, 北野隆先生（熊本大学教授）現地指導。遺構平面実測。現地説明会開催。

• 整理、報告書作成作業

昭和57年4月12日（月）～昭和58年3月16日（水）

県教育委員会文化課収蔵庫において、出土遺物の水洗、注記、接合、実測、トレス、拓本レイアウト等を相良政子、山口富子、臼井綾子、行船順子、川口セツ子の5名の作業員を中心に行い、3月16日（水）、パンケース約300箱の遺物整理及び、報告書作成に必要なすべての作業が完了した。

第Ⅱ章 遺跡の位置及び環境

第1節 地理的環境

鹿児島（鶴丸）城本丸跡は鹿児島市城山町7（旧鹿児島大学医学部跡）に所在する。

遺跡の所在する鹿児島市は、薩摩半島と大隅半島を分かち鹿児島湾（錦江湾）の湾奥の西岸に位置し、面積約180平方km、人口51.6万の県都である。

鹿児島市の地理的環境を概観すると、鹿児島市の東側に面する鹿児島湾は、その幅約20kmで南から北に約60km湾入し、薩摩半島と大隅半島を分ける。この湾は、湾北部の始良カルデラ、湾南部の阿多カルデラの陥没によってできた、一つの大きな地溝に海水が湾入してできたものといわれている。その後、始良カルデラの中央火口丘として生れたのが、現在でも活動が続いている桜島である。なお、県下に広く分布している入戸火砕流（シラス）はこの始良カルデラの噴出物であり、パミスは桜島の起源といわれ、それぞれ約2万年、約9000年前といわれる。

北東部から西部及び南部にかけては鹿児島市街地を取り囲むように、標高約400m～約100m前後の台地が連なっている。このうち北東部の吉野台地は北東部で100m前後の急峻な始良カルデラ壁となって鹿児島湾にのぞむが、最も高いところは約400mの台地となり、その台地は、緩傾斜をもって西南方向へつき、坂元台地に連なる。坂元台地は約200m～100m前後の台地で、始良カルデラの外輪山の一部、城山（国指定史跡・天然記念物）に続く。

西部及び南部も同様な台地が続き、鹿児島湾に急峻な崖となつてのぞむ。これら台地は新期火山灰・軽石層でおおわれているが、主体は始良カルデラの噴出物といわれる入戸火砕流（シラス）である。このシラス層は約100mにも及び、その上部にパミス等の火山灰が堆積する。

これら台地に背後を囲まれた平野部は、シラス台地に源をもつ、中央部の甲突川、北部の稲荷川、南部の田上川（新川）、脇田川等によって発達した複合三角州にあたるが、鹿児島湾沿いに、幅約1km～3km、長さ約5kmと狭い。現在は造成が進み工場等が立地する。

以上、鹿児島市の地理的環境を概観したが、鹿児島城周辺の地形について述べると、遺跡地の西部から北部にかけて坂元台地の先端が迫り、比高差約100mの崖となつて遺跡地に続く。この台地（城山）の北部は遺跡の北部で傾斜し、小丘を造る。遺跡地は現在標高約11mを測るが、今回の発掘及び、二丸跡発掘（現鹿児島県立図書館）や厩等跡（現国立南九州中央病院）のボーリング結果などから、本遺跡地を標高約8mの最高点として、東西に低くなる小丘陵地を形成し、標高約6m前後から泥炭地となり海岸に続いていたものと考えられる。この小丘陵地は東西約600m、城山の基部から東南、海岸へ約150～180m程度のものであろう。

なお、石垣、雨落溝、排水溝、上水道石管等に多く利用された溶結凝灰岩は、本遺跡地の北東約3～5kmに位置する鹿児島市小野付近の溶結凝灰岩（通称「小野石」、「河頭石」）と考えられる。

第2節 歴史的環境

鹿児島市における先史時代の遺跡は、背後地の台地先端部や、小河川によって開析されてきた舌状台地等に多く立地するほか、市街地周辺では標高約10m 前後の丘陵地に立地する。

旧石器時代では市北の加栗山遺跡、加治屋園遺跡が著名である。加栗山遺跡は細石刃、細石刃核、石鏃、磨製石斧、大形加工台形様石、剥片等約7万点が出土した。この遺跡は縄文時代早期の遺跡でもあり、竪穴住居址群・土壇群等が土器、石器とともに多数検出・出土した。

この加栗山遺跡の近くの加治屋園遺跡では、細石刃、細石刃核等とともに隆線文土器、無文土器片114点が出土し注目された。このほか台地では縄文時代早期の前平遺跡、大正14年（1929）英国人ドクトル・エヌ・マンローによって発掘された石郷遺跡（縄文時代中・後期）がある。市街地周辺部の丘陵部には春日町遺跡、若宮神社遺跡、大竜遺跡、南洲神社遺跡等縄文時代前期から後期にかけての遺跡が点在する。

市の南部には台地先端部に骨角器、貝製品、石製品等のほか多数の土器が出土する草野貝塚（縄文時代後期）が著名である。

時代が下って弥生時代になると遺跡はより海岸に近い地域に立地してくる。遺跡としては、一の宮遺跡、笹貫遺跡等多数にのぼる。古墳時代の遺跡では釘田遺跡（鹿児島大学構内）が知られる。この遺跡からは住居址、木器、土師器、須恵器等のほか河岸のしがらみが検出された

古代の鹿児島は、薩摩国13郡の1つで、東は大隅国と接していた。その後伴椽大監兼行が、安和2年（969）鹿児島郡神食村に、伴椽館をたてて住んだという。

島津氏と鹿児島のつながりは弘安3年（1284）守護兼地頭島津氏3代久経が浄光明寺を建立、先祖の霊を弔ったといわれる頃からで、以後南朝方の郡司矢上・中村氏等の争いで、興国4康永4年（1343）東福寺城・矢上城を陥落させ、5代貞久の子氏久が東福寺城、ついで氏久の子元久が清水城（清水中学校）に居城した。清水城は背後の山上と、山下の居館からなり、やがて居館を中心に初期の城下町が形成されるに至った。

その後天文19年（1550）伊作家から出て本宗の家督をついだ島津貴久は内城（大竜小学校）に移った。この城は平城でのち大竜寺となった。

この内城から鹿児島城への移城は島津家久によって行われ、甲突川の川筋の変更等を行い城下の整備が進められた。城下は鹿児島城を境に東を上方限、西が下方限と二分され、城周辺には武家屋敷、さらにその周辺に町屋敷が並んだ。町屋敷は上町6町、下町12町、西田町3町かなる。藩政期には前之浜干潟地の埋立、堀の竣工等の整備がなされ城下町として発展していった。これ等の道筋は名山堀、麩屋石垣等の一部を除きほとんど現在も変わらない。

明治維新後は明治2年（1869）知政所、明治4年（1871）鎮西鎮台第二分営が置かれ、明治6年（1873）焼失する。その後この本丸跡には、鹿児島学校、中学造士館、第七高等学校、鹿児島大学医学部と引継がれていった。

鹿児島城本丸跡は元禄9年（1696）、明治6年（1873）と二度の火災によりすべて焼失し現在では石垣、堀、大手橋を残すのみとなった。



第1図 鹿児島（鶴丸）城本丸跡及び周辺遺跡図

表1 鹿兒島（鶴丸）城本丸跡及び周辺遺跡一覧表

番号	遺 跡 名	所 在 地	時 代	遺 物 等	備 考
1	鹿兒島(鶴丸)城本丸跡	鹿兒島市城山町	近 世		本 報 告
2	鹿兒島城二丸跡	〃 〃	近 世		昭51年県文化課発掘
3	加 栗 山	〃 川 上 町	旧石器・縄文・中世	細石刃・細石刃核・石坂式・吉田式・前平式・住居址・堀	鹿県埋文調査報告書(16)1981
4	加 治 屋 園	〃 川 上 町	旧石器・縄文	細石刃・細石核・隆帯文土器	〃 (14)1981
5	前 平	〃 吉 野 町	縄 文	前平式	「鹿兒島のおいたち」1955
6	石 郷	〃 吉 野 町	〃	阿高式・指宿式・市来式・御領式・鐘ヶ崎式	〃
7	春 日 町	〃 春 日 町	〃	春日式・阿高式・指宿式・西平式等	〃
8	若 宮 神 社	〃 池之上町	〃	西平式・市来式・御領式	〃
9	大 竜（内城）	〃 池之上町	縄文・中世・近世		鹿市埋文調査報告書(1)1979 〃 (2)1982
10	南 洲 神 社	〃 上竜尾町	縄 文	前平式・石匙・石鏃	
11	草 野	〃 下福元町	〃	市来式・松山式・草野式・石製品等	県考古学会紀要第1号 1952 鹿市埋文調査報告書(4)1983
12	一 の 宮	〃 郡 元 町	弥 生	住居址・弥生式・石斧等	鹿県文化財調査報告書(1)1954
13	笹 貫	〃 宇 宿 町	〃	住居址・弥生式	「鹿県考古学会紀要」第2号1952
14	釘 田	〃 鴨 池 町	古 墳	住居址・土師器・須恵器しがらみ	昭50・51年度 県文化課発掘調査
15	島 津 磯 別 邸	〃 吉 野 町	近 世		国 指 定
16	田 ノ 浦 窯	〃 清 水 町	〃	薩摩焼・窯道具	「薩摩焼の研究」1941
17	東 福 寺 城	〃 〃	中 世		鹿市文化財調査報告書(2)1978
18	清 水 城	〃 稲 荷 町	〃		鹿市文化財調査報告書(3)1980
19	大 乗 院 跡	〃 〃	江 戸	排水溝・上水道石管・染付	鹿市埋文調査報告書(3)1983
20	南 方 神 社	〃 清 水 町	〃		
21	稲 荷 窯 跡	〃 稲 荷 町	〃	薩摩焼・窯道具	「薩摩焼の研究」1941
22	福 昌 寺 跡	〃 池之上町	〃		鹿県文化財調査報告書(1)1954
23	矢 上 城 跡	〃 玉里団地	中 世		団地造成で消滅
24	豎野(冷水)窯跡	〃 冷 水 町	近 世	窯跡・薩摩焼・窯道具	「豎野(冷水)窯跡」1978
25	長 田 窯 跡	〃 長 田 町	〃		「薩摩焼の研究」1941
26	御 用 水 跡	〃 冷 水 町	〃		
27	名 山 堀 跡	〃 名 山 町	〃		
28	琉 球 館 跡	〃 小 川 町	〃		
29	玉 里 邸	〃 玉 里 町	〃	長屋門・茶室・池・高枘等	
30	甲 突 川	〃			
31	西 田 橋	〃	近 世		「西田橋」鹿県教育委員会

第三章 調査の概要

鹿児島（鶴丸）城本丸跡は明治6年（1873）炎上し、焼失した。その後第七高等学校、鹿児島大学医学部が城内に建設されたことなどから、城関係の遺構の残存が危惧されていた。

特に近代建築物の基礎は深く地中にはいるため、医学部関係の建造物取壊しの時は、基礎部分の撤去には充分の注意がはられた。

この撤去が完了した昭和53年10月23日から、発掘調査に着手した。

調査はまず、比較的建造物の少ない個所と、密集個所を選定し、遺構の残存度の比較検討、検出遺構の時期対比（築城時か廃城時か）、検出遺構と「成尾常矩指図」との比較等を主眼として行うこととした。

調査実施にあたって、5m四方を単位とするグリッドを設定したが、この基準線は二丸跡発掘調査（昭和51年度・現県立図書館）時に、二丸跡と本丸跡を区切る石垣を基準線として設定したので、これに従うこととした。すなわち略東西線が石垣の線とし、これに略南北方向に5m間隔のグリッドを設けた（磁北に対し、略東西方向はN-43°-Wである）。

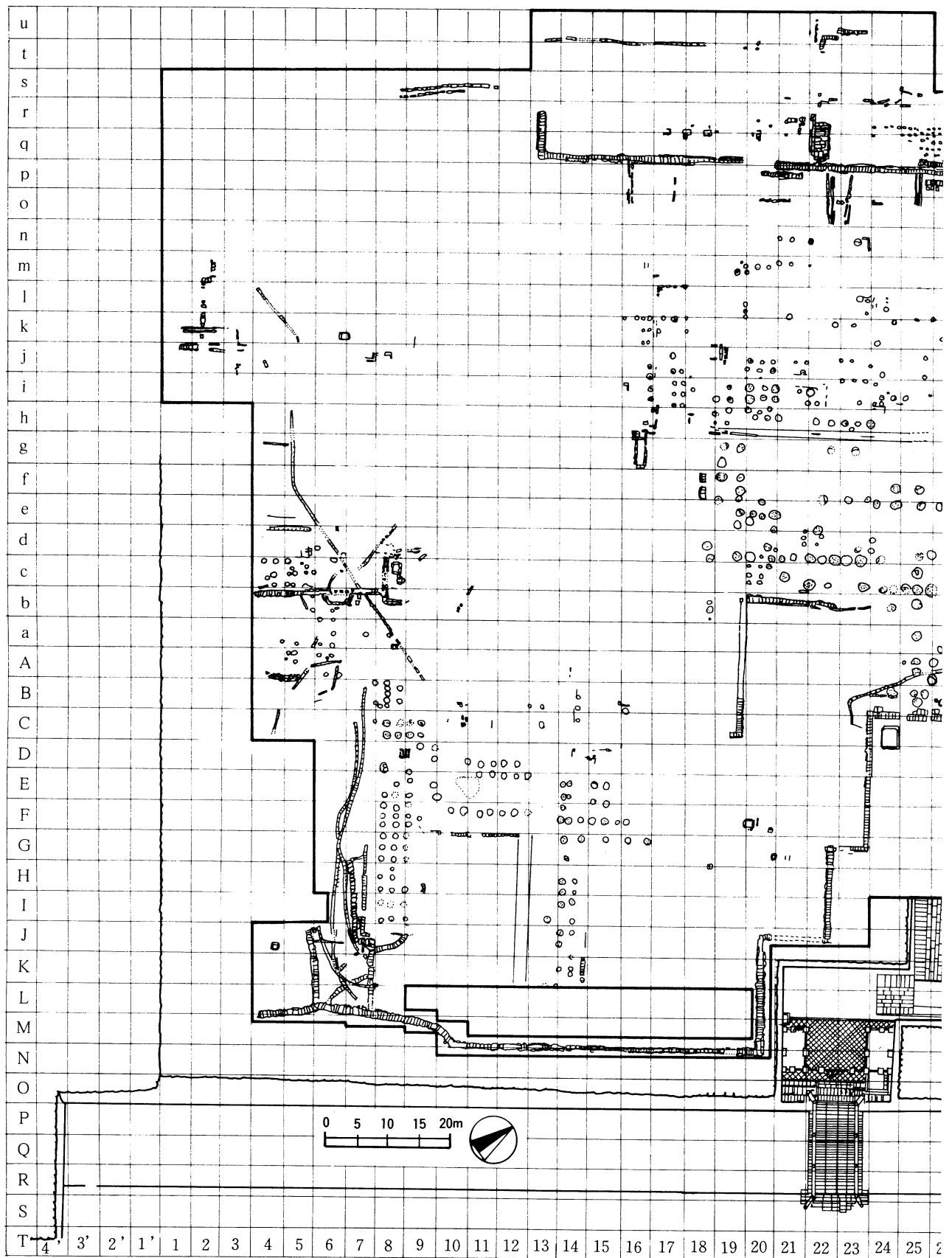
そして略東西方向を東へA～N、西へa～u、略南北方向は、石垣を基点とし、略東へ1～38とし、それぞれA-1区、a-1区と呼称した。

試掘調査は、この小グリッドに従い20m間隔に2m幅のトレンチをさらに設定し、遺構の残存状況を把握することとした。その結果、建造物のない所、前・中庭等は比較的遺構の残りが良いことが判明したため、全面発掘にきりかえた。なお、遺跡を囲む石垣及び堀は県指定史跡であるため、この保存に影響を及ぼす区域として、石垣より内側15mの範囲は、発掘調査区から除外した。発掘調査は、建造物の基礎、固い土壌、時として降る桜島の火山灰に悩まされるなかで続けられた。

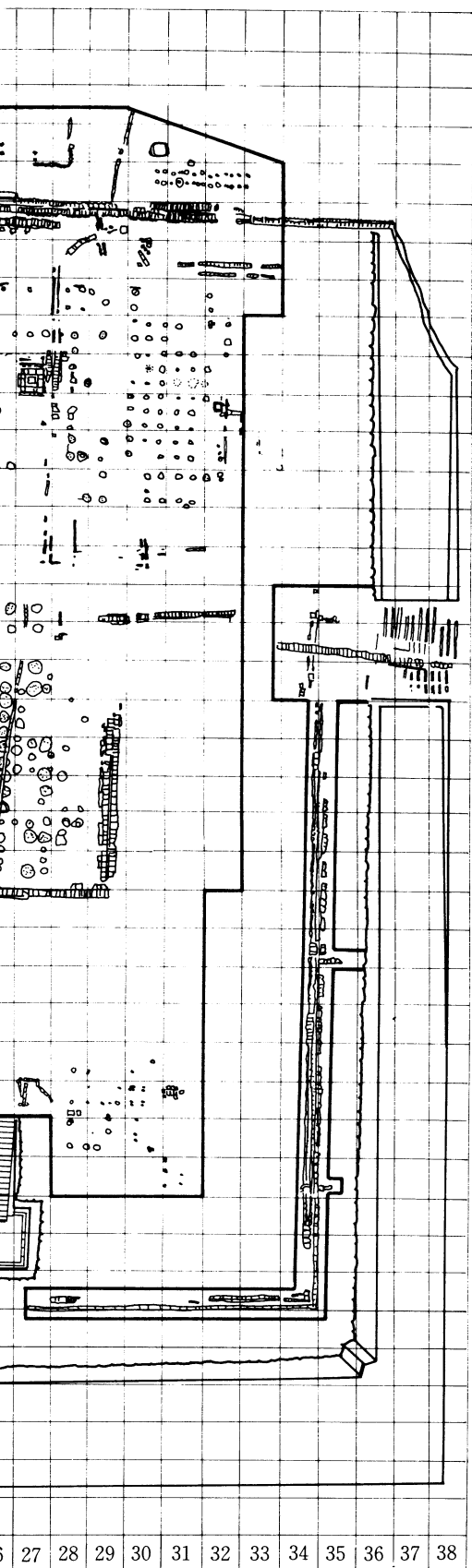
調査の結果、C～P-16～33区に、雨落溝、礎石、根石、排水路、井戸、雪隠、池、水漕等のほか、明治期の上水道石管が検出された。特にC～g-18～30区については「成尾常矩指図」の「虎之間」、「御対面所」、「御一門方入口」等と合致し、以後の検出遺構と指図との対比を容易ならしめた。K～A-5～16区にかけても、雨落溝、根石、上水道石管、水門、排水溝、水利施設等検出され、指図による、「表御書院」、「奥御書院」、「麒麟之間」等の位置をおさえることができた。g～o-28～33区は礎石、根石、井戸が良好な状態で検出された

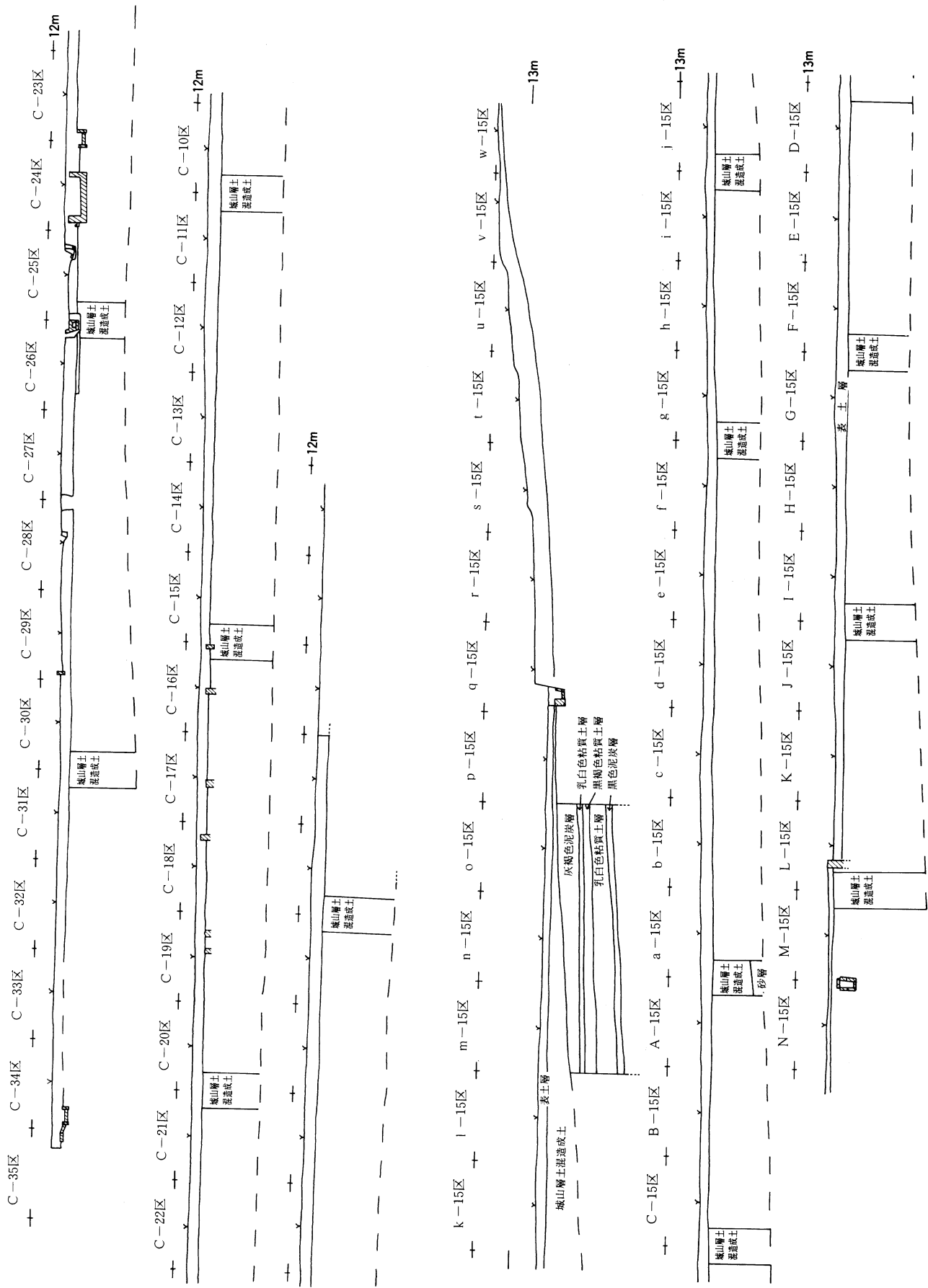
p、qから上段にかけては、階段、根石等が検出されたが、医学部関係の建物で寸断され、規模を把握できなかった。このほか、a～n-1～9区付近も遺構が検出されたが、破壊部分が多く遺構を関連づけられなかった。これ等遺構検出のほか、築城時の盛土、石垣の後詰等、普譜技術解明の試掘を行い、その解明に努めた。

出土遺物は、P、Qライン上段から多数出土したほか、E-10、11区には瓦溜が確認できた出土遺物は、薩摩焼各種、伊万里焼を主体に、かわらけ等の陶磁器類のほかに、瓦類、釘、古銭、鏡等が出土した。概して江戸末期を中心とするものであった。



第2図 遺跡グリッド配置図 (太線内発掘調査区域)





第3図 土層断面図

第Ⅳ章 層 位

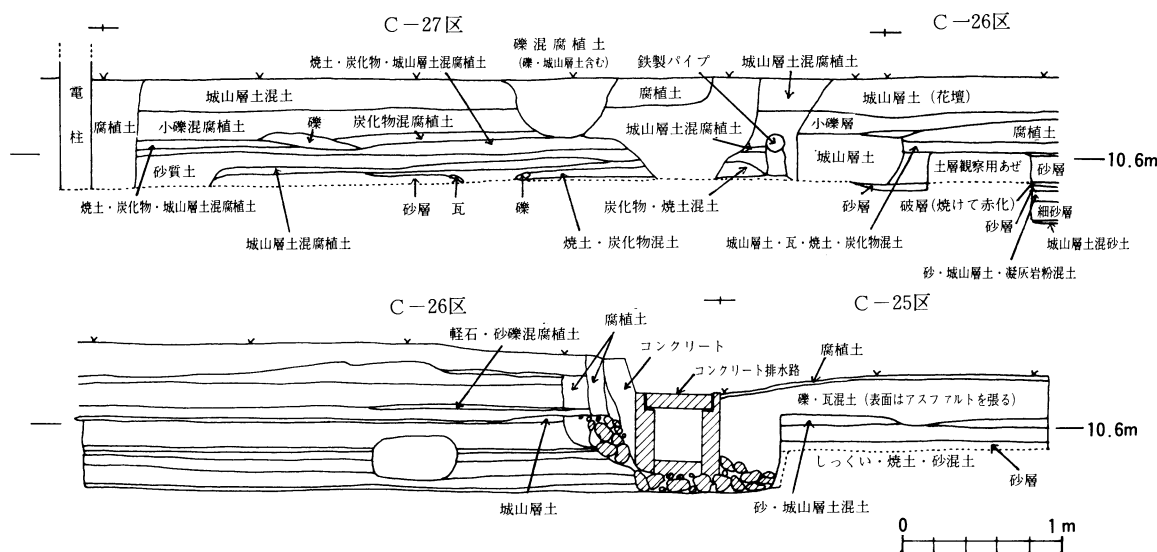
本遺跡地の現況高は、pラインから東側が標高約11m前後で平坦、pラインから城山にかけては標高約13mを測るが、築城時の造成等による地形の変化が十分考えられたために、数ヶ所に試掘溝を掘るとともに、周辺のボーリング結果、既報の地質関係論文等も参照とした。

その結果、m-15区では現地表面が標高11.5mを測り、以下10.5mが表土(旧医学部造成土)9.75mが城構築時造成土、その下位が城山層土の二次堆積となる。即ちⅢ層灰褐色泥炭層(厚さ50cm)、Ⅳ層乳白色砂質層(厚さ20cm)、Ⅴ層黒褐色砂質層(厚さ70cm)、Ⅵ層乳白色砂質層(厚さ120cm)、Ⅶ層黒色泥炭層(厚さ30cm)となる。このⅢ層以下が、本遺跡の基盤層となる。この基盤層の上面をたどると、j-15区で8.5m、c-15区で8m、C-15区で7.2m、L-15区で5.8mとなり、北東から東南へかけ標高差2.3mをもつゆるやかな傾斜をもつ。

一方、横断面C列の土層断面は、C-6区で6.6m、C-15区で7.1m、C-25区で7.7m、C-30区で6.6mを測り、その標高差1.6m前後でやや平坦となる。またk-6区では基盤層は11m、l-27区は9.4m、e-37区は7.8mを測る。

これらのことから本遺跡は北東から東南にかけて緩傾斜をもつ小段丘であったことが知れる。築城時は、この小段丘の先端、側端を削りとり石垣、堀を構築する一方、背後の城山を削り、その土砂を造成土として利用したものと考えられる。

なお第4図は、城の玄関口に当るC-25～27区の詳細な土層断面図である。この断面図中に焼土・炭化物・城山層土混腐植土層が観察されるが、この層がC-25区の雨落溝側石の頂部レベルとほぼ一致することから、明治6年(1873)焼失時の面であろう。なお元禄9年(1696)の類火については「……田舎5百姓共方てより参り而焼土を御廐・護摩所之間に持込ミ申内……」(旧記雑録追録巻21)とあることから、焼失後は焼土等は除去し、整地したことがうかがわれる。今回の調査でもこの期と断定しえるものは検出できなかった。



第4図 土層断面図

第Ⅴ章 遺 構

第1節 遺構全体概観

発掘調査で検出された遺構の区域は、第七高等学校、鹿児島大学医学部の建造物等の基礎によって破壊を免がれた、C～P-17～33区、L～B-5～15区、b～m-1～9区、p～u-13～32区等である。従って本来は単一、あるいは連続する遺構も寸断が著しく、全体の規模、遺構間の関連等の把握が不十分であった。

検出した遺構は、礎石、礎石を支える根石、雨落溝、地上に施設する排水溝（凝灰岩利用と平瓦利用）、暗渠形排水溝、池、水漕（凝灰岩をくり抜いた石製）、上水道石管（凝灰岩をくり抜いたもので、藩政期と明治期）、井戸、門跡、階段、雪隠、使用目的は不明の水利施設、出入口等である。

これら遺構のうち、比較的保存状態の良好なC～g-18～32区について述べると、凝灰岩切石を利用した雨落溝に囲まれた区域に、安山岩質の自然石の礎石及び根石が検出された。根石は直径0.7m～1.90m、深1.13mの大形の掘込みに、川原石、凝灰岩片を目つぶしに用い、強く叩きしめたものである。

同様なものにJ～B-6～9区がある。この区域のものは根石も良く残り、桁行が確定できる。またg～n-28～33区について述べると、この区域は他に比較して礎石の保存状態は良く近くに井戸2基も検出された。

その他は前述したとおり破壊が著しく、空白部が目立つ。殊にA～q-9-15区、n～u-1～8区は完全に破壊されていた。

各々の遺構のうち根石はc～f-18～29区、J～B-8、9区のものには、直径、深さとも異なり、上屋構造の相違が推察されたし、上水道石管についても、藩政期と明治期では、接合部、栓の位置、大きさに相違がみられた。また暗渠形排水溝は城内に多数検出された。このうち石垣をとりまく排水溝の排水口は城壁に達し、石垣の保護も兼ねていたものと思われる。

井戸は5基検出され、3基を掘り下げた。その結果、井戸枠は水圧に耐えうるような構造であったり、雨落溝の側石は地中に埋設する部分は粗く仕上げ、露呈部は細かくノミを入れてていねいに仕上げる等の工夫が随所にみられた。

また、現在、明治初期撮影の写真5葉及び、成尾常矩になる指図が現存しているので、これ等と今回発掘調査で得た遺構との比較検討を重ねたところ、検出遺構は明治6年（1873）焼失した城遺構と原則的に一致することがわかった。したがって、今回調査した遺構は廃城時のものと結論づけることができよう。また造成等の普請作業過程の解明にも留意したところ、小丘地に、背後の城山の土砂（城山層土）を引きならしたこともわかった。

しかし、連続すべき建物が寸断されているために、全体の殿舎規模把握を行えなかったことは残念である。

以下各項ごとに検出遺構を説明する。

第2節 建物跡

前節のとおり建物跡に付随する遺構を検出したが、後世の建造物で寸断されていることや、全域を記載し説明する煩雑さを避けるため、本節では、比較的にまとまりのある区域毎に分け、A～M地区建物跡と呼称し記述する。

(1) A地区建物跡（第6図・図版4）

C～g-18～29区をA地区とした。この区域は御楼門、唐御門を経て入る本丸の正面に位置する。唐御門より約28mを隔て、正面の石垣と平行な雨落溝がある。この雨落溝はC，B-23～29区で西～東比に走り延長28.4mである。東北端はC，B-29区で直角に屈曲し北西に直進する。C-29区で破壊されているため先端部は不明である。西端はC，B-23，24区で東南に直角に屈曲したものが、G-23区，G-22区でさらに鉤形に屈曲してJ-23区で排水路に達する。この雨落溝は床面幅73cm，深さ約14cmを測る。側石は外側と内側では約12cmの差があり内側側石が高い。床石，側石ともに凝灰岩切石を利用し，幅15cm前後，長さ110～150cm前後のものを使用し，土中に埋設する部分は粗い仕上，露呈部はていねいな仕上げである。傾斜はC，B-25，26区を最頂点とし，約1.5度で左右に傾斜する。このことは，中心的な出入口のC，B-25，26区に雨水が残らないよう配慮されたものと思われる。

この雨落溝には，①C，B-25，26区，②A-29区，③C-29区に出入口が検出された。

①は幅3.8mのもので，凝灰岩切石6枚を差懸ける。暗渠部分には幅10cmの支石を置き，内側側石とのレベル高の統一を図る一方，面前には幅27cm，長さ195cmの縁石を2本配する。②は①同様の構造であるが，差懸ける切石は3枚，幅も2.3mと狭い。③は破壊されていたが，差懸切石が乗る側石部分に粗仕上げが認められたため，出入口とした。また①の左右2.5mの床石には，幅3cm，長さ17cmの柄穴が平行に2ヶ所掘り込まれていた。

雨落溝の内側は，側石に続き幅45～60cm前後，長さ83cm前後の切石を敷き，犬走りとし，さらに，B～C-29区では，犬走りに添い垂直に配したと思われる切石が，倒壊して検出された。

も1つの雨落溝はb-19～24区にかけて検出されたものである。b-19，20区で直角に屈曲し，C-19区に至り，再び南西に延びる。北東端は6-24区で破壊されているために不明であるが，B～6-23，24区に雨落溝が確認されていないため，G～B-23，24区の雨落溝の延長線との交点，b-24区が終末と考えられる。雨落溝の構造は前述のものと同一である。

b-21～22区の外側側石には，粗仕上部があり，出入口の可能性もある。床石，側石とも破壊が著しい。

これ等の雨落溝と，h-18～25区に検出された雨落溝の区域内に礎石及び根石が検出された。

礎石は，C，d-20区に7個現位置で検出されたもので，安山岩質の自然石を利用し，50～80cm前後のものである。いま礎石の中心間を計測すると，柱間約185cm，柱間112cm，143cm，178cmを測る。

その他の区域にも礎石に利用していたと思われる自然石が検出されたが，転倒等で現位置をとどめるものはなく，またその数も少なく，大部分は抜取られていた。

124基検出された根石は径70cm前後と径100～190cm前後の大小に分類できる。深さも径の大小に比例する。大形の根石は径190cm、深さ113cmの掘り方に、玉利石を主体にし、凝灰岩片も用いる。凝灰岩片は根固めの折に、破碎し粉末状となって玉砂利の目つぶしの効果を挙げている。この方法は根石径の大小の相違には無関係である。

この地区の根石の特徴は、大小の2種類があり、しかも延長線上に統一的に配されない根石がみられることである。このことは元禄9年（1691）焼失前と再建の根石が存在することに起因する。ただ雨落溝の変更がみられないことから、再建時の殿舎平面規模は基本的に変更はなかったものと考えられる。この地区は指図によると「虎之間」、「敷舞台」、「御対面所」に当り、本城では表門よりの玄関口で、対面、接客等中心的な建物である。根石が他の建物跡と比較して大きく、深いことも上屋構造の重厚さをうかがわせるものである。

第2表 A地区建物跡計測表

（単位cm、（ ）は径）

礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値
1 ～ 2 (110) (92)	188	42 ～ 43 (160)	195	99 ～ 100 (54×50)	150	3 ～ 1	144	99 ～ 90 (175)	400	123 ～ 117	300
5 ～ 6 (70) (72)	150	43 ～ 44 (130)	207	100 ～ 101 (70×68)	178	62 ～ 37	594	110 ～ 107	210	126 ～ 89	400
6 ～ 7 (70)	130	44 ～ 45 (172)	218	104 ～ 105 (88×74) (74×72)	112	37 ～ 28	175	107 ～ 101	190	89 ～ 88	300
7 ～ 8 (180)	134	45 ～ 46 (158)	162	105 ～ 106 (62×50)	143	28 ～ 20	210	101 ～ 94	165	88 ～ 87	158
8 ～ 9 (100)	208	46 ～ 47 (150)	210	106 ～ 107 (150)	178	21 ～ 9	214	94 ～ 92	174	87 ～ 75	309
9 ～ 11 (152)	404	47 ～ 48 (110)	534	110 ～ 111 (160)	470	9 ～ 2	615	92 ～ 91	158	75 ～ 68	400
11 ～ 12 (160)	220	48 ～ 49 (140)	268	111 ～ 112 (148)	238	63 ～ 39	595	91 ～ 86	270	68 ～ 57	300
12 ～ 14 (150)	358	58 ～ 60 (150) (115)	140	112 ～ 113 (115)	220	39 ～ 11	580	86 ～ 84	200	57 ～ 48	338
19 ～ 20 (170) (168)	438	60 ～ 61 (144)	302	113 ～ 114 (150)	140	40 ～ 12	545	84 ～ 82	200	48 ～ 26	318
20 ～ 21 (90)	154	61 ～ 62 (150)	190	114 ～ 115 (130)	204	12 ～ 4	240	82 ～ 81	190	76 ～ 69	395
22 ～ 23 (90) (108)	180	62 ～ 63 (160)	410	115 ～ 116 (120)	250	64 ～ 42	595	81 ～ 80	235	69 ～ 49	630
24 ～ 25 (184) (200)	290	63 ～ 64 (150)	540	116 ～ 117 (158)	260	42 ～ 30	185	80 ～ 78	325	49 ～ 27	368
25 ～ 26 (86)	510	64 ～ 65 (162)	218	120 ～ 121 (130) (170)	375	30 ～ 14	390	67 ～ 54	200	124 ～ 125 (128) (140)	400
26 ～ 27 (154)	262	65 ～ 66 (164)	268	121 ～ 122 (155)	250	104 ～ 98	185	56 ～ 46	400	10 (70)	13 (70)
33 ～ 34 (76) (80)	110	66 ～ 67 (125)	290	122 ～ 123 (125)	260	85 ～ 83	300	46 ～ 24	390	15 (98)	16 (70)
34 ～ 35 (78)	140	68 ～ 69 (120) (135)	265	19 ～ 5	208	83 ～ 79	550	24 ～ 17	182	29 (110)	31 (90)
35 ～ 36 (120)	150	73 ～ 74 (120) (130)	300	70 ～ 60	362	79 ～ 77	330	47 ～ 25	395	50 (110)	51 (70)
36 ～ 37 (72)	208	75 ～ 76 (160) (158)	250	60 ～ 59	160	77 ～ 74	165	112 ～ 109	220	54 (75)	71 (70)
37 ～ 38 (190)	208	77 ～ 78 (130) (130)	442	59 ～ 34	430	74 ～ 72	210	109 ～ 102	150	135 (90)	127 (60)
38 ～ 39 (194)	190	79 ～ 86 (160) (190)	240	61 ～ 36	598	72 ～ 65	192	102 ～ 97	200	129 (150)	133 (110)
39 ～ 40 (188)	200	85 ～ 86 (178) (160)	240	36 ～ 20	395	65 ～ 55	200	120 ～ 113	300	131 (65)	132 (70)
40 ～ 41 (160)	170	96 ～ 97 (114) (178)	230	20 ～ 8	190	55 ～ 43	395	121 ～ 115	300	93 (110)	95 (135)
41 ～ 42 (140)	200	98 ～ 99 (80×60) (68×76)	108	8 ～ 3	495	105 ～ 99	185	122 ～ 116	300	118 (85)	119 (160)

(2)B地区建物跡（第7図・図版5）

H～E-13～16区をB地区とした。この区の周辺区は破壊が著しいため、西及び南東区に検出された遺構と結びつけることは出来なかった。H-14～16区に幅9cm，長さ50～55cmの縁石が点在し，その南東H-15区には玉砂利のたたきが認められたので，この建物の前庭と考えられる。

また，K，J-14区の雨落溝が直進するが，H，G-14，15区付近で破壊されていたため，H-14～16区の接合部は明確にできなかった。またH～C-13区も校舎基礎で截切られていたことにより，12区以西の遺構と結べなかった。ただK～H-14区の根石の延長線上に，B地点の根石が乗ることから，C地点の建物跡とは結合するものと思われる。

根石は21基検出できた。根石は平面形円形で長径70～130cm，深さは10～60cmを測り，概して浅い。使用する石は砂利，凝灰岩片である。配列は1～5，6～8，9～10，11～13，14～17，19～20の間と1～21，2～20，4～7，5～17，12～16の間が結べる。

2～5，6～8の平均値は196cm，11～13，15～17は296cm，1～19，2～20は301cmであり，D-14区とD-15区の根石は梁行，桁行とも延長には乗らない。また，1～9，9～14，14～21は1～9の280cmを除き他は365～385cmの間隔である。また2～6，4～7，5～8は平値108cmを測り，他の根石に比較して接近している。指図では「表御書院」にあたる。

第3表 B地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
1 ～ 2 (120) (110)	305	9 ～ 10 (115) (85)	300	16 ～ 17 (100)	302	19 ～ 21 (102)	365	11 ～ 15	190	4 ～ 7	100
2 ～ 3 (95)	200	11 ～ 12 (130) (98)	310	19 ～ 20 (90) (92)	300	5 ～ 8	114	13 ～ 17	200		
3 ～ 4 (95)	175	12 ～ 13 (110)	280	1 ～ 9	280	2 ～ 6 (110)	110	15 ～ 18 (73)	212		
4 ～ 5 (85)	205	14 ～ 15 (90) (125)	300	9 ～ 14	385	6 ～ 10	190	18 ～ 20	164		
7 ～ 8 (80) (84)	205	15 ～ 16 (110)	292	14 ～ 19	370	10 ～ 11	195	12 ～ 16	210		

(3)C地区建物跡（第8図・図版5）

L～H-12～15区をC地区とした。この区の北東K，J-14区には床面幅65cmに側石が付き全体幅90cmの雨落溝が，南東～北西に延び，対面には南西～北西に延びる幅130cmに平行する側石が検出された。このうちK～H-12，13区の側石の内側には床石等検出されなかったが，明治初期に撮影されたK～G-13～14の建物の奥に板壁築地をかい間見ることができるので，築地が想定される。これ等は南側にも延びるものと思われるが，石垣の保護区に当り確認はできなかった。また，北側はB，D地区建物跡の遺構に接合するものと思われる。

根石は，雨落溝，築地等に挟まれた区域に，18基検出できた。雨落溝とは約140cm，築地とは280cmの間隔がある。この築地との間は破壊が著しく，梁行が1間延長されるか，底が付随するかは不明である。ちなみに，梁行根石平均値192cmは充分にのることから3間の梁行が考えられる。

根石は平面形が円形で長径80～120cm。深さ20～70cmを測り，1～2，3～9列は深く，使用した凝灰岩片も大きい。これに比較して10～18列は浅く使用石も小さい。

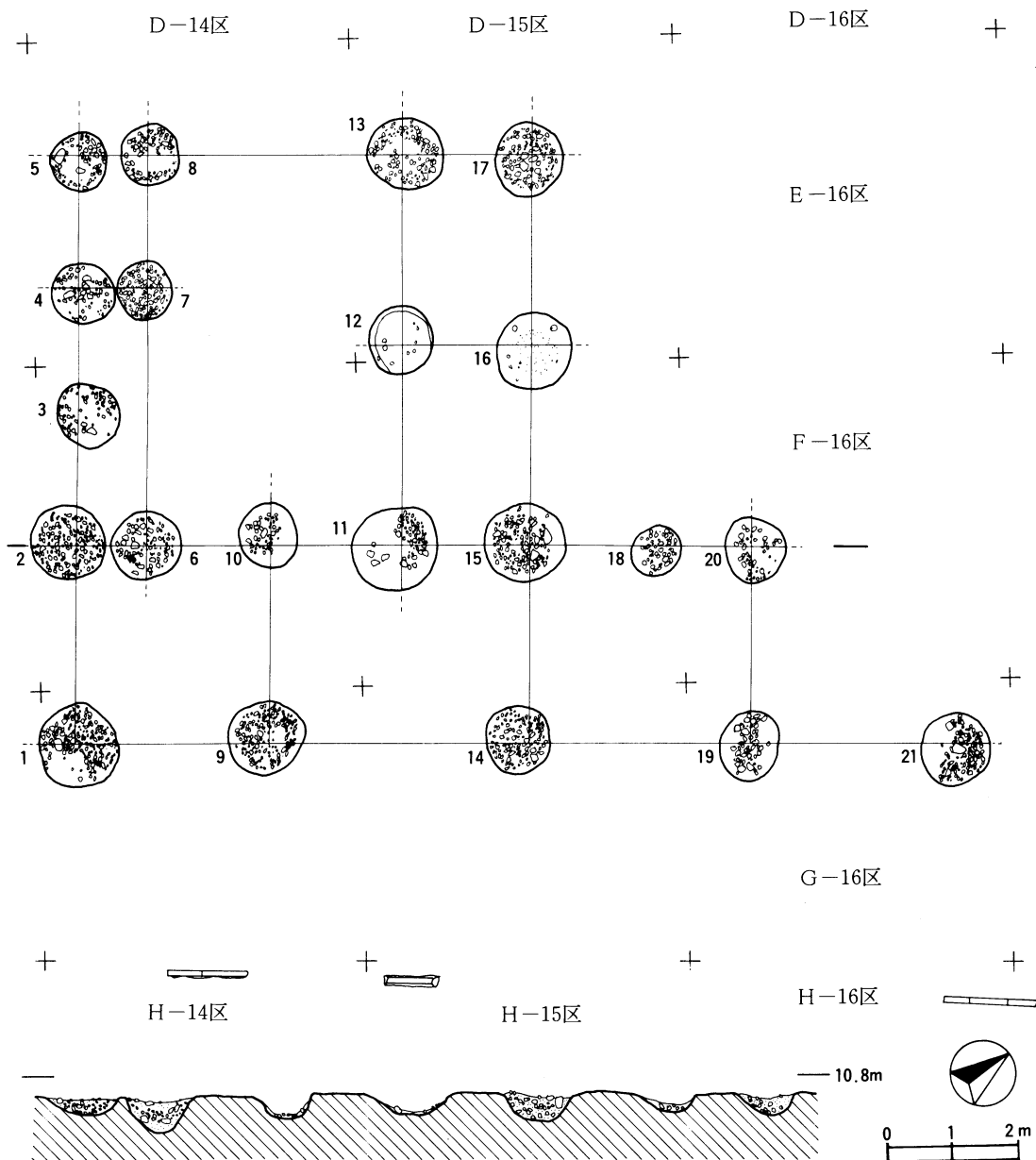
根石中心間の計測値でみると、梁行根石間は194cm。桁行根石間は3～4、10～12の300cmを除き、平均187cmを測る。

この区域は、指図によると「熊之間」に当り、ここより懸橋を経て「能舞台」が西側に図示されている。能舞台は検出されなかった。

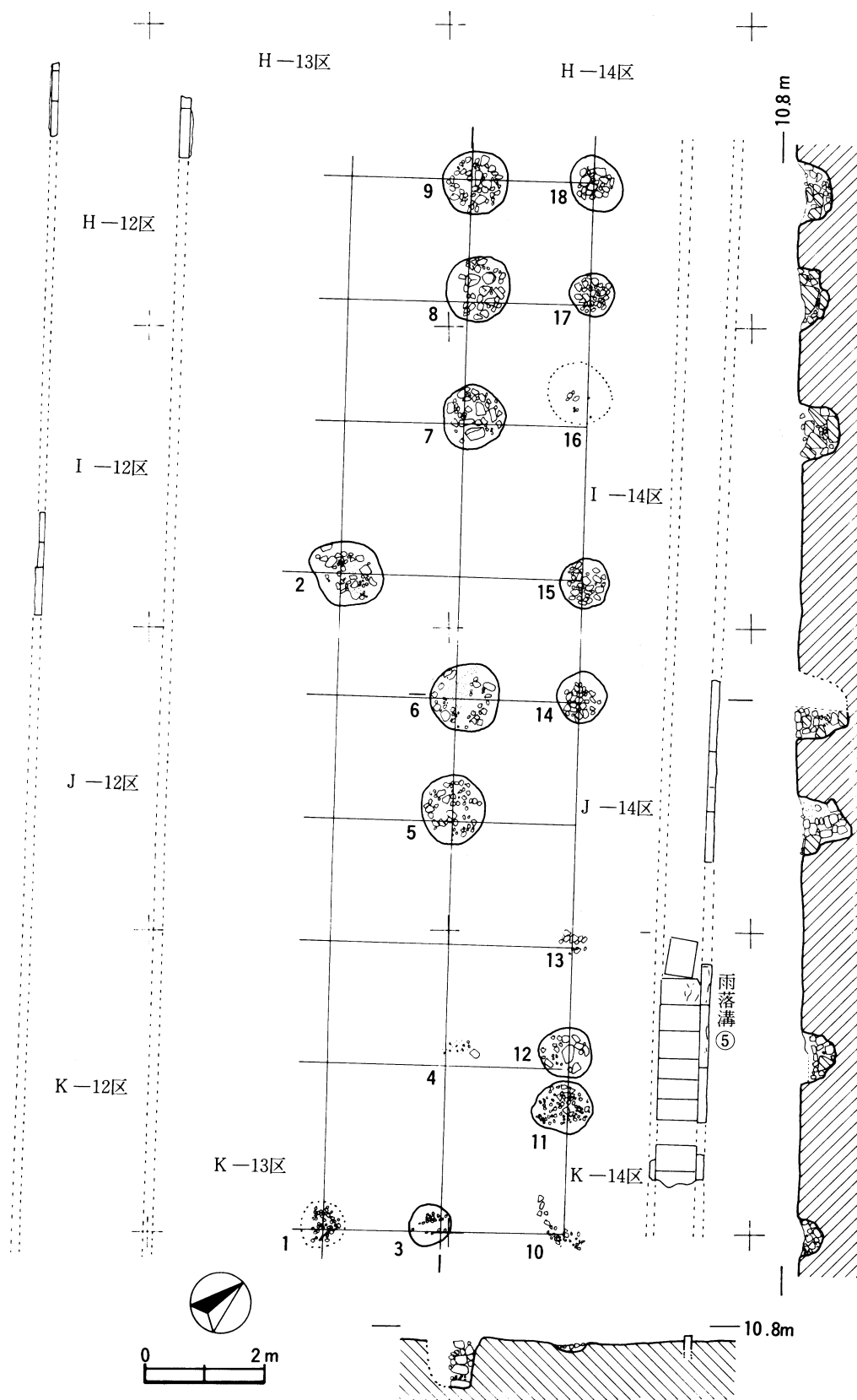
第4表 C地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
3～4 (62)	300	10～12 (82)	300	16～17 (72)	175	6～14	194	3～10	200
5～6 (105) (112)	185	12～13	184	17～18 (80)	182	7～16	200	4～10	200
7～8 (100)	215	14～15 (80) (75)	190	1～3	200	8～17	190	11 (100)	
8～9 (99) (105)	175	15～16 (100)	300	4～12	180	9～18	175		



第7図 B地区建物跡実測図



第8図 C地区建物跡実測図

(4) D地区建物跡 (第9図・図版6)

G～D－9～13区をD地区とした。この地区は西南～東北、G、F－9区からG、F－12区にかけて幅90cmの雨落溝が走る。一端はG－9区で直角にF－9区方向に屈曲する。他の一端はG－12区で消滅しているが、C地点の築地と想定された縁石と交わるものと思われる。東、西はそれぞれC、E地区建物跡と接続する。根石はこれ等に挟まれた区域に検出された。面前の根石と雨落溝間は約340cmである。根石は平面形が円形で長径90～124cmを測り、深さは30～50cmと浅い。使用石は凝灰岩片、砂利のほか軽石を使い、よく叩きしめられている。

1～16、5～17の根石の間約6mには瓦留や破壊が著しいため根石の検出はできなかった。

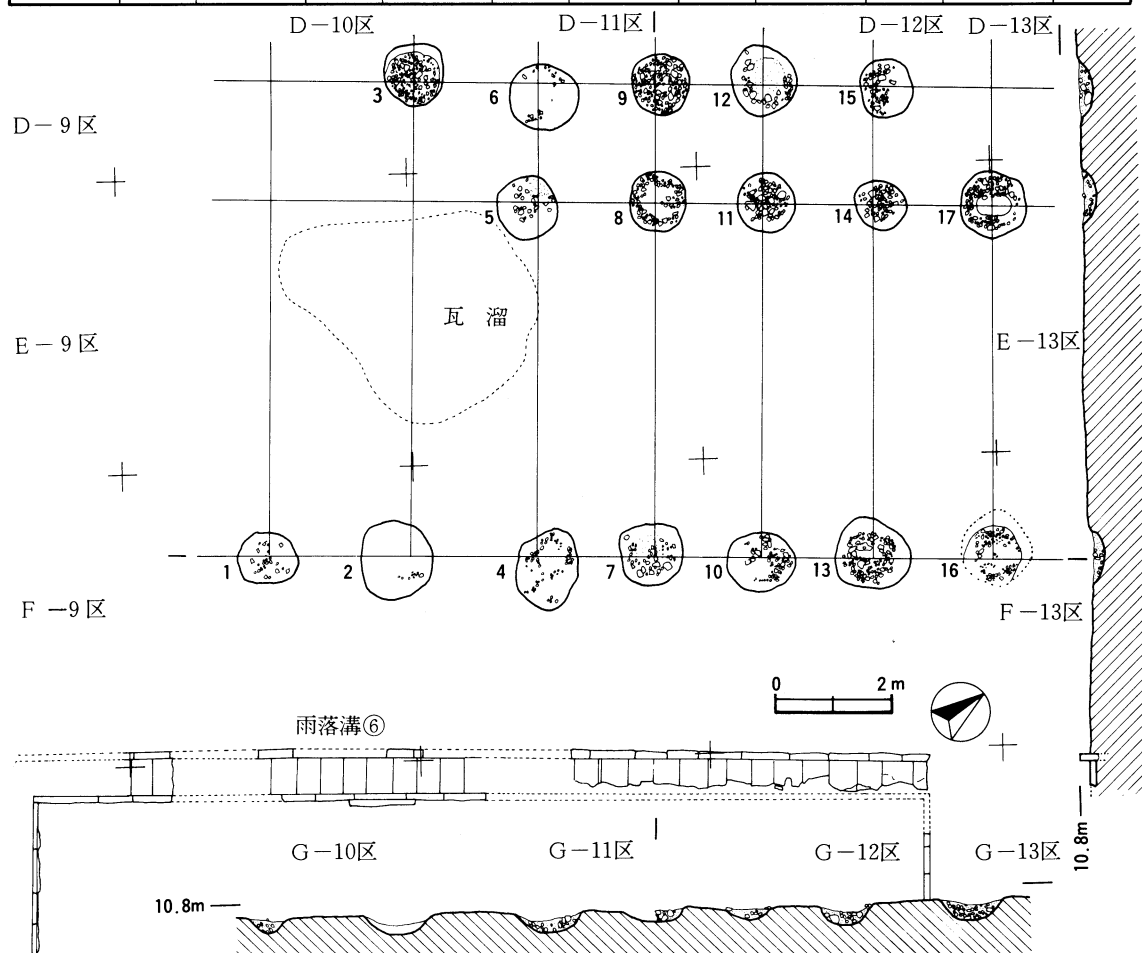
梁行根石間は平均値は199cm、桁行根石間は2～4の259cmを除けば198cmである。

いま梁行根石間の平均値199cmを1～16、5～17の空白部に置けば2基の根石がほぼ等間隔に配されることになるが、発掘調査では根石は検出されなかった。

第5表 D地区建物跡計測表

(単位cm () 径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
4～5 (110) (100)	608	8～9 (97)	195	13～14 (124) (90)	590	2～4	259	10～13	186	8～11	190
5～6 (115)	195	10～11 (115) (95)	605	14～15 (90)	204	4～7	175	13～16 (115)	210	11～14	195
7～8 (102) (90)	608	11～12 (110)	205	1～2 (100) (120)	208	7～10	202	5～8	215	14～17 (110)	185



第9図 D地区建物跡実測図

(5)E地区建物跡（第10図・図版6）

J～E－7～9区をE地区とした。この区は根石及び雨落溝が三方を巡り、遺存度の良好な区域である。D地区からの雨落溝はG，F－9区で直角に屈曲しH－9区に至る。延長部は不明だが，J－7，8区の雨落溝の延長上と交わると思われる。J－7，8区の雨落溝はJ－7区で直角に屈曲し，F－7区に達する。これ等の雨落溝に囲まれた区域に35基の根石が検出された。この根石はE－8，9区でF地区，E，F－9区でD地区と接合する。

また，西側には雨落溝の排水を受けた暗渠形排水溝が，南東方向に巡る一方，この排水溝のさらに西側には藩政期の上水道石管が検出されている。

根石は平面形が円形で長径70～100cm，深さ20～40cmと浅い。使用した根石は凝灰岩片，砂利のほか軽石の多用が目だつ。各根石中心間の距離は，桁行根石間が190～211cm，平均値198cmとほぼ一定しているのに対し，1～24，2～25列の梁行根石間隔247cm，2～25，3～26列が231cmである。この部分は写真(図版62－④)でみると別棟の建物に当る。また14～16列の中間の15同様の根石が4～5間にあったとすればこの間隔は約150cmとなる。この地区は指図によると南側より「麒麟之間」，「サギノ間」に当り，明治初期の写真（図版62）もこの地区のものである。写真から入母屋造りの1列の建物で，正面には面皮柱をもつ土庇のつく建物であることが知れる。

第6表 E地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
1～11	190	6～17 (80)	196	10～22 (90)	185	6～7	191	15～16	140	22～23	190
11～24 (80)	210	7～18 (88)	200	22～33 (70)	211	7～8	180	16～17	185	24～25 (84)	248
12～25	190	8～19 (74)	201	1～2	250	9～10	180	17～18	187	25～26	230
3～13 (70)	200	19～30 (90)	196	2～3	235	11～12	245	18～19	187	30～31 (95)	137
3～26	196	20～31 (80)	200	3～4	196	12～13	230	19～20	145	31～32	160
4～14 (70)	190	9～21	199	4～5	285	13～14 (90) (85)	210	20～21	140		
5～16 (82)	201	21～32 (105)	201	5～6	190	14～15 (70)	150	21～22	190		

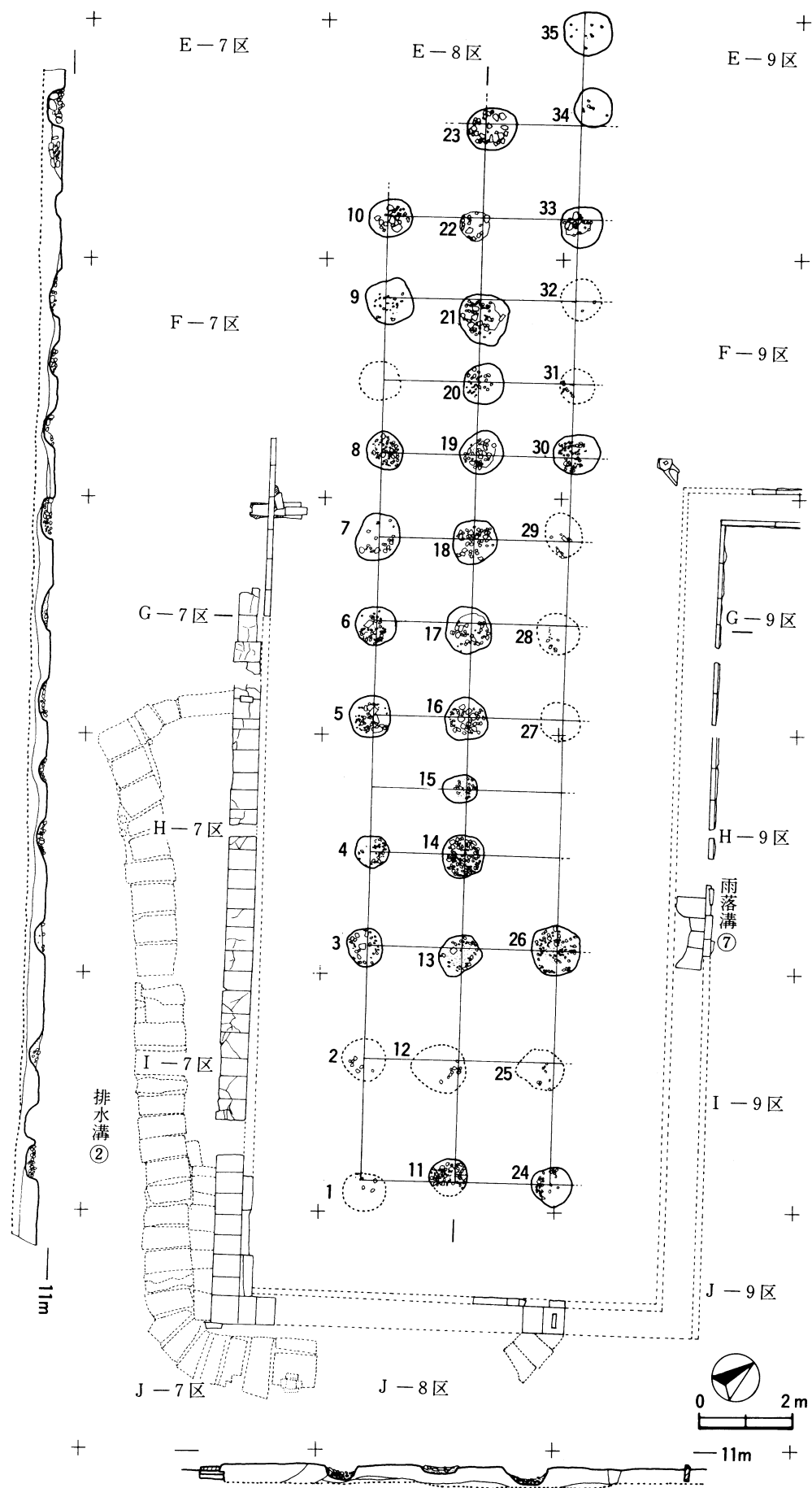
(6)F地区建物跡（第11図・図版6）

D～B－7～10区をF地区とした。この区は南東でE地区建物跡と連続するが，他については破壊が著しく不明である。根石は平面形が円形で長径70～130cm，深さ35～60cmを測り，根石には軽石を多用し，他に凝灰岩片，砂利を利用する。D－8，9区に傾斜した床面にしっくい目詰めをした水利施設が検出された。この水利施設には導水施設が設置されていることから建築遺構との関連は深い。なお1はD地区建物跡の3に結ばれる可能性がある。

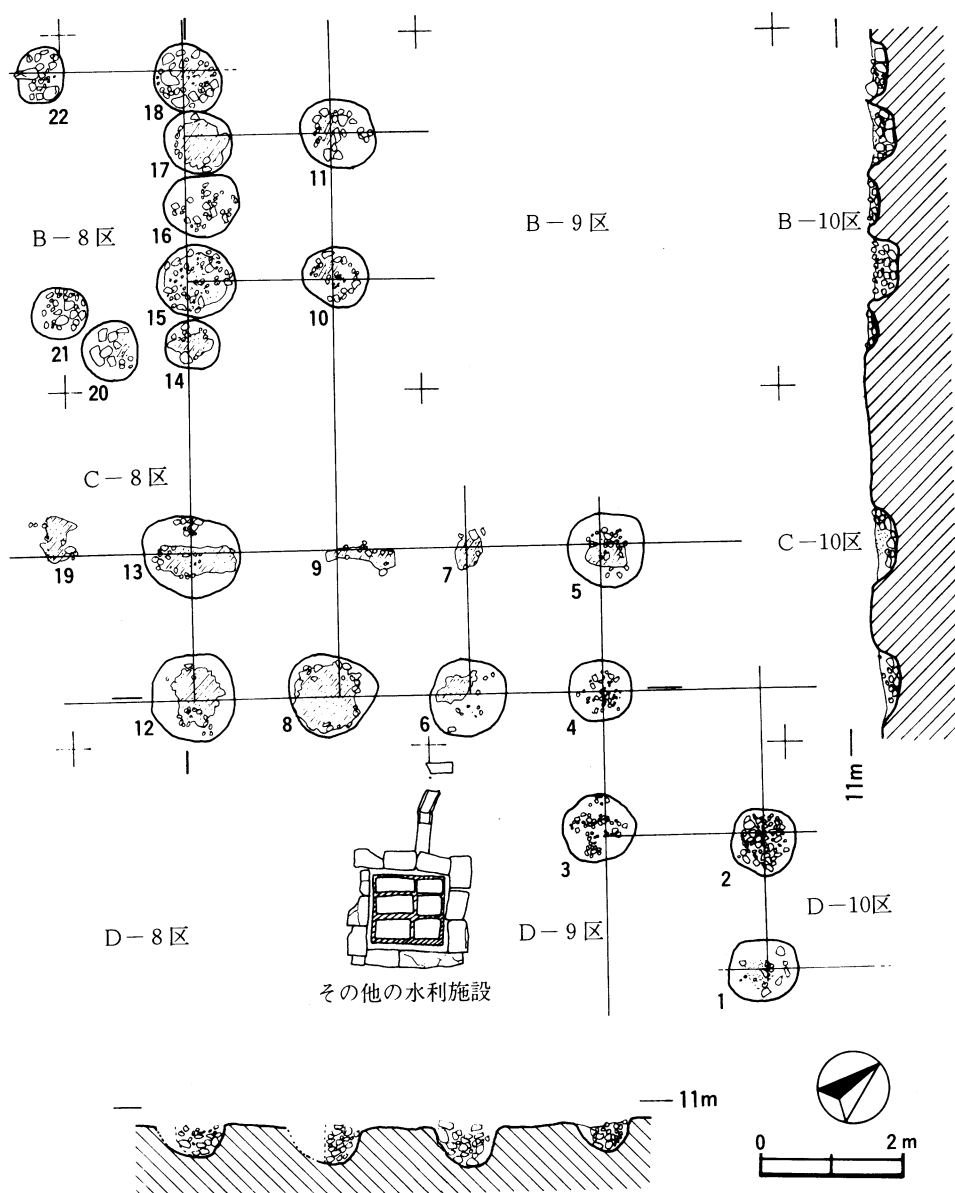
第7表 F地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
1～2 (90) (90)	185	8～9 (120)	195	15～16 (100)	105	12～8	182	13～9	185	17～11	195
3～4 (110) (85)	200	10～11 (90) (100)	200	16～17 (100)	95	8～6	185	9～7	185	22～18 (65)	200
4～5 (105)	195	12～13 (115) (130)	203	17～18 (92)	86	6～4	182	7～5	200	20 (70)	21 (86)
6～7 (100)	205	14～15 (80) (105)	90	3～2	228	19～13	195	15～10	190		



第10图 E地区建物跡実測図



第11図 F地区建物跡実測図

(7) G地区建物跡 (第12図・図版7)

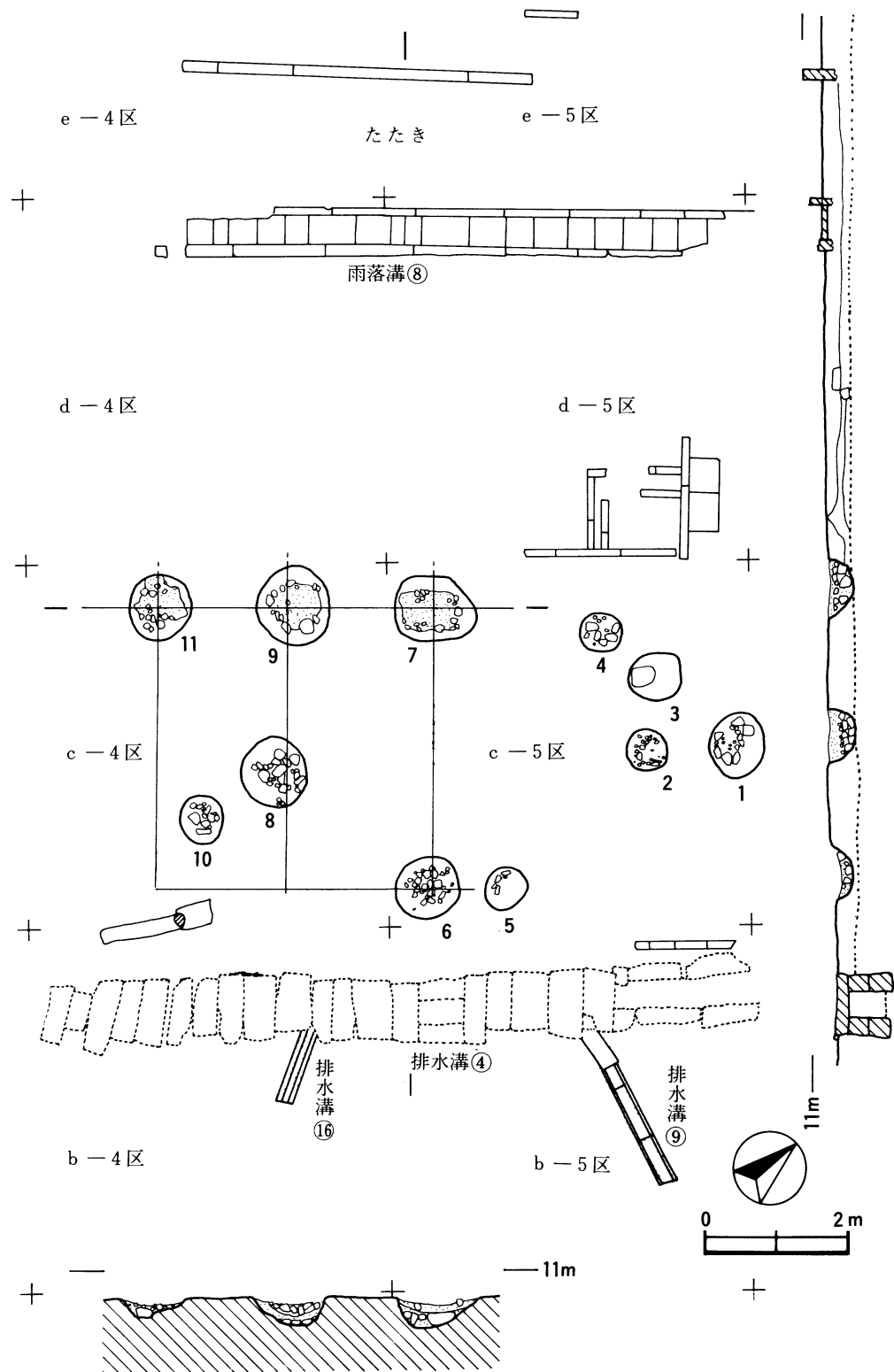
b～e-4～6区をG地区とした。

b-3～8区、西南より東北にかけて暗渠形排水路が埋設され、この暗渠形排水路には、b-4, b-5, b-6, C-6区に雨水を集める排水路がつながる。C, d-5区には、幅9cmの縁石及び切石の遺構、d-4, 5区には幅65cmの雨落溝、及びこれと平行に縁石が検出されている。これ等に囲まれた範囲に根石が検出されたが、破壊が著しく全体を把握することはできなかった。根石は長径55～110cm、深さ20～50cmを測り、軽石を多用し、凝灰岩片、砂利を使用している。軽石は良く粉碎され、目つぶしの効果もあげているが、根石は一般に小型である。指図との関係は不明確で

ある。

第8表 G地区建物跡計測表 (単位cm ()径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	1 (75)	2 (55)	3 (74)
1～9 (85)	195	9～7 (100) (110)	190	8～9 (95)	230	4 (60)	10 (60)	



第12図 G 地区建物跡実測図

(8) H地区建物跡 (第13図・図版7)

g～n-28～32区をH地区とした。

この地区のうちg, h-30～32区には幅50cmの縁石が南西より北東に走り、北西から南東のg～n-27, 29区には幅95cmの雨落溝及び、l-27区には井戸が検出され、H地区を区切る。

また北西方向はn-30区に縁石、同じく北西から東南方向には井戸、縁石で区切られているため、この地区の建物跡の区域はこれ等に囲まれた地区として限定される。

検出された礎石、根石も合計74基を数え、他に比較して遺存状況の良好な区域である。

礎石は安山岩質の自然石を利用し、大きさは40cm前後のものと、60～80cm前後を測るものの2種類に類別できる。小礎石は束石に用いられたのかもしれない。

礎石を支える根石は断面図でみるように長径55～110cm、深さ40～80cmの掘込みに、凝灰岩片を主に、目つぶしに玉砂利や土砂を用いて固める。礎石はこの根石上に置かれるが、円形の掘込みの中心に必ず据えるものでなく、柱間の位置により若干ずれるものもある。

第9表 H地区建物跡計測表

(単位:cm () 径)

礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値
1～2 (105)	200	28～29 (80)	180	50～51 (35×45)	195	73～74 (58×70) (73)	185	16～26	190	64～71	194
2～3 (100)	164	29～30 (55×40)	200	51～52 (60×66)	203	75～76 (80) (47×72)	201	26～38	203	5～10	190
3～4 (65×80) (95)	230	30～31 (100)	193	52～53 (48×45)	204	76～77 (32×35)	91	38～50	205	20～30	195
5～6 (65×80) (95)	194	31～32 (50×40)	176	53～54 (105)	198	77～78 (60×80)	94	50～61	185	30～42	185
6～7 (100)	196	32～33 (78×58)	210	54～55 (52×50)	168	78～79 (80×50)	396	61～69	180	42～54	200
7～8 (90)	195	33～34 (50)	188	55～56 (80×49)	209	9～11	204	69～78	220	54～65	196
11～12 (80) (90)	335	35～36 (83×70) (65×95)	312	56～57 (90)	355	24～35	198	17～27	214	31～43	180
12～13 (85)	370	36～37 (72×50)	190	58～59 (65×45)	320	35～47	210	27～29	195	43～55	190
15～16 (90) (95)	200	37～38 (60×72)	200	59～60 (85×55) (75)	180	47～58	174	29～51	218	55～66	196
16～17 (80)	200	38～39 (68)	215	60～61 (35×48)	221	25～36	180	51～62	190	66～72	204
17～18 (85)	205	39～40 (70×94)	190	61～62 (30×35)	180	36～48	215	62～70	165	32～44	204
18～19 (90)	160	40～41 (80×95)	204	62～63 (87×70)	200	48～59	190	18～28	190	44～56	195
19～20 (32×55)	205	41～42 (60×75)	170	63～64 (40×40)	203	59～68	185	28～40	190	56～67	196
20～21 (90×72)	365	42～43 (70×85)	195	64～65 (110)	195	68～75	200	40～52	209	8～14	400
21～22 (83)	405	43～44 (70×80)	200	65～66 (37×48)	187	15～37	435	52～63	194	14～21	398
22～23 (95)	200	44～45 (80×75)	195	66～67 (80×60)	196	37～49	200	63～79	395	21～33	180
24～25 (80×65) (75×70)	310	45～46 (62)	170	68～69 (90) (80)	400	45～60	190	19～29	195	33～45	195
25～26 (45×45)	402	47～48 (80×57) (72×80)	320	69～70 (65)	190	60～71	385	29～41	194	34～46	200
26～27 (55)	200	48～49 (60)	185	70～71 (75×65)	400	2～13	415	41～53	215	46～57	194
27～28 (83×66)	185	49～50 (45×47)	200	71～72 (80×65)	384	13～16	340	53～64	192		

礎石の大小を柱間でみると、24～58, 25～75, 28～79, 21～45間は各1間毎に大形の礎石を

配する。38～78，29～70，41～71，43～72についてみると，各2間には小形の礎石を用いている。またこれに対する26，20，30も小形の礎石であることから束石が想定される。

大形礎石を柱間でみると，3～5，35～45が各1間毎に大形の礎石が配されているほか，24～33では，24～25を除き3～4間毎，47～56は4間毎，58～67は3～4間毎である。

なお，71，72，73，75，76，78，79といった礎石は大形である。

礎石はいずれも平ら面を上にとり，根石は掘り方の底部に比較的大形の礫を置き，礎石の周辺部に従って小形の礫片等を用いる。殊に礎石63は大形の凝灰岩片を用いている。

他の根石の構造も同様であるが，礎石の小形のものは掘り方も浅く，根石径も小さい。

また礎石24，35，47には焼失時の柱痕が認められた。計測によると35の柱痕は21×17cm，47の柱痕は16×16cmを測り，使用された柱の大きさを知ることができる。

定位置と思える礎石の面のレベル差は12cmであることから，建物は柱により高低の調整が行われたものと想定される。礎石の面は平面にする程の細工はない。

以上，礎石，根石について述べたが，この地区の建物は9間×13間に，1間×4間の張出しの付く建物が考えられよう。従って井戸①が建物にとり込まれた可能性は薄い。

指図による建物は「鷺之間」，「大身分觸番所」，「觸役所」，「釜屋」，「蔵方目附」，「物奉行所」に当り，全体の配置からいくと北御門近くの北方の隅になる。

(9) I 地区建物跡 (第14図・図版8)

h～j－18～24区をI地区とした。

この地区のh－18～25区，西南から東北にかけては幅115cmとった雨落溝が検出され，この地区の建物の限界となる。この雨落溝は中ほどに縁石を配置し，片方には凝灰岩切石の床石を施設する。片方には床石は認められない。またi－22区を角とした平行な縁石が検出されているので，建物の分離も想定される。西方j，k－18，19区には長方形の池も検出されたが，この地区も破壊が著しく全体を把握することはできなかった。

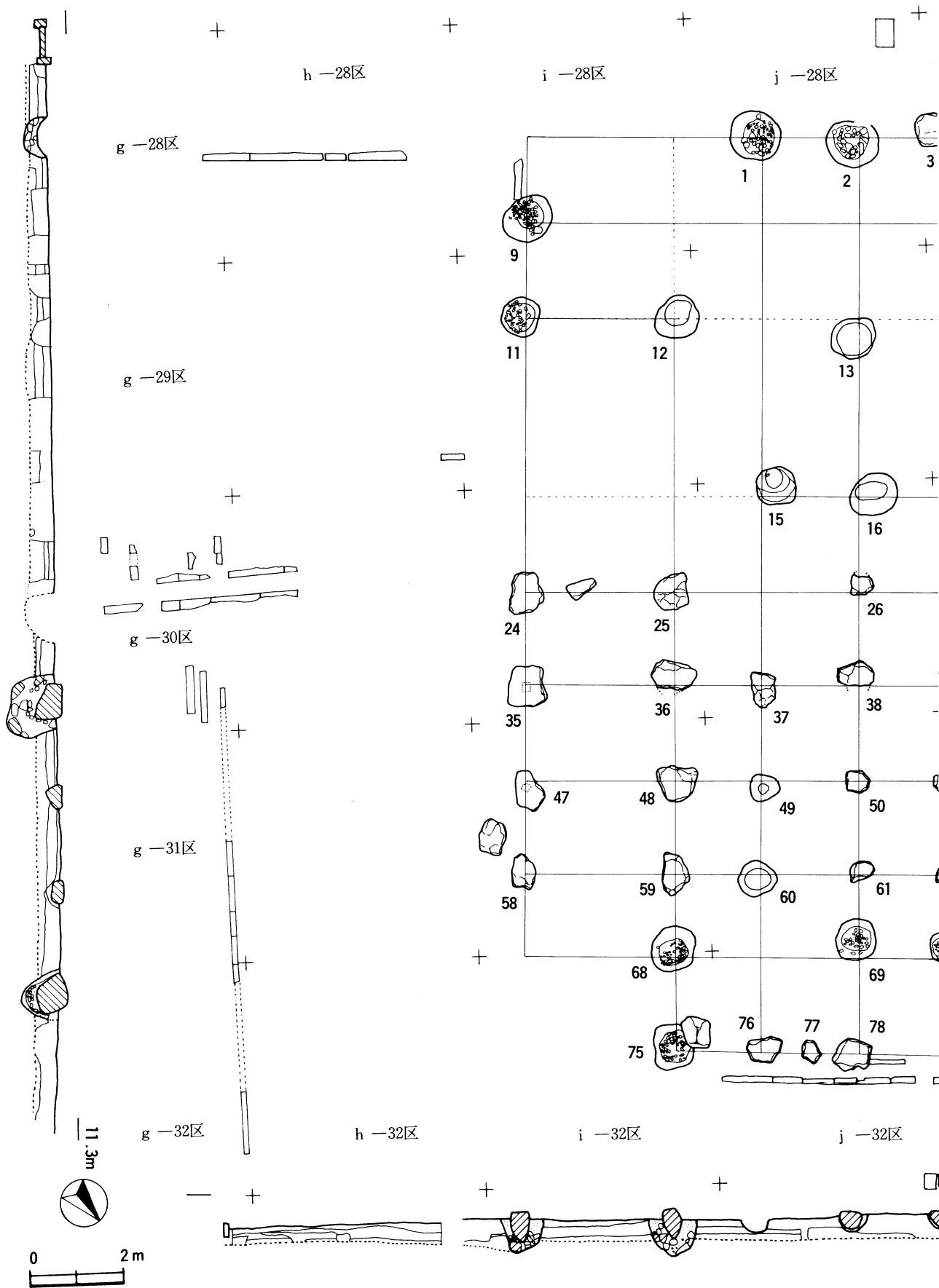
指図によるとこの地区は「大目附座」，「御用人座書役」，「月番座」等に当り，「二階」や「二階共ニ」の注記のあることから，本地区の建物跡は2階建が想定される。

なお1～11の礎石，根石は縁石とずれることから第七高等学校時のものとも考えられる。

第10表 I 地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

礎・根石番号	計測値	根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	根石番号	計測値
1～2 (70) (65)	190	12～13 (80) (130)	322	20～21 (80) (100)	240	36～38 (80) (80)	200	24～29	150	15～22	175
2～3 (60)	185	13～14 (85)	240	21～22 (100)	180	38～39 (118)	200	12～19	175	23 (80)	27 (80)
3～4 (50)	370	14～15 (130)	180	25～26 (100) (108)	322	6～10	146	19～25	190	28 (90)	34 (100)
4～5 (60)	180	15～16 (68)	380	29～30 (40×50) (75)	200	2～7	132	25～30	220	37 (75)	
6～7 (70) (40×70)	225	16～17 (150)	180	31～32 (80) (90)	200	7～11	146	13～20	185		
7～8 (80)	190	18～19 (110) (110)	200	32～33 (100)	192	3～8	132	20～26	180		
10～11 (40×45)	220	19～20 (130)	322	35～36 (100) (100)	240	18～24	260	14～21	160		



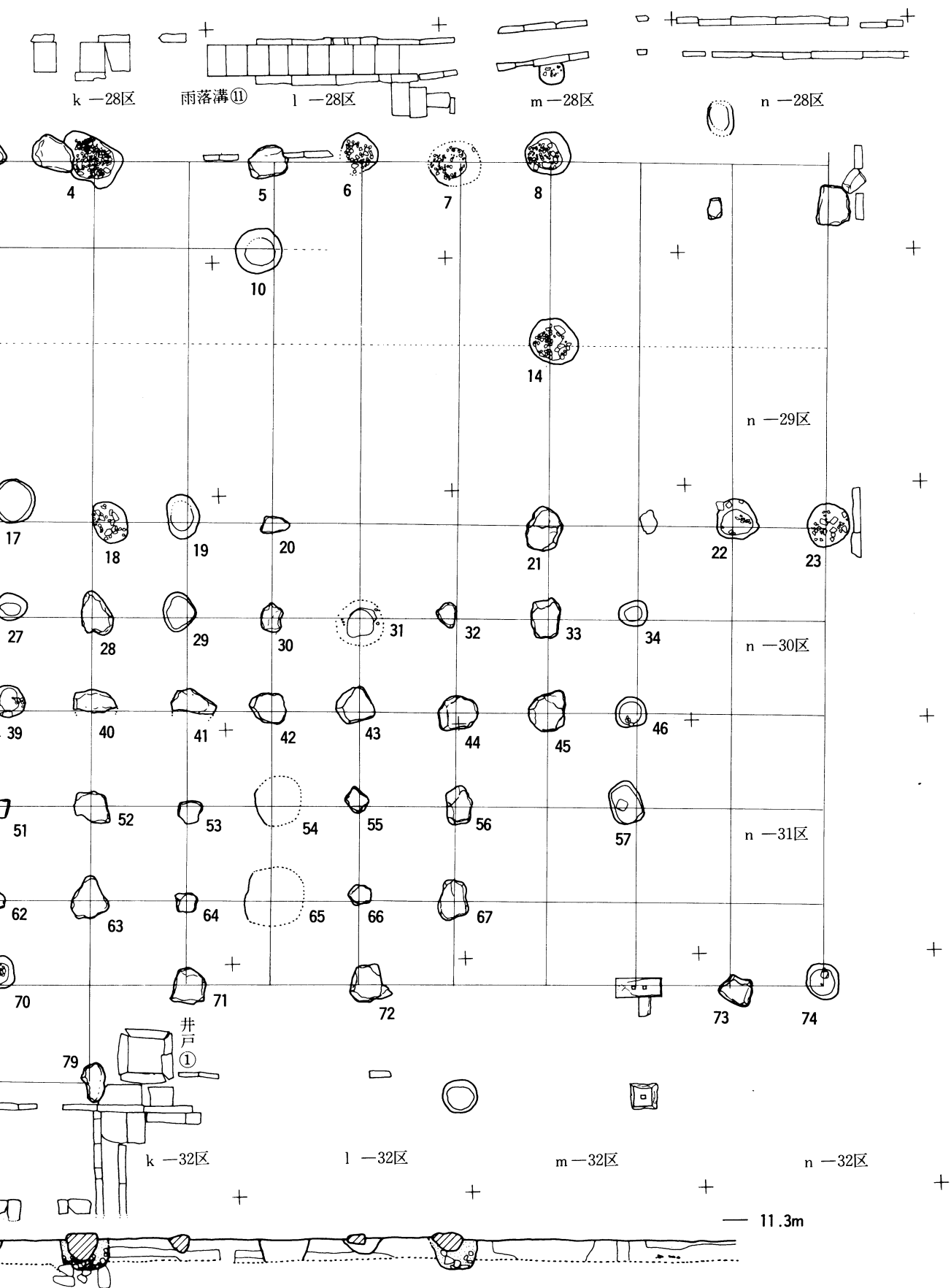
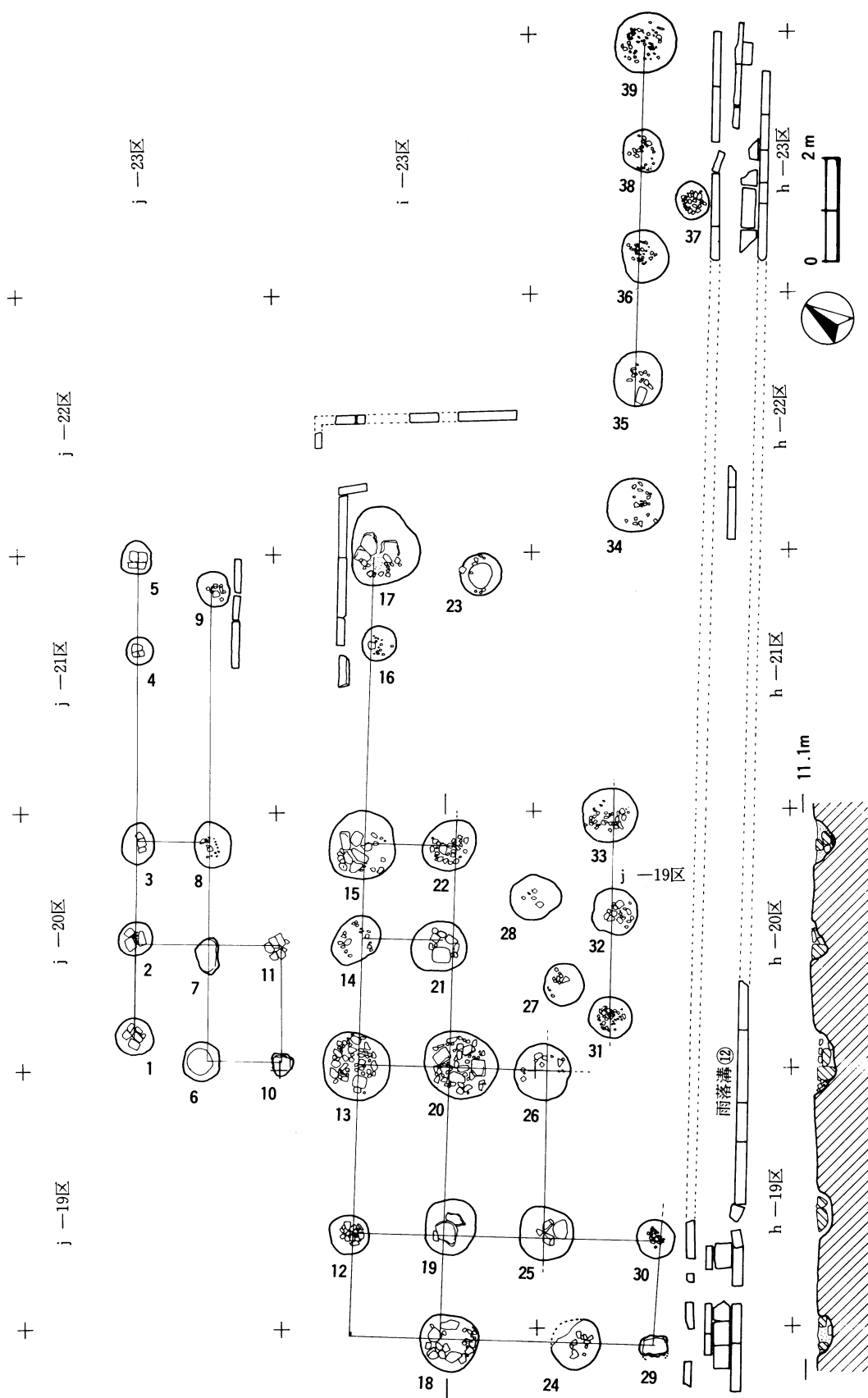


図 H 地区建物跡実測図



第14图 I 地区建物跡実測図

(10) J 地区建物跡 (第15図・図版 8)

i ～ m-16～18区を J 地区とした。

この区 of i ～ l-16, 17区には幅30cmの平瓦を縁石に利用した幅40cmの排水溝が走り、左右の建物を分ける一方、m-17区を角とした縁石が直角に屈曲し l-18区に伸び、この方向の建物の限界を示している。h-16～18区、h～m-15区以西等は破壊により、礎石、根石等の検出はできなかった。また i ～ m-18区も同様であるが、j, k-18, 19区には池が検出されているため、この方向の建物の限界はおのずと知れよう。k-17区には径60.2cmを測る凝灰岩をくり抜いた石筒を埋設している。用途は不明である。検出された8基の礎石のうち27には焼失時の柱痕が認められ、15×15cmを測るもので、用いられた柱の大きさがうかがえる。礎石は安山岩質の自然石である。根石は長径60～100cm、深さ30～40cmの掘込みに、凝灰岩片、玉砂利をひき固めたものであるが概して貧弱である。礎石、根石間隔の計測値は表示するごとくである。

この地区は城内の位置でいけば、中央、城山寄りの奥まったところである。指図によれば、「書役方」、「御家老座」、「御家老席」である。また指図には「茶湯所」がとり組まれているが、

第11表 J 地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値
7 ～ 8 (80) (85)	170	4 ～ 5 (48×60) (50×60)	200	16 ～ 17 (75) (60)	180	24 ～ 25 (60)	182
8 ～ 9 (100)	200	5 ～ 6 (80)	200	17 ～ 18 (74)	175	26 ～ 27 (50×45) (68×43)	210
9 ～ 10 (70)	160	4 ～ 7	100	18 ～ 19 (90)	182	2 (50×50)	14 (62)
10 ～ 11 (48×55)	380	5 ～ 12	100	19 ～ 20 (95)	250	28 (40×60)	
11 ～ 12 (55×55)	200	1 ～ 3 (70) (60)	200	22 ～ 23 (70) (92)	180		
12 ～ 13	200	3 ～ 6	100	23 ～ 24 (70)	175		

本調査では検出できなかった。

北西部は排水溝⑨の角に延長線がくるが、この地区も破壊が著しく何らの遺構も検出できなかった。

(11) K 地区建物跡 (第16図・図版 8)

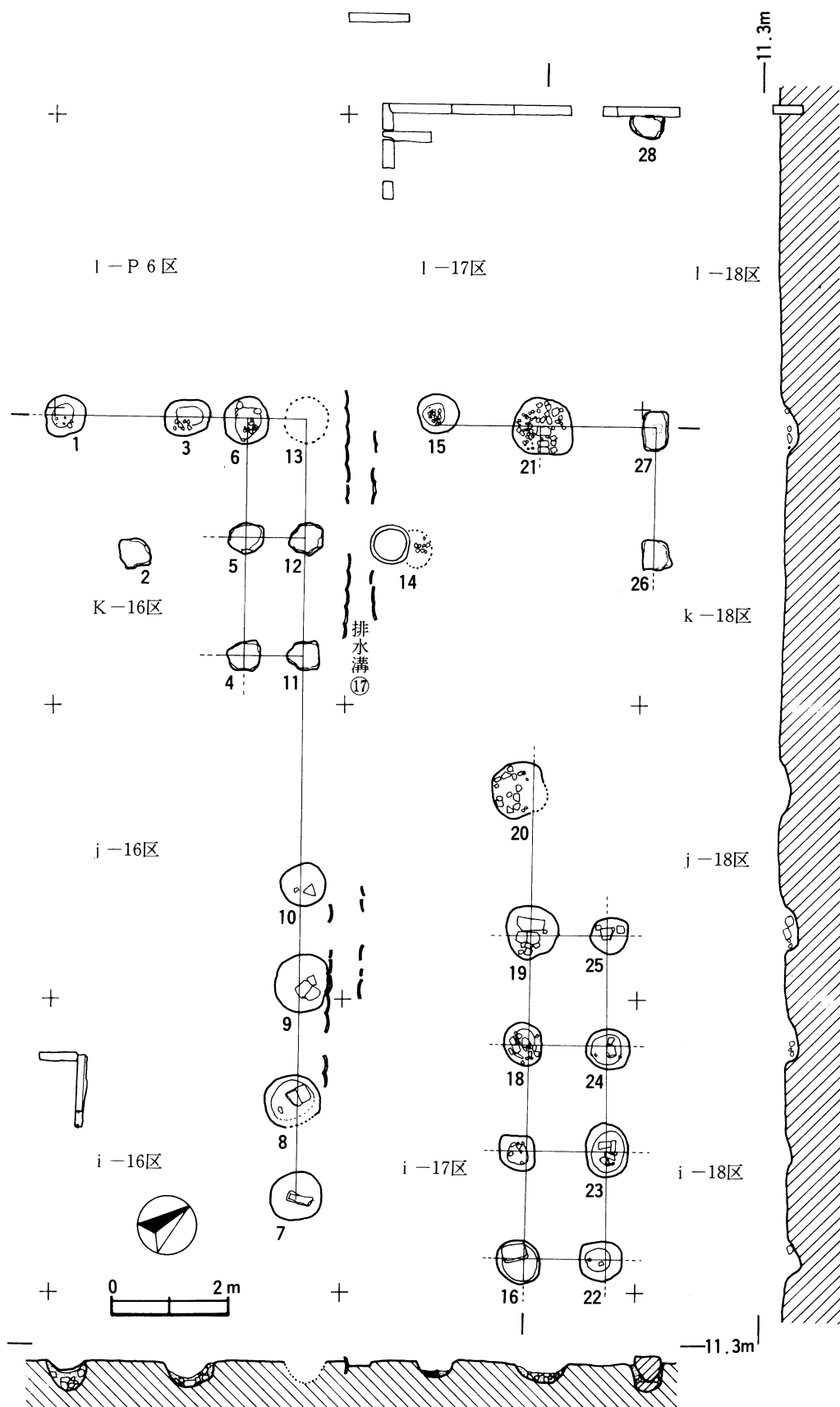
q, r-30～33区を K 地区とした。この区は城全体の配置からいえば北方隅、城山際にあたる。前面は約3mの段差をもつ石垣、後方(q, r-31, 32区)には布基礎、r-30区に凝灰岩くり抜き水漕が検出された。この区はすでに削平され、根石が浮き上った状態で出土した。

使用された根石は約50～60cmの大形凝灰岩を中心に、小形の凝灰岩を飼石に用いたもので堅固である。根石間隔は表示するごとくであるが、根石の利用状況、間隔が短いこと、布基礎を付随すること、指図によると、「御数寄屋蔵」、「蔵」、「御数寄屋」に当ることから、この建物は蔵が想定される。

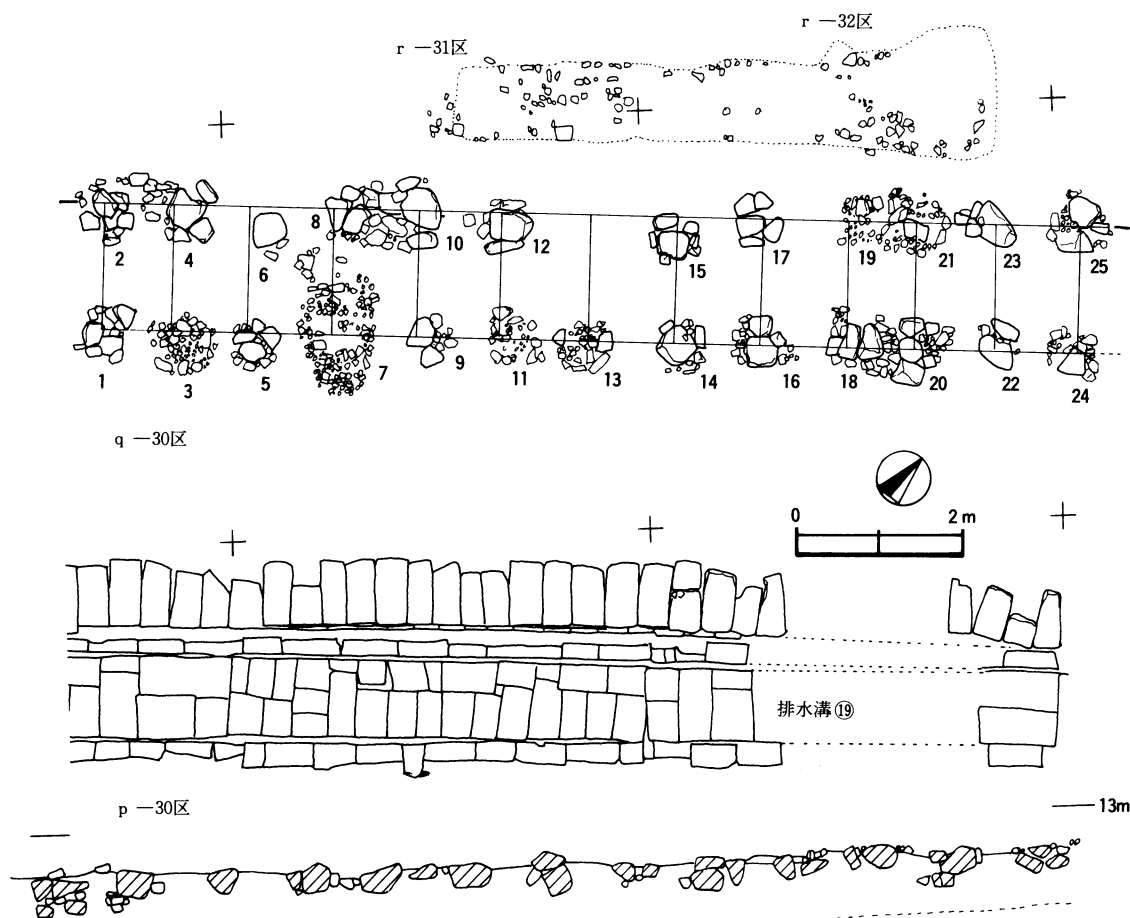
第12表 K 地区建物跡計測表

(単位cm ()径)

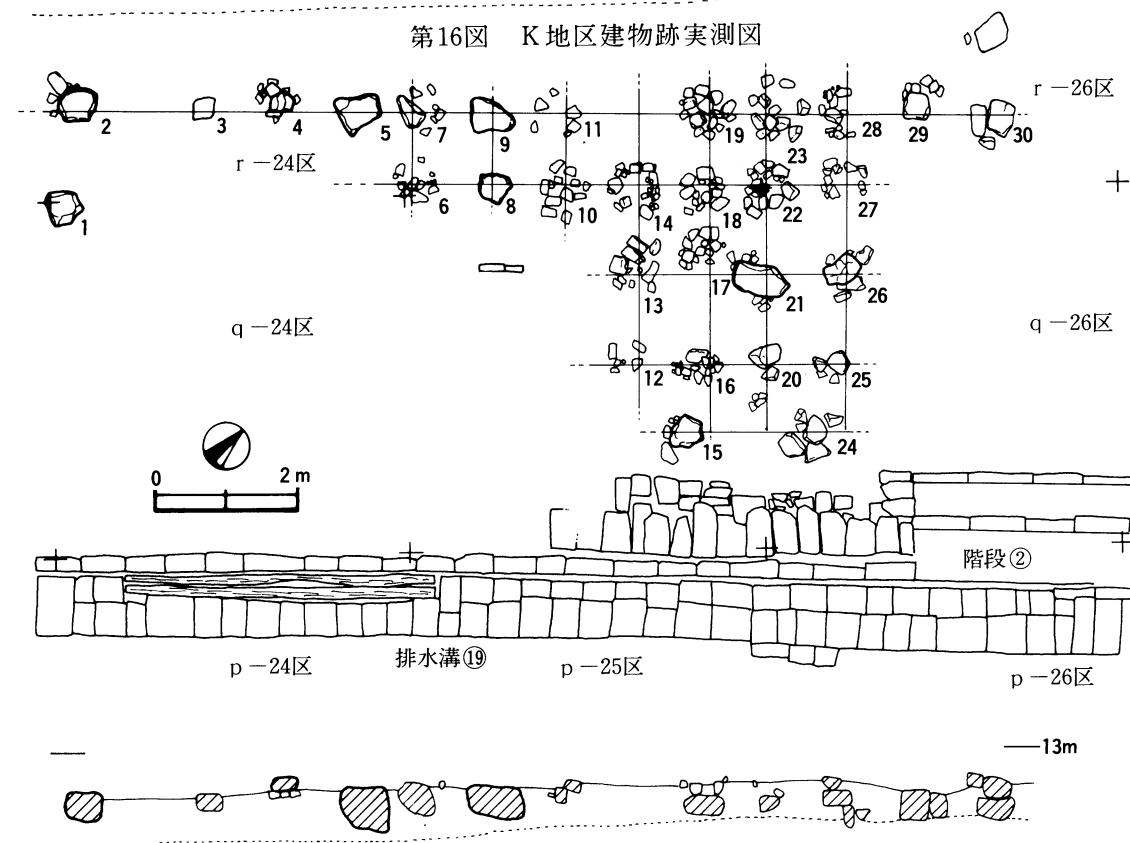
礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値
1 ～ 2	150	14 ～ 15	150	24 ～ 25	150	9 ～ 10	100	18 ～ 20	80	10 ～ 12	100
3 ～ 4	150	16 ～ 17	150	1 ～ 3	75	11 ～ 13	106	20 ～ 22	95	15 ～ 17	100
7 ～ 8	150	18 ～ 19	150	3 ～ 5	90	13 ～ 14	100	22 ～ 24	100	17 ～ 19	100
9 ～ 10	150	20 ～ 21	150	5 ～ 7	90	14 ～ 15	100	2 ～ 4	70	19 ～ 21	80
11 ～ 12	150	22 ～ 23	150	7 ～ 9	100	16 ～ 18	100	8 ～ 10	100	21 ～ 23	90
										23 ～ 25	100



第15图 J地区建物跡実測図



第16图 K地区建物跡実測図



第17图 L地区建物跡実測図

(12)L地区建物跡（第17図・図版9）

q, r - 24～26区をL地区とした。

この区は城全体の配置では北方の位置で背後には城山が迫る奥まったところである。

前面は約3mの段差をもつ石垣に接し、東側ではq-26区の階段で区切られる。その他周辺は鹿児島大学医学部の施設により破壊されているために全体像はつかめない。

礎石は安山岩質の大形自然石を利用している。根石の構造は、大形凝灰岩を中心に据え、他の石で飼石とするものや、比較的大形の凝灰岩片を深さ40～60cmの深さに埋めこみ強固に仕上げています。

礎石、根石間隔は表示するごとくである。K地区建物跡と同様である。根石等の状況から蔵に類する建物か、あるいは、この区は現在でも湧水があり、基盤も城山層土の二次堆積物であり、地盤が軟弱なために基礎を強固にしたのかもしれない。因みにこの区は指図によると「御納戸」と図示されている。

第13表 L地区建物跡計測表

(単位cm () 径)

礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値	礎・根石番号	計測値
1 ～ 2 (50×50) (45×52)	130	17 ～ 18	122	27 ～ 28	100	6 ～ 8	114	3 ～ 4	100	28 ～ 29	100
6 ～ 7	100	18 ～ 19	100	12 ～ 16	100	8 ～ 10	100	4 ～ 5	110	29 ～ 30	115
8 ～ 9 (40×48) (40×60)	100	20 ～ 21 (80×42)	125	16 ～ 20	80	10 ～ 14	100	5 ～ 7	75		
10 ～ 11	100	21 ～ 22	122	20 ～ 25	110	14 ～ 18	100	7 ～ 9	114		
12 ～ 13	125	22 ～ 23	100	13 ～ 17	100	18 ～ 22	80	9 ～ 11	100		
13 ～ 14	122	25 ～ 26	125	17 ～ 20	80	22 ～ 27	110	19 ～ 23	80		
16 ～ 17	125	26 ～ 27 (42×50)	122	21 ～ 26	110	2 ～ 3	178	23 ～ 28	110		

(13)M地区建物跡（第18図・図版9）

J～G-28～31区をM地区とした。

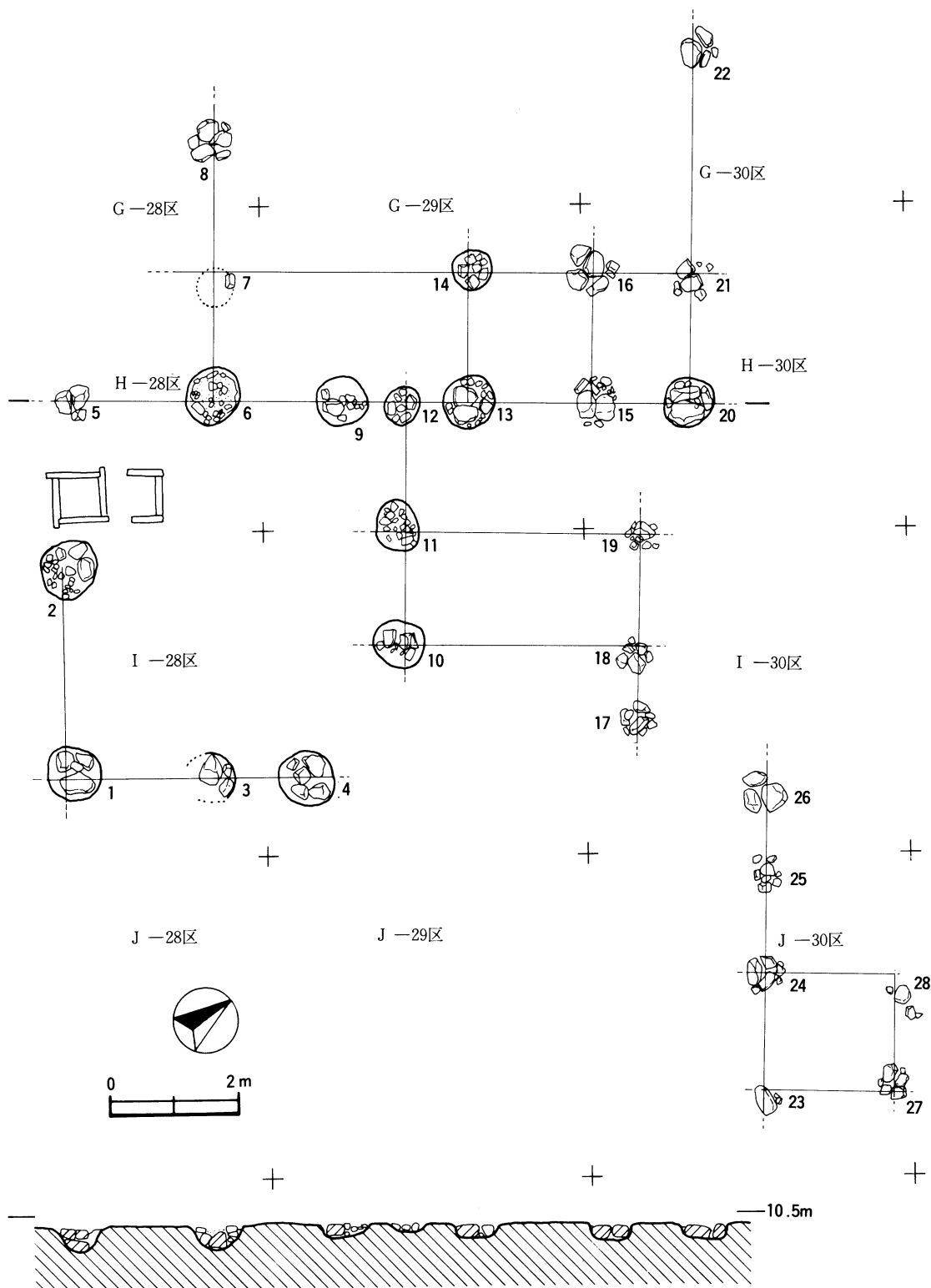
この区は正面枡形を経て「唐御門」に至る右側、北東の位置で、城全体の配置では北東隅寄りである。28基の根石が検出できたが、この区も破壊され、建物を想定復元することはできなかった。根石は長径60～90cm、深さ15～40cmの掘込みに、凝灰岩片を利用し、粗雑さが感じられる。またH-28区には凝灰岩切石を箱形にした施設、H, G-27, 28区には枡形に続く排水溝があわせ検出されたが建物跡との関連はつかみきれなかった。

各根石間隔は表示するとおりである。指図によると「御兵具奉行張番所」に当る。

第14表 M地区建物跡計測表

(単位cm () 径)

根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値	根石番号	計測値
1 ～ 2 (80) (90)	320	13 ～ 14 (82) (60)	200	18 ～ 19	170	3 ～ 4	150	9 ～ 12	100	14 ～ 16	190
6 (90)	200	15 ～ 16	200	23 ～ 24	180	10 ～ 18	360	12 ～ 13	95	16 ～ 21	150
7 ～ 8	200	20 ～ 21 (76)	200	24 ～ 25	150	11 ～ 19	360	13 ～ 15	190	23 ～ 27	200
10 ～ 11 (70) (80)	170	21 ～ 22	350	25 ～ 26	120	5 ～ 6	220	15 ～ 20	150		
11 ～ 12 (60)	200	17 ～ 18	110	1 ～ 3	220	6 ～ 9	200	7 ～ 14	394		



第18图 M地区建物跡実測図

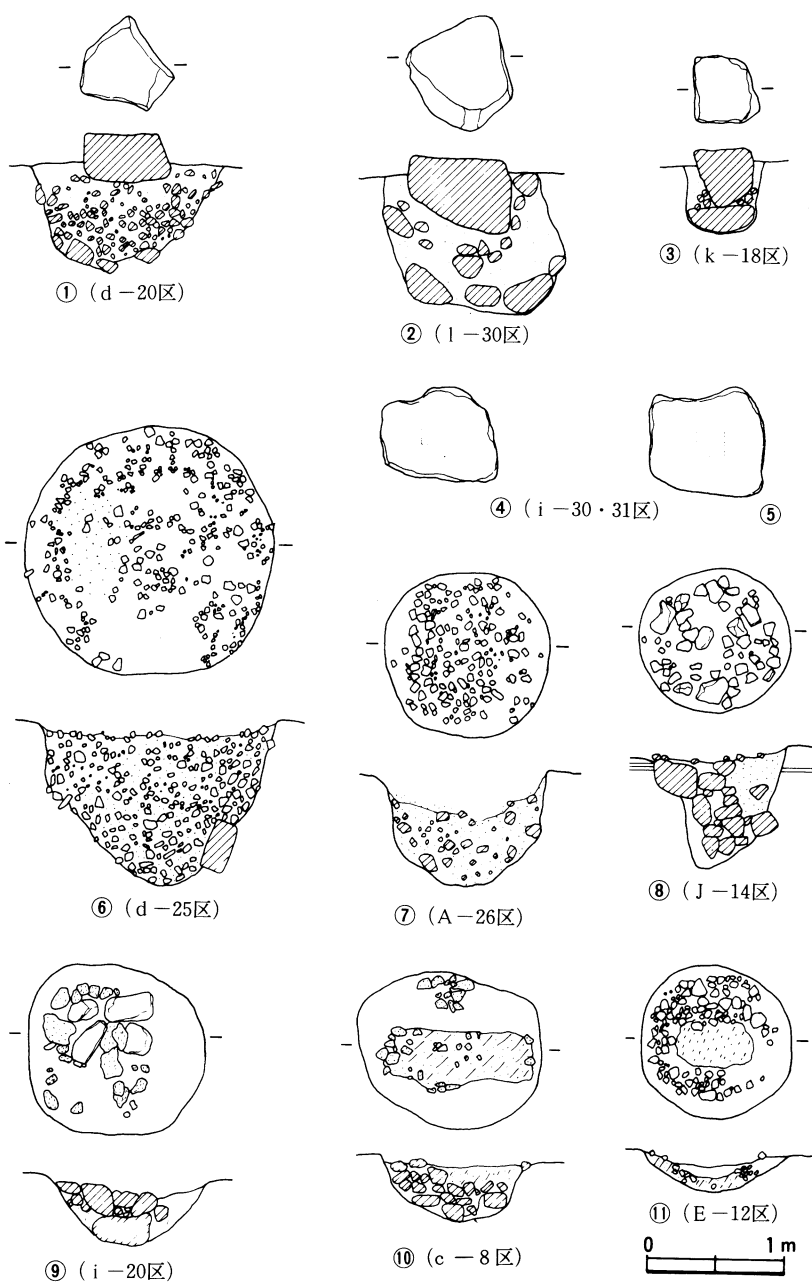
第3節 礎石・根石の種類 (第19図・図版10～12)

礎石はA地区建物跡のc, d-20区, H地区建物跡のi-m-28~32区, J地区建物跡のi-1~20区とk地区建物跡に数基検出された。これ等の礎石は安山岩質の自然石で40~80cmで, 面はその石の平坦面をそのまま利用し何ら加工を加えない。礎石の大小のうち, H地区建物跡ではあきらかに束石と思えるもの(50, 51, 53等)は小形である。また礎石には柱痕が残り使用された柱の規模がうかがえるものがある(5)。

根石は各地区に多数検出できたが, 各地区によりその規模, 構造に相違がみられる。6, 7はA地区建物跡の根石が径120~180cm, 深さ80~120cmを測り, 掘込みには小形石片を詰め強固に仕上げる。この区の建物は城全体の配置では正面及び儀式等重要部にあたるため, 建物の規模の大きさがう

かがわれる。⑧はJ-14区でやや小型化し, 根石には大型の石片, 軽石目つぶしに玉砂利, 凝灰岩片を用いている。いまこの根石をもつ建物を明治初期の写真に照らすと(図版62-④⑤)瓦葺きの数寄屋造りの建物である。⑨はi-20区, J地区建物跡の根石である。根石には, 凝灰岩片軽石を用い, 比較的浅く仕上げる。⑩は⑧に連なる建物跡の根石で, 軽石を多用し, 深さも45cmと比較的に浅い。⑪はE-12区, C地区建物跡の根石である。30cmと浅い掘込みである。

これ等のほか, K



第19図 礎石・根石の種類

地区、L地区の礎石、根石は、大形の根石を中心に置き、礎石との隙間には飼石を施し、より強固に仕上げている。

M地区はこれら他の地区に比較し、掘込みも浅く粗雑な根石となっている。

以上各地区の礎石、根石の特徴を列記したが、要約すると中心的な建物のA地区建物跡は径、深さともに大きく、以下B、C、D地区建物跡が構造は同一でも小形化する。

E～G地区建物跡では凝灰岩片のほか軽石を多用しているのが特徴である。H～J地区はやや大形の石片を利用し、一部には軽石も用いることなどが挙げられる。

このような変化は、上屋構造の規模のほか、建築時期差も考えられよう。

第4節 雨落溝（第5，20，21図・図版12，13）

雨落溝は①～⑫検出された。①は北東隅（M-34区）を角とし石垣に平行に巡るもので、幅10～20cmの側石に幅約60cmの床面が付く。溝と石垣に囲まれた幅約1mには凝灰岩切石を2列に敷きつめて犬走りを施設する。雨落溝の雨水はD-35，J-35区から暗渠形排水路を経て石垣の排水口より掘に落ちる。②～④はA地区遺構に述べたが、C，B-23，24区で屈曲した溝は、G-23区およびG-22区で三度屈曲し、J-22区で暗渠形排水路に接続する。この②の雨落溝には、C，B-26，27区，A-29区，C-29区に出入口の施設がある。またE-C-23，24区の内側側石には幅8cm，長さ28cmの切込みが180cm間隔で配されており、板築地等の施設が想定される。なおこの縁石面には「四」～「十四」の刻印がある。同様な切込みはG～J-22区の内側側石にも施されている。この部分は7～9cm，30～40cmで170～220cm間隔で施されている。側石は内側が隔30～35cm，長さ60cm，外側側石は幅15cm，長さ110～160mの凝灰岩切石で、長大なものはC～G-23，24区に多用している。

なおこの雨落溝にはG-23区，J-22区に蓋石の欠損した出入口が確認された。

③はb-19，20区を角としb-24区方向，C-19区方向に走り，C-19区で直角に屈曲しC-18区方向に至るが先端はいずれも不明である。側石は幅15cm，長さ90～110cmの凝灰岩切石を用い，床面幅は70cm，深さ約20cmを測る。床面のレベル差はb-19区とC-19区に5cm，2度の傾斜をもってC-19区へ傾斜する。b-21区に出入口がある。

④はf-18区に長さ4m検出されたもので，側石幅15cm，床面幅70cmを測る。傾斜角2度をもってg-18区へ傾斜する。

⑤はJ，k-14区に検出されたもので側石幅15cm，床面幅68cmを測る。傾斜角度2度をもってL-14区へ傾斜する。この雨落溝はC地区建物跡の東端のもので，西側はG～I-12区に側石がわずかに残存する。

⑥はF，G-9～12区にかけ検出されたもので，両端はF，G-9，F，G-12区で屈曲しF，G-9区はE地区建物跡に付随する。側石は露呈面部で幅9cmに統一し，ていねいな仕上げをし，埋設部は幅15cmとなり粗い仕上げである。床面幅は60cmを測る。

G-10区の外側には側石に接し縁石を置いていることから，出入口が想定される。

⑦はF～J-7～9区にかけて検出されたもので，F，G-9，J-9，J-7区にそれぞれ

れコーナをもつものである。E地区建物跡に付随する雨落溝である。

F～H－9区の雨落溝の側石は⑥同様に幅15cm、長さ55～80cmの凝灰岩切石の素材を、露呈する面は7～10cm幅にていねいに仕上げ、埋設部は粗く仕上げる。床面幅は60cmである。

G～J－7区には幅55cmの床石が15.4mにわたって検出されたが、側石はI、J－7区の内側に2.5m、F、G－7区3.8mに存在するのみである。外側の側石はI、J－7区でみると床石と暗渠形排水溝の間約40～50cmには凝灰岩切石が床石と同一レベルに敷きつめられていることや、J－9区も床石から直接暗渠形排水溝に接することから、ある時期には雨落溝の機能は失われ、内側の側石は玉縁石として利用されていたことがうかがわれる。

なおG－7区、J－9区の床石に15×30cmの穴を穿って、雨水はこの穴から暗渠形排水溝②へ流入するよう工夫されている。またF－9区にはとい受け石が検出された。

以上のことから本地区の建物跡にはといが施設されていたことがわかる。ちなみに写真（図版62－④）をみると土疵にといが見える。

⑧はd－4、5区に検出されたものである。幅9cm、長さ40～125cmの側石に、幅40cmの床石を配し、深さ15～16cmである。この雨落溝の北西1.7mには玉縁石が平行に走り、これらにはさまれた区域、及び北西部はしっくい叩きしめられている。雨落溝はd－5～d－4区にかけて約1度の傾斜をもつ。両端は欠損しているため他の遺構との関連は把握しえない。

⑨はl、k～m－2区に検出されたものである。側石は幅10cm、長さ40～55cmと幅15cm、長さ55～95cmの2種類で、西側側石に幅広のものを使用する。床石は幅70cmを測る。溝の深さは15cmである。l、m－2区に2ヶ所の角をもち、終末はj－1～3区の排水溝に接続する。

この区付近は指図によると「御裏御書院」、「諸座敷」が図示されている。

⑩はe、f－29～32区に検出されたもので、北御門の正面に当る。f－28区を基点とし、f－32区で欠損する。側石は幅19cm、長さ80～116cm、床石幅60cmを測る。

側石は北西方向（H地区建物跡）を約10cm高くし、この雨落溝で段差をつくりだしている。

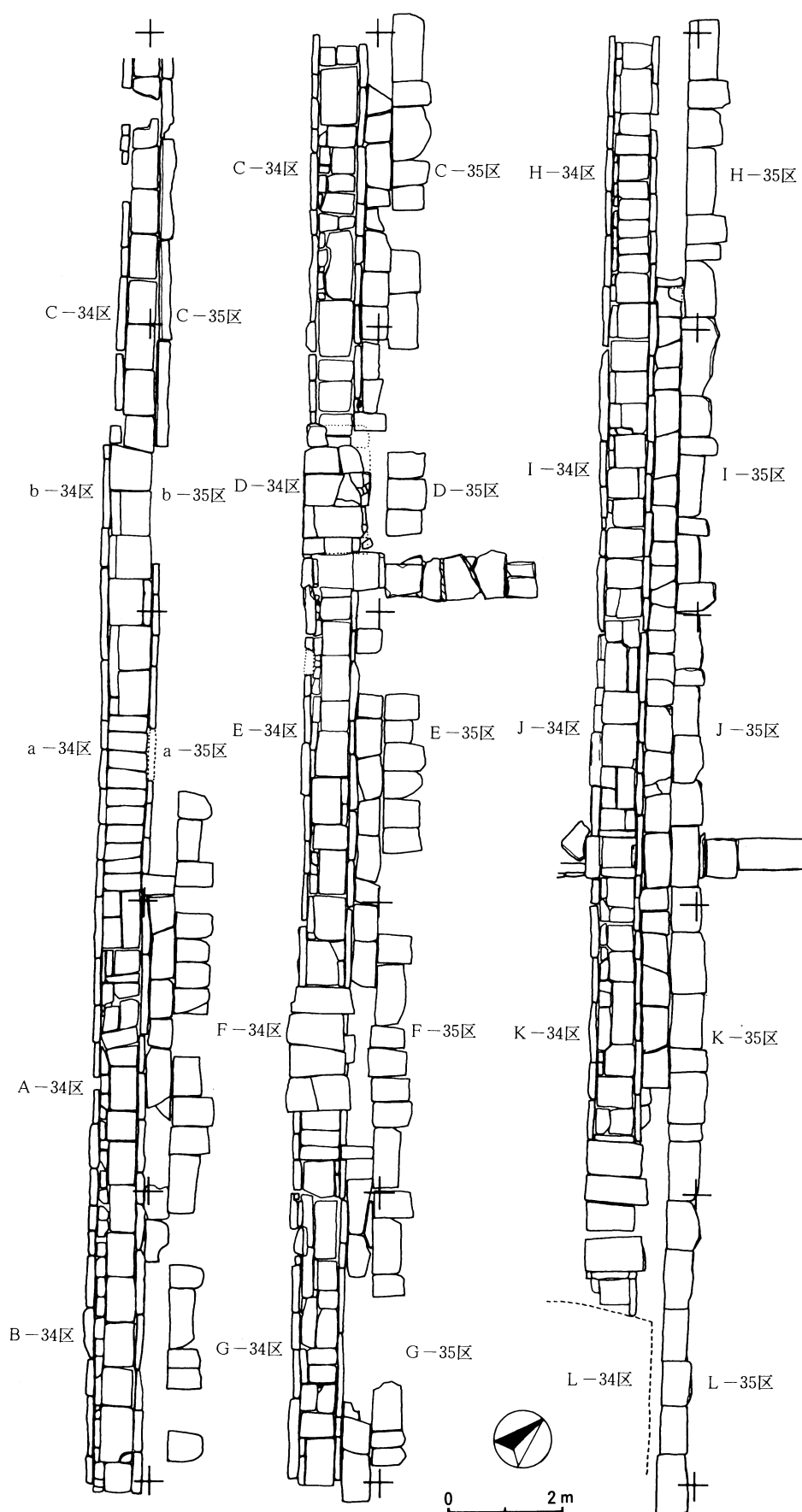
そして上段側石の面はH地区建物跡、下段側石の面はA地区建物跡のレベルと略水平につながる。基点（f－28区）から北御門方向へ雨水は処理されていたものと思われる。

指図によるとこの地区は「高奉行所」、「六組触役所」に当り、本雨落溝はこの建物の北西部の桁行に付随するものであろう。

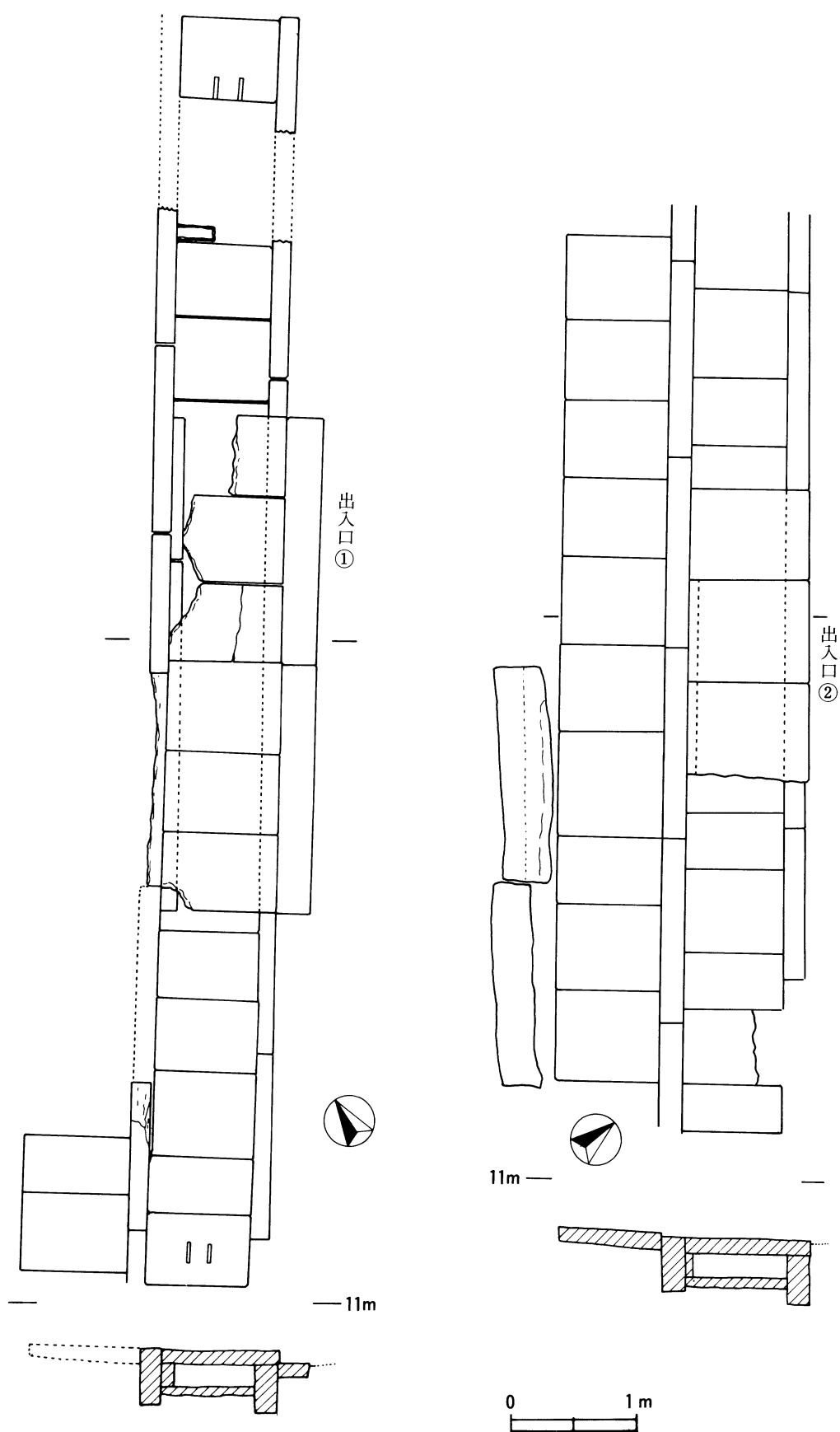
⑪はg～o－27、28区に検出されたもので、東側はH地区建物跡、西側は井戸2に接する。

基点は不明で、終末は排水溝⑬に接続する。側石幅20cm、長さ25～92.5cm、床石60cm、深さ15cmを測る。

⑫はh－18～25区にかけて検出された。この溝はA地区建物跡とI地区建物跡に付随するものである。3列の側石を平行に埋設し、区切られた2つの溝のうちの南西側の溝には床石を配し、他の1つには床石を施設しない。側石は両端が幅15cm、長さ50～120cm、中央が幅12cm、長さ50～80cm、床石幅30cmを測る。床石を施設しない溝は幅20cmで、溝全体幅は75cmを測るものである。



第20図 雨落溝①実測図



第21図 雨落溝②実測図

第5節 排水溝（第5，22～27図・図版13～15）

排水溝には暗渠形排水溝と開口形排水溝に大別される。

また開口形排水溝は凝灰岩切石を使用するもの、平瓦を使用するものに分類できる。さらに凝灰岩切石を使用するものも有蓋，無蓋に細分できる。

これ等排水溝は暗渠形排水溝が大形で，開口形は小形である。

検出された排水溝から，単なる城内の雨水処理のみでなく，石垣を保護するためにさまざまな工夫と知恵がこらされていたことがわかる。

①（第22・23図）は，枡形石垣及び，正面石垣に平行に埋設された暗渠形排水路である。

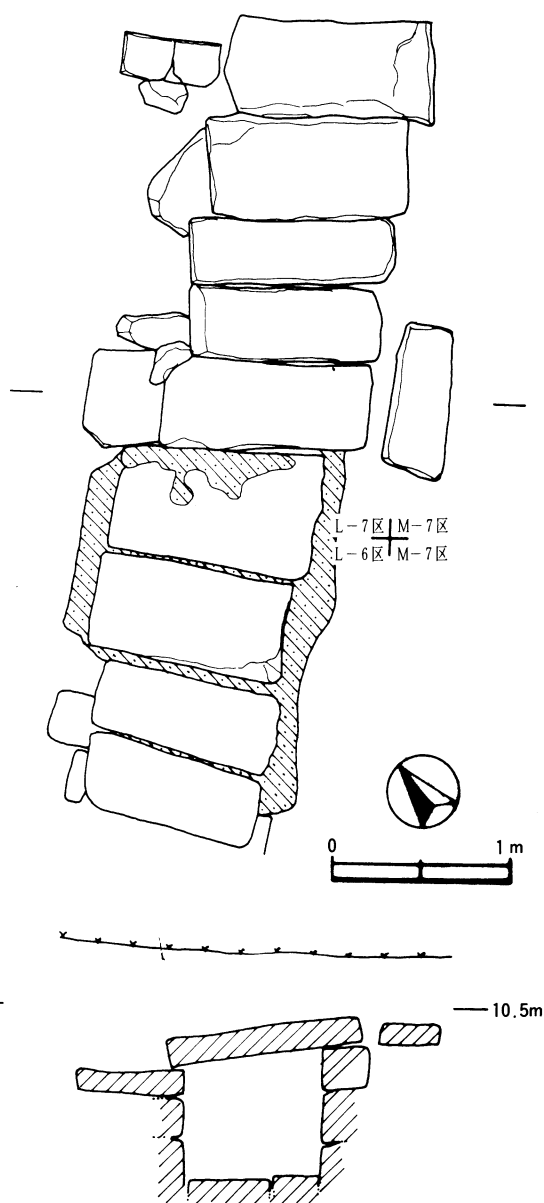
この排水溝にはJ－22区で雨落溝②，L－7区で排水溝②，L－5区で排水溝③が接続し，これ等の雨水を集め，1つはJ，K－20区から枡形石垣に流す。

この雨水はK－21区の枡形内で受け，再び暗渠形排水溝を伝い，o－21区で堀に落す。

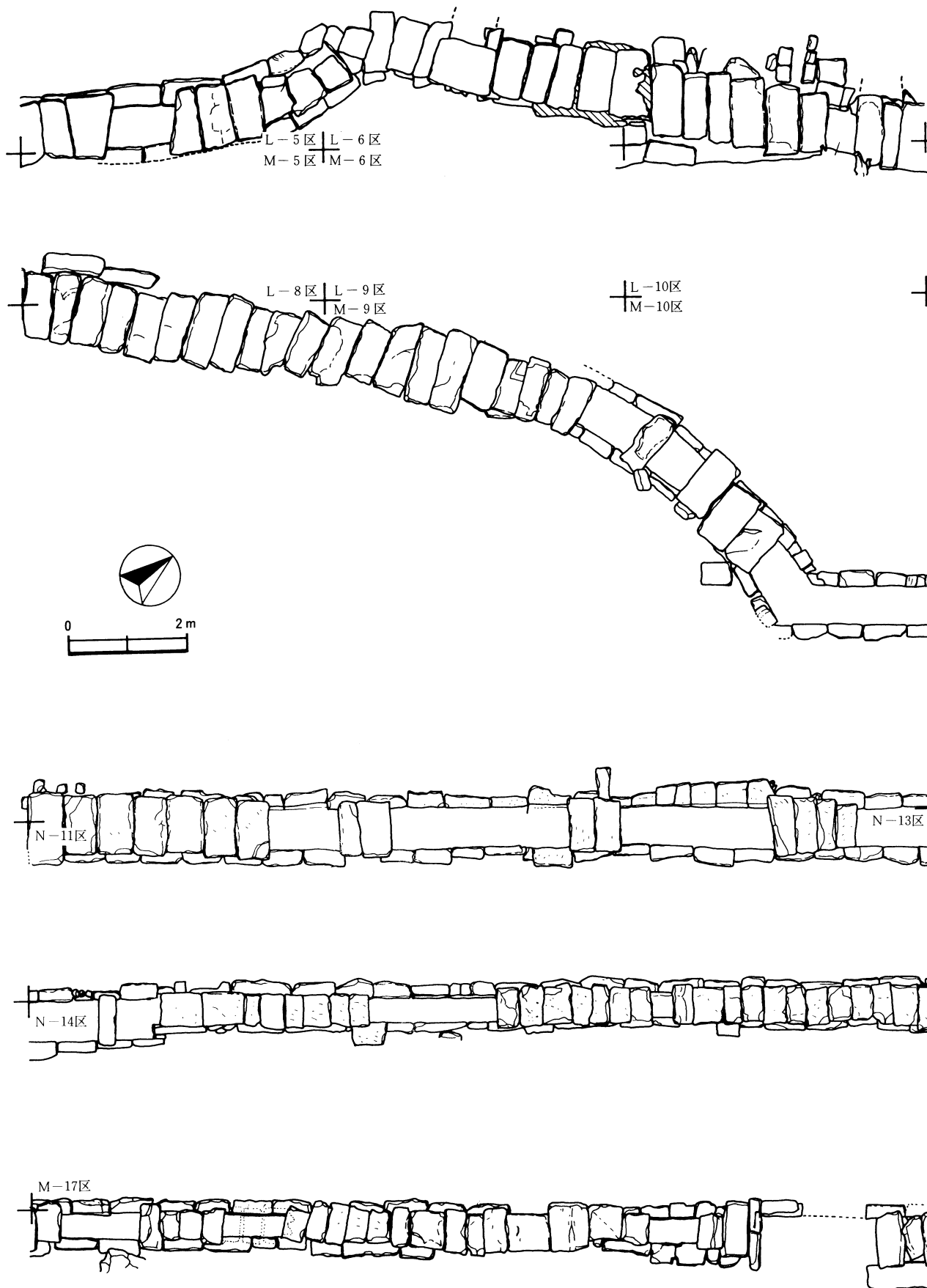
1つはL，M－1区，本丸と二丸を区切る石垣から堀へ落している。

構造は第22図に図示するように，側石には幅30～40cm，長さ30～70cm前後の凝灰岩切石を面を合わせつつ2段ないし3段に積みあげ，床石は短ざく敷きとする。側石には幅30～70cm，長さ1m前後の切石を架け蓋石とする。側石の後詰めはないが，側石と蓋石のすき間や，蓋石の両端はずれこみを防ぐために割石を置くこともある。床石は割りぐり石等はせず直接に置く。また蓋石のずれを防ぐため黒しっくい目ぬりをする個所もある。溝幅は約80cm 深さ約70cmを測る。

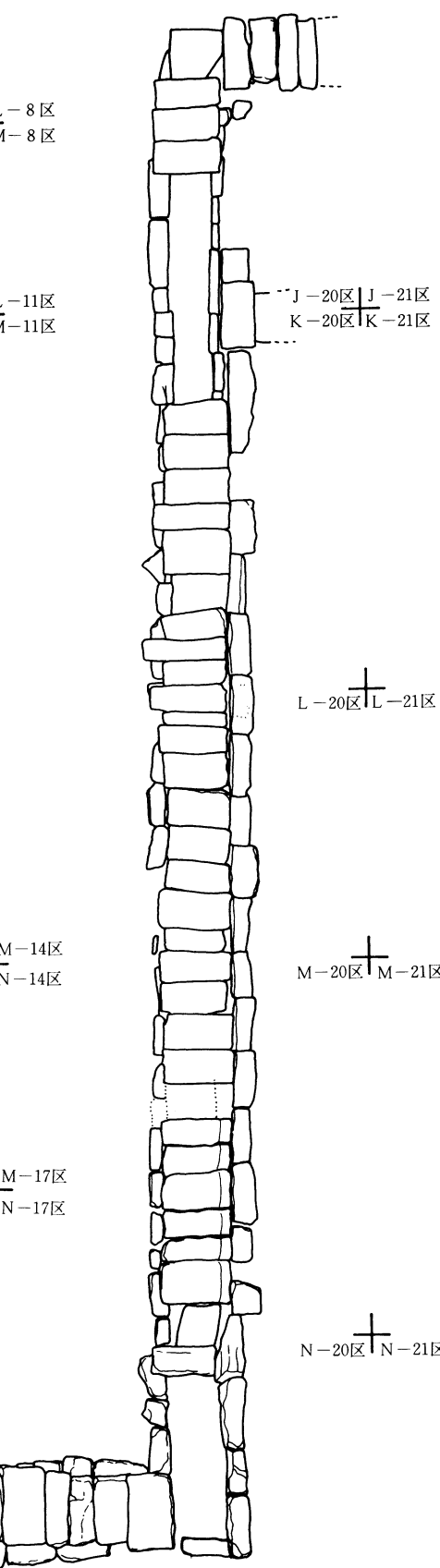
排水溝②はJ，K－7，8区で3本の支線及びL－7区の水利施設の排水をそれぞれ受け①に接続する。排水溝③はJ－5区の水門から「御池」の水を受けてL－6区で①に接続する。構造は排水溝①と同様である。



第22図 排水溝①実測図



第23図 排水溝①実測図



④（第24図）はb, c-4～8区に検出されたもので、b-8区で2本に分岐する暗渠形排水溝である。この排水溝は城内西側の雨水を処理するもので、B-1区の石垣へ続き堀へ落される。側石は幅30cm, 長さ90×80cm前後の凝灰岩切石を1枚用いる。床石は30～35cm幅の凝灰岩切石を約70cm間隔に配し、その間には何らの床石も置かない。蓋石は溝幅にみ合う凝灰岩切石を架ける。

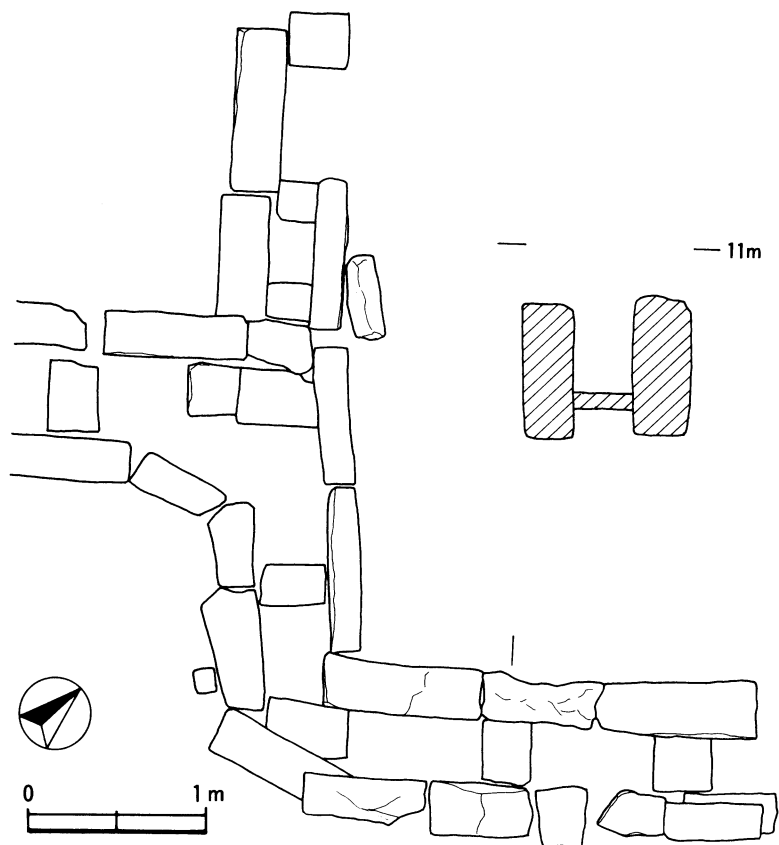
この構造の排水溝は他に排水溝⑤が挙げられる。排水溝⑥も暗渠形である。

排水溝⑫は幅20cm, 長さ50～90cm前後の凝灰岩切石を両側石とし、床石は短ざく敷きとする溝の幅30cm, 深さ20cm前後である。用材、規模とも小形であるため、すき間が目だつ粗い作りである。他に⑬, ⑮, ⑯等が同一構造である。

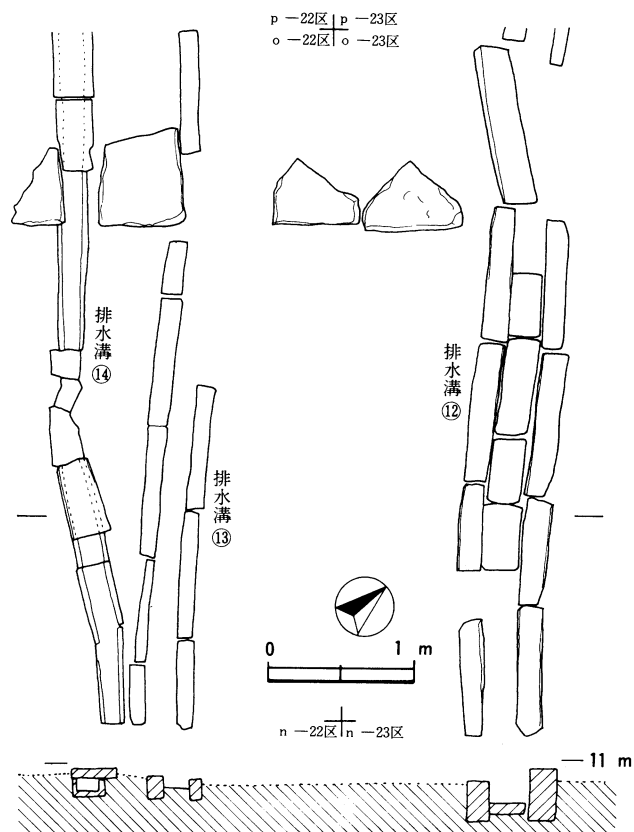
排水溝⑭は⑬に隣接して検出されたもので、幅25cm, 厚み10cm前後の凝灰岩をくりぬき凹形に仕上げ、蓋を架けるものである。接合部は黒しっくいで補強したものがみられた。

同様な構造の排水溝は⑧～⑩である。

いずれも終末は大形排水溝に接続する。



第24図 排水溝④実測図



第25図 排水溝⑫・⑬・⑭実測図

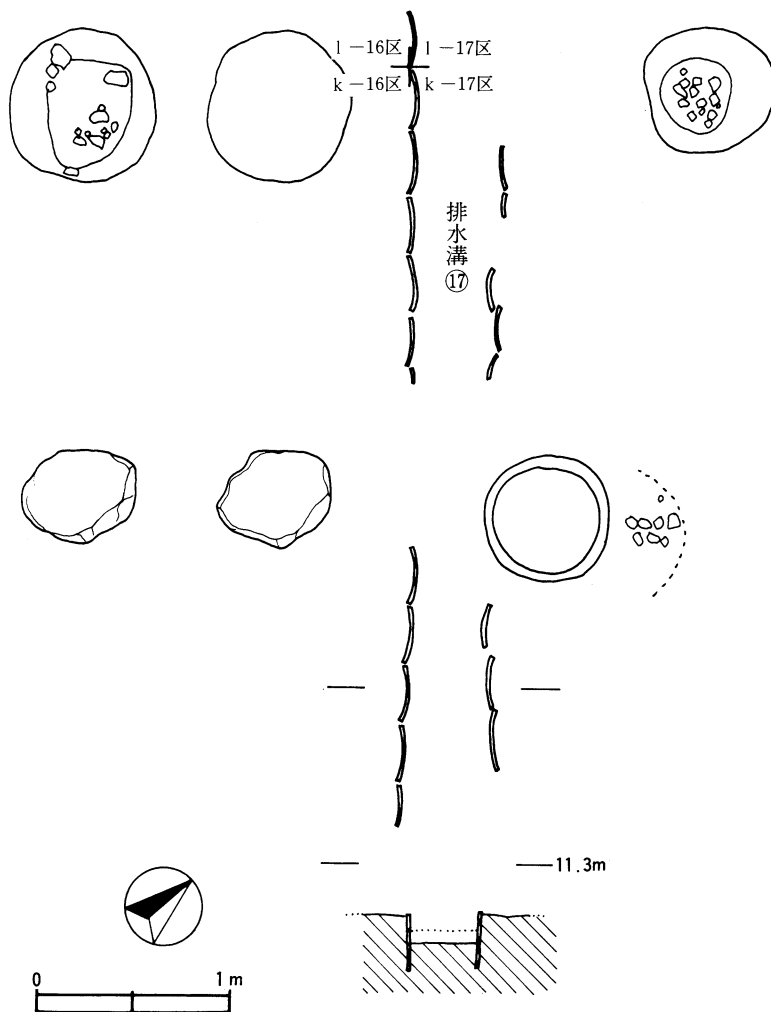
排水溝⑰（第26図）は i - m - 16～17区に検出されたものである。

20×30cm×
25～30cmの平
瓦を、約半分
土中に埋設し
側壁とするも
のである。

⑰は溝幅40
cm、深さ15cm
を測る。床面
は敷石を用い
ることもない
簡略なもので、
床面には7cm
の厚みで砂が
堆積していた。

同様なもの
は l - 23区に
残欠として検
出されている。

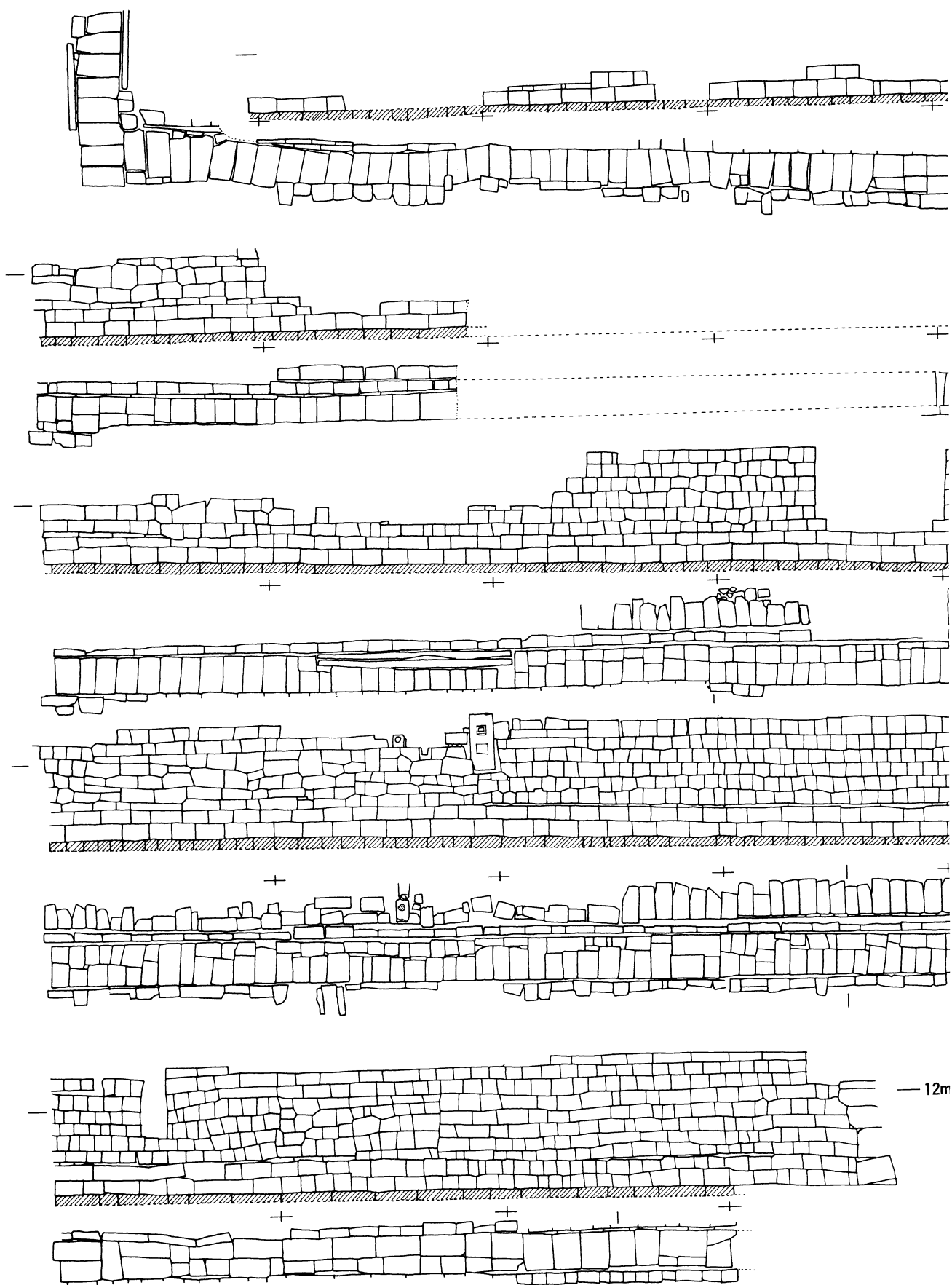
本節では排
水溝にまとめ
たが、雨落溝
の可能性もある。



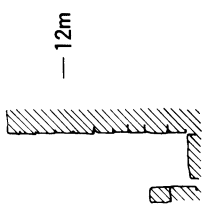
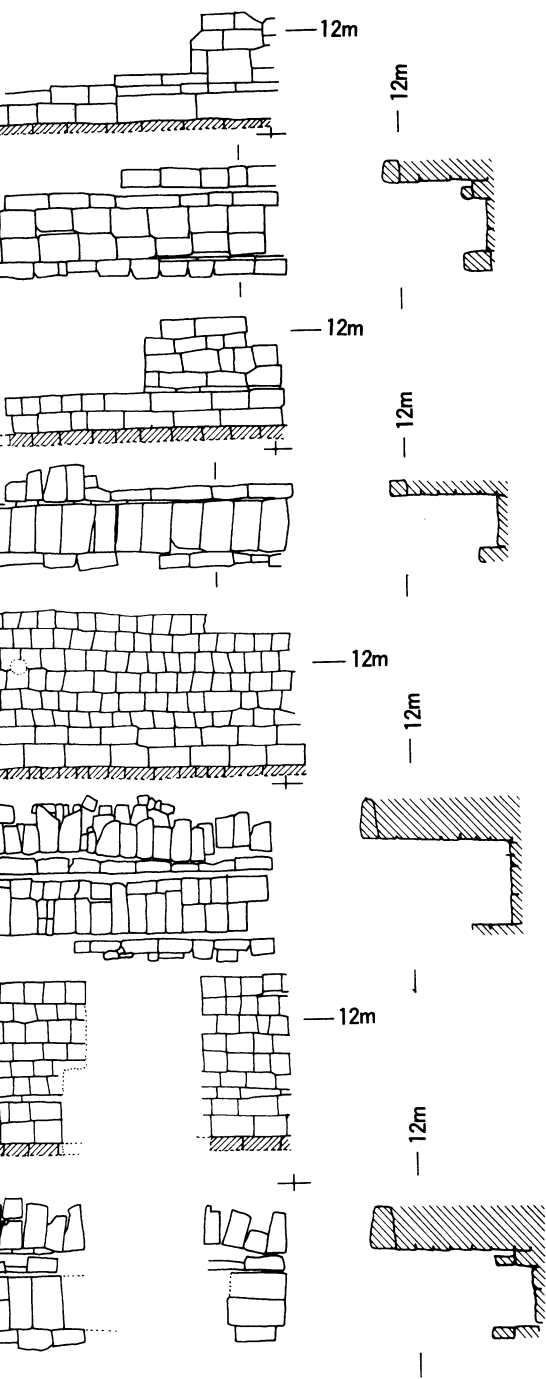
第26図 排水溝⑰実測図

排水溝⑱は p - r - 13～35区にかけて検出されたものである。この排水溝は上段と下段を区切るものである。したがって、側石の面は上段と下段で1.5～2.5mの比高差がある。上段面の側石は凝灰岩切石を整層積みに10段積みあげる。下段の側石は現存2段で、溝の幅は80～140cmを測る。上段側石の基部には60cm、長さ4.5m前後の角材が胴木として使用され、不等沈下を防いでいる。この排水溝は上段部と城内奥部の雨水を集め、p - 36区で堀に排出する。

以上排水溝について記述してきたが、排水溝①は城内中央より前面、排水溝④は城内中央より西側二丸寄り、排水溝⑱は上段及び城内城山寄りの雨水を集め、それぞれ堀に排出する機能をもった中心的な排水溝であったことが知れる。また暗渠形排水溝は地中に埋設することで、目障りを避ける一方、地表面は面として活用できる利点があったものと思われる。しかしまた埋設することで沈澱する土砂の排除の困難さも併せもっていたであろう。床面傾斜は2度前後におさえられ、急激な雨水流入による床面の流失、崩壊からの保護もしのばれる。



第27図 排水溝①実測図 I



第6節 池（第28～30図・図版16）

池と推定される遺構は2ヶ所検出された。

指図によると、二丸寄り、「御角屋藏」の内側に「御池」と記してあるほか、二丸寄り城山側及び、城内中央城山寄りにそれぞれ「池」の記載がある。

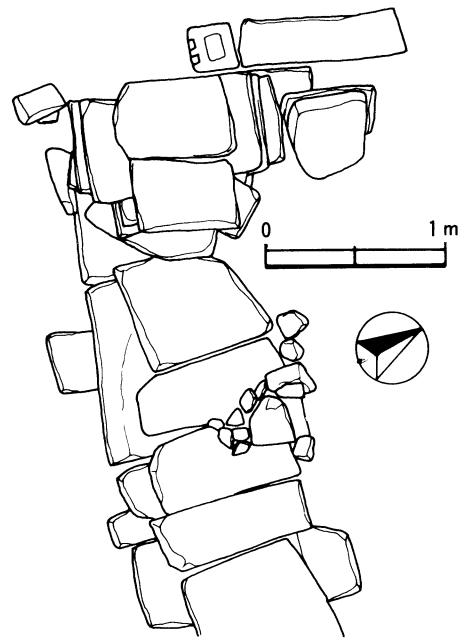
このうち「御池」は明治初期の写真（図版62-④～⑥）によって往時を偲ぶことができる。

この「御池」はグリッド図に従えばE～I-3～5区あたりに該当するが、この区域は第七高等学校のプール建設地であった。このプール建設時に、池は壊された。しかし幸いに当時の勝目清鹿児島市長の配慮により、市立鴨池動物園内に移築され、いま再び明治百年記念館建設に伴い、城内に復元されるのである。移築時の規模は詳かでないが、搬出した石等には番号が付され、移築時の平面図とともに残されている。発掘調査では池の規模等は当然検出し得なかったが、J-5, 6区に水門（第28図）が検出できた。この水門は城面より約50cm地下にあり、水門口には、平行2列の溝を刻んだ石柱をもつものである。またK, L-7, 8区には上水道石管の末端から上位に水の流れを変えた施設が検出された。これは写真にみる瀧石組の施設と位置的に符合することから池に関する施設と考えられる。

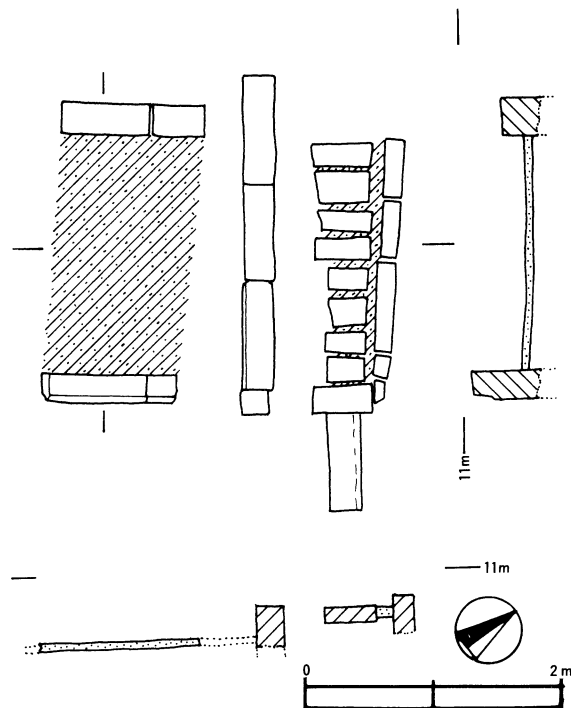
j, k-18, 19区（第29図）は構造、指図に示された池の位置及び形状から池とした。凝灰片切石で囲った内側には切石を敷き、接合部は黒しっくい目づめをし、漏水を防ぐ。切石を敷かない部分は厚さ10cmほどの黒しっくいを塗り込む。矩形を呈していたものと思われる。c, b-7, 8区（第30図）は3.5×4mの楕円形のもので、底面及び、凝灰岩片を配する側壁には厚さ5cmほどの黒しっくいを塗り込む。東端部には暗渠形排水溝が付設されている。

深さは最深で70cmを測る。

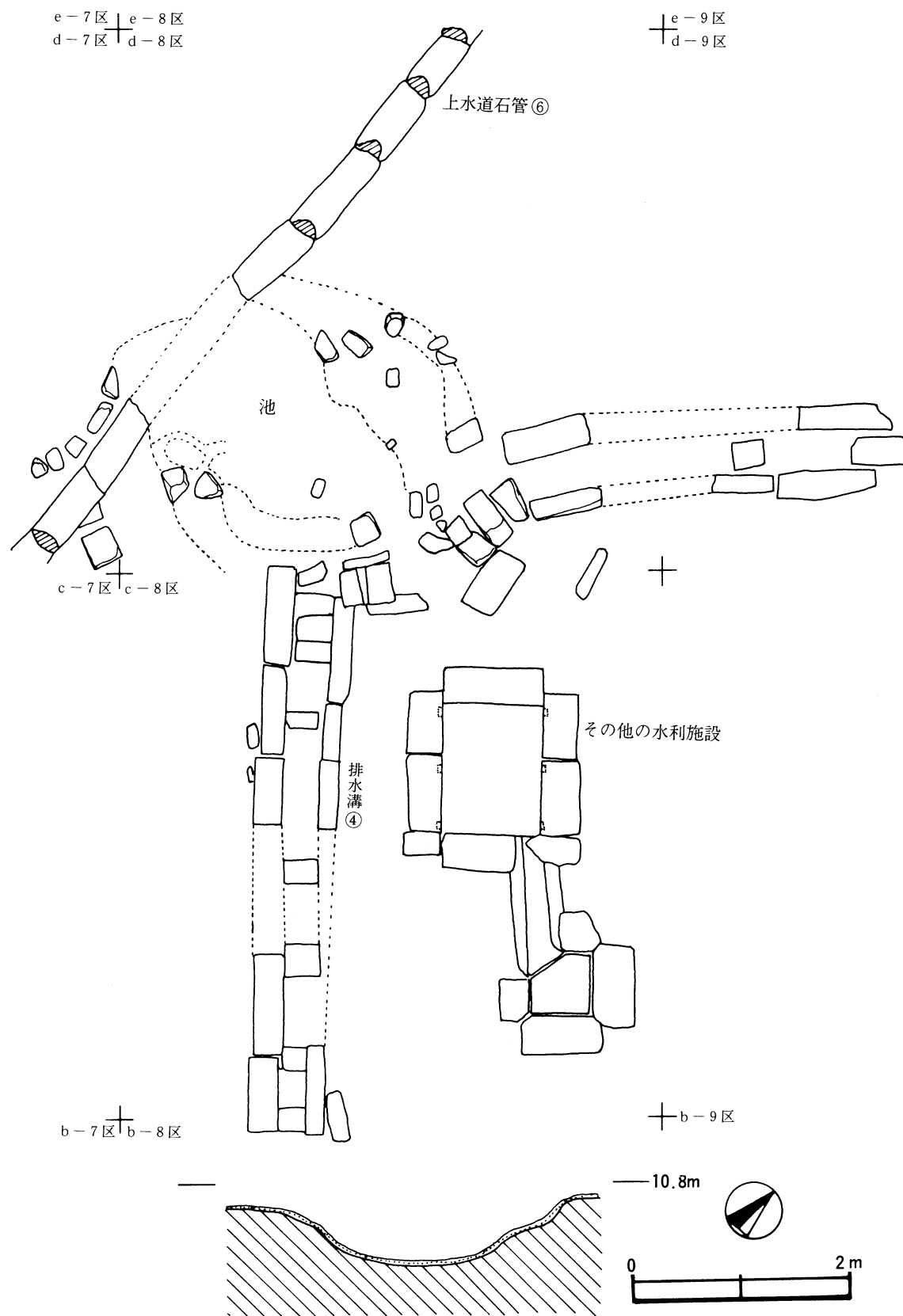
以上今回の発掘で検出された池は2ヶ所、そのほか「御池」に付随する水門、上水道石管であった。



第28図 水門実測図



第29図 池①実測図



第30図 池実測図

第7節 井戸（第.5，第31～33図・図版16・17）

発掘調査で得た井戸跡は5基である。

井戸①（第31図）はk-32区，H地区建物跡の北西部に隣接して検出された。

90×45cm，幅18～22cmの凝灰岩切石の両端の直角の角を45度に切り切面としたものを4枚組合せて井戸枠として積上げる。4枚の側石は各切面が密着するように配置する。このような構造であれば，内側へかかる圧力はこの切面に集中するため，各井戸枠がずれ込むといった弊害を防ぐことができる。この工夫は他の井戸枠に共通して用いられた技法である。

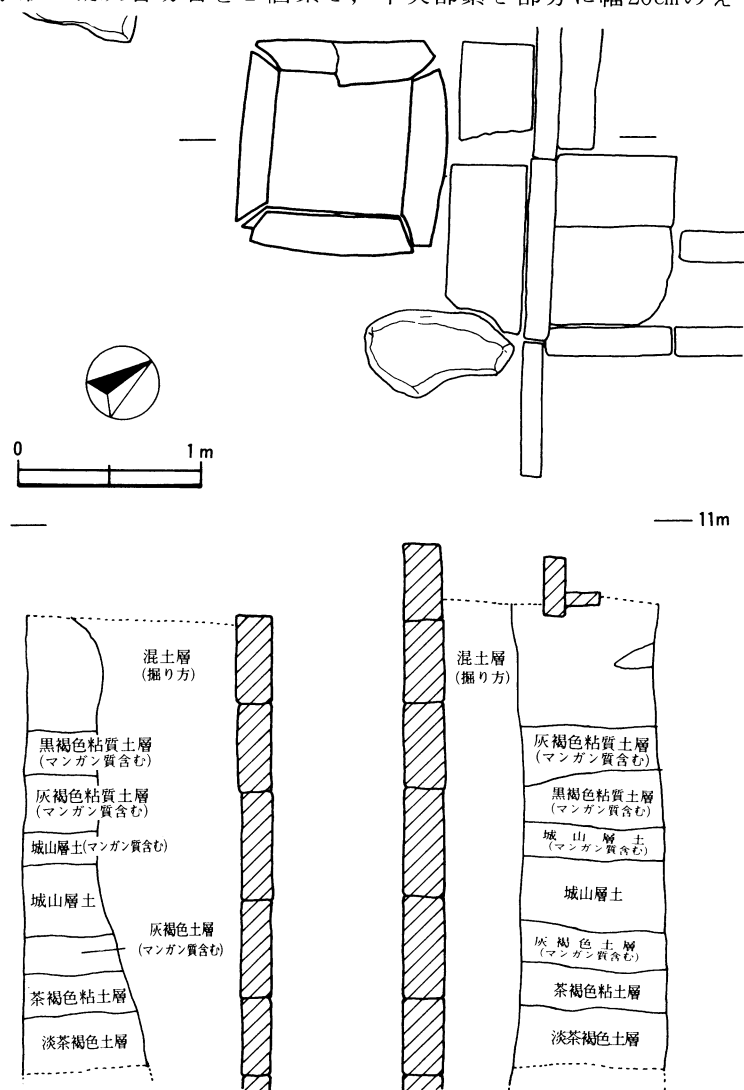
井戸①は平面形110×115cmの正方形を呈し，排水施設はK-33区へ排水溝を付けている。

井戸枠の積上げは，幅23mの掘抜きとし，順次床面より積上げたものである。この井戸枠の積上げの際の作業を容易ならしめるため，片側の井戸枠は壁面近くに寄せ，片方は広くとり，井戸枠を積み上げて埋土する。井戸②（第32図）はl-27区に検出されたものである。

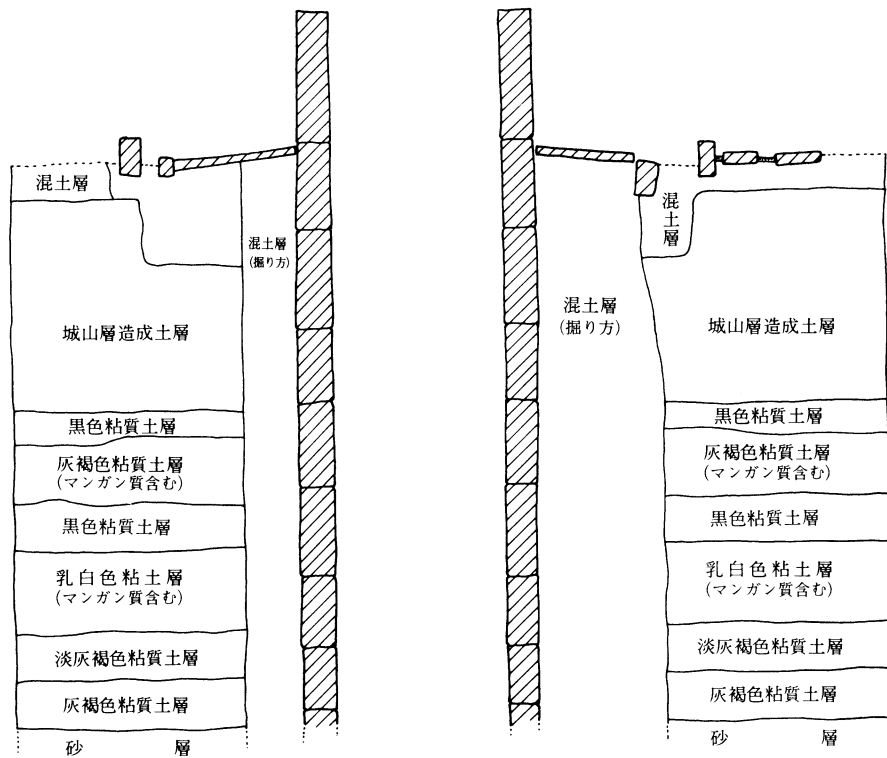
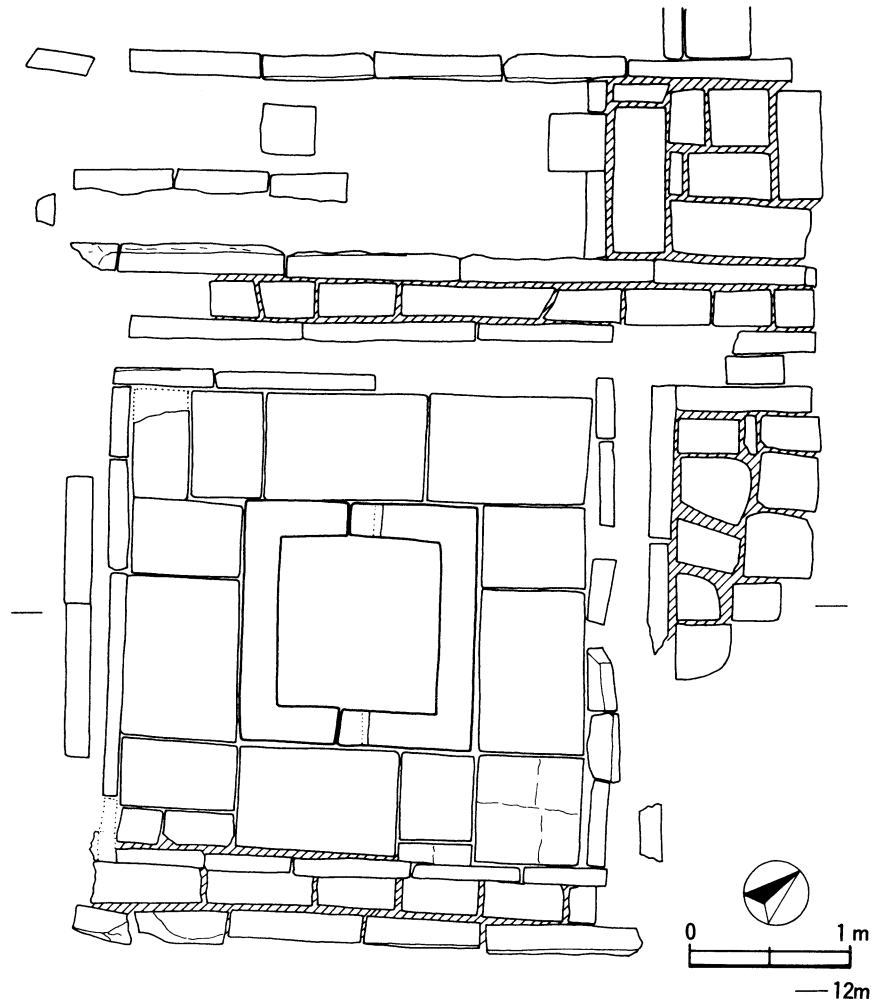
井戸枠は150×45～60cm，幅20cmの凝灰岩切石を使用し，切面を合わせ正方形に施設する。150cmの正方形である。井筒はコ字形の凝灰岩切石を2個繋ぎ，中央部繋ぎ部分に幅20cmのえぐりを入れる。井筒の高さは80cm

である。周辺に疊石があるが，これは後世の施設である。掘り方は25mを測り，片方を広くとることは井戸①同様である。現湧水面は標高約6mである。井戸③（第33図）はK-6，7区に検出されたもので構造は他の井戸と同様である。

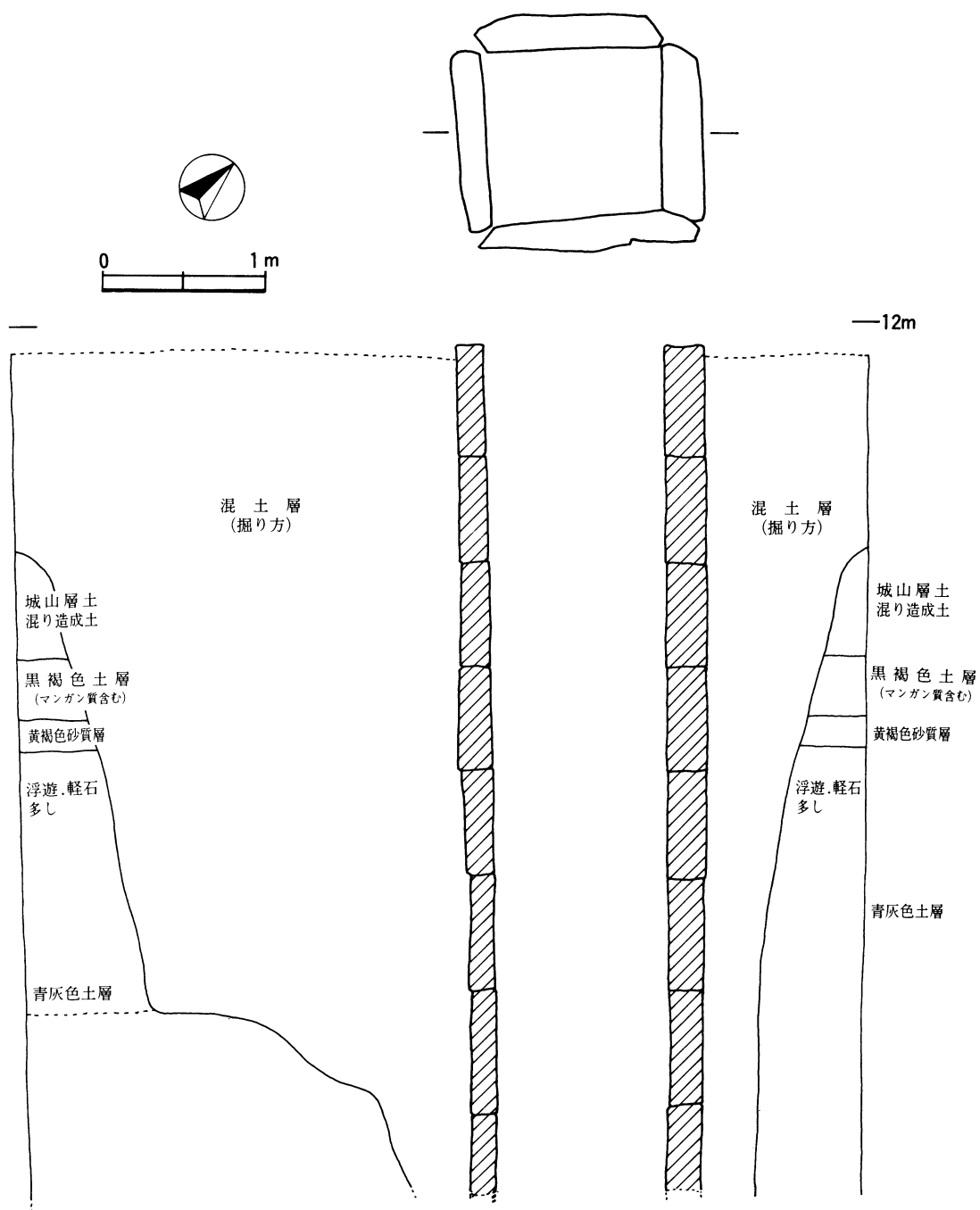
1.45×1.5mの正方形を呈し，井戸枠は幅25cmと約20cmの凝灰岩切石を利用し，不揃いである。この地区は地盤が軟弱とみえ，掘り方は上面で5m，地表下約4mに段を設けている。井戸④はF-19，20区に検出された。現湧水面は標高4.63m（掘水面3.8mのとき）を測る。井戸⑤はJ-4区に検出された。④，⑤とも構造は①～③と同様である。保存区域のため断面観察は行わなかった。



第31図 井戸①実測図



第32図 井戸②実測図



第33図 井戸④実測図

第8節 上水道石管（第5，34～36図・図抜17～19）

上水道石管は9本検出された。これ等は構造、遺構の切合い等から、藩政期①～④，明治期⑤～⑨に分類できる。藩政期の上水道石管は幅広で短かく，栓が石管の中央部から接合部近くにある。一方明治期の上水道石管は細長く，栓が接合部に位置することの相違がある。

①はC～K－6，7区に検出されたもので現存総延長39.2mを測る。②と併走したものが，G－6区で②と交叉しK，L－7区に至る。終末部は第40図に図示するごとく上部に水を導びくため，石管の上面に10×10cmの孔を穿つ。石管の底面には凝灰岩切石を据え，不等沈下を防ぐとともに，同様の切石を側面に押え石とし固定化を図る。

石管は30×30×55～75cm前後の凝灰岩切石の角柱に径25×25cmの孔を穿つ。孔にはしつくいを塗り込む。石管は雄形と雌形を接合し，この接合部にもしつくいを塗る。各石管上面には径15cm前後の孔を穿ち，凝灰岩製の切石の栓をし，再び黒しつくいを塗り込み，漏水を防いでいる。またB－7区の末端部の導水部分は黒しつくい塗り込められ，廃棄が考えられる。

②はB～L－6～8区に検出されたもので現存総延長45.2mを測る。①と併走したものがG－6区で交叉し，K－6区で弯曲しL－7区に至り終末となる。この終末部は排水溝②の蓋石に乗る。終末部の末端は欠損し不明である。石管の構造は①同様であるが，①に比較し石管がわずかに小さい。G－6区の栓を塗り込めた黒しつくいには木葉痕が認められた。

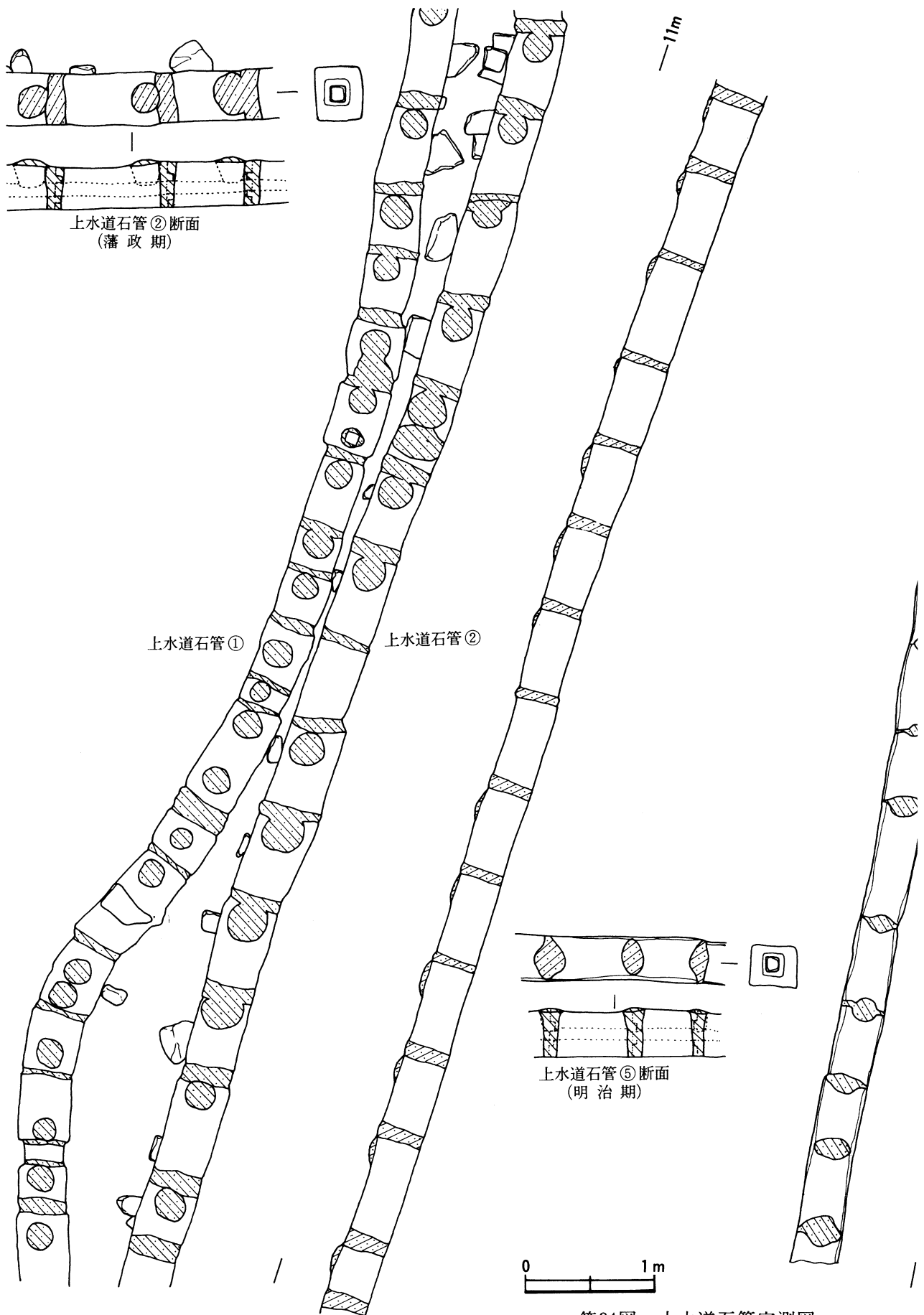
③はJ～L－6，7区に検出された。D～I区を欠くが，A～C－4～6区に検出された上水道石管に続くものと思われる。現存総延長23.2mを測る。C－4区では石管に栓をした後土管を黒しつくい固定している。導水口部も黒しつくい塗り込めている。土管が本水道石管の水を利用したものか不明である。

なお6－11区に現存長1.9mの上水道石管が検出されたが，①～③のいずれに繋がるものかはわからない。この石管の栓部には甕（黒薩摩焼）片が付着していた。石管②の木葉痕と同様，黒しつくい塗り込んだあとの形くずれ等の防止を図ったものと思われる。

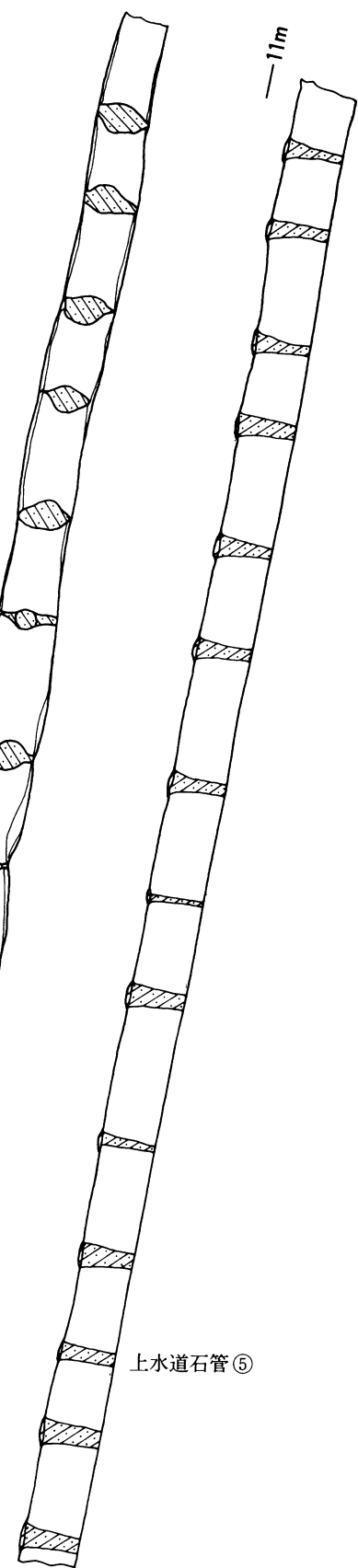
④はQ～S－29，30区に検出されたもので現存総延長12.4mを測る。石管幅は25～30cmであるが，長さは30～70cmと不揃いで，仕上げも粗い。ところでこれ等藩政期の上水道石管が，どの地区から城内に導入されたかは，水源の所在とおおきく関わるため課題であった。④は城内奥部に位置するために，この石管を追い求めて発掘を進めてみたものの，末端はS－30区で切断されており，課題を解決するには至らなかった。ただ，石管の配置状況から背後の城山方向であることは推察できる。

以上①～④が藩政期の上水道石管である。以下⑤～⑨までの明治期の上水道石管について記述する。

⑤はC～d－23～27区に検出されたもので現存総延長42.9mを測る。A－26区で南に屈折し，B－23区で再び屈折しC－23区に至る。これよりは鉄管にてC，D－24区の水槽に導かれている。石管の構造は，石管，接合部，栓，導水口，接合部及び栓部にしつくいを塗り，漏水防止を施す等は藩政期の上水道石管と同様であるが，石管は30×40～90cmとなり，長尺のものが多



第34図 上水道石管実測図



上水道石管⑤

く、わずかに小形化する。栓の位置は接合部に置かれていることが藩政期の上水道石管と異なる。なおこの上水道石管を明治期とした理由の1つに、A～d-26, 27区において、根石との切合いが認められたことが挙げられる。

明治期の上水道石管は他に⑥(c～e-7, 8区), ⑦(A～h-5～9区) ⑧n-31～33区), ⑨(t, u-13～18区)に検出された。

以上、検出された上水道石管について述べたが、耐圧式の上水道石管であることが最大の特徴である。この石管の創設年代は不明であるが、「管窺愚考」に水神塚記文として、

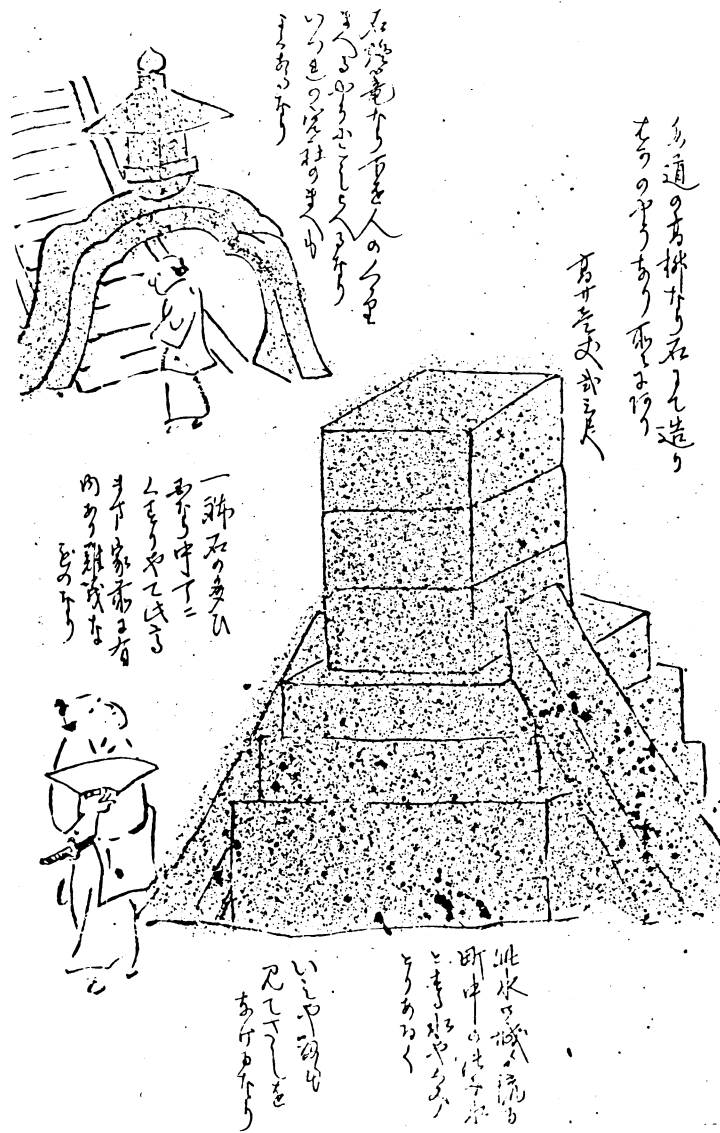
そもそも此用水のはしめは享保八年癸卯のとし御造り初めありてあふけなくも水筋の屋敷々々は双方五尺かゝりの程、相當の料くたしおかれ御用地になし置れけるが當天保十亥年迄百二十四年相成ものかはり時移り久しくなりゆくまゝに人もいりかはり、かのよしあるをもわきかね蘭の樹木はおのれのれ生茂り、根さし長くはひり、なかれを戸さし、もれ水多く、いはんかたなく、假初めの御修補にてはなかなかならぬ氣しまなれば、このたび新刻石をもて御城内まで七百四十間のあいた御仕調あらたに水神を建立するものなり。

とある。これに依れば享保8年(1723)に創設され、天保10年(1839)には大改修が行われたことがうかがえる。この御用水の水源は鹿児島城の北西約1.2kmの冷水町に所在する。城内との比高差約50m、距離にして1.3kmに及ぶものである。この水源は「天保年間鹿児島城下絵図」の冷水付近に「御用水」として描かれている。この水源から城内までの経路は不明であるが、鹿児島市水道局に保管されている(年代不詳)「旧水道冷水線實測平面図」によれば滑川の右岸、城山の裾部をとおり、本丸の北方向約0.3kmの岩崎谷に達している。また、この岩崎谷に架かる橋を「御用水橋」と呼ぶことから、藩政、明治期の上水道の経路が知れる。

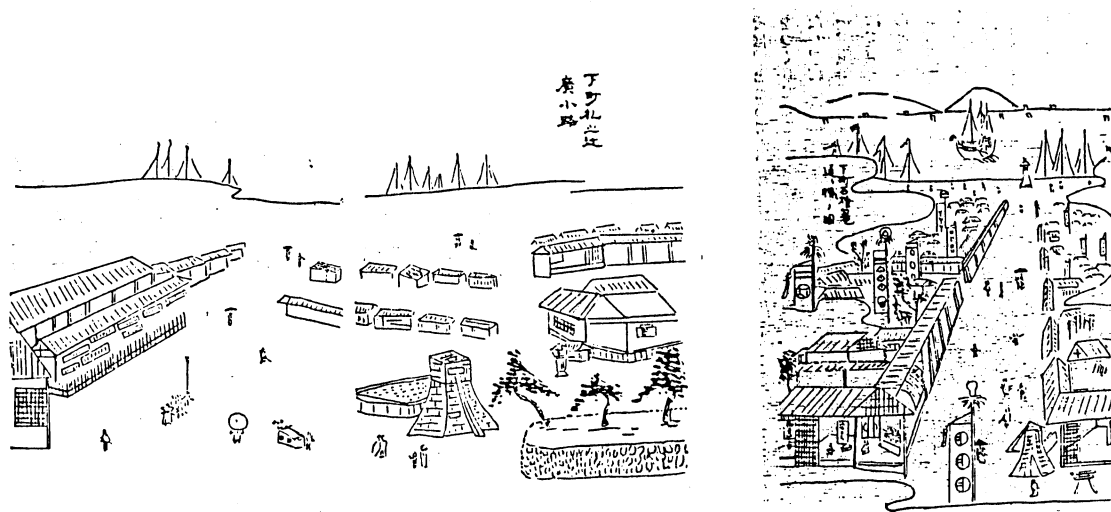
城内に引込まれた上水道の余水は城下にもたらされ、市井の飲用水に利用されていた。

「鹿児島ぶり」(伊東凌舎著一天保6, 7年頃＝)(第36図)の下町の風景の中に、石造の高枡と箱水が描かれ、また「薩摩風土記」(第35)には同様な高枡が記載されていることから城下では、余水を利用していたことがうかがえる。この高枡は玉里邸(現市立女子高校)に現存している。(図版19)。ただ、城内の余水の利用ではあったろうが、本丸跡で検出された上水道石管は終末がいずれも明確であることから、二丸あたりの余水の利用が考えられる。(二丸跡は昭和51年度県文化課で発掘調査をし、多くの上水道石管を検出し、その一部は城外へ延びている)

これ等の上水道石管は他に大龍遺跡〔内城、のち大龍寺の跡で現大竜小学校〕(鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書(1), 1979), 大乘院跡〔清水城の居館、のち大乘院で現清水中学校〕(鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書(3), 1983), 名山小学校〔二丸前〕のほか、磯島津氏別邸。玉里島津氏別邸には高枡が2基現存する。



第35図 高栴 (『薩摩風土記』所収)



第36図 高栴 (『鹿児島ぶり』所収)

第9節 水 槽（第37図・図版19）

発掘調査で検出された水槽は2基，他にL-32区と，城山裾部に1基確認されている。

水槽①はC，D-24区，A地区建物跡に付く雨落溝②が直角に屈曲するC-23，24区の東側で，「唐御門」より「虎之間」までの庭の西隅でもある。

この水槽は3.44×2.85mの矩形を呈し，四隅を丸く仕上げる，深さ80cmを測る。水槽は凝灰岩の一枚石をくり抜き側壁幅20cmに仕上上げたものである。

四隅の1つに幅8cmの切込みを入れ，オーバーフローの水を流すようにし，このオーバーフローした水は側面下に仕つらえた幅18cmの排水路で受け，D-24区の雨落溝②に流すしくみになっている。

水槽②はr-30区，「御数寄屋蔵」付近に検出されたものである。側面は欠損し床面のみ残る。床面は2.01×1.7mを測り，ややいびつな平面形である。

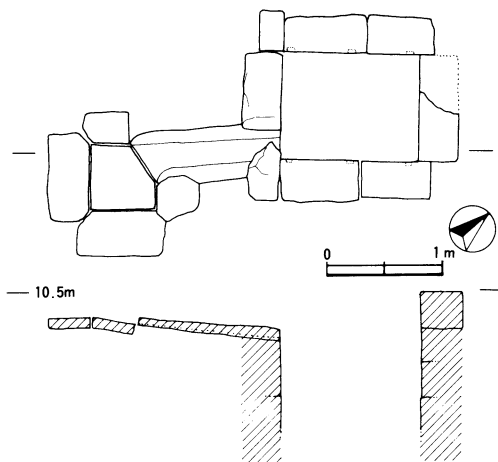
第10節 その他の水利施設（第38～40図・図版20）

第39図の水利施設はC-8区に検出されたもので，長径60～70，短径25～30，厚み30～35cmの凝灰石布石を矩形に積み上げ，一辺の隅には水の流入口がある。深さ1mの位置の側石には5×3cmの柄穴3個を対に穿つ。用途については不明である。

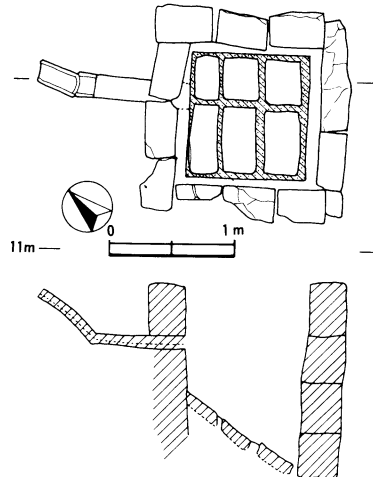
第40図はD-8，9区に検出されたもので，側石には凝灰石の布石を3個づつ使用し，各四隅は交叉させる。傾斜した床面の床石のすき間には黒しっくいを目づめに用いる。

側面の一辺には蓋付の凹型の排水溝が付けられている。

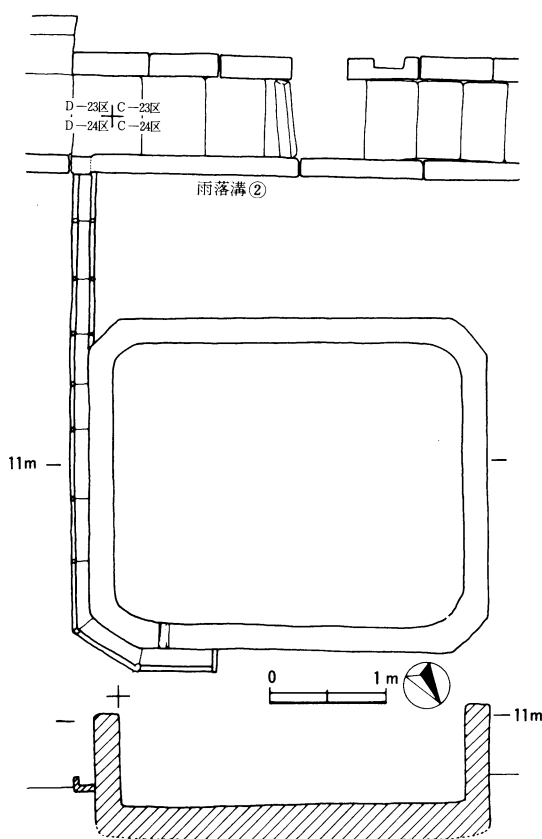
用途については不明である。



第38図 その他の水利施設



第39図 その他の水利施設

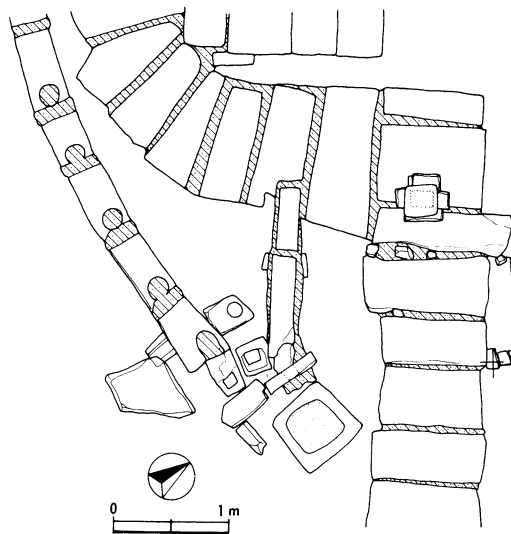


第37図 水槽実測図

第40図（図版20）はK，L－7，8区に検出されたものである。

上水道石管②の末端部は石管の上面に孔を穿ち，導水を上向きに変える。この前方には中央部をくぼめた60cm角の凝灰岩切石が据えられている。（このくぼみは台座と考えられる）

またこの切石に接続して蓋付きの幅30cmの排水路があり，末端は暗渠形排水溝②につなぎ終末水の処理をする。上水道石管，排水溝とも埋設されていること，この区周辺は「御池」に当たるところから「御池」に付随する水利施設が考えられる。



第40図 その他の水利施設

第11節 橋（第41～43図・図版21）

橋はO～S－22～23区，「御楼門」前の堀に架かる橋（大手橋）と，c～f－36～38区，「北御門」の堀に架かる橋（北御門橋）がある。

大手橋は総長15.8m，幅8.2m花崗岩製の石橋である。堀には縦横各5例25本の直径45cmの円柱石を橋脚とし，柱上に方36cmの横梁をのせ，これに方33cmの桁を架す。桁上には40×170cmの花崗岩切石を平行に敷きつめ床版とする。勾欄は平行部に径30cmの親柱8本を配する。その間隔は5.2mで，床版の石に柄差しとし，袖の4本の柱は1.2m左右に開き掘立としてある。

勾欄は架木，平桁地覆からなり，親柱間には束をおのおの2個ずつ入れている。親柱及び両袖部の柱には青銅製の擬宝珠を冠す。

この大手橋は「旧記雑録後編」の慶長11年（1606）の条に「同年六月六日麿陽城樓門前板橋既新城為渡初」とみえることから慶長11年木橋として架橋された。その後文化7年（1810）にはこの木橋を石橋に変えたいとの願いに対する幕府の許可があることから（第41図）石橋は文化7年架け換えられ，現在に至っているものと思われる。

北御門橋は総長10.7m，幅12.3mで両側は石垣による土橋である。

上面にはやや左側に扁して幅3.5mの敷石，その両側には階段が設けられている。中央部の敷石は凝灰岩の玉石を4列に平行に埋設し，玉石に囲まれた内側には凝灰岩の平石を敷きつめる。

両側の階段は1m間隔に横位の玉石を並べ，各段の差は約15cmである。総体は傾斜角度約7度である。

この土橋には暗渠形排水溝が城内から埋設されている。直進していること，石垣に樋門が認められないことから「廐屋」方向へ走るのかもしれない。また基底部近くには暗渠があり，右側上段の堀の水を通す。そしてこの右側上段側には水門施設があることから，堀の水の調整の

役目をもったものでもあろう。

なおこの土橋の基盤層は標高7.18mであることから現況面までの約 2.8 m は埋土をし土橋を構築したことがわかる。

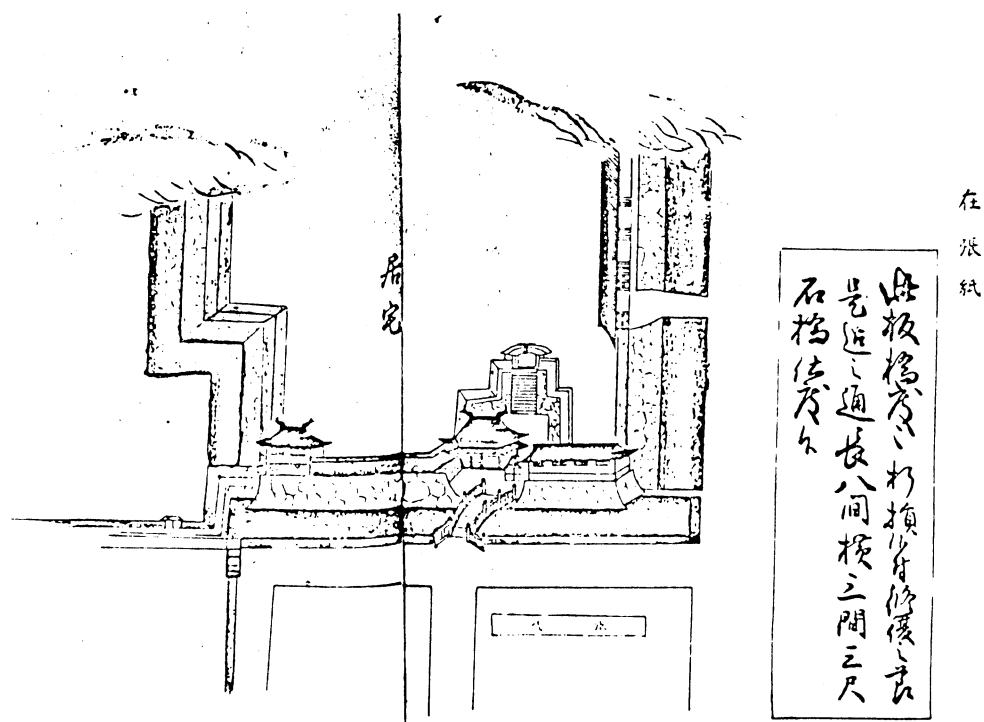
第12節 門（第41～43図・図版21, 22）

指図によると本丸内の門は「御楼門」，「唐御門」，「北御門」のほかに，唐御門の左手に「堀重御門」，北御門の右手ぎわに「門」，城内中央左手に「御中門」，「桜之門」が記載されている。このうち御楼門（第42図）は瓦葺，入母屋屋根でシャチホコを屋根にいだく櫓門である。櫓部は中央に格子で他はなまこ壁である。現存する礎石には91×73cmを測る鏡柱の痕跡がある。行門右側には門番所が附く。この御楼門から枡形を経た所に唐御門がある。この門は第41図の表現から向こう唐門であろう。発掘調査では，排水溝と，凝灰岩切石が検出されたが，わずかであり規模を知ることはできなかった。

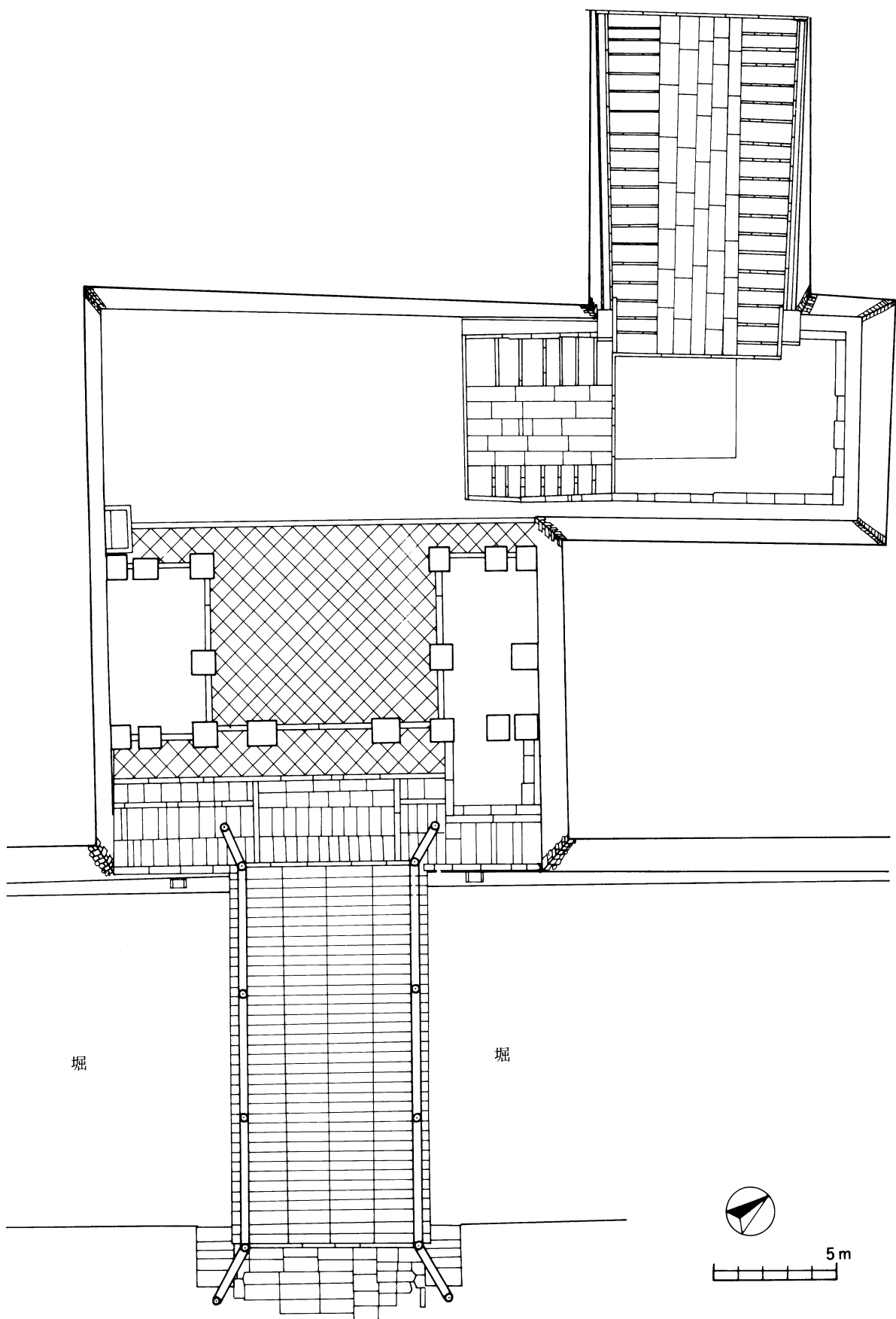
北御門は写真（図版62－③）でみると切り妻屋根の瓦葺きの長屋門である。発掘調査ではf－35区に70×75cmと65×50cmの凝灰岩切石の礎石，及びこの礎石をわたす玉石と四半敷の石敷の一部が検出されたとともに，第11節で記述した機構が検出された。礎石は指図による「御門」の位置と符合する。なお「古記」宝永4年（1707）の条に，

一北御門脇之新長屋門を長屋御門と唱……額相掛候，
とある。

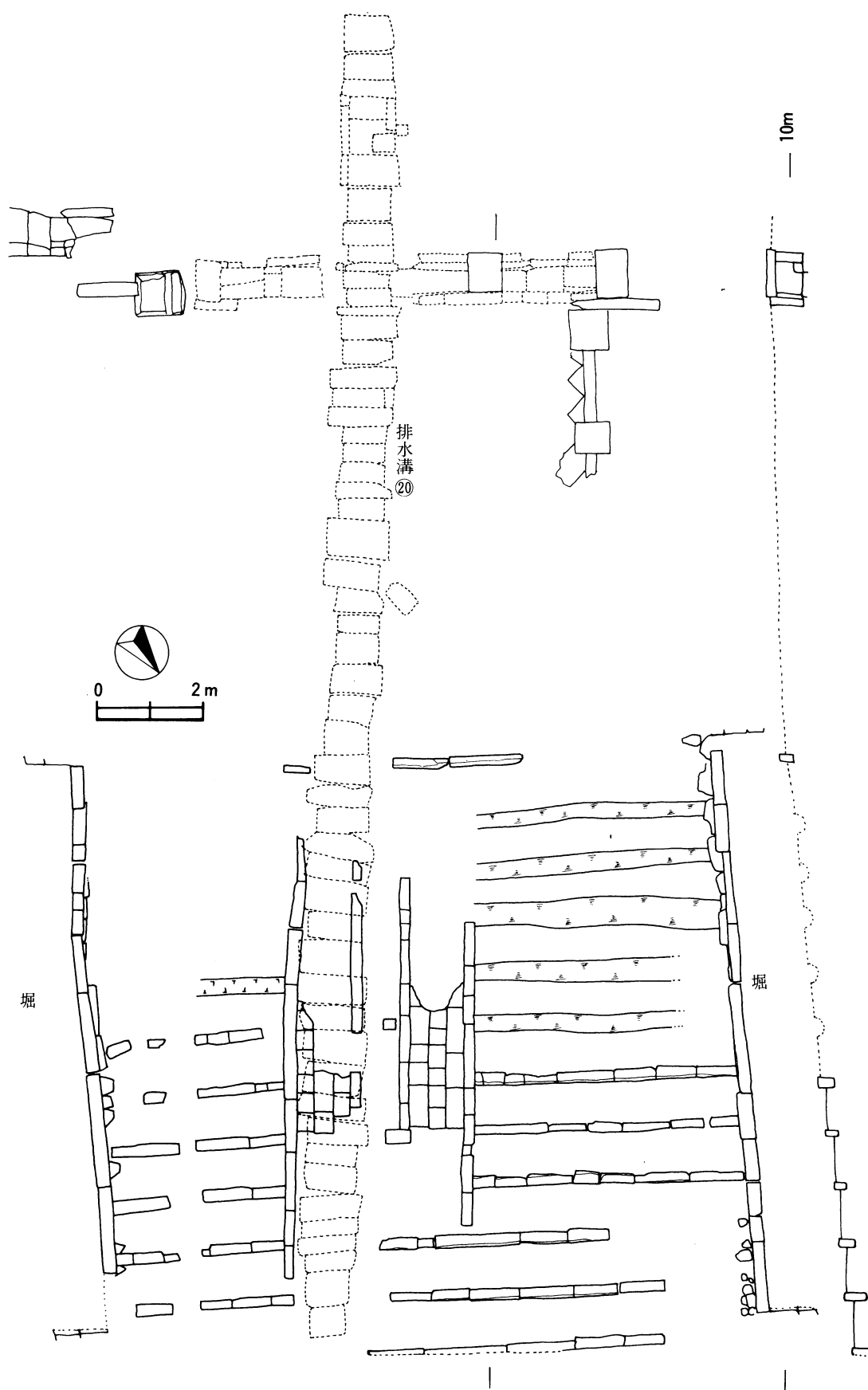
その他指図には「堀重御門」，「御中門」，「桜之門」が記されているが，発掘調査では確認できなかった。またさきの古記には「御近習番所入口之長屋御門を御近習番所口と唱，…」とあることから，ここにも門があったことがうかがわれる。



第41図 大手橋・石橋に改め願（島津氏正統系図・東京大学資料編さん所蔵）



第42図 御楼門実測図



第43図 北御門・橋実測図

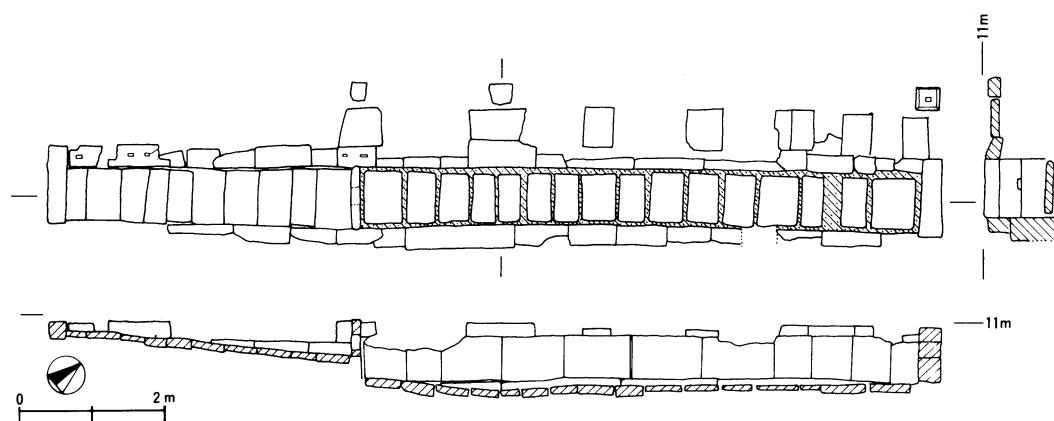
第13節 雪 隠 (第44, 45図・図版22)

p-25～28区, p-20, 21区に検出されたもので, 構造及び指図に記載された「雪隠」の位置と符合することから, これら2基は雪隠とした。

雪隠①は内法で総長 11.65 m, 幅0.8 m を測り, 中ほどに14cm幅の間仕切りがある。この間仕切りにより内部は3.86m と7.65cmに区切られる。短い部分は小用, 長い部分は大便及び便漕と考えられる。小用部は床石を敷きつめ, 約10度の傾斜をもって間仕切り壁に至る。間仕切り壁の底面には10cmの孔があり, ここより便漕に流入する。便漕部の床石は幅30～55cmの凝灰岩切石を敷き, 床石及び側壁のすき間には黒しっくいを塗り込んでいる。深さ65cmである。

便漕部の側壁は大形切石, 小用部は小形切石を用いる。小用部の東側側石には6～10×5 cmの柄穴が5個認められる一方, 側壁に添い切石を敷く。床石, 側壁とも赤褐色に変色する。

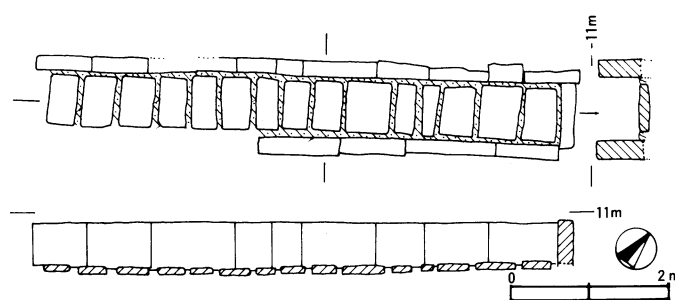
雪隠②は小用部を欠く。現存総長6.5 m, 幅0.74m を測る。床石に不揃いはみられるが, 構造は雪隠①と全く同一である。



第44図 雪隠①実測図

第14節 階 段 (第46図・図版23)

出入口の1つであるが, この節では, q, r-22区, q-26, 27区に検出されたものを階段とした。従って枡形, 及び北御門にみられる階段状の施設はそれぞれの項で記述し



第45図 雪隠②実測図

た。階段①はq, r-22区に検出されたもので, 排水溝①⑨をまたぎ, 城山寄りの城内上段部に通ずるものである。現存総長6.85m, 幅2.6m を測る。床面には長さ1.1 m, 幅15cmの玉縁石を横位に2本敷く。そしてこの玉縁石の間隔1 m には切石を不揃いに敷きつめる。

各段は下方の玉縁石上面と上段の玉縁石の上面より約10cm下位と同一レベルになるようしつらえ, 総体の傾斜は10度前後に納まる。左側の片裾部には幅30cmの溝が壁面と平行に施設され

すき間には黒しっくい目づめをする。

側壁は凝灰岩の切石で、面はていねいに仕上げる。上部には間知石を転用しているものもある。

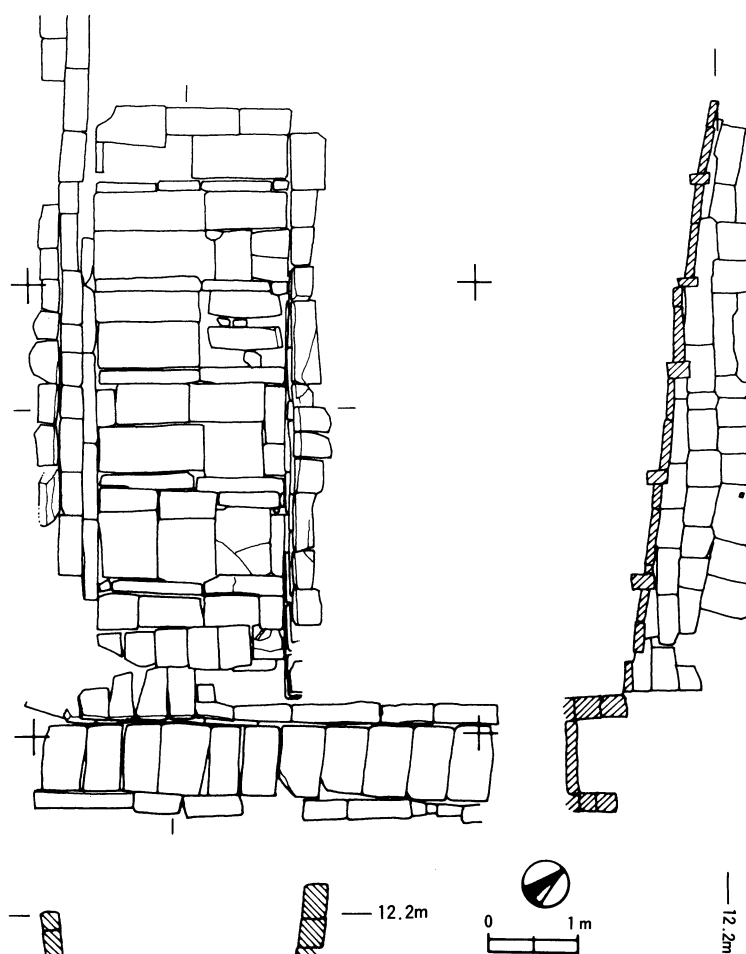
階段Ⅱは q-26, 27区に検出されたもので幅 3 m を測る。

玉縁石が横位に 2 列残存するのみで、全体の規模、形状は不明である。

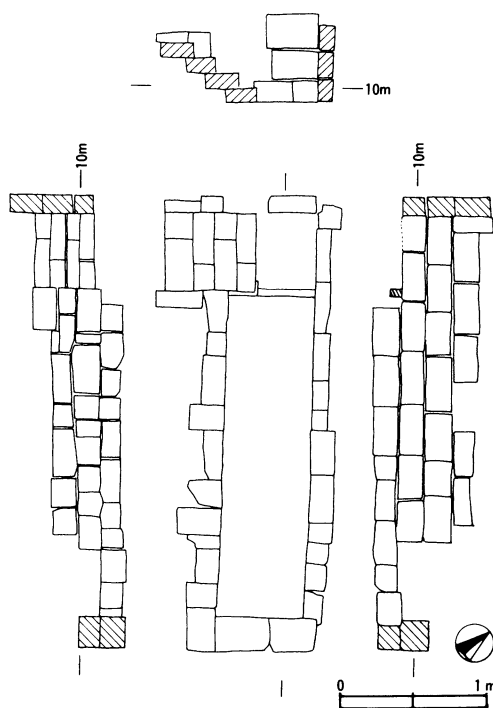
第15節 その他の遺構 (第47図・図版23)

その他の遺構としては、g, h-16区に検出されたものが挙げられる。

内法 5.5 m × 1.2 m の平面形、長方形のもので、地下に設けられたものである。壁面はすべて凝灰岩切石を使用し、床面は薄く砂を敷く、深さは 3.6 m を測る。四隅の 1 つに平入りの階段を 4 段設け、踊場を経て、1 段低い床面に続く。用途として地下の収納施設が考えられたが床面が砂であるため湿気等の課題が残る。1 つは棟続きの家のために迂廻は煩雑をきたすため、建物の床下を通路としたことも考えられる。このような施設は磯の島津氏別邸に現存することから、充分考えられるものではある。



第46図 階段①実測図



第47図 その他の遺構実測図

第16節 石 垣 (図版24)

石垣は背後地城山裾部P-36区と、二丸ざかいのA-1区を基点としコ字形に築かれている。
枳形石垣をふくめると総延長419mである。

根石は堀に埋まり計測できないので、現堀水面からの高さはh-36区で約7m、G-36区で約8m、O-30区で約8.2m、O-10区で約8.2m、G-1区で約7mを測る。

使用されている石は凝灰岩間知石で、40～70cm角、ひかえ1～1.8m前後を測る。根石下はf-36区の確認で松材を胴木として用いていることから、他の区域も同様の胴木を使用したものと思われる。この胴木より切込みハギに積み上げ、勾配は宮勾配とする。天端石は厚さ約27cmの切石を用い、端部はわずかに反り上がり、いわゆる「縄だるみ」になる。

各隅は算木積とする。ことに御楼門の隅は幅70～85cm、厚み60～70cm、長さ160～192cmの大形切石を7段ないし5段に積木積みとする。またN、O-35、36区の隅は矩おりに積み上げている。この隅は城にとっては東北部-鬼門-に位置するために、特別の配慮がなされたようである。ちなみに「天保年間鹿児島城下絵図」の東北隅の石垣は矩折りに描かれ、「鬼門隅欠之図」と注記している。また、正面以外の石垣には樋門が設置され、城内の排水を堀に導いている。

この石垣を保護するために、城内の雨水等の処理については十分な配慮がなされたが、大雨や軟弱な地盤（造成上の下の基盤層は城山層上の二次堆積物で、非常に水に弱い）のため、寛永6年（1639）、慶安3年（1650）、寛文4年（1664）等、しばしば崩壊し、その度に幕府の許可を得て修復に努めている。

御文庫拾三番箱六拾壺卷中
以上
御札令拝見^り、鹿児島城南之方石垣式ヶ所破損付而修復
有之度由繪圖之通其意^り、如元可有普譜^り、恐々謹言、

寛文四^辰

七月十日

久世大和守

廣之判

稲葉美濃守

正則判

阿部豊後守

忠秋判

酒井雅樂頭

忠清判

松平大隅守殿

—旧記雑録追録—

また昭和20年（1946）、爆弾にてO-5、6区付近、昭和35年（1960）にはO-30、31区付近が崩壊し、修復されている。

第17節 堀 (第5図・図版24)

堀は石垣に添って堀られたもので箱堀である。堀幅はK-38区で8.8m、R～O-27区で13.5m、二丸ざかいの堀で11.5mを測る。この堀は寛文8年（1668）、元禄16年〔1703〕等に埋まったために浚せつをしている。なお文化7年（1810）の石橋に改める願いの^{図面}（第41図）によると、二丸ざかいの堀はカギ形に折れているが、二丸発掘調査ではA～O-1'～3'区のみで他は検出されていない。

第Ⅵ章 遺 物

本遺跡からは、近世の陶磁器類を中心に現代に至るまでの遺物が多量に出土した。その多くは、陶磁器溜 1 (q・r-22・23区)、陶磁器溜 2 (q・r-27・28区)、瓦溜 (E-10・11区) という廃棄状況を呈する p i t からの出土であり、遺構に関連して出土したものは、j ~ m-2 ~ 5 区と C ~ b-20 ~ 22 区の 2 ヶ所からで、他は散乱状況で覆土からの出土であった。

このうち No 1 p i t (q・r-22・23区) からは印判染付を中心とした陶磁器類、No 2 p i t (q・r-27・28区) からは近世陶磁器類、No 3 p i t (E-10・11区) からは瓦・埴類が出土し、j ~ m-2 ~ 5 区では雨落溝を中心にその周囲から土師器類、C ~ b-20 ~ 23 区では釘類が出土した。

出土した遺物を分類すると、陶磁器・土師器・瓦・埴・釘・鏡・簪・刀装具・金具・キセル等であり、このうち陶磁器類は薩摩焼が中心であるが、伊万里焼・唐津焼・琉球焼等の移入品も出土している。なお遺物は、復元数値がより正確に測定できる完形品のみを図化した。

第 1 節 碗類 (第48~59図, 図版25~29)

碗類は、主に陶磁器溜 No 1、No 2 より出土した。これらは陶器と磁器とにまず分け、さらに器形により分類を行っていった。

(1) 陶器碗類 (碗形)

1 ~ 64 は、側面からみて半球形状を呈する碗形の陶器の碗類である。これらは象嵌を施さないもの (1 ~ 29) と施すもの (30 ~ 64) とに分けられる。これらの釉掛は皆総釉である。

1 ~ 11 は、口径 9.2 ~ 11.6 cm、器高 4.6 ~ 6.2 cm を測るやや小形のものである。白土に透明釉を施し、白色を呈するものである。これらは細貫入がみられ、10 は微細な貫入がみられる。12 ~ 20 は口径 9.0 ~ 11.8 cm、器高 4.8 ~ 5.8 cm を測るものである。半磁質の灰色土に透明釉を施し、灰褐色を呈するものである。21 は口径 12.0 cm、器高 5.4 cm を測るもので、黒褐色土に黒褐色の釉を施すものである。22 ~ 28 は、口径 11.0 ~ 13.8 cm、器高 4.8 ~ 6.1 cm を測るものである。白土に白釉を施し、白色を呈する。器面には貫入がみられ、24・27 では八重貫入といわれる微細な貫入がみられる。29 は口径 13.7 cm、器高 4.0 cm を測るやや浅いものである。淡黄褐色土に暗茶褐色の釉を施す。見込底は蛇の目に釉をカキ取っている。

30 ~ 64 は、象嵌を行っている碗形のものである。30 ~ 50 は口径 8.8 ~ 10.6 cm、器高 4.6 ~ 5.3 cm を測るやや小形のものである。30 ~ 33 は白土に透明釉を施し、黒土により象嵌を行なったものである。34 ~ 50 は、灰色土に透明釉を施し、白土により象嵌を行なったものである。51・52 はやや腰が張り、52 は腰が稜線状となる。51 は淡黄褐色土に透明釉を施し、白土により象嵌を行ない、52 は白土に透明釉を施し、見込に黒土により圈線を象嵌するものである。

53 ~ 64 は、口径 11.6 ~ 14.4 cm、器高 5.1 ~ 7.2 cm を測るやや大形のものであり、53・54 はやや深く、他は浅形のものである。灰色土に透明釉を施し、白土により象嵌を行っている。

象嵌文様の多くは菊花文と縄暖簾状文の組み合わせが主である。高台は多くが蛇の目である。

(2) 陶器類 (端反)

65～127は、碗形の口縁部が外反する端反の器形を有する陶器の碗類である。65～121の口径が9.2～10.2cm、器高が5.2～6.0cmとやや規格化された数値を示す。65～93は白土に透明釉を施し、色調はやや黄色味を帯びる。94～102は灰褐色土に透明釉を施し、色調は黄緑色味を帯びる。103～121は灰褐色土に透明釉を施し、色調は灰緑色味を帯びる。釉の厚みにむらがあり、灰褐色を呈する部分もある。

122は、口径10.7cm、器高6.0cmを測る。白土に透明釉を施し、色調はやや黄色味を帯びる。器面には黒褐色の釉により幾可文を描く。123・124は口径10.8・10.0cmを測る口縁部破片である。胎土・色調は122と同様である。器面に黒褐色の釉により草花文を描く。

125は口径12.0cm、器高6.0cmを測るもので、黒色の斑点のはいつた白土に緑褐色の釉を施すものである。見込底は、蛇の目に釉がカキ取られている。高台には細砂が付着している。器面にはやや粗い貫入が見られる。126は口径12.2cm、器高5.7cmを測るもので、灰褐色土に黄茶褐色の釉を施している。高台際及び高台内には施釉されていない。見込底には蛇の目に釉がカキ取られている。127は口径12.4cm、器高5.9cmを測るもので、赤茶褐色土に暗茶褐色の釉を施し、高台際近くより以下は土見せを行なっている。見込底は蛇の目に釉をカキ取っている。

(3) 陶器碗類 (その他)

128・129は碗形よりやや深く、井戸形に近い器形を有している。128は口径11.6cm、器高7.1cmを測り、灰色土に透明釉を施す。129は口径11.8cm、器高7.4cmを測り、白土に透明釉を施す。高台内は釘彫による渦文がみられる。130は口縁部がやや直口に近いもので、口径が11.8cm、器高が8.2cmを測る。灰色土に透明釉を施す。高台は片薄高台で、高台内はやや兜巾状となっている。131・132はやや浅く、腰をもち、口縁部が直口するものである。131は、口径9.8cm、器高5.3cmを測る。淡黄褐色土に見込と口縁近くに淡黄緑色の釉を、胴下半には茶褐色の釉を施すものである。132は口径11.8cm、器高5.5cmを測る。赤褐色土に黒褐色の釉を施し、見込底には重ね焼きのため蛇の目に釉がカキ取られている。高台は片薄高台である。133は口径10.3cm、器高6.8cmのやや碗形に近い器形を呈する。赤褐色土に黒褐色の釉の上から白濁状の釉で横位の刷毛目を施すものである。134・135は口縁がやや直線的に開く角腰のものである。134は口径10.2cm、器高5.8cmを測り、白土に透明釉を施している。器面には細貫入がみられる。135は口径9.4cm、器高5.3cmを測り、白土に透明釉を施し、暗茶褐色の釉を2条流し掛けている。136は口径12.0cm、器高8.5cmを測る。胴上部がやや締まった器形である。白土に透明釉を施し、細貫入がみられる。137はやや腰が張るもので、口径11.2cm、器高6.9cmを測る。白土に透明釉を施し、高台内は釘彫による渦文がみられる。138は筒状のもので口縁部で外反(端反)するものである。口径7.0cm、器高9.7cmを測る。白土に透明釉を施し、細貫入がみられる。139は高い高台をもつものである。口径10.2cm、器高7.5cmを測る。白土に透明釉を高台内までも丁寧に施す。器面は微細な貫入がみられる。140は、口縁が直線的に開くやや浅い碗である。口径15.5cm、器高5.6cmを測る。淡黄褐色土に白濁釉を施す。釉下には黒褐色の釉で斜格子文等を描いてい

る。141・142は口縁が直線的に外へ開く形である。141は口径16.0cm，器高8.2cmとやや大形の
ものである。黒褐色土に暗茶褐色の釉を施す。高台内は渦状に削り出されている。142は口径
14.8cm，器高6.7cmを測る。赤茶褐色土にやや緑味を帯びた茶褐色の釉を施す。高台内は141
同様の削り出しである。

143～161はいわゆる茶碗としての使用が考えられるもので，破片のみの出土ではあったが，
そのうちの一部を図化した。

143～145が口縁部片，146～161が底部片である。143は，胴が張り，口縁部がやや内傾するも
ので，器壁はやや厚くつくられている。口径11.0cmで白土に透明釉を施しており，やや粗い貫入
がみられる。144は，腰をもち口縁がやや直線的に開くものである。口径11.2cmで，白土に透明
釉を施しており細貫入がみられる。145は，強く張った腰部から外反しながら外へ開くものであ
る。口径は15cmを測る。黒褐色土に黒褐色の釉を下地に施し，その上から緑味を帯びた白濁釉
を施したもので，白濁釉のひ割れのような部分に下地の黒褐色の釉が線状となってみられる。
高台付近は土見せを行っている。腰部の張りは釉溜りにより生じたもので，この部では釉厚は
3mmを測る。

146～161は，胴部以下のもので，高台径が5.2～6.4cmを測る。146～151，153～157は白土
に透明釉を施しているが，149・150はやや黄緑色味を帯びている。152・158～160は灰色味を帯
びた胎土に透明釉を施している。152・154・159・160は強いロクロ目が残っており，153・155
では高台際付近で土見せを行っている。160の腰部から高台際にかけてヘラそぎが行なわれている。
151・152・154・155・157・159の見込底は目跡があり，154では別個体の底部が一部付着してい
る。この目跡のうち155・157は目砂で，他は目土である。151の高台際には松文を陽刻し、見込
底にはスタンプ状の判が陰刻されているが破片であるため判読できない。畳付には多量の砂が
付着している。161は，いわゆる天目形の器形をもつもので，灰褐色土に黒褐色の釉を施してい
る。

(4) 陶器碗類（筒形）

162～170が筒形の器形をもつ陶器の碗類であるが，163以外の見込みには上部にのみ施釉され
るもので，灰等を入れておく容器の性格を有するものである。口径は9.4～13.2cm，器高は7.
3～9.8cmを測る。162～164は白土に透明釉を施し，165は黒褐色土に黒褐色の釉を，160～170
は灰褐色に黒褐色の釉を施すものである。

(5) 磁器碗類（筒形）

171～173は，磁器のもので，162～170と同様の性格をもつ容器である。口径は9.4～10.4cm，
器高は8.2～8.4cmを測るものである。白い磁土に白釉を施し，若干青味を帯びる。高台付近
は土見せを行っている。

(6) 磁器碗類 (碗形)

174～213が碗形の器形をもつ染付の磁器碗である。これらのうち206～213はやや小形のものである。口径は174～205が9.2～12.8cm, 205～213が6.4～8.4 cmで、器高は174～205が4.6～6.3 cm, 205～213が4.8～7.2 cmを測る。これらは磁土に白釉を施すもので、釉下には呉須により名種の絵柄を描いている。

174～180は他のものに較べてやや厚ぼったい感じのものである。174・175は胴に縦位の2個の円文と円形の中に斜線を描き、見込底には圈線と五弁花文を描いている。見込底の五弁花文の周りは重ね焼のため釉をカキ取っている。176～178は、胴に井桁文と円形の中に斜線を描くものとがあり、174・175同様の五弁花文と釉のカキ取りが見込に見られる。圈線は上位と下位に2本ずつ描かれ、高台にも2～3本描かれている。179・180は胴に二重網目文が、高台に2～3本の圈線が描かれている。181～183はコンニャク判による染付で181が蔦文、182が竜文、183が若松文を印す。184は口縁部に1条、高台に2条の圈線を描き、胴には矢羽根文を描く。185は口縁と高台に圈線を、胴には木賊様文を描き、見込には口縁と底近くに圈線を描く。186・187は、胴に格子状の文様を、高台と見込には圈線を描く。188～195は胴には圈線により区画し、その枠の中に縦位の線を描き格子状様を呈する。見込にも圈線を描き、中心部に抽象化された文様(189～192)や「寿」字文(194)等を描く。185・186は胎土がやや陶質であり、器面に貫入がみられる。196は胴にコイル様の文様を描き口縁と高台とに圈線を描き、見込には、口縁上部に弧線の組合せの圈文を、底には「寿」字文を描く。197は青磁染付である。胴は青磁釉を施し無文である。見込には口縁上部に櫛文の圈文を、底には五弁花文を、高台内には角福字文を描く。198・198は胴を縦位の一對の線で6個に区画し、区画の中に草花文を描き、見込と高台には圈線を描く。又見込底には幾可文を描く。200の胴部には草花文を、見込と高台に圈線を描く。201は胴に菊花と草花文を描く。202は梅文を胴に描き、高台内には幾可文を描く。203は木ノ葉文を胴に描く。204は胴に梅文を描き、一部ダミ染がなされている。高台内に幾可文を描く。205は口縁部と高台際、高台に圈線を描き、胴には唐草様文を描く。204・205は陶胎質であり、器面には粗い貫入がみられる。

206は高台際がゆるやかなカーブをもつものでコイル様文を、見込の口縁部に雷文を圈文として描いている。207～213は小形のもので、ダミ絵のみ(207)、海老文(208)山水文(209・211・212)、櫛文(210)、草花文(213)などが描かれている。213の見込の口縁部には圈文が描かれているが、釉が流れて文様は不明である。

(7) 磁器碗類 (筒形)

214～216は、口径6.4～7.6 cm, 器高6.0～6.1 cmを測る。やや口縁部が内傾した筒形のものである。胴には雪持笹文が描かれ、見込に「寿」字文、裏文様として松葉文を描く。

(8) 磁器碗類 (十二弁花状碗)

217は、口縁部を十二弁花状に口造りを行ったもので、胴には幾可字文、見込の口縁部には四菱の連続する圈文、底には簡略化した松梅文を描く。口径11.0cm, 器高6.9 cmを測る。

(9) 磁器碗類（端反）

218～254は、碗形の口縁部が外反する端反の器形を呈するものである。218が白磁、219が青磁、220～253が染付磁器、254が色絵磁器である。

口径は、7.8～11.2cm、器高4.0～6.5cmを測るものであり、器形の大小の差はさほどみられない。

218・219は器壁がやや薄くつくられている。219は胴に蓮弁文を陰刻している。219の釉は淡緑色味の青磁釉である。220は胴に矢羽根文を、高台に圈線を一条描く、221は胴に縦位の線をめぐらし、口縁部に笹文を、高台には2条の圈線を描き、又見込の口縁部に格子状の圈文を、底には松葉状文を描いている。222は胴に蛇行する太い線と一对の細い線とを交互に描き、口縁上端に太い圈線・高台と見込に細い圈線を描く。又見込底には井桁文が描かれる。

223は胴に唐草様文を、口縁部に一条の太い圈線と4条の細い圈線を高台に一条、見込に3条描く。224～229はやや薄手のもので胴にやや簡略化された山水文を描くものである。

230～232も、胴部に山水文を描くものである。230には高台と見込に圈線が、又見込底には抽象化された文様を描く。232の見込の口縁部には轡文が圈文として描かれている。233は胴に蝶文を描く。234は草花文を、235には梅文をそれぞれ胴に描くものである。236は胴に草花文を、見込には口縁部に圈文、底に抽象化された文様を描く。237は胴に「丸に八曜文」状の文様を描き、その周囲に「三つ星」様の文様を散らしている。見込口縁部には「X」字の繋ぎ文を圈文として描いている。238・239は胴に「丸に六曜文」（238）、「丸に七曜文」（239）と梅文とを交互に4組描くもので、238の見込には「エ」字の連続文を圈文として描くが、

239では圈線のみである。又見込底には両者共抽象された文様を描いている。240は胴に草花文を、見込口縁部に6条の圈線を、見込底に松葉様文を描く。241は胴に格子状文を、見込口縁部に圈文を、見込底に斜格子文を描いている。242は胴に幾可文を、見込口縁部に連続して3条の圈線を連続する2条の圈線内に、見込底には「X」字の組合せ文を描く。243は胴に幾可文と「何か」を束ねた様な文様を描く。244～248は抽象化された図柄を、線描きした後にダミ染を施したものである。247・248の見込口縁には圈文を描く。249はやや浅いものであり幾可文を胴と見込に描く。250は胴に唐草文を、見込口縁部には轡文を圈文とし、見込底には簡略化した松竹梅文を描くもので、胎土はやや陶胎質である。251は胴に人物・鳥・木を配したもので、見込口縁部に雷文を圈文とし、見込底には250よりさらに簡略化した松竹梅文が描かれたものである。252は杓を持つ人物を描くものである。焼成時の影響か、口縁部は若干波状を呈する。253は、他に較べてやや青緑味を帯びた釉を施したもので、草木と小鳥を配するものである。254は赤絵磁器のもので、胴には蝶文と抽象文を赤絵で、見込底には渦状文を青絵と白濁状の釉とで描かれるものであるが、見込底の釉薬は風化のため剥落しているため白濁状の部分には他の色で描かれていた可能性が強い。

第15表 碗類計測表 (1)

(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径
1	陶器	4.6	9.2	0.7	3.6	47	陶器	5.0	9.4	0.7	3.4
2	〃	5.2	9.6	0.5	3.6	48	〃	5.0	10.0	0.7	3.6
3	〃	4.8	9.6	0.6	3.6	49	〃	5.2	10.2	0.6	3.6
4	〃	5.3	10.0	0.5	3.4	50	〃	5.1	9.8	0.7	3.2
5	〃	6.2	11.6	0.7	4.0	51	〃	6.5	12.6	0.5	6.6
6	〃	5.6	11.0	0.4	4.0	52	〃	5.5	9.6	0.4	6.0
7	〃	5.8	11.6	0.7	4.2	53	〃	7.2	11.4	0.6	4.4
8	〃	5.8	12.2	0.5	4.2	54	〃	7.1	11.6	0.7	4.6
9	〃	6.1	11.6	0.8	4.4	55	〃	6.0	13.6	0.6	5.2
10	〃	4.8	9.8	0.7	3.4	56	〃	5.9	11.8	0.7	4.4
11	〃	5.1	10.0	0.5	3.4	57	〃	5.5	13.4	0.6	6.2
12	〃	5.0	10.0	0.5	4.4	58	〃	5.4	13.6	0.6	5.4
13	〃	4.8	9.0	0.5	3.4	59	〃	5.6	13.6	0.5	5.6
14	〃	5.2	9.8	0.4	3.2	60	〃	5.7	13.6	0.7	5.0
15	〃	5.3	10.2	0.4	3.4	61	〃	5.4	13.0	0.6	5.2
16	〃	5.7	11.4	0.7	4.0	62	〃	5.5	12.8	0.7	4.6
17	〃	5.7	10.6	0.5	3.6	63	〃	5.1	14.4	0.6	5.4
18	〃	5.6	11.2	0.6	4.0	64	〃	5.4	12.8	0.6	4.6
19	〃	5.8	11.2	0.5	4.2	65	〃	5.9	10.2	0.6	3.8
20	〃	5.8	11.8	0.3	4.0	66	〃	6.0	9.8	0.7	3.8
21	〃	5.4	12.0	0.5	4.0	67	〃	5.5	9.8	0.5	3.6
22	〃	5.2	11.0	0.5	4.0	68	〃	5.2	9.2	0.6	3.4
23	〃	5.3	12.4	0.7	5.2	69	〃	5.6	9.6	0.5	3.8
24	〃	6.1	12.2	0.8	4.8	70	〃	5.4	9.6	0.4	3.8
25	〃	4.8	12.3	0.5	4.6	71	〃	5.4	9.8	0.6	3.4
26	〃	5.3	13.6	0.7	5.4	72	〃	6.0	9.8	0.6	4.0
27	〃	5.6	13.6	0.7	4.8	73	〃	5.7	9.6	0.6	4.0
28	〃	5.8	13.8	0.6	5.4	74	〃	5.5	10.2	0.6	4.0
29	〃	4.0	13.7	0.5	4.5	75	〃	5.4	9.6	0.6	3.6
30	〃	5.1	10.6	0.4	3.4	76	〃	5.4	9.2	0.6	3.8
31	〃	5.0	10.2	0.6	3.4	77	〃	5.6	9.6	0.4	3.6
32	〃	5.1	10.2	0.7	3.4	78	〃	5.7	10.2	0.6	4.2
33	〃	5.3	9.2	0.6	3.8	79	〃	5.3	9.4	0.6	3.8
34	〃	5.1	10.2	0.6	3.4	80	〃	5.5	10.0	0.5	3.8
35	〃	5.0	9.6	0.7	2.8	81	〃	5.6	9.6	0.6	3.8
36	〃	5.0	9.4	0.6	3.2	82	〃	5.8	9.8	0.7	4.0
37	〃	4.8	9.8	0.6	3.2	83	〃	5.6	9.8	0.7	3.8
38	〃	5.0	9.4	0.5	3.2	84	〃	5.6	10.0	0.7	3.8
39	〃	5.0	9.8	0.5	3.2	85	〃	5.6	9.6	0.6	4.0
40	〃	5.0	10.0	0.6	3.6	86	〃	5.4	9.8	0.5	3.8
41	〃	5.1	10.0	0.6	3.2	87	〃	5.8	9.8	0.5	3.8
42	〃	4.9	9.6	0.4	3.2	88	〃	5.6	9.2	0.6	3.6
43	〃	4.8	10.2	0.5	3.4	89	〃	5.3	9.4	0.7	3.6
44	〃	5.0	10.0	0.5	3.6	90	〃	5.5	9.4	0.4	3.6
45	〃	4.6	8.8	0.5	3.0	91	〃	5.7	9.8	0.4	3.8
46	〃	4.9	10.4	0.5	3.4	92	〃	5.5	10.0	0.7	3.8

第16表 碗類計測表 (2)

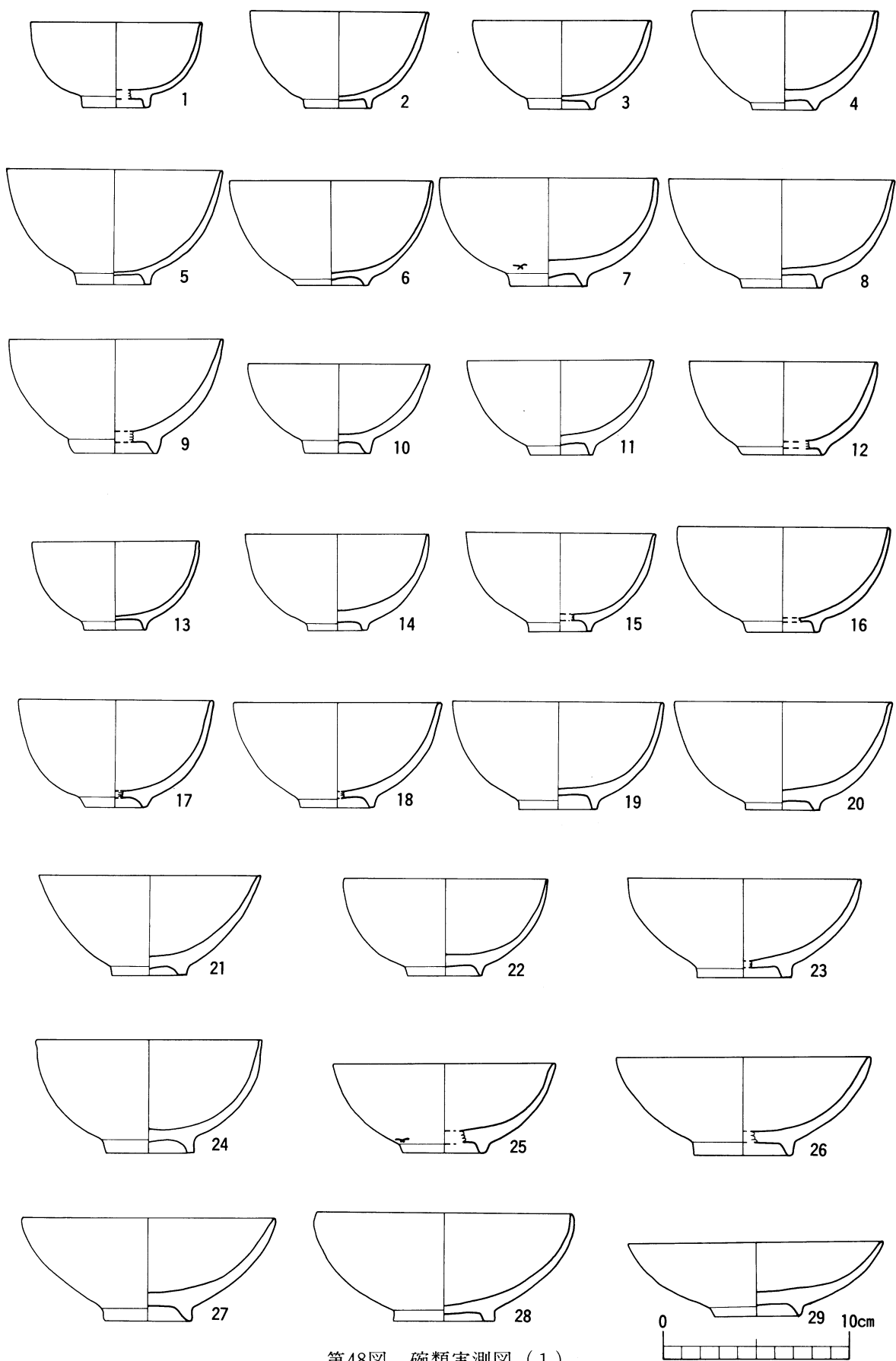
(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径
93	陶器	5.8	9 .8	0.6	3.8	139	磁器	7.5	10.2	2.3	7.6
94	〃	6.0	9 .6	0.7	4.2	140	〃	5.5	15.3	1.1	6.0
95	〃	5.5	9 .6	0.6	3.6	141	〃	8.2	16.0	1.3	5.4
96	〃	5.3	9 .6	0.7	3.8	142	〃	6.7	14.8	1.1	5.2
97	〃	5.5	9 .6	0.7	3.6	143	〃		11.0		
98	〃	5.3	10.0	0.6	4.0	144	〃		11.2		
99	〃	5.6	9.6	0.6	3.6	145	〃		14.7		
100	〃	5.2	9.6	0.6	3.6	146	〃			0.8	6.2
101	〃	5.6	10.0	0.7	3.8	147	〃			0.7	5.2
102	〃	5.7	9.8	0.8	3.8	148	〃			0.8	6.2
103	〃	5.3	9.2	0.8	3.6	149	〃			0.6	5.6
104	〃	5.2	9.6	0.5	3.8	150	〃			1.2	6.2
105	〃	5.4	9.6	0.6	3.8	151	〃			1.3	6.4
106	〃	5.4	9.2	0.7	3.8	152	〃			1.0	5.4
107	〃	5.5	9.6	0.5	3.6	153	〃			1.1	6.0
108	〃	5.3	9.4	0.6	3.6	154	〃			1.7	5.8
109	〃	5.2	9.8	0.5	3.8	155	〃			0.9	6.0
110	〃	5.2	9.6	0.7	3.8	156	〃			1.2	5.2
111	〃	5.7	9.8	0.5	4.0	157	〃			0.9	5.8
112	〃	5.3	9.3	0.5	3.6	158	〃			1.0	6.0
113	〃	5.5	10.0	0.6	4.0	159	〃			0.8	6.0
114	〃	5.7	9.6	0.6	3.6	160	〃			0.9	4.6
115	〃	5.3	9.6	0.5	3.6	161	〃			0.6	4.6
116	〃	5.5	9.6	0.5	4.0	162	磁器	8.3	11.6	0.7	8.0
117	〃	5.8	10.0	0.6	3.8	163	〃	9.8	13.2	0.5	10.2
118	〃	5.5	9.4	0.6	3.4	164	〃	7.3	10.6	0.6	8.2
119	〃	5.4	9.8	0.8	3.6	165	〃	9.0	10.2	0.6	7.4
120	〃	5.4	9.4	0.6	4.0	166	〃	8.2	9.2	0.6	7.0
121	〃	5.3	10.0	0.5	3.6	167	〃	8.7	11.2	0.5	7.8
122	〃	6.0	10.7			168	〃	8.8	11.4	0.6	7.6
123	〃		10.8			169	〃	9.1	11.6	0.7	7.8
124	〃		10.0			170	〃	8.7	12.0	0.5	9.0
125	〃	6.0	12.0	1.0	4.8	171	〃	8.2	10.4	1.1	6.6
126	〃	5.7	12.2	1.1	4.8	172	〃	8.4	9.6	0.9	5.2
127	〃	5.9	12.4	1.0	4.6	173	〃	8.2	9.4	1.0	5.8
128	〃	7.1	11.6	0.5	4.2	174	〃	5.7	12.6	1.0	5.0
129	〃	7.4	11.8	0.5	4.4	175	〃	5.6	12.8	0.8	5.0
130	〃	8.2	11.8	0.9	5.2	176	〃	6.0	12.4	0.9	4.6
131	〃	5.3	9.8	0.8	4.6	177	〃	6.1	12.4	1.1	5.4
132	〃	5.5	11.8	1.0	5.0	178	〃	6.3	12.6	1.0	5.4
133	〃	6.8	10.3	0.9	4.4	179	〃	5.3	10.2	0.9	4.0
134	〃	5.8	10.2	0.6	4.4	180	〃	4.9	10.6	0.8	4.4
135	〃	5.3	9.4	0.6	4.0	181	〃	5.2	9.4	0.8	4.0
136	〃	8.5	12.0	1.0	5.4	182	〃	5.3	10.4	0.4	3.8
137	〃	6.9	11.2	1.1	5.6	183	〃	4.9	9.8	0.5	4.4
138	〃	9.7	7.0		6.2	184	〃	4.9	10.0	0.4	4.2

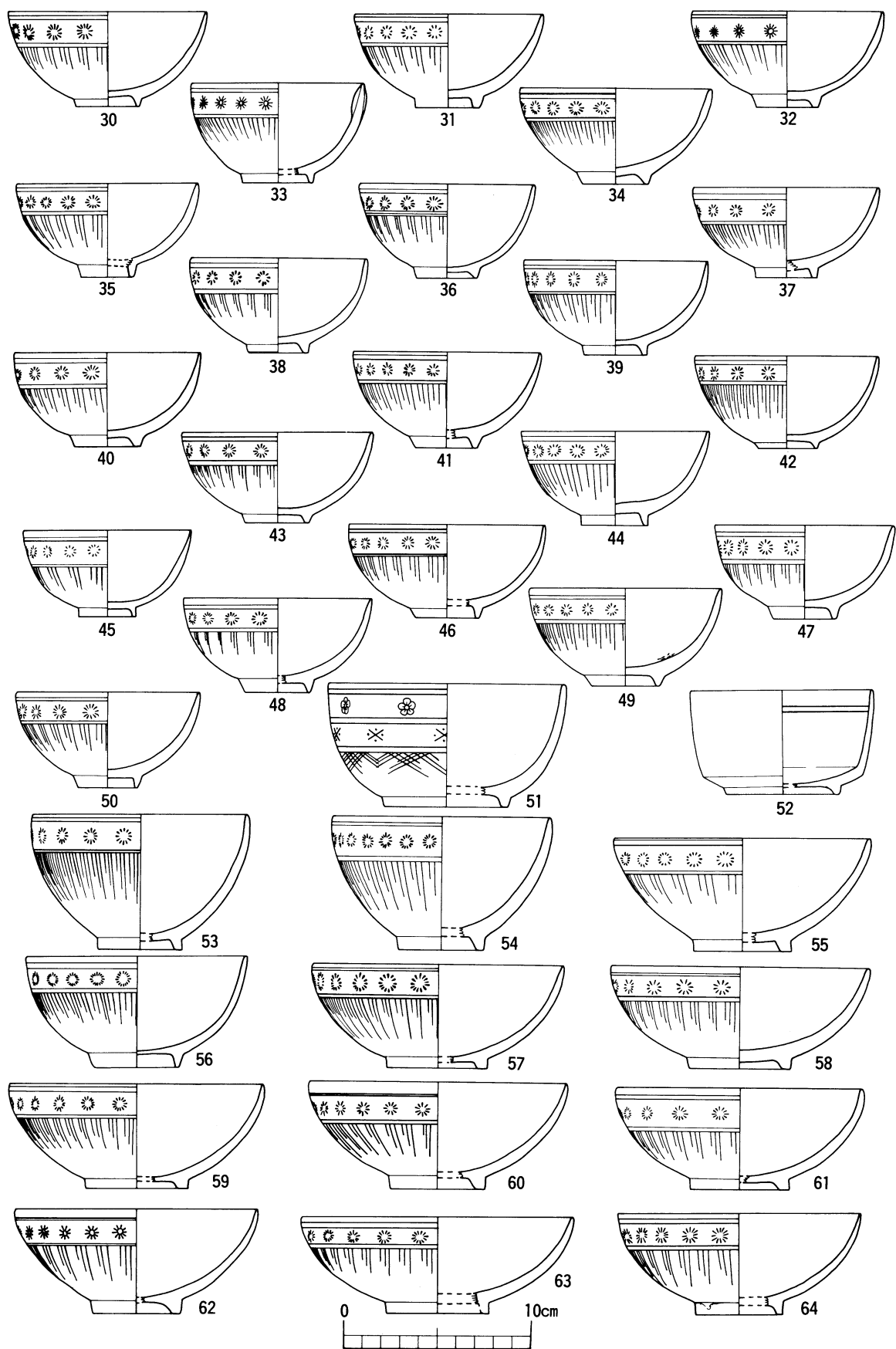
第17表 碗類計測表 (3)

(単位: cm)

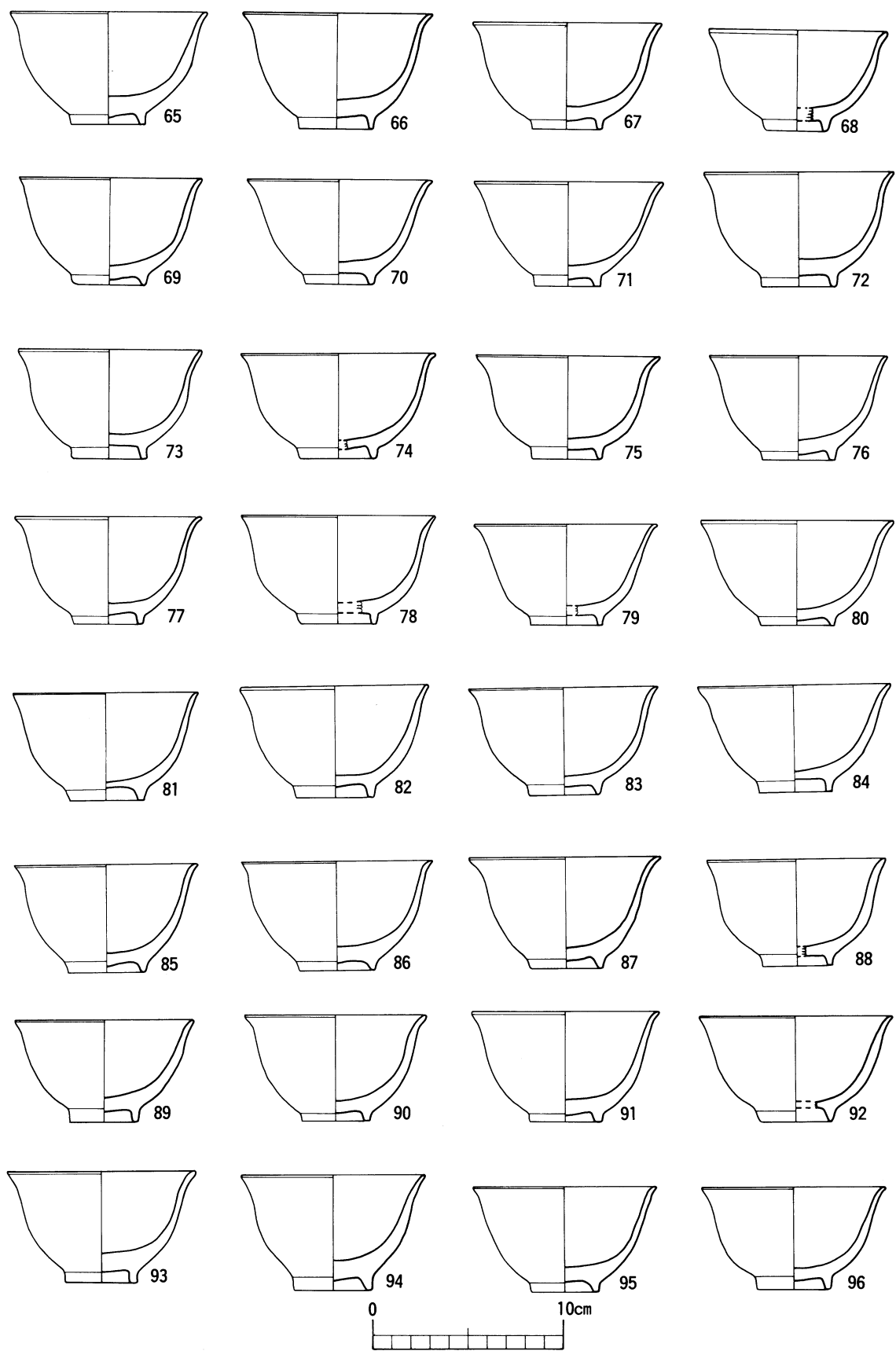
No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径
185	磁器	5.2	10.2	0. 6	3.6	220	磁器	5.1	9.8	0.7	4.0
186	〃	5.0	8.8	0. 6	3.8	221	〃	6.5	10.4	0.9	3.8
187	〃	5.0	9.2	0. 7	4.0	222	〃	5.8	10.2	0.7	4.0
188	〃	5.1	9.2	0. 6	3.6	223	〃	5.8	10.0	0.8	4.0
189	〃	5.4	10.0	0. 6	4.0	224	〃	5.0	8.6	0.6	3.8
190	〃	5.4	9.5	0. 5	4.0	225	〃	4.9	9.8	0.7	4.0
191	〃	5.2	10.4	0. 7	4.0	226	〃	4.9	8.4	0.7	3.6
192	〃	5.1	10.0	0. 7	4.6	227	〃	5.4	10.0	0.8	3.8
193	〃	5.4	9.8	0. 7	4.2	228	〃	5.0	8.6	0.6	3.6
194	〃	5.1	8.6	0. 7	3.6	229	〃	5.1	9.4	0.6	3.6
195	〃	5.6	10.2	0. 9	4.2	230	〃	4.9	8.8	0.6	3.6
196	〃	6.0	10.6	0. 5	4.0	231	〃	5.4	11.0	0.6	4.0
197	〃	6.8	11.6	0. 8	4.6	232	〃	3.9	7.8	0.4	3.2
198	〃	5.1	10.3	0. 7	4.0	233	〃	4.0	7.8	0.4	3.4
199	〃	5.4	10.4	0. 8	4.0	234	〃	5.4	9.8	0.7	4.0
200	〃	4.6	9.6	0. 8	3.6	235	〃		9.8		
201	〃	5.6	9.8	0. 6	4.2	236	〃	4.6	9.0	0.7	4.0
202	〃	5.0	9.2	0. 8	4.0	237	〃		10.4		
203	〃	5.6	10.8	0. 5	4.6	238	〃	5.7	11.0	0.7	4.2
204	〃	4.8	9.9	0. 8	3.8	239	〃	5.2	9.6	0.6	4.0
205	〃	6.3	10.0	0. 8	4.2	240	〃	6.1	10.2	0.8	3.8
206	〃	4.8	6.8	0. 9	3.1	241	〃	5.3	11.0	0.9	4.0
207	〃	4.8	6.4	0. 6	3.2	242	〃	5.1	9.8	1.0	3.8
208	〃	5.3	5.8	0. 6	3.6	243	〃	6.4	11.0	0.9	5.0
209	〃	5.1	7.4	0. 6	3.2	244	〃	4.8	9.6	0.7	4.0
210	〃	5.5	6.6	0. 7	3.4	245	〃	5.2	9.4	0.6	3.8
211	〃	5.2	7.0	0. 5	3.2	246	〃	5.3	9.2	0.7	3.8
212	〃	5.6	6.8	0. 8	3.8	247	〃	5.9	11.0	0.8	4.6
213	〃	7.2	8.4	0. 6	4.2	248	〃	5.7	10.4	0.7	4.0
214	〃	6.1	6.4	0. 7	3.8	249	〃	4.0	8.8	0.7	3.8
215	〃	6.0	7.2	0. 7	4.2	250	〃	5.6	10.4	0.6	3.8
216	〃	6.0	7.6	0. 6	4.0	251	〃	5.4	9.6	0.8	3.8
217	〃	6.9	11.0	0. 6	5.4	252	〃	4.8	8.8	0.7	4.0
218	〃	5.7	10.8	0. 8	4.6	253	〃	4.9	9.6	0.7	4.2
219	〃	5.6	11.2	0. 7	4.2	254	〃	5.5	11.2	0.8	4.0



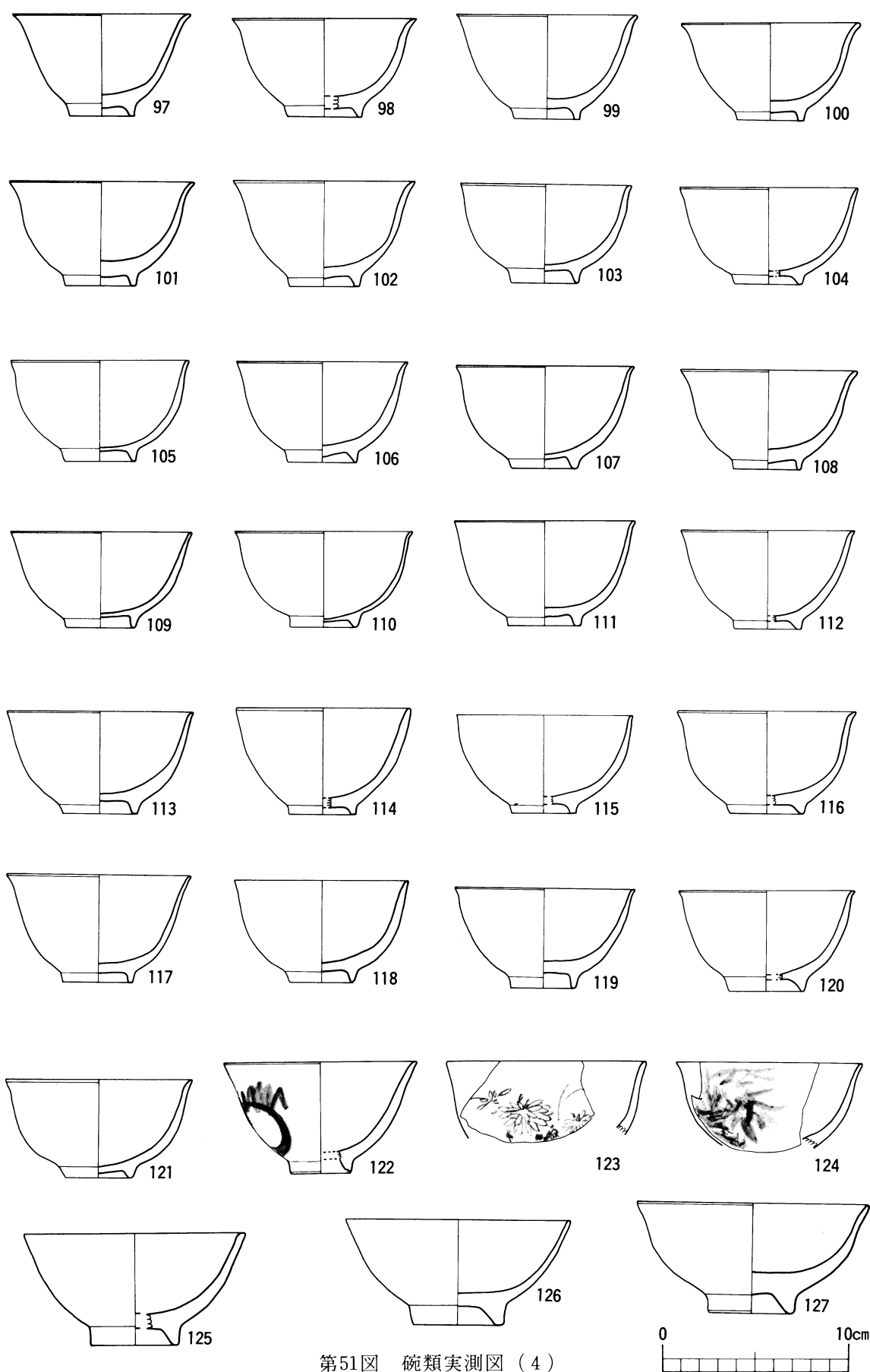
第48図 碗類実測図 (1)



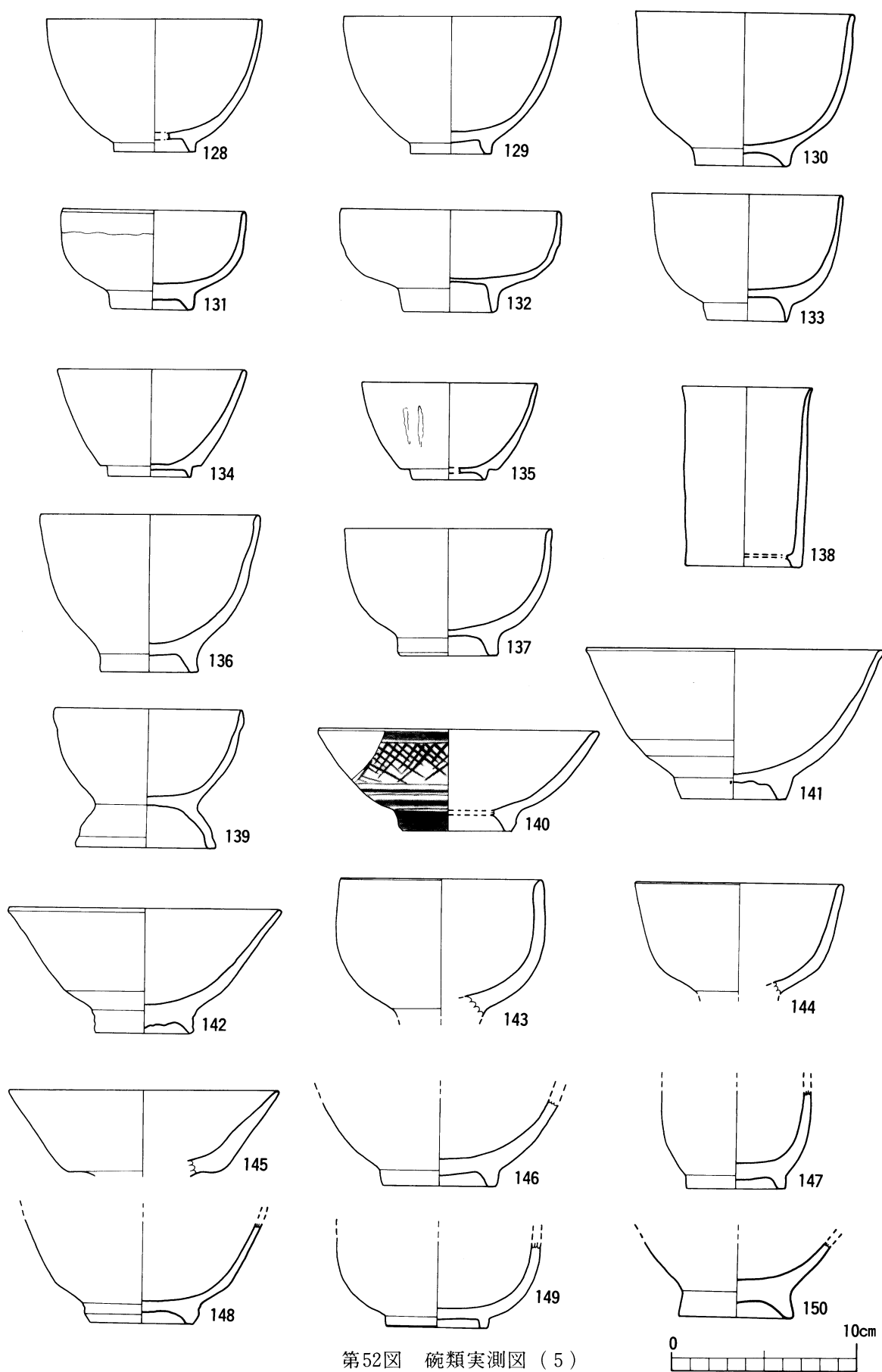
第49図 碗類実測図（2）



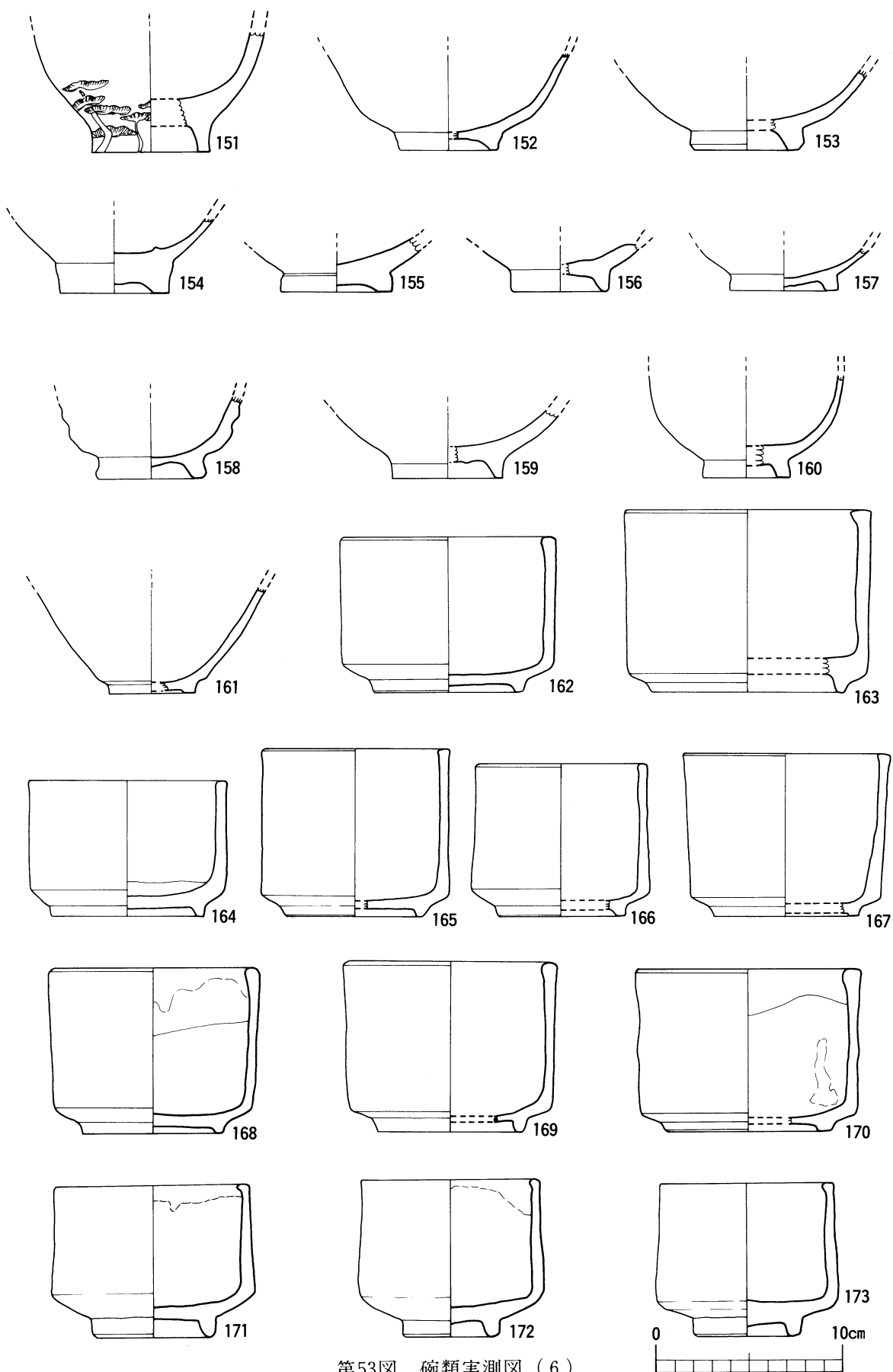
第50図 碗類実測図 (3)



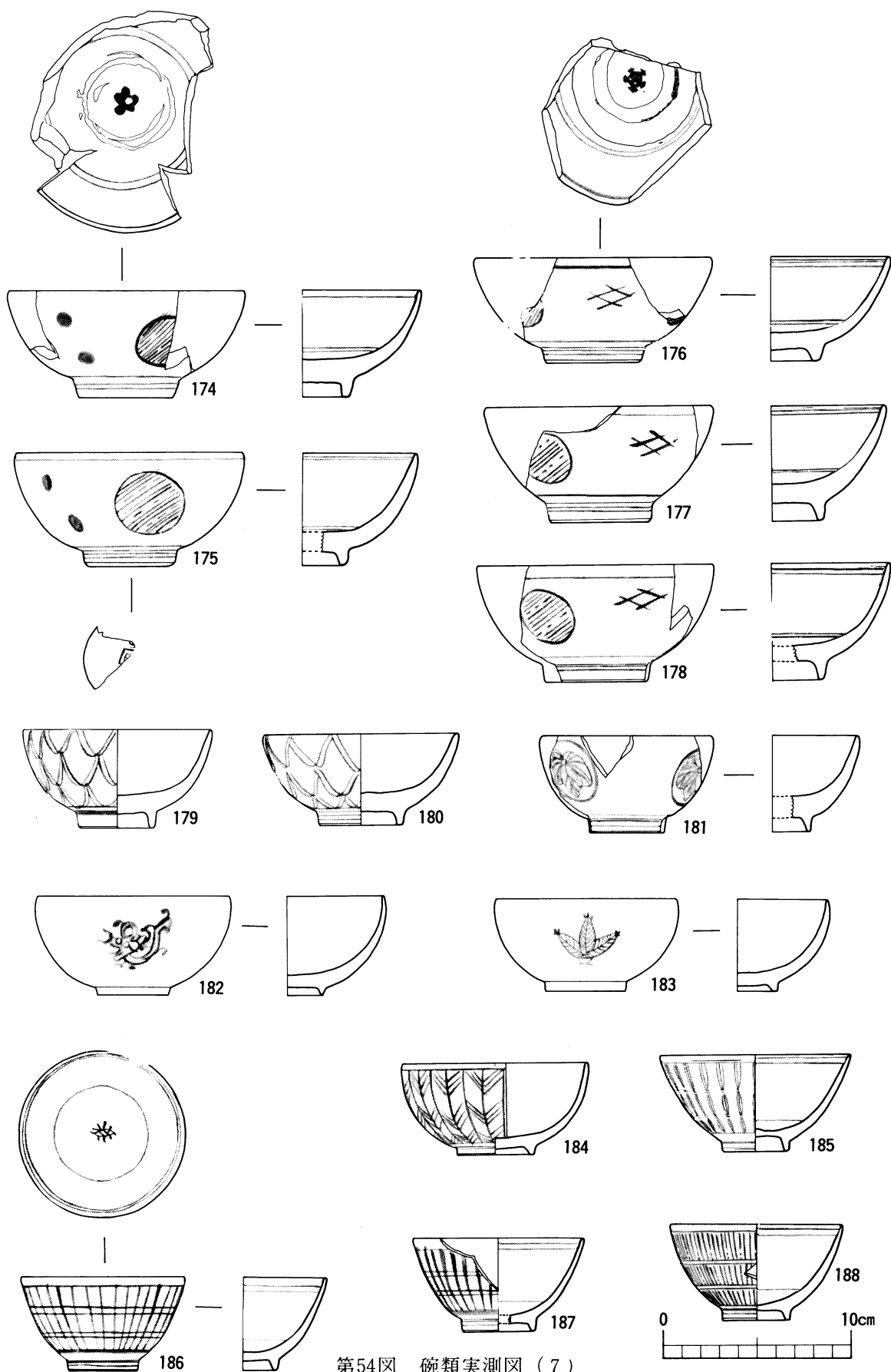
第51図 碗類実測図 (4)



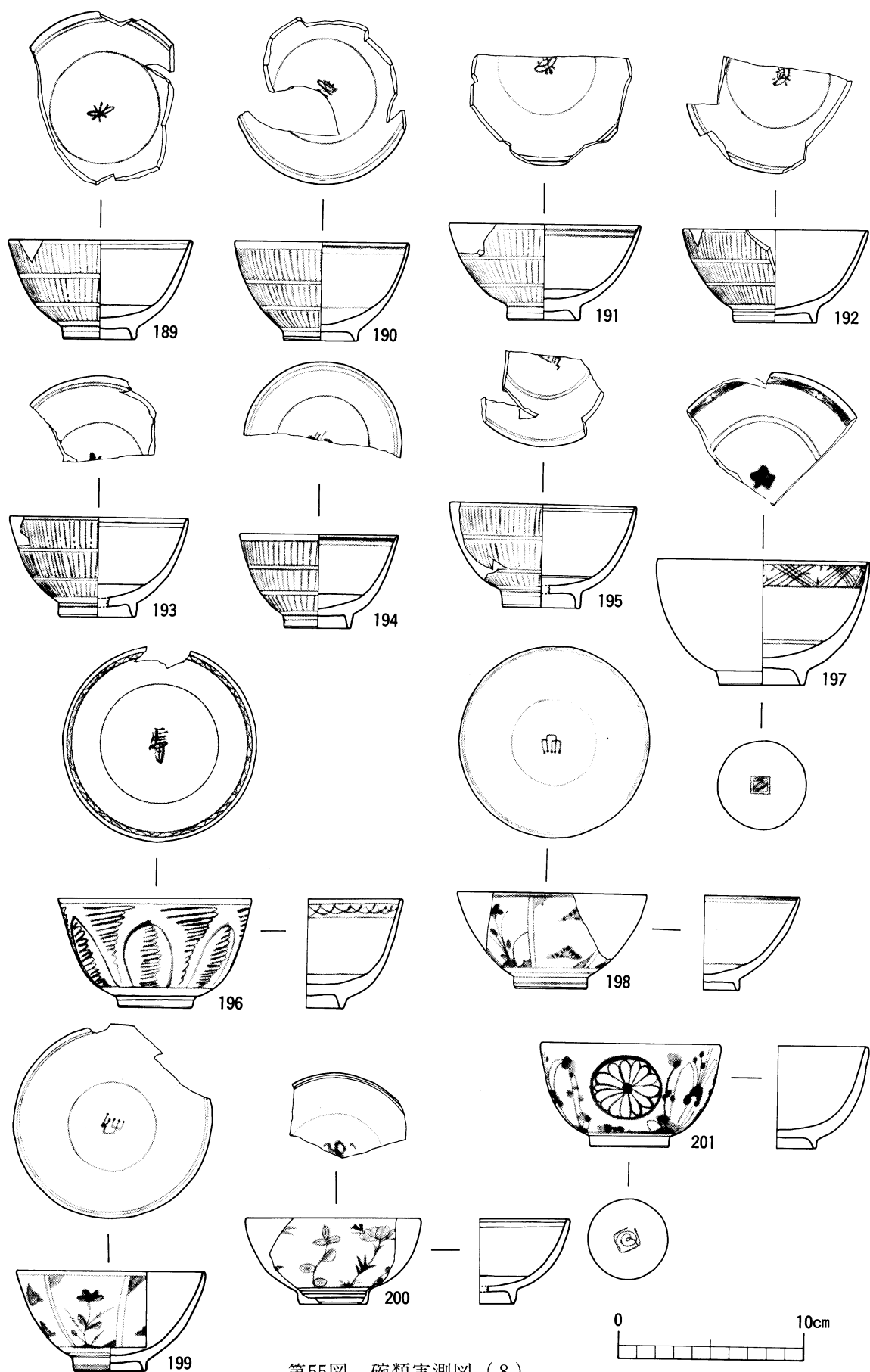
第52図 碗類実測図 (5)



第53図 碗類実測図 (6)



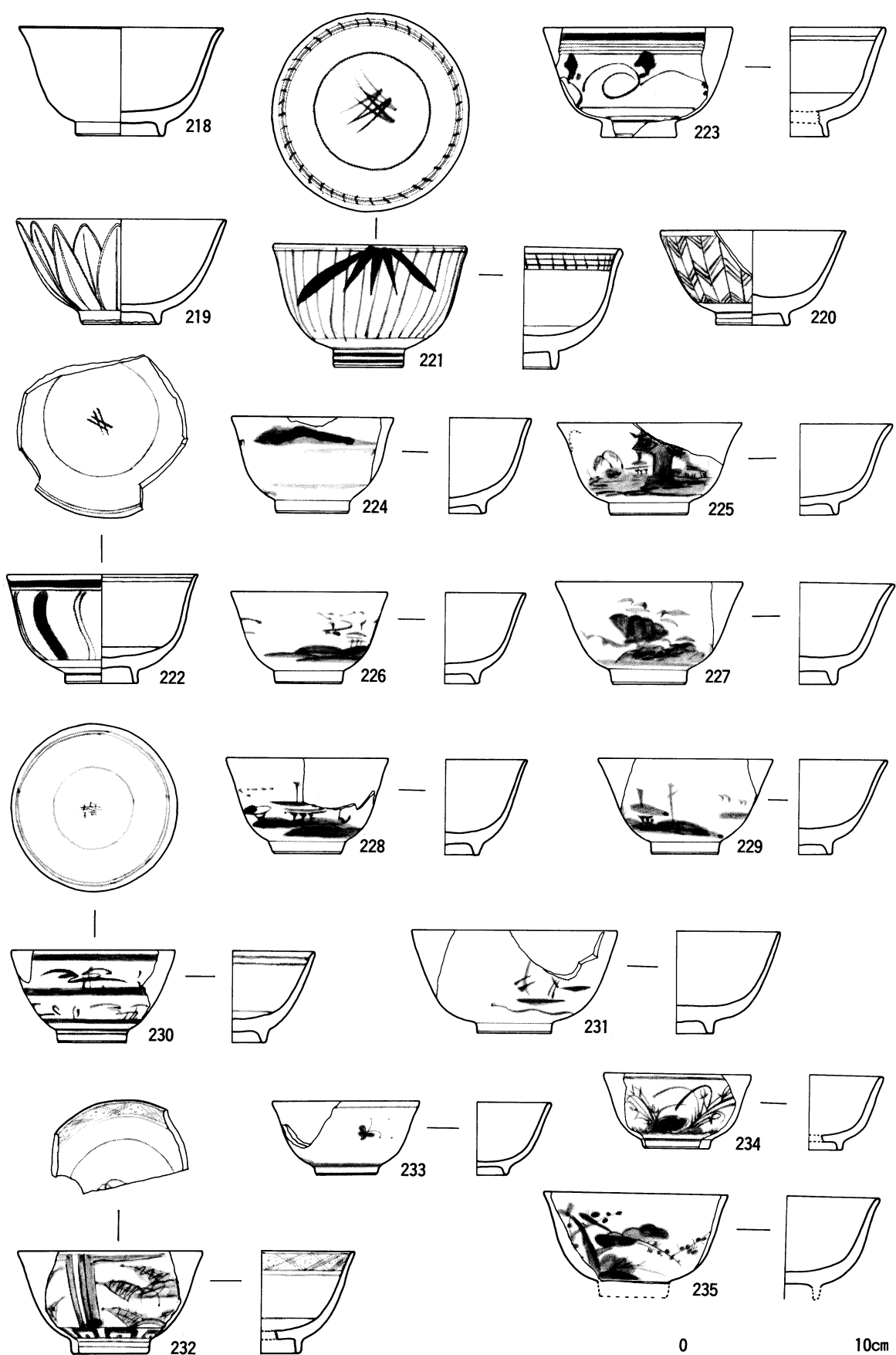
第54図 碗類実測図 (7)



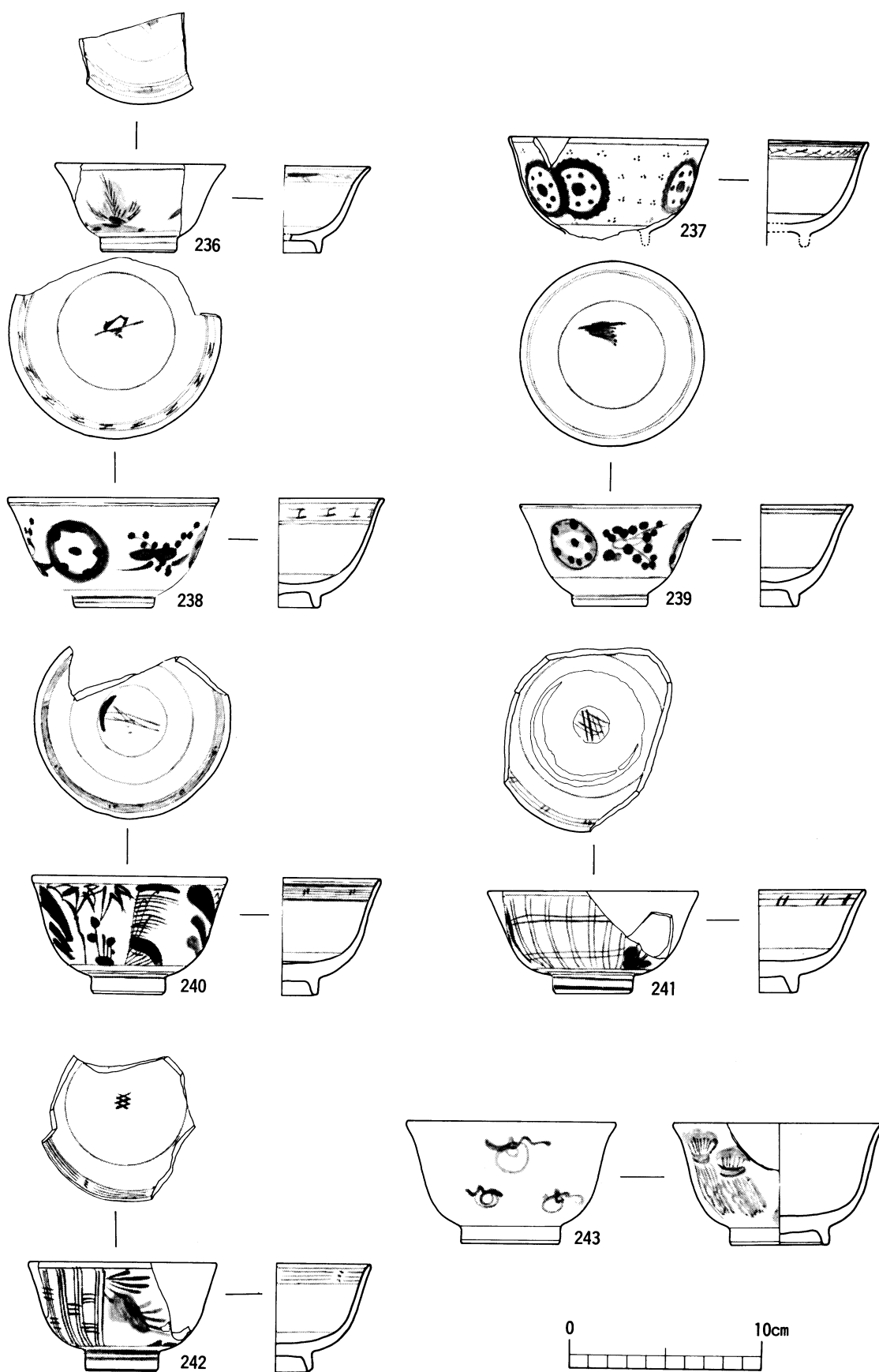
第55図 碗類実測図 (8)



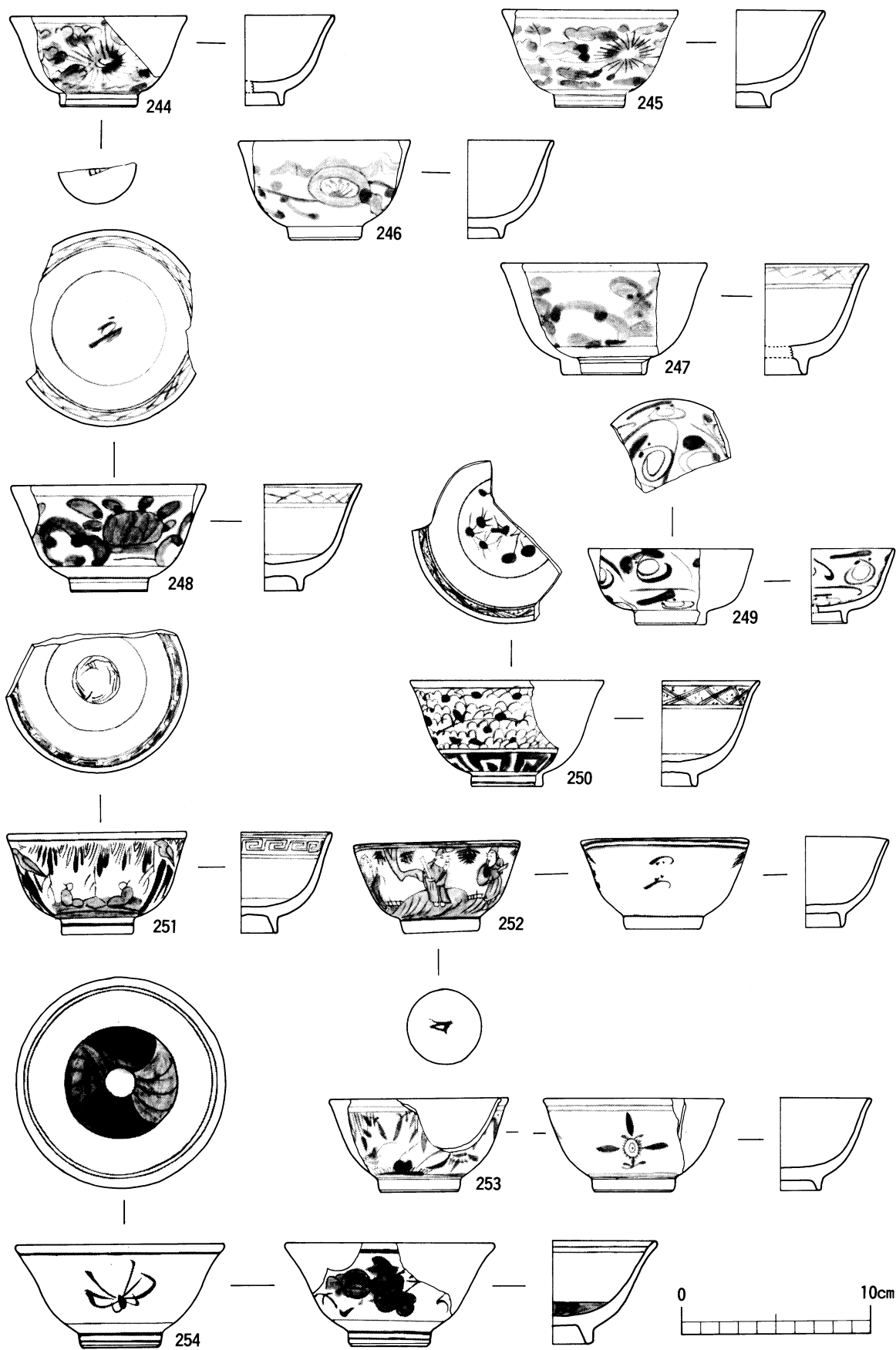
第56図 碗類実測図 (9)



第57図 碗類実測図 (10)



第58図 碗類実測図 (11)



第59図 碗類実測図 (12)

第2節 皿類 (第60～70図、図版30～34)

皿類は、陶磁器製や皿、大形皿や盤、灯明皿、土師器皿（いわゆるかわらけ）とに大別できる。これらの多くは陶磁器溜No 1, No 2 より出土したもので、土師器皿は j ~ m - 2 ~ 5 区から出土した。陶磁器製の皿は、陶器と磁器とに大別し、さらに器形により分類を行った。

(1) 陶器皿 (第60・61, 図版30)

255～297が陶器皿である。これらは、口縁部が内湾しながら立ち上るもの（255～277）、口縁部が外反するもの（273～282）、口縁端部が大きく外反し、内側に稜をもつもの（283～284）、口縁部がやや直線的に開くもの（285～287）、高台を有しないもの（288～297）等に細分できる。

255～272は、口縁部が内湾しながら立ち上るものであるが、267～272では口縁部がやや直口気味となり、272では四弁花状となる。口径は7.4～16.0cm、器高2.8～4.6cmを測る。255は小形の皿で、白土に透明釉を施し、胴には「田」文を呉須で描くものである。器面には微細貫入がみられる。256は、灰色土に透明釉を施すもので器面には細貫入がみられる。257は白土に透明釉を施し、灰緑色味を帯びるものである。見込に暗緑色の釉で花文を暗赤色の釉で格子文を描いているが釉はやや風化している。高台付近は土見せを行っており、器面には細貫入がみられる。258は白土に透明釉を施し、微細貫入がみられる。259は、底部がやや厚いもので、灰色土に透明釉を施す。260は白土に透明釉を施すものの、釉が完全に溶けていずに白濁状を呈する。261～268は、灰色土に透明釉を施し、灰褐色を呈するものである。胎土に鉄分を多く含んでいるためか、ゴマ状の斑点が多く見られる。器面には細貫入がみられる。264の見込には、淡灰緑色の釉で文様を描くが、文様の種類は不明である。269は黄褐色土に暗茶褐色の釉を施す。270はやや厚手のもので、灰褐色土に明茶褐色の釉を施し、一部では白濁状の釉を施したのか網目状を呈する。271は灰褐色土に茶褐色の釉を施す。272は269同様の胎土・釉を施す。口縁部を四弁化状につくりだしたものである。

273～280は、口縁部が外反するもので、口径13.2～13.6cm、器高3.3～4.1cmを測るやや規格化された類値を示す。白土に白濁釉を刷毛目掛するものである。273～279が黄色味を、280がやや灰色味を帯びている。

281～284は、口縁端部が強く外へ折り曲げられている。281は口径14.8cm、器高2.4cmを測る。見込には円形の凹みをもつ。白土に透明釉を見込凹み以外に施す。微細貫入がみられる。282は口径23.4cm、器高5.0cmを測る。灰味を帯びる白土に灰緑色味を帯びる透明釉を施す。見込には目跡をもつ。283は口径27.7cm、器高4.3cmを測るやや大形の皿である。白土に茶褐色の釉を施し、さらに黒褐色の釉を掛けて鼈甲様を呈するものである。284は口径13.2cm、器高3.9cmを測る。赤茶褐色のやや砂質の胎をもち、暗茶褐色の釉を施すもので、高台付近では土見せを行っている。高台際と高台内にはヘラによるカキ取りがなされ、縮緬皺がみられる。見込には黒褐色の釉で草文を描いている。高台内は削り出しで兜巾状となり、やや浅い。

285～297は、口縁部がやや直線的に開くものである。285は口径11.0cm、器高3.4を測る。淡黄

灰色の砂質土に灰緑色味を帯びる釉を施し、高台付近では土見せを行っている。見込底部では、釉が完全に溶けていないためか、カイラギ状を呈する。高台は削り出しで、浅い片薄高台である。286、287も285同様の胎土、釉である。見込に暗茶褐色の釉で草文を描く。高台づくりも285と同じである。284～287の見込には目跡があり、完形品である284では4個目跡をもち、目土を使用したものと思われる。口径は286が14.0cm、287が13.8cmを測る。

288～297は、高台をもたないものである。

288、289は白土に透明釉が施すが、298はやや灰色味を呈し、底部近くで土見せを行なっている。288は口径7.8cm、器高1.7cmを測る小形のものである。289は口径14.2cm、器高3.8cmを測る。290は口径11.4cm、器高2.0cmを測る。黒褐色の砂質土に灰緑色の釉を施す。胴の釉厚はややむらがある。

291～297は糸切底のものである。口径9.6～11.0cm、器高2.2～2.6cmを測り、やや規格化された数値を示す。291～293は灰色土に茶褐色の釉を施し、胴には口縁端部のみ施釉されている。見込と底部には目砂による目跡がある。よく火を受けた部分は赤褐色を呈する。294は灰色土に緑色味をおびた茶褐色の釉を見込と胴の口縁端に施す。見込底には重ね焼きのためか蛇の目状に釉がかき取られ、目砂が付着している。295～297も前述のものと同様のものであるが、見込には、295が2mm大の目砂を数個ずつ、296が1mm大の目砂を残している。297は釉が完全に溶けていずに発泡状態のままである。297の糸切りはやや粗い。

(2)磁器皿（第62～67・図版31～32）

298～345が磁器皿で、そのほとんどが染付磁器皿である。これらの器形はやや内湾しながら外へ開く口縁を有するもので、文様ごとに分類していった。

298～307は、見込にやや抽象化された文様を描き、裏文様に松葉文（300・303・304）、唐草文（301・302・305）を描くものがある。重ね焼の痕が303では見込に、302では高台内にみられる。口径は9.2～14.6cm、器高2.7～4.7cmを測り、301・302がやや角張った感じで306はやや浅手のものである。

308～327は、植物を図化したものである。丸皿の他に、口縁を八弁花・十二弁花状にしたものがある。308は見込に柘榴様文を、口縁に雷文を圈文として描く。口径10.5cm、器高2.6cmを測る。裏文様と高台内の銘は破片のため不明である。309は口縁端が八弁花状となる。見込口縁部に草葉文ないしは竹笹文を描く。口径13.4cm、器高3.5cmを測る。310は、見込に花蝶文を、裏文様に松葉文を描く。口径10.8cm、器高2.5cmを測る。311は、見込に草花文を描く。312は、見込に五三の桐・松皮菱・五七の桐を、裏文様に松葉文を描く。口径10.8cm、器高が2.6cmを測る。313は、見込に梅花文、裏文様に唐草文を描く。口径13.4cm、器高3.5cmを測る。314・315は見込に梅花文を、裏文様に唐草文を描く。口縁は八弁花状となる。口径13.4～13.0cm、器高3.0・3.4cmを測る。

316～318は、口径9.0～9.8cm、器高2.8～3.0cmを測る小形の皿である。見込より裏文様の方が丁寧な描かれている。316は唐草文を裏に、見込には圈線と「寿」文を描く。317は草花文を、

318は花・鳥文を裏に,見込には圈文に雷文を,見込底に簡略化した松竹梅文を描く。319～323は,見込の口縁部に唐草文を,見込底に松竹梅文と松皮菱に菊花の圈文を,裏文様には唐草文を描く。319は口径41.0cmの大形のもので,320～323は口径10.4～12.6cm,器高2.7～3.7を測る。320には「年製」の銘印が高台内に一部みられる。323には「(文)政年十三寅製」の銘印が高台内にみられる。320～323の口縁部は八弁花ないしは十二弁花状を呈していると思われる。324～327は,見込の口縁部に蛸足唐草文を,見込底に簡略化した松竹梅文と松皮菱に菊の圈文を,裏文様に唐草文を描く。325の高台内には「成化年製」,326には「太明年製」の銘印がみられる。

328～332は,山水文を見込に描くもので,裏文様は329が松葉文,332が唐草文を描くものである。328・329は線描の後ダミ染を,330～331はダミ染のみで描いている。口径9.8～10.4cm,器高2.1～2.8cmを測る。

333～335は316～318と同様のもので,333・334は山水文,335には人物文を描いている。333～335は見込に抽象化された銘印を描き,335の高台内には「うず福」の銘印がみられる。口径7.6～12.4cm,器高1.9～3.2cmを測る。

336は見込に障子様の文様を描くもので,線描後に濃淡のあるダミ染がなされている。裏文様は唐草文である。口径12.4cm,器高2.8cmを測る。337は見込中心に亀文を描くもので,口縁部の圈文には鳳凰文を描いている。裏文は口縁部に雲文を白抜きで圈文として描く。口縁部は十弁花状を呈していたと思われる。口径10.6cm,器高2.8cmを測る。338は,見込に鹿文を,裏文様に唐草文を描くもので,口径13.6cm,器高2.9cmを測る。339は見込に鯉文を,裏文様に唐草文を描く。

340～341は色絵磁器皿である。341は見込底に緑の釉を蛇の目状に施し,裏文様に草花様文を描く。341は,見込底に青・緑・茶褐色の釉で巴状文を描く。高台置付には砂が付着している。340は口径10.0cm,器高2.7cm,341は口径10.4cm,器高2.6cmを測る。

342・343は口縁部がやや外反するもので,見込口縁部に格子文を描く。342は口径8.6cm,器高2.4cm,343は9.6cm,器高2.7cmを測る。344は,口縁部が玉縁となる,口径10.4cm,器高2.6cmを測る小形の白磁皿である。

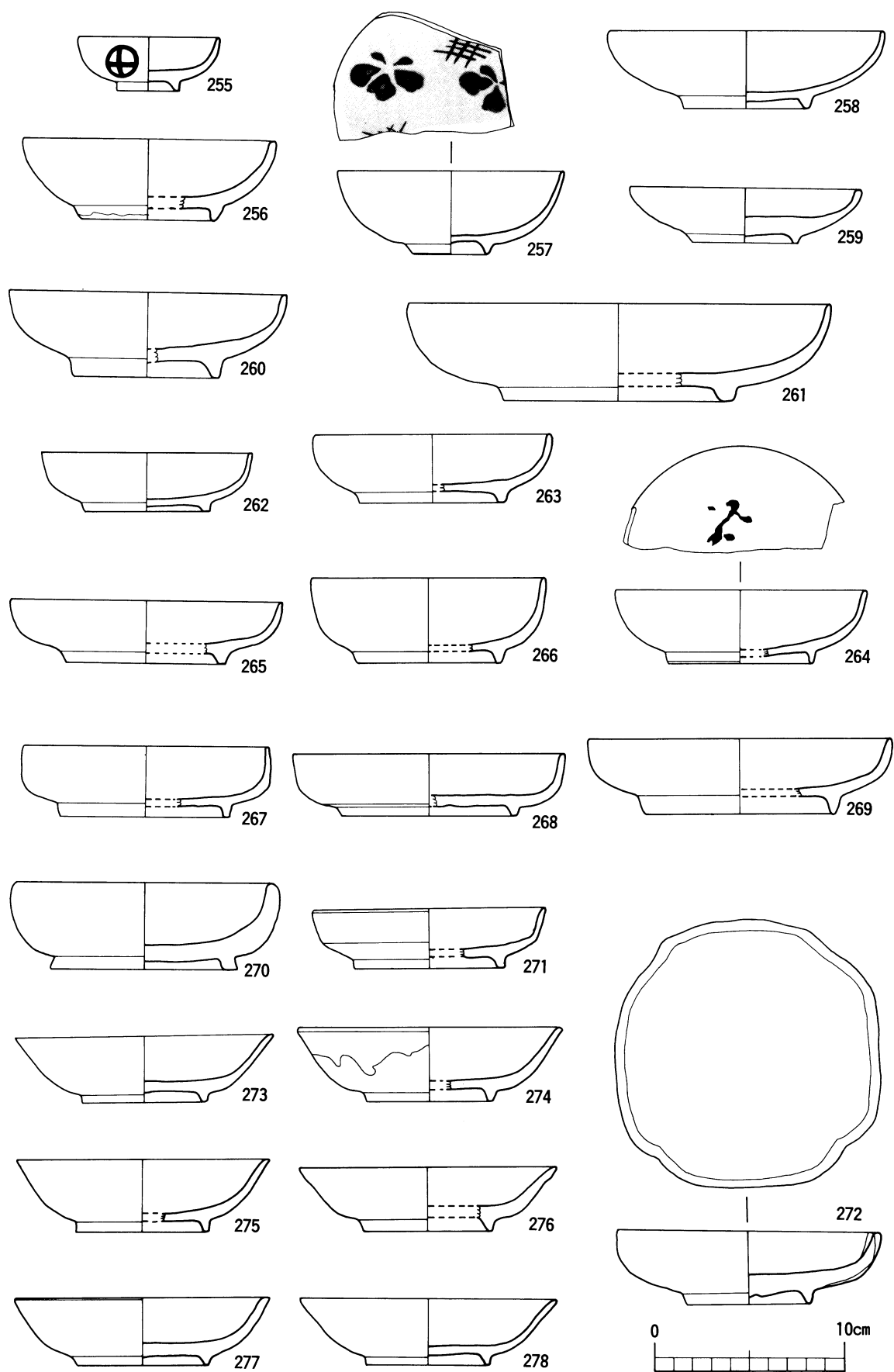
345は,口径24.8cmのやや大形の皿で,人物文をダミ染で描くものである。裏文様には唐草文を描く。高台内には「太明年(製)」の銘印がみられる。

その他,高台内には「角福」,「配」,「太明年製」,「太明」,「早」,や図案化したもの等がみられた。(図版 32)

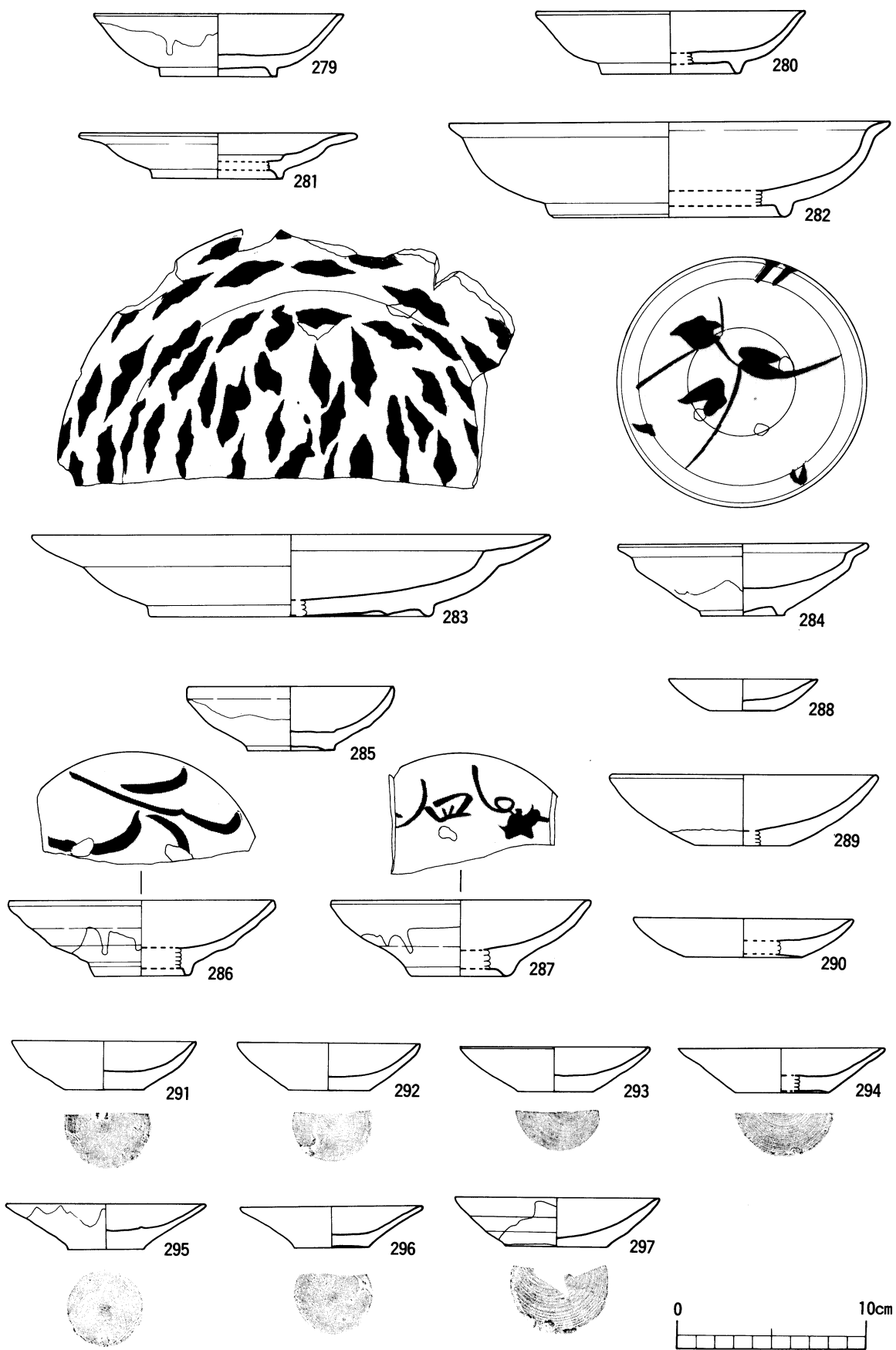
18表 皿計測表

(単位: cm)

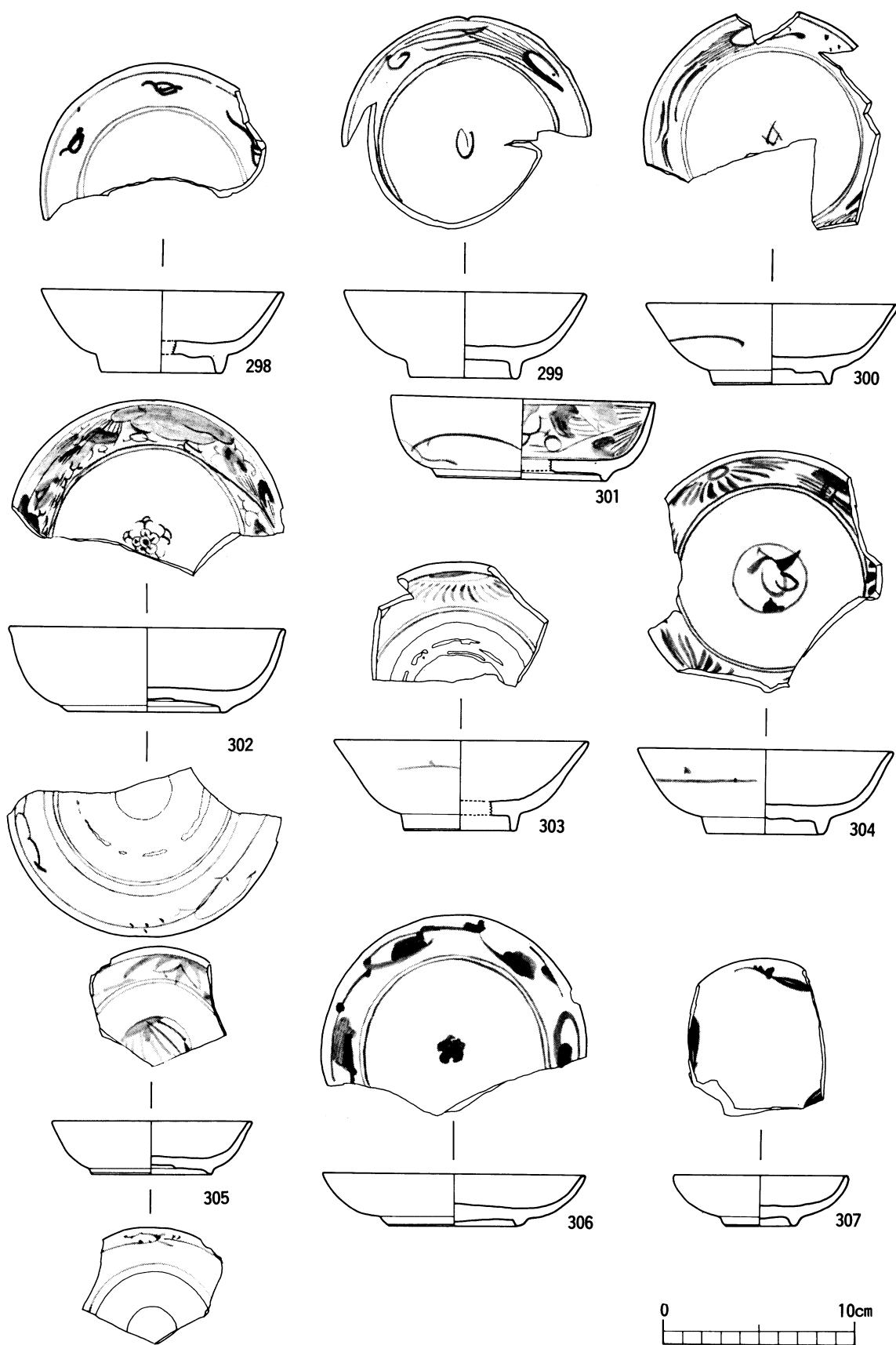
No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
255	陶器	2.8	7.4	0.5	3.4		301	磁器	4.2	13.8	5.8	9.0	
256	"	4.2	13.4	0.8	7.2		302	"	4.4	14.6	0.3	8.4	
257	"	4.4	12.0	0.5	2.2		303	"	4.7	13.4	0.9	6.0	
258	"	4.1	14.6	0.7	6.6		304	"	4.4	13.4	0.9	6.2	
259	"	2.9	12.2	0.5	5.6		305	"	2.8	10.5	0.4	6.4	
260	"	4.5	14.6	1.0	7.6		306	"	2.8	13.8	0.5	7.2	
261	"	5.1	22.4	0.7	12.2		307	"	2.7	9.2	0.5	3.8	
262	"	3.1	11.0	0.5	6.6		308	"	2.6	10.5	0.4	5.8	
263	"	3.6	12.6	0.6	7.8		309	"	3.5	13.4	0.8	8.0	
264	"	3.9	13.4	0.7	7.8		310	"	2.5	10.8	0.4	5.2	
265	"	3.3	14.4	0.7	8.4		311	"	2.3	11.8	0.4	8.2	
266	"	4.5	12.4	0.6	7.6		312	"	2.6	10.8	0.6	5.7	
267	"	3.7	13.0	0.7	9.0		313	"	3.5	13.4	0.6	6.6	
268	"	3.3	14.4	0.5	9.4		314	"	3.0	13.4	0.7	7.8	
269	"	4.0	16.0	1.0	10.0		315	"	3.4	13.0	0.7	7.0	
270	"	4.6	13.6	0.7	9.9		316	"	2.8	9.8	1.1	3.3	
271	"	3.2	12.4	0.5	8.0		317	"	2.8	9.0	0.9	3.6	
272	"	4.1	13.8	0.7	6.8		318	"	3.0	9.5	0.8	3.8	
273	"	3.6	13.6	0.4	6.6		319	"	8.5	41.0	1.3	21.8	
274	"	3.9	14.0	0.5	6.6		320	"	2.5	10.4	0.7	6.4	
275	"	3.8	13.4	0.6	7.0		321	"	3.4	12.6	0.8	7.6	
276	"	3.4	13.6	0.6	6.8		322	"	3.7	10.8	0.6	6.8	
277	"	3.6	13.4	0.5	7.0		323	"	2.7	10.6	0.5	6.8	
278	"	3.6	13.6	0.4	6.6		324	"	4.7	15.0	0.9	9.4	
279	"	3.3	13.2	0.5	6.2		325	"	2.4	11.4	0.5	6.2	
280	"	3.3	13.2	0.6	7.4		326	"			0.7	7.2	
281	"	2.4	14.8	0.5	7.0		327	"	2.9	23.2	0.6	15.8	
282	"	5.0	23.4	0.8	12.8		328	"	2.8	10.0	0.6	5.8	
283	"	4.3	27.7	0.6	15.0		329	"	2.1	10.0	0.4	5.4	
284	"	3.9	13.2	0.3	4.4		330	"	2.5	9.8	0.6	4.4	
285	"	3.4	11.0	0.3	4.6		331	"	2.7	10.2	0.6	5.2	
286	"	4.0	14.0	0.6	5.0		332	"	2.1	10.4	0.3	7.2	
287	"	4.0	13.8	0.5	5.2		333	"	1.9	7.6	0.7	4.2	
288	"	1.7	7.8			3.2	334	"	3.2	10.4	0.6	3.8	
289	"	3.8	14.2			5.0	335	"	2.6	10.2	0.8	6.0	
290	"	2.0	11.4			6.2	336	"	2.8	12.4	0.4	7.4	
291	"	2.6	9.8			4.2	337	"	2.8	10.6	0.4	6.2	
292	"	2.5	9.8			4.4	338	"	2.9	13.6	0.5	8.7	
293	"	2.4	10.0			4.0	339	"			0.6	6.6	
294	"	2.4	11.0			5.0	340	"			0.9	5.8	
295	"	2.4	10.6			4.0	341	"			0.6	4.4	
296	"	2.2	9.6			4.0	342	"			0.4	4.6	
297	"	2.6	10.8			5.2	343	"	2.7	9.6	0.5	4.3	
298	磁器	4.3	12.8	1.0	6.2		344	"	2.6	10.4	0.6	6.0	
299	"	4.5	12.8	0.9	5.6		345	"	4.0	24.8	0.7	15.6	
300	"	4.3	13.2	0.8	6.2			"					



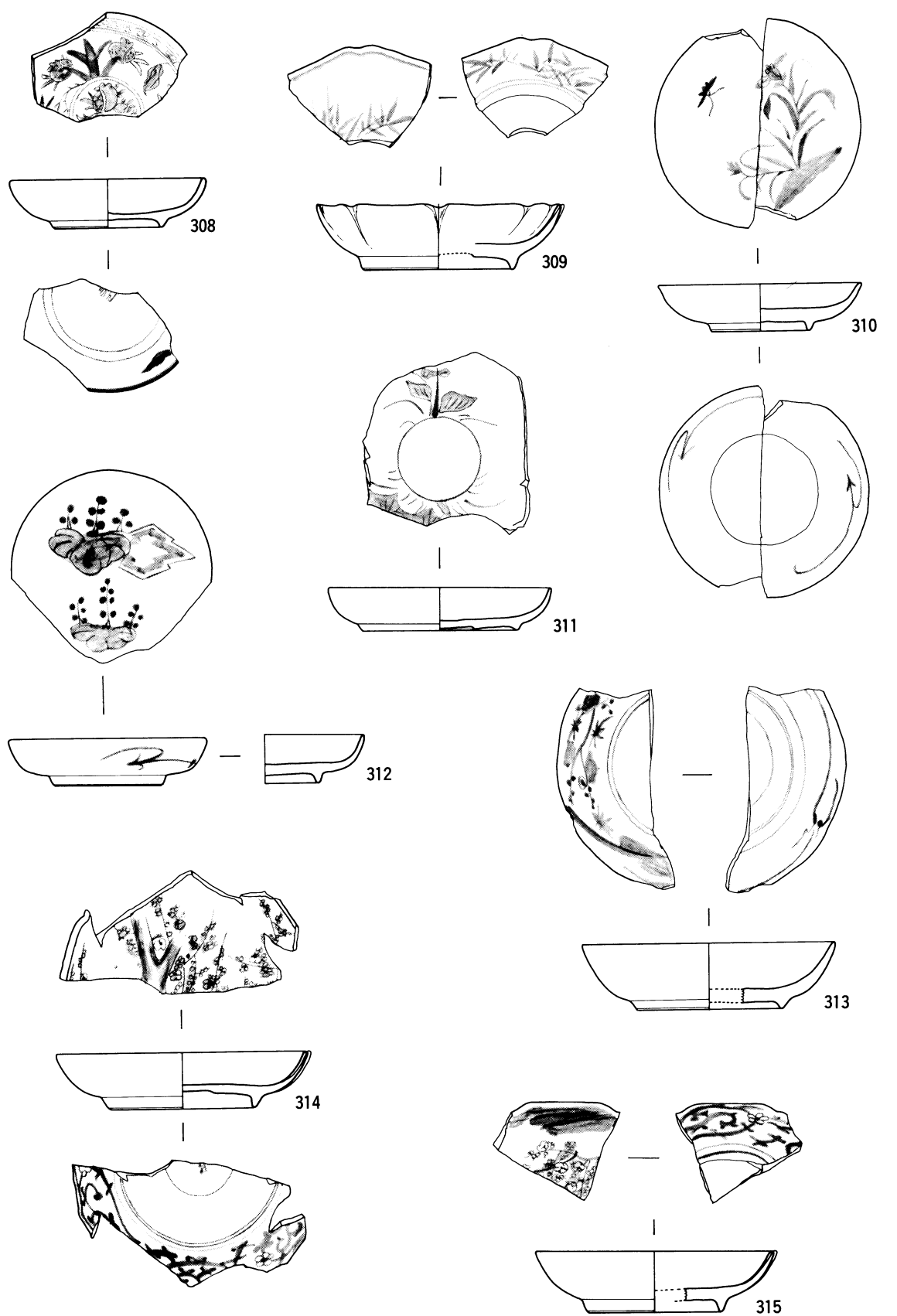
第60図 皿類実測図 (1)



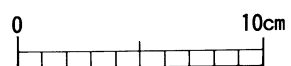
第61図 皿類実測図 (2)

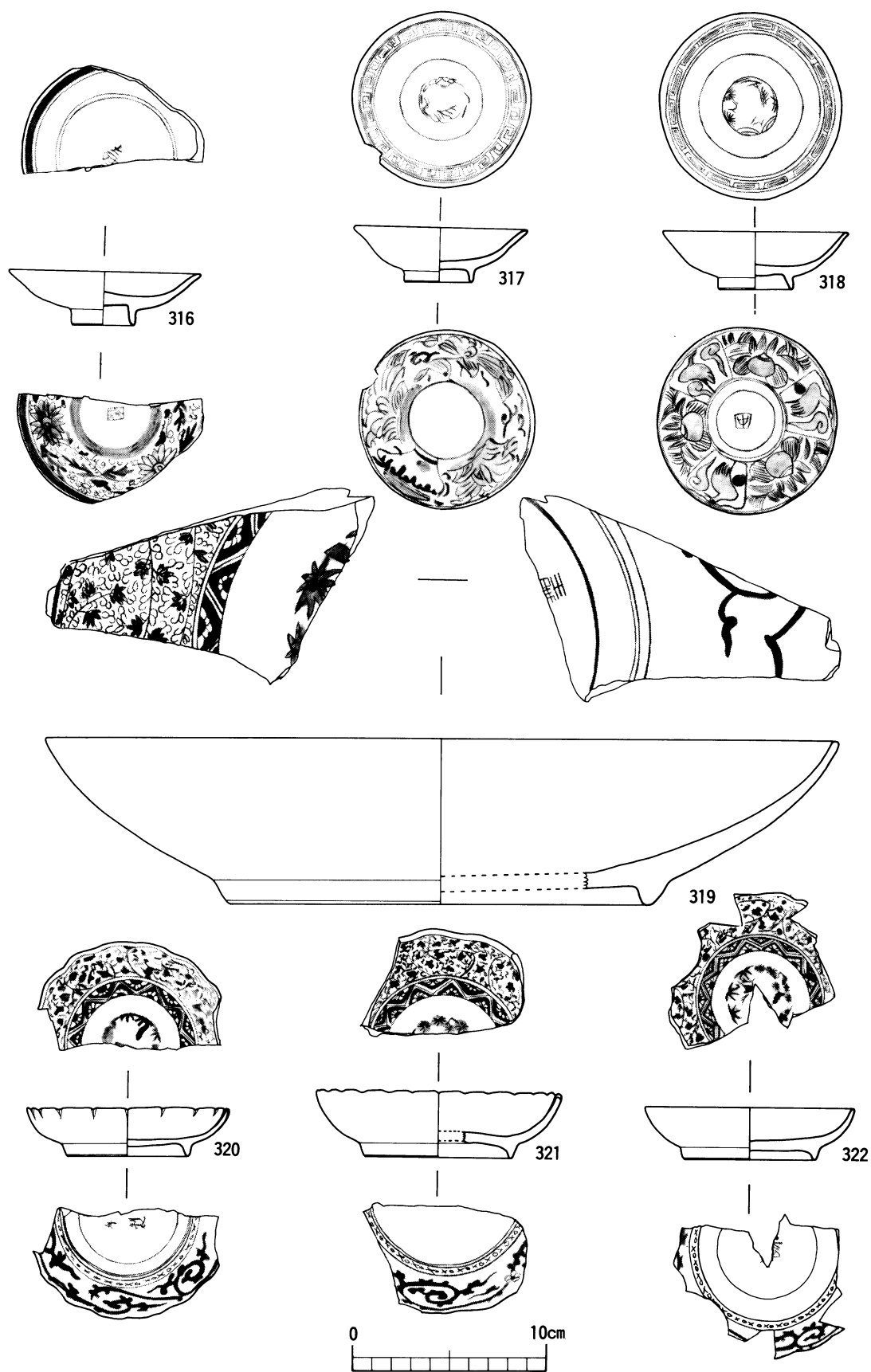


第62図 皿類実測図（3）

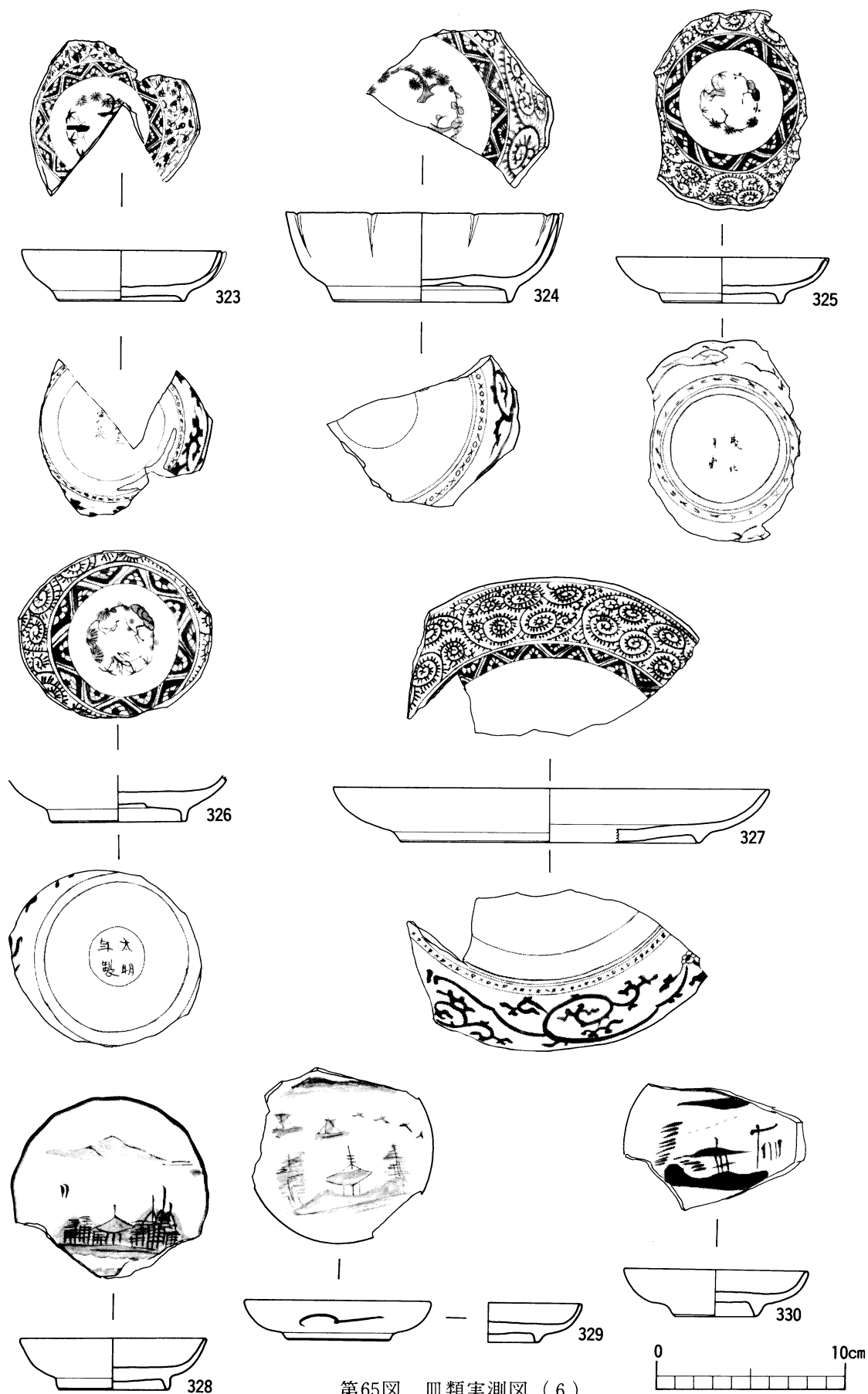


第63図 皿類実測図（4）

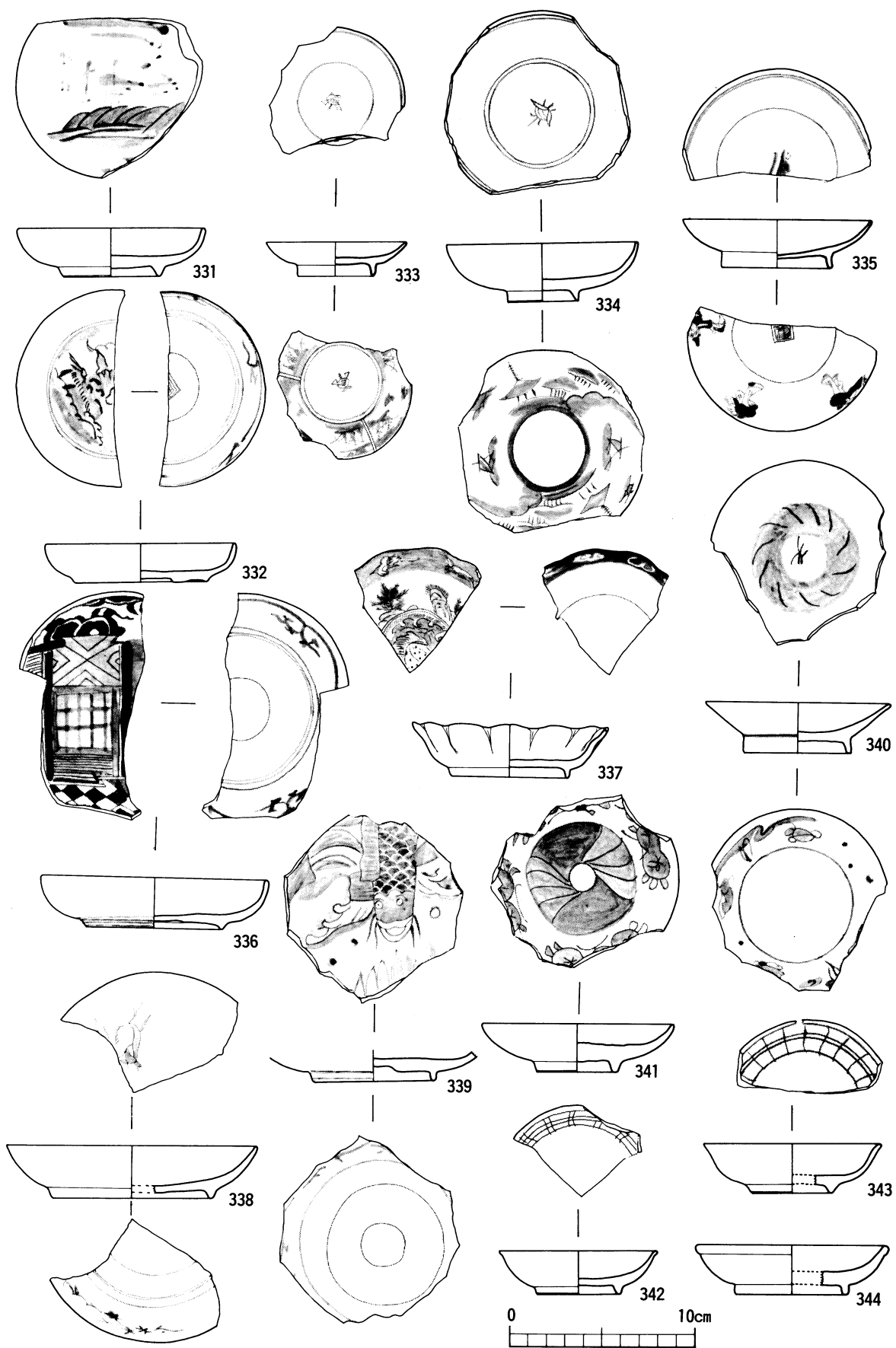




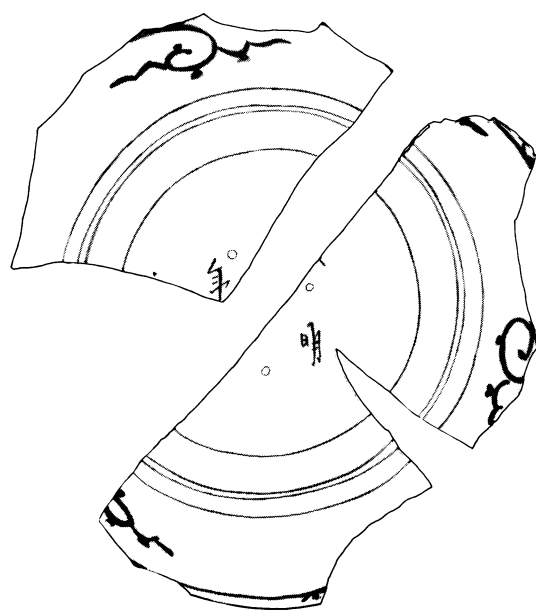
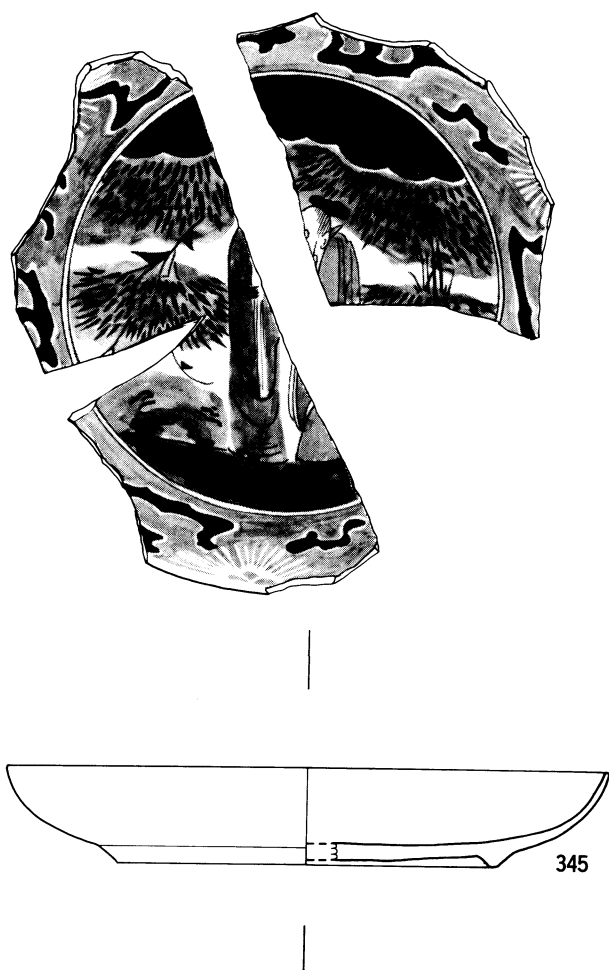
第64図 皿類実測図（5）



第65図 皿類実測図 (6)



第66図 皿類実測図 (7)



第67図 皿類実測図 (8)

(3) 盤 (第68・69図、図版33)

346～349が盤で、大形皿で深みをもつものである。346は高台径19.8cmの唐獅子と牡丹文を呉須で描いた磁器製で、高台内には5個のハリの跡がある。347は口径32.0cm、8.1cmのもので、灰色土に透明釉を施し、色調は灰褐色を呈する。胎土には鉄分を多く含むため茶褐色の斑点がみられる。胴・見込には細貫入がみられる。348は口径31.0cm、器高8.1cmのもので、白土に透明釉を施し、色調は白色を呈する。胴の一部には釉が完全に熔けず白濁状となっている。全体に微細貫入がみられる。又見込にはピンホールが多くみられる。349は口径49.8cm、器高15.2cmのもので、白土に透明釉を施し、色調は淡緑色を呈して、一部では白濁状となっている。口縁部ではやや歪を生じている。器面には細貫入がみられる。

(4) 灯明皿 (第69図、図版33)

350～355が灯明皿で、350・351が陶器、352～355が土師器である。350は口径8.6cm器高3.0cmを測る。見込に足のついた板状のものを付す。物にかけのために取手状のものをもち、板状の上面には斜格子を陰刻する。又板状のものは端が欠けているが、再使用されたためかその断面にススの付着がみられる。白土に透明釉を、口唇部と底部以外に施し、色調は淡緑色を呈する。全体に細貫入がみられ、底は碁笥底状となる。351は口径11.1cm、器高3.0cmのもので、形状は350と同様のものと考えられる。白土に透明釉を施すが、茶褐色を呈している。口唇部と底部には施釉されていない。350・351の口唇部に施釉されていないことから蓋の使用が考えられるものである。

352～355は、口径6.6～15.0cm、器高1.6～3.1cmで354は大形のものである。口唇部には、352では3ヶ所、353でな1ヶ所、355・356では全周にススの付着がみられる。胎土は精製粘土を使用し、淡茶褐色を呈する。底部は皆ヘラ起しである。

(5) 土師器皿 (第69・70図、図版33・34)

これらは、皿状のもの(356～408)、皿状の両端をつまんで箸置状となつたもの(409～411)、コースター状を呈するもの(412～418)に細分できる。

皿状のものは、さらに口縁部が内湾するもの、底部近くを面取りしたもの、口縁部が直線的に開くもの、口縁部がやや外反するもの等に細分できる。356は口径24.6cmのもので、腰部は「く」字状となり口縁部は内傾する。口縁部に較べて底部はやや薄く、成形もやや粗い調整である。色調は淡褐色を呈し、胎土に雲母片を含む。357・358は口縁部がやや内湾するもので、357が口径19.6cm、器高3.2cm、358が口径16.0cm、器高3.7cmを測る。色調は357が淡茶褐色、358が茶褐色を呈し、胎土は357が精製粘土を使用しているが、358は小礫を含む。

358の底は糸切りである。359～361は口縁部やや直口気味のものである。361はやや薄手である。口径が11.2～14.8cm、器高が2.3～2.7cmを測る。色調は淡茶褐色を呈するが、361は部分的に黒褐色を呈する。胎土は精製粘土を用い、359は他に較べやや粗い。362～369は底部近くを面取りしたもので、口径が8.2～11.8cm、器高が1.7～2.5cmを測る。色調は多くが茶褐色を呈するが、362が灰茶褐色、369が白色に近い色を呈する。底部はヘラ切りが多いが、369はさらにヘラ磨きがなされている。胎土は精製粘土を用いており、焼成も良い。370～388は口縁部がやや内湾気

味に外へ開く形のものである。口径は10.2～17.2cm，器高は2.1～3.7cmを測る。底は372・373・382が糸切りで他はヘラ切りである。胎土は精製粘土を使用しているが，382には小礫が混じる。色調は382が茶褐色，384が白色に近い色，他は淡茶褐色を呈する。焼成は良い。389～395は口縁上端部が外反するもので，口径が5.0～10.0cm，器高は1.2～2.4cmを測る。底は392・394が糸切りで他はヘラ切りである。胎土は精製粘土である。色調は淡茶褐色が多いが，79は二次的に火を受けたため須恵器状となり灰褐色を呈する。393は一部赤橙色を呈する部分があり，二次的に火を受けたものと考えられる。396～407は，口縁部全体が外反しているもので，口径は9.2～15.1cm，器高1.9～3.6cmを測る。403は表面はヘラ磨状となり，表面は円滑である。色調は401・404が淡茶褐色を呈し，他は茶褐色を呈する。408は口径が2.1cm，器高が1.2cmを測り，口縁部はやや内湾気味のものである。見込には「⊕」紋を陽刻している。胎土は白色に近い精製粘土を使用したものである。

409～411は，小形の土師器皿の両端をつまみ箸置状となっているものである。径6cm前後を測り，断面が「△」状となる。胎土は精製土で，色調は淡茶褐色を呈する。

412～418はコースター状を呈するものである。口径7.8～9.0cm，器高1.2～2.0cmを測るもの内面は布の圧痕がある。底はヘラ切りであるが，平らなものと兜巾状となるものとがある。胎土は精製土で，色調は茶褐色を呈する。

第19表 盤・灯明皿・土師器皿計測表

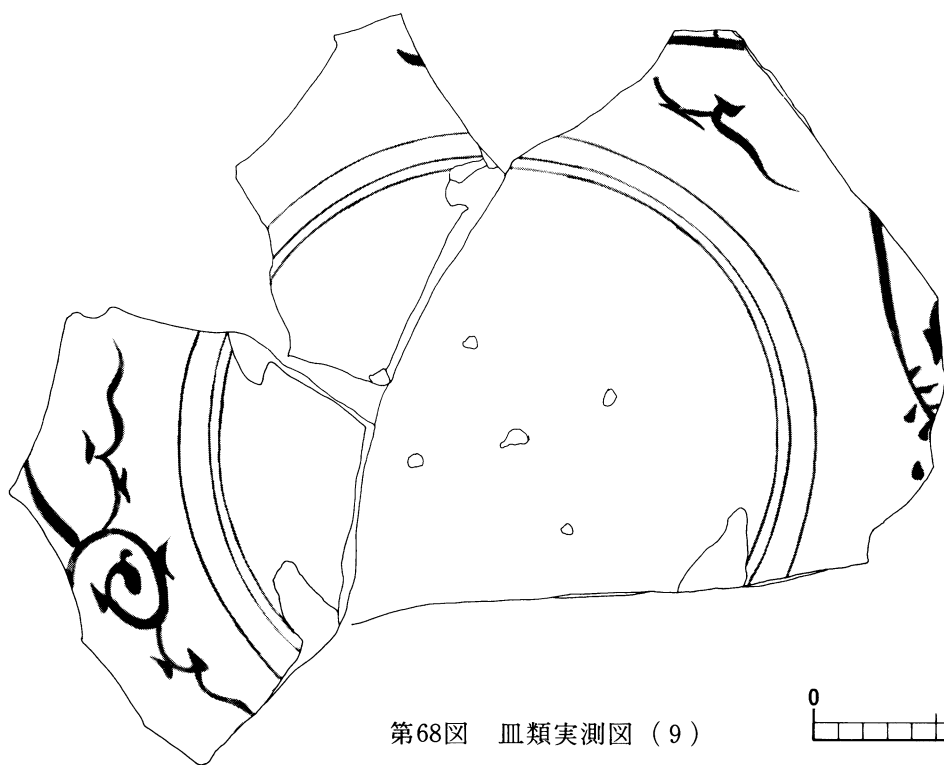
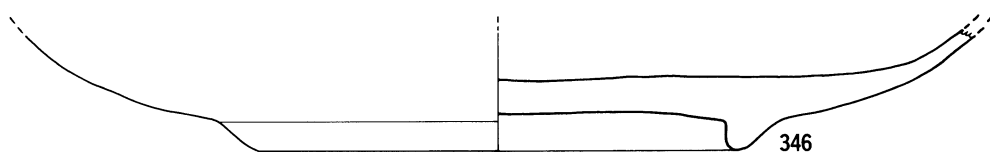
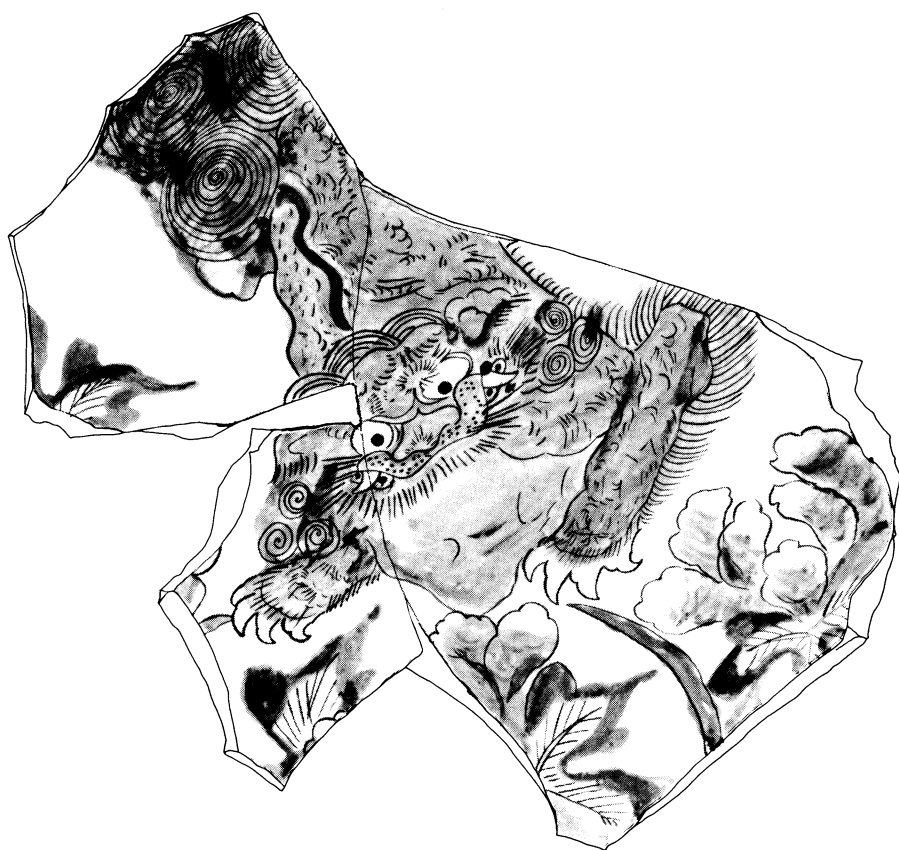
(単位：cm)

No.	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No.	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
347	陶器			1.2	19.8		368	土師器	1.7	8.4			6.2
348	〃	8.1	32.0	0.7	20.0		369	〃	1.7	8.2			6.0
349	〃	8.1	31.0	1.0	16.8		370	〃	3.7	17.2			10.8
350	〃	15.2	49.8	2.2	29.2		371	〃	2.8	11.6			5.8
351	〃	3.0	8.6			3.8	372	〃	2.8	12.4			8.0
352	土師器	3.0	11.2			5.2	373	〃	2.5	11.6			8.8
353	〃	1.6	6.6			4.6	374	〃	2.8	11.3			6.4
354	〃	2.0	6.6			4.8	375	〃	2.6	10.8			5.8
355	〃	3.1	15.0			9.6	376	〃	2.5	10.6			6.4
356	〃	2.1	12.6			10.0	377	〃	2.5	11.0			5.6
357	〃		24.0			24.6	378	〃	2.1	11.9			7.6
358	〃	3.2	19.6			15.0	379	〃	2.2	10.4			7.2
359	〃	3.7	16.0			12.0	380	〃	2.6	10.8			5.8
360	〃	2.7	14.8			12.0	381	〃	2.7	10.8			6.0
361	〃	2.3	12.4			11.2	382	〃	2.3	10.2			5.8
362	〃	2.5	11.2			9.0	383	〃	2.2	11.0			8.6
363	〃	2.5	11.8			8.2	384	〃	2.4	10.4			7.2
364	〃	2.0	10.0			8.0	385	〃	2.3	10.8			8.0
364	〃	2.4	10.4			8.0	386	〃	2.1	10.6			7.0
365	〃	2.1	9.8			6.8	387	〃	2.1	11.8			9.2
366	〃	2.0	10.0			7.2	388	〃	2.1	9.2			6.6
36.7	〃	2.4	9.0			6.2	389	〃	2.4	8.8			6.0

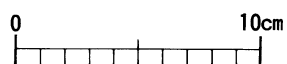
第20表 土師器皿計測表

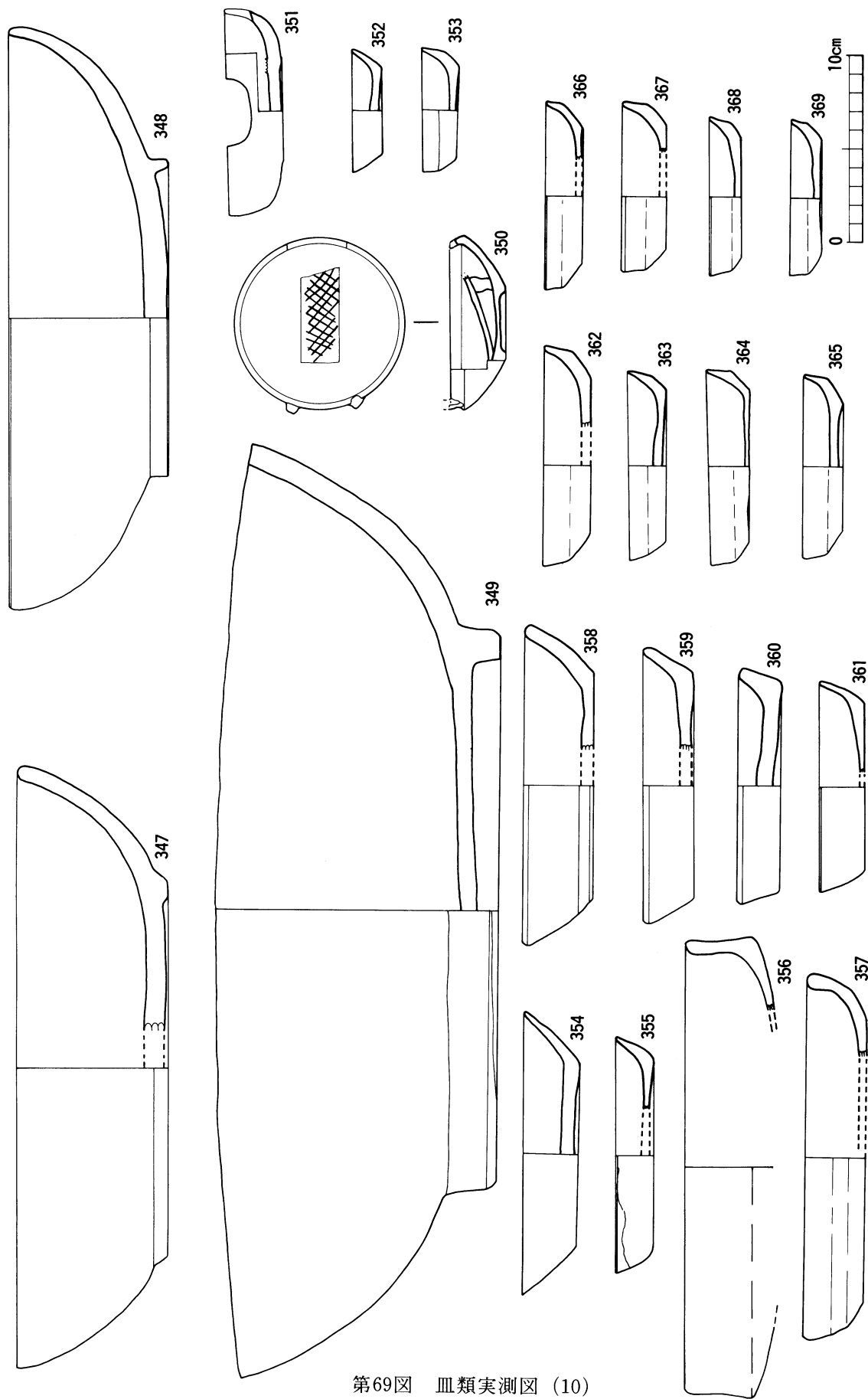
(單位：cm)

No.	分類	器 高	口 徑	高台高	高台徑	底 徑	No.	分類	器 高	口 徑	高台高	高台徑	底 徑
390	土師器	2.2	10.2			7.8	405	土師器	2.5	11.8			7.8
391	〃	2.0	10.0			7.4	406	〃	1.9	11.2			8.4
392	〃	2.2	9.4			6.0	407	〃	2.3	9.8			6.0
393	〃	2.1	9.8			7.0	408	〃	1.9	9.2			5.2
394	〃	1.6	6.4			4.8	409	〃	1.5				
395	〃	1.2	5.0			3.8	410	〃	1.7				
396	〃	2.8	11.8			6.0	411	〃		5.8			
397	〃	2.4	12.6			8.4	412	〃	1.9	9.0			8.4
398	〃	3.6	12.8			7.8	413	〃	1.2	7.2			7.0
399	〃	2.8	14.8			9.0	414	〃	1.8	8.0			7.6
400	〃	2.1	13.2			9.0	415	〃	2.0	8.2			8.5
401	〃	2.3	12.8			10.4	416	〃	1.3	6.2			6.0
402	〃	2.9	15.1			8.6	417	〃	1.6	7.8			7.0
403	〃	2.1	10.8			6.8	418	〃	1.5	7.2			7.4
404	〃	3.2	13.2			7.6							



第68図 皿類実測図（9）





第69図 皿類実測図 (10)

第3節 茶入 (第71図, 図版34)

419～434 が茶入で、全て破片である。419～428 が口縁部片、429～434 が底部片である。

419 は口径 3.0 cm を測り、球形の胴に直口の口縁部をもつものである。口縁内側には蓋受となる鰐状突帯をもつ。灰褐色土に透明釉を蓋受部以外に施し、内面には細貫入がみられる。文様は圈線や菊花文等を白土で象嵌する。420 は口径 2.0 cm の瓢箪茶入である。灰褐色土に透明釉を胴部と内側の上部にのみ施し、全体に細貫入がみられる。文様は二重圈線や菊花文等を白土で象嵌する。胎土は鉄分が多いためか茶褐色の斑点が多数みられる。421 は口径 2.0 cm の胴が締まる形である。口縁部内側には蓋受部をもつ。白土に透明釉を施し、全体に細貫入がみられる。文様は胴上半部に放射状の線が陰刻されている。422 は口径 4.0 cm の皆口茶入である。肩部に2条の縦位の耳を有する。白土に茶褐色の釉を施し、細貫入がみられる。423 は口径 3.6 cm の口縁が外反するものである。422 同様の耳を付している。灰褐色土に暗茶褐色の釉を内外に施し、釉の厚い部分では黒褐色を呈する。貫入はみられない。耳の胎土は本体と異なり、淡茶褐色の土を用いている。424 は口径 4.0 cm の皆口茶入である。口唇部は丸くつくられている。灰褐色土に茶褐色の釉を施し、さらに暗茶褐色の釉を掛け流している。釉際は黒褐色を呈する。貫入はみられない。425 も口径 3.6 cm の皆口茶入である。なだらかなカーブの肩部をもつ。暗茶褐色の胎土に暗茶褐色の釉を口唇部以外に施す。施釉されてない口唇部の断面では赤化している。426 は口径 3.6 cm の肩衝茶入である。口造りの捻り返しは弱く、肩はやや丸味をもっている。黒褐色土に暗茶褐色の釉を施す。427 も口径 2.8 cm の肩衝茶入である。口造りの捻り返しは弱く、口唇部は玉縁状となっている。黄茶褐色土に緑褐色の釉を施し、細貫入がみられる。甗（頸部）では釉が厚く黒褐色を呈している。428 は口径 3.8 cm の裾の広がる形を呈する。肩部は稜をつくり出す。白土に透明釉を施し、細貫入がみられる。

429 は底径 1.4 cm の小形の瓢箪茶入の底部と考えられる。胴紐が一本みられる。灰褐色土に暗茶褐色の釉を施し、釉際は黒褐色となる。底は糸切りである。430 は底径 3.0 cm のもので底部近くに横位のヘラそぎがみられる。底は貼り付けであることが断面で観察される。胴にはロクロめがよく残っている。黒い斑点の混じる灰色土に、外面は赤褐色、内面は茶褐色の釉をうすく施す。431 は底径 5.0 cm のもので、底部に較べて胴が厚くつくられている。底部近くにはヘラそぎが見られ、畳付部は面取されている。胴にはロクロめがよく残る。灰褐色土に内面は灰緑色の釉を、内面は下地に赤褐色の釉を施して上から暗茶褐色の釉を畳付部まで施している。暗茶褐色の釉の部分には細貫入がみられる。底は丁寧な糸切りである。432 は底径 4.2 cm のもので、黒色の斑点の混じる黄褐色土に黒褐色の釉を施す。底はやや粗い糸切りである。

433 は底径 3.6 cm の粗いろくろ仕上げのものである。灰褐色土に、灰緑色の釉を下地とし、その上に暗茶褐色の釉を掛け流す。一部白濁状となる部分がある。底は丁寧な糸切りであるが、焼成の際にヒビを生じている。細貫入が部分的にみられる。434 は底径 3.4 cm の厚い底部をもったものである。胴にはロクロめが残る。黒褐色土に赤褐色の釉をかけ流している。底はやや粗い糸切りである。

第4節 小形容器 (第71図, 図版34)

435 は口径 4.6 cm, 器高 2.6 cm のもので, 白土に透明釉を施しているが色調は淡緑色を呈している。口唇部と底部には施釉されていない。器面内外に細貫入がみられる。436 は口径 4.6 cm の逆「ハ」字の器形を呈する。胴には放射状の凹凸がみられる。胴土は磁器質で, 釉は見込のみ施されている。胴には朱が一部付着している。437 は口径 4.6 cm の小形の盃状の形を呈する。淡青色の釉を見込と口縁部にのみ施している。高台は付高台であり, 高台内には指紋がついている。見込には貫入がみられる。438 は口径 6.0 cm の磁器のものである。見込と胴に淡青色の釉を施している。439 は口径 5.8 cm のもので, 淡黄褐色土に透明釉を見込と底部近くに施し, 色調は緑褐色を呈する。細貫入がみられる。底部は碁笥状となっている。439 は口径 7.4 cm で, 灰色土に透明釉を見込と高台付近にのみ施し, 色調は灰褐色を呈する。細貫入がみられる。蓋台部の立ち上りの部分はロクロ成形の後, ヘラで削った調整痕をもつ。

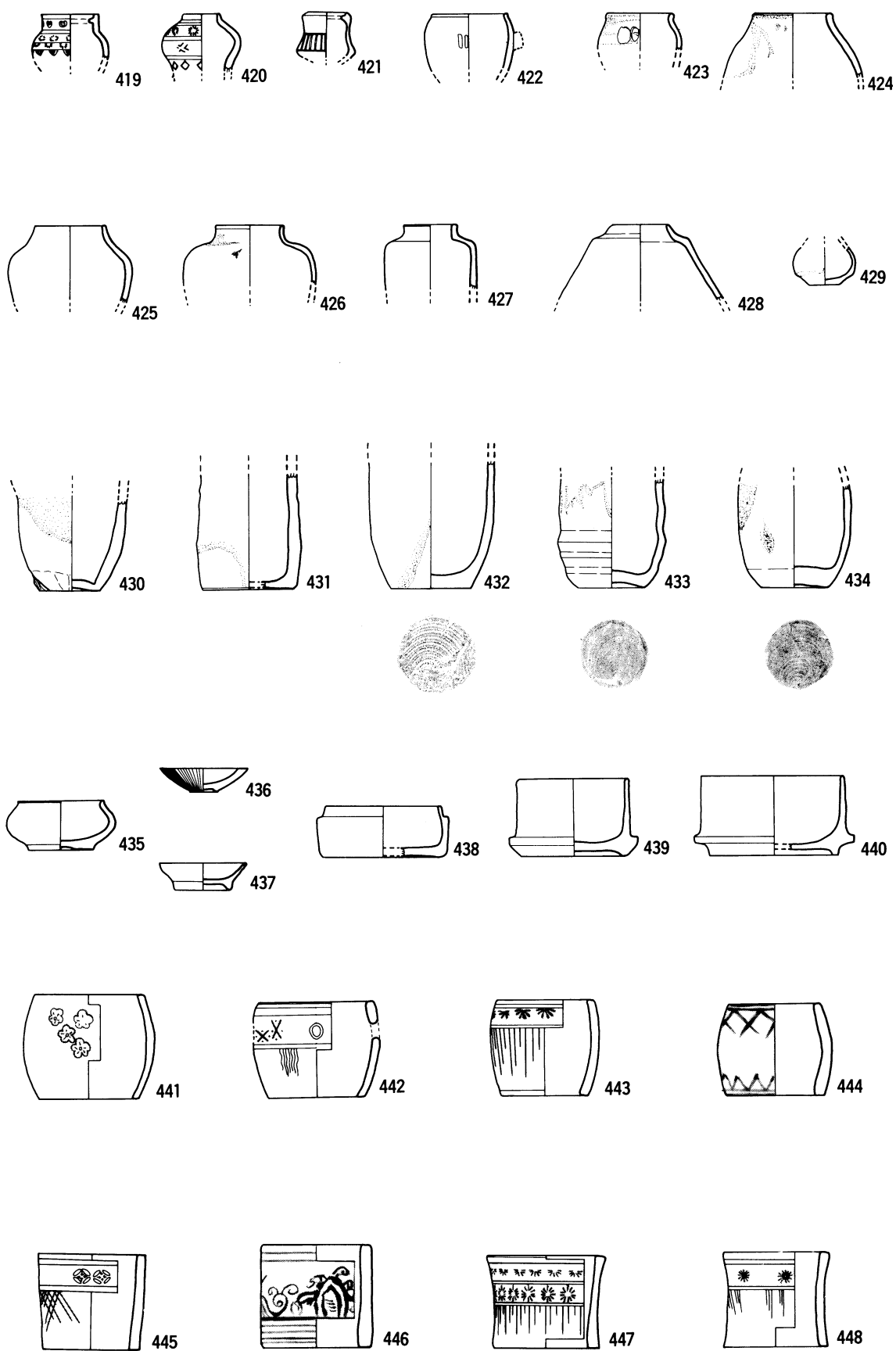
第5節 蓋置 (第71図, 図版34)

441 ～ 448 が蓋置である。441 ～ 444 は胴が張るもの, 445 は円筒形, 446 ～ 448 は胴が締る形のものである。口径は 4.8 ～ 6.2 cm, 器高は 4.8 ～ 5.4 cm を測る。441 ～ 443, 445, 447, 448 は灰色土に圈線や菊花文等を白土で象嵌した三島写である。釉は畳付以外に透明釉を施し, 灰褐色を呈する。441 は釉が溶けず白濁状となる。444 は白土に透明釉を施す。文様は斜格子状文と鋸歯文を黒褐色の釉で描く宋胡録写である。446 は白土に灰褐色の釉を施すが, やや白濁状である。やや緑味を帯びた灰褐色の釉で唐草様の文様を描く。釉は畳付外に施し, ている。443 以外に細貫入がみられる。

第21表 茶入計測表

(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	胴 径	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	胴 径	高台径	底 径
419	陶器		3.0	4.0			427	陶器		2.8	4.8		
420	〃		2.0	4.2			428	〃		3.0			
421	〃		2.0	3.0			429	〃			3.2		1.4
422	〃		4.0	4.8			430	〃			5.8		3.0
423	〃		3.6	4.4			431	〃			5.4		5.0
424	〃		4.0	7.2			432	〃			6.6		4.2
425	〃		4.6	6.4			433	〃			7.6		3.6
426	〃		3.6	7.0			434	〃			6.0		3.4



第71図 茶入・小形容器・蓋置実測図

第6節 猪口 (第72図, 図版35)

449～474が猪口(盃)である。器形から碗形(449～455), 端反(456～471), 筒形(472), 高坏形(473・474)に細分できる。口径は4.0～8.0 cm, 器高は2.2～4.3 cmを測り, 高台をもつものである。

449は白土に透明釉を施す総釉のもので微細貫入が全体にみられる。450～453はやや厚ぼったい器形のものである。450は淡黄褐色土に透明釉を, 451は茶褐色土に白濁釉を胴部より上に掛けさらに透明釉を全体に施す。452は灰褐色土に白濁釉と透明釉を重ね掛けする。453は黒褐色土に黒褐色の釉を施す。451～453の見込には重ね焼のために釉が円形にカキ取られている。

454・455は磁土に白釉を施したものである。454は胴に草文状の文様を呉須により描いている。

456～464は白土に透明釉を施す総釉のものである。色調は460・462がやや淡い緑味を帯びており, 他は白色を呈する。459・461は微細貫入が, 456・460・462～464は細貫入が457・458はやや粗い貫入が器面全体に見られる。465・466は灰褐色土にやや淡い黄褐色味を帯びる透明釉を総釉で施し, 白土によって465には松葉文と紅葉文を, 466には松葉文を胴に象嵌している。467～471は磁器で, 468は草花文, 469は雀文を内外に, 470は見込に千両箱文を, 471は胴に蛸足唐草文を, 見込の口縁部に襷文を, 見込底に松竹梅文を, それぞれ呉須にて描いている。

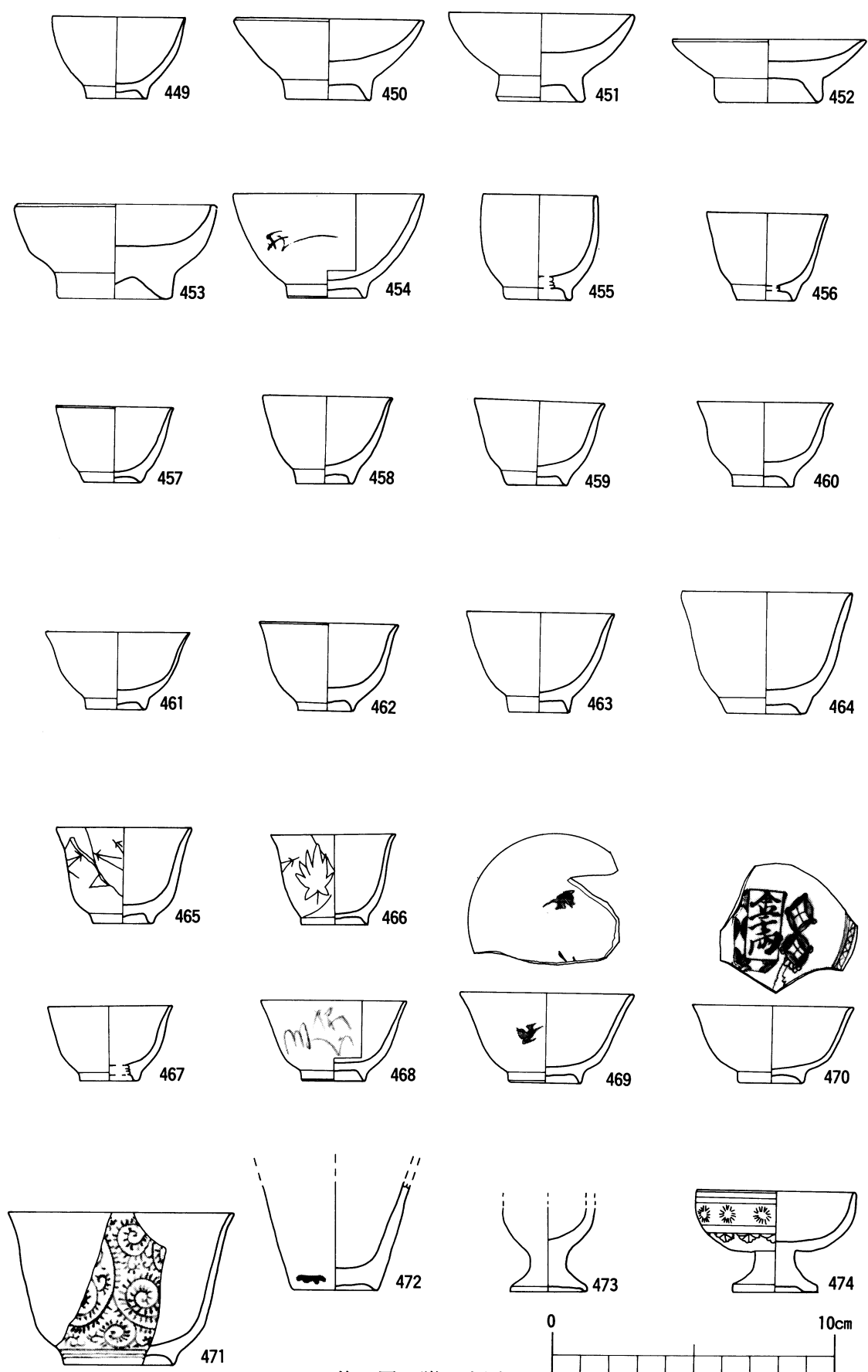
472は白土に透明釉を施し, 微細貫入が見られる。高台部には呉須により千鳥印が描かれている。

473は白土に透明釉を施し, 微細貫入が見られ, 474は灰褐色土に透明釉を施すものである。474の杯部の外面には, 白土による菊花文等が象嵌されている。

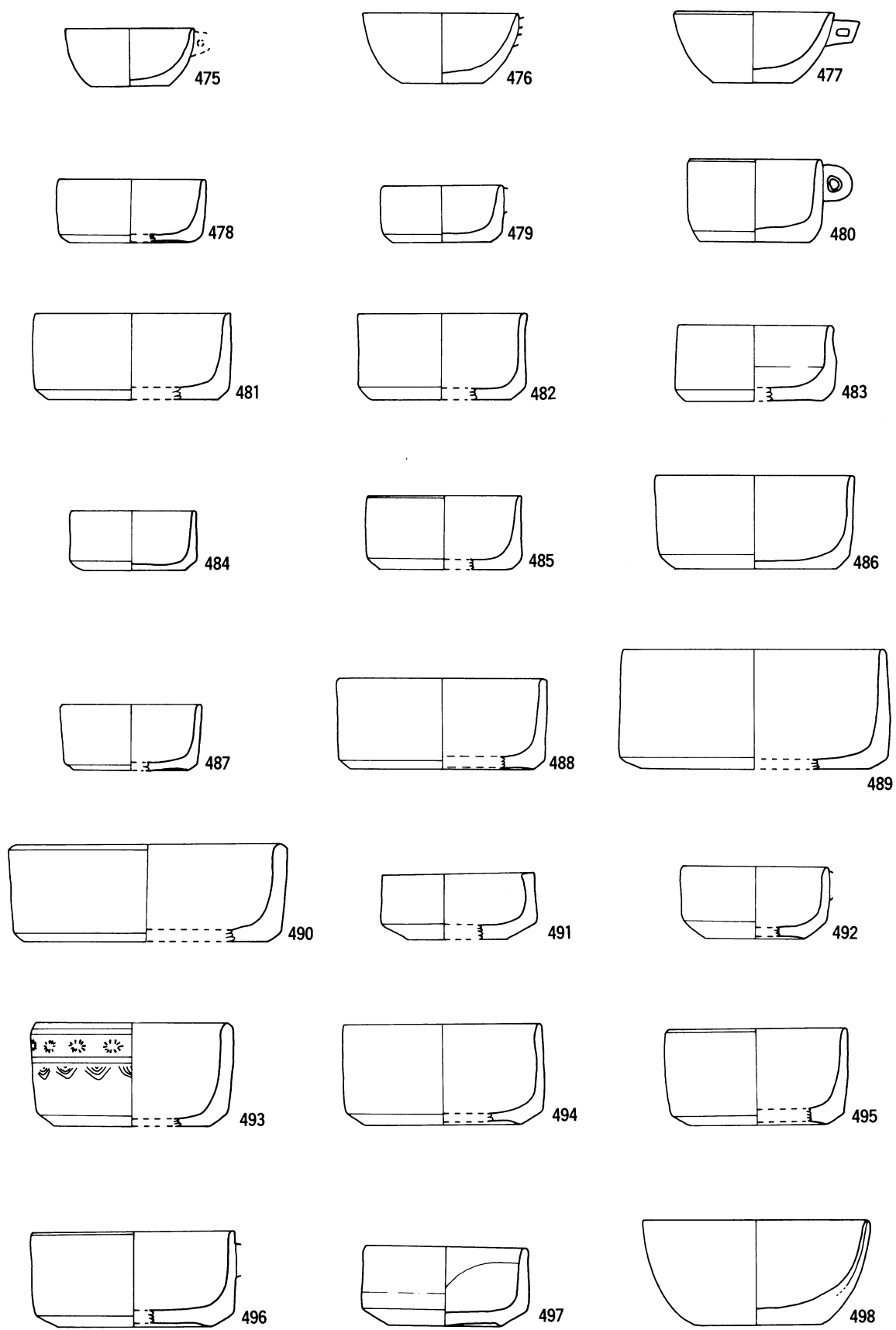
第22表 猪口計測表

(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
449	陶器	3.0	4.6	0.5	2.2		462	陶器	3.4	4.8	0.4	2.2	
450	〃	3.0	4.8	0.4	2.2		463	〃	3.7	6.8	0.5	2.8	
451	〃	2.7	5.2	0.4	2.2		464	〃	2.8	5.2	0.4	2.4	
452	〃	4.3	6.0	0.6	2.8		465	〃	3.2	6.2	0.4	2.6	
453	〃	3.1	5.0	0.3	2.0		466	〃	5.4	8.0	0.5	4.0	
454	〃	3.5	5.2	0.6	2.2		467	〃	2.7	5.6	0.4	2.4	
455	〃	2.7	4.2	0.4	2.0		468	〃	2.9	6.8	0.7	3.0	
456	〃	2.6	4.4	0.3	2.2		469	〃	3.3	7.2	0.9	4.0	
457	〃	2.9	4.8	0.4	2.2		470	〃	3.1	6.6	0.9	3.2	
458	〃	3.1	4.6	0.5	2.0		471	〃	2.2	6.8	0.8	3.8	
459	〃	3.1	4.2	0.5	2.0		472	〃					3.2
460	〃	3.7	4.0	0.4	2.4		473	〃			1.5	2.8	
461	〃	3.2	4.4	0.3	2.4		474	〃	3.6	5.6	1.5	3.0	



第72图 猪口夷测图



第73図 餌入実測図



第7節 餌入等（第73図，図版35）

475～498が，小鳥の飼育用の餌入等に使用されたと考えられるものである。器形から碗形（475～477・498）と浅い円筒状のもの（478～497）とに細分できる。これらの胴上部の口縁部近くに円ないしは角形の耳を付し，小穴を穿っている。

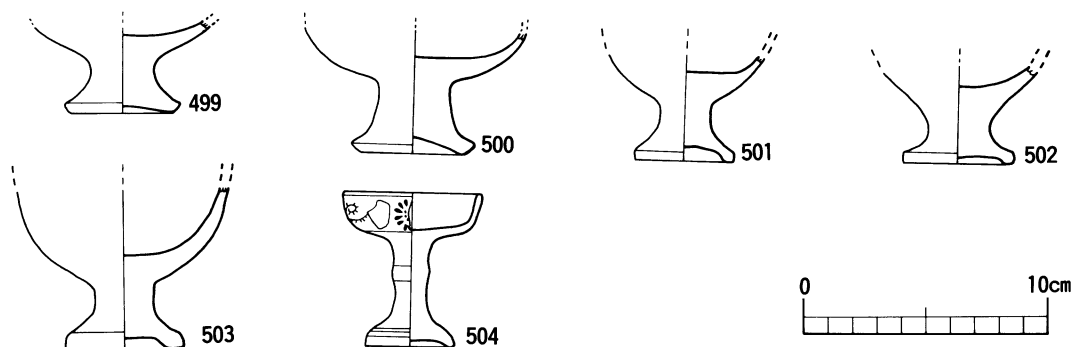
475は白土に透明釉を施しているが，釉が完全に溶けていずに白濁状となっている。口径は4.6cm，器高2.0cmを測る。476・477は灰色土に透明釉を施すが，476は釉が完全に溶けていずに白濁状を呈し，477は灰緑色を呈している。口径は476が5.4cm，477が5.6cmで器高は両者共2.5cmを測る。498はやや大形のもので他の用途も考えられるものである。白土に透明釉を施し，細貫入がみられる。断面に剝離状の線が見える。

478～497は，底部近くで面取りがなされ，491・492では大きく面取られている。487～497は底がややあげ底気味であり，497では削り出し状となっている。478～491・494は白土を他は灰褐色を用い，透明釉を施している。色調は480・484～486がやや黄緑色味を帯び，490～492が灰緑色味を帯び，497が暗緑色味を帯びている。493は白土にて菊花文等を象嵌している。486は釉が完全に溶けずに白濁状を呈している。これらの口径は4.6～9.0cm，器高は2.0～4.2cmを測るものである。

第23表 餌入計測表

（単位：cm）

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
475	陶器	2.0	4.6			2.8	487	陶器	2.3	5.4			3.4
476	〃	2.5	5.4			2.8	488	〃	2.5	5.2			3.6
477	〃	2.5	5.6			2.8	489	〃	3.6	7.0			5.4
478	〃	2.2	5.2			4.2	490	〃	4.2	9.0			8.0
479	〃	2.9	4.8			4.0	491	〃	3.2	7.4			6.6
480	〃	2.0	4.4			3.4	492	〃	3.3	7.0			5.8
481	〃	3.0	7.0			6.0	493	〃	3.5	9.0			5.4
482	〃	3.0	6.0			5.0	494	〃	3.4	6.4			4.8
483	〃	2.7	5.4			4.8	495	〃	3.4	9.8			8.6
484	〃	2.1	4.6			3.6	496	〃	3.3	7.2			5.6
485	〃	2.6	5.4			4.8	497	〃	2.8	5.6			4.0
486	〃	2.3	5.0			4.0	498	〃	3.7	8.0			4.6



第74図 高坏 実測図

第8節 高坏 (第74図, 図版35)

499～504が高坏であるが、499・500は盃台としての使用も考えられる。

499・500は赤褐色土に緑褐色の釉を施すが、499は完全に釉が溶けていない。坏部の見込には重ね焼のために釉をカキ取っている。

501～504は磁器である。502・503は脚の下位から高台にかけて土見せを行なっている。

504は脚が長く、器面には、赤・青の釉薬により菊花・葉文・蛸足唐草文が描かれている。

499～503は、破片のためその全体を知り得ないが、高台径1.8～4.3cmを測る。504は口径5.6cm、器高6.3cmを測る。

第9節 水盤 (第75図, 図版36)

505～508が水盤である。505・506は白土に透明釉を施し、白色を呈する。506は総釉で、505の高台内は施釉されていない。共に器面内外に細貫入がみられる。506は3個の獅子の足を附している。505も同様の足がついていたと考えられる。505は口径17.0cm、器高8.0cm、506は口径33.4cm、器高12.0cmを測る。507は口径26.4cm、器高11.7cmのもので、灰色土に透明釉を施し、灰褐色を呈する。胴には白土で菊花文等を白土で象嵌している。高台際に3個の獅子の足を付す。508は口径24.4cm、器高7.2cmのもので、灰褐色土に暗茶褐色の釉を施すものである。高台際に3個の獅子の足を付す。506・507の足は508のものに較べてやや描象化されている。

第10節 香炉 (第75図, 図版36)

509は口径10.4cmのもので、白土に透明釉を施しているが、完全に釉が溶けていず白濁状となっている。3個の足をもつと考えられるが、破片のためその形状は不明である。

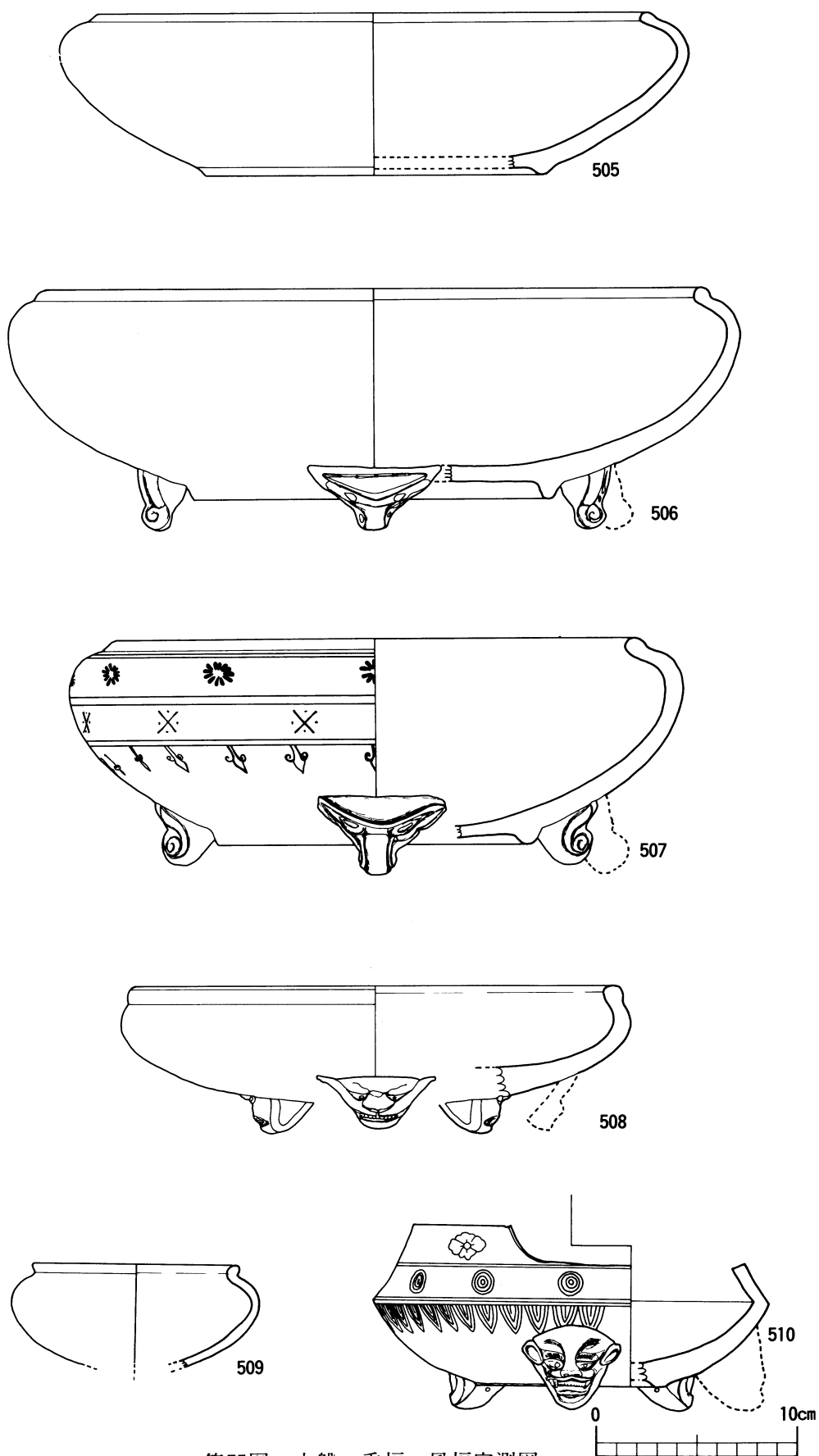
第11節 風炉 (第75図, 図版36)

510が風炉である。破片のため上部は不明である。締った胴に「く」字状の腰部をもつもので、3個の獅子の足を付している。足は貼り付けによるものである。灰茶褐色土に透明釉を施している。胴・腰部には花菱文・同心円文等を白土により象嵌している。締った胴には楕円形状の透しをもつが、その個数は破片のため不明である。

第24表 水盤・香炉・風炉計測表

(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
505	陶器	8.0	27.8	0.4	17.0		508	陶器	7.2	24.4			
506	〃	12.0	33.4	0.8	18.2		509	〃		10.4			
507	〃	11.7	26.4	0.8	15.8		510	〃			0.2	9.0	



第75図 水盤・香炉・風炉実測図

第12節 鉢類（第76～83図、図版36～38）

511～574が鉢類で陶磁器溜No 1・2から出土したものが大半を占める。これらを器形の上から、円筒形の浅鉢（511～527）、円筒形の深鉢（528）、口縁が内傾する浅鉢（529）、口縁部が外反する浅鉢（530～533）、口縁部が外反する深鉢（534～540）、口縁が直口する深鉢（541）、口縁が内湾しながら外へ開く鉢（542～556）等に細分できる。

（1） 511～527は口縁部と底部がほぼ直角をなす円筒状の浅い鉢である。口径が7.4～28.8cm，器高3.3～9.8cmを測る。511～521はやや小形のもので，白土に透明釉を施す。色調は白色を呈するものや淡黄緑色味を帯びるもの種々みられる。511～517は底部付近を面取りするもので，518は低い高台をもつ。522は口径16.8cm，器高6.3cmを測る。灰色土に淡黄緑色味を帯びる釉を施し，胴には花文，暖簾状文を白土により象嵌している。523は灰色土に透明釉を施し，やや淡黄緑色味を帯びる。胴に茶褐色の釉で組合せ笹文様のものを描く。524・526は口径11.4cm 11.0cm，器高5.7cm，6.0cmを測る。黒褐色の胎土に，暗茶褐色の釉を薄く施している。526・527はや大形のもので口径23.6cm・28.8cm，器高9.2cm，9.6cmを測る。白土に透明釉を施しているが，527は，釉が完全に溶けていずにカイラギ状を呈している。器面には，524・525以外は貫入がみられる。

（2） 528は，口径19.0cm、器高15.2cmを測る。底部に3個の足を付したもので，口縁部は1ヶ所楕円形状にヘラで切り取られ，見込の上部口縁部には三角錐状の突起を付している。灰色土に透明釉を施し，やや緑味を帯びる。胴には鋸歯文，蛸足唐草文等を茶褐色の釉で描く。

（3） 529は，胴が張り，口縁が内傾するものである。口径16.6cm，器高6.9cmを測る。白土に透明釉を施す。色調はやや黄色味を帯びる。胴に茶褐色の釉で幾可学的な文様を施す。

（4） 530～533は口縁部が外反するものである。530・531は口径より胴径の方が大きいものであり，口径14.4・19.0cm，器高4.8・5.3cmを測る。530は淡黄褐色土に透明釉を施し，胴に竜文等を茶褐色の釉で描く。531は灰褐色土に黒褐色の釉を施す。532は口径が胴径より大きいもので，口径16.0cm，器高7.8cmを測る。灰色土に透明釉を施し，胴には茶褐色の釉で唐草文等を描く。533は色絵磁器である。赤色の釉で線描きを行ない，赤・青・緑の釉でダミ染めを行なっている。緑の釉は風化のため白濁状となっている。

（5） 534～540は，口縁部が外反し，口縁端部が薄鉢状となるものである。534は口径30.6cm，器高10.0cmを測る。白土に透明釉を施し，器面に粗い貫入がみられる。535～540は，口径34.8～52.0cm，器高15.1～19.7cmを測る。539・540には唐獅子の耳を付す。535は白土に透明釉を施し，細貫入がみられる。頸部に耳が付いていた痕跡を残す。536・537は灰色土に透明釉を施し，白土により花菱文・雷文・菊花文・梅花文・暖簾状文等を象嵌している。538～540は灰色土にやや緑がかった透明釉を施し，胴を区画し，その中に蛸足唐草文・麻の葉繫文・襷文と花文との組合せ文等を茶褐色の釉で描くものである。

（6） 541は口縁部がやや直口気味のもので，口径38.0cm，器高23.5cmを測る。灰色土に緑味をおびた透明釉を施す。圏線と縦位の線で区画し，その中に亀甲文・青海波文・斜格子文・蛸

足唐草文・花文・格子と花文の組合せ文を茶褐色の釉で描く。

(7) 542～556は、内湾しながら開き、半球形状を呈して、口縁部が玉縁状となるものである。口径は24.8～27.8cm，器高10.2～13.0cmを測るもので、やや規格化されたものである。542～546は二彩鉢と俗に呼ばれているもので、茶褐色土に、見込は淡黄褐色の釉を、胴には黒褐色や暗茶褐色の釉を施すものである。547～556は、茶褐色土に淡黄褐色の釉を施し、さらに口縁部に鋸歯状に548・555・556では緑色の釉を、553は茶褐色の釉を、547・549～552・554には茶褐色と緑色の釉を施し、552では胴に緑色の釉を流し掛けるものであり、これらは俗に三彩鉢と呼ばれるものである。高台内には、548が「龍聞芳林」，554・555が「芳上才」，556が「新堂」とスタンプで刻されている。見込には重ね焼用の目跡を4～7個残す。

(8) 557～559は口縁部が直線的に開くものである。557は、口径25.6cm，器高7.0cmを測る。暗茶褐色暗茶褐色の釉を施す。558は口径36.8cm，器高9.2cmを測る。茶褐色土に緑褐色の釉を施す。559は口径38.8cm，器高9.2cmを測る片口のものである。茶褐色土に黒褐色の釉を施す。

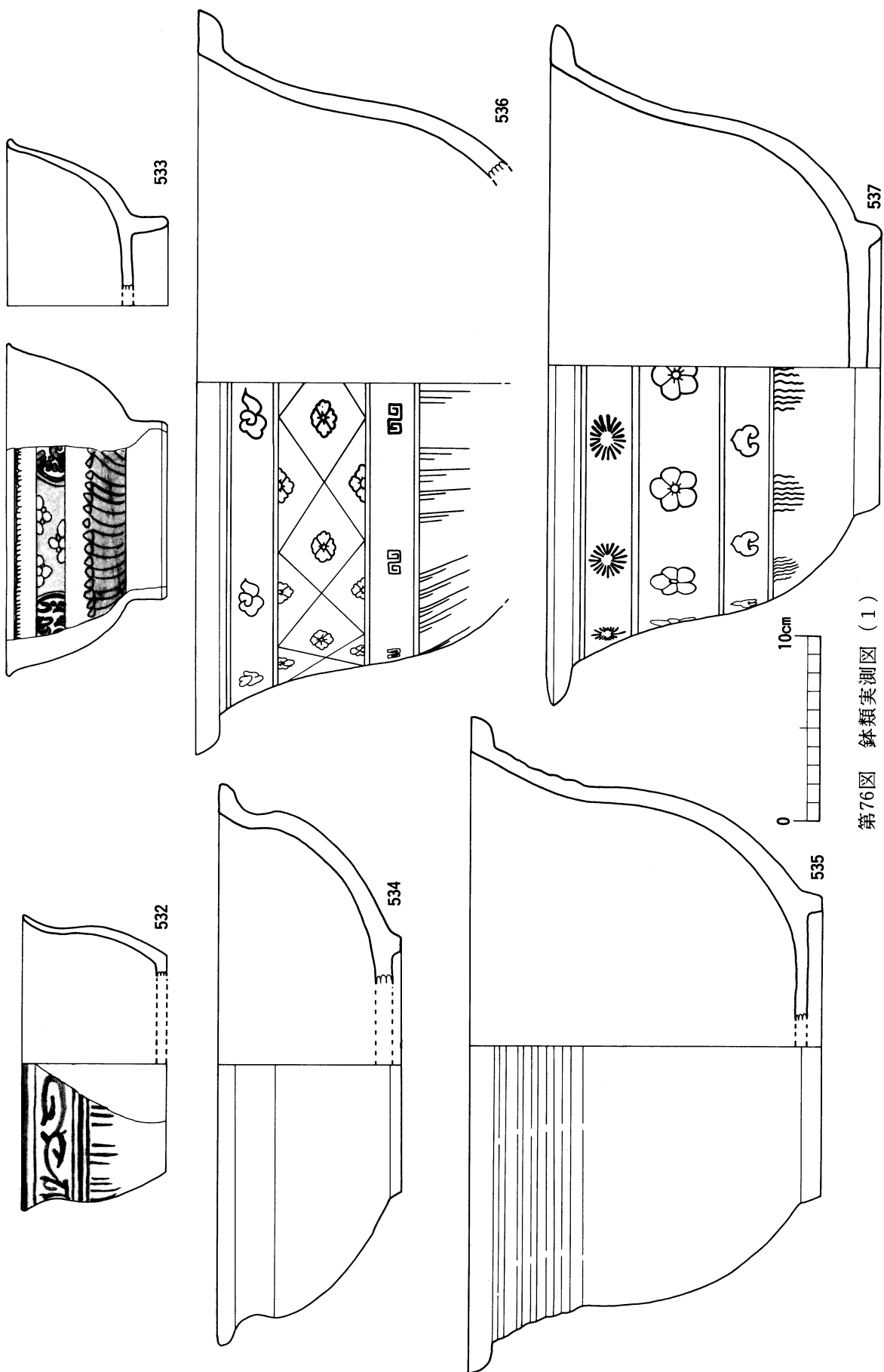
(9) 560～568は、内湾しながら外に開く浅いもので、口縁端部は台形状の縁をもつものである。口径26.0～48.4cm，器高8.6～18.0cmを測る。560は茶褐色土に緑褐色の釉を施している。561・563・564・566は灰色土に透明釉を施す。562は白土に透明釉を施しているが、釉が完全に溶けていずに白濁状を呈する。565・567は茶褐色に茶褐色の釉を施す。568は土師のもので赤褐色を呈している。

(10) 569～574は、内湾しながら外へ開く深いもので、口唇部は台形状の縁をもち略水平となっている。口径36.8～45.0cm，器高13.8～20.0cmを測る。569・570は口唇部がやや外傾するもので、茶褐色土に暗茶褐色土釉を施す。571は黒褐色，572は緑褐色の釉を施すもので、胎土は茶褐色を呈す。573は若干外反するもので、茶褐色土に茶褐色の釉を施す。574は無釉の焼き締めのものである。口縁端部に刻み文，胴には絡縄突帯を付し，その間に釘彫による唐草文を描く。

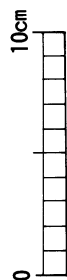
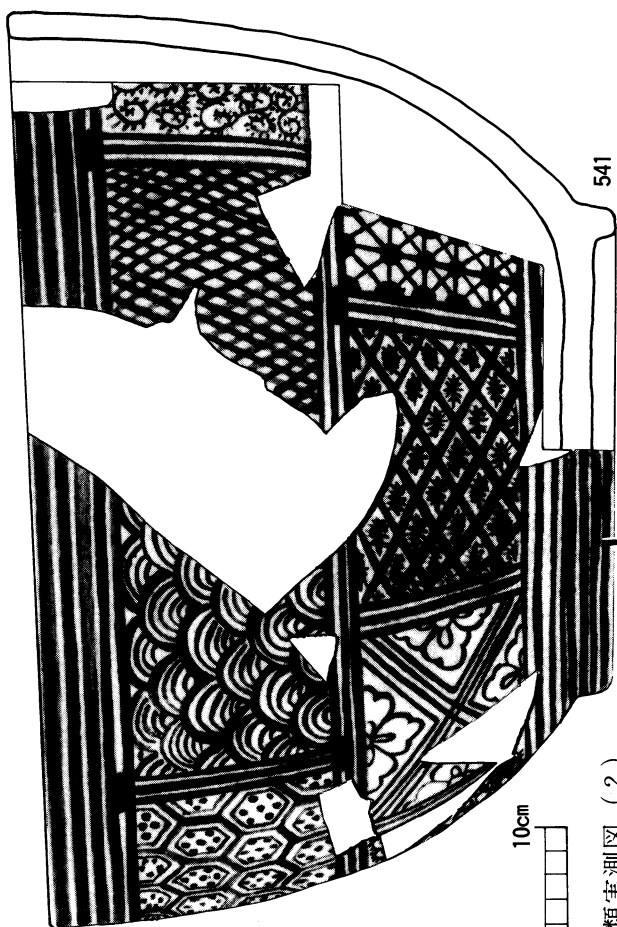
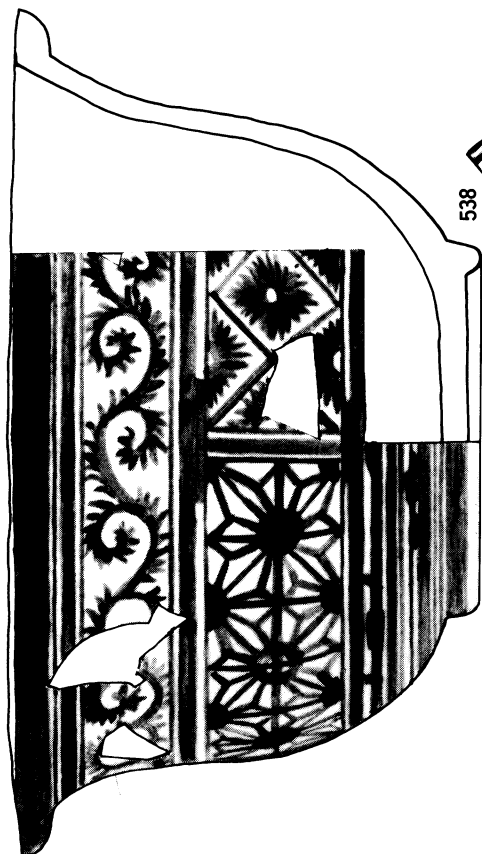
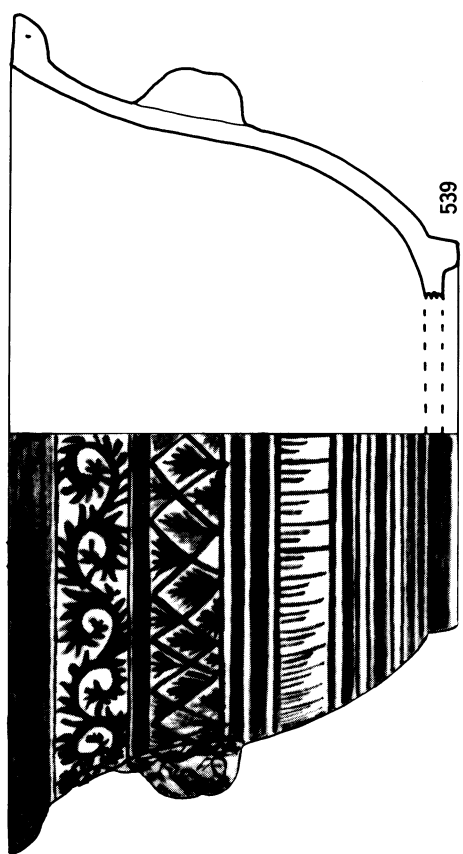
第25表 鉢類計測表

(単位: cm)

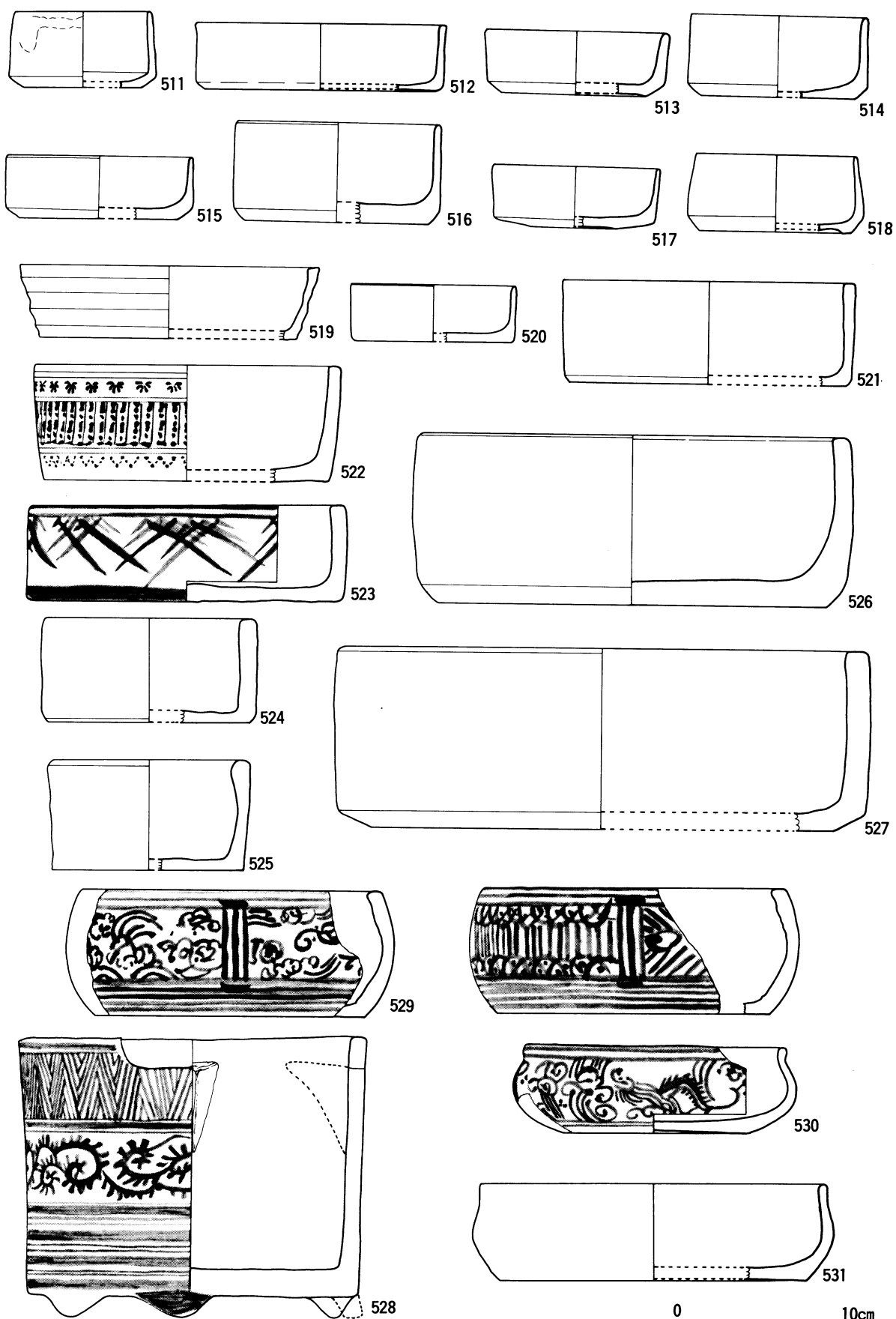
No.	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No.	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
511	陶器	4.2	7.4			6.4	543	陶器	11.1	25.0	1.0	9.2	
512	〃	3.9	16.4			15.4	544	〃	11.6	25.4	1.0	9.4	
513	〃	3.4	10.2			8.0	545	〃	10.8	26.8	1.2	9.6	
514	〃	4.4	9.6			8.4	546	〃	10.7	27.8	1.2	8.8	
515	〃	3.4	10.2			8.6	547	〃	12.6	24.8	1.2	9.6	
516	〃	5.4	11.2			10.0	548	〃	10.5	25.6	1.2	9.2	
517	〃	3.3	9.0			4.8	549	〃	10.2	23.6	0.8	8.4	
518	〃	4.2	8.8			8.4	550	〃	12.5	25.0	1.2	10.0	
519	〃	3.9	16.4			14.0	551	〃	13.0	25.4	1.2	9.8	
520	〃	3.1	9.0			8.6	552	〃	11.3	26.0	0.9	9.4	
521	〃	5.7	15.8			15.0	553	〃	11.0	26.8	1.0	9.0	
522	〃	6.3	16.8			15.6	554	〃	11.4	25.8	1.1	8.8	
523	〃	5.4	17.4			17.0	555	〃	12.0	25.8	1.0	9.6	
524	〃	5.7	11.4			11.0	556	〃	12.0	26.6	1.2	8.6	
525	〃	6.0	11.0			10.4	557	〃	7.0	25.6			19.4
526	〃	9.2	23.6			25.2	558	〃	9.2	36.8			25.4
527	〃	9.8	28.8			25.4	559	〃	9.2	38.8			29.0
528	〃	15.2	19.0			18.0	560	〃	11.0	26.0			16.4
529	〃	6.9	16.6			14.8	561	〃	10.0	33.2	0.9	20.4	
530	〃	4.8	14.4			10.0	562	〃	11.8	33.4	0.8	19.0	
531	〃	5.3	19.0			16.8	563	〃	11.8	32.8	0.6	20.0	
532	〃	7.8	16.0			11.6	564	〃	11.2	36.2	0.8	21.2	
533	磁器	8.8	18.0	2.1	9.2		565	〃	10.0	34.6			25.6
534	陶器	10.0	30.6	0.6	13.0		566	〃	8.6	37.6			27.0
535	〃	19.0	35.4	1.2	16.2		567	〃	10.8	37.6			27.6
536	〃		40.4				568	〃	18.0	48.4			29.0
537	〃	18.0	37.2	1.4	15.2		569	〃	13.8	41.2			20.4
538	〃	19.7	34.8	1.5	15.8		570	〃	15.0	41.6			20.4
539	〃	18.5	34.8	1.3	15.8		571	〃	20.0	40.0			21.0
540	〃	15.6	29.8	1.2	14.6		572	〃	18.6	36.8			20.0
541	〃	25.3	38.0	1.5	19.6		573	〃		43.4			35.6
542	〃	11.4	26.4	1.1	8.8		574	〃		45.0			



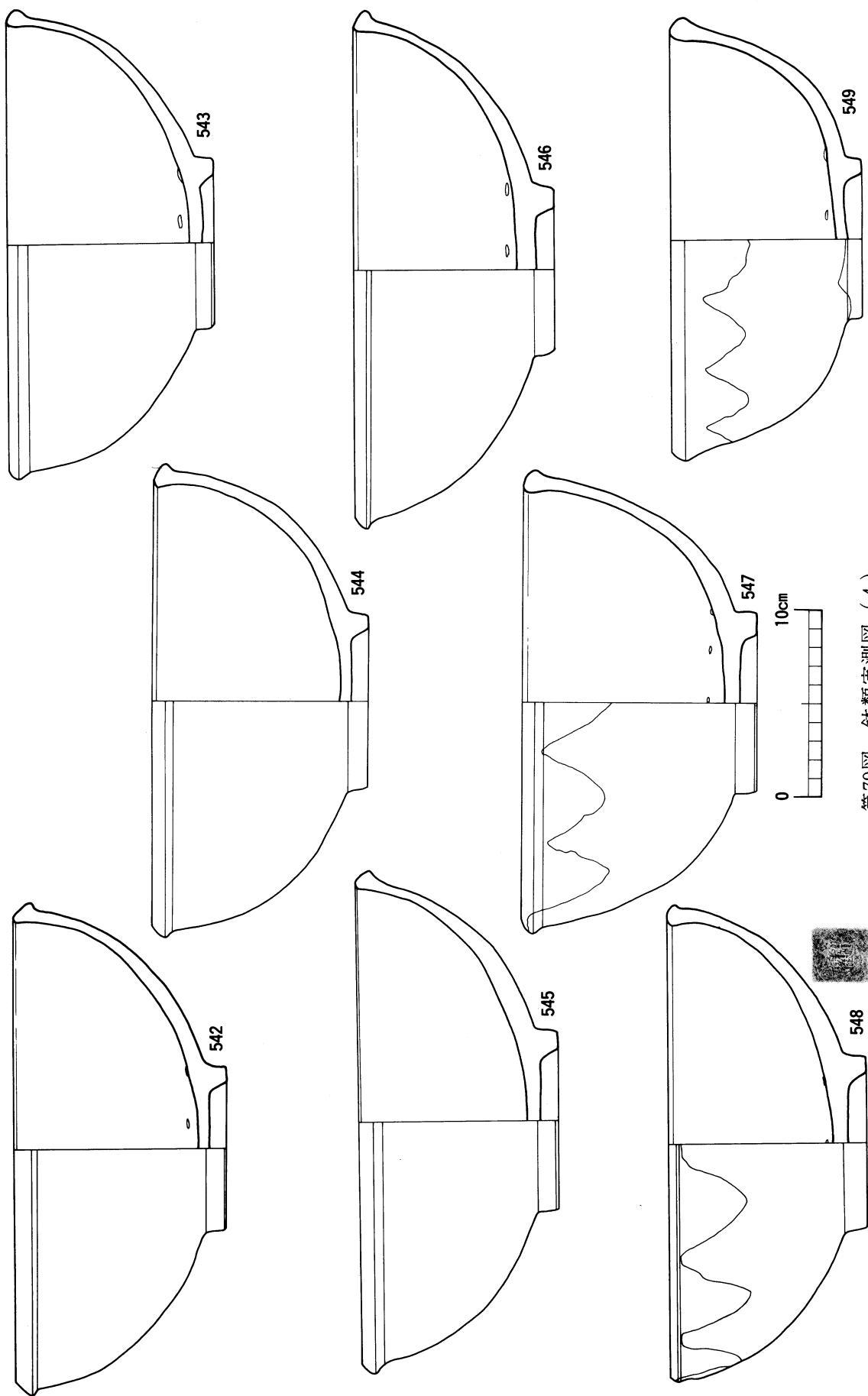
第76図 鉢類実測図 (1)



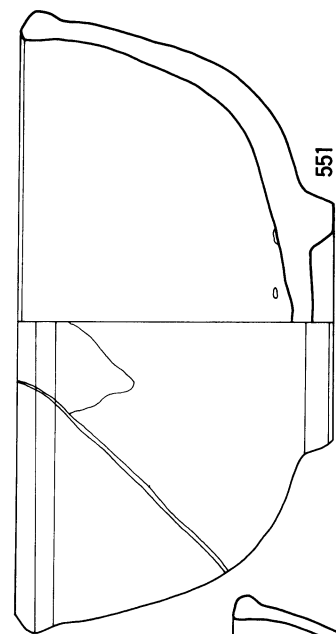
第77図 鉢類実測図(2)



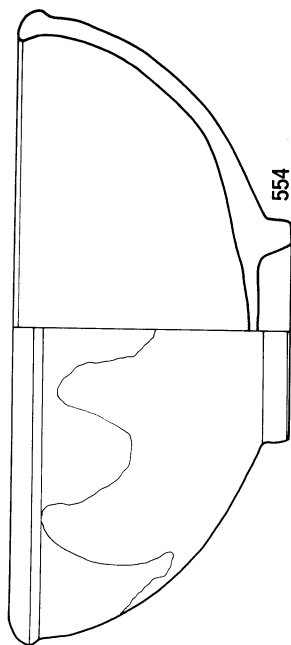
第78図 鉢類実測図 (3)



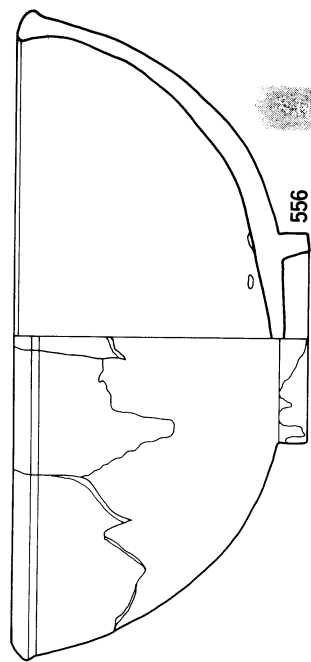
第79図 鉢類実測図(4)



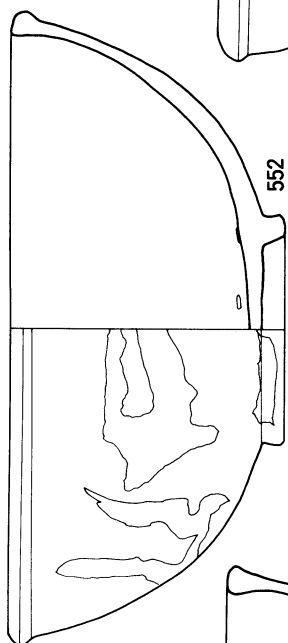
551



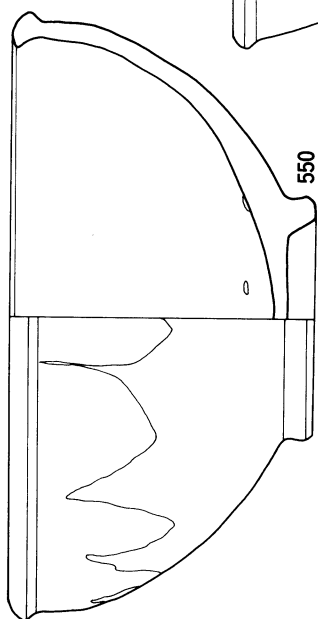
554



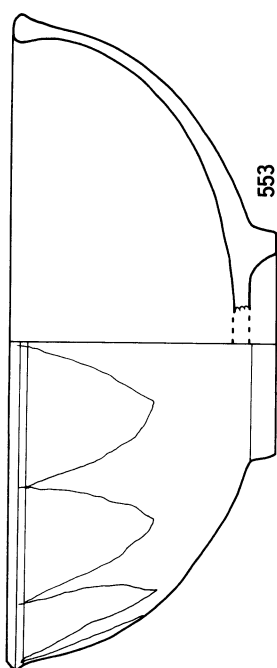
556



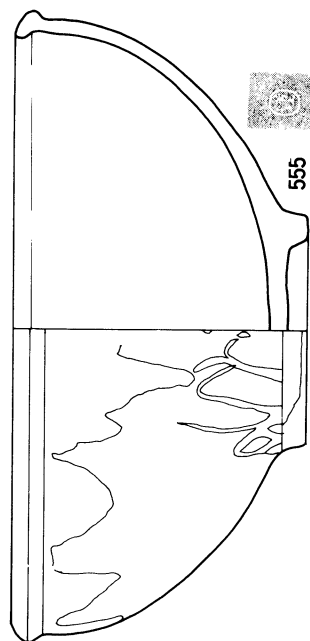
552



550



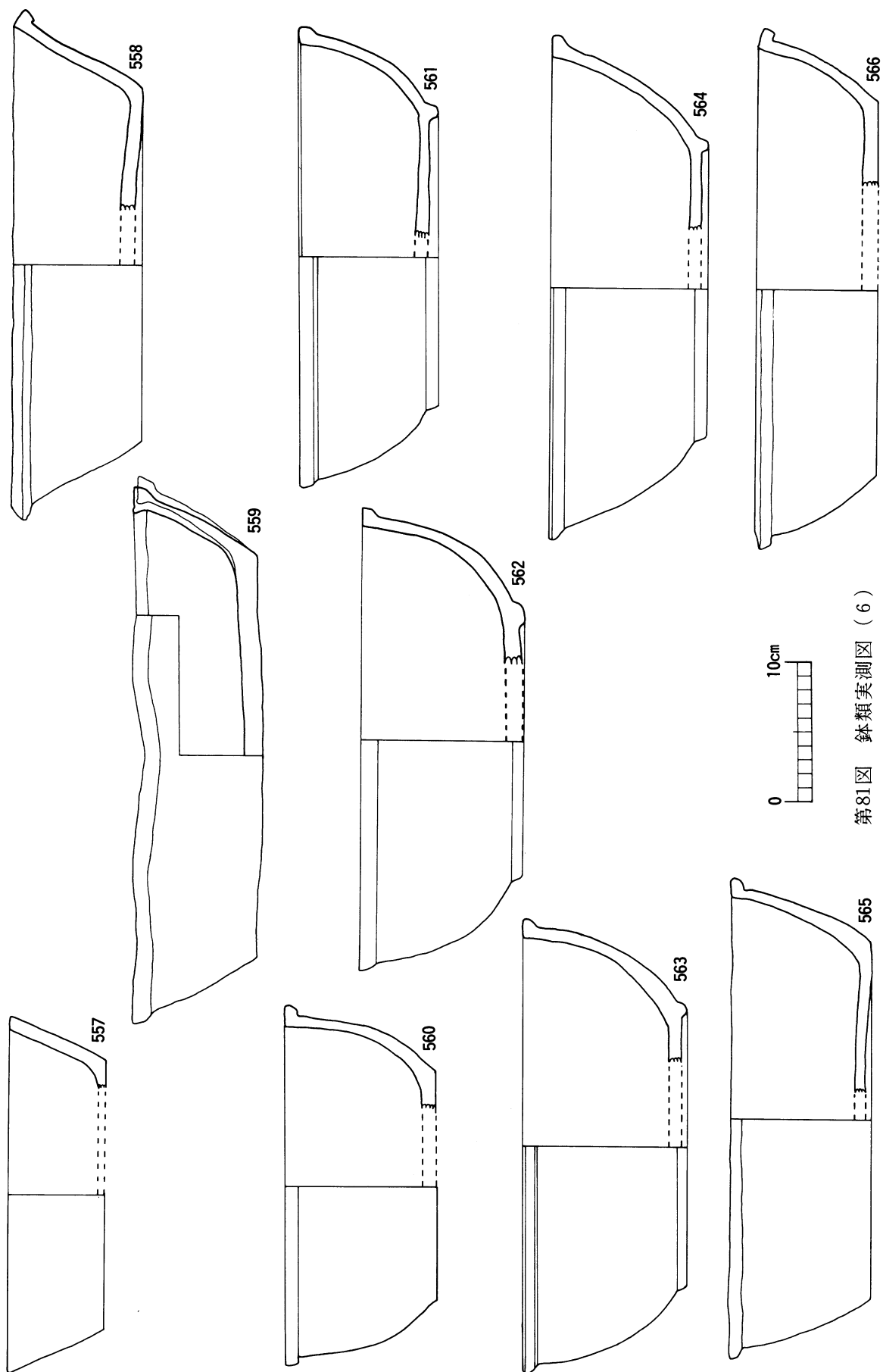
553



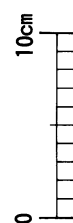
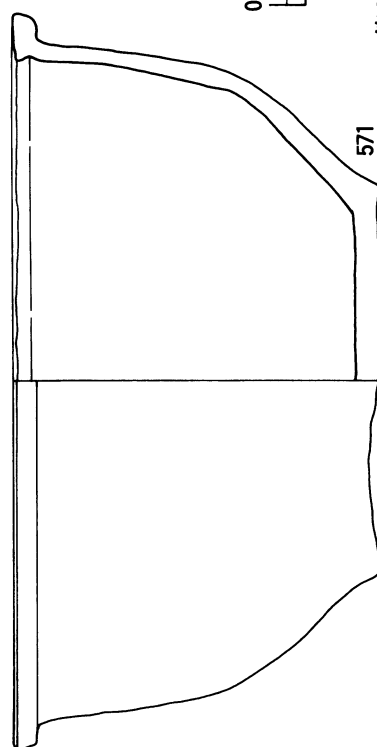
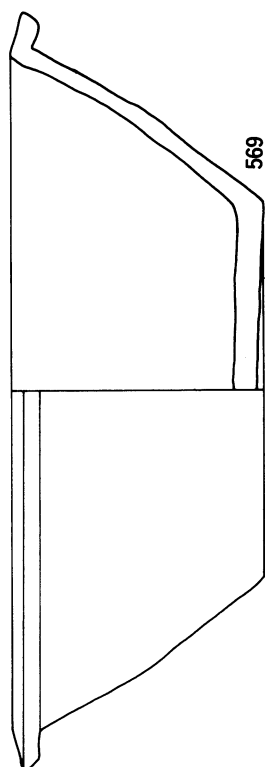
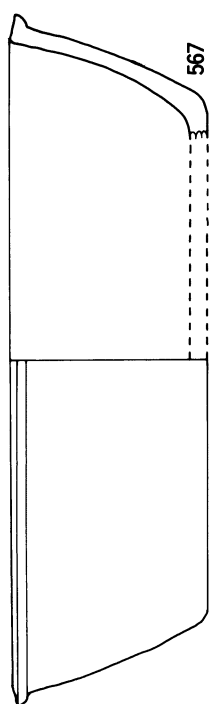
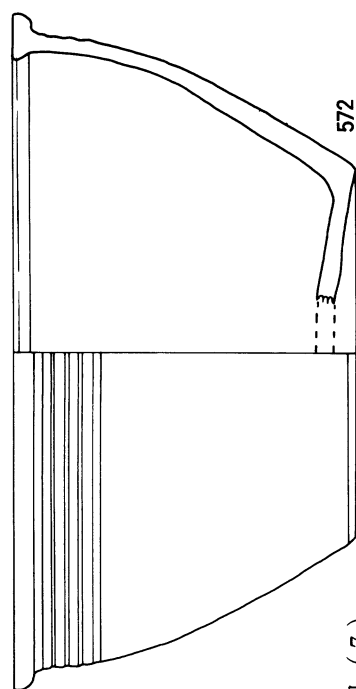
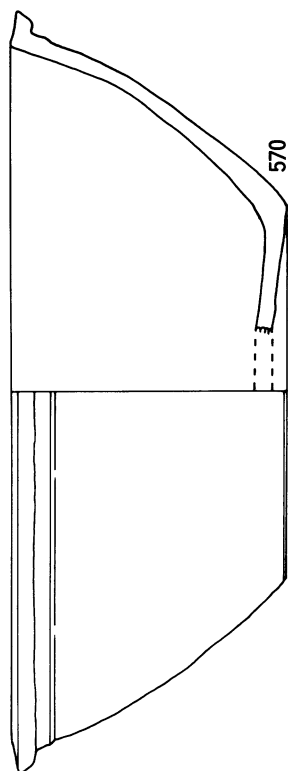
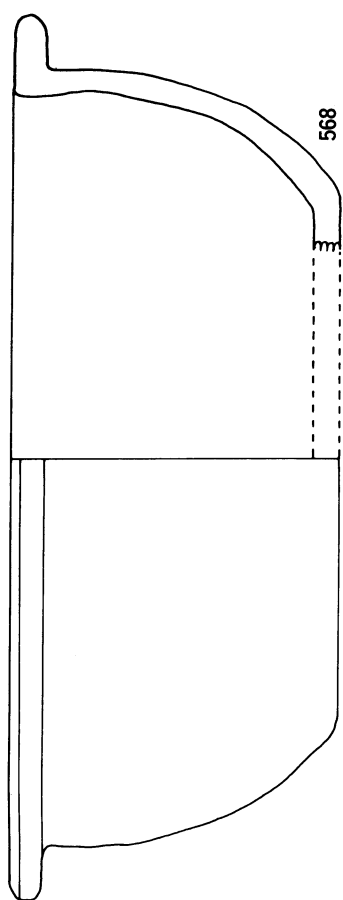
555



第80図 鉢類実測図 (5)



第81図 鉢類実測図 (6)



第82図 鉢類実測図 (7)

第13節 甕類 (第83～87図, 図版38・39)

575～598が甕の破片で、陶磁器溜No 1・2から出土したものが大半である。これらは器形から口縁部が直口するもの(575～579), 口縁部が外反するもの(580～582), 口縁部が内傾し, 最大径が肩部にあるもの(583～590)の3種に細することができた。又底部の破片では, 底部近くに隆線状の突帯をもつものともたないものがある。

(1) 575～579は, 口縁部が直口するものである。口縁端は貼り付けによる張り出し部を作り出している。その形状は断面では, 長方形(575), 台形(570), 三角形(578), 外側が台形で内側が三角形のもの(577・579)がある。口径は26.6～42.2cmを測る。茶褐色土に茶褐色の釉(575・577), 黒褐色の釉(576), 暗緑褐色の釉(578・579)を施す。576の胴部には絡縄突帯を付す。577～579の口縁部張り出し部は凹線を施し, 577ではさらに指でつまんで波状を呈している。これらの口唇部はほぼ水平となっている。

(2) 580～582は, 口縁部が外反するものである。口縁端は張り出し部をもつ。口径36.4～59.0cmを測る。580は台形状の張り出し部でやや外傾する。5条の沈線・2本の突帯をもつ。茶褐色土に暗緑褐色の釉を施す。581は水平な幅広の張り出し部をもつ。上面と端部に絡縄の文様を付す。茶褐色土に茶褐色の釉を施す。582は三条の沈線をもち, 茶褐色土に緑褐色の釉を施す。

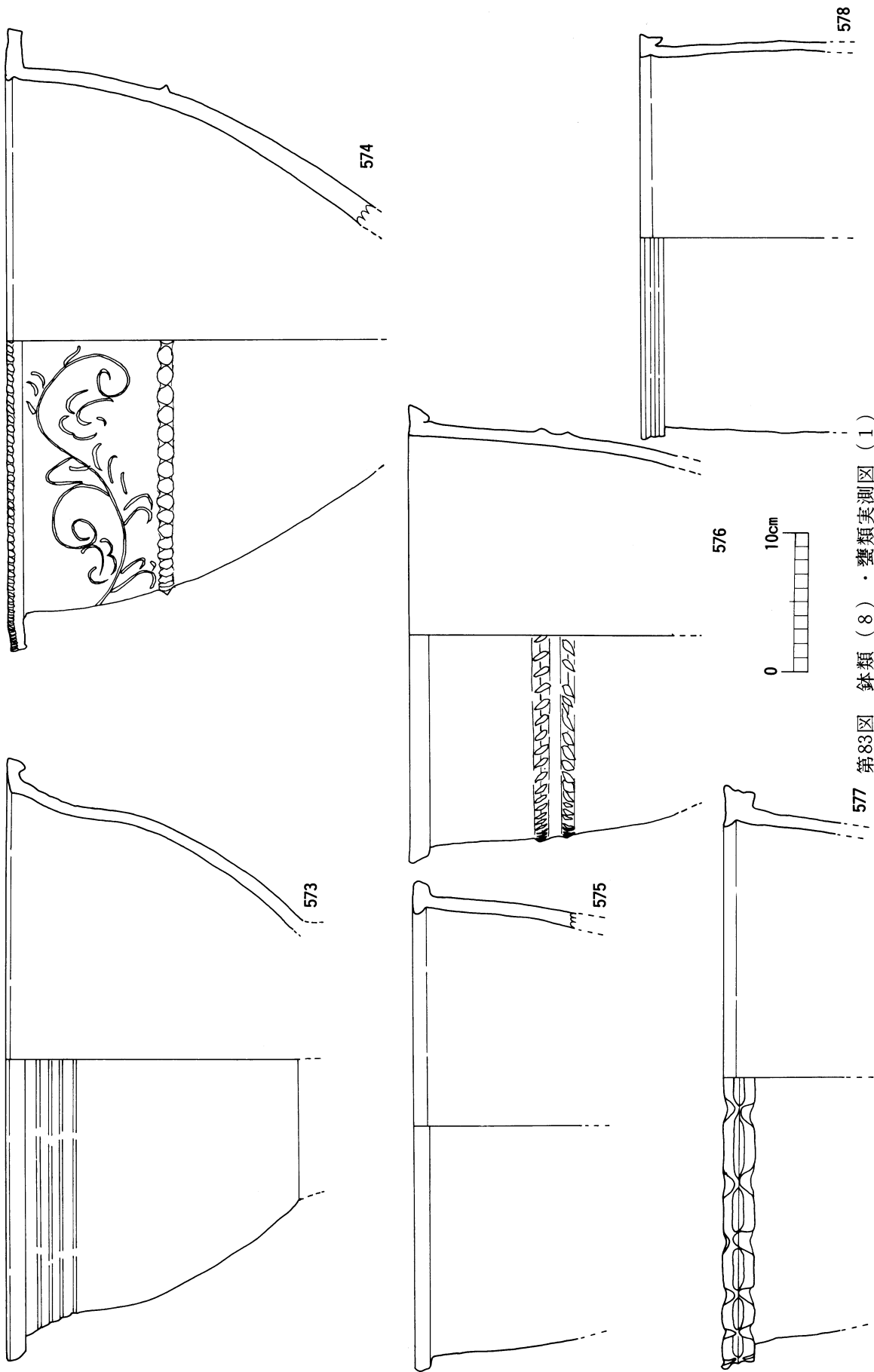
(3) 583～590は, 口縁部が内傾するもので, 口縁部に断面が三角形状の張り出し部をもつもので, 586のみ台形状である。頸部から胴部にかけて沈線や三角突帯を2～3条付す。茶褐色土に茶褐色の釉(584・590), 緑褐色の釉(586～588), 暗緑褐色の釉(583・585)暗茶褐色の釉(589)を施す。口径28.6～47.0cmを測る。

底部は若干あげ底気味のものが多く, 591では低い高台がつく。底面はほとんどが無施釉である。見込底には見目跡が3～4個残る。底部付近には突帯を付すもの(597・598)と付さないもの(591～596)がある。底部径は11.0～23.0cmを測る。茶褐色土に茶褐色の釉(591・598), 黒褐色の釉(592・593), 暗緑褐色の釉(594～597)を施す。

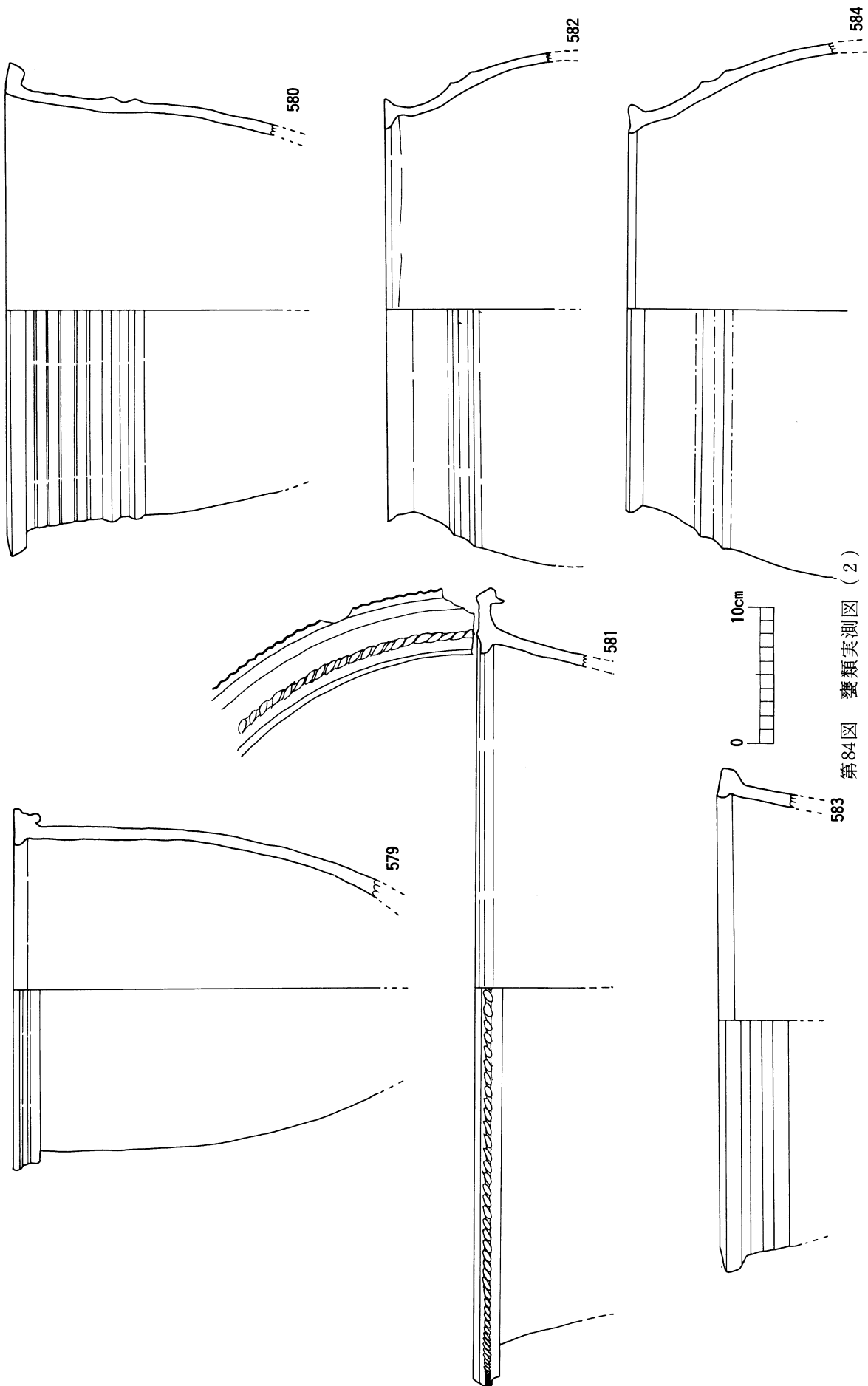
第26表 甕 計測表

(単位: cm)

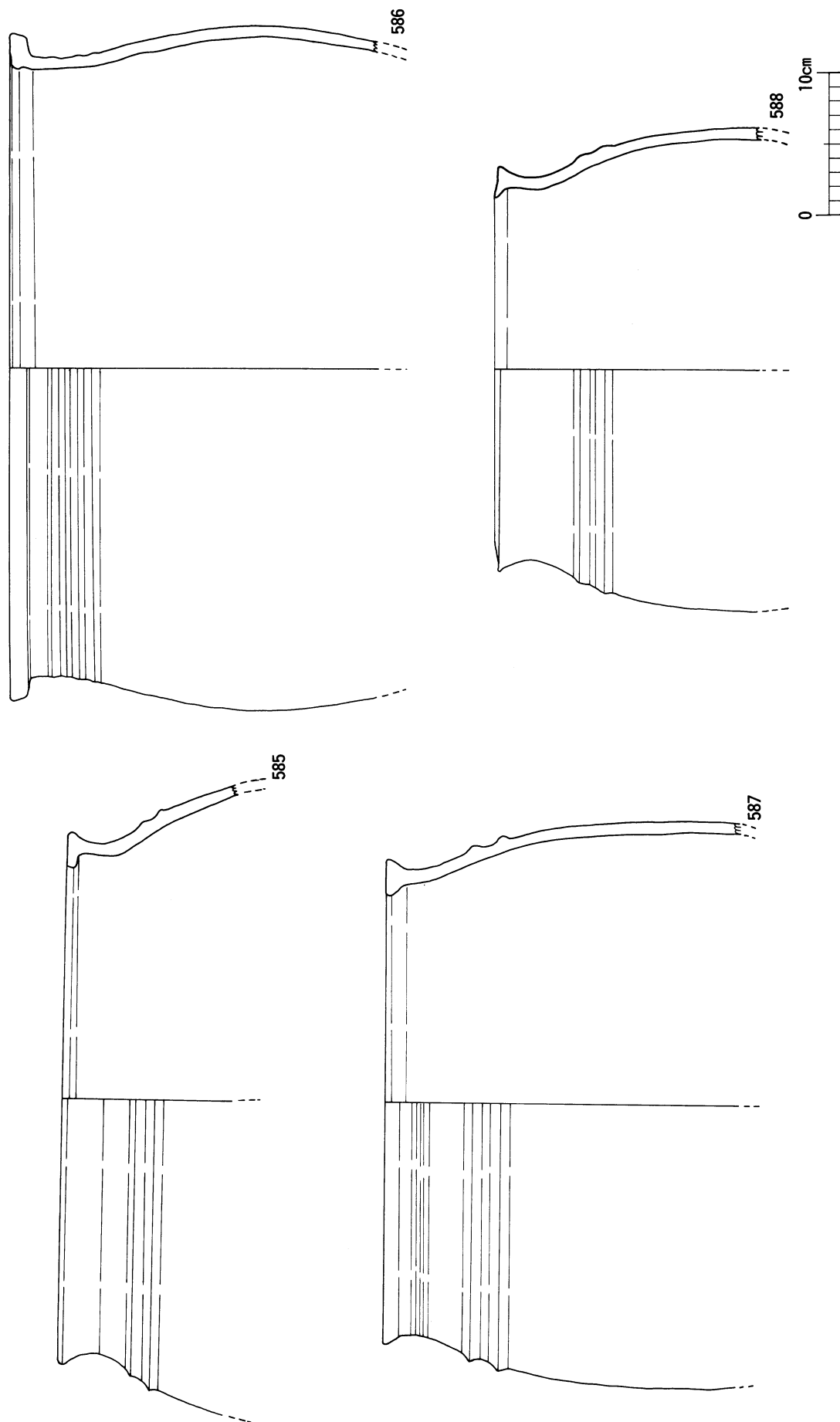
No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径	No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径
575	陶器		35.4	33.0			587	陶器		34.6	30.0	29.0	
576	〃		33.0	30.0			588	〃		28.6	24.0	34.0	
577	〃		42.2	38.4			589	〃		42.4	39.0		
578	〃		29.2	27.4			590	〃	44.0	42.6	38.8	42.6	21.4
579	〃		26.6	24.0			591	〃					22.0
580	〃		36.4	33.0			592	〃					11.0
581	〃		59.0	52.6			593	〃					20.0
582	〃		37.2	34.6			594	〃					23.0
583	〃		31.2	29.8			595	〃				46.6	21.4
584	〃		30.0	29.0			596	〃					17.4
585	〃		37.6	36.0			597	〃					22.0
586	〃		47.0	43.8	48.4		598	〃					21.4



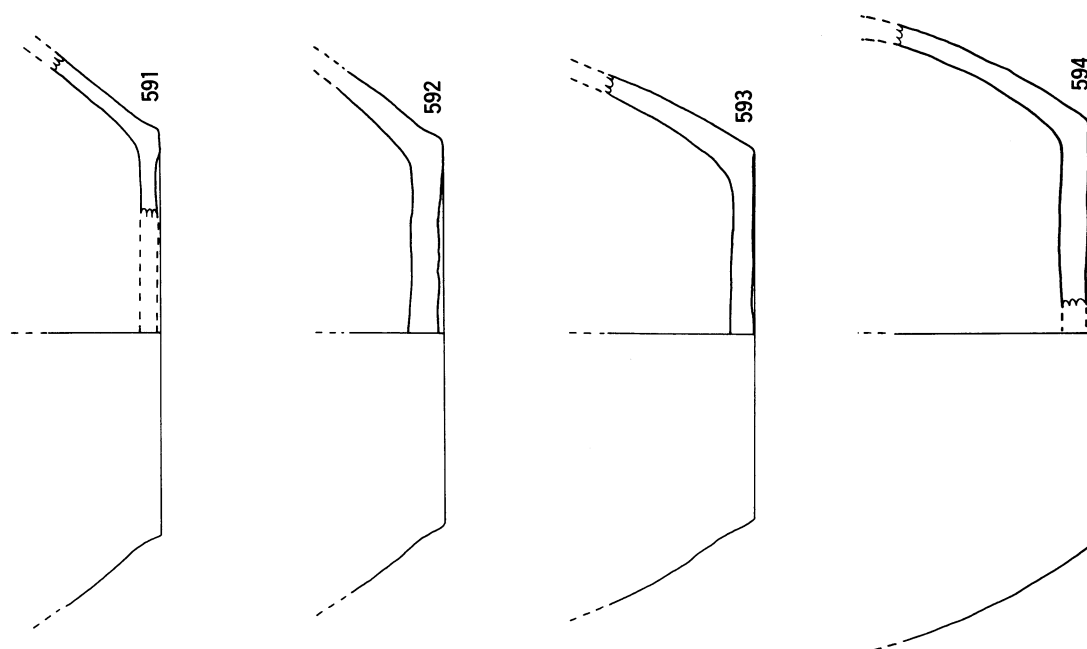
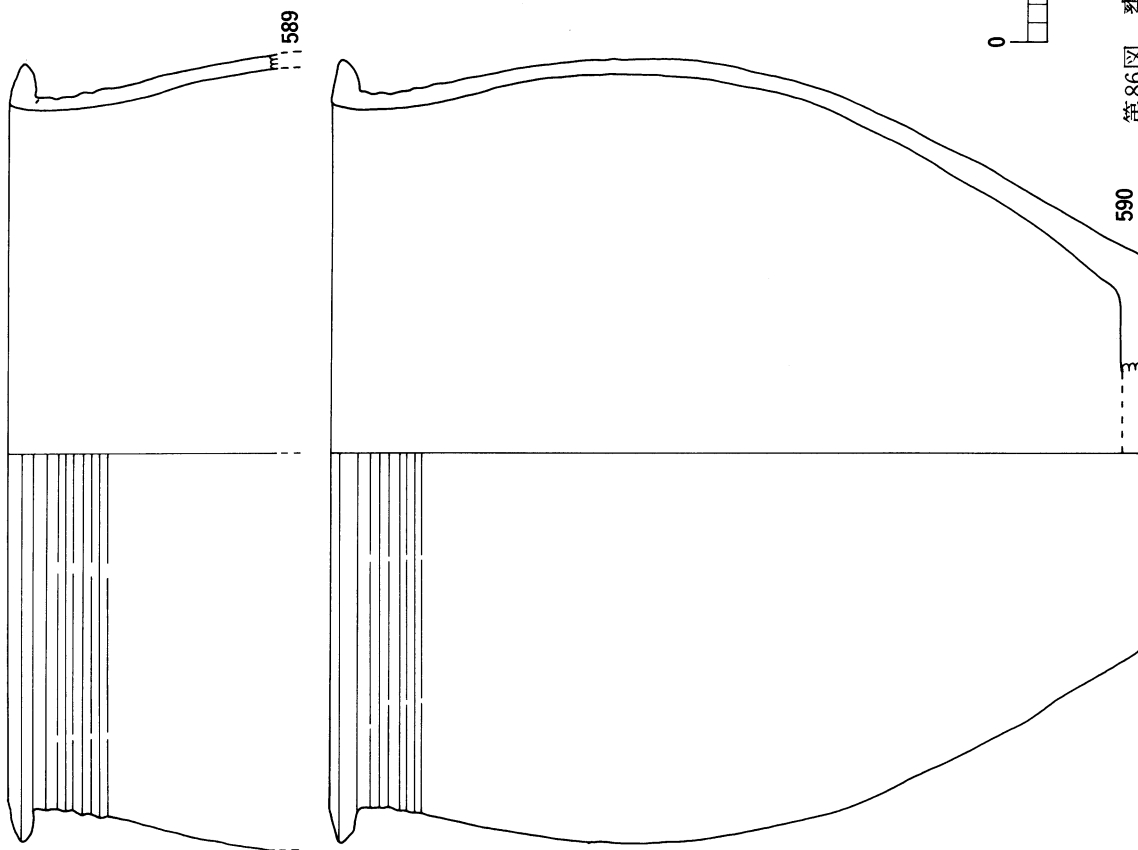
第83図 鉢類 (8) ・甕類実測図 (1)



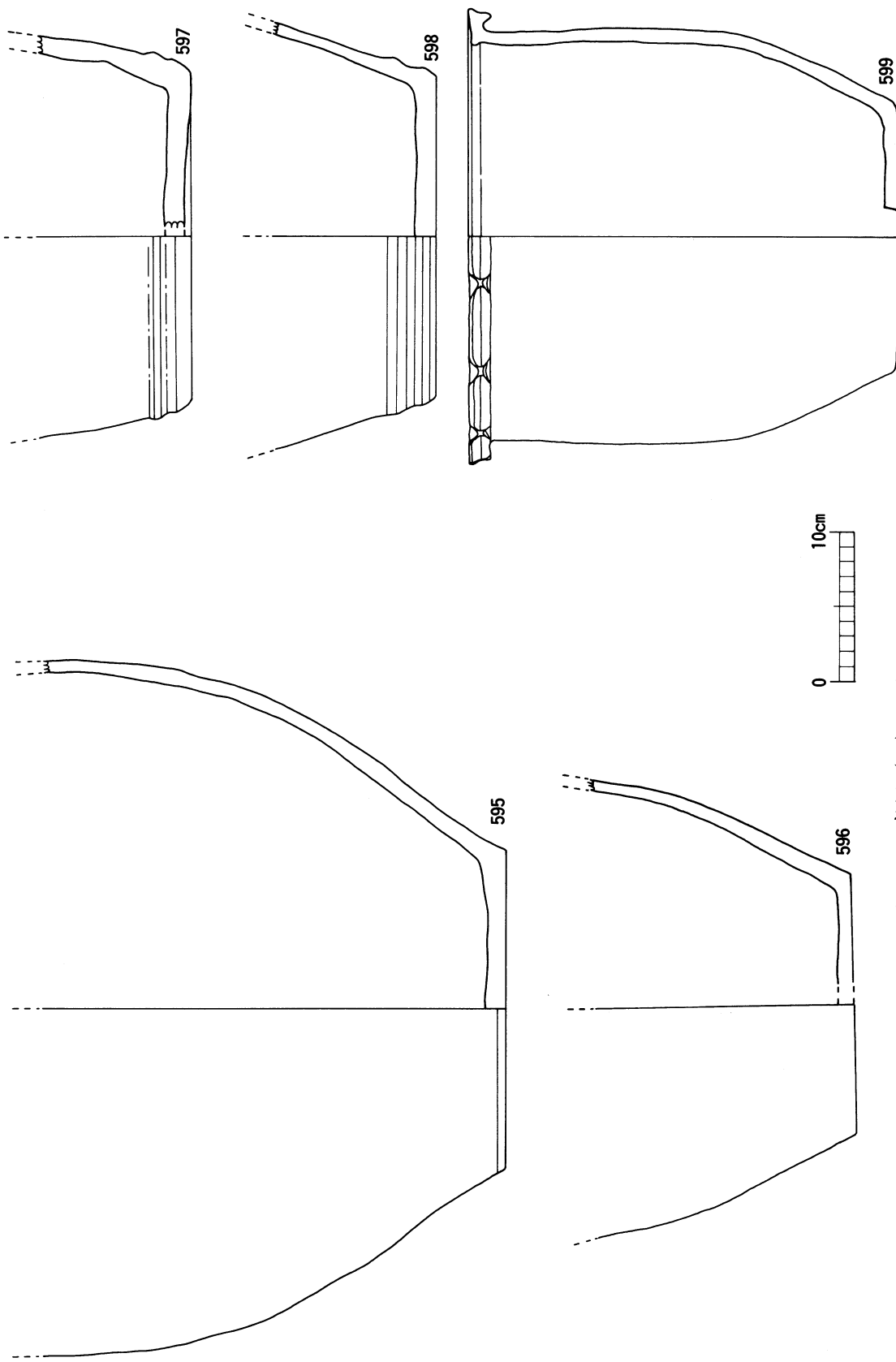
第84图 甕類実測図(2)



第85図 甕類実測図 (3)



第86図 甕類実測図（4）



第87図 甕類 (5) ・植木鉢実測図 (1)

第14節 植木鉢 (第87・88図、図版39)

599～601が植木鉢である。599はやや直口する口縁部に張り出し部をもつもので、口径が30.6cm，器高が29.0cmを測る。茶褐色土に暗茶褐色の釉を外面だけ施している。底には径3cmの水抜穴を1個穿つ。600は口縁が直線的に開くもので、口縁に台形状の張り出し部をもつ。口径78.8cm，器高54.8cmを測る。白土に透明釉を施しているが、一部釉が完全に溶けてない部分があり、白濁状となっている。底部はやや底い高台を付し、中央に径9cmの水抜穴を穿っている。601は口縁が若干内湾気味に開くもので、口縁端には張り出し部をもつ。口径76.4cm，器高55.6cmを測る。灰色土にやや緑色味を帯びた透明釉を施す。胴には菊花文，七宝文・業平菱様文，同心円文・暖簾状文等を白土で象嵌している。底部は低い高台で、水抜穴は中央に径6cmのものを1個，その周囲に径3cmのものを8個穿っている。

第27表 植木鉢計測表

(単位：cm)

No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径	No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径
599	陶器	29.0	30.6	27.4	28.0	18.0	601	陶器	55.6	76.4			36.0
600	〃	54.8	78.8			42.0		〃					

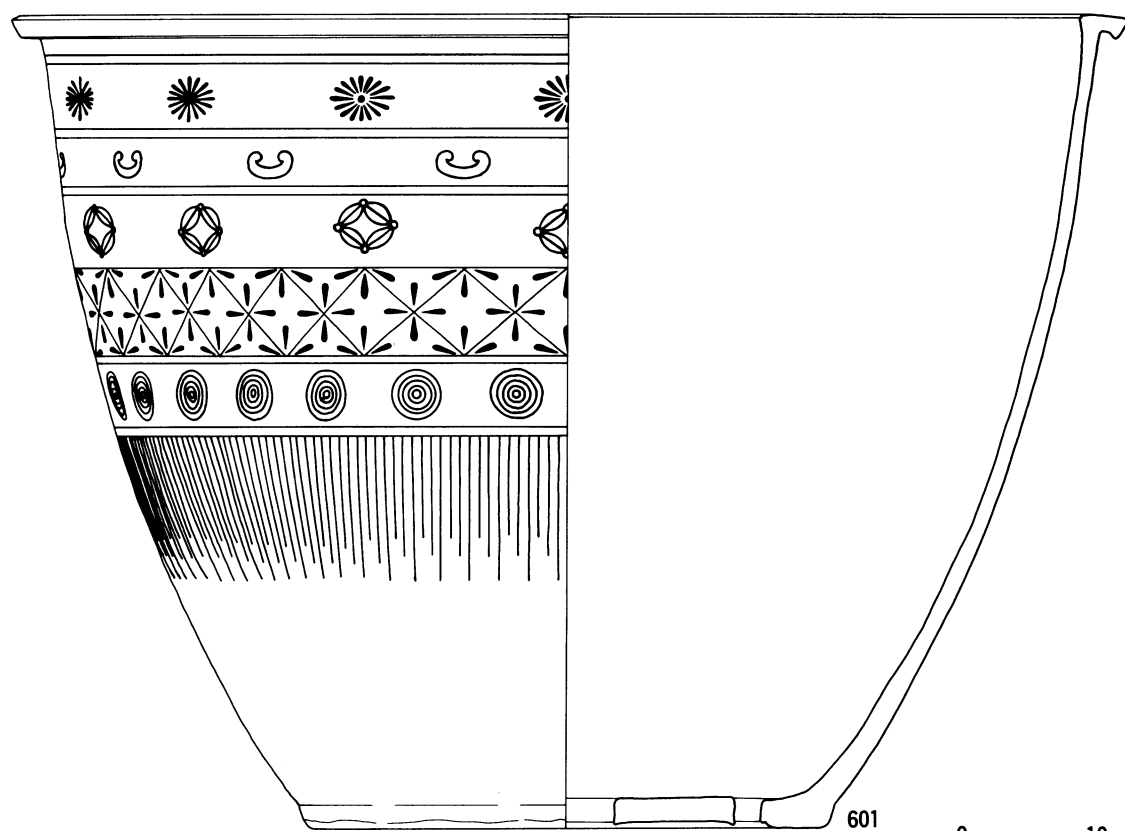
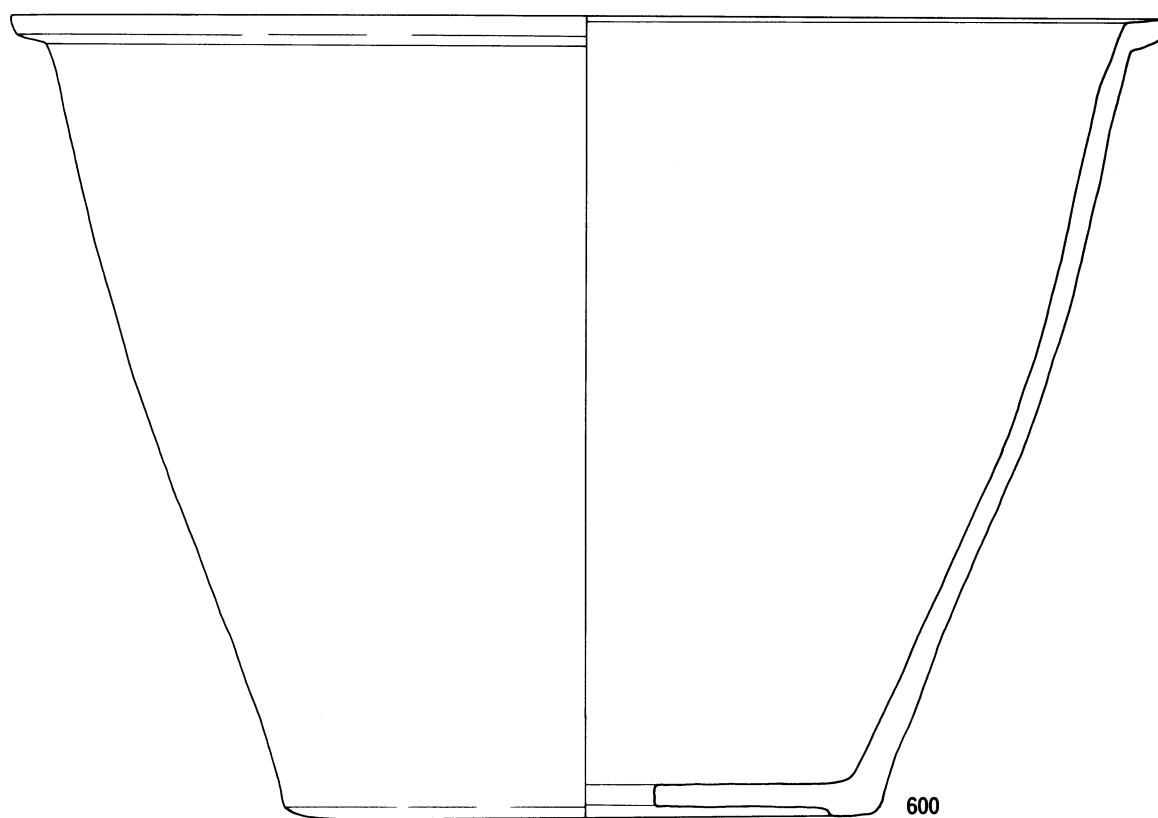
第15節 播鉢 (第89図、図版40図)

602～609が播鉢である。口縁へは若干内湾気味に外へ開く形を呈し、口縁端は「」状の張り出し部をもつ。見込みのかき目は縦位のもの(602～604)と格子状のもの(605～609)の2種ある。口径24.4～29.6cm，器高27.2～32.4cmを測る。603は白土に淡黄色の釉を施している。602・604は灰色土で透明釉(602)，茶褐色の釉(604)を施す。605～609は茶褐色土に茶褐色の釉(605)，黒褐色の釉(606～609)を外面に施し、見込には無施釉ないうすく施される。608は片口をもつ。

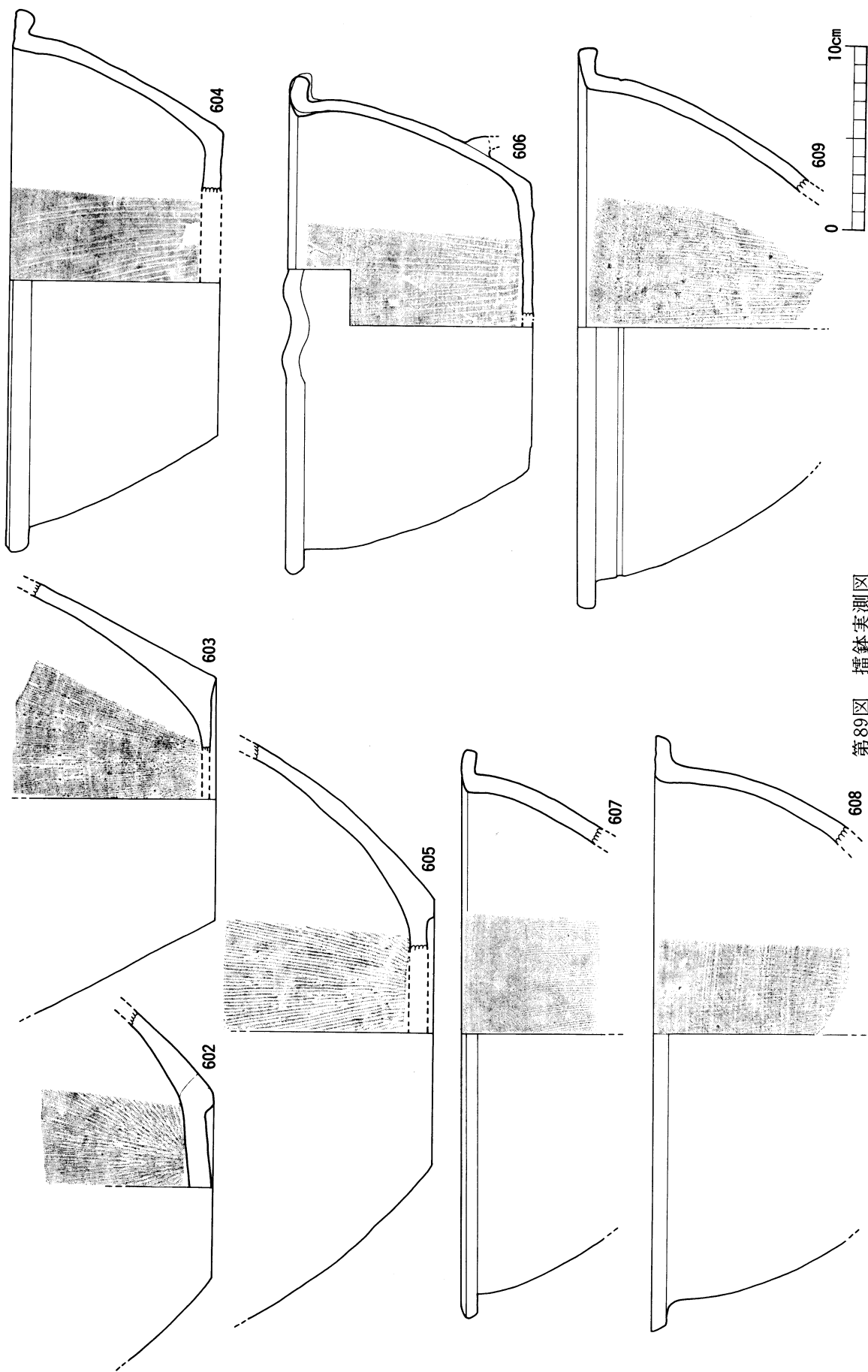
第28表 播鉢計測表

(単位：cm)

No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径	No	分類	器 高	口 径	高台高	高台径	底 径
602	陶器					10.2	606	陶器		32.4			
603	〃					13.2	607	〃	11.5	29.4			16.4
604	〃					12.4	608	〃	13.6	27.2			15.6
605	〃		31.0				609	〃		30.4			



第88図 植木鉢実測図（2）



第89図 播鉢実測図

第16節 壺 (第90図、図版40)

610～613が壺で、610～612が広口壺である。610は口径16.2cmを測る。暗茶褐色土に茶褐色の釉を施す。611は口径16.4cmを測る。暗茶褐色土に黒褐色の釉を施す。口唇部には貝目の跡を残す。612はやや肩の張るもので、口径13.4cmを測る。暗茶褐色土に黒褐色の釉を施す、蓋受部をもつものである。613は細口の染付磁器の油壺である。口径2.8cmを測る。肩部に梅花文を呉須にて描く。

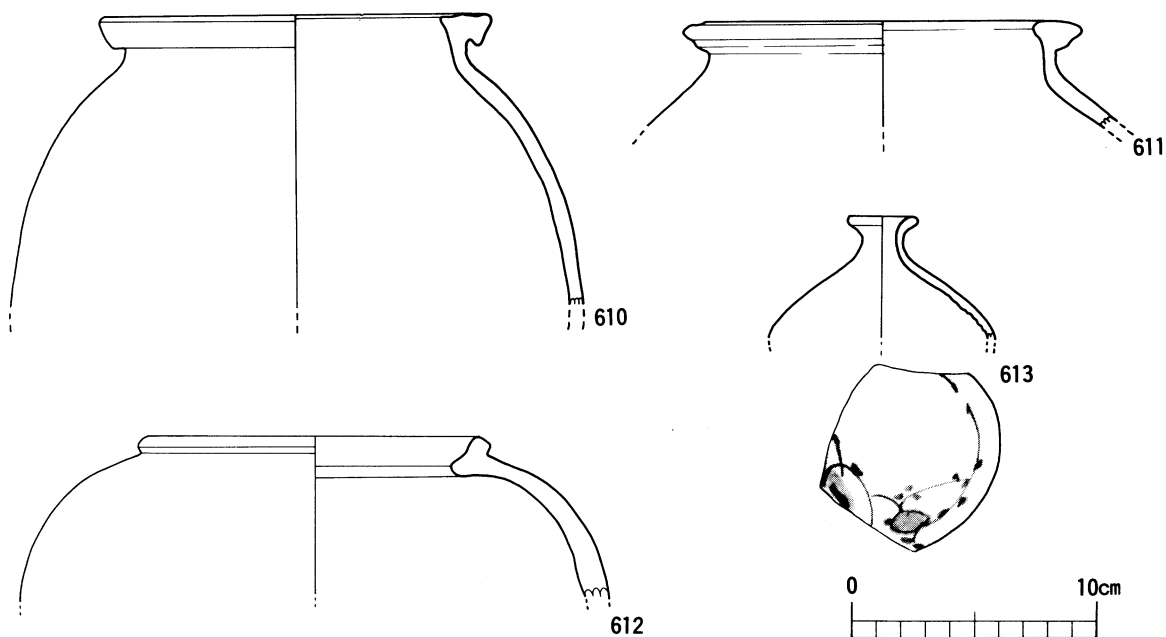
第17節 徳利 (第91図、図版40)

614～627が徳利で、625～627は小形のものである。614～623が陶器で、624～627は磁器である。614～617は口縁から胴部にかけてのもの、618～623は底部である。その器形はあまり変化はなく、王縁状の口縁に、筒状の頸部をもち、卵状になだらかなカーブの胴部をもつものである。これらに対する底部は620～623と思われ、高台をもつ。618の底部は蕪形のものと思われる。619は底部近くで若干締まり気味のものである。口径が5.4・5.8cm、高台径10.4～14.0cmを測る。茶褐色土に暗茶褐色の釉を施す。内面は頸部付近までしか施釉されていない。624は高台径6.8cmの白磁の壺である。625～627は赤絵磁器の神酒徳利である。

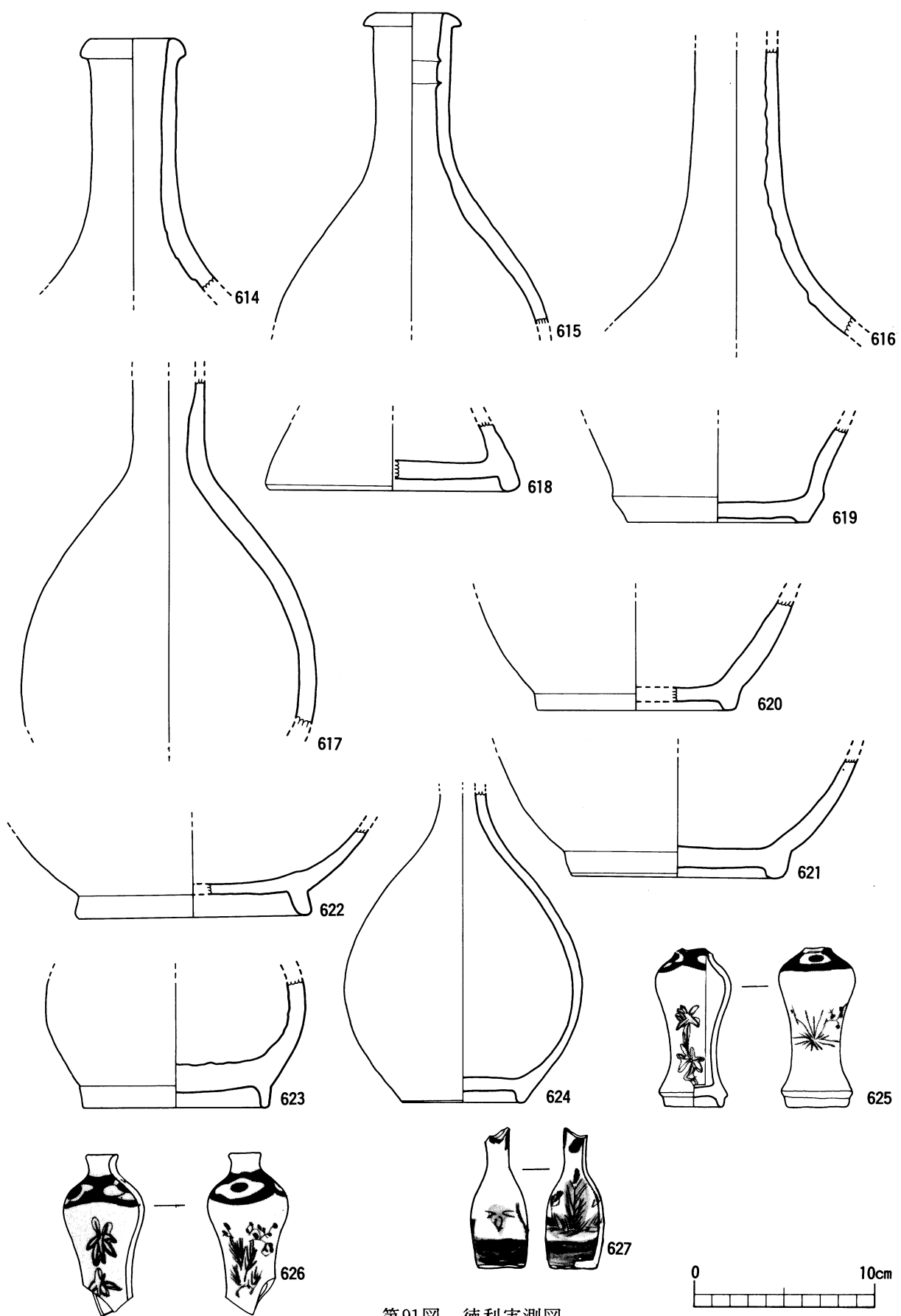
第29表 徳利計測表

(単位: cm)

No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径	No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径
614	陶器		5.8	4.8			621	陶器					11.8
615	〃		5.4	4.0			622	〃					13.2
616	〃			4.6			623	〃				14.4	10.4
617	〃			4.0	16.4		624	磁器			2.6	13.4	6.8
618	〃					14.0	625	〃				4.2	3.2
619	〃					10.0	626	〃		1.8		4.6	
620	〃					11.0	627	〃			1.2	3.6	



第90図 壺実測図



第91图 德利実測図

第18節 花生 (第92・93図、図版41)

628～636が花器の花生である。628はやや長胴形のもので、頸部に龍耳を付すものである。口縁部を欠くため不明であるが、肩部に最大径が残存のものではみられる。胴はなだらかなカーブをもってすぼまり、高台近くからさらに開く器形をもつ。白土にやや青味を帯びる透明釉を内外に施す。肩部径14.6cm、高台径12.8cmを測る。器面には粗い貫入がみられる。629は、「く」字状の口縁部をもち、頸部に龍耳をもつものである。又胴上部には呉須により「⊕」紋が描かれている。白土に透明釉を内外に施す。器面には微細貫入がみられる。口径8.0cmを測る。630は胴部以下の破片である。「ハ」字状に開く、やや高い高台をもつ。胴の最大径が下位で逆蕪状を呈する。白土に透明釉を施し、器面には微細な貫入がみられる。胴最大径13.8cm、高台径12.4cmを測る。629と同一個体のものであると思われる。631・632は灰色土に透明釉を施し、業平菱文・菊花文・卍文・菱花文・同心円文・暖簾状文等を白土で象嵌するものである。631は熨斗耳をもつ杵形、632は獅子耳に不遊環を付した蕪形の器形を呈するものである。631は高台径8.4cm、632は口径7.4cm、器高が26.4cmを測る。633・634は、黄褐色土に透明釉を施し、白土で雷文、業平菱文・同心円文等を象嵌するものである。ほぼ球形状の胴部に、やや外反する口縁部をもち、口唇部を平らにしたものである。633の口径が12.0cm、胴径24.8cm、634の胴径21.0cm、高台径13.2cmを測る。635は淡黄色土に、636は灰褐色土にやや緑味を帯びた透明釉を施す、広口花生である。636は頸部を欠くが、635には象耳をもつ。口縁は635がラッパ状に開くのに対し、636はやや口縁部を内側にとりこんでいる。器面全体にやや緑色味を帯びる茶褐の釉で蛸足唐草文・青海波文・七宝文・鋸齒文等を描く。

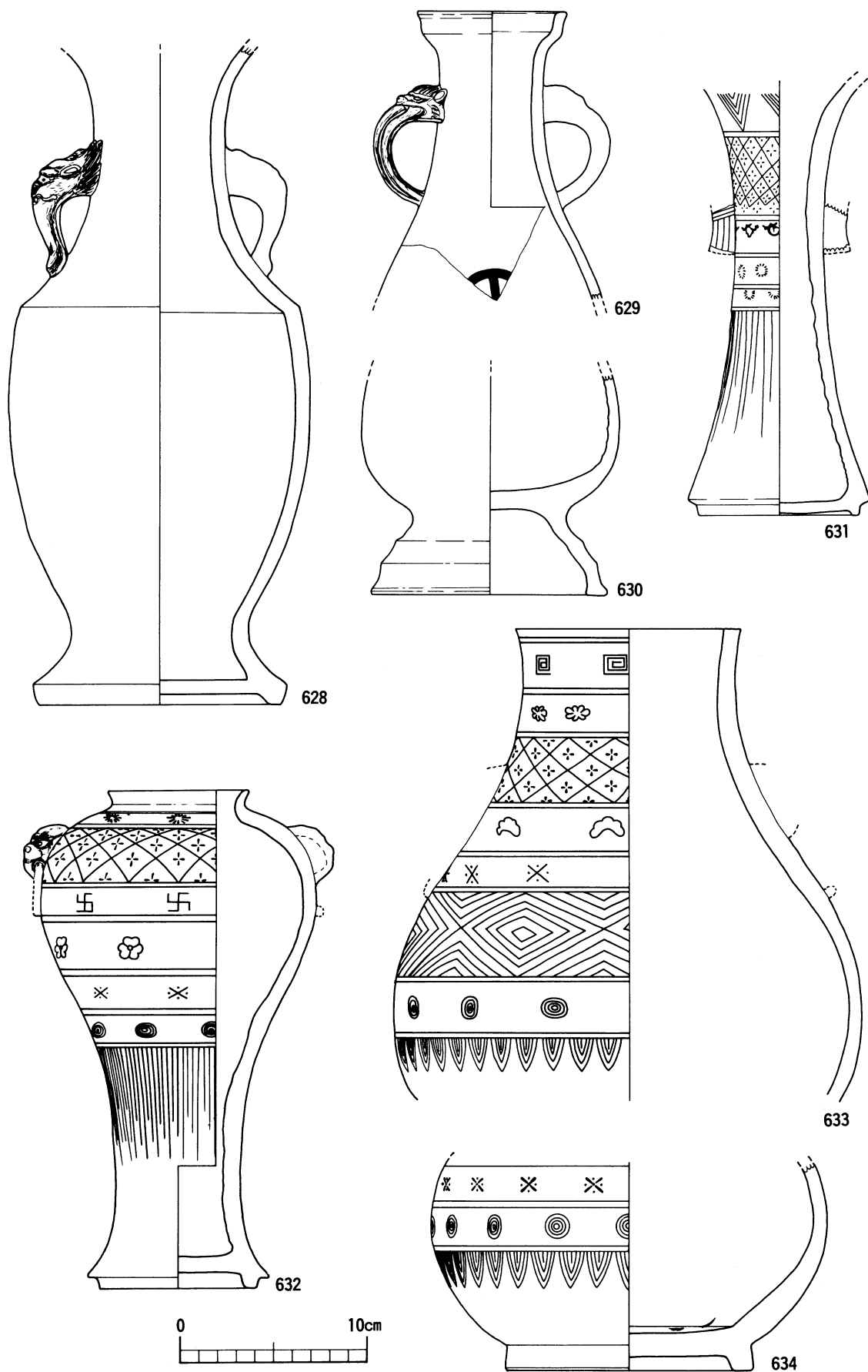
第30表 花生計測表

(単位: cm)

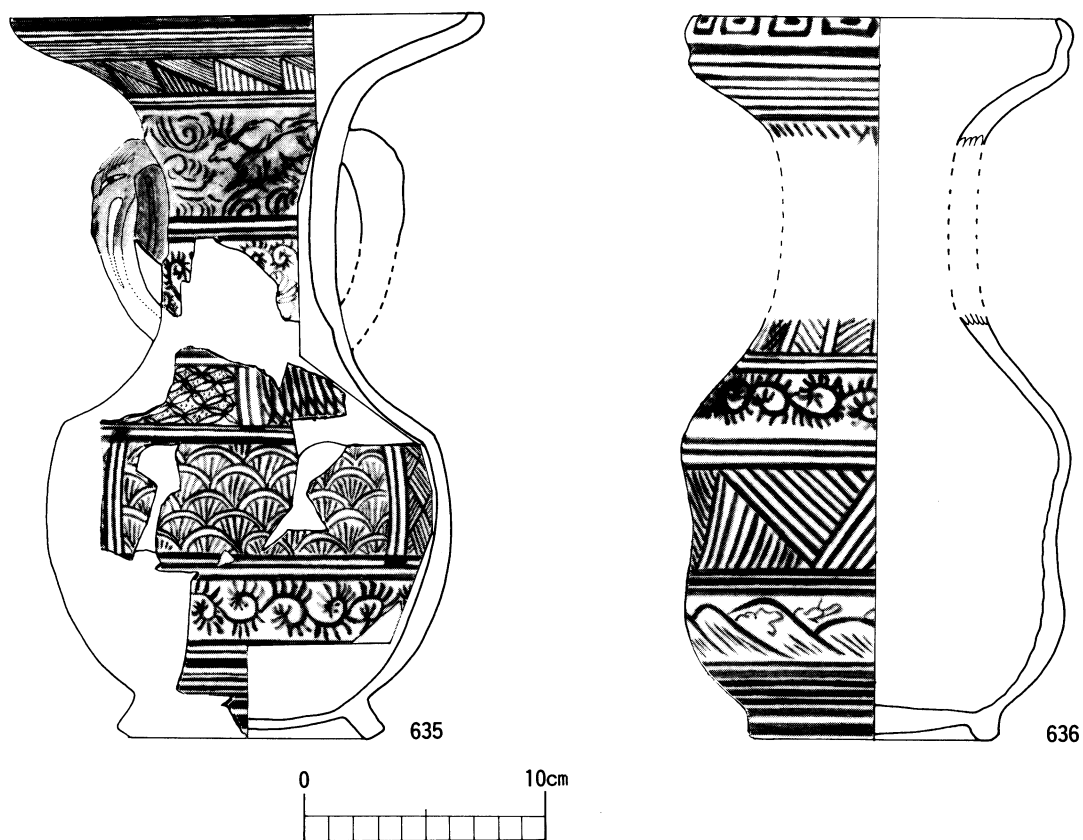
No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径	No	分類	器 高	口 径	頸部径	胴部径	底 径
628	陶器			6.8	14.6	12.8	633	陶器		12.0	11.2	24.8	
629	〃		8.0	5.4			634	〃				21.0	13.2
630	〃				13.8	12.4	635	〃	28.8	20.0		17.0	9.9
631	〃				4.6	8.4	636	〃	30.0	15.2		16.7	9.7
632	〃	26.4	7.4	7.0	13.6	8.4		〃					

第19節 水注 (第94図、図版41)

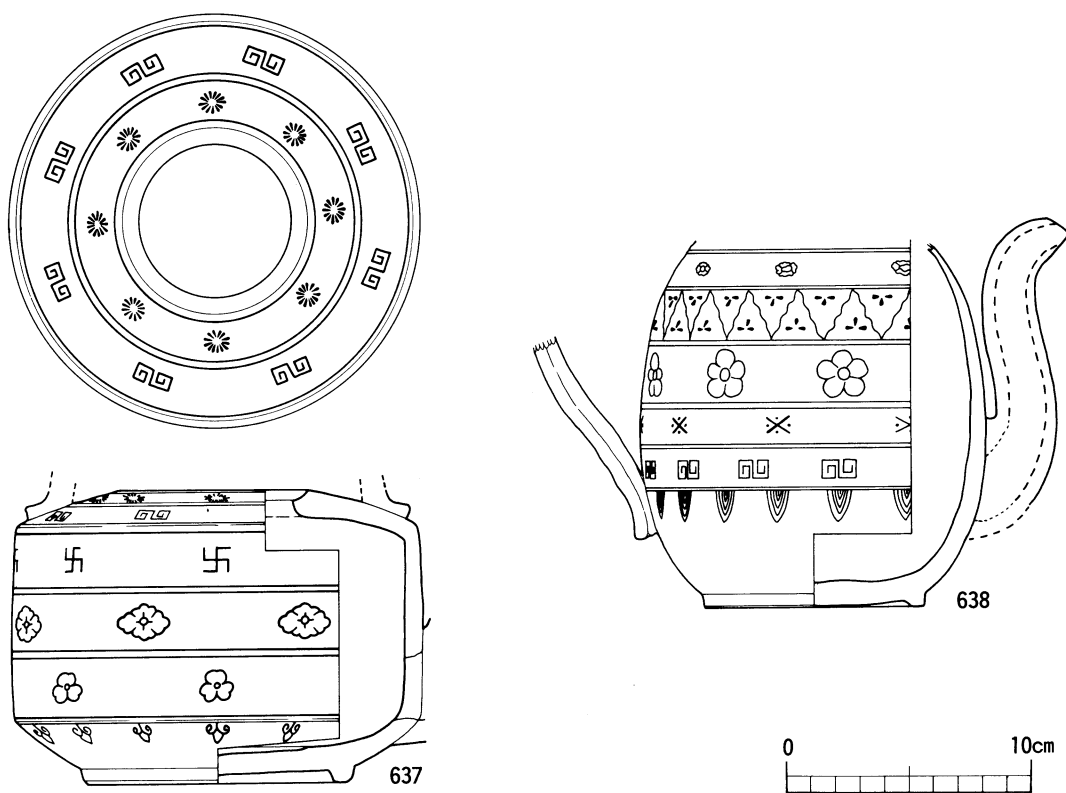
637・638が水注である。637は注口部を欠くものである。口径7.8cm、器高12.0cm、胴径16.8cm、高台径10.6cmを測る。円筒状の器形をもち、取手の蔓は諸蔓である。灰色土に外面に透明釉を、内面に黄褐色の釉を施す。638は、蓋受部と取手の一部を欠くものである。胴張りの円筒状を呈し、胴の下位から注口部が立ち上る。胴径14.0cm、高台径9.0を測る。637・638は、器面に白土をもって菊花文・卍文・菱花文・梅花文・雷文等を象嵌するものである。



第92図 花生実測図 (1)



第93図 花生実測図（2）



第94図 水注実測図

第20節 茶家類（第95・96図、図版41・42）

茶家は、湯茶等をわかす「土瓶」のことである。これらの多くは陶磁器溜No 2 から多く出土し、遺物総出土量の大半を占めるものでもあったが、復元・図化できたものはわずかである。

器形の上から、略球形状を呈する小形のもの（639～652）、大形のもの（657～660）、やや円筒状に近いもの（661～667）に細分できる。このうち大形のものは山茶家・円筒状のものを甘酒注と俗に称することがある。蓋とセットで使うが、共蓋がほとんどである。

(1) 639～656は胴部が球形に近い小形のものである。胴部最大径のところに注口部を貼りつけているが、注口は直線的なもの（639・644・649・650・651）と曲線状のものがある。口縁はやや直口気味となり、肩には小穴を穿った三角状の蔓取付部をもつ。碁笥底状の底部近くには、三個の足をもたないもの（639・642・644）ともつものがある。又足は注口の下にあるものややずらして付すもの（655・656）がある。口径4.4～8.6cm、器高8.3～10.0cmを測る。639は白土に透明釉を施し、器面に微細貫入がみられる。640は白土に透明釉を施し、黒土により菊花文・「※」文等の象嵌を施している。640～643は、灰色土に透明釉を施すが、胎土に鉄分を多く含むためか黒ゴマ様の斑点がみられる。器面には白土により菊花文・斜格子文・「※」文・菱花文等を象嵌している。643は足をもつが、もたないものの方が多いことが他の破片よりうかがえた。644は白土にやや黄色味を帯びる透明釉を施している。胴部には青梅波文・斜格子文を、注口部に蛸足唐草文を暗茶褐色の釉で描く。これと同様の文様をもつものでは灰色土にやや緑色味を帯びた透明釉を施すものの破片もある。645、646は白土にやや黄色味がかった透明釉を施す。器面には黒褐色の釉で草花文を描く破片である。

647～649は、赤褐色土に白土で化粧を行なった後、青・茶褐色・緑の釉で幾可文を描くものである。その上から透明釉を施している。琉球焼の茶家である。650～656は、茶褐色土に緑色味を帯びる茶褐色の釉を施している。656は長期わたる使用のためか、釉が緑褐色に変化し、底部付近はススがやや厚く付着している。651は重ね焼用の貝目の痕を残している。

639～656での、胴と注口との接点には小穴を穿っているが、639～654では径1cm弱の穴を「三つ星文」状に3個、655・656では径1.5cm前後のものを1個穿っている。

(2) 657～660は山茶家の類である。657は、やや胴の張るもので、蔓も陶製で諸蔓であり、径1.5cmを測る。口径9.0cm、胴径14.9cmを測る。胴と注口部との接点の穴は「七曜文」状に7個穿っている。灰色土にやや灰緑色味を帯びる透明釉を施し、器面に貫入がみられる。

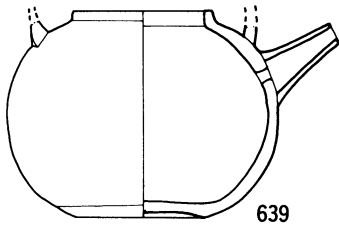
658・659は注口部が口縁のすぐ下にあるもので、筒状とならないものである。注口は上部は胴に切り込みを入れ、外へ外反することにより、下部は粘土板を貼りつけることによりつくり出している。注口の上部に蔓取付部を貼りつけるものであるが、658は破損したためかさらに頸部に穴を穿って再使用した痕がある。茶褐色土に黒褐色の釉を施している。660はほぼ円筒状の胴部をもち、やや直線的な半円筒状のやや長い注口を貼りつけるものである。胴と注口の接点は径2.5cmの半円状の穴を穿っている。灰色土にやや灰緑色味を帯びた透明釉を施しており、器面に粗い貫入がみられる。

(3) 661～667は甘酒注の類である。口径10.6～15.2cmを測る。ほぼ円筒状に近い器形を呈するもので、口縁部は「く」字状に外反し、内側に蓋受部をつくり出している。蔓取付部は口縁部内側の上端部に小穴を穿った三角形状のものを付す。注口は頸部に三角状の穴を穿ち、三角形の粘土を貼りつけてつくり出し、筒状とはならない。底部は667でみるように碁筒底状をなすものと考えられる。白土ないしは淡黄褐色土にやや黄色味を帯びた透明釉を施しており、頸部や釉の厚くなる部分ではやや緑色味を帯びる。器面には細貫入がみられる

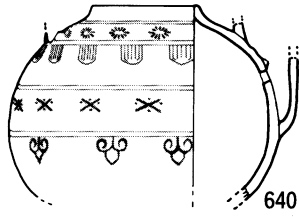
第31表 茶家計測表

(単位：cm)

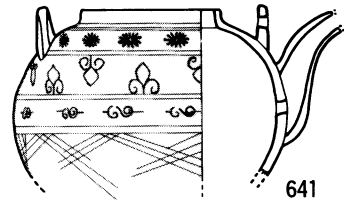
No	分類	器 高	口 径	胴 径	底 径	No	分類	器 高	口 径	胴 径	底 径
639	陶器	8.4	6.0	13.2	5.2	654	陶器	10.0	7.0	13.2	
640	〃		4.4	11.1		655	〃	9.6	6.4	13.0	5.0
641	〃		5.7	11.2		656	〃	9.9	8.6	14.8	8.0
642	〃		5.5	11.5	5.5	657	〃		9.0	14.9	
643	〃	9.8	6.4	11.5	4.8	658	〃		13.5	16.4	
644	〃			11.9	5.0	659	〃		13.2	16.5	
645	〃	破片				660	〃			12.2	
646	〃	〃				661	〃		13.2		
647	〃	8.3	5.4	11.6	7.6	662	〃		15.2		
648	〃	8.0	4.4	11.0	6.2	663	〃		14.2		
649	〃		6.0	12.8		664	〃		12.6		
650	〃	10.0	6.3	11.8	4.2	665	〃		10.6		
651	〃	9.7	6.5	13.0	4.4	666	〃		11.0		
652	〃	9.9	7.5	13.1	5.8	667	〃			20.2	10.0
653	〃	9.0	6.0	12.5	5.6						



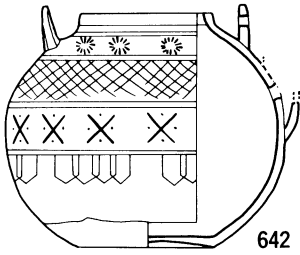
639



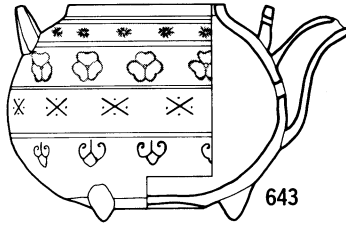
640



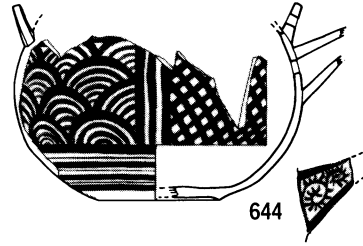
641



642



643



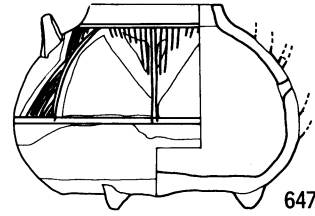
644



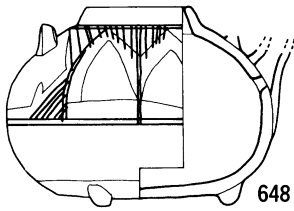
645



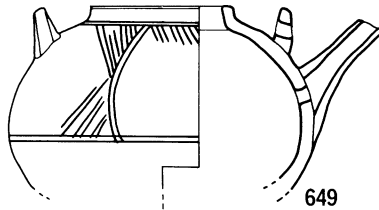
646



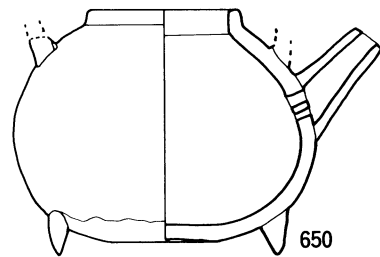
647



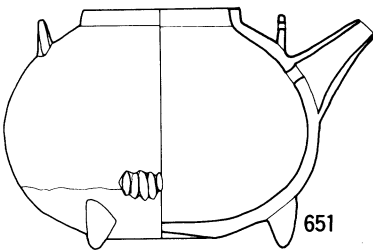
648



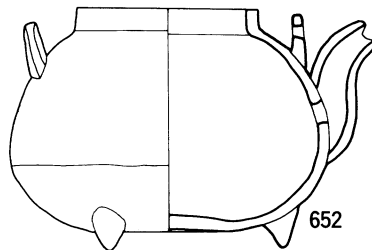
649



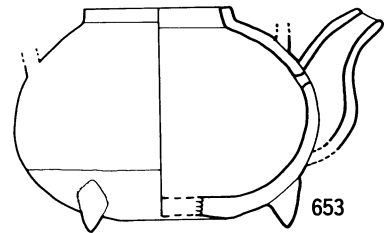
650



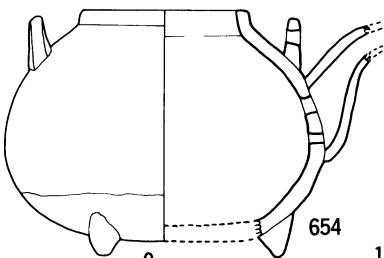
651



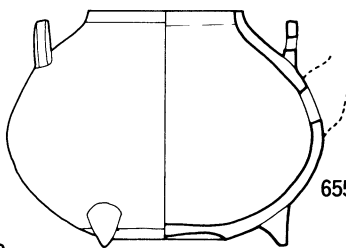
652



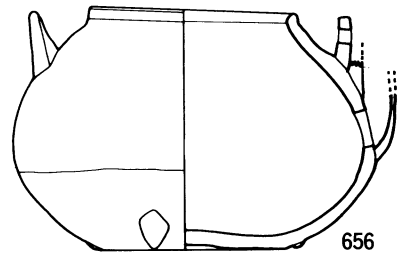
653



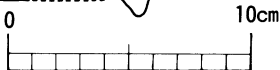
654



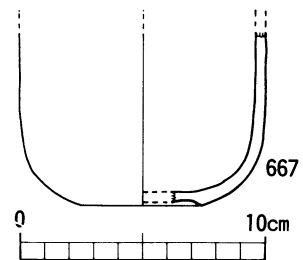
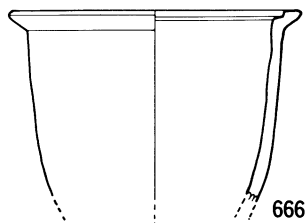
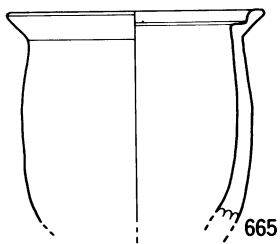
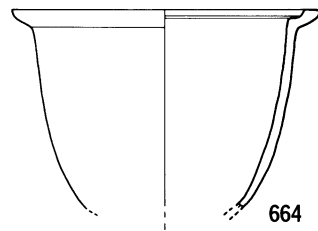
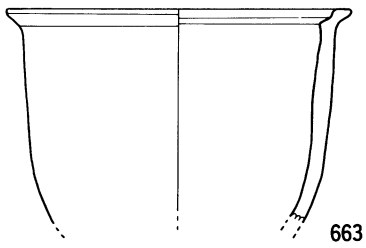
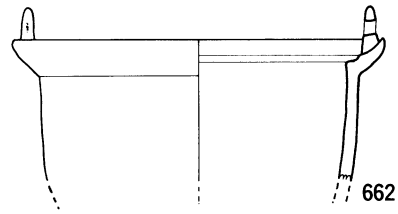
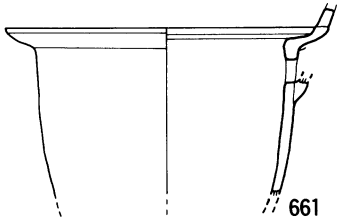
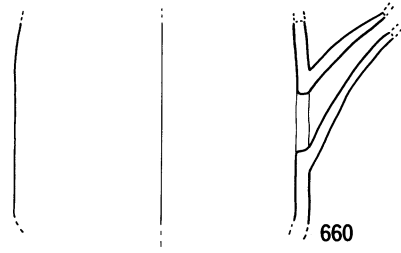
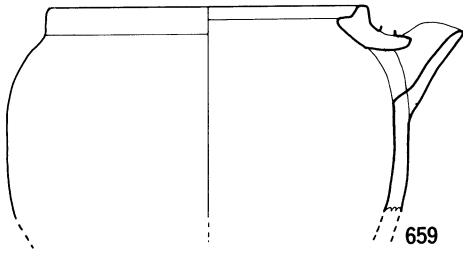
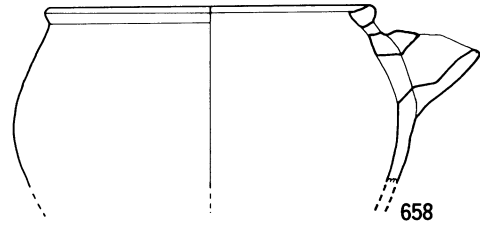
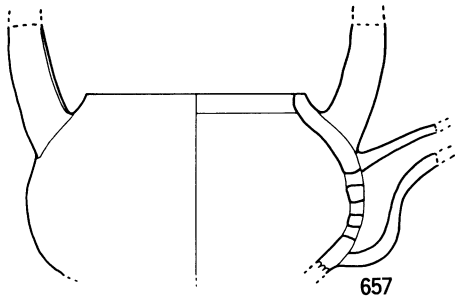
655



656



第95図 茶家類実測図 (1)



第96図 茶家類実測図 (2)

第21節 蓋類 (第97～100図、図版43、44)

668～826が蓋類である。これらは陶磁器溜No 1・2 からほとんどが出土した。器形から山蓋 (668～693・695～812), 平蓋 (694・813～817), 落蓋 (820～823), 割蓋 (824) 等に分類ができる。用途としては茶家蓋, 印合蓋, 茶入蓋, 水注蓋等がある。

(1) 668～681は山蓋で疵やかえりをもたない, 天井部と口縁部がほぼ直角をなすものである。688は, 径3.6cmを測る。白土に透明釉を施している。黒土で菊花文を象巖している。器面には微細貫入がみられる。669～674は径6.2～9.8cmを測り、白土に透明釉を施す。細貫入が器面にみられる。675は径9.0cmを測る。灰色土に透明釉を施す。やや緑色味を帯びた茶褐色の釉で同心円文を上面に, 側面には圈線を描く。676はやや深いもので径6.2cmを測る。灰褐色土に透明釉を施している。677～681は染付磁器で印合の蓋と思われるものである。口径4.8～5.2 cmを測る。677～秋草文・678～680は山水文, 681は大根文を呉須で描く。

(2) 682～686は, 内湾する口縁部をもち, つまみを持つものである。茶家 (甘酒注) の蓋と思われる。口径11.6cm12.2cmを測る。白土 (682・685) や灰色土 (683・684・686)に透明釉を施すものである。682・685はやや黄色味を帯びる。器面に貫入がみられる。

(3) 687～691は, 内湾する口縁部に高台様のつまみをもつものである。口径9.8～12.0cm, つまみ径2.7～3.2cmを測る。白土にやや黄色味を帯びる透明釉を施し, 細貫入が器面にみられる。

(4) 692・693は透し文様のある香炉の蓋と考えられるものである。692は口縁部が小さなかえり状となっている。径7.8cmを測る。上面には梅花文を透し彫りや陽刻を行なっている。693は径10.0cmのもので口縁が内湾するものである。上面には松皮菱文の透し彫りを施し, 動物のつまみを付していたと考えられる。白土に透明釉を口唇部以外に施し, 微細貫入が全体にみられる。

(5) 694は弓状に反ったものである。径11.0cmを測る。灰色土にやや緑色味を帯びる透明釉を施し, 茶褐色の釉で唐草文, 同心円文を描いている。天井部には施釉されていずに赤褐色を呈している。

(6) 695・696は茶入の蓋である。695は底部をもつものである。底部3.6cm, 口径2.2cmを測る小形のものである。灰褐色土に茶褐色の釉を上面のみ施す。696は底がやや内湾するもので天井部は浅く削り出されている。灰褐色の釉を上面のみ施す。

(7) 697～699は水注の蓋である。底ほぼ水平にのび, 天井部は三角形に削り出しており, つまみまで貫通する小穴を有す。白土に透明釉を上面のみ施し, 微細貫入がみられる。

(8) 700・701はつまみをもたない蓑笠状のものである。700は底径6.0cm, 器高2.0cmを測るもので, 灰褐色土に鮫肌状の釉を上面に施す。701は底径5.6cm, 器高1.2cmを測る。白土に透明釉を上面に施し, 器面に細貫入がみられる。

(9) 702～801は球形状の胴をもつ小形茶家の蓋である。底径5.2～8.8cm, 器高1.6～4.1cmを測る。天井部に口縁部を貼り付けて底をつくり出したものである。702～706は白土に透明釉を上面と天井部に施す。器面には微細貫入がみられる。707・708は白土に透明釉を上面と天井部に施

し、黒土で菊花文を象嵌している。709～720は灰色土に透明釉を上面と天井部に施す。胎土に鉄分を含むためかゴマ状の黒斑点がみられる。721～729は白土にやや黄色味を帯びた寮明釉を施し、茶褐色の釉で蛸足唐草文を描く。726は透明釉が完全に溶けていない。730は灰色土にやや青緑色味を帯びた透明釉を施している。茶褐色の釉で放射状の線を描いている。731～736は黄褐色土（732・734）や白土を塗り、青・黄褐色・緑色の釉薬で幾可文を描いて透明釉を施すものである。737～751は茶褐色土に暗緑褐色の釉を施すものである。752～758は重ね焼きを行なった痕を残し、その部分は釉がよく焼けてなく、その外側の部分（火のよくあたった部分）とは発色に差がみられる。茶褐色土に緑褐色の釉を施す。759・760は茶褐色の釉を施す。761は茶褐色土にやや緑色味を帯びる茶褐色の釉を施す。762～766も761と同様である。767～774は茶褐色土に黄茶褐色の釉を施す。777～780は赤茶褐色土に茶褐色の釉を施す。781は釉が完全に溶けていず緑色味を帯びた白濁状となっている。782～785は白土に茶褐色の釉を上面のみでなく天井部にも施す。786は茶褐色土に茶褐色の釉を上面及び天井部に施す。787は茶褐色土に788は灰褐色土に茶褐色の釉を上面のみ施す。789は灰褐色土に茶褐色の釉を上面及天井部に施す。790・791は赤茶褐色土に茶褐色の釉を790は上面のみ、791は上面及び天井部に施す。792～801は茶褐色土に茶褐色の釉を上面のみ施す。

(10) 802～808は山茶家の蓋である。底径8.3～14.0cm，器高3.6～4.8cmを測る。803・804は白土に茶褐色の釉を施す。802は茶褐色土に茶褐色の釉を施し天井部にも施している。805は茶褐色土に黒褐色の釉を，806は赤茶褐色のやや砂質土に緑褐色の釉を施す。806の上面には重ね焼の跡がみられる。807・808は茶褐色のやや砂質土に807が茶褐色，808が暗緑褐色の釉を施す。

(11) 809～812は短い口縁部が内湾し，短い底をもつものである。809は底径8.4cm，器高2.8cmを測る磁器である。つまみは玉状のものである。810・811はつまみに穴をもつものである。白土に透明釉を施し，器面に細貫入がみられる。底径は810が9.8cm，811が11.8cmを測る。812は上面に呉須で唐草文を描く染付磁器である。

(12) 813～819は平蓋の類である。813は径8.0cmの円板に径0.8cmのつまみを付したものである。灰色土に透明釉を施す。814は径8.4cmを測り，精製粘土を用いた土粘質のものである。815・816は無施釉の素焼きのままである。817は花卉を陽刻するものである。白土に透明釉を施し，微細貫入がみられる。818・819は短い口縁部を付つものである。818は円形，819は六角形を呈していたと思われる。白土に透明釉を施している。

(13) 820～823は落蓋の類である。820は同心円状文を呉須で描く。白土に白濁釉を施す。821は径5.2cmを測る，灰色土に透明釉を施すものである。822は白土に透明釉を施すもので径5.6cmを測る。底は糸切りである。823は径7.4cmを測るもので，灰色土に透明釉を施す。茶褐色の釉で同心円状文を描く。

(14) 825・826は土師器蓋である。円板状のものに円筒形のつまみをもつものである。ろくろ目をよく残している。茶褐色を呈する，精製粘土製のものである。径は825が10.8cm、826が15.4cmを測る。

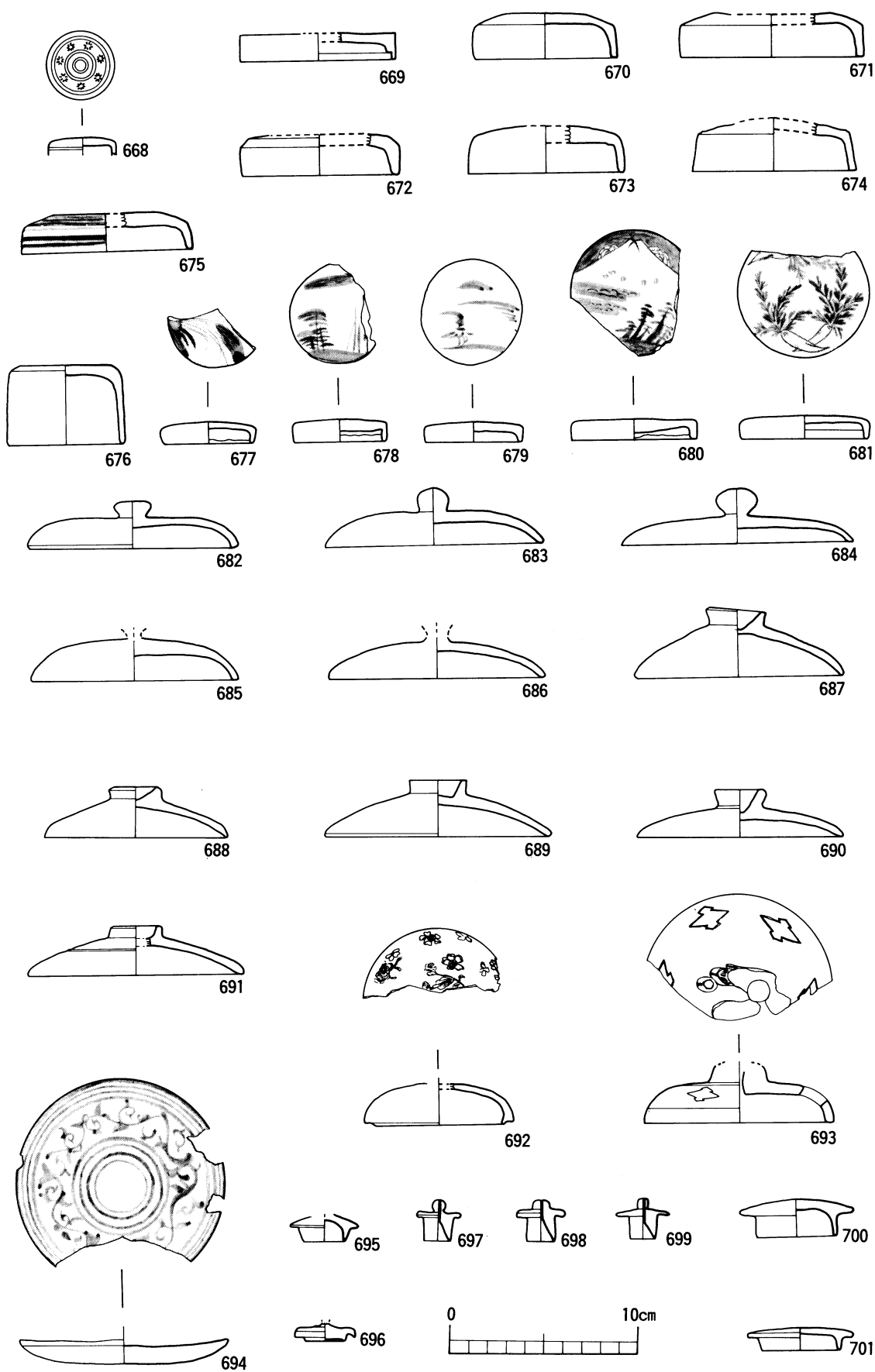
第32表 蓋類計測表

(単位：cm)

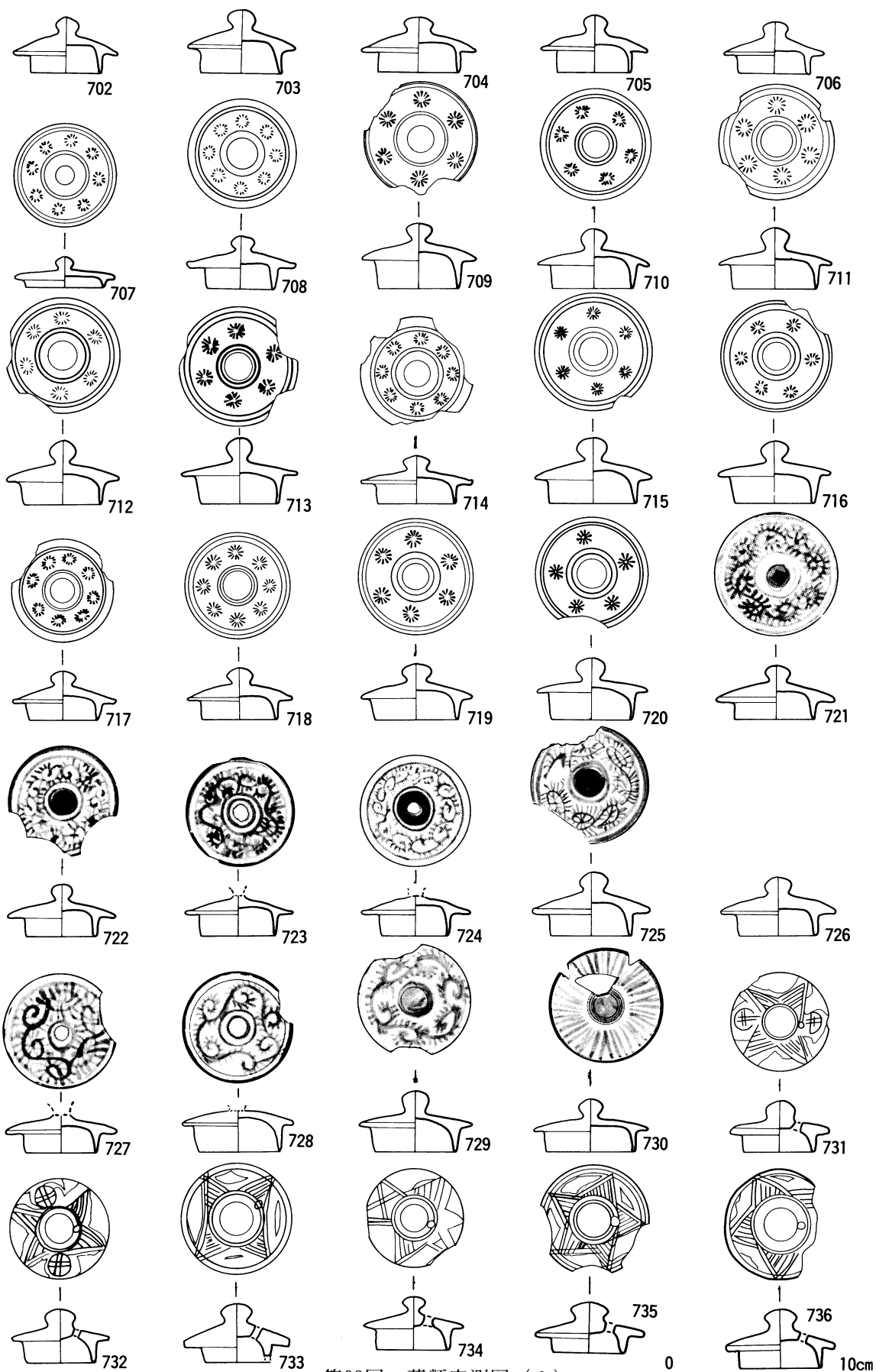
No	分類	器 高	口 径	底 径	つまみ径	No	分類	器 高	口 径	底 径	つまみ径
668	陶器			3.6		709	陶器	3.5	4.4	6.2	1.4
669	〃	1.4	8.2			710	〃	3.2	4.3	6.0	1.4
670	〃	2.4	7.6			711	〃	3.2	4.6	6.0	1.6
671	〃		9.8			712	〃	3.4	4.2	6.0	1.4
672	〃		8.4			713	〃	3.3	4.2	6.2	1.4
673	〃		8.2			714	〃	2.6	4.2	6.0	1.1
674	〃		8.6			715	〃	3.5	4.7	6.2	1.6
675	〃	2.0	9.0			716	〃	3.3	4.3	6.0	1.5
676	〃	4.2	6.2			717	〃	2.7	3.8	5.6	1.4
677	磁器	1.2	4.8	5.2		718	〃	2.8	4.1	5.6	1.5
678	〃	1.2	5.0			719	〃	3.0	4.4	6.0	1.6
679	〃	1.1	5.2	5.3		720	〃	3.3	4.4	5.8	1.5
680	〃	1.1	6.6			721	〃	2.9	4.3	6.3	1.4
681		1.3	6.6			722	〃	2.8	3.8	5.8	1.2
682	陶器	2.5	11.0		2.0	723	〃		4.0	5.7	
683	〃	3.0	11.6		1.8	724	〃		3.6	5.8	
684	〃	2.9	12.2		2.2	725	〃	3.4	4.4	6.2	
685	〃		11.0			726	〃	3.2	4.2	6.2	1.4
686	〃		11.6			727	〃		3.8	6.0	
687	〃	3.7	11.0		3.2	728	〃		4.4	6.0	
688	〃	2.7	9.8		2.7	729	〃	3.3	4.4	6.0	1.4
689	〃	3.0	12.0		3.0	730	〃	2.8	4.8	6.0	1.4
690	〃	2.5	10.8		2.8	731	〃	2.8	3.8	5.2	1.6
691	〃	2.6	11.4		2.8	732	〃	2.9	3.6	5.2	1.6
692	〃		7.8	7.8		733	〃	3.2	3.4	5.6	1.6
693	〃		10.0			734	〃	2.8	3.8	5.4	1.2
694	〃	1.3	11.0			735	〃	2.7	3.8	5.8	2.0
695	〃		2.2	3.6		736	〃	3.2	4.4	5.8	1.7
696	〃		2.2	3.2		737	〃	3.5	4.2	5.6	1.6
697	〃	2.2	1.4	2.4	0.8	738	〃	3.3	4.6	6.4	1.4
698	〃	2.2	1.6	2.6	0.9	739	〃	3.3	4.9	6.6	1.6
699	〃	2.2	1.4	2.8	0.6	740	〃	3.4	4.8	6.6	1.3
700	〃	2.0	6.0	4.2		741	〃	3.2	4.8	6.8	1.5
701	〃	1.2	5.6	4.1		742	〃	3.7	5.2	7.4	1.7
702	〃	3.0	3.9	5.6	1.3	743	〃	3.8	5.0	6.8	1.6
703	〃	3.4	4.4	5.8	1.5	744	〃	3.7	6.0	8.2	1.7
704	〃	3.0	4.4	6.2	1.6	745	〃	3.4	6.2	8.8	2.0
705	〃	3.1	4.0	5.7	1.3	746	〃	3.0	4.2	6.0	1.4
706	〃	2.8	3.8	5.4	1.4	747	〃	3.4	4.8	6.4	1.7
707	〃	1.6	4.2	5.4	1.0	748	〃	3.8	4.8	6.6	1.6
708	〃	2.8	3.8	5.8	1.2	749	〃	3.4	5.0	7.0	1.8

第33表 蓋類計測表

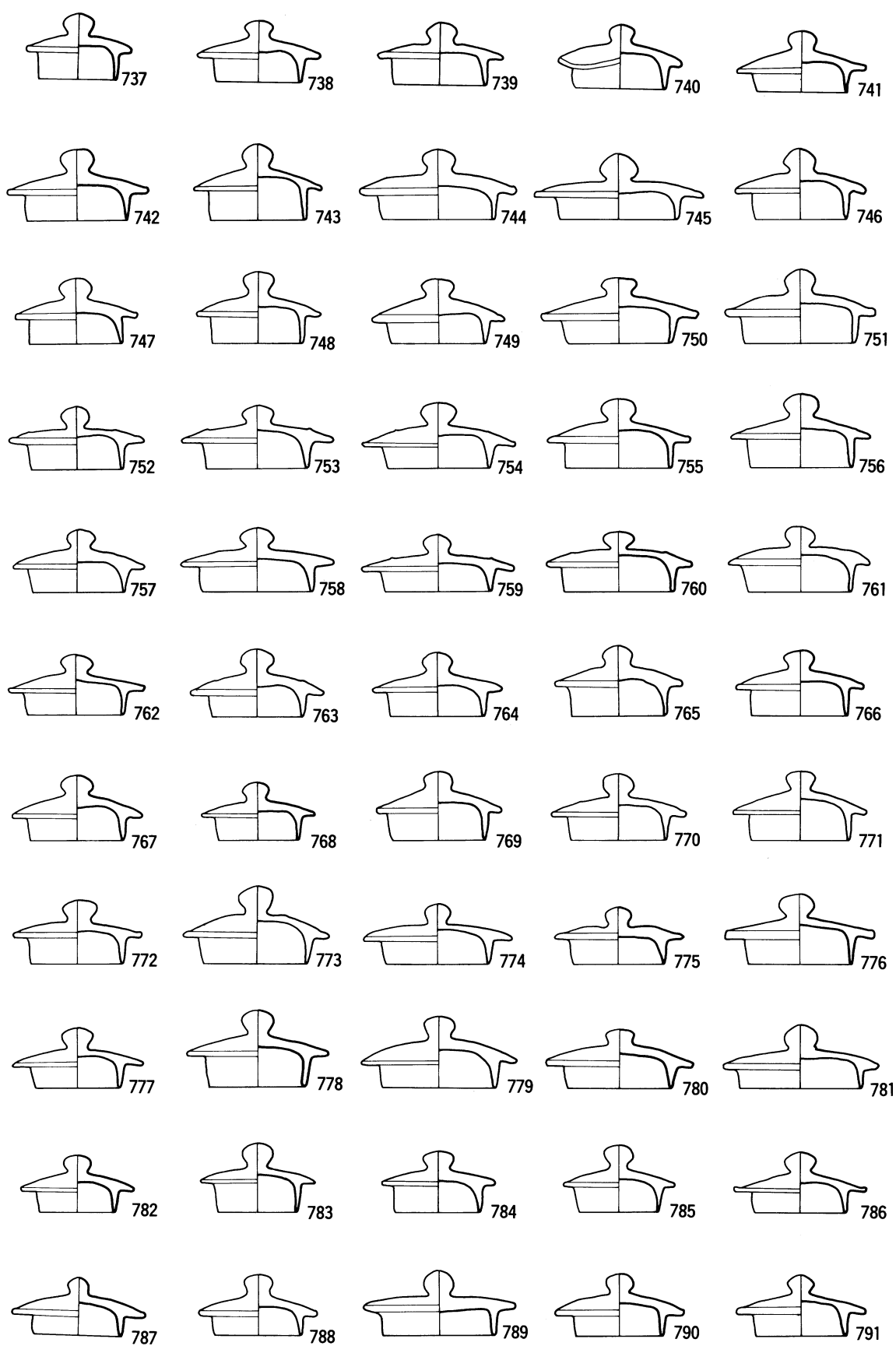
No	分類	器 高	口 径	底 径	つまみ径	No	分類	器 高	口 径	底 径	つまみ径
750	陶器	3.5	5.6	8.2	1.8	789	陶器	3.4	6.0	8.0	1.6
751	〃	3.9	5.8	7.8	1.6	790	〃	3.3	4.6	6.8	1.4
752	〃	3.3	4.8	7.1	1.5	791	〃	3.2	4.8	6.8	1.4
753	〃	3.3	5.4	8.0	1.7	792	〃	3.4	4.8	6.8	1.4
754	〃	3.5	5.4	8.0	1.8	793	〃	3.2	4.6	6.6	1.4
755	〃	3.6	5.6	7.6	1.8	794	〃	2.9	4.2	5.8	1.4
756	〃	3.8	5.6	7.4	1.8	795	〃	3.1	3.8	6.3	1.3
757	〃	3.3	4.8	7.0	1.5	796	〃	3.3	5.4	7.2	1.5
758	〃	3.4	5.8	8.0	1.8	797	〃	3.1	5.4	8.0	1.6
759	〃	3.0	5.6	8.0	1.5	798	〃	3.4	5.4	7.2	1.6
760	〃	3.2	5.8	7.6	1.6	799	〃	3.6	5.4	7.2	1.8
761	〃	3.4	5.4	7.4	1.5	800	〃	3.4	5.0	6.8	1.6
762	〃	3.2	5.0	7.2	1.7	801	〃	3.1	4.4	6.4	1.4
763	〃	3.6	4.8	7.0	1.8	802	〃	4.8	8.2	11.6	2.6
764	〃	3.4	5.0	6.8	1.6	803	〃		10.2	13.2	
765	〃	3.9	5.0	6.6	1.6	804	〃		8.0	9.8	
766	〃	3.4	5.0	6.6	1.5	805	〃	3.6	11.4	13.2	2.8
767	〃	3.4	5.0	6.8	1.7	806	〃	4.1	11.2	14.0	
768	〃	3.7	4.8	6.8	1.7	807	〃	3.7	9.0	10.4	2.0
769	〃	3.6	5.0	6.6	1.5	808	〃		10.8	8.3	
770	〃	3.5	5.0	7.0	1.6	809	磁器	2.8	7.2	8.4	0.8
771	〃	3.6	5.2	7.0	1.6	810	陶器	2.5	8.2	9.8	2.2
772	〃	3.4	4.8	6.8	1.8	811	〃		10.8	11.8	3.8
773	〃	4.1	5.4	7.7	1.8	812	磁器		9.6	10.6	3.8
774	〃	3.2	5.4	7.8	1.4	813	〃	1.8	6.4	8.0	1.6
775	〃	3.0	4.8	6.8	1.4	814	〃	1.5	7.4	8.4	2.0
776	〃	3.7	5.5	7.8	1.9	815	〃	2.5	7.3		1.2
777	〃	3.2	4.6	7.0	1.6	816	〃	2.3		6.6	1.0
778	〃	4.0	5.2	7.6	1.6	817	〃			9.2	
779	〃	3.7	6.0	8.2	1.6	818	〃		10.8	9.2	
780	〃	3.1	5.6	7.8	1.5	819	〃	1.5	14.4	16.2	4.2
781	〃	3.3	6.4	8.2	1.8	820	〃	1.1	2.6		0.8
782	〃	3.0	4.0	6.0	1.4	821	〃	1.7	2.8	5.2	1.1
783	〃	3.6	4.2	6.0	1.6	822	〃	2.6	3.0	5.6	1.0
784	〃	3.2	4.6	6.0	1.6	823	〃	3.5	3.4	7.4	1.4
785	〃	3.5	4.2	6.0	1.5	824	〃	2.8	8.0	9.4	2.0
786	〃	3.2	5.0	7.0	1.7	825	〃	2.8		10.8	5.8
787	〃	3.0	4.8	7.0	1.1	826	〃			15.4	
788	〃	3.2	4.6	6.2	1.5						



第97図 蓋類実測図 (1)

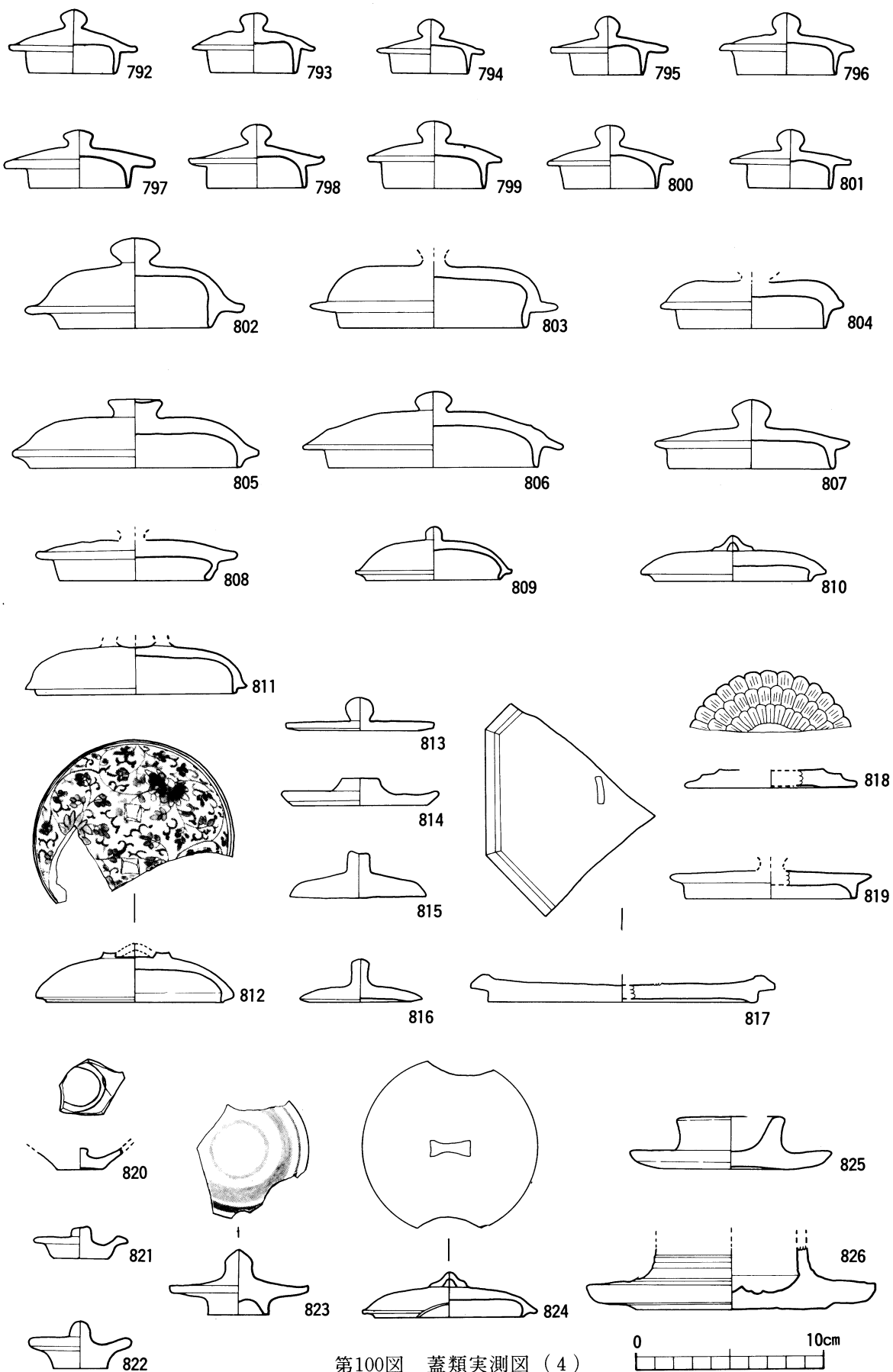


第98图 盖类实测图 (2)



第99図 蓋類実測図 (3)

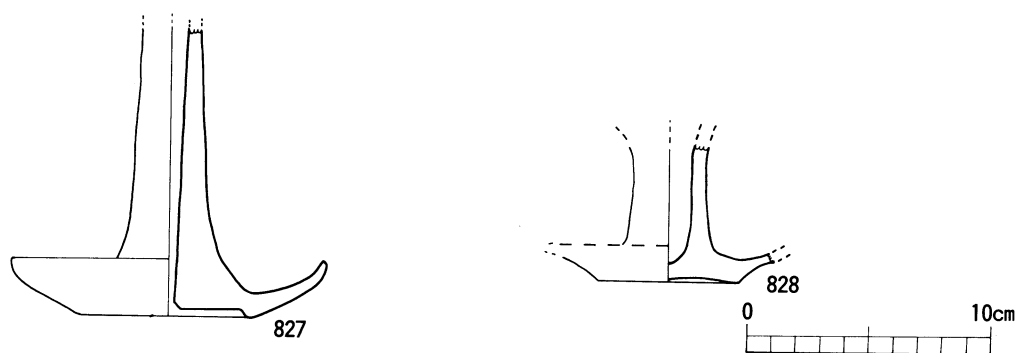




第100図 蓋類実測図 (4)

第22節 燭台 (第101図、図版44)

827・828が燭台である。皿状の土台に円筒状のものを付すものである。827は白土に透明釉を施すが、釉が完全に溶けてないため白濁状を呈する。筒部の穴は底部まで貫通している。底部径7.0cmを測る。828は底径5.8cmを測る。茶褐色土に茶褐色の釉を施す。筒部は「U」字状となる。



第101図 燭台実験図

第23節 記銘等のある陶磁器類（第122～106図・図版45～47）

陶磁器の側面，見込み，底面等に，呉須，鉄釉，象嵌，墨書，針書き等で，役座名，所有者納入年月日や紋が記銘されているものが出土した。器種は碗，皿，盤，花生，茶家等である。

本節ではこれらを集成し記述する。

第102図829～843は「御数寄屋」と判読できるもので類である。829～833は白釉のかかる碗に縦位に「御数寄屋」，横位に「数寄」，「屋」，「数寄屋」と鉄釉で書く。834～843は皿、盤の側面や見込みに「御数寄屋」かこれに類する銘が読みとれる。

844～846は「廣」，「御廣」と読めるもので845は呉須書きで磁器碗である。御廣以下は欠損しているが「御廣敷」の役座のあることから「御廣敷」と思われる。

847は染付皿の底面に「大奥」と呉須書きする。この皿は器形，見込みの文様等から江戸中期以後の伊万里焼である。848～853は「…寄…中座」，「…中座」，「…中…」と鉄釉で書かれた白釉碗である。846でみると、現存する大字の配列から「寄」の前に2字、「寄」と「中」の間に1字が入る。854は還元焼成された胴部に肉太の「座」が読めるが前後は不明である。855～857は還元焼成された碗の胴部に「座間」「間」が鉄釉で書かれている。

858は微細貫入が入る還元焼成の白薩摩焼の胴部に「書」と達筆で彫りこまれたものである。

859は灰色の色調をもつ胴部に白土をもって「中」と象嵌するものである。前述の「中座」のものかは1字のため不明である。860～863は「役所」，「……所」，「…所」，「所」と見込み，底面，胴部に書かれたもので，862は白土の象嵌，他は鉄釉である。864，865は碗の胴部下位に「番」が読みとれる。「御使番」等の役座はあるが上位を欠くため不明である。

866は皿の見込みに「若」と鉄釉で書く。867は微細貫入の入る還元焼成の白薩摩の胴部に「方」と彫りこまれたもので，858と年法は同一である。868は鉄釉である。869は「作」，870は「内」である。870は897以下の「…之内」の一種と考えられる。

871～875までは「座」を集成した。871～873は胴部，874は碗見込みに鉄釉で書き，875は磁器稜花皿の底面に「座」と焼成後に釘様のもので刻書する。

876は「上」，877は貫入の入る灰色を呈する胎土の碗に「御」と彫りこむ，878、879も「御」である。以下は欠落しているため役座名等は不明である。

880は胴部に「□田」，881は「山」と鉄釉で書く。いずれも碗である。882は碗見込み883は胴部に「河」と鉄釉書きする。

884は碗見込みに「和」，885は碗見込みに「田中」と鉄釉で書く。886，887は碗胴部に「鎌」の字が読みとれる。887の以下に「田」と思える画があるところから，あるいは「鎌田」ではなかろうか。888は「看」，889は「住」，890は「二」である。いずれも碗の胴部に書かれたものである。891は錦手の香合の蓋で、内面に「二」と緑釉で書かれたものである。

表面には秋草が描かれている。

892は碗の底面に呉須，893は碗の見込みに鉄釉で書くものである。

894は見込みに海浜を描いた染付皿であり、底面に「休」と釘様のもので刻書する。895も染付皿の底面に「休」と刻書する。この染付皿は伊万里焼であることから、城内に持込む時に所有者名の一部を刻書したものではなかろうか。896は胴部に「□木」と呉須書きするものである。上の文字は判読ができない。897～899は還元焼成された皿の見込みに「二十ノ内」，「十五ノ内」と鉄釉で書く。「二十ノ内」あるいは「十五ノ内」とはこの種の皿が20枚，15枚を一組のセットとしてあつかわれていたのかもしれない。

900は碗の底面に釘様のもので2字刻書している。1字は「芋」に酷似する。

901は盤の見込みに白土をもって大きく嵌したものである。判読不明である。

902は碗の底面に「六」と呉須書きする。903はやや小ぶりの碗で高台際に「合」と彫りこまれたものである。904は碗の底面に「冨六目十日」と釘様のもので刻書する。

905は餌入である。釉のかからない底面に「コカ」と墨書する。餌入は他にも多数出土しているが(第73図475～498) 墨書のものはこの1点である。「コカ」はうぐいすやめじろ等受玩した鳥類の名前ではないだろうか。

906は還元焼成された水艦で、胴部に「玉里」と鉄釉で書く。907は土師器皿で、見込みに「吉」と縁どりした墨書である。908は磁器碗で底面に4字を釘様のもので刻書する。「文二上城」と判読したが、刻書のために字体が崩れる。

909は花生胴部である。この胴部に「御家老 町田勘」，「御使堀四郎左衛門」と白生地に青土で象嵌する。「御家老 町田勘…」は、「本藩人物誌」に依れば、町田伊賀守久則入道石心源六 久樂勘解由次官慶安二年 光久公御家老役被仰付候寛文二年延宝四年十一月十日卒その嫡子も解解由を名のる。堀四郎左衛門は「四郎左衛門入道宗勲代御使役並地頭被仰付候」（諸家大概）とある。父が神左衛門で天正～寛永までの人であるが特定はできない。

910も花生の一部で「子春」，「御」と白土生地に青土をもって象嵌する。911は「やうゆ」，912は「よ… ，はし…」と読めるもので911は白土の象嵌，912は呉須書きである。

914は破損した碗の断面に墨書するが判読不明である。913は断面に横位の墨書がある。

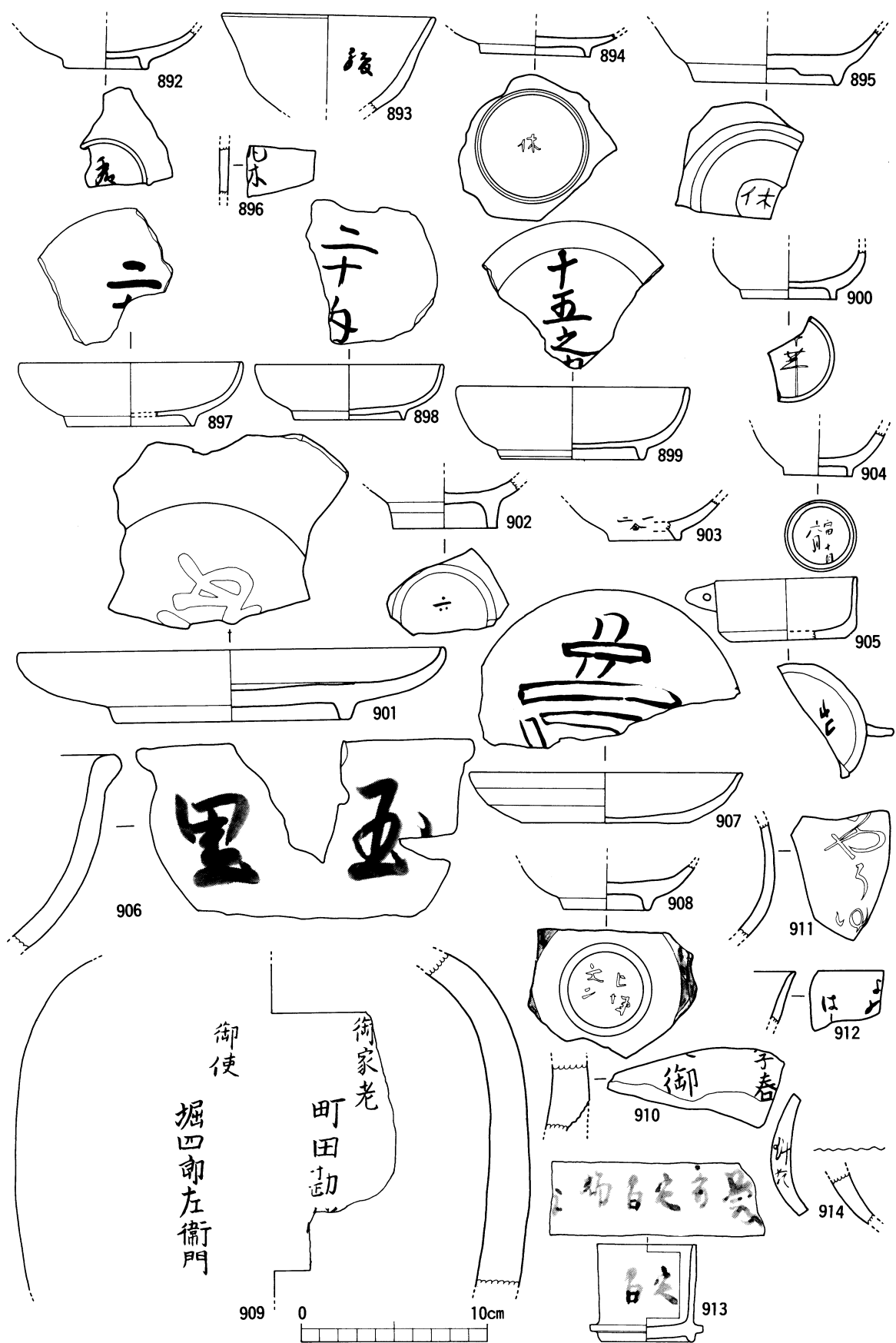
915～922は茶家蓋及び茶家底に墨書する。915は蓋内面に「御側御用人座」，蓋のあしには「□永二年閏四月十日」。916の蓋内面には「御徒目付方」，917の蓋内面には「の」， に「□ □月」，918の蓋内面には「月」，919は「小□」，920には「千」と墨書し，920には「小長」と刻書する。

「御側御用人座」，「御徒目付方」は役座名があり，「月」はあるいは「月番座」，「月番御目附」等の役座名ではなかろうか。またあしに墨書された年月日は器物の受入れの期日とも考えられる。922は刻書するもので「金益 法」と読める。

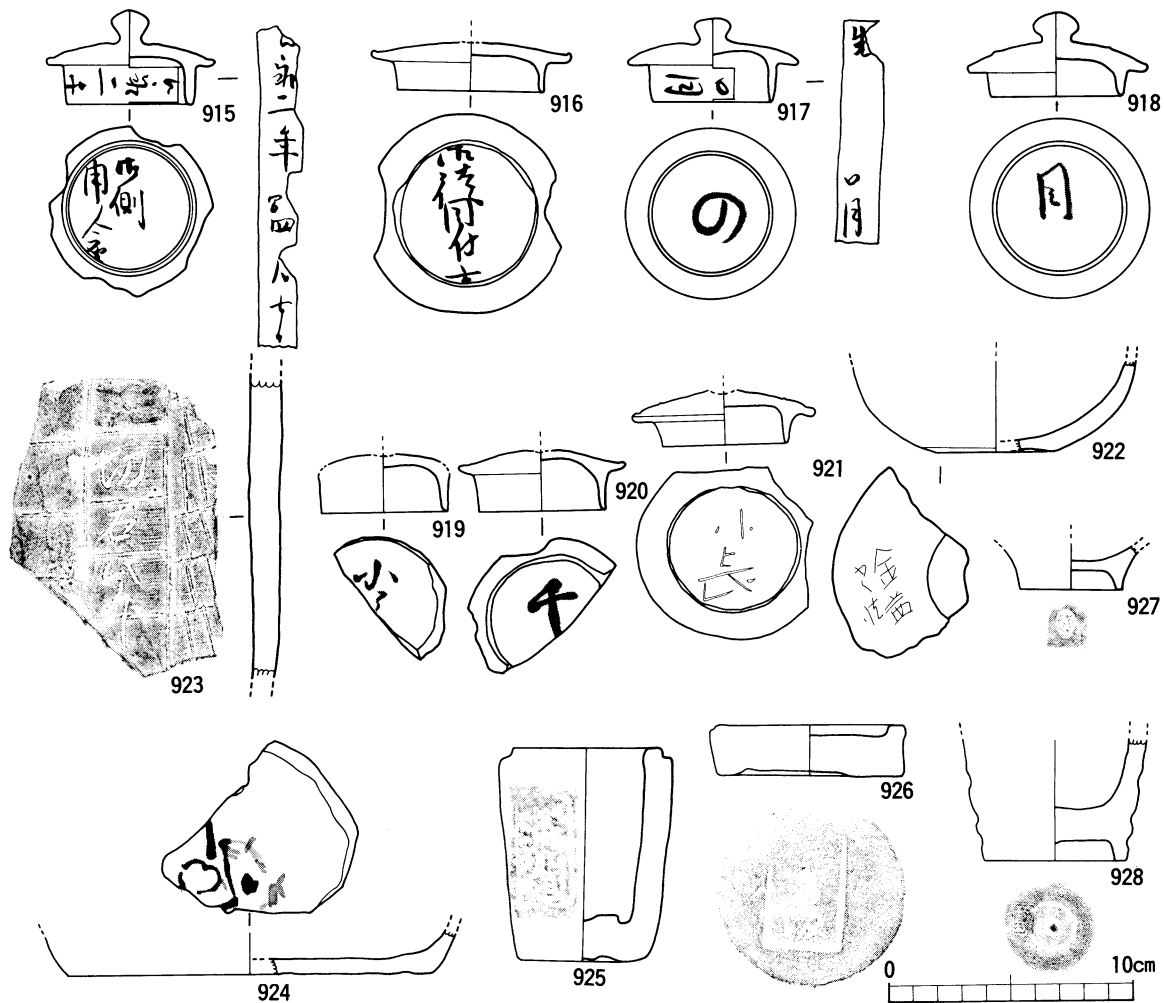
923は素焼きのもので器形，用途である。この器面に間切りをし，「切石此外」とヘラで刻書する。924は土師器皿の見込みにざれ絵が墨書されている。925～928にはそれぞれに刻印が押されている。925は「サカイ 大川麻庄 御沾所」，925は「□坂」927は「初窯」，928は「琉球」である。927は藩政期のものかは不明である。



第103図 記銘等のある陶磁器類実測図（2）



第104図 記銘等のある陶磁器類実測図（3）



第105図 記銘等のある陶磁器類(Ⅳ)

929～951は、碗、鉢、蓋、花生、香炉の側面等に紋を呉須書きや象嵌したものである。いずれも白薩摩焼である。

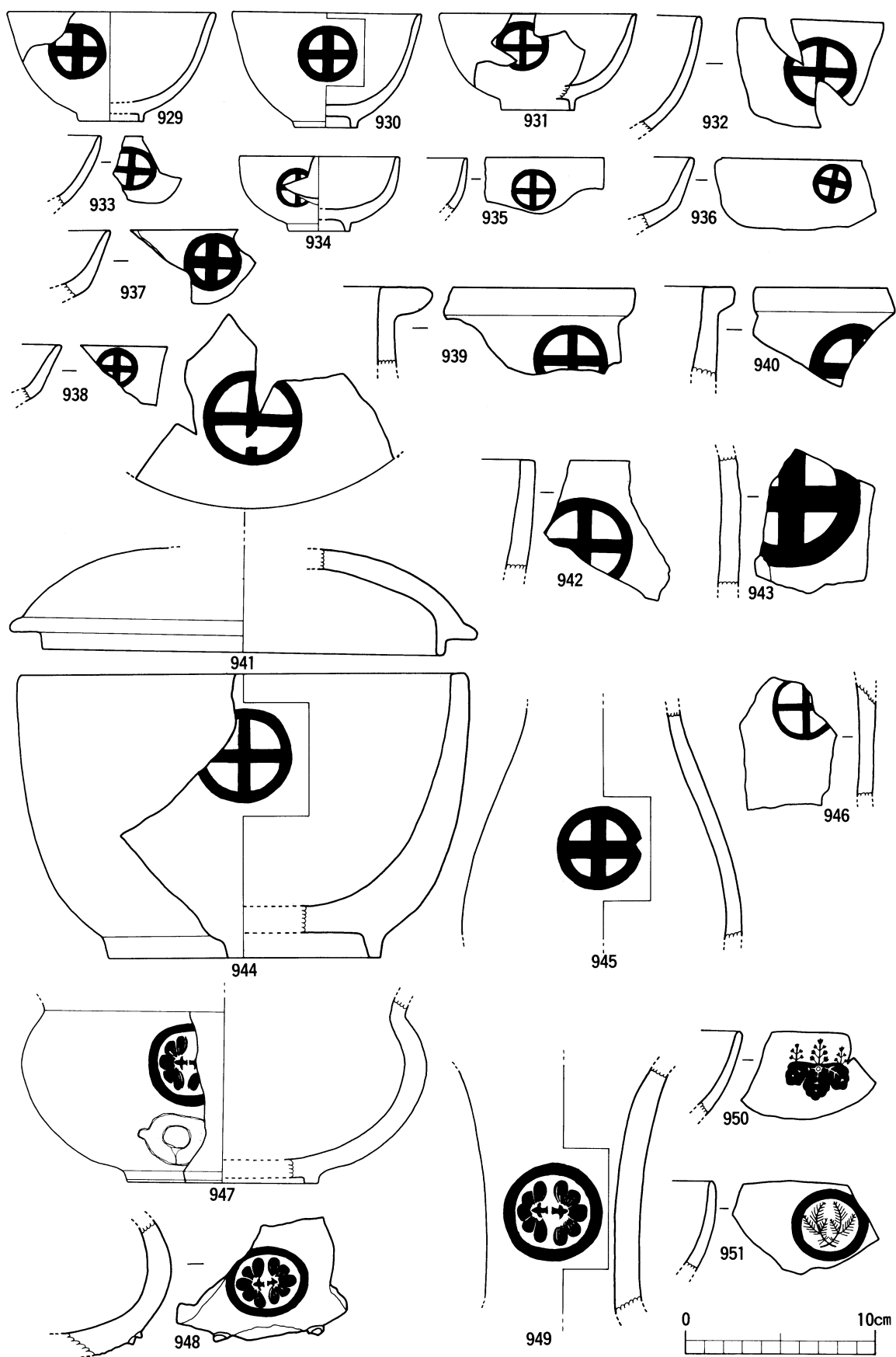
929, 930は青土を象嵌, 931～935は呉で御紋を描いている。936～938は胴部に稜線をもつ器形のもので, 936, 937が呉須書き, 938が青土の象嵌である。

939～944は鉢及び鉢蓋である。939～942は呉須書きで, 940は発色が薄く淡い青色を呈する。943は青土の象嵌で焼成は悪くピンホールがみられる。941は蓋で944の口径に合致する。蓋面に呉須で御紋を書くが濃淡が著しい。944は鉢で944同様濃淡が著しい。

945, 946は花生の胴部に象嵌及び呉須で書く。946はやや細身の御紋である。

947, 948は3足の香炉と思われる。胴部には丸に梅が向う紋で青土で象嵌する。

946も同様の紋を花生に書く。950は桐紋を青土でもって象嵌する。葉脈は3対, 葉先は丸く納まる。桐紋は島津家使用のものである。951は丸に抱き梶の葉の紋を青土をもって象嵌するこの梶紋は「鎌倉初期, 島津家初代忠久が信濃より九州に移住の際, とともに諏訪明神を鹿児島に勧請, 領内総鎮守とした領内にひろく分祀され, 信仰者の臣下が梶を家紋とした」伊藤幸作著「日本の紋章」とあることから, 諏訪神社か, あるいは家臣の紋と考えられる。



第106図 記銘等のある陶磁器類実測図（5）

第24節 瓦（第107～117・図版47～50）

瓦は軒丸瓦，軒瓦，平瓦，棧瓦，丸瓦，鬼瓦，棟込瓦，島伏間の他に陶器瓦の軒丸瓦，軒瓦丸瓦が出土した。その多くはE－10，11区，I，J－22区であった。

（1）軒丸瓦（第107、108図・図版47）

軒丸瓦は周縁がすべて素文で，内区に連珠文と巴文，8弁の菊花文，桐文，ぼたん文の違いがある。952は径16cm，周縁幅2.2cmを測るもので内区は15個の連珠と三つ巴文である。灰色を呈する。953は径16.5cm，周縁幅2.4cmを測り内区は16個の連珠と三つ巴文で，茶褐色を呈す954は径14cm，周縁幅2.7cmのやや幅広で，内区は15個の連珠と三つ巴文である。955は径15cm周縁幅2.2cmを測り内区は14個の連珠と三つ巴文である。956は径17.5cm，周縁幅1.8cmを測り，内区は12個の連珠と三つ巴文であるが，連珠，巴とも間隔がある。957は径14cm，周縁幅1.4cmを測り，内区にはやや間隔のある13個の連珠と巴文をもち，やや薄手の造りである。

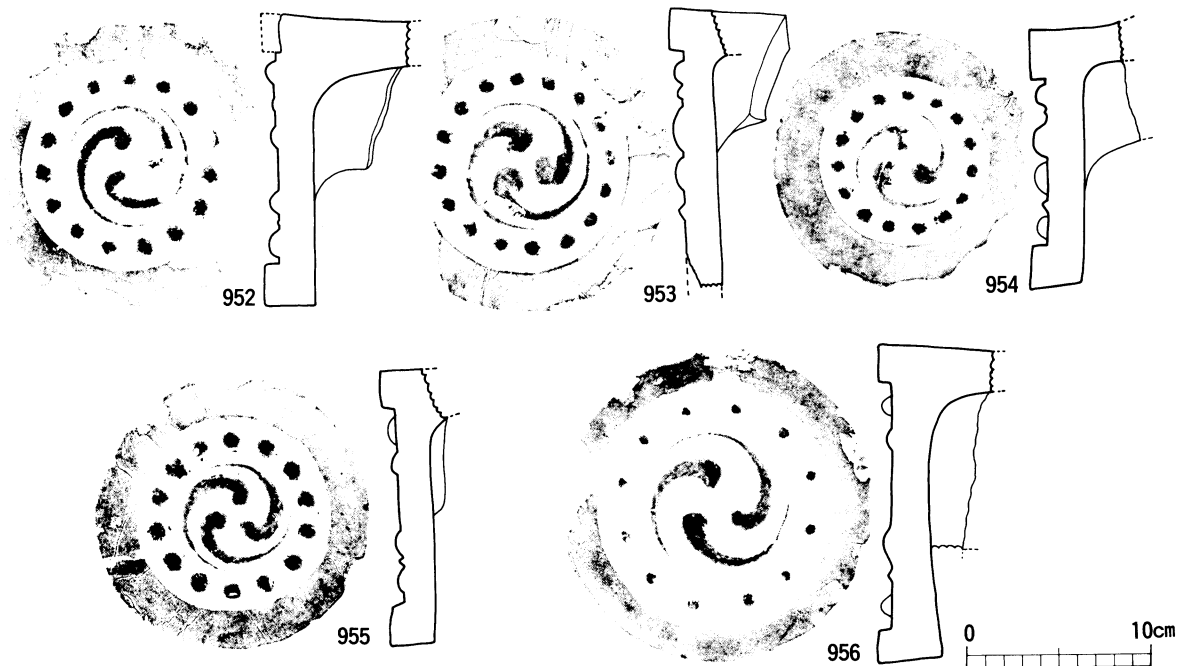
958は径12.5cm，周縁幅2cmを測る。内区は12個の連珠と三つ巴文である。

959は径15cm，周縁幅2cmを測り，内区には肉太の8弁の菊花である。960も同様で径14.7cm，周縁径1.8cmを測る。

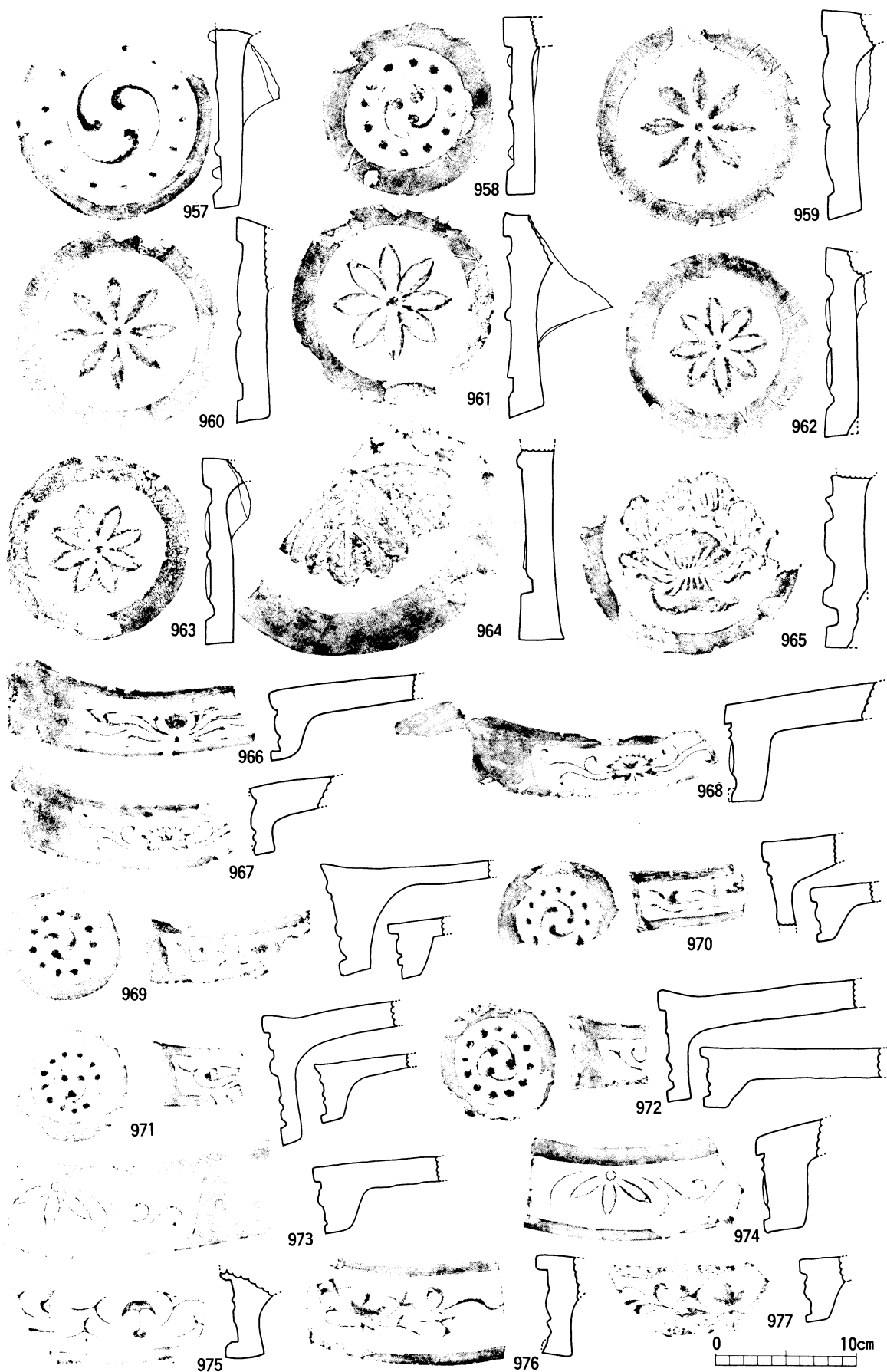
961～963は内区に鏝のある8弁の菊花をもつ軒丸瓦で，962，963は鏝が丸味をおびて退化している。径は各々14.5cm，12.5cm，13cm，周縁幅1.6cm，2cm，1.7cmを測る。

964は復元径22.4cm，周縁幅3.5cmを測り，内区は桐紋である。色調は茶褐色を呈する。

965は復元径15.8cm，周縁幅1.6cmを測る。内区は牡丹である。灰色を呈する。



第107図 軒丸瓦実測図（1）



第108図 軒丸瓦 (2) ・軒瓦実測図

(2)軒瓦 (第108図966～977・図版47)

966～968は鎌軒瓦である。966は垂れ長さ4.5cmで牡丹唐草文である。967、968とも垂れ長さ4.5cmを測り、型くずれのない端正な牡丹唐草文である。

長さ、幅、尻、尻の切込みは不明である。

969～972は巴唐草軒瓦である。969は小巴径8.5cm，垂れ長さ4cmを測り、垂れには牡丹唐草文がつく。970は小巴径9.7cm，垂れ長さ4cm，971は小巴9.5cm，垂れ長さ4.3cm，972は小巴径8.3cm，垂れ長さ4cmを測る。長さ、幅、尻、尻の切込み等は不明である。

973～977は垂れ部のみで鎌軒瓦か巴唐草軒瓦かは判明しない。

(3)平瓦 (第109図978～981・図版48)

978は長さ33cm，尻幅32.5cm，頭幅23.8cm，谷の深さ3.5cm，厚み2cmを測る。小口は垂直切りである。979は長さ26.6cm，尻幅29.8cm，頭幅28.1cm，谷の深さ2.9cm，厚み1.8cmを測り，小口は垂直に切る。980は長さ33.2cm，尻幅30.6cm，頭幅28.3cm，谷の深さ2.9cm，厚み1.9cmを測る。小口は垂直に切る。981は長さ31.7cm，尻幅39.2cm，頭幅27.9cm，谷の深さ4.2cm厚み2.0cmを測り小口は垂直に切る。

これ等の平瓦は溝水溝①の側壁に利用された平瓦とほぼ同規模のものである。

(4)棧瓦 (第110図982、983・図版48)

982は長さ28.5cm，尻幅26cm，頭幅30cm，厚み1.8cm，頭の切込み長さ4cm，頭の切込み幅4cm，尻の切込み長さ4.5cm，尻の切込み幅4cmを測り，頭に幅2mmの面取りをする，左右の小口もわずかに面取りをする。983は長さ28.5cm，尻幅28.3cm，尻の切込み長さ3.6cm厚み2.1，尻の切込み幅4cmを測り，頭及び小口はわずかに面取りする。

(5)丸瓦 (第110図984、985、第111図・図版49)

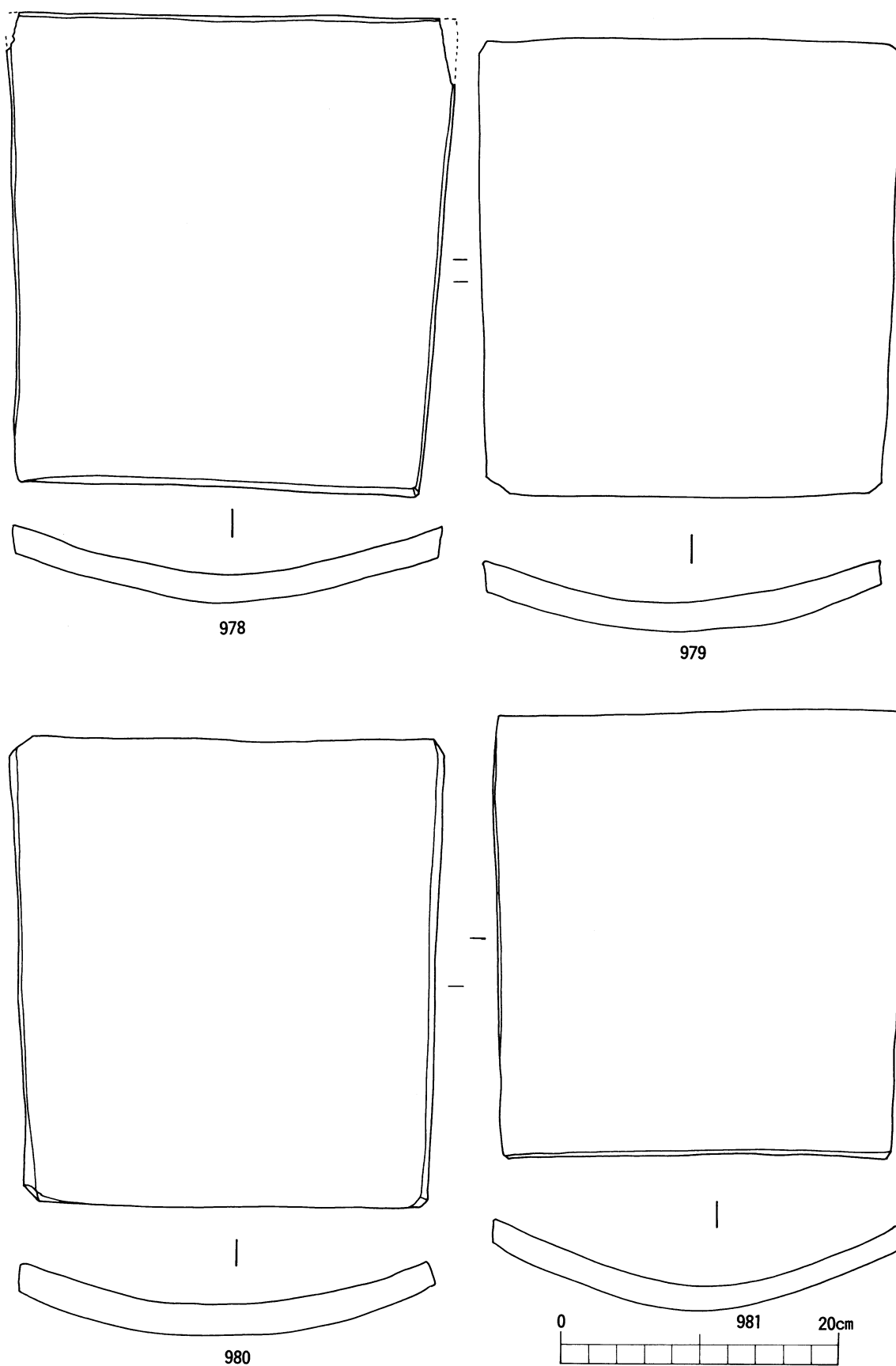
984は胴長33.5cm，玉縁長3.6cm，尻幅16.5cm，頭幅16cm，高さ8cmを測る。頭やその他の内面には幅約2.3cmの面取りがあり，内面には布痕があり，その布痕の上を幅1cmのヘラ状工具で縦位に数条引くため凸凹がみられる。背に「太喜」と刻印する。

985は胴長33cm，玉縁長3.5cm，尻幅15.7cm，頭幅15.4cm，高さ8cmを測る。頭内面は幅4cm他は約2cm幅で面取りする。内面は布痕がある。

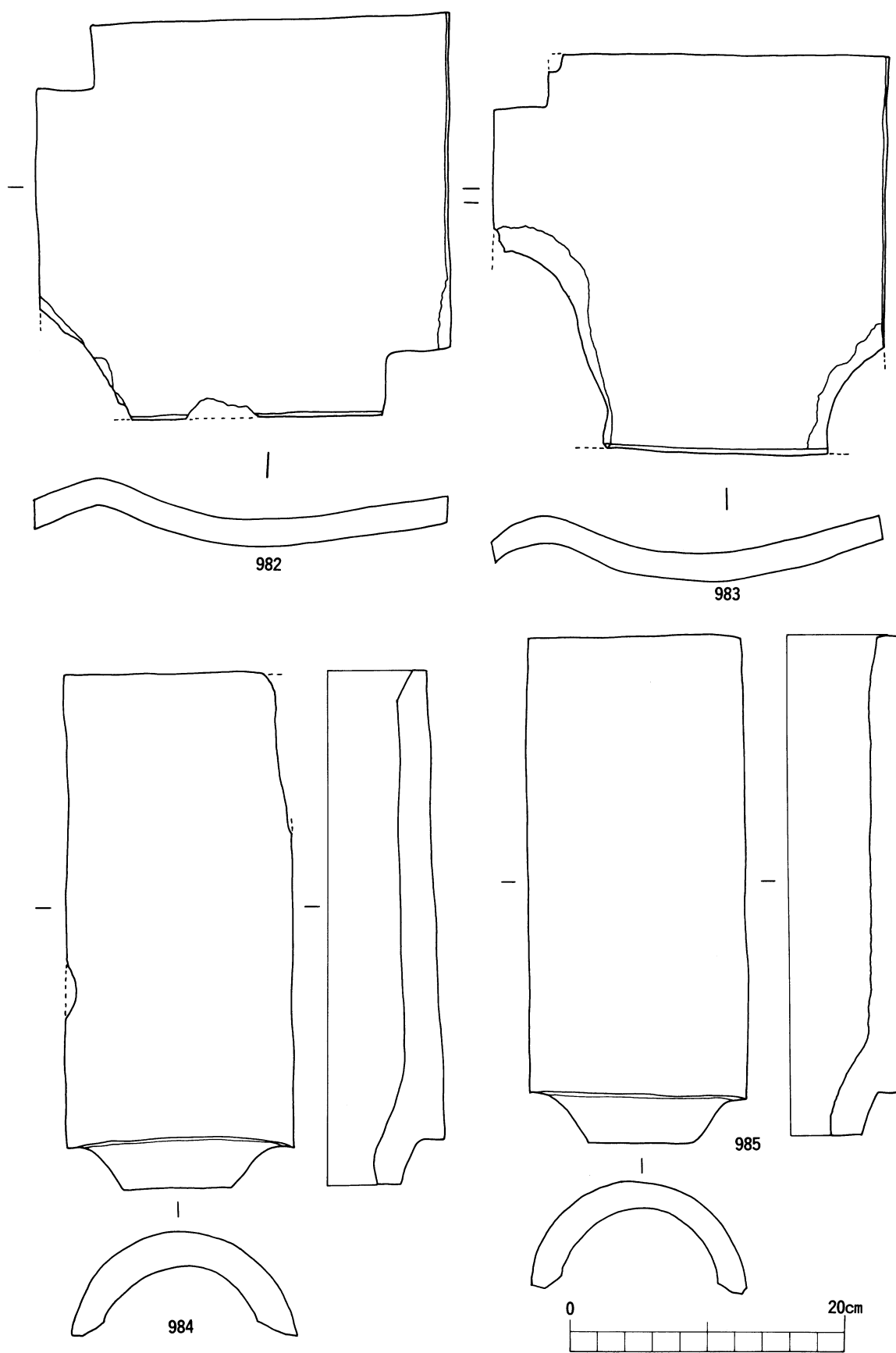
背には「伊庄」の刻印がある。986は胴長32cm，玉縁長4.4cm，尻幅16cm，頭幅16cm，高さ7.5cmを測る。頭内面は幅4cm，小口は1.5cm，1cm幅に2面の面取りする。内面には布痕と縦位に幅1cmの板痕がある。背に「〽」の刻印がある987は胴長30.2cm，玉縁長4.5cm，尻幅15.7cm，頭幅15.5cm，高さ8cmを測り，頭内面は幅3cm，小口は約1cm幅に2面の面取りする。玉縁内面を主に撚糸痕がある。

背に刻印があるが判読不明である。988は胴長不明，玉縁長4.8cm，尻幅16cm，頭幅15.5cm，高さ8.5cmを測る。小口は2面の面取りをし，内面には粗い織りの布痕がある。背に刻印はない。

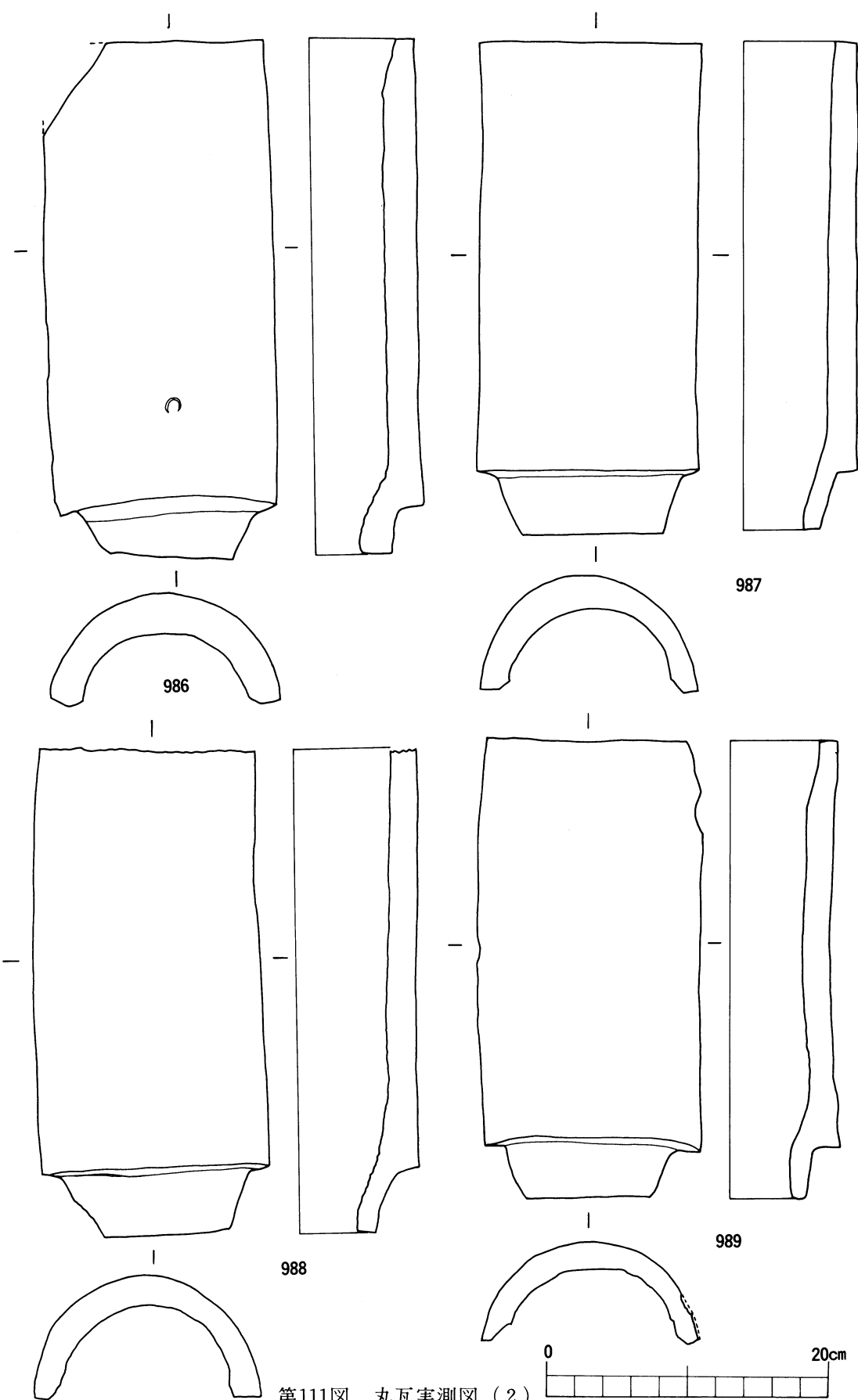
189は胴長27.8cm，玉縁長4cm，尻幅15.5cm，頭幅15.5cm，高さ7cmを測る。頭内面は幅4.5cmの面取り，小口も幅1～2cmに2面の面取りがあり内面には布痕がある。刻印はない。



第109図 平瓦実測図



第110図 棧瓦・丸瓦(I)実測図



第111図 丸瓦実測図 (2)

(6)鬼瓦 (第112、113図・図版49・50)

990は底径35.5cm，高さ29cmを測る台状を背に鬼面を配するものである。

鼻頭及び小鼻は丸く肉太に盛りあげ，鼻孔はやや上向きにくり抜く。結んだ口は左右端で大きく開き2本の牙が外向きにするどく突出る。閉じた口はヘラで直線を切込みきびしさを表現している。中央部で連結された長短2本の角は丸く肉太に仕上げて外に突出る。短い角にはヘラの押引きによる3条の線を刻む。

眼孔はこの角の外側に配し丸くくり抜いている。盛り上った額は頭に続き，この額より頭にかけてはヘラの押引きによる9条の線を縦位に入れる。耳は左右上端につく。中空に仕上げるが，中央に縦位の幅3cmの仕切りを設け，その左右に長径8cm，幅3cmの穿を孔ち龍頭とする

991は京覆輪雲水跨鬼瓦である。左右足径は復元径41cm，高さ21cmを測る。中空で龍頭は突起する。

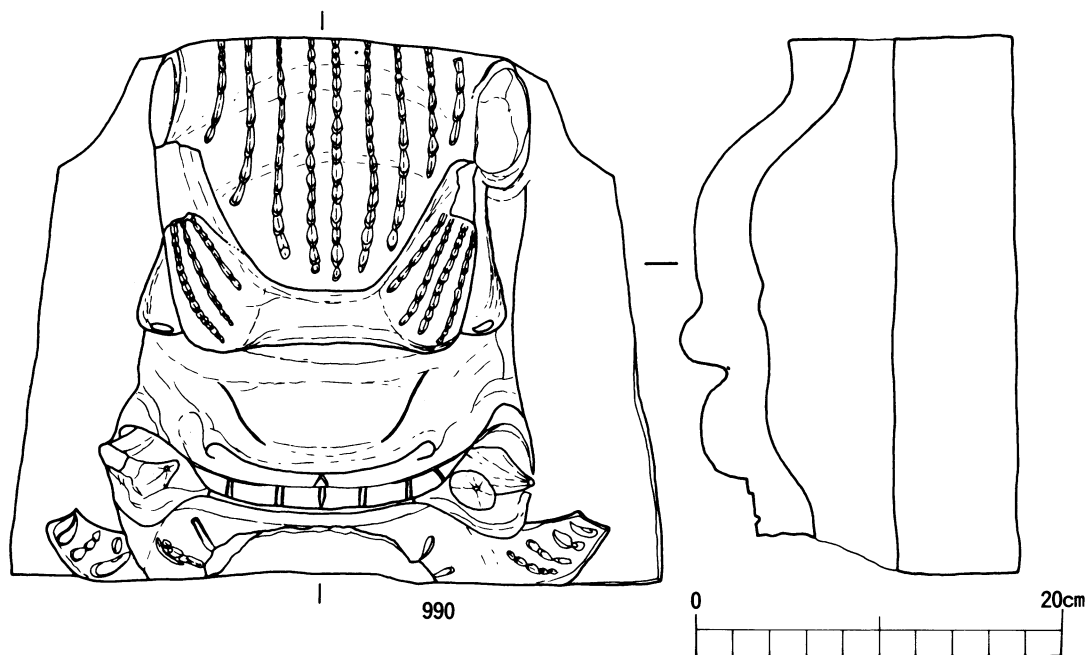
992～994までは鬼瓦の一部である。

990，991が灰色であるのに対し，992～994は茶褐色を呈し，994は焼成も粗い。また接合部が剥離している個所がある。この剥離面でみると接合部はヘラで刻目を入れ接着しやすい方法をとっている。

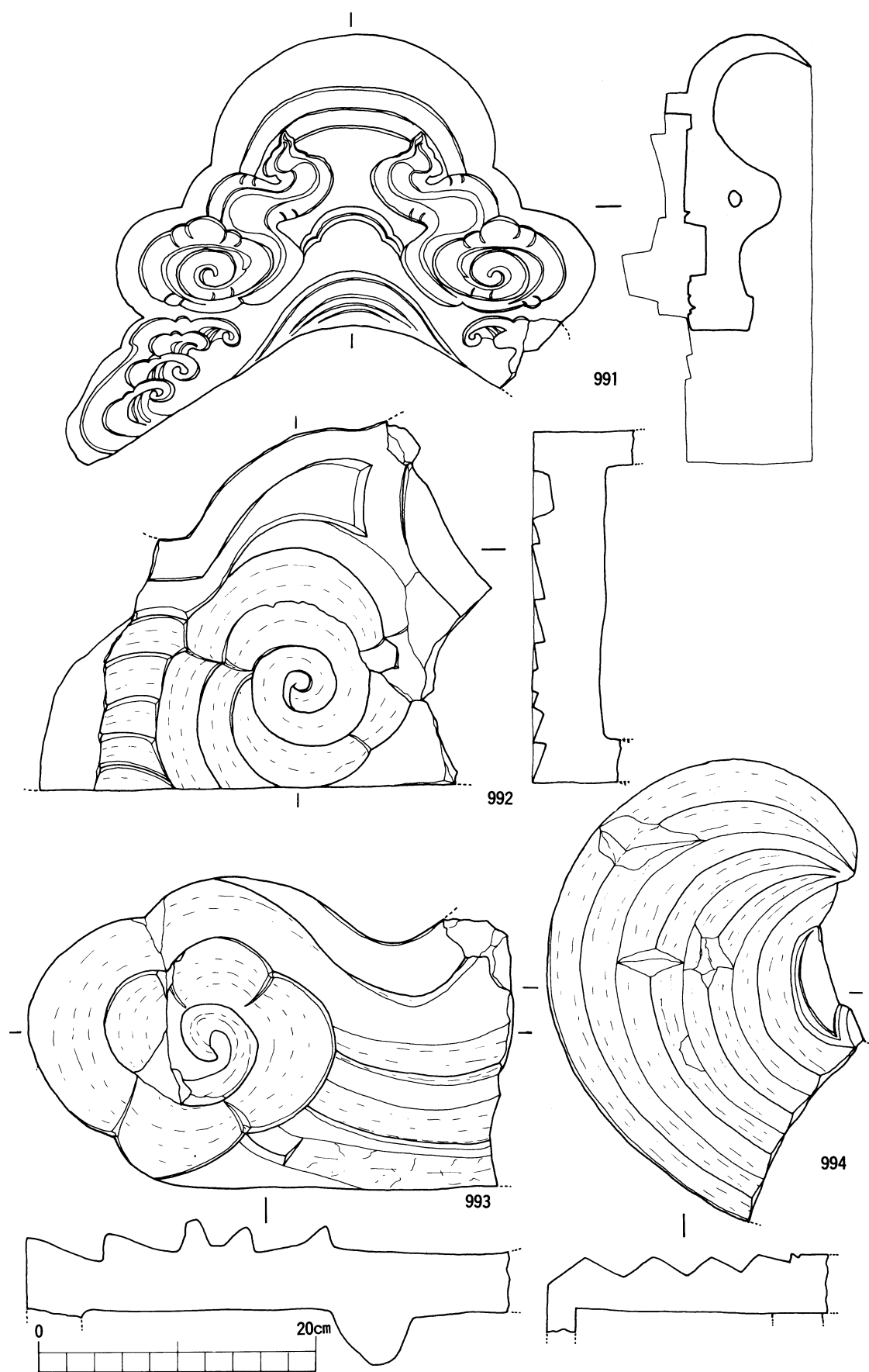
これ等の鬼瓦がどの建物に付くか，あるいはどのような鬼瓦が他に有ったかは不明である。

現存する写真でみると，図版64―※の鬼瓦は991の形に類似する。この建物は数寄屋造である。図版64―⑤の建物は平木葺きで，その棟には鬼瓦は経の巻型等の大棟鬼瓦に見える。

いずれにしても鬼瓦の出土が少なく，しかも992～994の鬼瓦片では同種の鬼瓦片が他に出土したにも関わらず接合，復元するには至らなかった。



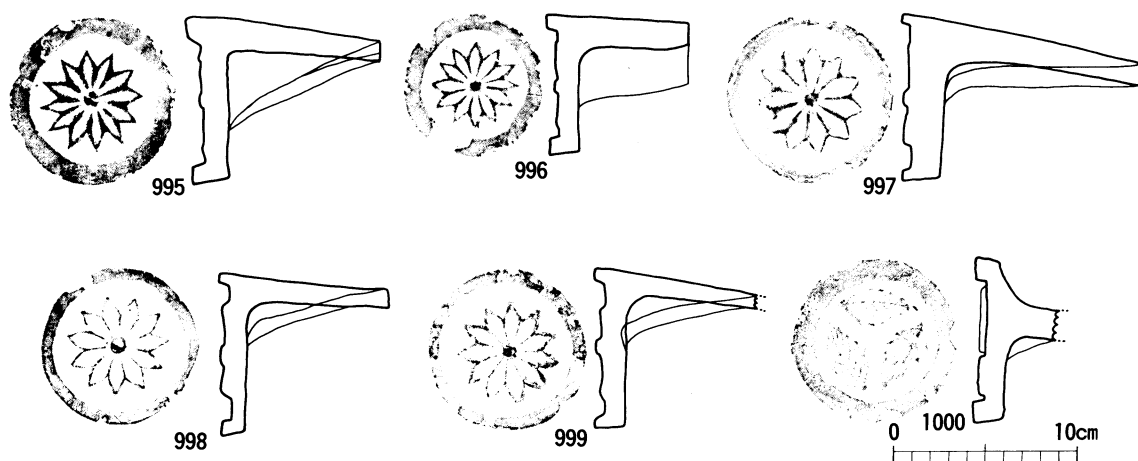
第112図 鬼瓦(1)実測図



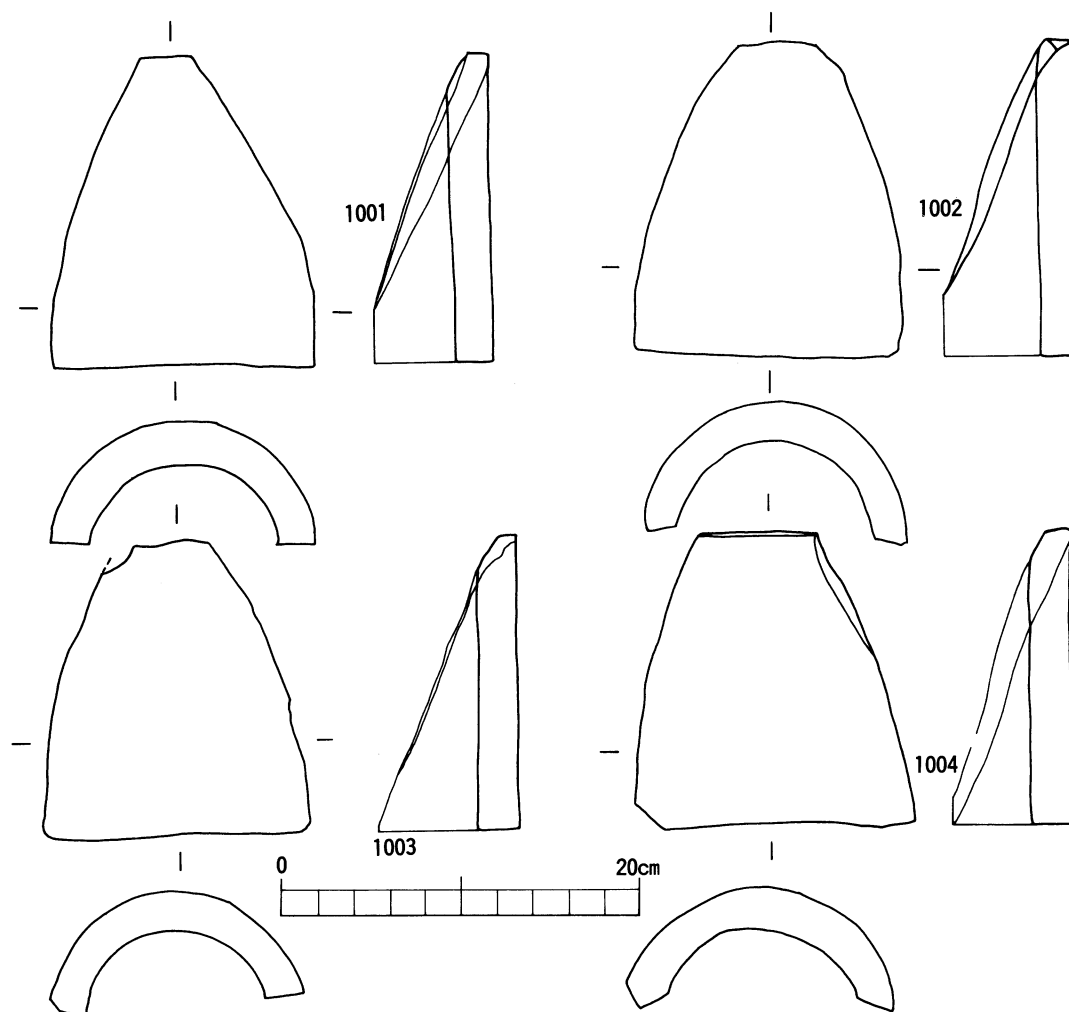
第113图 鬼瓦实测图 (2)

(7)棟込瓦 (第114、115図・図版50)

周縁は素文で内区に11～12弁の稜をもつ菊花をあしらった菊丸(995～999)と木葉を三つ追いにしたもの(1000)で径7.5cm～9cmを測る。1001～1004は半円状のもので輪違いの棟込瓦である。径は7cm～7.5cmを測る。



第114図 軒込瓦(1)実測図



第115図 軒込瓦(2)実測図

(8)鳥伏間瓦 (第116図・図版50)

周縁素文で内区に16, 15, 13個の連珠及び三つ巴文をもつもので, 径13cm, 12cmを測る。

(9)陶器瓦 (第116図・図版50)

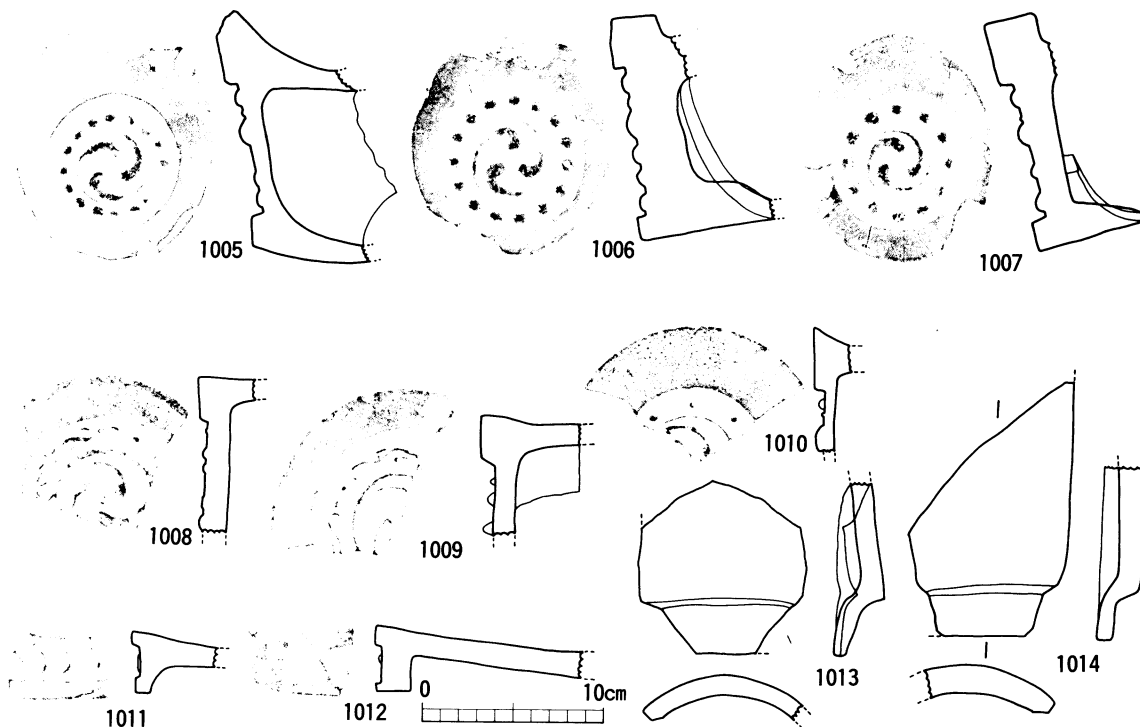
陶器瓦は軒丸瓦, 軒瓦, 丸瓦の類である。1008は周縁は素文, 外区は珠文をはさみ唐草文, 内区は三つ巴文である。復元径15cmを測る。1009は周縁は寿文, 内区は2個の珠文をはさみ唐草文とその内側に三つ巴文である。復元径16.4cmを測る。1010はやや幅広の素文の周縁と, 内区は連珠文, 三つ巴文である。復元径14.2cmを測る。1011、1012は垂れに唐草文を施すもので垂れの長さ3.3cm, 3.5cmを測る。1013, 1014は丸瓦で玉縁が付く。なお薩摩藩における陶器瓦の生産は承応年間に開窯された田之浦窯である。陶工は喜平兵, 小右衛門父子である。ただ, 本瓦が田之浦窯焼成のものであるかは不明である。

(10)瓦の刻印 (第117図)

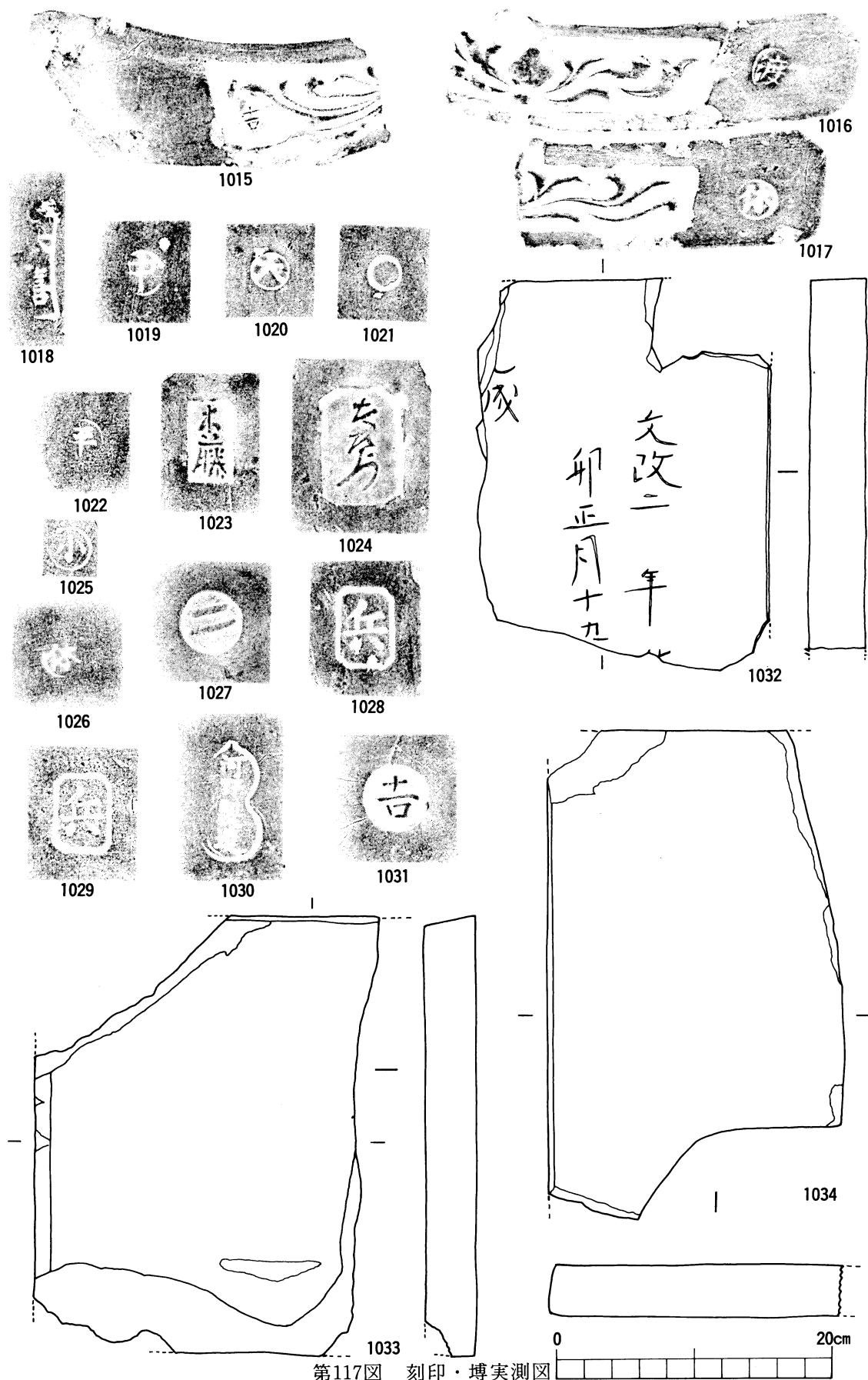
瓦に刻印されたものを集成した。瓦は遺構に接して出土したものは少ない。従ってこの刻印も藩政期より明治期のものが混在するものと思われる。「吉」, 「大喜」, 「㊦」, 「㊧」, 「左衛門」, 「平」, 「㊨」, 「二」, 「兵」, 「河野製造」等である。

第25節 埴 (第117図・図版50)

1032は茶褐色を呈し, 一面に「文政二年□ 卯正月十五 □城」とヘラ書きする。他の細片に「□山」ともある。厚さ3.6cmを測る。1034, 1033は黒色を呈し, 厚さはそれぞれ3.2cm, 3.3cmを測る。復元径はいずれも不明である。



第116図 鳥伏間瓦・陶器瓦実測図



第117图 刻印・博実測図

第26節 釘（第118図・図版51）

a, b — 20, 21区, A地区建物跡につく雨落溝③の外側の焼土中より出土した。

断面は四角形を呈し、頭は折り曲げた角釘である。

長さ3.1～11.6cm, 断面径0.2～0.7cm, 重さ0.5～19.1gを測る。すべて二次的焼成を受けていること、城の最終面から出土したことなどから明治6年（1873）焼失時のものと考えられる。長さ、断面径、重さは表示するとおりである。

第27節 かんざし（第118図・図版51）

かんざしは総長12.5cmを測る耳かき付きである。

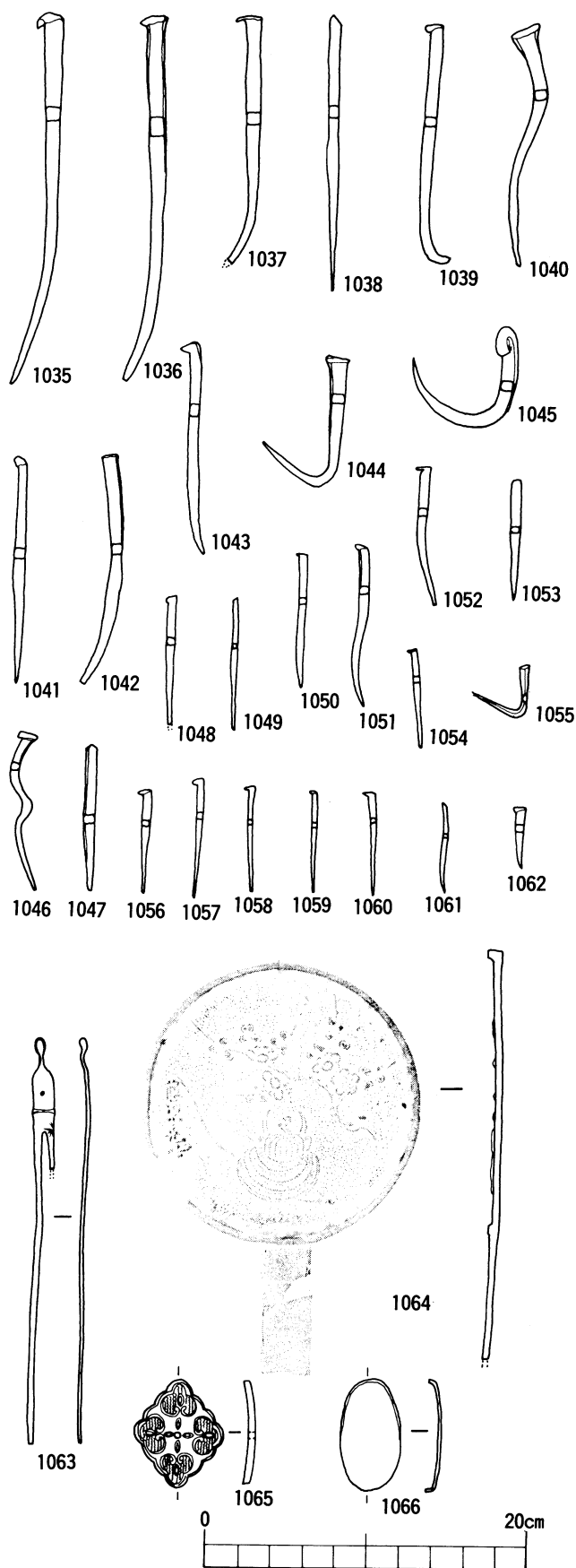
胴部は竹の節を造り、薄い金ばくを張り、その上に竹笹を毛彫りする。胴中央部には穿孔がある。

差部は二又になり全長9.5cmを測る。青銅の地である。

第28節 鏡（第118図・図版51）

鏡部径8.5cm, 柄部幅1.5cm, 厚み1.5mmを測る柄鏡である。

縁は直角式で低い縁体となり、柄は短かい撓形である。背肌は大粒砂目地で、文様は中央下から左上にかけ弓、弓の上に兜、弓と兜の上方には右より左にかけて梅をあしらっている。左隅には「藤原光□」と作者銘がある。光の次は正とも読めるが欠けているために正確にはわからない。



第118図 釘・かんざし・鏡・飾金具・刀装具実測図

第29節 刀装具（第118図・図版51）

長径3.5cm，短径2.8cmを測る楕円形の青銅製のもので柄頭である。

第30節 飾金具（第118図・図版51）

長径3.3cm，短径2.7cm，厚み2mmを測る花菱形で，中央に径2.5mmの孔がある。この孔を中心
に四方に花卉，四隅に唐草文が配されている。唐草文内には波状の波線を描く。青銅製である。

第31節 キセル（第119図・図版51）

1070～1072までが雁首，1073が吹口でいずれも青銅製である。1070は長さ5.5cm，火皿径1.5
cmを測り竹製の羅字が残存する。1071は長さ6.2cm，火皿径1.5cm，1072は長さ5.5cm，火皿径
1.2cmを測る。1073は吹口で4cmを測る。

第32節 古 銭（第120図・図版52）

古銭は洪武通宝，寛永通宝，天保通宝の3種類が出土した。径，孔径，量目は表示するとお
りである。

第34表 釘計測表

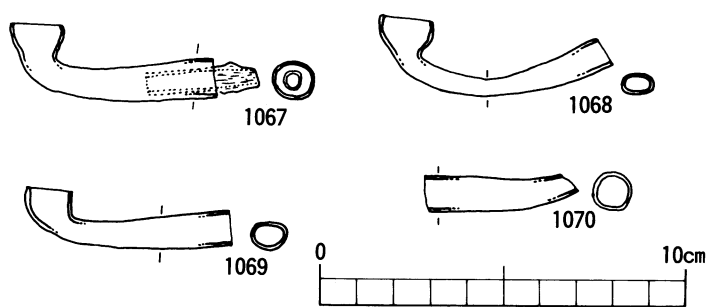
(単位:cm, g)

番号	長さcm	断面径	重さg	番号	長さcm	断面径	重さg	番号	長さcm	断面径	重さg	番号	長さcm	断面径	重さg
1035	11.6	0.6 × 0.7	19.1	1043	6.7	0.4 × 0.4	6.2	1051	5.1	0.3 × 0.35	2.2	1059	3.15	0.25 × 0.2	0.5
1036	11.45	0.5 × 0.7	18.7	1044	6.6	0.5 × 0.35	3.9	1052	4.4	0.3 × 0.3	1.7	1060	3.2	0.2 × 0.2	0.5
1037	7.75	0.45 × 0.4	6.9	1045	9.7	0.5 × 0.4	6.8	1053	3.7	0.3 × 0.3	1.3	1061	3.1	0.2 × 0.25	0.65
1038	8.5	0.4 × 0.4	6.25	1046	5.5	0.3 × 0.25	1.7	1054	5.4	0.2 × 0.2	0.7	1062	2.35		0.85
1039	7.5	0.4 × 0.45	7.15	1047	4.55	0.3 × 0.3	2.1	1055	4.4	0.2 × 0.2	0.75	1063	12.6		2.9
1040	7.0	0.4 × 0.4	6.65	1048	4.0	0.25 × 0.2	1.1	1056	3.15	0.25 × 0.2	0.7	1064	12.6		
1041	7.0	0.35 × 0.45	3.7	1049	4.1	0.2 × 0.17	0.6	1057	3.8	0.3 × 0.3	1.15	1065	3.45		7.0
1042	7.25	0.45 × 0.4	8.2	1050	4.1	0.3 × 0.3	1.5	1058	3.3	0.2 × 0.2	0.65	1066	3.4		12.9

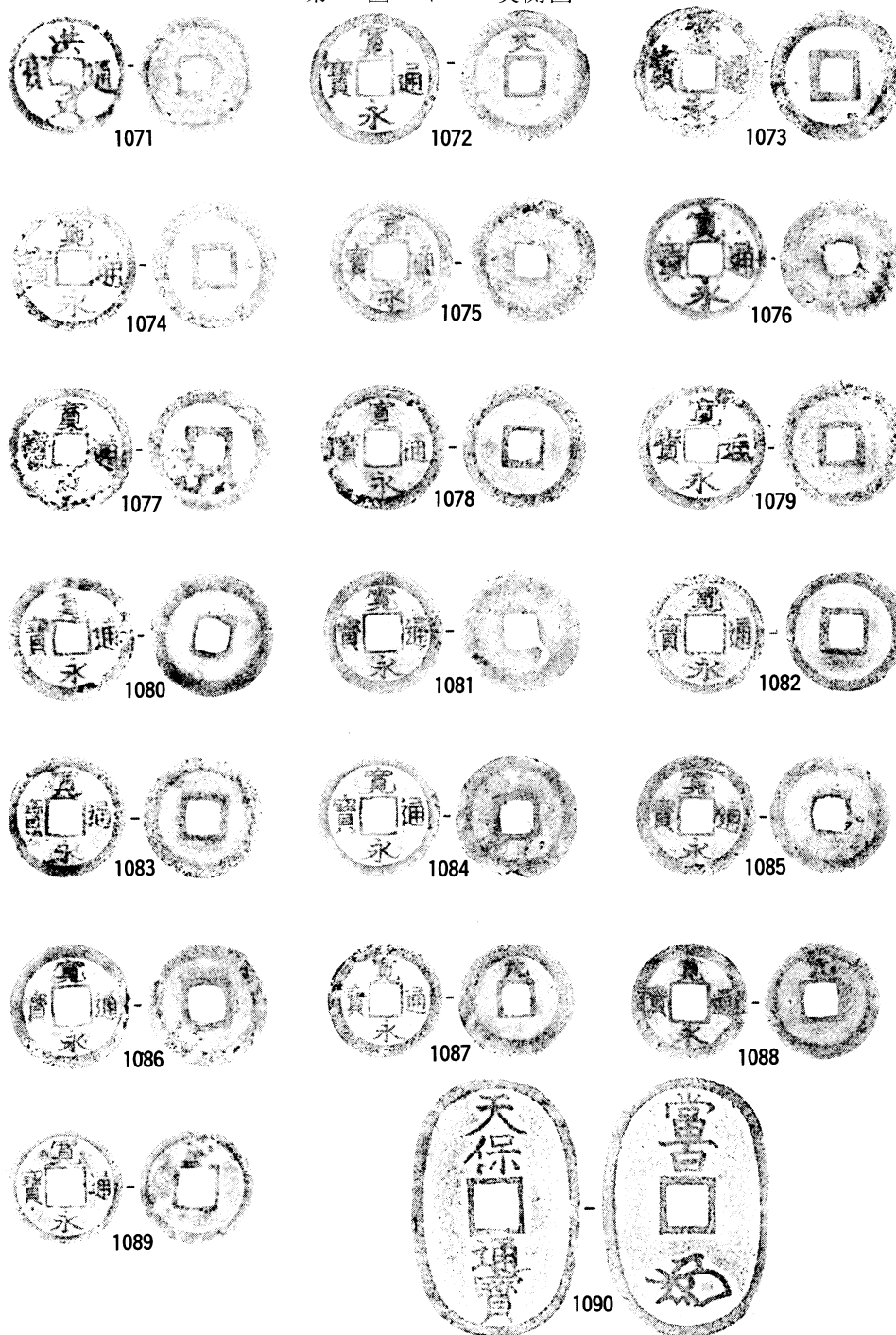
第35表 古銭計測表

(単位:cm, g)

番号	径 (cm)	孔 径	量目(g)	備 考	番号	径 (cm)	孔 径	量目(g)	備 考
1071	2.3	0.6 × 0.6	2.4		1081	2.3	0.7 × 0.7	2.3	
1072	2.5	0.6 × 0.6	3.3		1082	2.35	0.7 × 0.7	3.05	
1073	2.5	0.65 × 0.6	3.0		1083	2.35	0.65 × 0.7	2.5	
1074	2.4	0.6 × 0.6	3.1		1084	2.4	0.65 × 0.7	2.4	
1075	2.3	0.65 × 0.65	2.7		1085	2.3	0.65 × 0.65	2.4	
1076	2.4	0.65 × 0.6	2.2		1086	2.3	0.7 × 0.7	2.0	
1077	2.4	0.6 × 0.6	3.0		1087	2.3	0.6 × 0.6	2.1	
1078	2.3	0.65 × 0.65	2.1		1088	2.2	0.65 × 0.65	2.1	
1079	2.4	0.6 × 0.6	3.7		1089	2.3	0.7 × 0.72	1.6	
1080	2.4	0.65 × 0.6	3.1		1090	4.9	0.75 × 0.85	22.4	



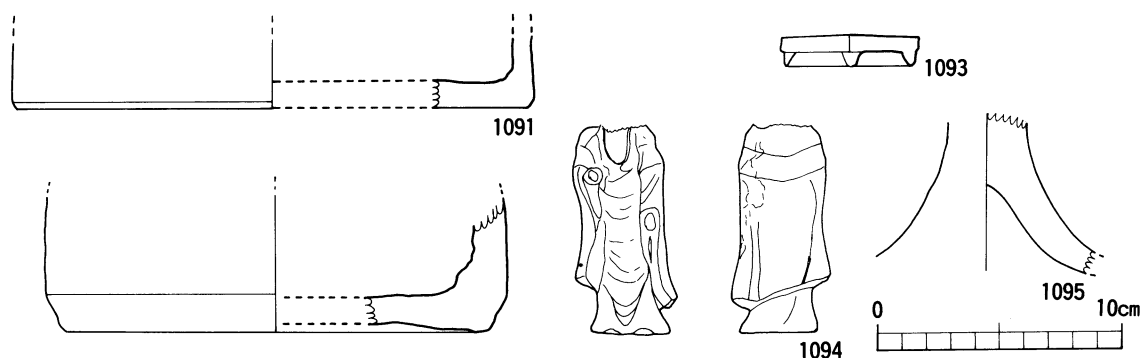
第119図 キセル実測図



第120図 古銭拓影図

第33節 その他の遺物(1) (第121図・図版58)

1091～1093は窯道具である。1091は底径21.0cm，1092は底径17.4cmを測る。共に砂質の耐火土で焼かれている。内面の底にはカオリン砂が塗られている。1093は円板形脚付隔板である。厚さ7mmの円板に3個の脚を付したものである。1694は白土に透明釉を施すもので、頭部を欠くが持仏の類であろう。1095は高杯である。古墳時代に属するものであろう。



第121図 その他の遺物(1)実測図

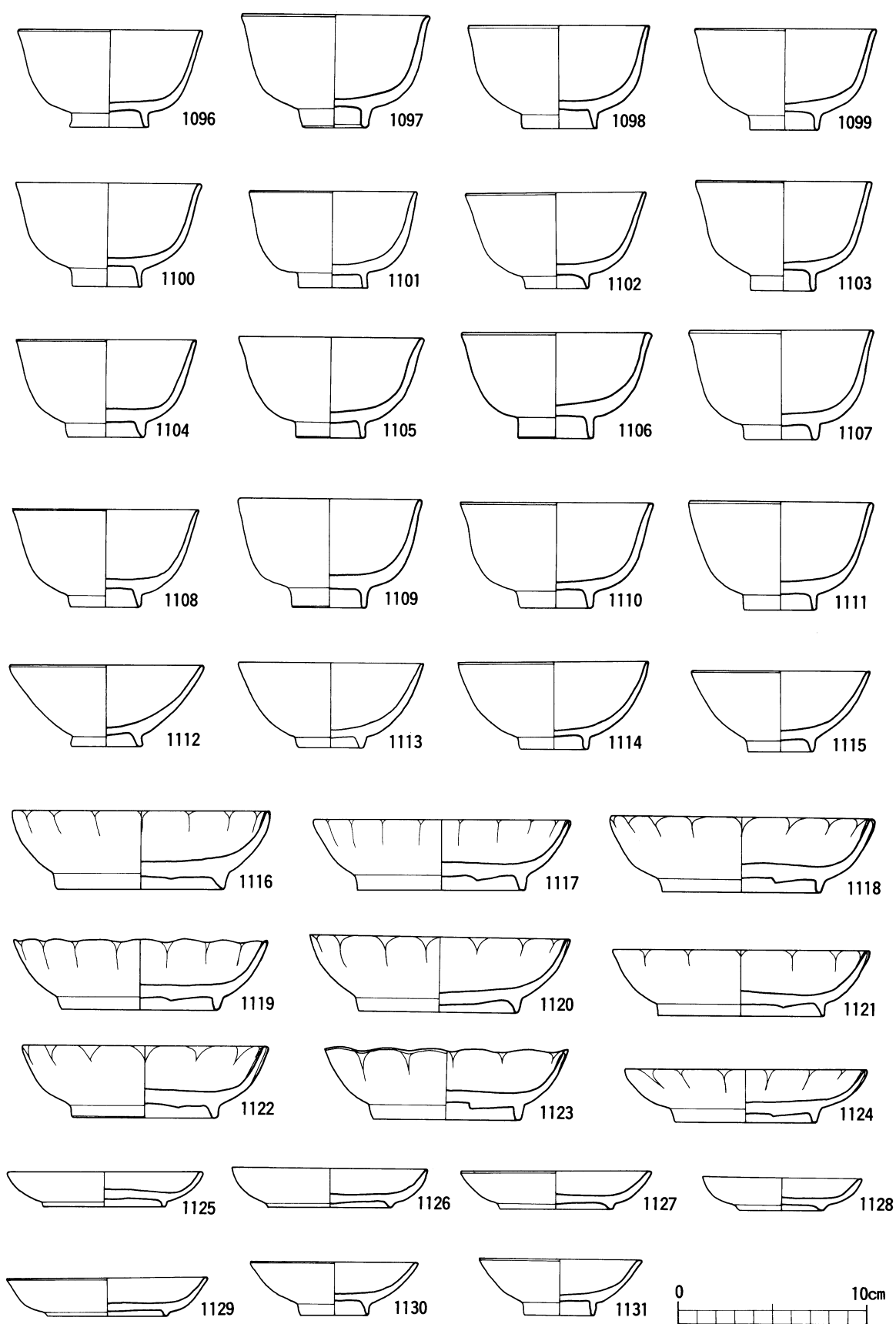
第34節 その他の遺物(2) (第122図・図版53)

1096～1131は明治印判染付磁器の類であり，鹿児島城に直接関わる遺物ではないが一部図化し資料化を行った。1096～1115が碗類，1116～1124が十二弁花状の口縁をもつ皿類，1125～1131が小形の皿類である。器面には菊花文・福寿文・花弁文等を印判にて染付されている。

第36表 印判染付計測表

(単位：cm)

No.	分類	器 高	口 径	高台座	高台径	No.	分類	器 高	口 径	高台高	高台径
1096	磁器	5.2	9.8	0.8	4.2	1114	磁器	4.6	10.0	0.7	3.7
1097	〃	6.0	12.0	1.0	3.4	1115	〃	4.3	9.4	0.6	3.6
1098	〃	5.5	9.6	0.8	4.0	1116	〃	4.2	13.8	0.9	8.8
1099	〃	5.4	9.6	0.8	3.6	1117	〃	3.8	13.8	0.8	9.0
1100	〃	5.5	10.0	1.0	3.8	1118	〃	4.0	14.0	0.8	8.4
1101	〃	5.2	9.0	0.8	3.8	1119	〃	4.8	13.6	0.7	8.4
1102	〃	5.1	9.6	0.7	3.4	1120	〃	4.0	13.8	0.7	8.5
1103	〃	5.8	9.4	0.8	3.6	1121	〃	3.5	13.6	0.6	8.8
1104	〃	5.2	9.6	0.8	4.0	1122	〃	3.8	13.0	0.7	7.6
1105	〃	5.4	9.8	0.9	3.8	1123	〃	3.8	13.0	0.8	7.8
1106	〃	5.7	10.1	1.1	4.0	1124	〃	2.8	12.8	0.8	7.6
1107	〃	5.8	9.8	0.8	3.8	1125	〃	1.9	10.4	0.3	6.4
1108	〃	5.2	10.0	0.6	3.8	1126	〃	2.1	10.4	0.2	6.6
1109	〃	5.8	9.8	1.0	4.0	1127	〃	2.1 0	10.0	0.3	6.0
1110	〃	5.6	10.2	0.8	3.8	1128	〃	1.8	8.4	0.3	4.4
1111	〃	5.8	9.8	0.8	3.8	1129	〃	2.0	10.8	0.2	6.4
1112	〃	4.3	10.4	0.5	3.8	1130	〃	2.9	9.0	0.6	3.6
1113	〃	4.6	9.8	0.6	3.6	1131	〃	3.0	8.6	0.7	3.6



第122図 その他の遺物実測図（2）

第Ⅶ章 成尾常矩指図と検出遺構

今回の発掘調査で多数の遺構を検出した。調査の結果、遺構は明治6年(1873)焼失時、鹿児島(鶴丸)城本丸における最終時のものと判明した。

これ等遺構の配置は現存する成尾常矩の手になる指図のうち雨落溝等の区画と一致し、指図の正確さが立証された。従って検出遺構と指図を比較検討しながら発掘調査は進められたし、遺構にも各々その名称や部屋名等を冠することができ、本丸跡の復元、検討に役立った。

指図の製作者、成立事情については五味克夫先生の玉稿にふれられているので、本章では指図と検出遺構との関連について述べる。

指図には部屋名、役座名、その他門、他等が記されている。これ等を集成すると、

部屋名一虎之間(床あり)、杉之間、菊之間、山吹之間、竹之間、敷舞臺、芍薬之間、松之間、孝行之間、御対面所、ヒガキ之間、麒麟之間(二ヶ所あり)、梅之間、水仙之間、御臺子之間、波之間、椿之間、象之間、瀧之間、表御書院、猿振之間、龍之間、熊之間、唐子之間、大菊之間、奥御書院、桜之間、サキ之間、二之間、牡丹之間(御小息所)、水草之間(棚、床あり)、御水屋、御茶室(棚、小床あり)、地震之間(床あり)、四季之間(棚、床あり)、御裏御書院(棚、床あり)、鷺之間、雉子之間、桃之間、御裏御休息所、

役座名一御用、御番所、御右筆所、御側御用人、御用部屋、御側用人坐、同次坐、同坐未、書役、御膳所頭、御徒目附、御膳配坐、奥御茶道方、御用部屋書役、表御小姓、御近習番所、御用部屋、人足カ、御草履取、奥御小姓部屋、御小納戸(2ヶ所あり)御兵具奉行張番所、門番所、御兵具所、御兵具詰所、高奉行所、六組觸役所、御能方、御買物所、大身分觸番所、觸役所、物奉行所(2ヶ所あり)、蔵方目附、下番所、出張御舟手方、茶湯所(3ヶ所あり)、御使番所、御勝手方御家老坐書役、御勝手方御用人坐、觸番、御用人坐書役、御用人坐、大番頭、月番坐、大目附坐、月番目附、御勝手方御家老坐、書役方、御家老坐、御家老席、用達、御数寄屋、小細工人詰所、女中部屋、諸座敷、番所

蔵 御角屋蔵、御進物蔵、蔵、御数寄屋蔵、御蔵、御裏蔵

門 等一御樓門、唐御門、塀重御門、北御門、御中門、桜之門、御一門方入口、大身分入口寄合入口、御三役方上り口、諸士入口、御廣敷玄関、廐入口、

その他一能舞臺、御物見臺、御納戸長屋、五正立御召御馬、雪隠(2ヶ所あり)、御風呂屋地神、池(5ヶ所あり)、御茶道通り、御廣敷廻り、

等である。これ等から城内の配置をみると唐御門より正面は虎之間にはじまり、敷舞台、御対面所と続き、城内中央部に表・奥御書院とこれらに附随する各部屋がある。二丸寄りの御池に面して御小息所等、その裏に裏御書院、裏御休息所、御子息部屋等が配置されている。

諸役座関係は東北石垣ぎわから、城内の奥まった城山寄りに配されている。

これ等の指図による位置のうち、建物の外郭部分は雨落溝等の存在が考えられることから、検出遺構も、雨落溝を中心に指図と比較検討する一方、限定されられると思われる池、雪隠等の位置関係をおさえることで、指図との照合を行った。

その結果、雨落溝①は御兵具所の雨落溝となり、雨落溝②は虎之間から御対面所にかけての建物の区画と一致する。なおこの雨落溝には3ヶ所の入口が検出されたが、これらは御一門方入口、大身分入口、寄合入口に当る。b-19, 20区の雨落溝の角はヒガキ之間、麒麟之間であろう。雨落溝⑤と⑥に囲まれたC地区建物跡は熊之間に当ることから、B地区建物跡は表御書院である。表御書院の前は庭となっているが、発掘調査でも玉砂利敷きがわずかに認められた。

雨落溝6はD地区建物跡に付くので、この建物跡は奥御書院、同様に雨落溝⑦に囲まれた建物跡は麒麟之間、サキ之間に該当する。なおこれ等に囲まれたところに指図では能舞台が記されているが、攪乱が著しく発掘調査では検出できなかった。

F地区建物跡及びG地区建物跡前は、指図の位置でいけば、二之間、牡丹之間から、水草之間を経て地震之間あたりであろうが、検出遺構の残存状況も良くなく不明確である。

雨落溝⑨付近は、指図によると御裏御書院から諸座敷にかけての地区に当るものと考えられるが、この地区も攪乱が著しく指図との対比は困難であった。

雨落溝⑩は指図によると北御門脇から直線で域内に入り、高奉行所、六組觸役所の建物と、鷺之間の間に御三役方上り口が描かれているところのもので、御三役方上り口の側の雨落溝となる。遺存状況の最も良かったH地区建物跡は鷺之間及びこの周辺の建物である。指図には井戸の記載はない。I・J地区建物跡はこれ等に続くものと思われるが、検出された遺構が不十分であるため指図との対比は難しいが、大目附座、御家老坐あたりと考えられる。

城山寄りの上段部分のK～L地区建物跡は御数寄屋蔵、御数寄屋、御納戸長屋あたりである。殊に礎石、根石から蔵と想定されることから、御数寄屋蔵、蔵に相当するであろう。

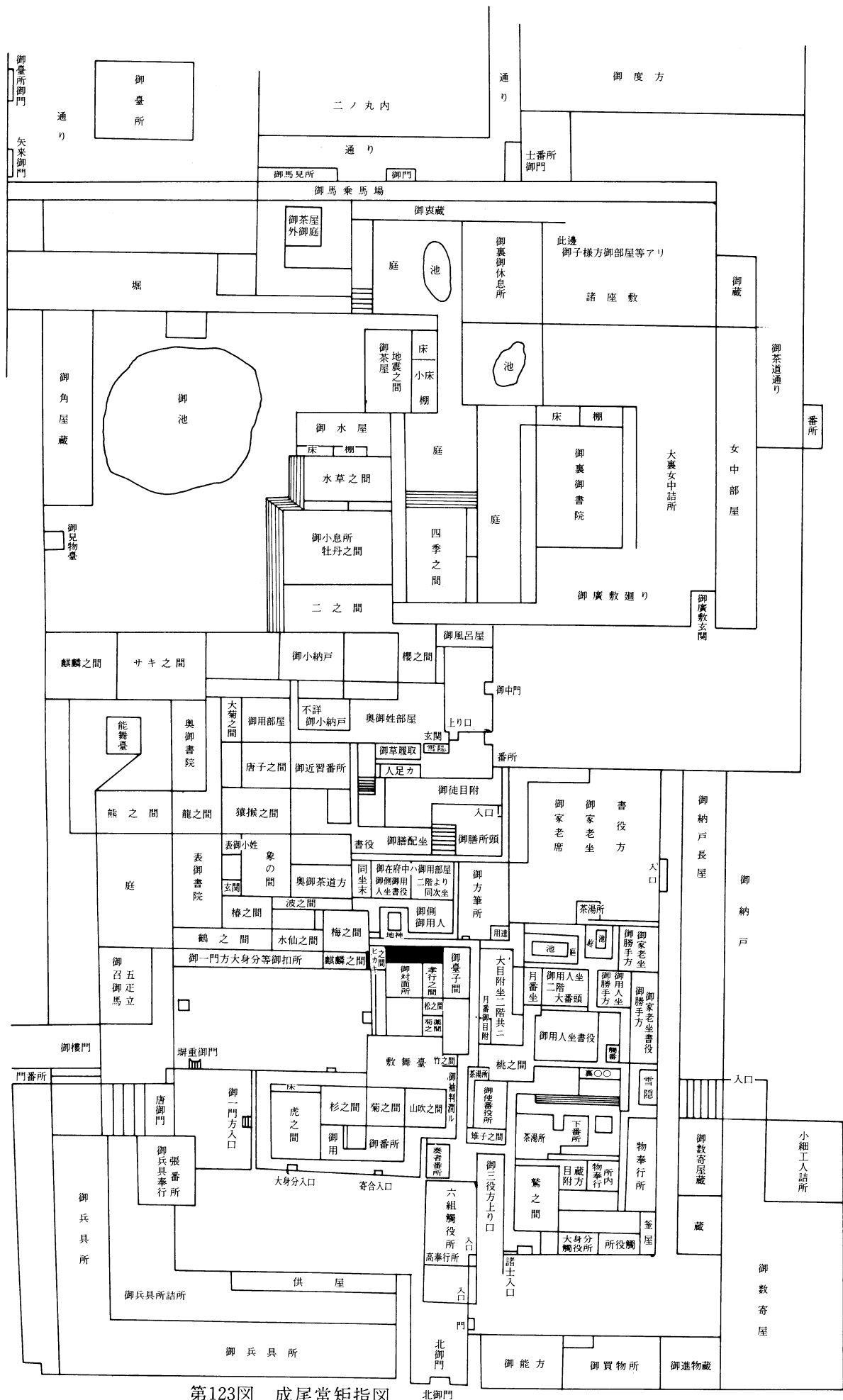
次に池である。二丸寄りの御池についてはすでに述べたように、第七高等学校プール建設ですでに消滅していた。指図と位置関係が確かめられるものは池①である。検出された池は四角形を呈していたことで、指図の池の表現も四角形であり、位置もほぼ合致する。

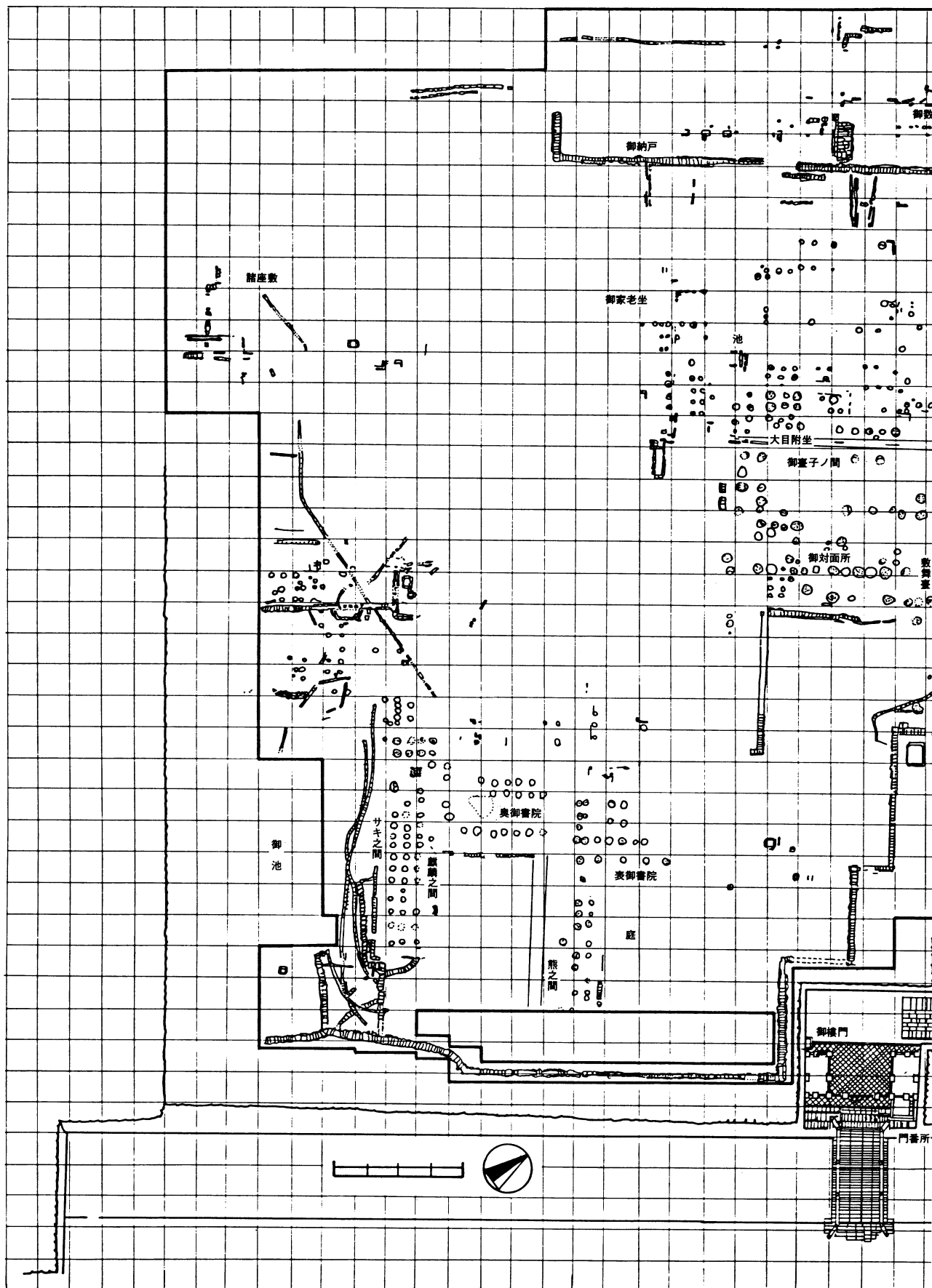
M地区建物跡は御兵具奉行張番所であろう。雪隠は指図によると城内のうち城山寄りに、階段状に表現された前に描かれている。この位置は雪隠①に当るものと思われる。

城の奥部は城山につづくものである。このうちS-8～11区に検出された切石列は、城の西端に当るものと思われるが、指図によると、御茶道通りがこの地区あたりであろう。このことは排水溝⑬の角(q-13区)は指図の御納戸長屋の南西角と一致することから是認されよう。

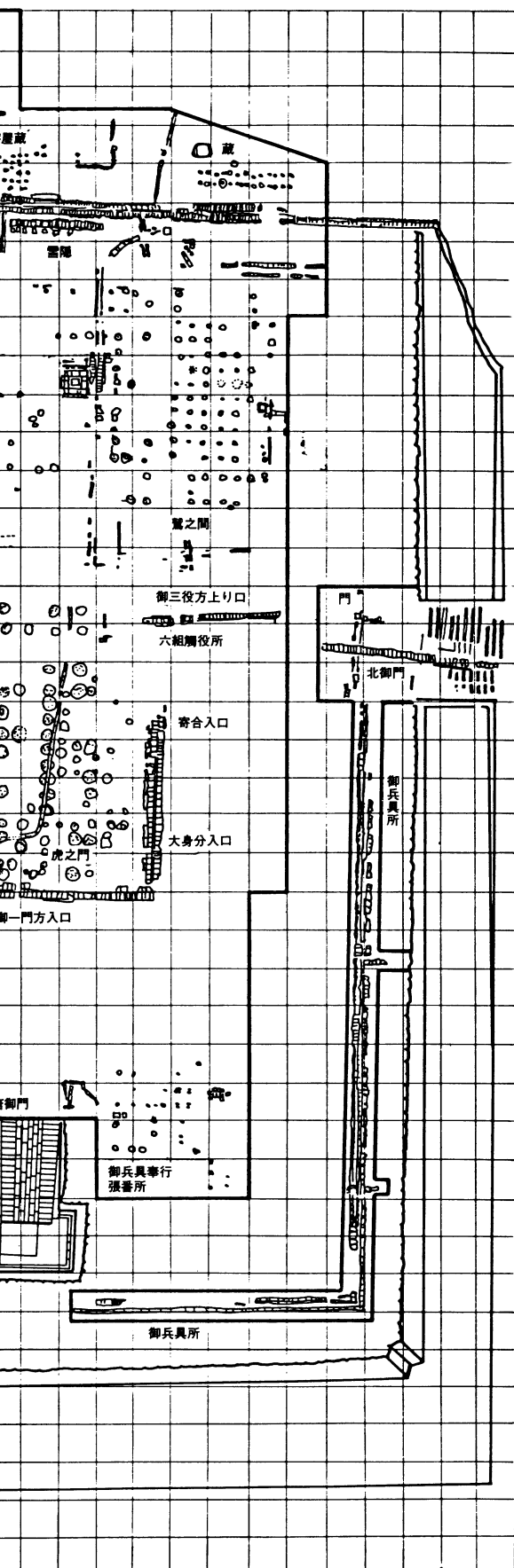
その他御能方から御進物蔵にかけての一画、御角屋蔵の周辺は未調査であるため対比はできない。御樓門、北御門は現存するので言うに及ばない。

以上、検出遺構と成尾常矩指図との対比を行ったが、細かい部屋割は別にして、全体的な配置では一致することがわかり、検出遺構に各々名称を冠することができ、本丸跡の研究に寄与した指図の存在は大きかった。改めて成尾常矩指図に負うことの重大さを知った思いである。





第124図 指図と検出遺構対照図



第Ⅷ章 城下絵図・明治初期写真

現存する城下絵図には①鹿児島城及び町割図〔寛文10年(1670)頃、鹿児島県立図書館蔵〕②正徳三年御城絵図〔正徳3年(1713)、鹿児島県立図書館蔵〕、③文政五年鹿児島城絵図〔文政5年(1822)、玉里文庫本、鹿児島大学図書館蔵〕④天保年間鹿児島城下絵図〔天保14年(1843)、鹿児島市立美術館蔵、県立図書館、明治百年記念館にも写本あり〕、⑤文政前後絵図〔五味克夫氏の考證により天保13、4年頃と推定、『薩藩沿革地図』所収〕、⑥旧薩藩御城下絵図〔安政6年(1859)、鹿児島県立図書館蔵〕、⑦成尾常矩指図〔磯島津氏別邸、尚古集成館、鹿児島市立美術館蔵〕、⑧鹿児島城下略絵図〔『薩摩風土記』所収〕、⑨鹿児島略図〔凌舎主人草臣『鹿児島ぶり』所収〕、⑩城山南面屋形前之図〔高木善助『紀行篇画帖』〕⑪藩政時代鹿児島市街図(県立図書館蔵)⑫城下切絵図(県立図書館蔵)⑬鹿児島城下絵図(鹿児島県立図書館蔵)⑭藩政時代鹿児島市街地図(東京大学史料編さん所蔵)等が挙げられる。

写真は尚古集成館に多数現存するうち鹿児島城関係は5葉である。

以下絵図、写真の順で各々について略述する。

- ①鹿児島城を中心に侍屋敷を白、町を黒く書き分けている。鹿児島城は正面の堀と大手橋、石垣の上には入母屋の建物と堀を画き、本丸部を「大隅守殿居宅」二丸部を「薩摩守殿居宅」とし、殿舎等は描かれていない。城山には大隅守殿居宅から「屋敷内よりの道」、薩摩守殿居宅の左上の大手門、岩崎谷口にも門が描かれている。山上には番所武道具屋等の建物を描き注釈を記載する。

そのほか海より引いた堀、岩崎谷口に祈祷所、正面に犬追物馬場や、甲突川は浅き砂川と記されている。この絵図は、「大隅守」、「薩摩守」の名称で注記するとともに山上の諸建物等や居館から城山に通ずる道や大手門等の記載から、城山が山下の居館と一体となっていたことがうかがわれることなどから、本絵図は初期の様子を残したものである。

- ②鹿児島城を中心に正面及び北東に侍屋敷を描いている。石垣は二丸境にカギ形に折れ城山際まで続く。この石垣の石側に「薩摩守居宅」、左側に「嫡子部屋 栖之内居宅」と記す。唐御門は剥落があるが、向こう唐門の表現が読みとれる。また二丸の石垣には長屋を描き、朱字で「此所ニ張紙を附其張紙ニ此長屋を堀ニ相直申度候而書出申候」とあり、二丸前にも朱字がある。本丸と廐の境は石垣で囲み切妻屋根の番所がある。

口上覺
松平薩摩守城下薩州鹿児島、近年度之及大火、殊當年者爾度薩摩守居宅近邊迄類焼仕タ、然煮薩摩守居宅曲輪之外ニ、前々嫡子部屋
栖之内罷在タ屋敷御座内、右圍ニ所々長屋を附置申タ、又者右近邊ニ家来共差置内屋敷有之、火用心患敷御座タ間、此節右長屋を屏
ニ相直、右字来來共屋敷茂取除、薩摩守居宅に家作遠有之タ様仕度タ、此段御内意申上度薩摩守存タ、以上
(「正徳三年」
朱 巳十二月
松平薩摩守使者
阿多六郎右衛門
(薩藩旧記雜難追録四八)

とあり先の長屋を堀に直したいとの注記と一致する。

- ③縦158cm、横270cmで、鹿児島城及び磯から南泉院あたりまで描く一方、城跡、社寺等については由緒を記している。鹿児島城はコ字形の堀に御楼門橋、北御門橋がかかり、それぞれに御楼門、長屋門を描く。石垣には御角屋蔵、堀、長屋があり、鬼門除けのカギ形の石垣も表現さ

れている。二丸境の堀の角には石垣が描かれている。また御廐と本丸の門には番所が置かれ、護摩所、鐘撞樓、六ヶ所屋敷、岩崎口番所等も描く。本丸の城内は空白にし、「慶長七年^{壬寅}冬家久公上山城^上御屋敷構^而本御内貞御移生遊候^{江夏友賢ト申唐人繪張之由言傳}慶長七年^{癸卯}當文政五年迄二百廿一年^ニ罷成^リ」，「元禄九年^{丙子}四月二三日夜御城回禄」と記す。また上山城と鹿児島城の間に「慶長十五年家久公分伊勢貞昌御使を以曰置江被差越島津下總守常久^上被仰聞趣ハ太守様ハ山下^上被成御座候間上ノ山城御預被成候旨被仰聞^ニ付同年夏上ノ山^上罷移家居等出来之上八月分罷移同十八年十月妻子引越上ノ城^上罷在候」とあり、鹿児島城の築城後も引続き防備がなされていたことを示している。上山城には馬乗馬場、本馬乗馬場も記されている。本図は五味克夫著「王里文庫本「文政五年鹿児島城絵図」について」（鹿児島大学史学21）によると、「久光公御写大正五年複写」として、「蒔画書棚入附」となっており、表紙の題名には「文政五年鹿児島城総図^{久光公御写大正十五年複写}」とあると記述され、由来が説明されている。

④は多用されている絵図である。この絵図については「天保年間鹿児島城下絵図注解」（五味克夫著、大江出版社刊）に詳しい説明がなされている。縦 173cm，横 335cmの六曲半双屏風である。

本章では鹿児島城について記述する。コ字形であった堀は二丸側堀がない。この部分は角櫓下の石垣と二丸石垣部分に石垣，この石垣の上に板塀らしきものが画かれている。鬼門除の部分には「鬼門隅欠之図」とあり，堀に柵が描かれている。石垣には二丸寄りに御角之蔵があり，しっくい塀を経て御楼門となる。御楼門よりは長屋となり，北御門に続く。北御門は長屋門に描き「北ノ御門」と記す。城内には「虎之間」，「御兵具所」，「御対面所」，「御書院」，「御納戸」，「御本丸大奥」の注記がある屋根は桧皮葺様に表現し，棟は箱棟とする。瓦葺屋根は御兵具所，御納戸である。

⑤は第1新橋ヨリ立馬場通韃韃冬冬磯迄。第二立馬場ヨリ廻冷水城ヶ谷妙谷寺草牟田迄。第三吉野橋ヨリ下川内，池之平迄。第四図武橋高麗町橋ヨリ武三尾崎御屋敷芝立松迄。第五錦崎西田橋新上橋柵木馬場ヨリ常盤寿国寺迄。の5図のうちの1つに当るものである。町割、屋敷居住者、敷地坪等詳細に記入されている。鹿児島城はコ字形の堀に2つの橋が架かり，石垣の上には，御角櫓，御楼門，塀が描かれ，城内は空白となる。城の正面は空地をはさみ，「御用地」，「演武館」，「造士館」が並び，その周辺に島津讃岐，島津図書，入来院平馬，肝付主殿，御蔵地小松相馬等の屋敷が配されている。

⑥は縦 346cm，横 452cmの絵図で，武家屋敷，諸役所，神社，寺院等を詳細に記し，色別もなされている。城は堀（二丸側の堀は記入されていない）と2つの橋を描くのみで，城内は空白になり「御城」と記すのみである。城の正面は空地をはさみ造士館，演武館等は絵図⑤と同様である。この周辺には赤色で塗られた屋敷が並ぶ。注記には「達貴聞屋敷直接被仰付夕場所屋敷」とあり，これに刻当するのは島津讃岐，島津図書等御一門方と呼ばれる4家や曰置，花岡等の各島津家やそれに準ずる大身分の屋敷である。またこれ等の屋敷に面した道路は緑色で塗られ，同様注記には「達貴聞屋敷直接被付^リ馬場通」とある。本図は「旧薩藩御城下絵図」（五味克夫著『日本の市街古地図』廉島出版会）に紹介，詳述されている。

⑦は第Ⅶ章で述べたものである。城内の指図のほか、周辺の絵図が鹿児島市立美術館蔵には付く。指図の成立事情、作成者等については五味克夫先生の玉稿に記述されているところである。⑦-2は指図に付く、本丸等の略図で、瓦葺は赤く塗り表現する。

⑧は『薩摩風土記』所収のもので、御楼門、角櫓、堀、石垣、大手橋等が簡略に描かれているが、位置は他の絵図と同様である。『薩摩風土記』の成立年代は、五味克夫先生の考證では文政4年(1821)頃と推定されている。

⑨は天保6年7年頃(1835)薩摩に来遊した凌舎主人草臣の見聞記の中に描かれた略図である。角櫓、御楼門に囲まれた城内には「⊕」の御紋と「御本丸」を記す。本丸の周辺には屋敷居住者の名前を記載する。

⑩は文政11年(1828)から天保10年(1839)にかけて鹿児島を訪れた高木善助の写生画『紀行篇画帖』の城下図である。城内はやや粗いタッチで各建物が描かれているが、屋根や、箱棟の表現はこれまでの絵図とほとんど相違はみられない。虎之間に当ると思われる建物は入母屋風に描く。堀には柵が設けられている。⑪～⑭はその他の絵図である。

写真①、②、①-2は御楼門を中心に正面より撮影されたものである。

御楼門は入母屋造、瓦葺の重層門である。連子を中心に他の壁はなまこ壁である。屋根にはシャチホコが対に乗る。門際には門番所も見る。

御楼門の右側は狭間をもつ入母屋造、瓦葺、なまこ壁の建物、左側は堀につづき、角櫓を見る。

③は鬼門除けのある東北隅から正面及び北御門方向を撮影したものである。石垣の上には、瓦葺、入母屋造の長屋で、正面の建物は上部に狭間を配し、壁はなまこ壁である。北側の建物は棟が一段低く、壁には狭間が付く。北御門は瓦葺、切妻屋根の長屋門であろう。

④は「御池」の橋からE地区建物跡を望む方向の写真である。建物は瓦葺、寄棟造りで土庇の付く書院造で、正面、石垣寄りには棟が変る。

池は折曲した浅い池で、水源は瀧石組をつたい流れ落ちている様子がみえる。

池には石灯ろうや橋が架かる。石橋ぎわの石には「九阜橋」と刻まれていることが、現存するこの池の石によってうかがい知れる。

⑤は④の橋よりやや正面、石垣寄りから撮影されたものである。右側には④の屋根がわずかに写っていること、池の石灯ろうは④の石灯ろうと同一であることから⑤は④の建物の続きである。指図によると棟変り部が「御小納戸」、続いて「二之間」、「牡丹之間」、「水草之間」、「御水屋」となる。平木葺の屋根に土庇が付く書院造りである。御小納戸には格子が見える。他に沓脱石、手水鉢等が見える。

⑥は「御池」の一部である。撮影方向は石組、背景の植込み、塀らしきものが、④の方向と違うことから、城内、麒麟之間の前から二丸寄りの撮影ではなかろうか。

イヌマキ、ソテツ等の植込みのほか、石灯ろうが見える。この石灯ろうは④に見える石灯ろう際の植木と同一であることから④の石灯ろうである。

第Ⅸ章 鹿児島(鶴丸)城本丸関係略年表 (附、島津家歴代藩主系図)

和 暦	西暦	こ と が ら	和 暦	西暦	こ と が ら
万寿3	1026	大宰大監平季基、島津庄を開発	元禄9	1696	鹿児島大火、城内に延焼、本丸焼失
文治1	1185	島津忠久、島津庄下司職に補任さる。	元禄16	1703	城下南方、南東門、東北堀埋没のため浚渫の願許可
建久8	1197	島津忠久、薩隅守護職	宝永1	1704	鹿児島城、対面所、小番、大番所完成
安貞1	1227	島津忠時、薩摩守護職	宝永4	1707	本丸作事終了
興暦2 慶長4	1341	島津貞久・備馬楽・東福寺城を陥れる。島津氏久居城とす。	〃	〃	御門呼称変更、北御門脇之新長屋門→長屋御門御家老衆等御出入口→中之口等
慶長1 元禄4	1387	島津元久、清水城へ移る。	宝永6	1709	大願寺を鹿児島城南西に移し、南泉院と号す
応永1	1394	島津元久、福昌寺創建	正徳3	1713	絵図作成
応永18	1411	島津久豊、守護職となり、清水城へ	〃	〃	二丸、下屋敷前、火除けのため空地とする。記録所蔵屋へ
応永32	1425	島津忠国、薩隅日三州の守護職	享保12	1727	城下土居堀破損
文明2	1470	島津立久、襲封する。	享保17	1732	鹿児島下町大火
文明6	1474	島津忠昌、襲封する。	享保20	1735	鹿児島居宅、櫓虫付で解体、材木取替
永正5	1508	島津忠昌自殺、島津忠治襲封する。	延享2	1745	築地諸役座、御下屋敷長屋へ引越し
永正12	1515	島津忠隆襲封する。	宝暦5	1755	木曾川治水工事完成
永正16	1519	島津勝久襲封する。	宝暦9	1759	普請方出火、奉行所、材木蔵焼失
大永7	1527	島津勝久、島津貴久に家督を譲る。	明和3	1766	城下土居大雨のため崩壊
天文4	1535	勝久、清水城を捨て帖佐に走る。	安永2	1773	造士館、演武館出来る。
天文6	1537	島津忠良(日新)実久と紫原に戦う。	安永3	1774	国史館(記録所)落成
天文12	1543	鉄砲伝来	安永8	1779	明時館(天文館)出来る。
天文19	1550	島津貴久、伊集院より鹿児島城内に移居	天明5	1786	二丸一円とする。門の名称変更
天文23	1554	岩剣城の戦(鉄砲使用する)	文化7	1810	楼門前板橋、石橋に改め願
永禄9	1566	島津義久、守護職をつぐ	文政5	1821	玉里文庫城下絵図
天正15	1587	島津義久、豊臣秀吉に降服	天保6	1835	玉里邸完成
文禄1	1592	文禄の役、義弘15,000人の軍勢を率いて朝鮮に出兵	天保10	1839	上水道改修(享保8年(1723)創設という)
慶長2	1597	慶長の役	天保13	1842	「薩藩治革地図」所収切絵図
慶長5	1600	関ヶ原の戦	天保14	1843	城下絵図、(鹿市立美術館所蔵)三國名勝図会
慶長6	1601	島津義弘・忠恒の赦免・領国の安堵	弘化3	1846	西田石橋出来る。
〃	〃	上山城普請	嘉永3	1850	天保山砲台出来る。
慶長7	1602	忠恒 鹿児島城を築く、義弘、清水・東福寺城をすめる	安政6	1859	城下絵図(鹿児島立図図書館所蔵)
慶長9	1604	鹿児島城へ移徒(見聞秘記)	文久3	1863	薩英戦争
〃	〃	島津義久、国分新城へ移る。	明治2	1869	廃仏毀釈
慶長11	1606	楼門前板橋渡り初め	明治4	1871	廃藩置県、鎮西鎮台第2分営
慶長14	1609	琉球を平定	明治5	1872	明治天皇行幸
慶長17	1612	御楼門柱立	明治6	1873	本丸炎上、成尾常矩指図(明治11年改写)
慶長18	1613	堀普請・蔵の柱立	明治10	1877	二丸炎上、西南戦争
慶長19	1614	大坂冬の陣	明治17	1884	(県立)中学校 造士館設立
元和1	1615	一国一城令	明治34	1901	(官立)第七高等学校造士館設立
元和3	1617	家久、松平の称号受く、幕府の領地高判物受く (60,5607万石)	昭和20	1945	空襲により校舎全焼、石垣一部崩壊
寛永2	1624	家久、江戸常住	昭和27	1952	鹿児島大学文理学部全焼
寛永14	1637	島原の乱	昭和32	1957	鹿児島大学医学部、鴨池町より移転
寛永16	1639	城屋敷立替・石垣修補	昭和35	1960	石垣一部崩壊
正保2	1645	鹿児島海岸石垣築造及び浚渫につく幕府の許可受く	昭和49	1974	鹿児島大学医学部、宇宿町へ移転
慶安3	1650	大雨により鹿児島城破損	昭和53	1978	発掘調査(昭和54年まで) 昭和58年歴史資料センター黎明館開館
寛文4	1664	鹿児島城石垣崩壊			
寛文8	1668	鹿児島城下堀、浚渫の願を許さる。			
延宝5	1677	鹿児島城東北門破損、東北に新規建立願許可			
延宝6	1678	鹿児島下町大火			
延宝8	1680	鹿児島大火(田尻殿大火)			
天和3	1683	二丸建直し			
元禄2	1689	鹿児島大火			
元禄3	1690	鹿児島城下荒田町焼失			

第X章 まとめ

今回の発掘調査で、建物跡、雨落溝、排水溝、池、井戸、上水道石管、水漕、その他の水利施設、橋、門、雪隠、階段等の遺構と、薩摩焼を主体に、伊万里焼、琉球焼の、碗、皿、菜入小形容器、蓋置、猪口、餌入、高坏、水盤、香炉、風炉、鉢、甕、植木鉢、すり鉢、壺、徳利、花生、水注、茶家、茶家蓋、燭台、瓦、埴、釘、かんざし、鏡、古銭、印判染付等の遺物が出土した。

遺構は重複、遺構間の切合いや、検出された遺構の配置と、現存する絵図、写真の比較検討の結果、明治6年(1873)焼失時のものであることが判明した。鹿児島城本丸は元禄9年(1691)焼失し、その後約13年の歳月を経て再建され明治に至っていることから、今回検出遺構は元禄9年以降から廃城時のものである。このことは出土遺物が、ほぼ近世中期以降に集中することからも肯認されることである。

検出遺構のうち建物跡の平面形は寸断があるものの、当時の殿舎平面を知ることができるが上屋構造等については、現存する指図、絵図、写真等から類推するのみである。

まずA地区建物跡は瓦葺で箱棟の建物が想定される。この建物跡は表門「唐御門」に相対する玄関口に当り、「虎之間」と呼称する。この部屋には「杉之間」、「御番所」、「菊之間」、「山吹之間」が田字形に配され、「敷舞台」、「御対面所」へと連らなる。敷舞台は舞台を取り外しできる能舞台とみられることから、饗応作法として欠くことのできない能が行われた場所であろうし、御対面所は、接客、対面のものであることから、接客、対面の行われる書院造の建物で表向きの場所である。部屋への入口も「御一門方入口」、「大身分入口」等その身分によって規制する一方、対面所の前には広く庭をとり、塀重門も構える配置は近世武家社会における諸作法にかなった殿舎配置とみることができる。

B、C、D地区建物跡は、「表御書院」、「奥御書院」を中心に各部屋が囲まれている。そして、この書院には前庭を設けることもA地区建物跡と同様である。奥御書院の前には常設の能舞台が設置され、熊之間より橋掛りが表現されている。この地区も表向きの建物であろう。

A～D地区に共通していえることは、根石径、深さともに大きく、強固にしつらえていることである。ことにA地区建物跡の根石は他の建物跡に比較して大きい。

これに対し、E、F地区建物跡は根石も小さく、使用された石材も軽石を多用し、やや軽い感じを与える。指図でみる平面は部屋が一行に配され、これまでの建物と趣を異にする。現存する写真でも、瓦葺、平木葺の平屋に土庇が付く数寄屋造りである。部屋名に「牡丹之間」があり、これには「御小息所」と注記していることや、藩主が二丸や、神社参詣の道順として、「御里通」から「桜之間御中門より御入」(列朝制度)等あることから、内向きの建物であることが知れる。この建物には沓脱石、手水鉢が置かれ、庭には、折曲した浅い池泉があり、水源は瀧組石が組まれている。水源は享保8年(1723)設置されたという上水道石管の水を利用していることは、上水道石管①～③の終末がほぼこの水源とみられる位置であることからもうか

がい知ることができる。この一列形の平面，数寄屋造り，水源に享保8年以降の上水道を利用したことをあわせ考えるとこの建物は元禄大火以降の建物であることは明白である。

この建物に続く二丸，城山寄りの大奥部については破壊が著しく見るべき遺構の検出はなかった。

次にH～L地区建物跡である。これ等の建物は諸役座関係の建物であることは指図や絵図の配置によって知れる。I地区建物跡やその奥部には「二階共ニ」との註記があり，二階建の建物であったことがうかがわれる。H地区建物跡は今回の発掘調査でももっとも遺存度の良好な建物であった。礎石も大受石と柄石に大小の差異があること，礎石に残された柱の焼失痕から使用材の大きさを一部知ることができた。

上段部分のK，L地区建物跡の礎石，根石間の狭さ，配置状況は他の建物跡と異っていたが指図等により蔵の建物であると推定された。蔵は「通昭録」によれば「土蔵七軒，内一軒，長三拾七間，横三間，一軒，長拾三間，横三間，一軒，長八間，横三間，一軒，長七間，横三間，一軒，長貳間，横二間，一軒，長拾一間，横二間半，一軒，長七間，横三間」とあるが，指図及び検出したものとの対比はできなかった。M地区建物跡は位置から御兵具奉行張番所に当ると考えられる。この建物は指図，絵図等では瓦葺に表現されているし，写真でもその一部をかい間見することができる。

井戸は5基検出できたが，他に北御門際には第七高等学校当時その存在が知られていたことから，6基はあったものと思われる。その他に「通昭録」では「御城山内五ヶ所出水」とあり，城山の水も利用していたし，先述の上水道も利用したであろう。水漕については天水を利用した防火用水の役割が考えられる。

上水道石管は当時としてはめずらしい耐圧式のものである。従ってこのために，接合部，石管切込み，埋設，漏水防止等さまざまな工夫がなされて城内の水を賄い，余水は城下の用に供していたのである。

池は2ヶ所検出したが，他に「御池」を含み3ヶ所が指図に示されている。検出した2ヶ所の池は部分であり全体像は把握できない。御池については写真が現存する一方，その一部は移築されたために一端をうかがうことができる。それによると水源は瀧石組とし浅く曲折する池泉で，その構造は磯島津氏別邸や玉里別邸の池泉と規を一つにするものである。石組の石は多く花崗岩を利用し，石橋際には「九阜」と刻字した石も残されている。

橋のうち北御門橋は当初，第七高等学校か鹿児島大学時代に土砂を埋めて架設されたものではないかとの推測をしていたが，発掘調査の結果，堀の幅部分も城内から続く地山がそのままであること，石垣もこの区域で終っていることなどから土橋であったと判断した。そしてこの土橋に埋設されていた暗渠形排水溝は土橋を突抜け廐の方向へ走っていることも判明した。

御楼門前の橋については第11節で記述したとおり，板橋であったものを文化7年（1810）に石橋に改め，現在見る橋となっている。上部の構造は藩主の順路である西田橋（甲突川に架かり，ここから水上坂を経て伊集院へ至る）と同一である。

門は「御楼門」，「北御門」，「唐御門」，「掘重門」，「御中門」，「桜之門」等がある

このうち御樓門は今礎石が残っている。この礎石には焼失時の柱痕があり、91×73cmを測ることから鏡柱はこの大きさであったろう。その他の構造については写真のごとく櫓門である。

指図の注記には「天保十五年^{甲辰}二月御建替始マリ同十月三日成就シテ通初ナリ」とある。また唐御門については「唐御門中二十文字御紋ニシテ脇鶴ヲ彫刻シタリ細工魚類虎之間前ノ御門ナリ」と註記し、唐御門の様子をうかがい知ることができる。

その他の遺構としては雪隠，階段，各種の排水溝，雨落溝が検出された。

石垣，堀は今回の発掘調査の区域外であったために観察により記述しておいた。石垣は凝灰岩間知石を使用した切込みハギで宮勾配をとるものである。藩政期より現代に至るまで度々の崩壊，そして修復が加えられたために，石積みに不統一が見られる。古態を良く残すところは枅形を中心とした所である。後詰めも1～2 mとやや簡素に思える。

以上検出遺構について述べたが，これ等の遺構にはさまざまな工夫が施されている。

まず雨落溝や玉石に利用された凝灰岩切石は，露呈部についてはていねいな仕上をするが，埋設部は粗く仕上げて無駄を省く。暗渠形排水溝は全て粗い仕上であること。井戸枠は外圧による圧力の集中による井戸枠のずれを防ぐため，切面にして4枚の枠石がきしむようにし，枠の埋設も一方を広く掘り広げて工事の容易さを計算している。

また雨水等から石垣を護るために排水は石垣を囲むことや，樋門を石垣の中ほどに設ける等の配慮がなされている。石垣はまた不等沈下からの崩壊を防ぐために基底部には松材の角物を胴木と使用していることも判明した。

その他，城普譜については江夏友賢なる唐人にその吉凶を占わせているが，鬼門に当る東北隅の石垣はカギ形に折れ，これを「鬼門除け」とするほか，指図にみる「地神」は本丸の区域の対角線の交点，すなわち中心部に地神を鎮座させていること等も城普譜における占い等の具顕化とみることもできよう。

遺物は薩摩焼を主体に，伊万里焼，琉球焼が出土し，器種は多様にわたっている。これ等の遺物はg、r-28～29区にかけての陶磁器溜に出土したものが大多数であり，時期は近世中期以降がほとんどを占めていた。遺物のうち碗，茶家が圧倒的に多く、これ等の中には粗悪品もみられる。伊万里焼，琉球焼は薩摩藩の交易を知りえるものでもある。

薩摩焼のうちでも，いわゆる白物のほか，黒薩摩焼といわれる日用雑器類が多数出土していることから，今回の発掘調査で得られた資料は，ほぼ役座等に使用されたものであろう。

またこれ等の陶磁器には，役座名，納入月日と思えるもの，使用者名，御紋入りのものも出土した。これ等陶磁器のほか，瓦，釘等が出土した。塼には「文政二年……」の刻書が見られるものがあった。しかしいずれも遺構と結びつくものはなく，ことに元禄焼失前と思われる遺物が認められなかったことは，焼失時の灰塵は厩隅に投棄したことをはからずも裏づける結果ともなった。いずれにしても，今回の発掘調査で多数の遺構，遺物を検出することができ，鹿児島（鶴丸）城本丸の解明にいささかでも寄与できた。しかし，藩政全般に亘る解明は，莫大であり，今後の解明に待つこと大である。

あ と が き

昭和53・54年度に発掘した鹿児島（鶴丸）城本丸跡の発掘調査報告書を刊行することができた。本城はいうまでもなく、鹿児島藩島津氏歴代の居館であった。

それだけに、発掘調査、報告書作成作業には全力を傾注したつもりである。

しかし、遺跡及び遺跡をとり巻く学問的領域は広く、かつ深く、私どもの力の及ばないことが多かった。本報告書が正鵠を得ているかどうかの不安は原稿を書き終えた今、ひたひたと波のようにおしよせてくるばかりである。

願わくば、本書をご利用いただく各位にあって、取捨選択されてご活用いただき、鹿児島城の研究が昂まることである。

最後に、発掘調査から報告書作成作業にいたる間、ご指導、ご助言をいただいた各先生方をはじめ、炎天下、桜島の灰に悩まされての発掘に従事してくださった方々、細かい作業がつづく報告書作成に従事してくださった県文化課収蔵庫の方々に深く感謝いたします。

図 版

図版一 遺跡遠景



図版二 遺構出土状況





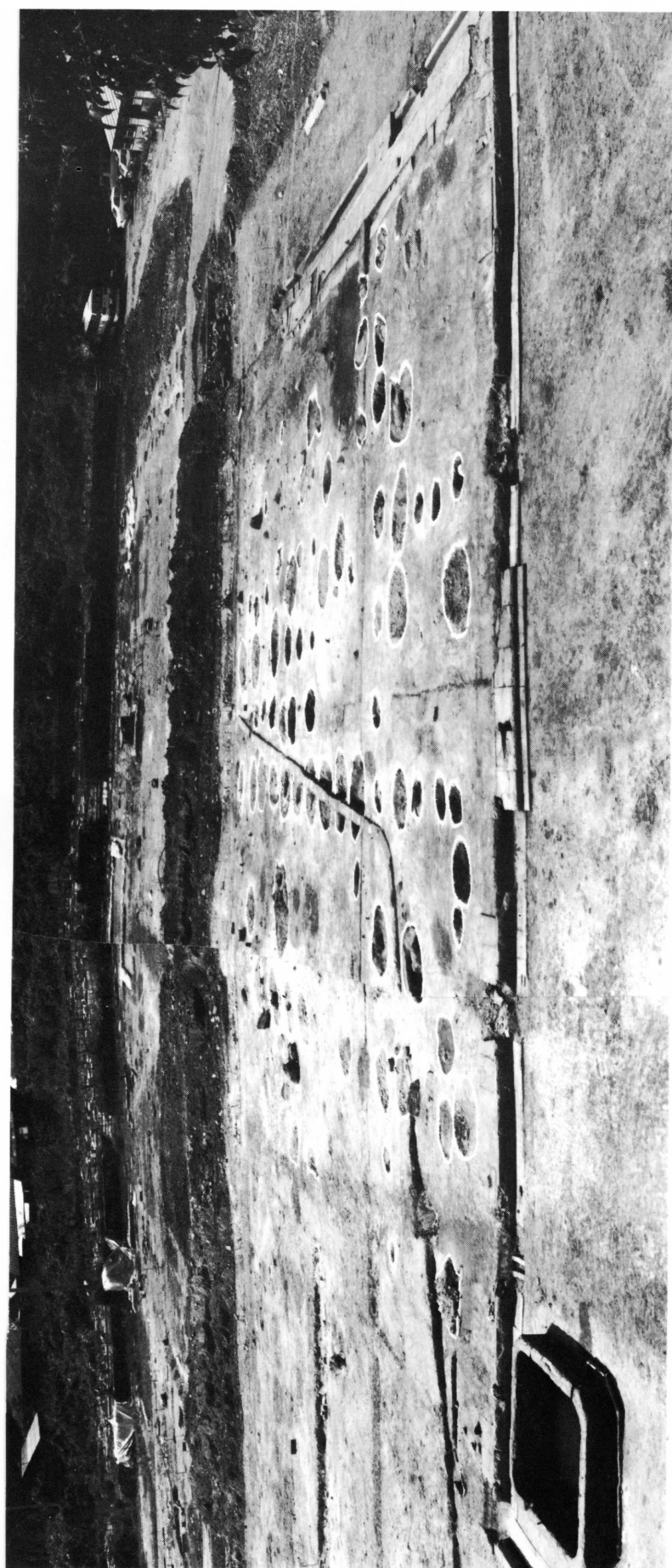
試掘状況（二〇メートル間隔のトレンチ）

発掘作業風景



土層断面

図版四 A地区建物跡



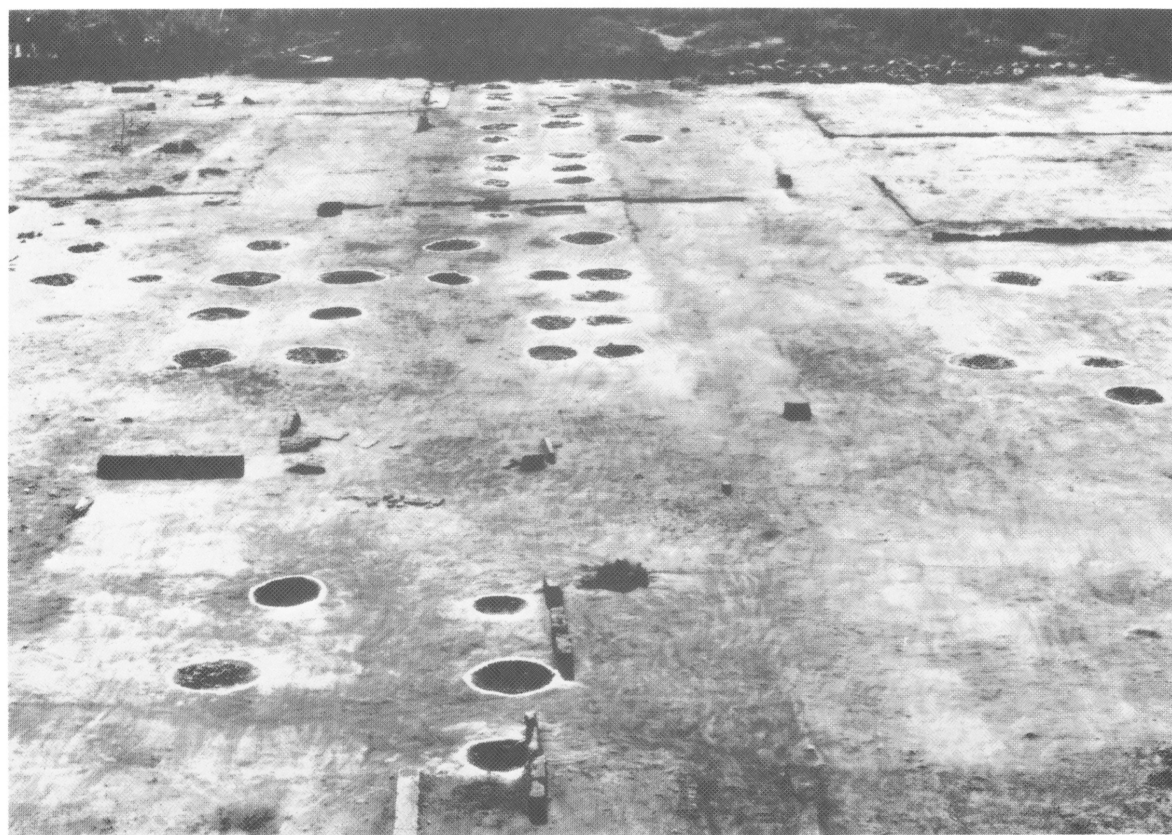
↑
「御一門方入口」

A地区建物跡 (東より)

↑
水溝



A地区建物跡（南西より）

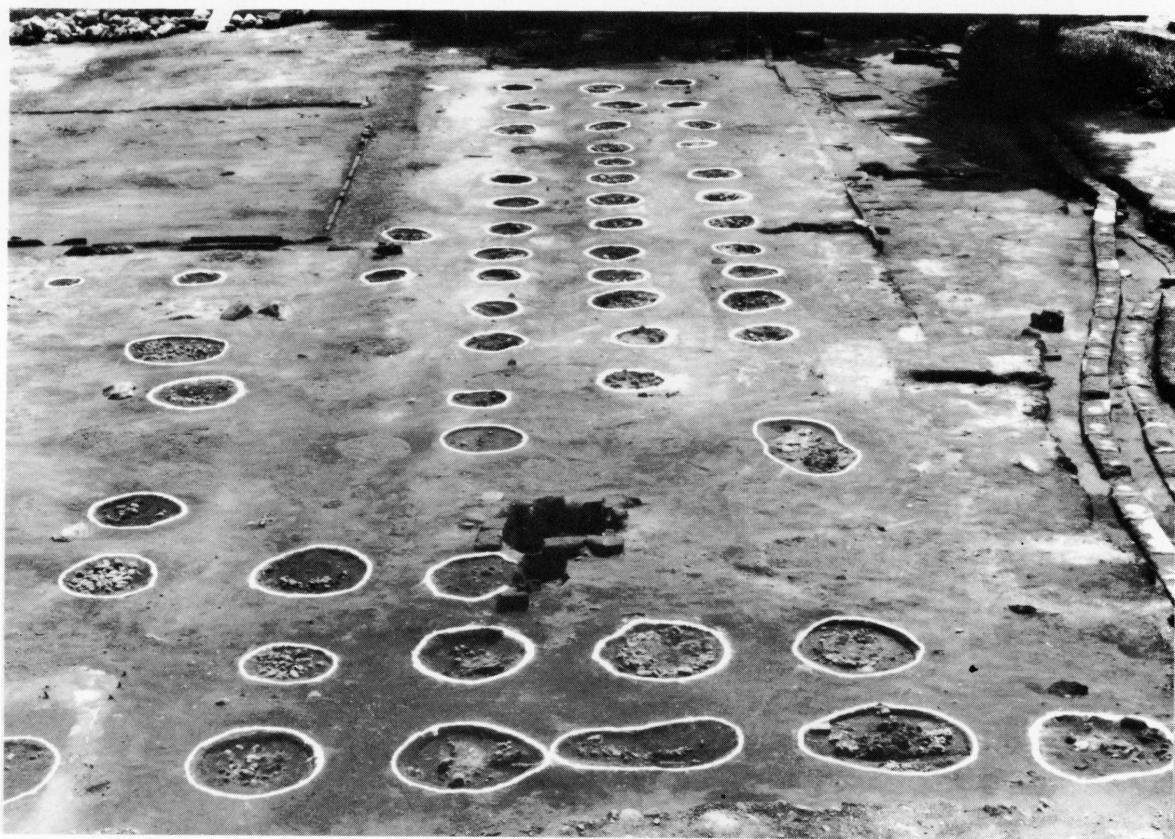
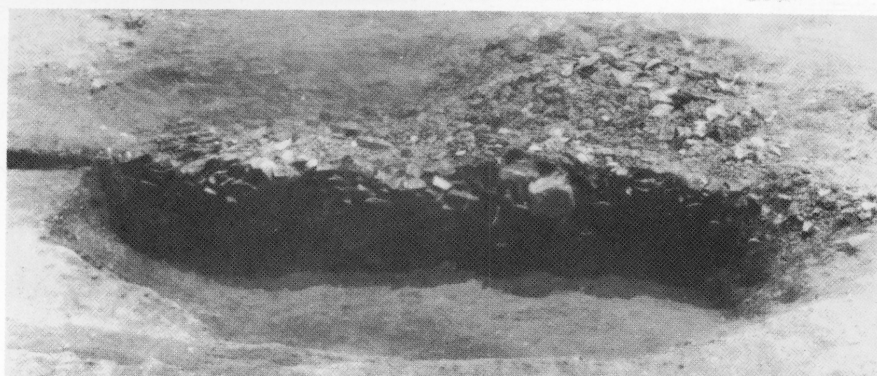


B・C地区建物跡（北西より）



D地区建物跡
(北西より)

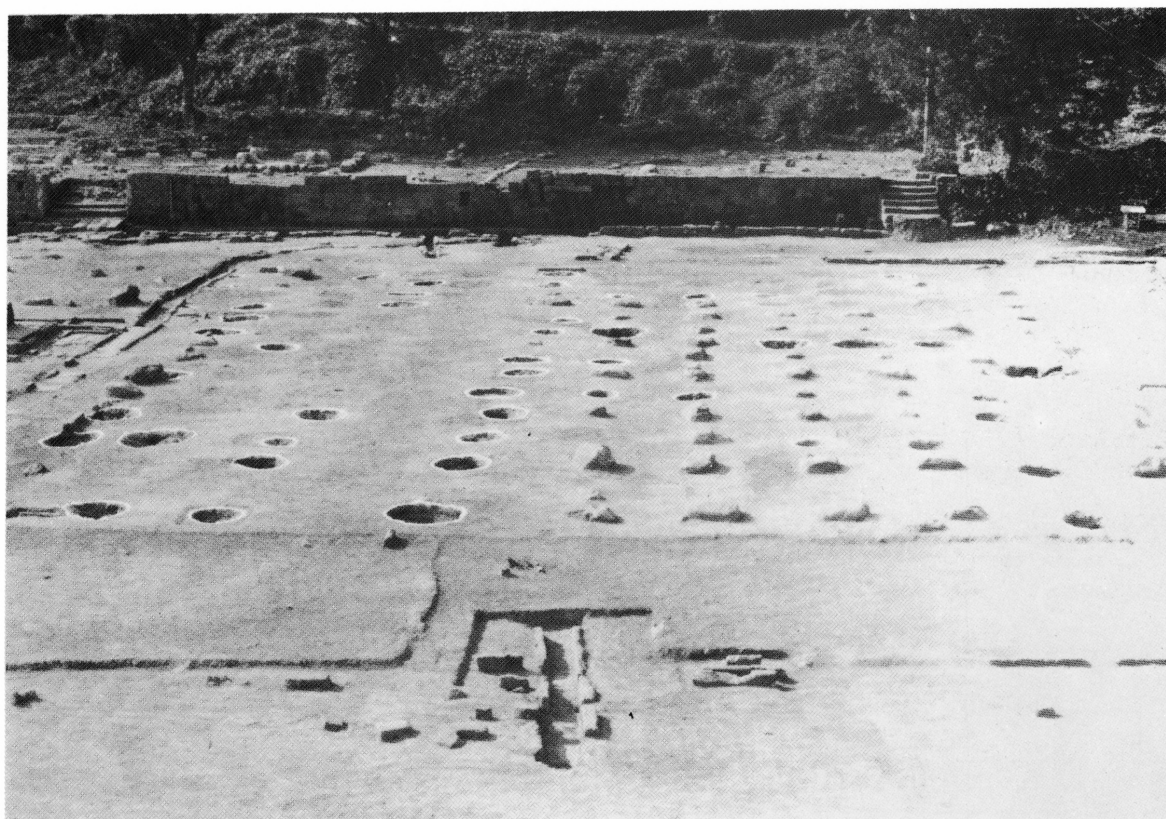
瓦溜
(E・10・11区)



E・F地区建物跡 (北西より)



G地区建物跡（南東より）



H地区建物跡（南東より）



I・J地区建物跡（北西より）



K地区建物跡（南西より）



L地区建物跡（北東から）

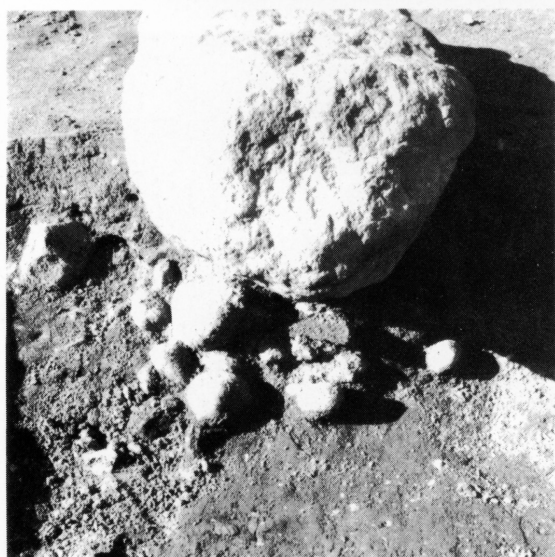


M地区建物跡（北東より）

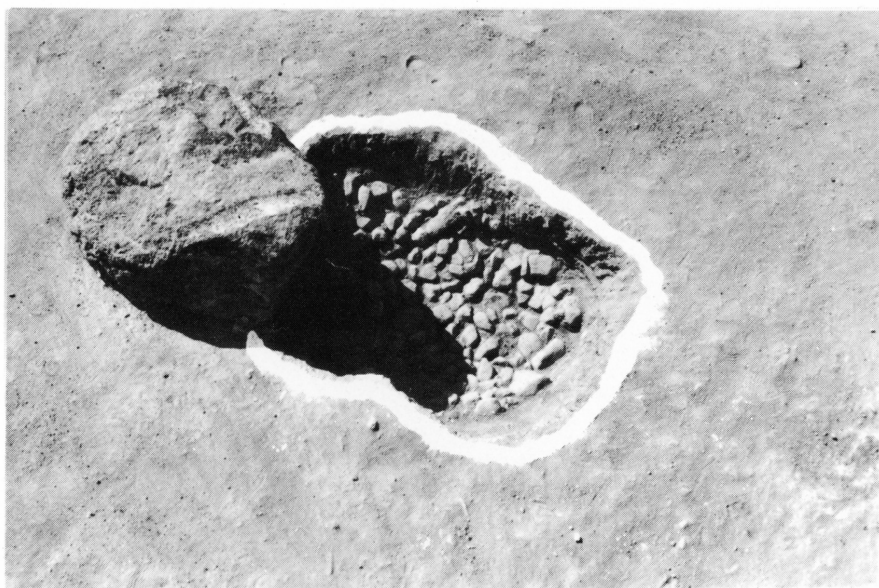
図版十
礎石



A地区建物跡



L地区建物跡



図版十二 礎石・根石・雨落溝



雨落溝②



雨落溝⑧



雨落溝①



排水溝①



雨落溝⑦

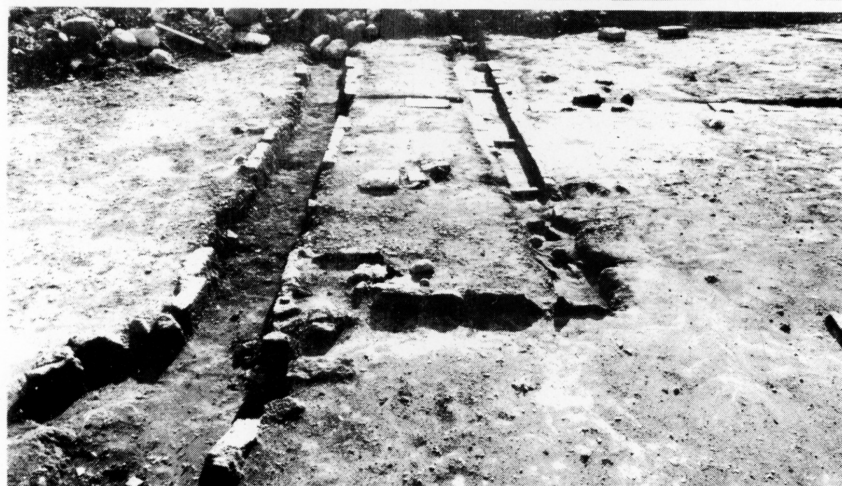
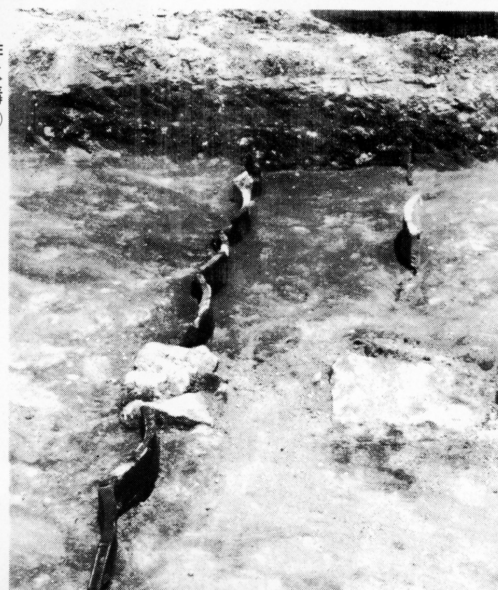


排水溝④



排水溝⑫. ⑬. ⑭

排水溝⑰

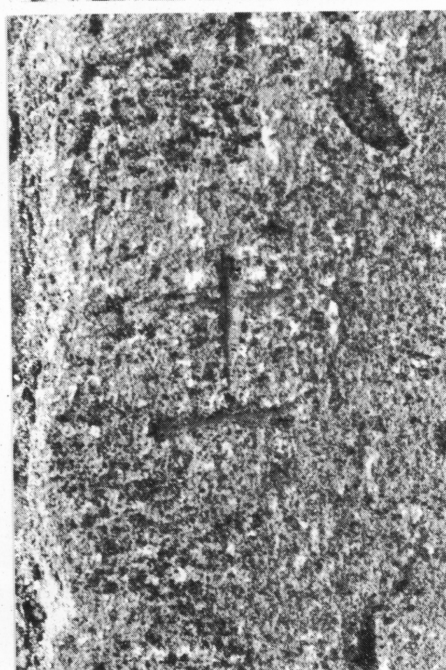




排水溝 ⑬



刻印のある側石（上は四・下は十二）



水門 (J15・6区)

池 (j・k 18・19区)



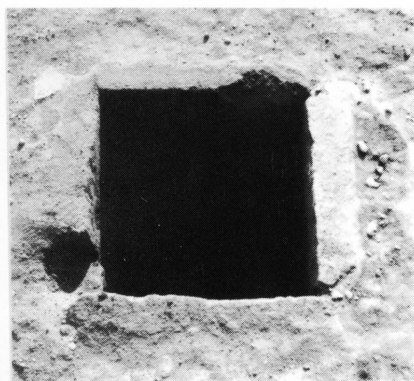
池 (c・b 17・8区)



井戸② (1-27区)



井戸③ (F-19, 20区)



井戸④ (k-6, 7区)



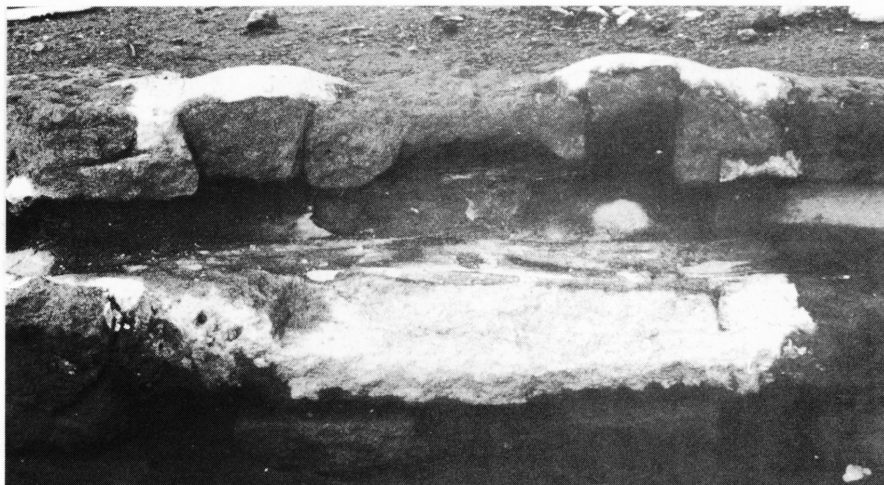
明治期上水道石管 (a~c-26, 27区)

藩政期上水道石管 (C/G-16・7区)

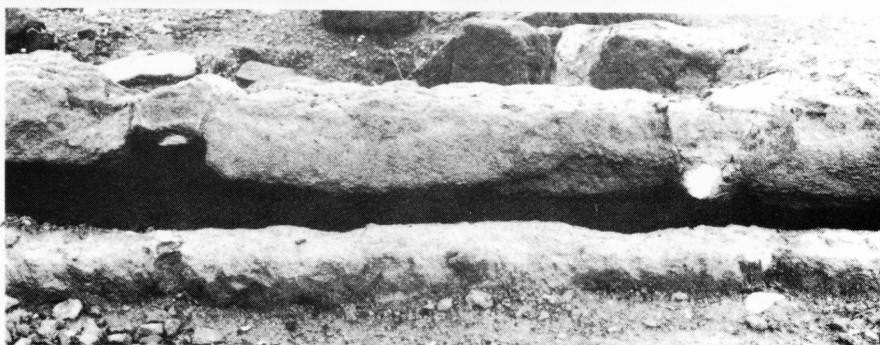
図版十八 上水道石管

藩政期上水道石管断面

(b・c | 10・11区)



明治期上水道石管 (d | 8区)



藩政期上水道石管終末部

(K・L | 7・8区)



藩政期上水道石管栓部 (b | 10区)





磯島津別邸上水道石管（現存）



玉里島津別邸高枅（現存）



天保14年絵図にみる「御用水」（現冷水町）



水 漕（C, D-24区）

図版二〇 その他の水利施設

水利施設 (C-18区)



水利施設 (D-18・9区)

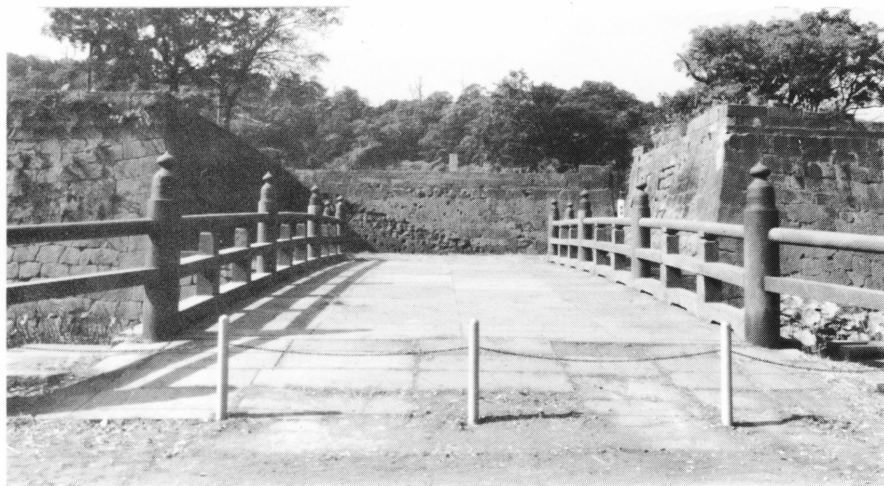


排水管

水利施設 (J, K-7区)

上水道石管

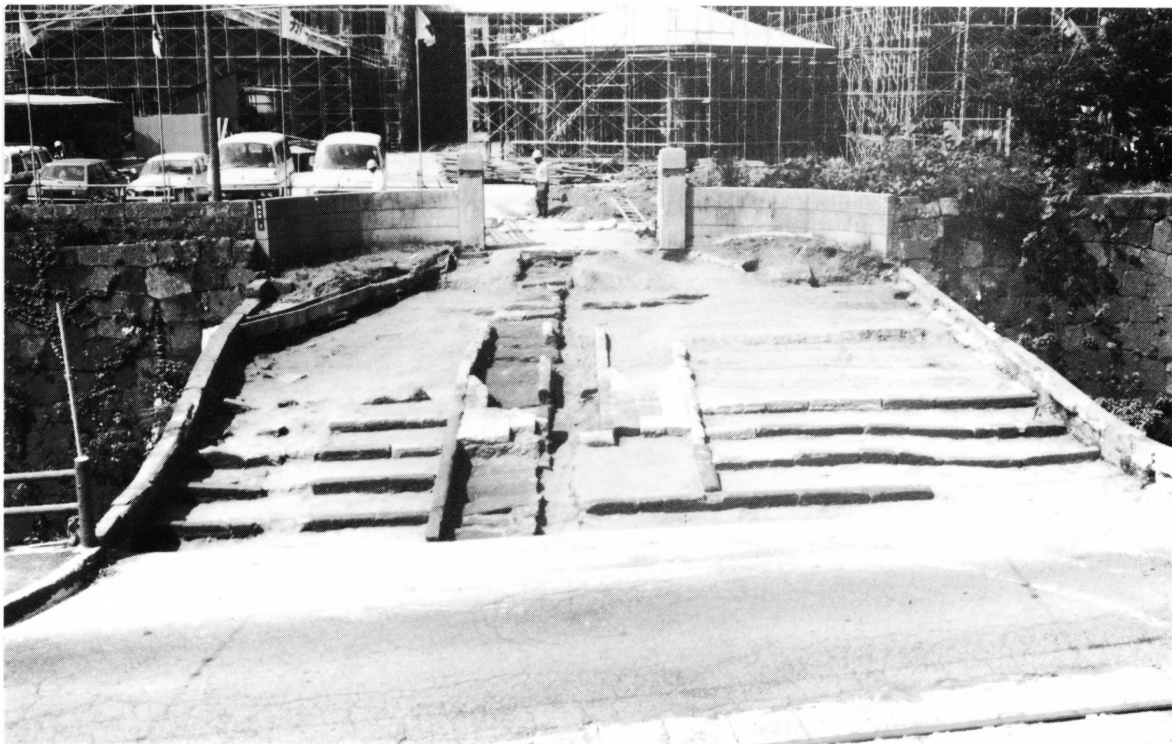
大手橋 (O・R-22・23区)



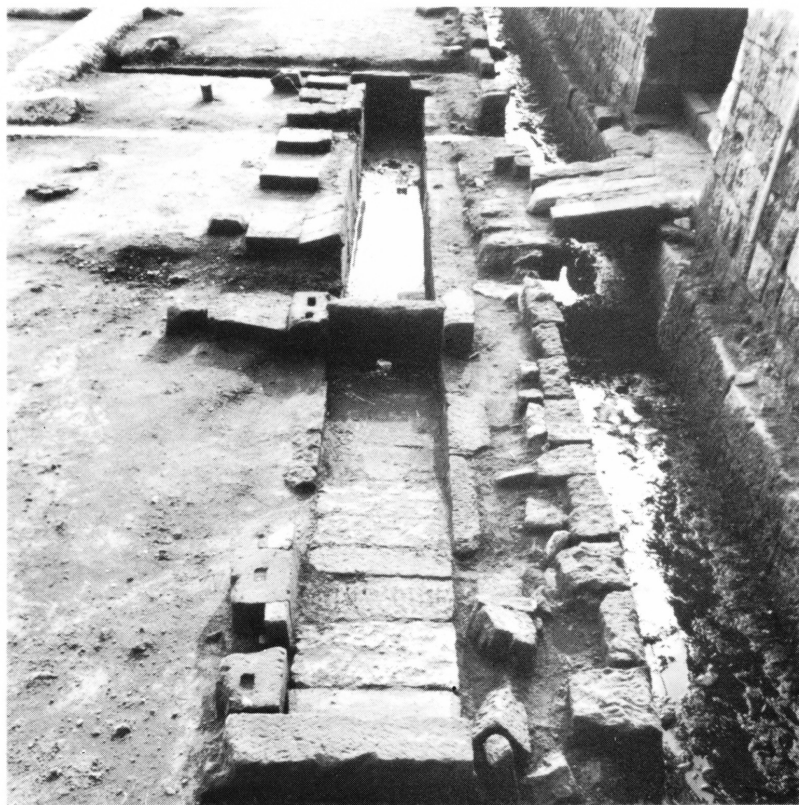
北御門橋 (d・f-36・38区)

御楼門及び枡形

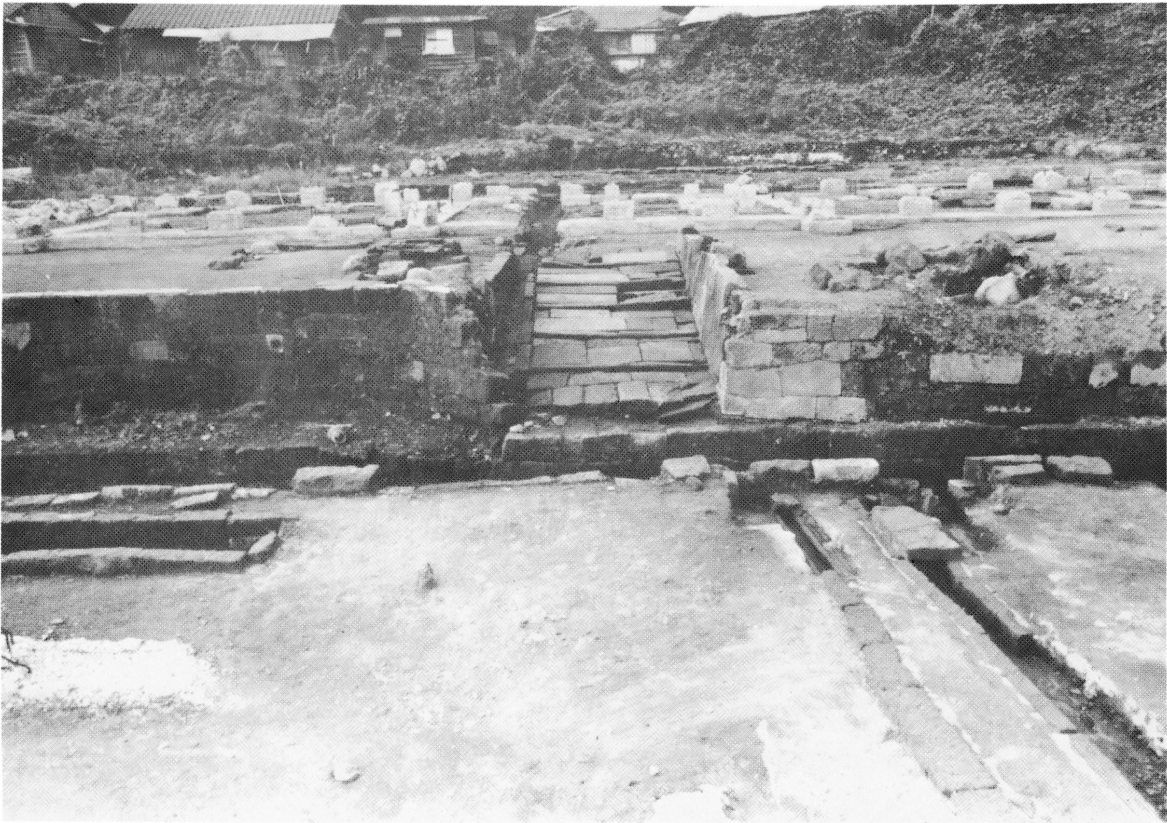




北御門 (d～f—36～38区) (北東より)



雪隠 (P—25～28区)

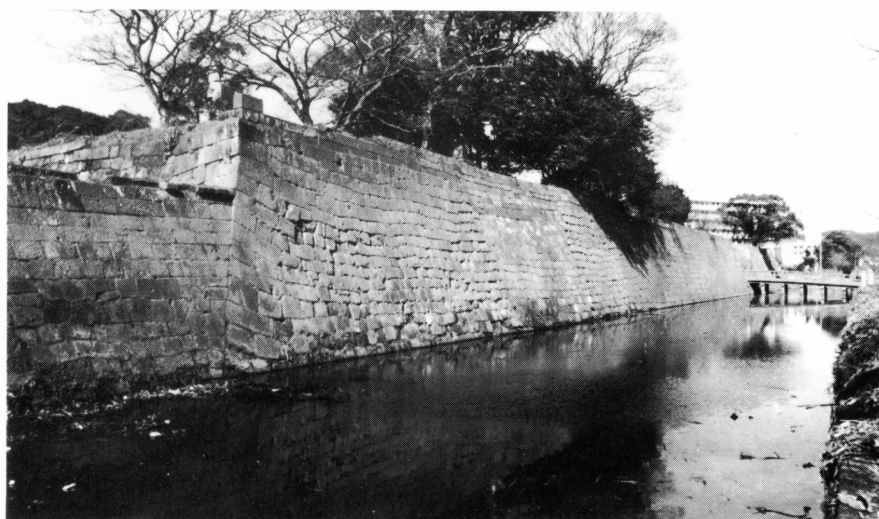


階段（Q, r-21, 22区）東南より



その他の遺構（g, h-16区）東南より

石垣及び堀



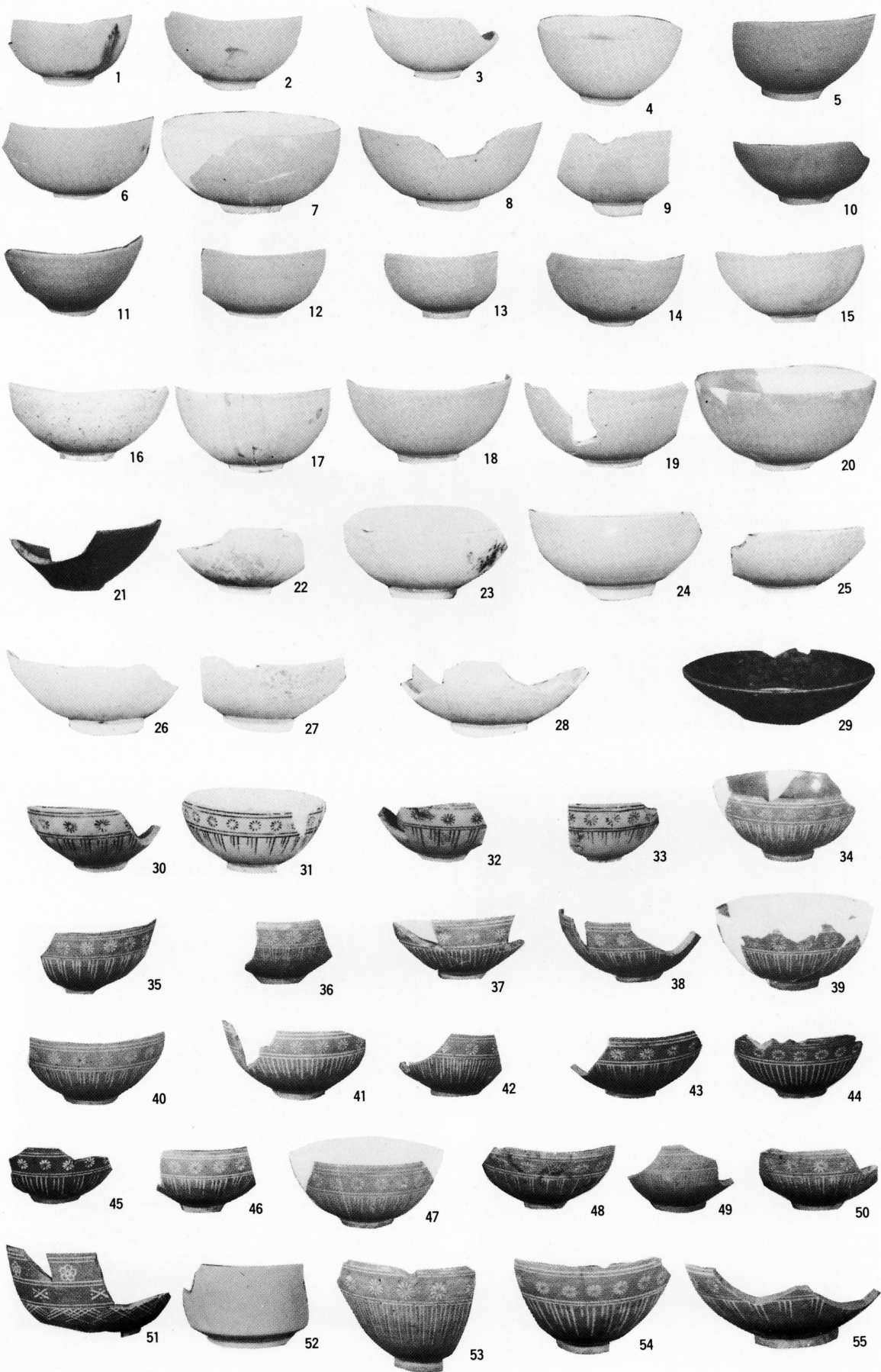
石垣（東北隅・鬼門除け）



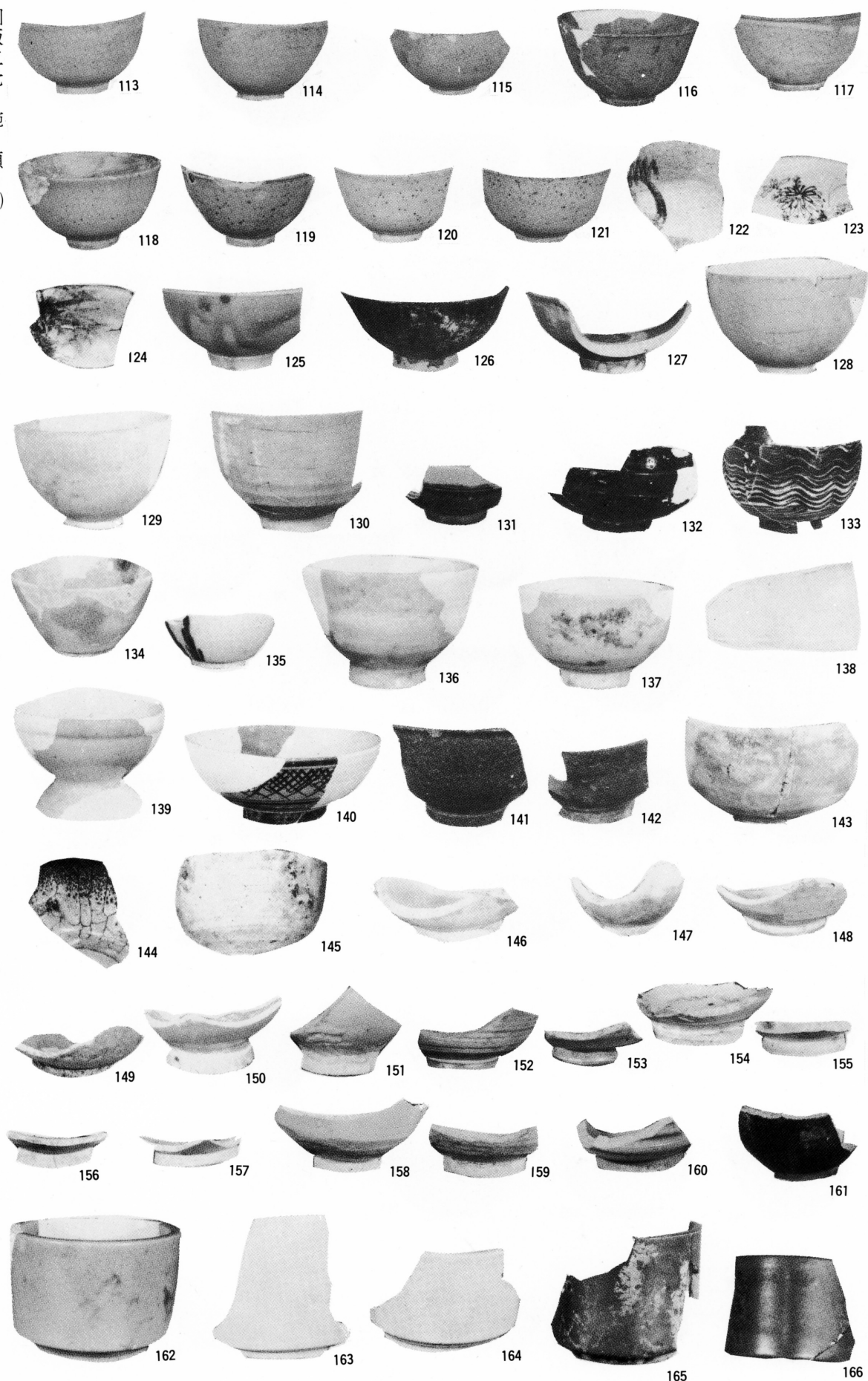
(C11区)

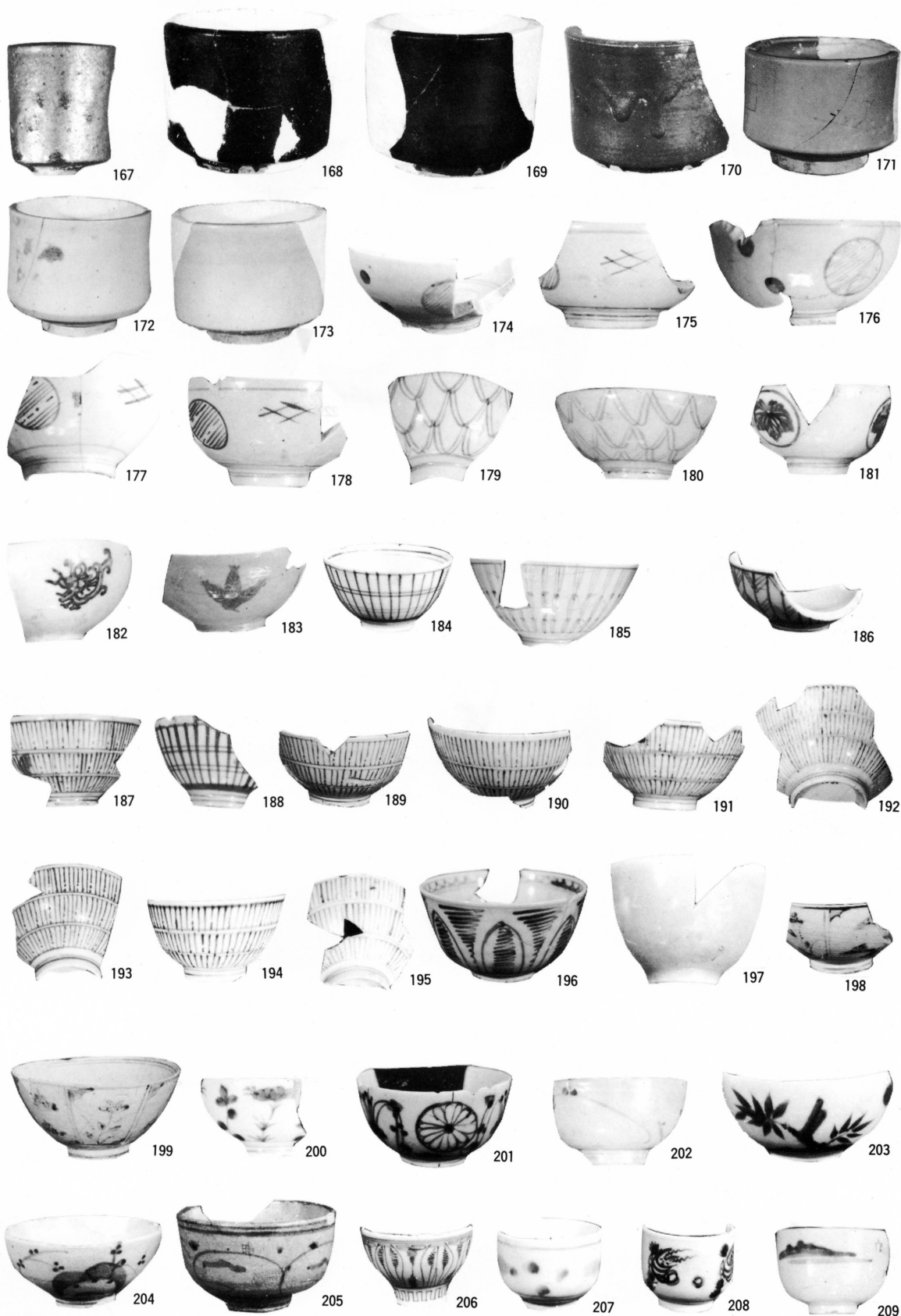
石垣後詰め状況 (D-36区)

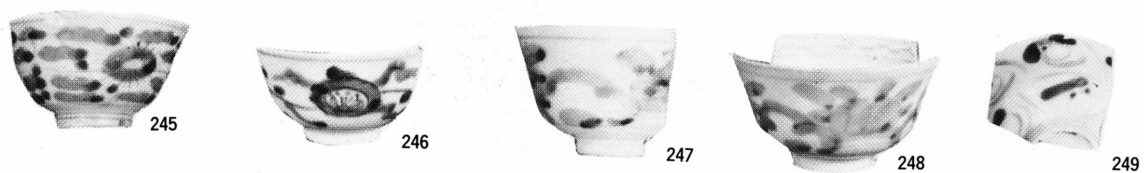
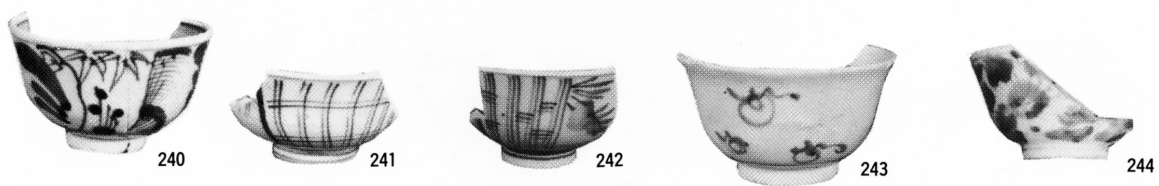
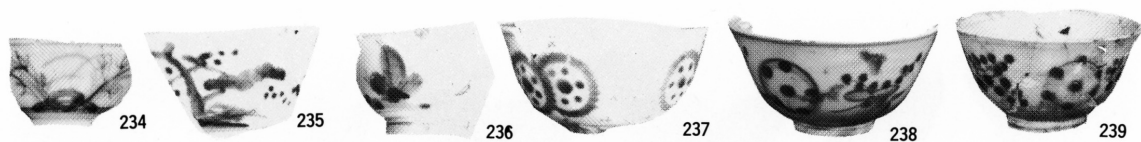
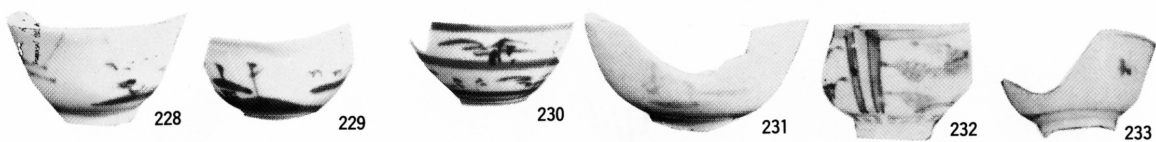
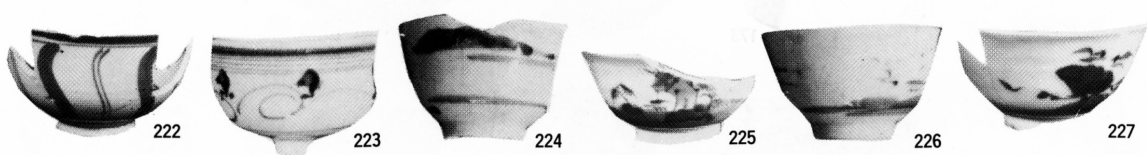
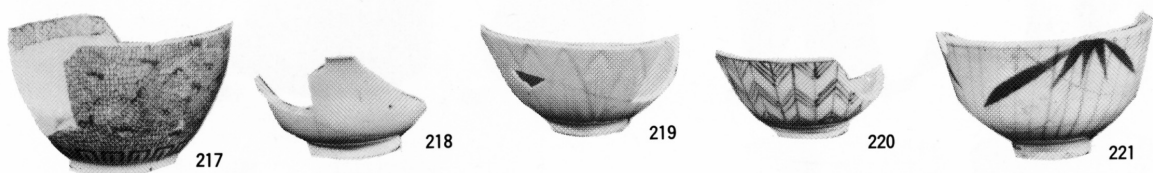
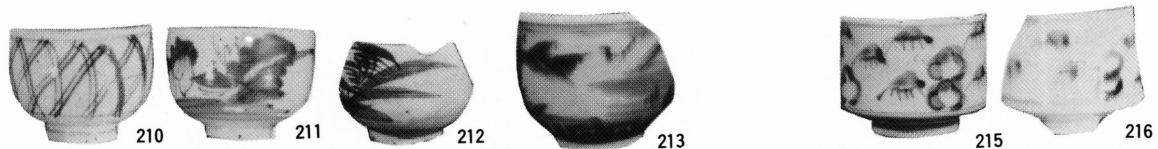




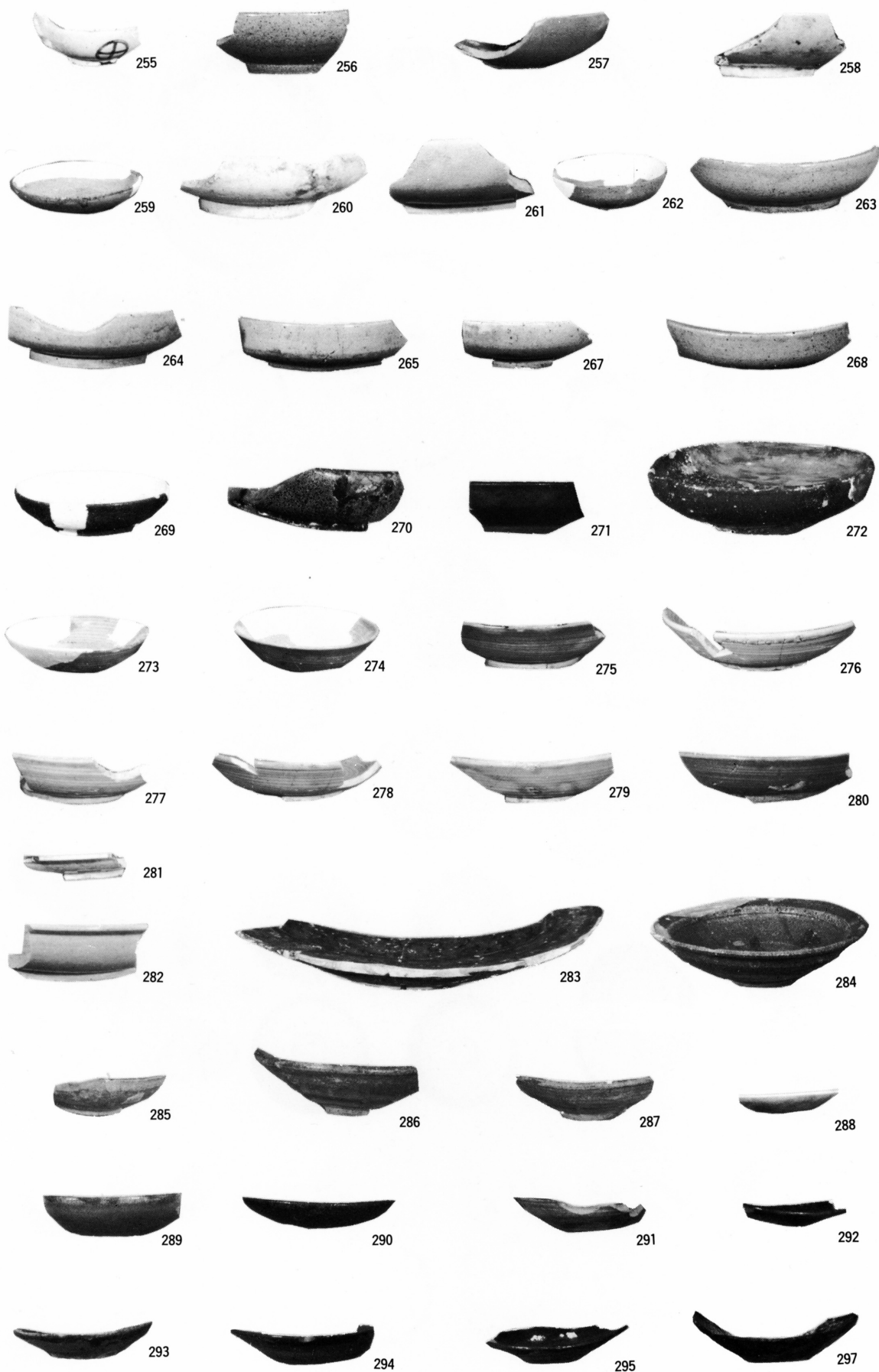


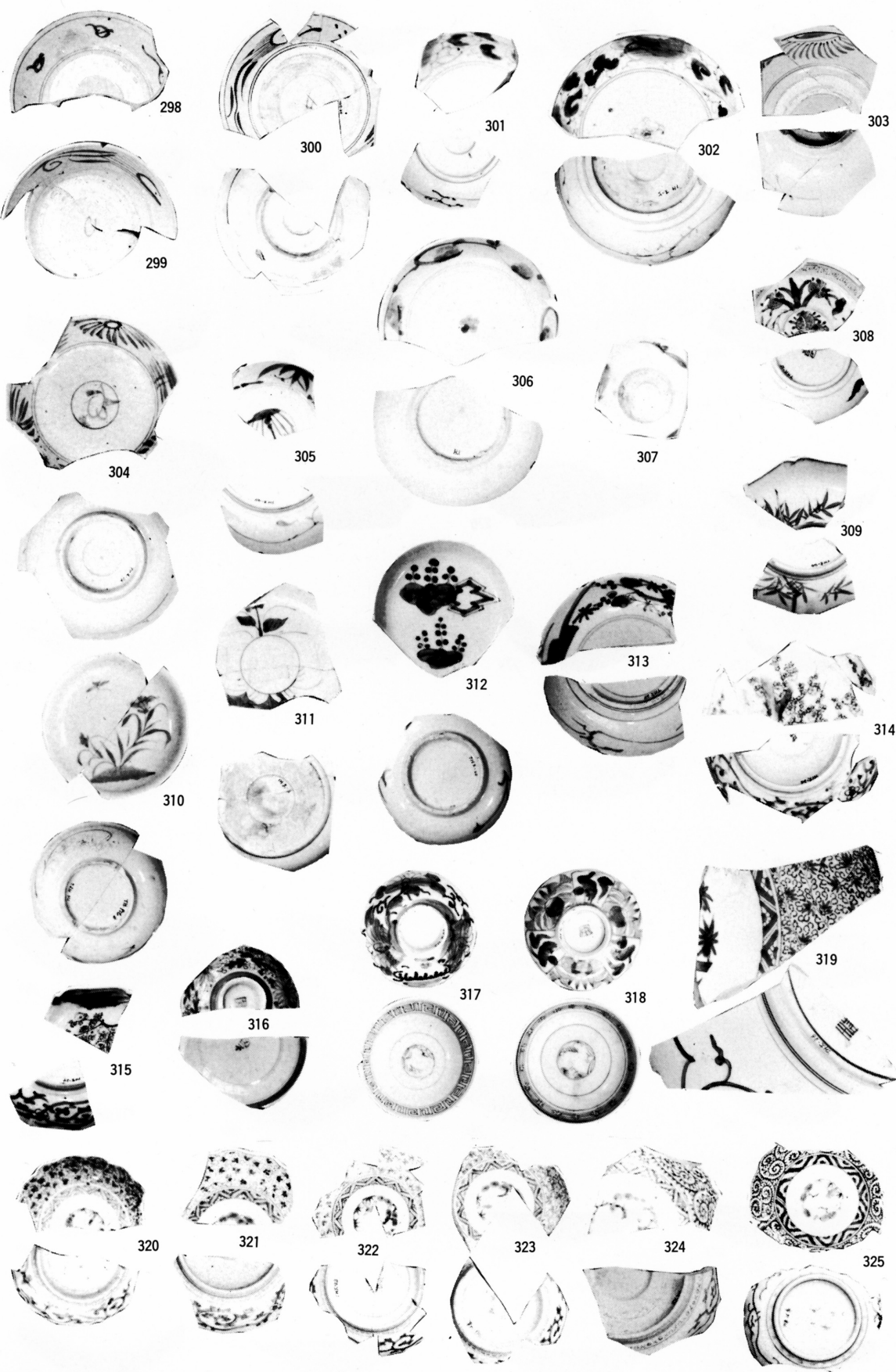


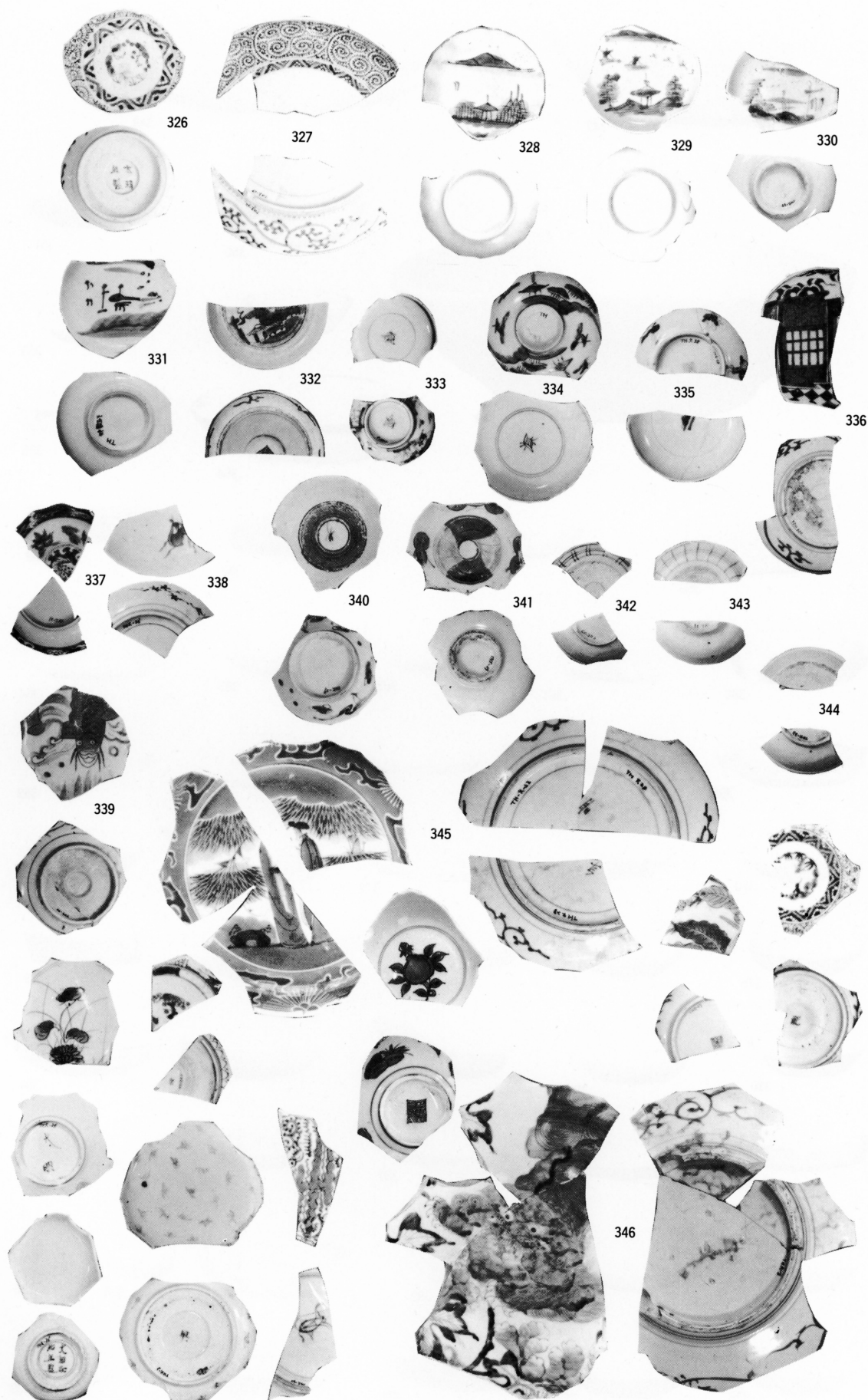


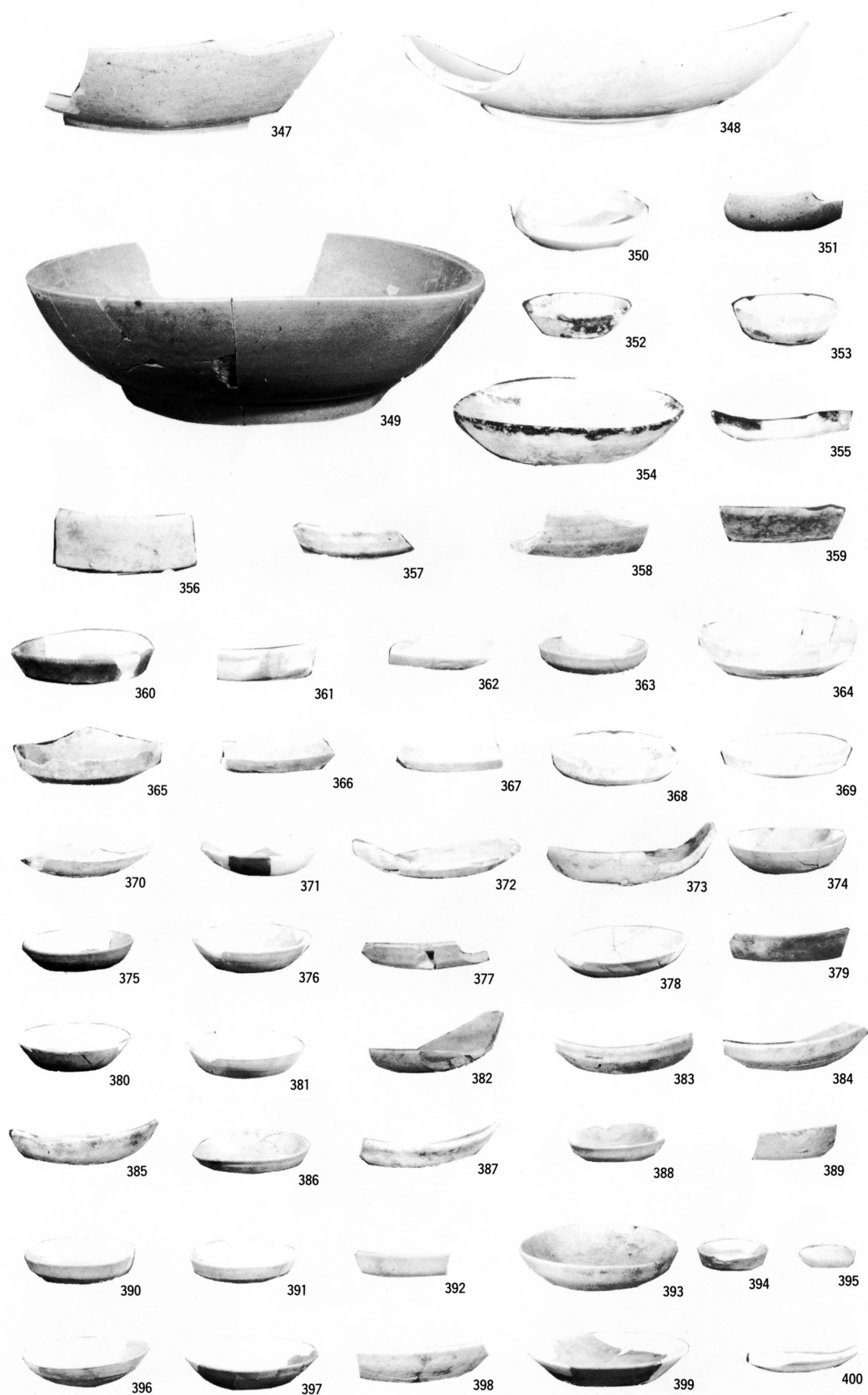


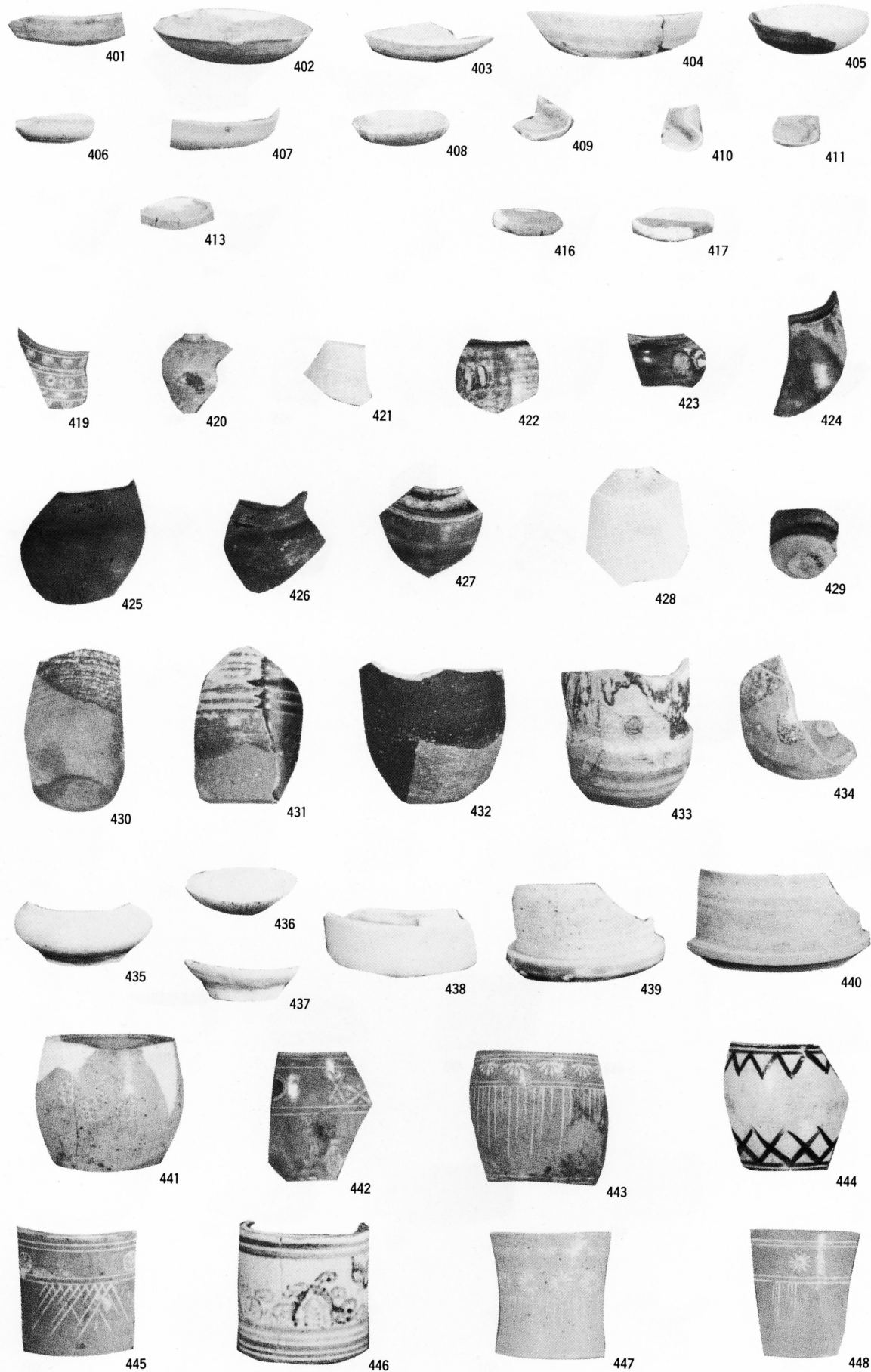
図版三〇
皿類
(1)

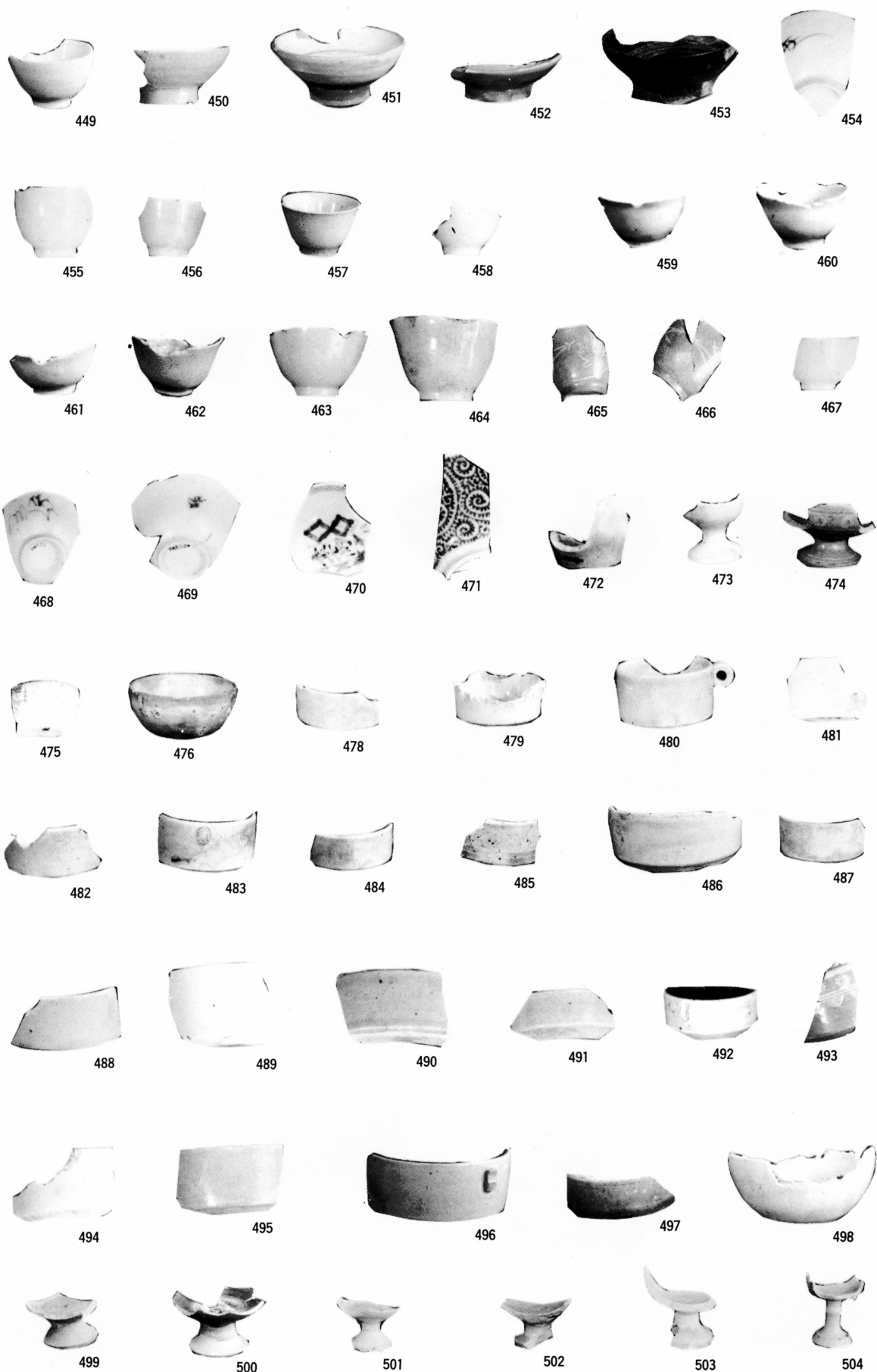


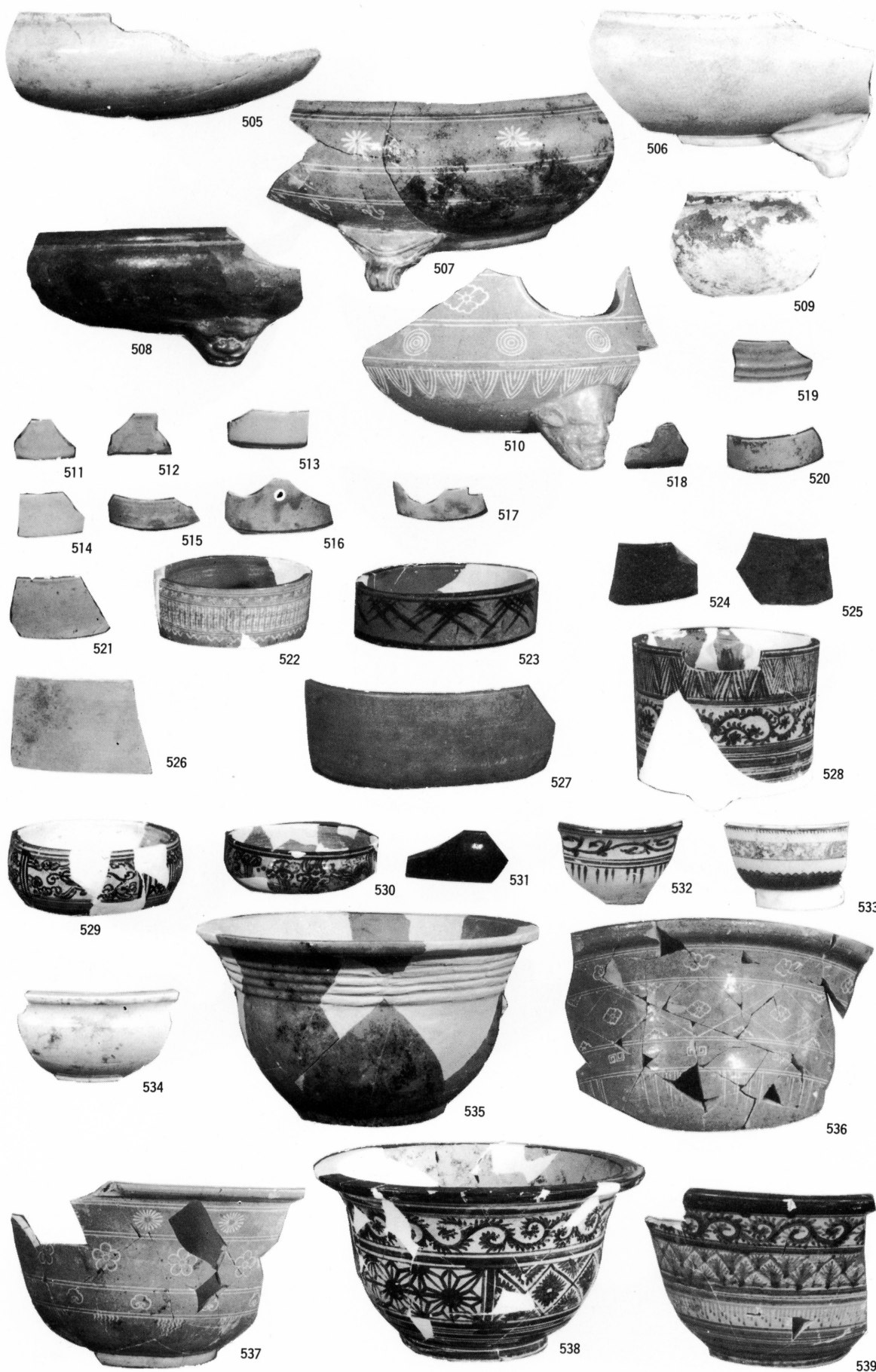










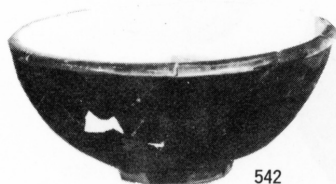




540



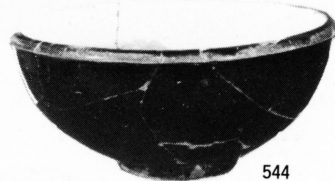
541



542



543



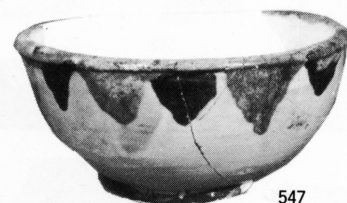
544



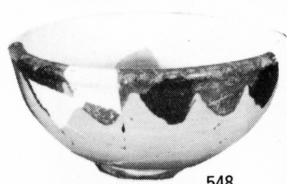
545



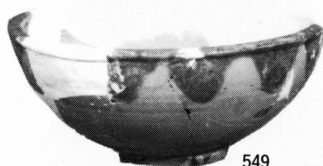
546



547



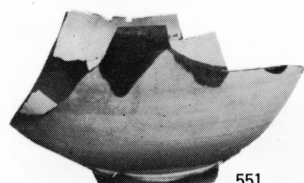
548



549



550



551



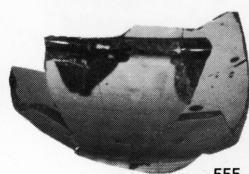
552



553



554



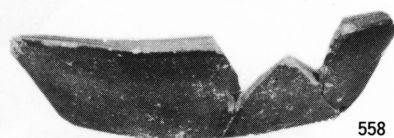
555



556



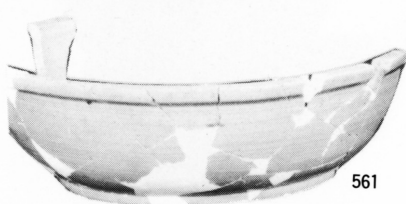
557



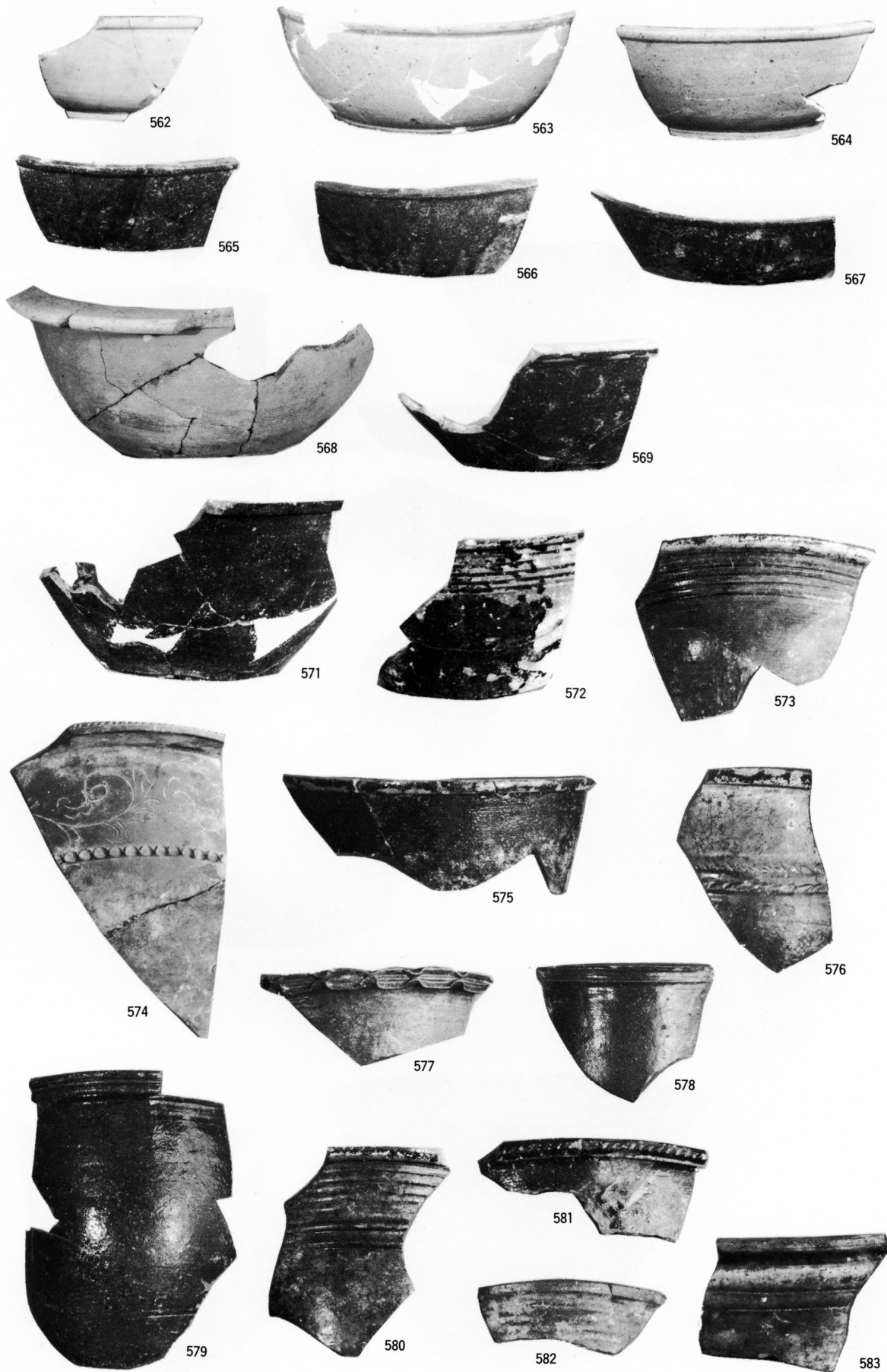
558

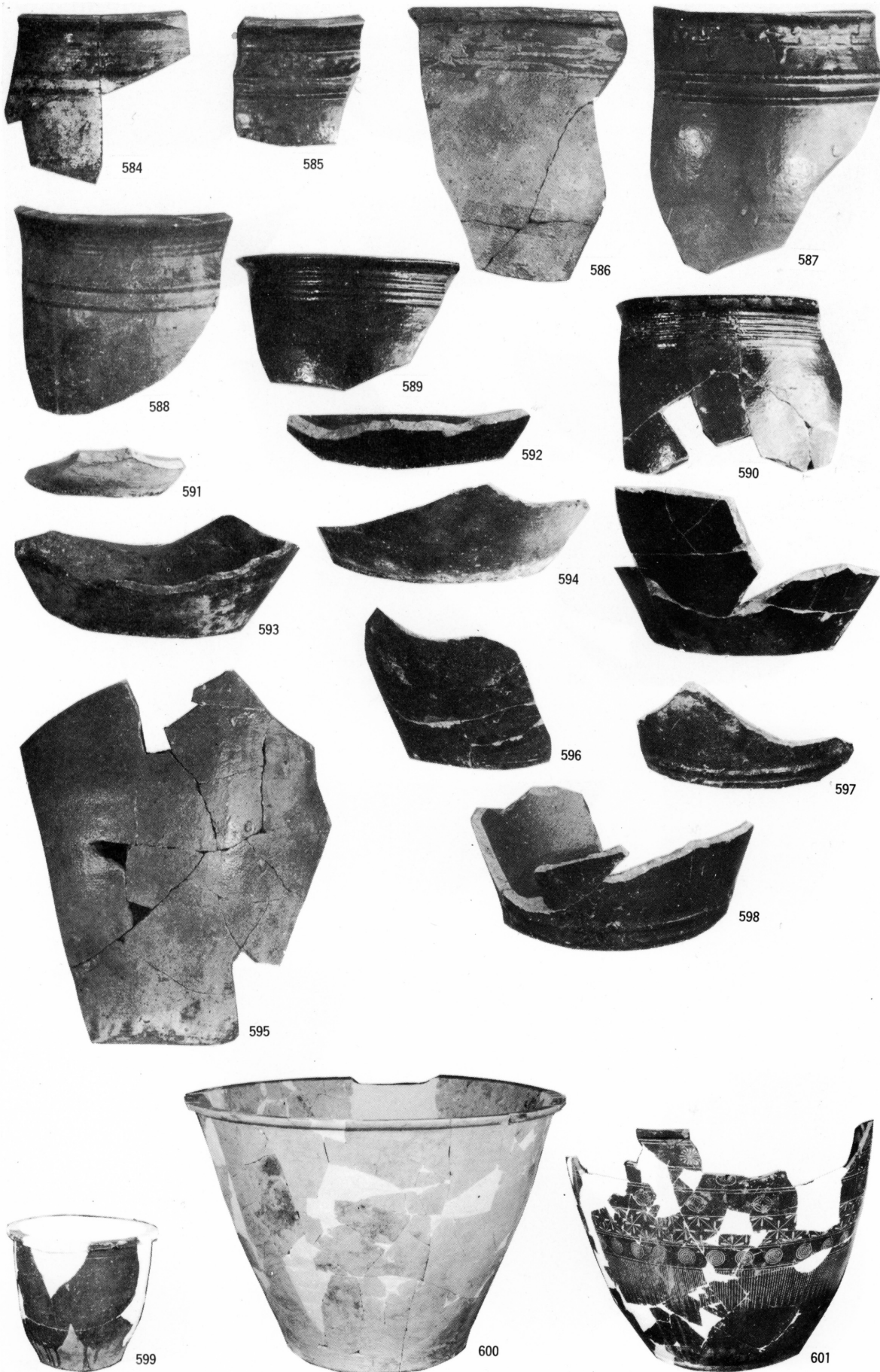


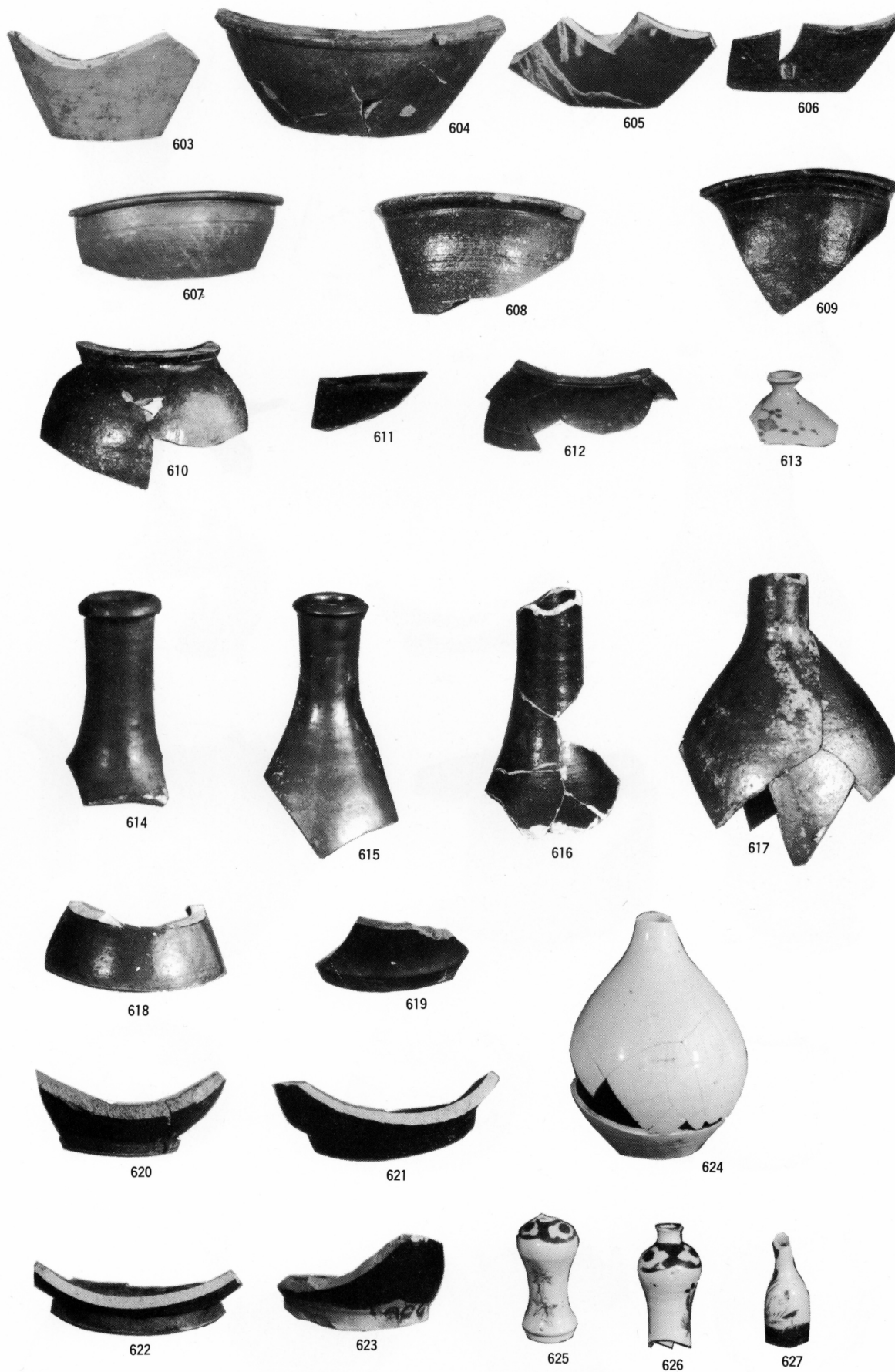
559

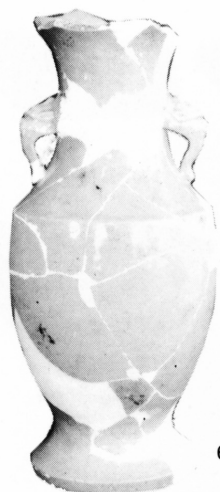


561









628



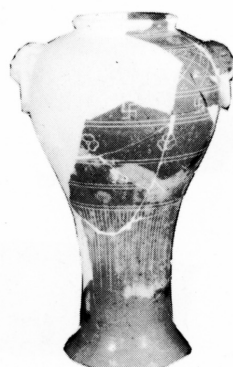
629



630



631



632



633



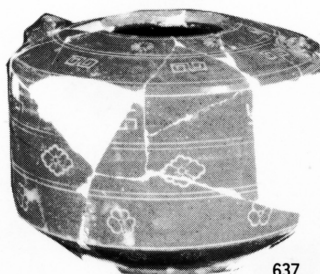
634



635



636



637



638



639



640



641



642



643



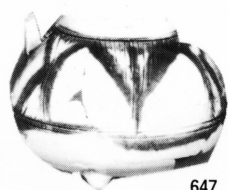
644



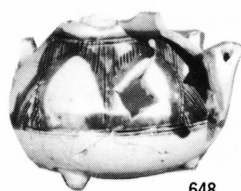
645



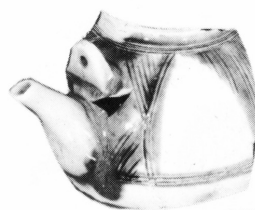
646



647



648



649



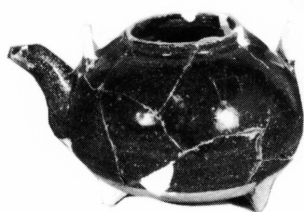
650



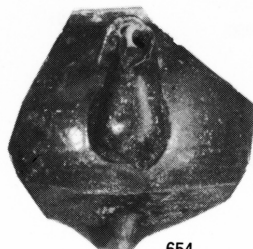
651



652



653



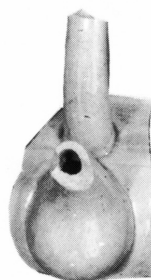
654



655



656



657



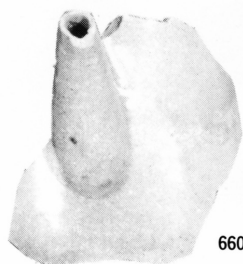
658



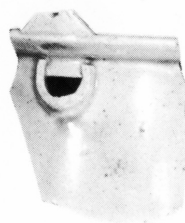
659



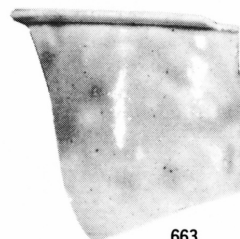
662



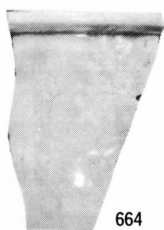
660



661



663



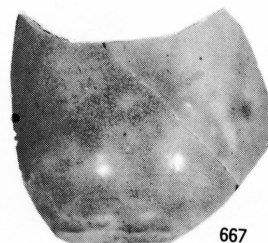
664



665

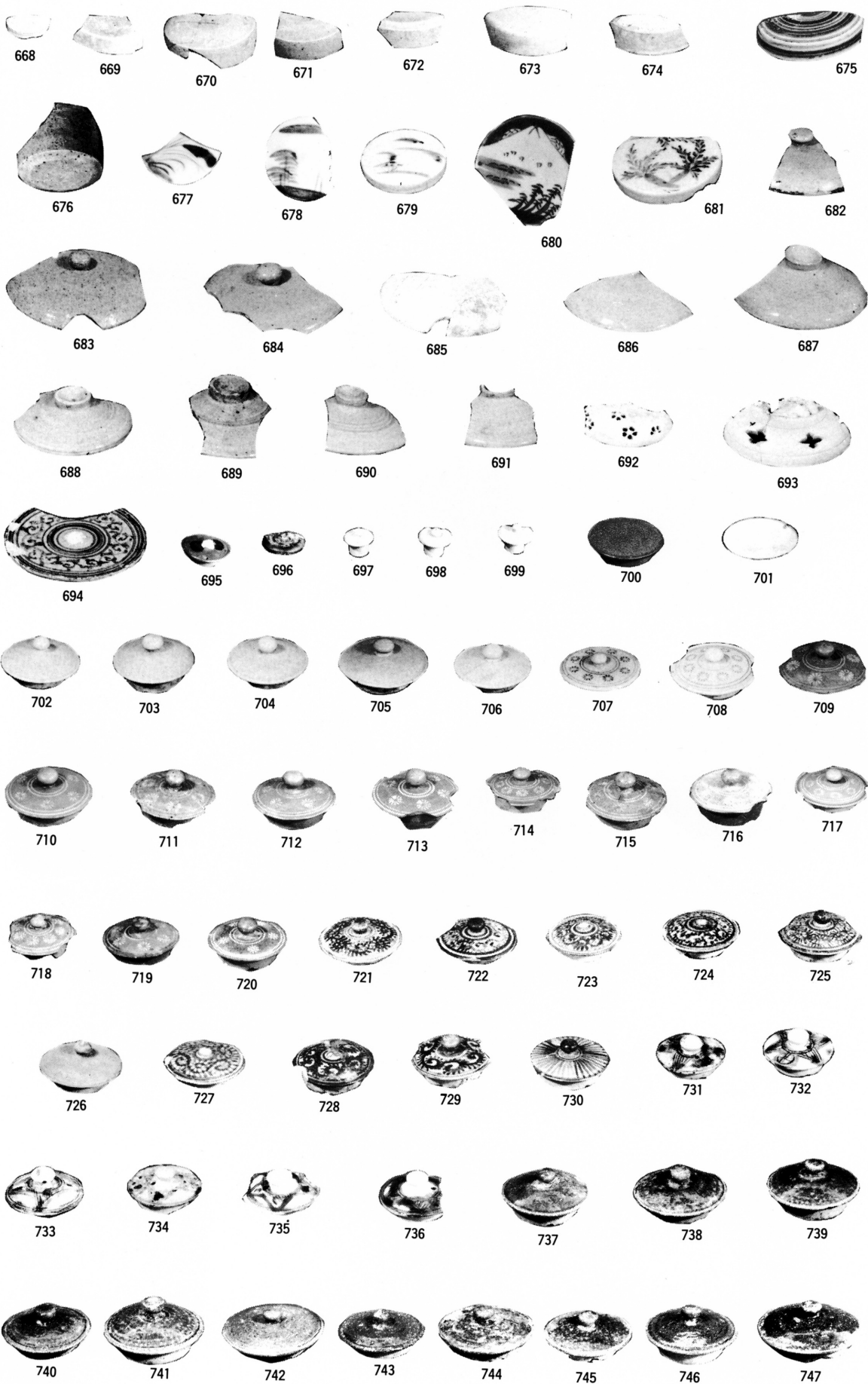


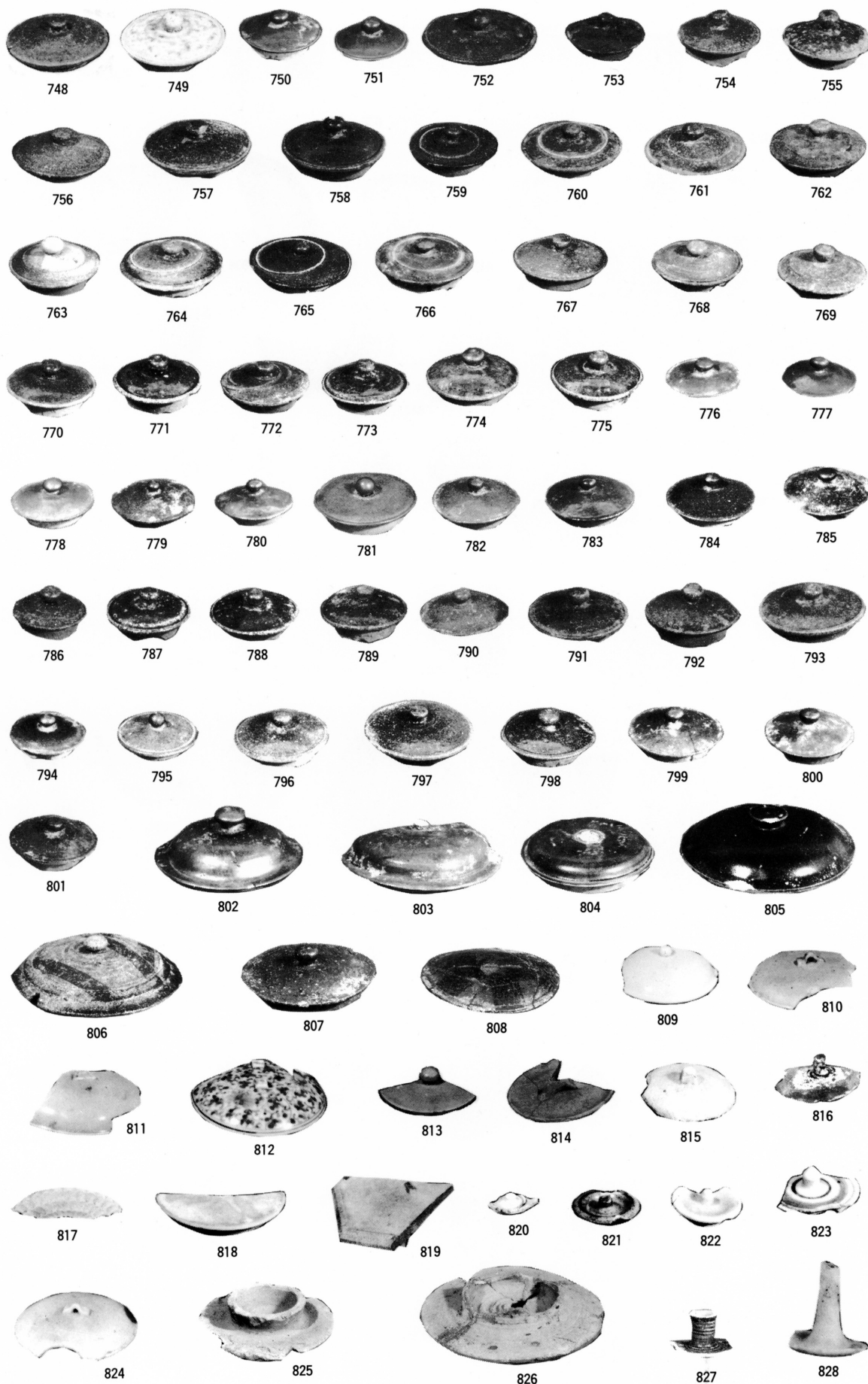
666



667

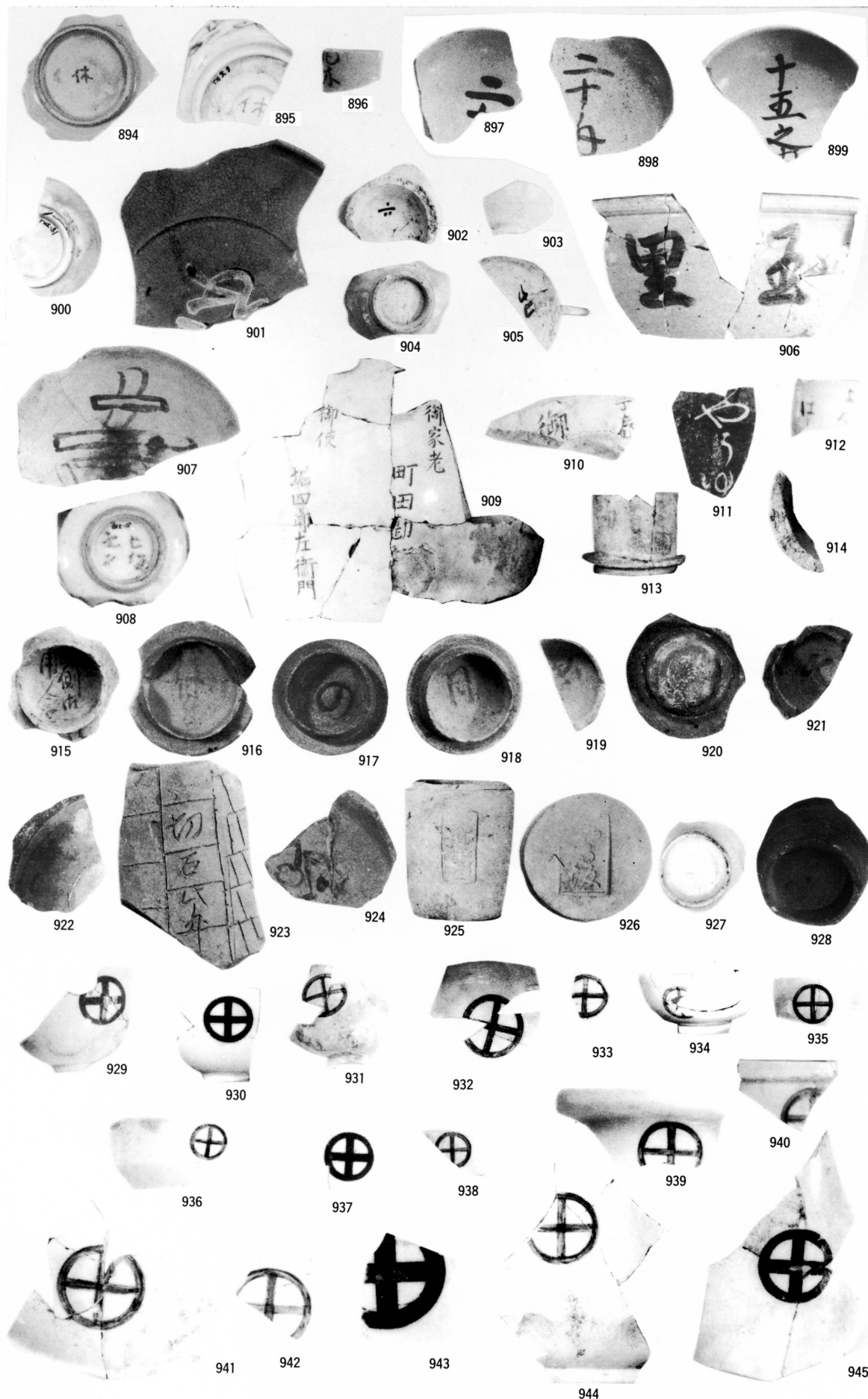
图版四三
盖
類
(1)

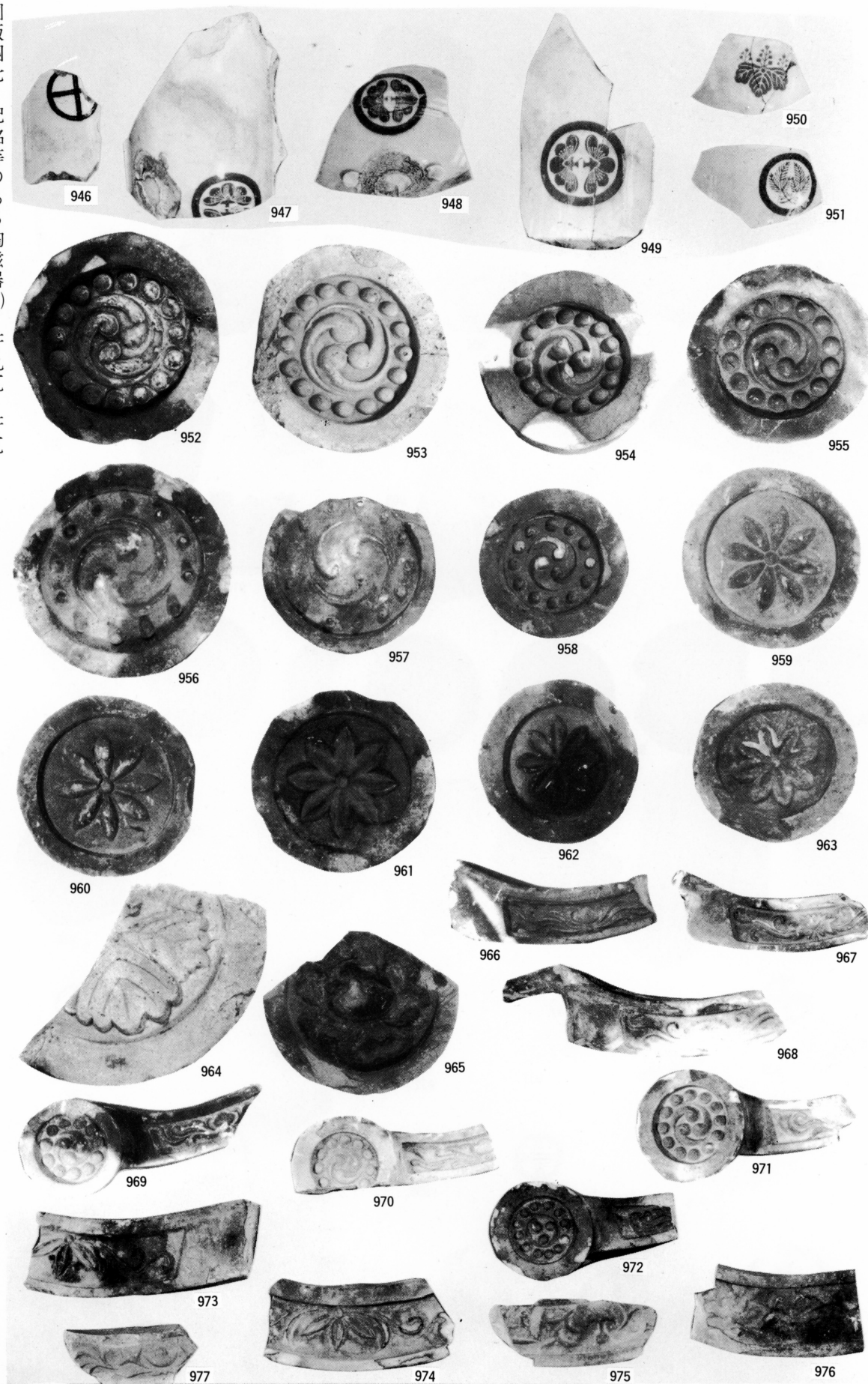


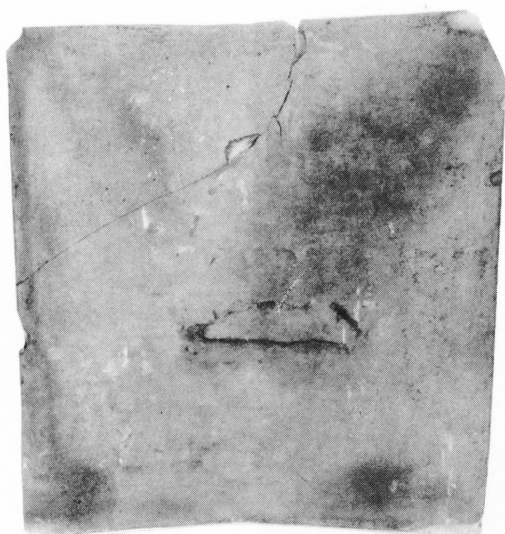




図版四六 記銘等のある陶磁器(2)







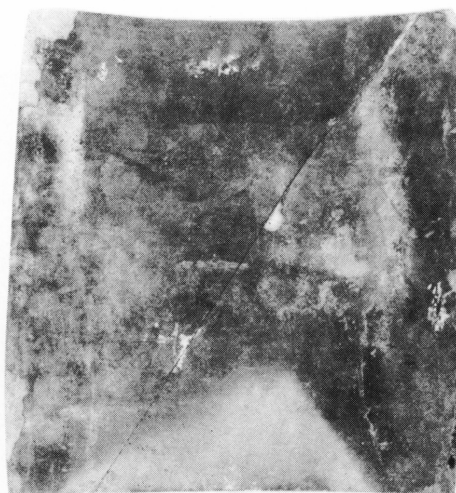
978



979



980



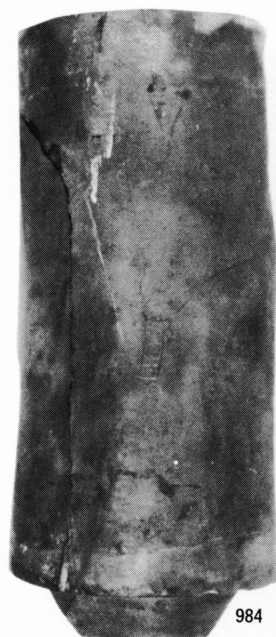
981



982



983



984



985



986



987



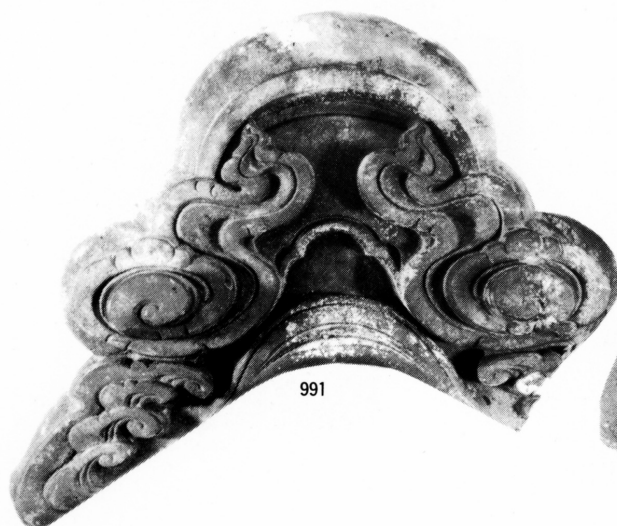
988



989



990



991



992



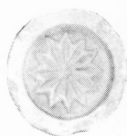
993



994



995



996



997



998



999



1000



1001



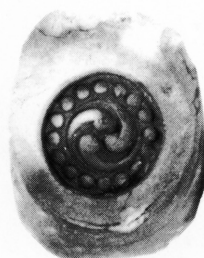
1002



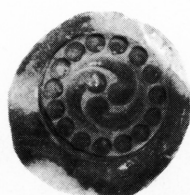
1003



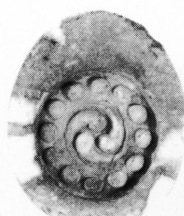
1004



1005



1006



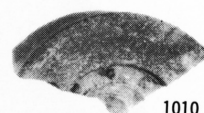
1007



1008



1009



1010



1011



1012



1013



1014



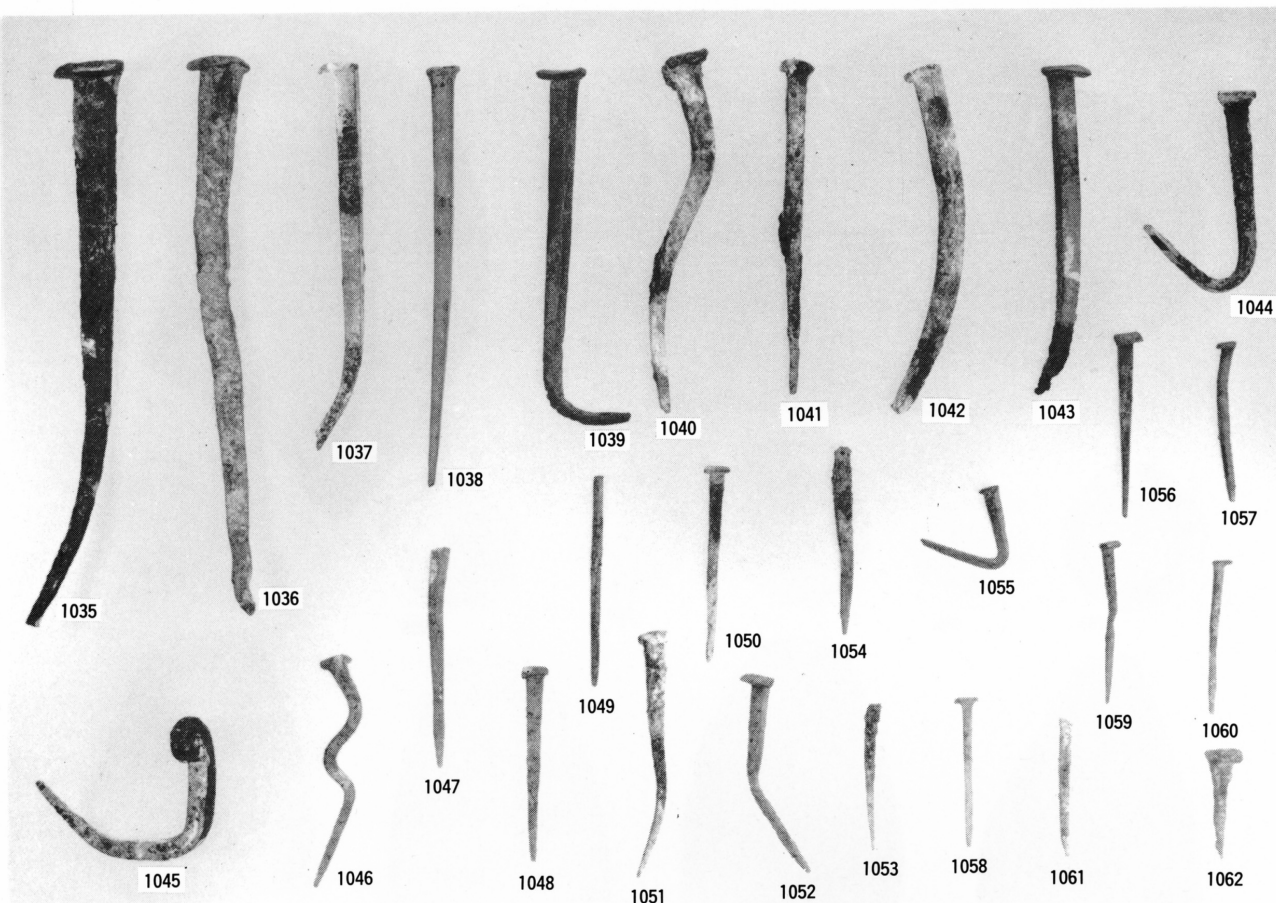
1032

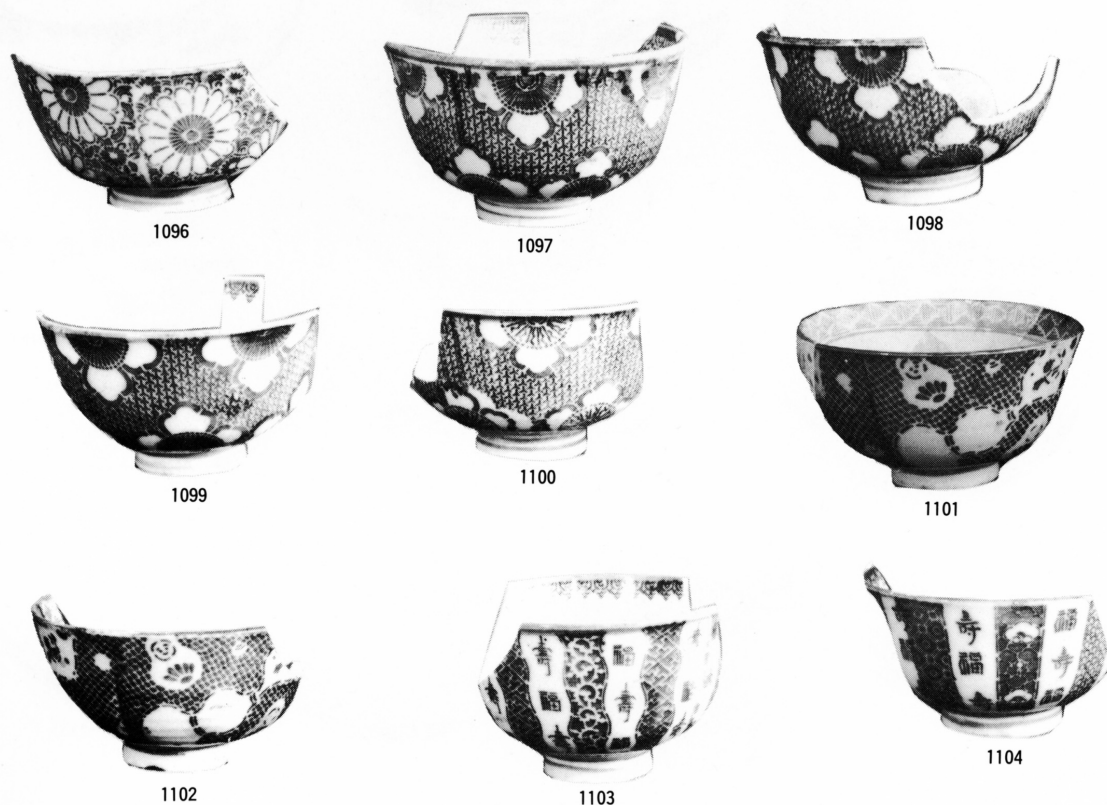
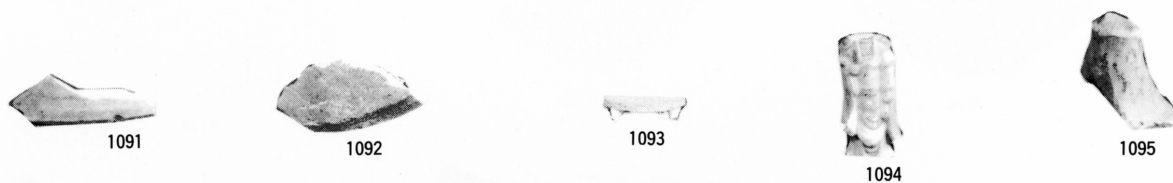
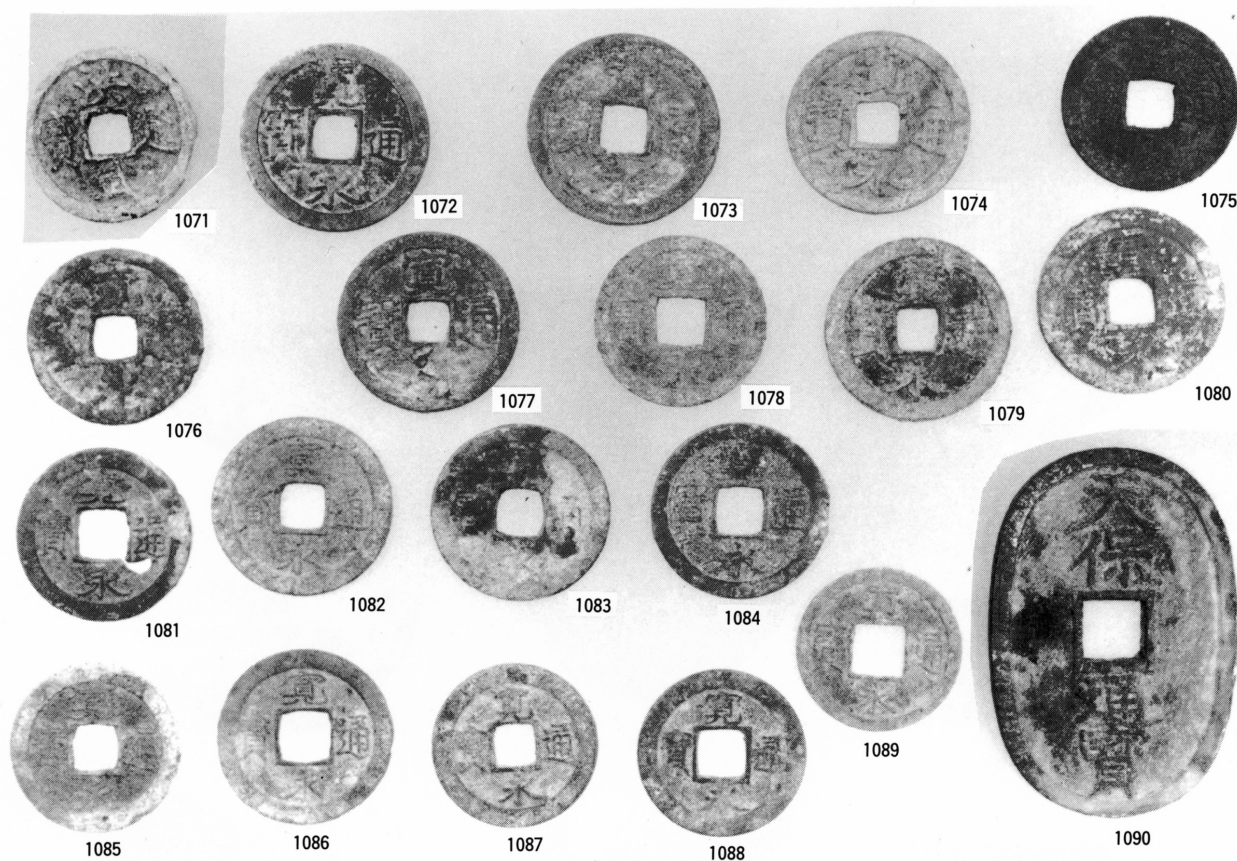


1033



1034







1105



1106



1107



1108



1109



1110



1111



1112



1113



1114



1115



1116



1117



1118



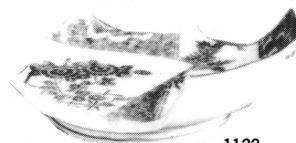
1119



1120



1121



1122



1123



1124



1125



1126



1127



1129



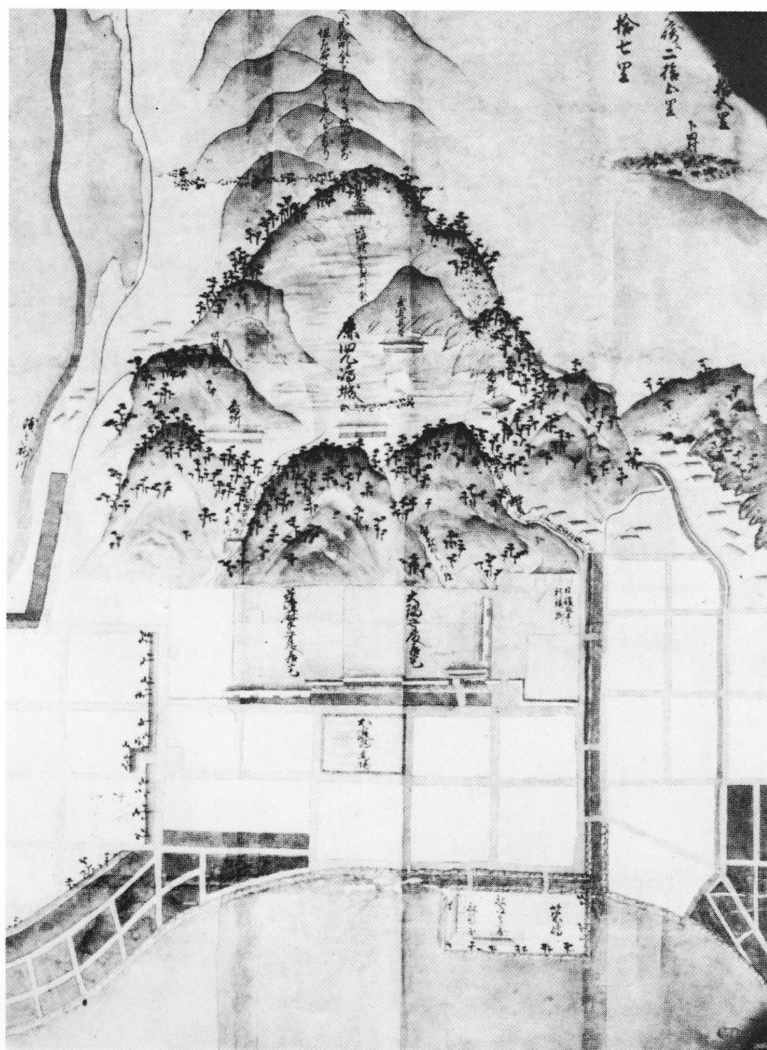
1128



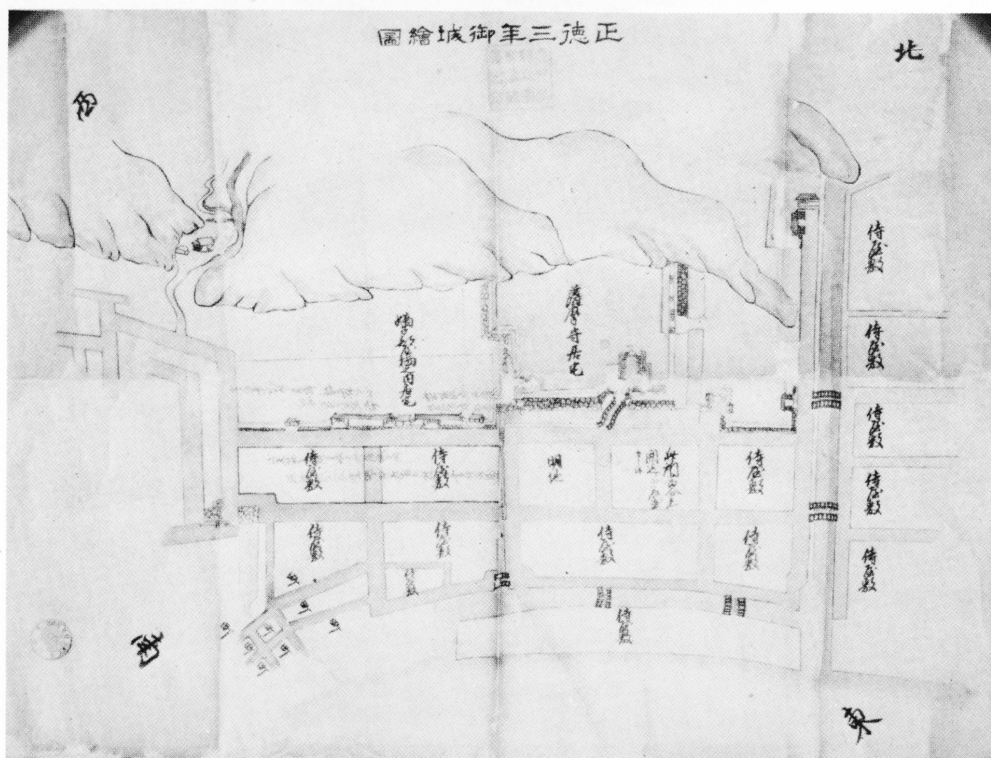
1130



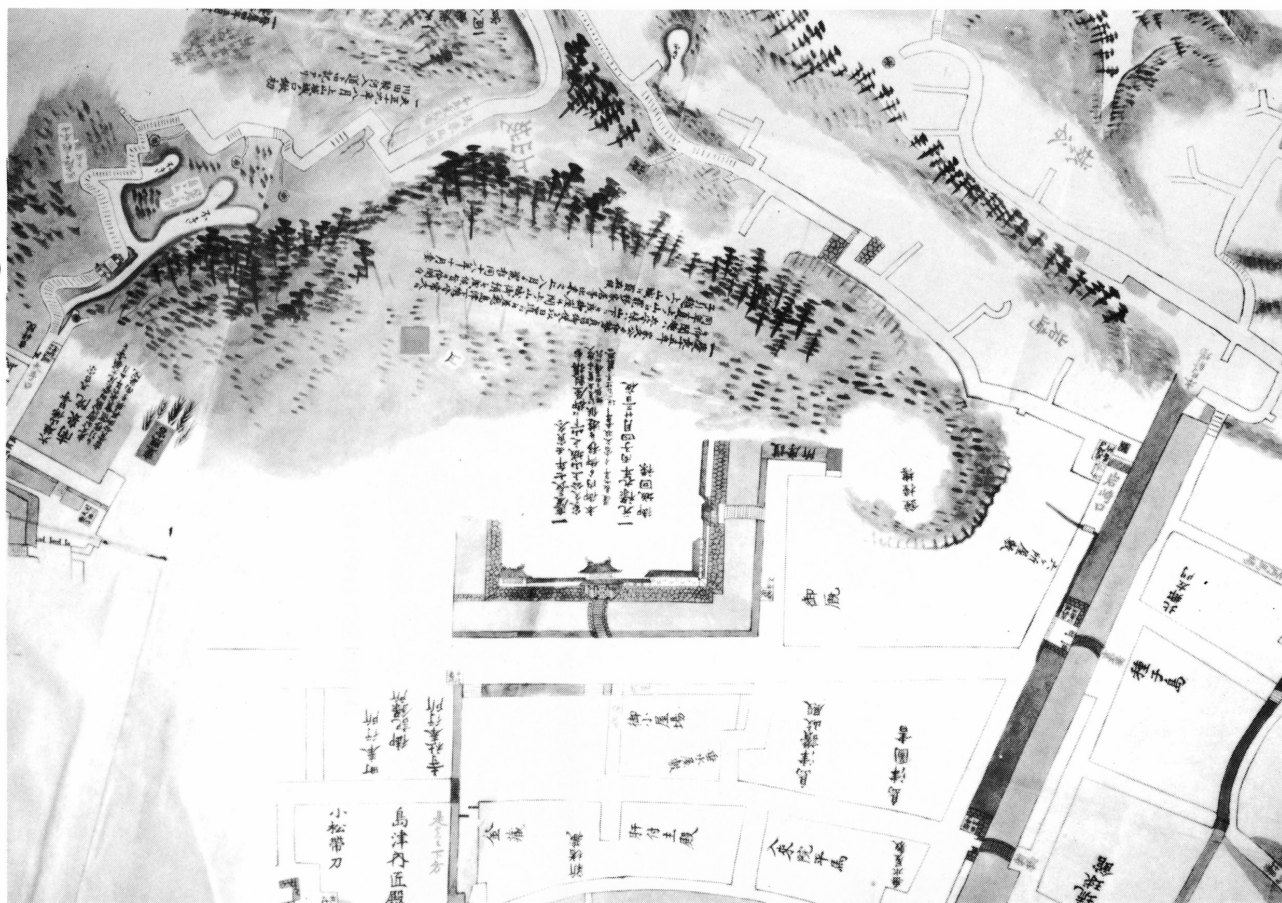
1131



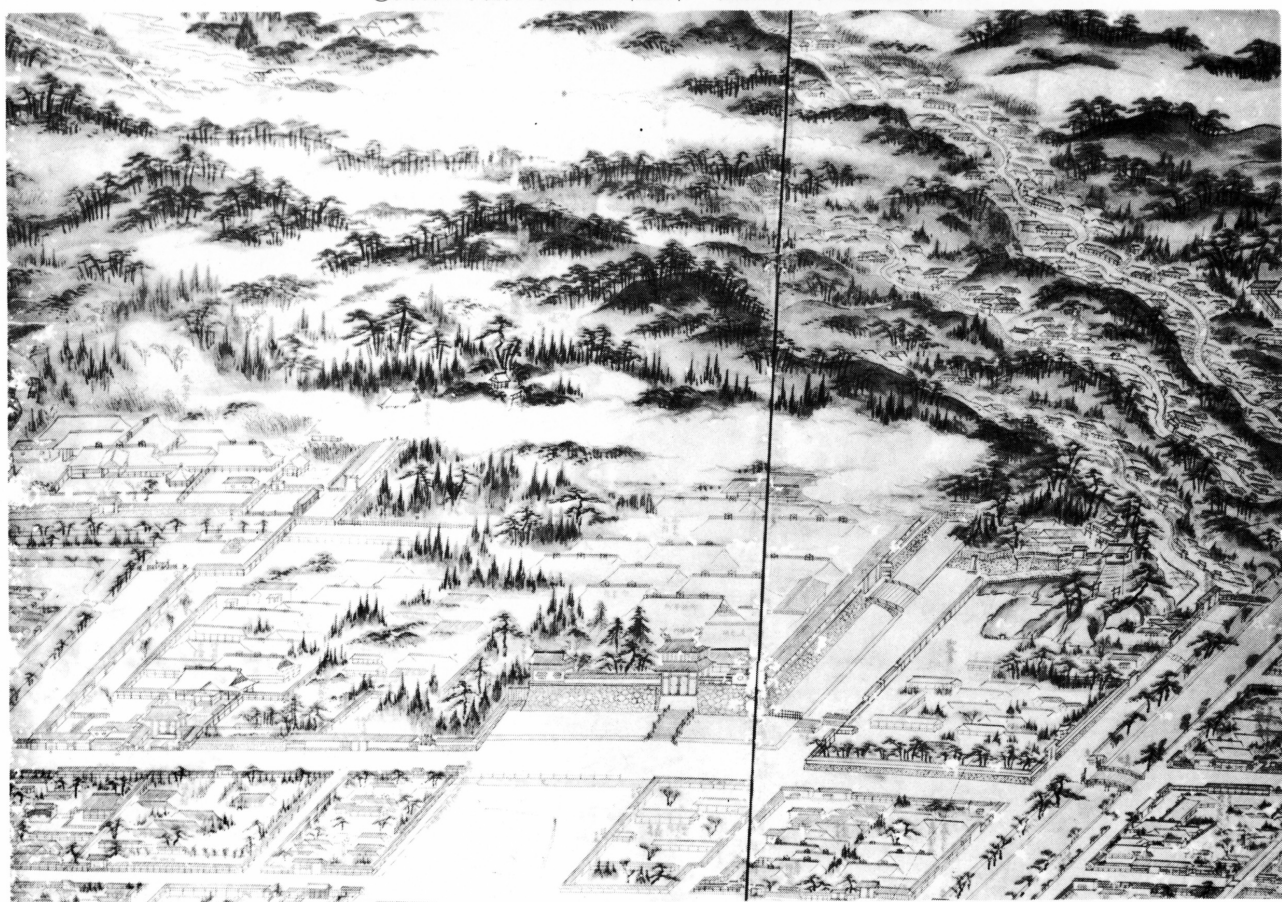
① 鹿兒島城及び町割図(部分) (鹿兒島県立図書館蔵)



② 正徳三年御城絵図(鹿兒島県立図書館蔵)



③文政五年鹿兒島城絵図〈部分〉(鹿兒島大学図書館蔵)

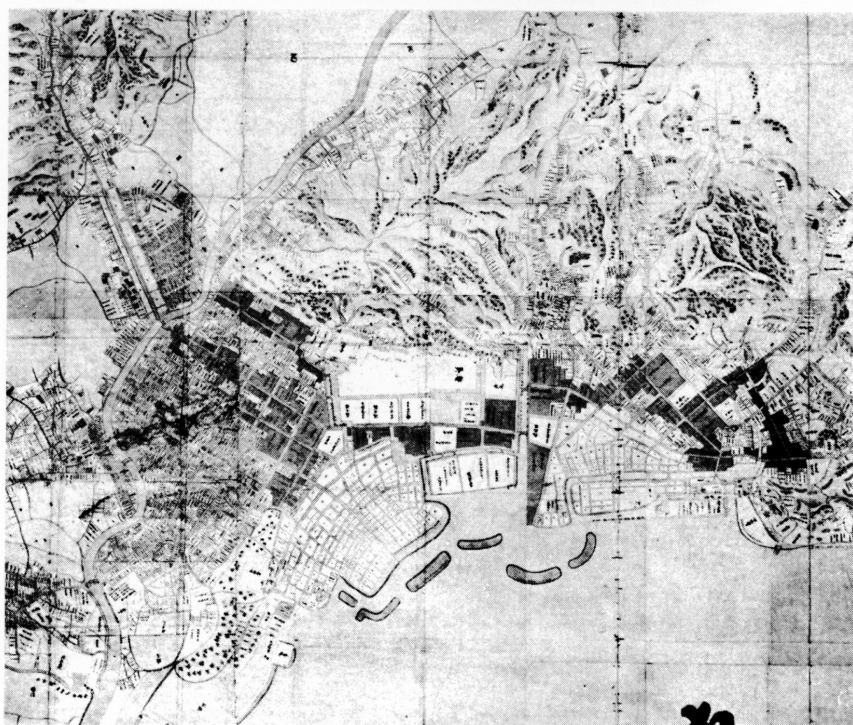


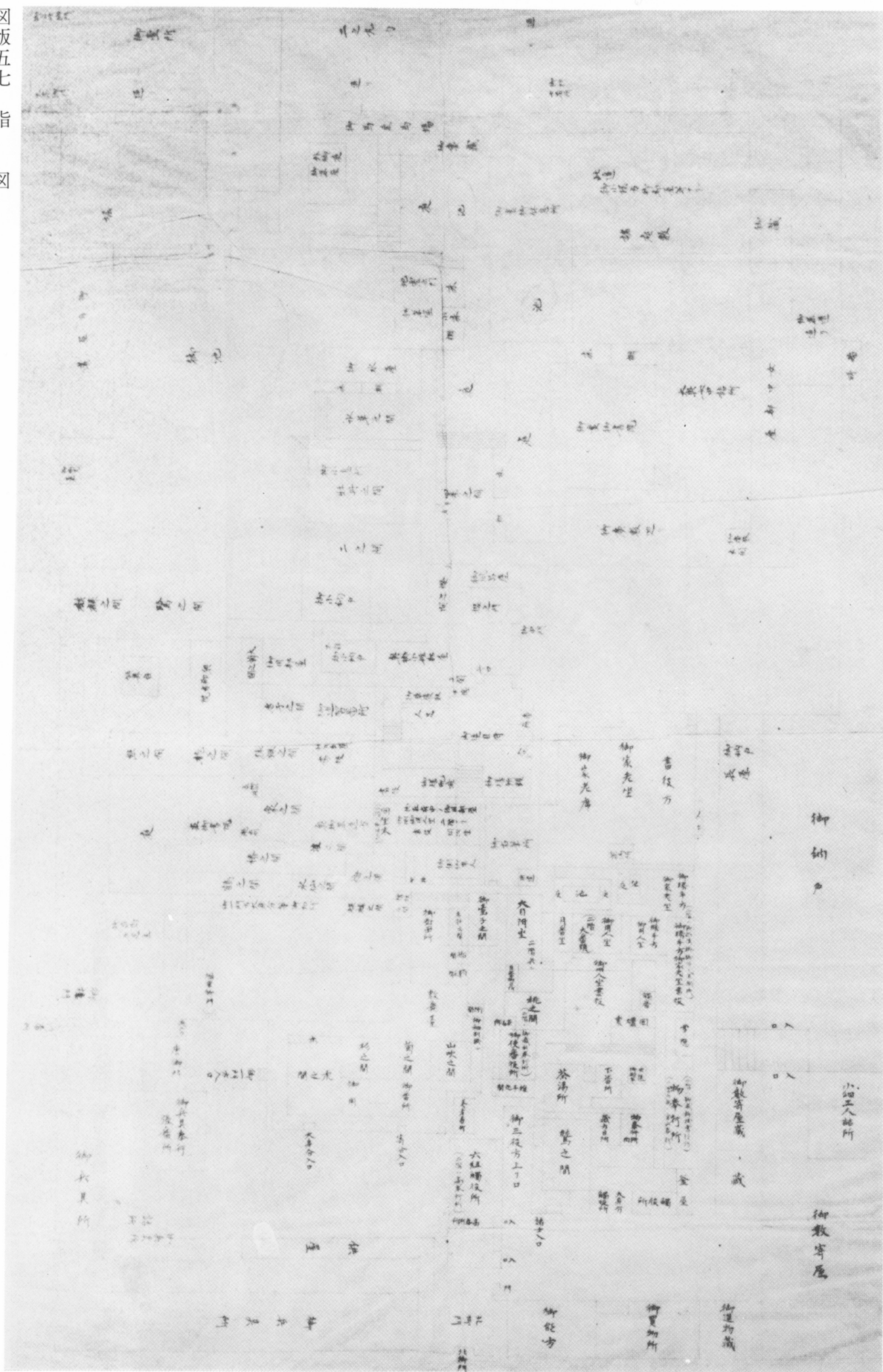
④天保年間鹿兒島城下絵図〈部分〉(鹿兒島市立美術館蔵)

⑤ 切絵図〈部分〉（『薩藩沿革地図』所収）

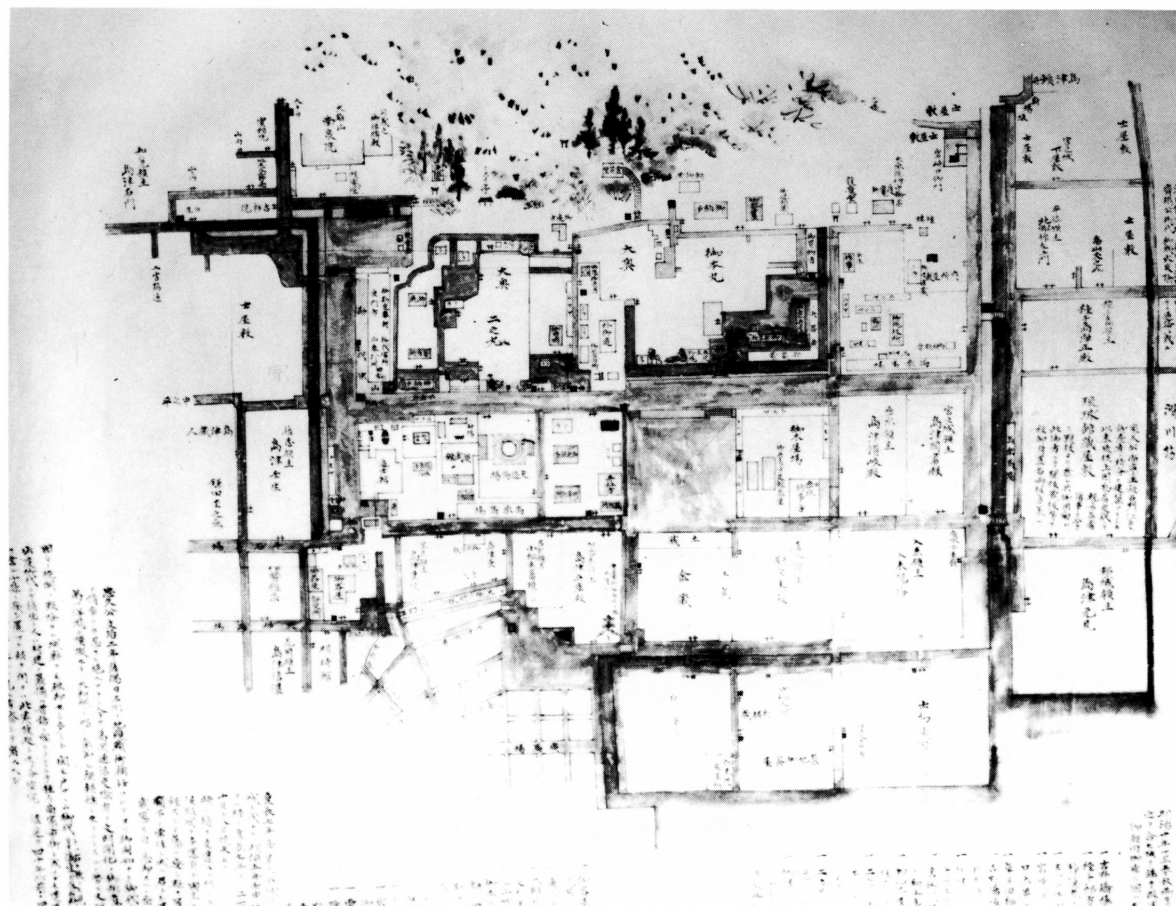


⑥ 旧薩藩城下絵図〈部分〉（鹿児島県立図書館蔵）





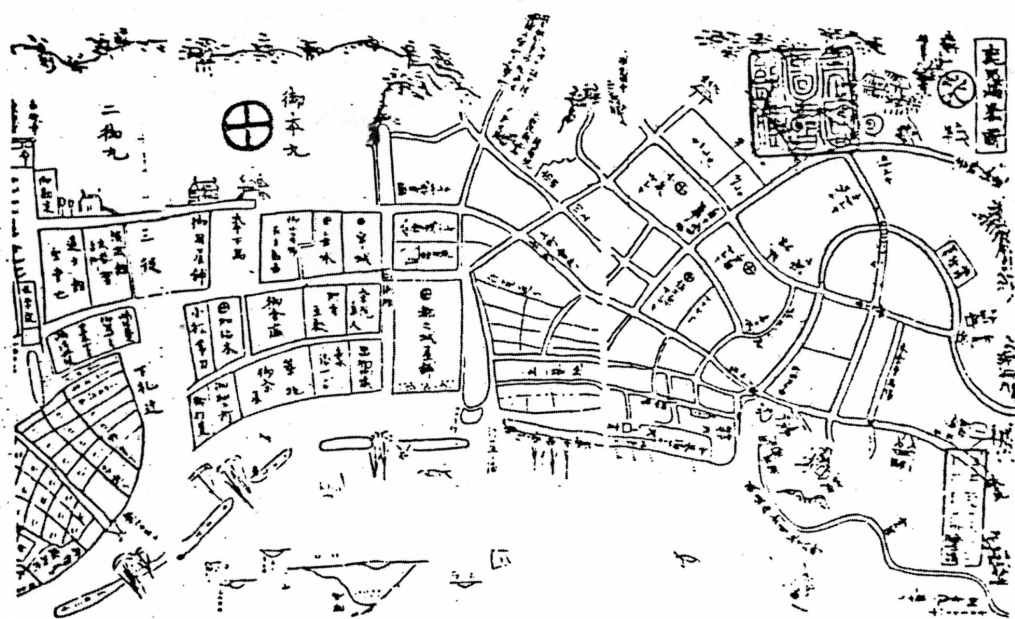
⑦-1 成尾常矩指図 (尚古集成館・鹿児島市立美術館蔵)



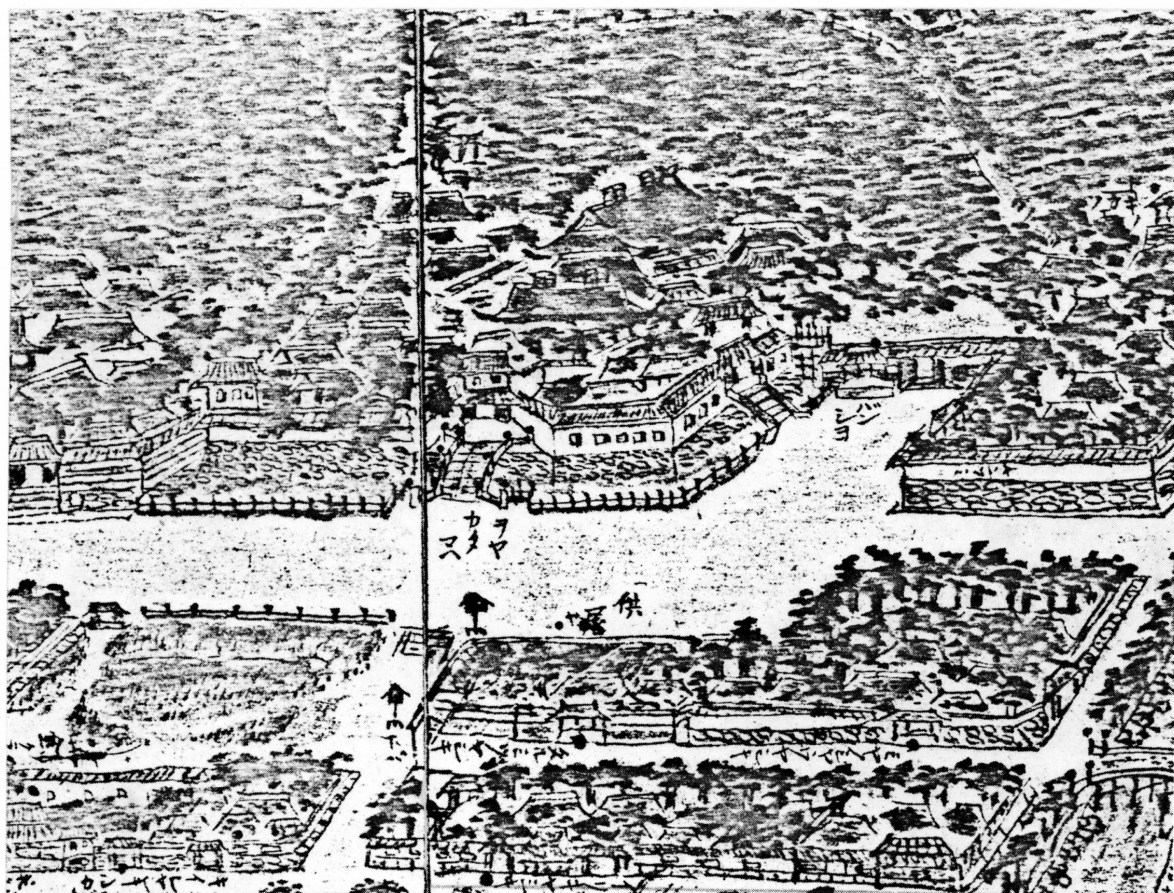
⑦-2 成尾常矩城下絵図(部分) (鹿児島市立美術館蔵)



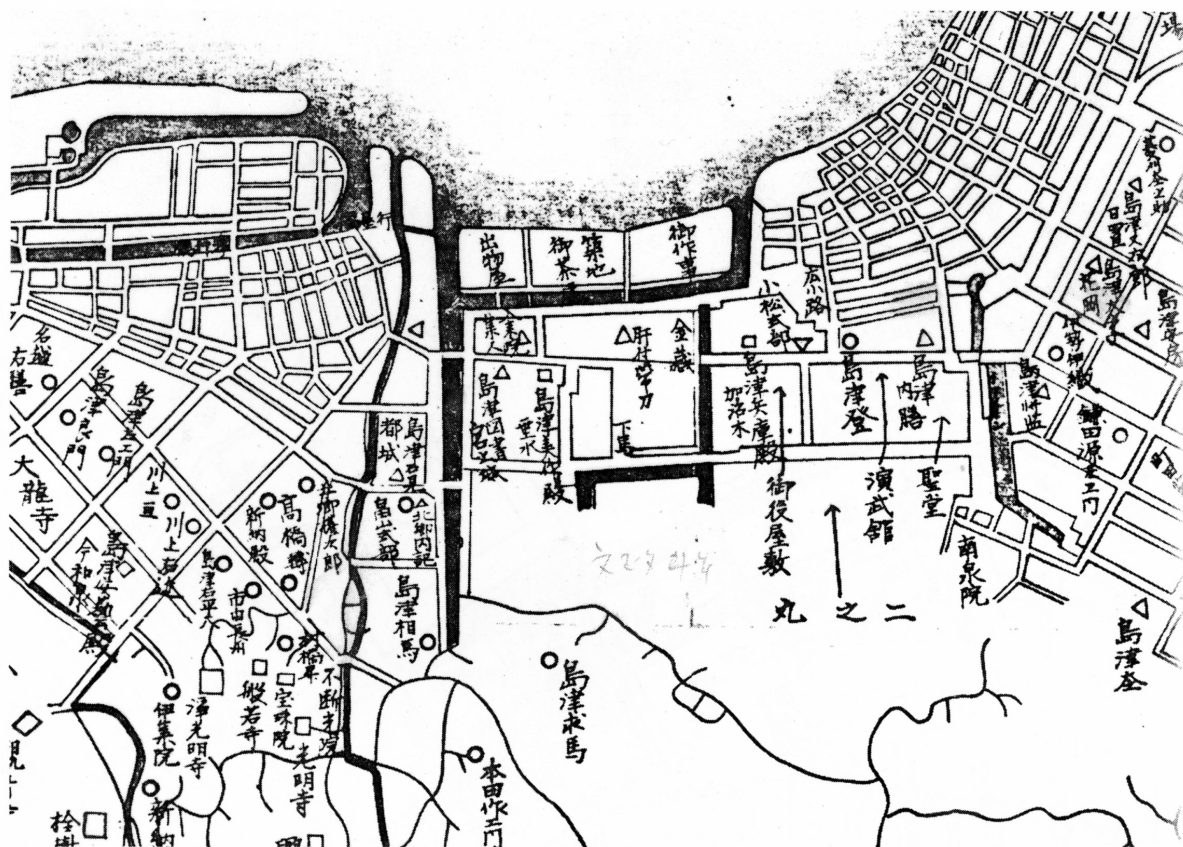
⑧ 鹿児島城下略絵図 (『薩摩風土記』所収)



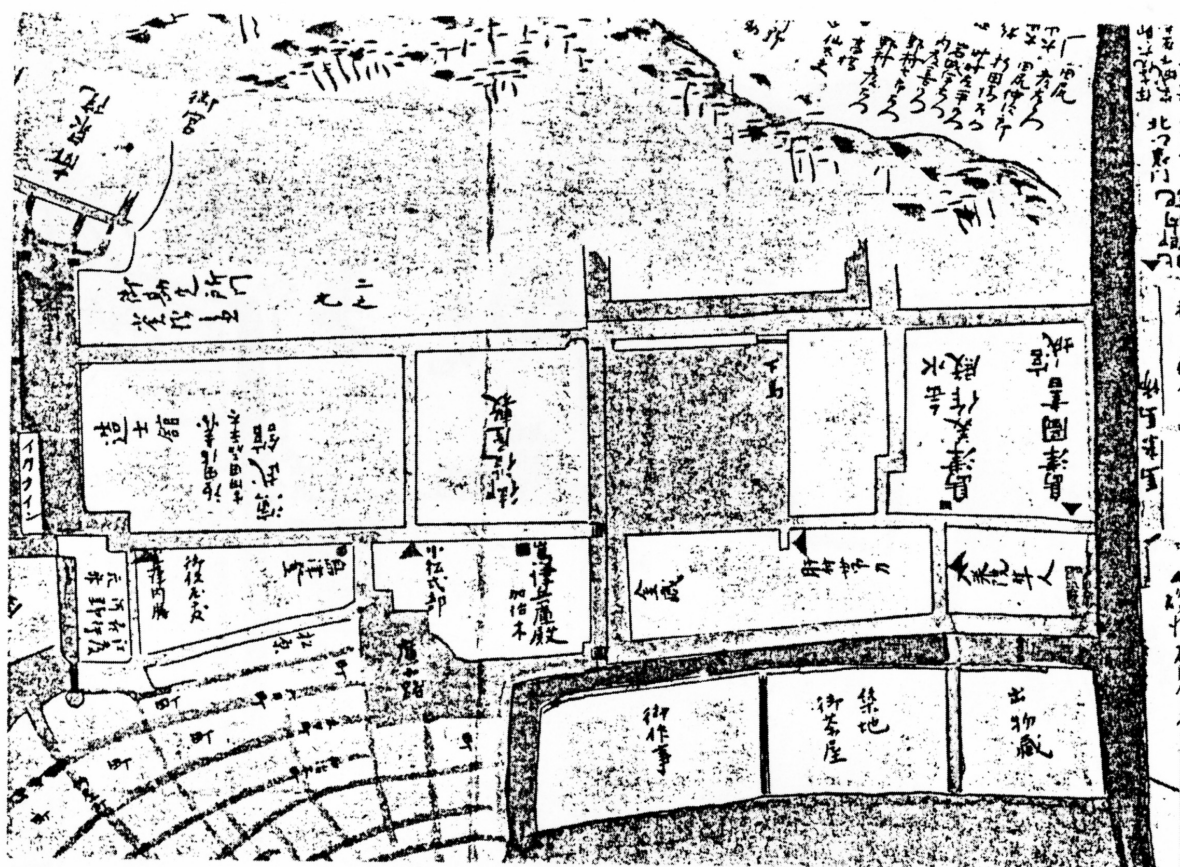
⑨鹿児島略図（『鹿児島ぶり』所収）



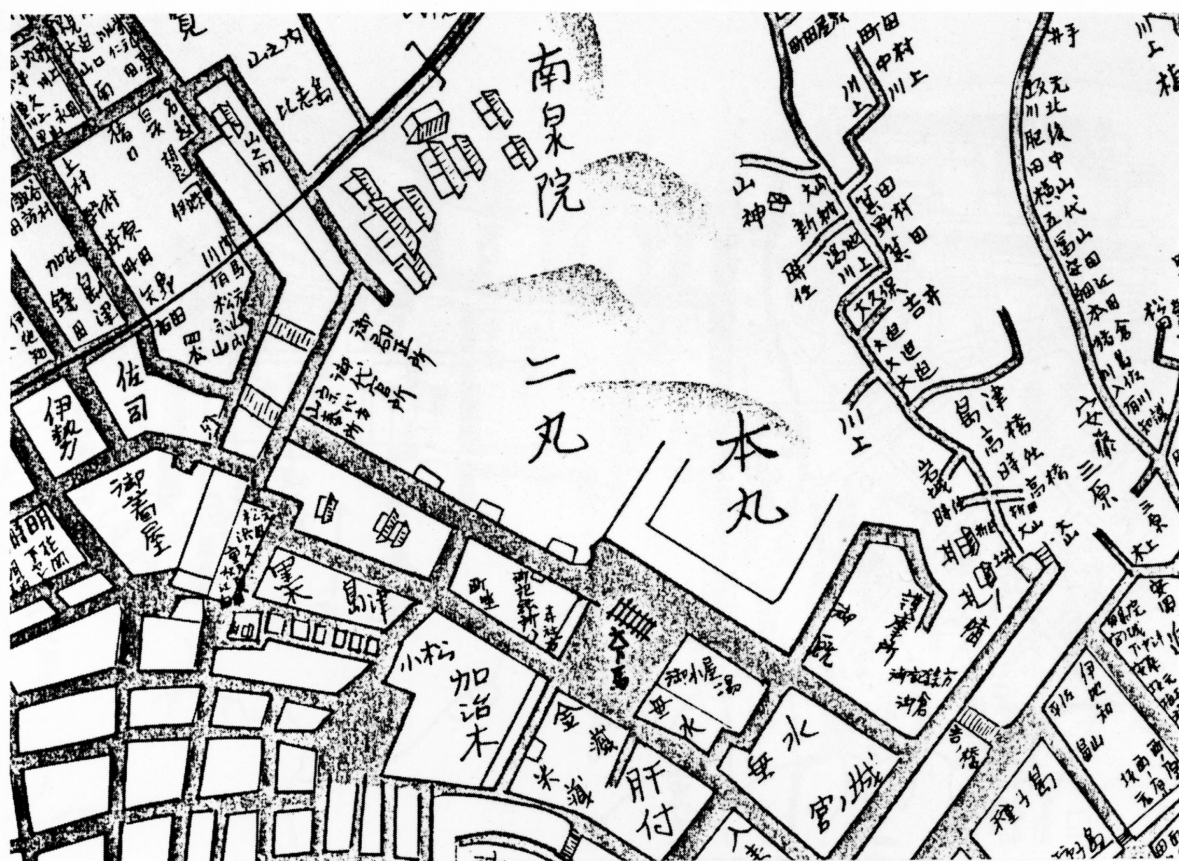
⑩城山南面屋形前之図〈部分〉（『紀行篇画帖』所収）



⑪ 藩政時代鹿兒島市街図〈部分〉 (文政4年頃) (鹿児島県立図書館蔵)



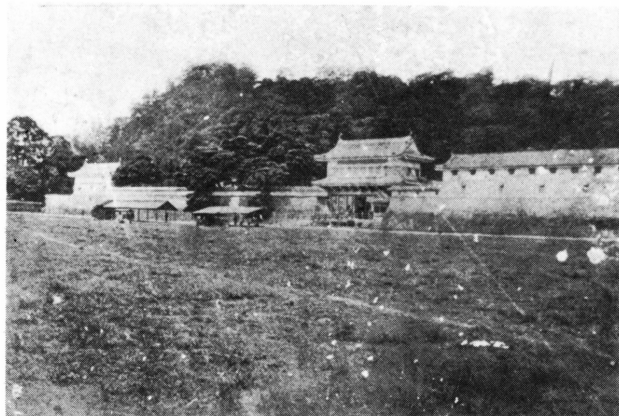
⑫ 城下切絵図〈部分〉 (文政4年頃) (鹿児島県立図書館蔵)



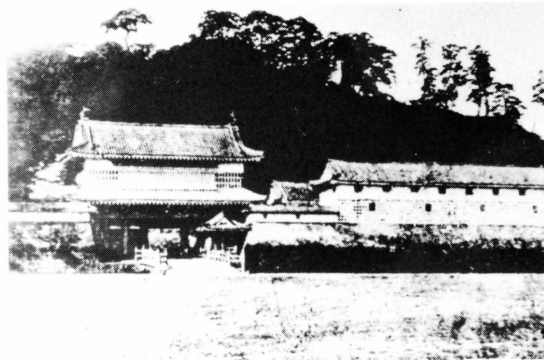
⑬ 鹿兒島城下絵図〈部分〉（天保末頃）（鹿兒島県立図書館蔵）



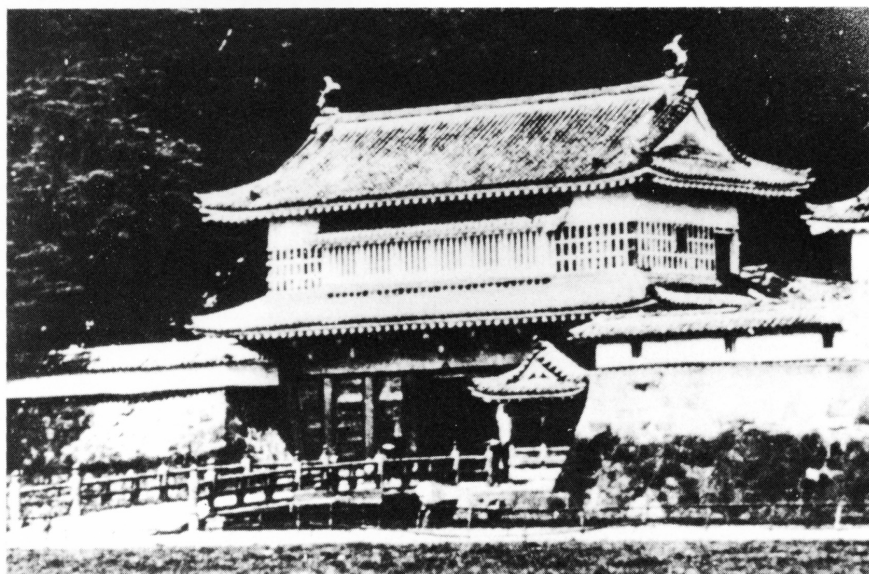
⑭ 藩政時代鹿兒島市街地図〈部分〉（天保期頃）（東京大学史料編さん所蔵）



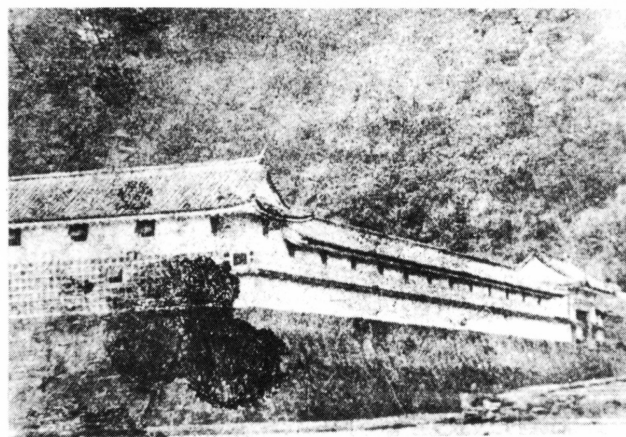
① 鹿児島城正面（御楼門・橋・角櫓）



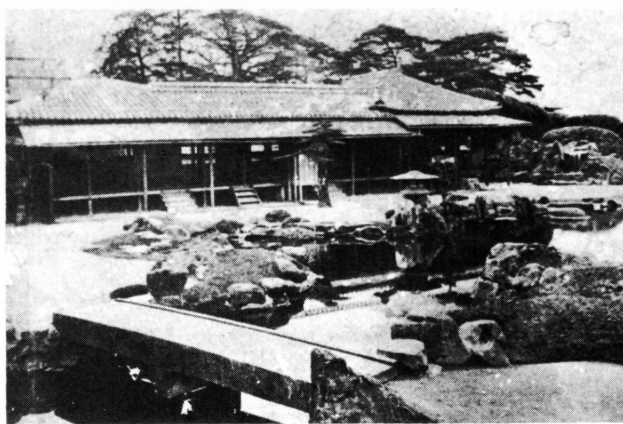
② 鹿児島城正面



① の拡大写真



③ 鬼門除け石垣より北御門



④ 城内（麒麟・サギ之間・御池）



⑤ 城内（御小納戸・二之間・牡丹間等・御池）



⑥ 城内（御池）

鹿兒島城の沿革 ― 関係史料の紹介 ―

鹿兒島大学法文学部教授

五味 克 夫

- 一、東福寺城・清水城・内城
- 二、上山城と鶴丸城
- 三、城郭・城館の変遷
- 四、成尾図その他

一、東福寺城・清水城・内城

鹿兒島は薩摩国鹿兒島郡の中心地、郡衙の所在地（郡元の地名を存す）であった。鎌倉時代初期、一時惟宗康友が郡司職を有したが、その前後はおおむね薩摩平氏の世襲するところで、長谷場・矢上（何れも地名による）氏もその統であった（系図では藤姓を称す）。地頭は島津（惟宗）忠久が初代、以後島津氏本宗家の世襲するところであるが、史料の上で直接鹿兒島と関係をもったのは三代久経で、弘安七年（一八二六）浄光明寺を創建、梵鐘に銘文を記したとある。

また文保三年（一一三三）には四代忠宗が鹿兒島東福寺内の禁制を令している。⁽¹⁾ 右のことから島津氏は薩摩国守護兼総地頭でもあり、その居所は高城郡或は薩摩郡（現在の川内市国分寺跡或は碓山城跡付近）かと考えられるが、別に鹿兒島には単に鹿兒島郡の地頭としてのみならず比較的古くから関係があったようにうかがえる。このことは五代貞久が鎌倉幕府滅亡後、大隅国守護職をも復することにより薩隅両国の境に位置するその地理的事情も加わって重視され、⁽²⁾

（一三）郡司矢上一族中村氏らが南朝方の肝付兼重を迎えてたてこもった東福寺城を陥し入れて以来、島津氏は同城に拠って南九州経略の歩を進めることになったのである。鹿兒島における島津氏の居城は上山城（鶴丸城）に落つくまで東福寺城・清水城・内城と変遷するが、その詳細は省略しそれぞれの来歴を要約している玉里文庫本文政五年の鹿兒島城下絵図の注記を掲載しておこう。⁽²⁾

まず東福寺城については「一、暦応四年より六代氏久公御在城、貞治二年隅州

江 御移候、^(二十三) 一、七代元久公志布志より鹿兒島江 御移、当城江 被遊御座候

得共城地狭少故、清水城を御築候^(而) 彼城江 御移候」とあり、さらに「東福寺城

暦応三年肝付八郎兼重^(高野付領主兼) 当城に拠り中村彈正忠秀純ハ尾頸小城に在て矢

上に力を合わす、依之同年八月十二日道鑑公御自将^(二) 当城を御攻候得共不致落

去、翌四年矢上高純人数を出し後詰いたし候^(三) 付、公御人数を被遣、矢上か居城

催馬楽城を被攻落、乗勝て佐多三郎左衛門尉師忠を先陣として当城を攻らる、四

月廿六日当城落去、同廿八日尾頸小城落城いたし候、一、久豊公御代応永廿年十二

月七日夜伊集院頼久清水カ城を攻取ル、公ハ吉田^(江) 御座被成候御留主之時に北原

三郎太郎東福寺之古城を取構へ地下之士町之者共五六十人程ニテ守之、谷山下大

隅^(江) 早船を遣ス、佐多伯耆守親久、大寺美作守等当城ニ馳籠る、公吉田におひて

被聞召、直ニ御駈付被遊候、吉田若狭守、蒲生美濃守御供也、其勢式十三騎^(二) 而

都合五十騎之内ト云、河田、比志島、川上馳參候^(而) 中途御供仕候、生殺^(名地) を御下

り諏方社^(江) 御神拝被遊候^(而) 清水城を御廻り精木川を隔て、伏兵を置、東福寺城^(江)

御入被遊候、然処廻、市成、下大隅、向島之兵船追々着船いたし、上下三百人ニ

も被成候、亦入来院之人数百人程參候、夫より公御出馬被遊、原良^(二) 合戦有之

一の記載がある。東福寺城の背後の山つづきは「梶原城」で「清水城御在城ノ節

、此処ハ梶原氏ノ居城也、梶原氏中世北原を名乗也、応永ノ合戦ニ北原太郎三郎

、北原三郎太郎、同弥三郎などあるハ皆梶原氏也、按ニ此処ハ東福寺ノ本城ナ

ルヘシ」との説明がある。東福寺城は南北朝期海に面した要害の城として重要な

意義を有したが、居館や城下町を形成するには狭隘であった。⁽³⁾

そこで向側精木川をへだてた西北の丘陵が城地に選定された。清水城である。

同城については右掲絵図の注記に「本城^(清水城)」とある。清水城が本城とよば

れたことは鹿兒島にある東福寺以下島津氏歴代の居城の中、同城が別格の重要な

城であったことを物語っている。また「一、応永廿年十二月七日夜、久豊公御人

数を菱刈^(江) 被差向、御自身吉田^(江) 被成御座候、御留主ニ伊集院之城主彈正少弼頼

久攻落候^(而) 人数を籠置、小野原良^(二) 陣を取候^(而) 罷居候を於吉田被聞召、直ニ御駈

付被遊^(而) 御取返候、此時小野原良^(二) 合戦有之、一、当城は至徳年中、七代太守

元久公御築被遊候^(而) 東福寺城より御移被遊候、夫より久豊公、忠国公、立久公、

忠昌公、忠治公、忠隆公、勝久公御代天文四年十月十日迄百五拾年程代々御在城

被遊候所也、一、貴久公御年十三歳之時勝久公御養子ニ御成被遊、大永二年十月

伊作より鹿兒島^江御越被遊候^而当城ニ被成御座、勝久公御事ハ翌年四月伊作^江被遊御隠居候、然処同年五月十五日夜貴久公難を御避被遊候^而潜ニ当城を御忍出上下八人^二小野村^江御動座被遊候^而夫より如田布施御帰被遊候、六月廿一日勝久公鹿兒島^江御帰被遊、再守護職ニ御立被遊候得共、遂ニハ為賊臣御没落被遊候^一とある。

清水城の居館は後に島津家の祈願寺大乘院が建てられたところにあつたと思われ、現在は清水中学校の敷地となつてゐる⁽⁴⁾。

天文四年^(一五)勝久の没落後、空城となつてゐたが、天文十九年^(一〇五)貴久が三州守護として鹿兒島を治所とした際、そこは見捨てられ精木川をへだてて南側の小高地が選定された。既に戦場は鹿兒島から遠ざかり、三州経営から九州全域に勢力圏を拡大しようとする趨勢の中で、居城は要害城よりも、交通至便、城下町形成に有利な場所が選ばれたのであろう。そこは内城と呼ばれ、のち上山城麓鶴丸城に移転した跡には文之を開山に迎えた禅院大龍寺が造立された。(現在大龍小学校敷地)、絵図の注記には「此地ハ本御内御屋形之跡也、^{當時ハ御内}天文十九年大中公伊集院より初^{鹿兒島江}御移被遊此地ニ被成御座候、龍伯公ニも此地へ被遊御座、文祿四年初冬中納言様へ御讓被遊、龍伯公ハ国分へ被遊御移候、慶長七年冬中納言様当城^江御移被遊跡当寺御建立被仰付候、開山文之和尚ナリ」とある。⁽⁵⁾

(1)鹿兒島県史料『旧記雑録』前編卷一、以下とくにことわりぬ限り本文引用、又は典拠史料は同本による。

(2)鹿大史学二、拙稿「玉里文庫本、文政五年鹿兒島城絵図について」の史料紹介がある。

(3)東福寺城については鹿兒島市文化財調査報告書第2集、拙稿「東福寺城」参照。

(4)清水城については同3集、拙稿「清水城跡」参照。

(5)内城については鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書(1)「大龍遺跡」所収、拙稿「内城(大龍寺)跡について」参照。

二、上山城と鶴丸城

中世の上山城とはほぼ現在の城山に当らう。前掲文政五年の城絵図の注記には「上山城ハ昔上山氏の住城也、^{文政元年薩摩国御家人文名}正平年中ニハ上山ノ後家尼筑前国簸川ニ罷居候^而致掛持居候処、向島^江罷居候上山右衛門五郎^江讓与候

正平七年閏二月、同十二年二月ノ讓状アリ、此時四至境東南ハ街道を境、西ハ川ヲ境、北ハ夏陰山、四郎カ坂、冷水ヲ限トアリ、一、天文四年十月勝久公鹿兒島御没落以後出水之島津八郎左衛門尉実久鹿兒島へ打入、守護之振舞ト相見得候御、貴久公御家老伊集院大和守忠朗入道孤舟上ノ山城を取候^而自身罷移、当地之地頭として在城候、一、同八年三月紫原合戦之時、貴久公当城^江御発足被遊候^而於紫原実久カ余党谷山之勢と御一戦被遊候、御勝利ニ^而谷山御手ニ入候^一とあり、馬乗馬場、本馬乗馬場を掲げた箇所に「天正十九年八月上山城ノ口歟初、川田駿河入道ト旧記ニアリ」と記し、同城の西方山つづきには「御城山^{坂元村ノ内}」として、「一、曆応四年五月廿三日夜南方凶徒鯨島彦次郎入道蓮道カ党谷峯城^江」^{西ノ山}馳集候^而上山城を可切取之由聞得有之候故、道鑑公御自身当城^江被馳向、此城被取候^而合戦之前途を失い一期浮沈たるへく候間、一族相催不移時刻馳越候様比志島彦一^江被下候^一とある。

また「慶長十五年家久公より伊勢貞昌御使を以日置^江被差越、島津下総守常久^江被仰聞趣ハ太守様ハ山下^江被成御座候間、上ノ山城御預被成候旨被仰聞ニ付、同年夏上ノ山^江罷移家居等出来之上、八月より罷移、同十八年十月妻子引越上ノ山城^江罷在候、」とある。即ち中世の山城として上山城があり、その麓に城郭、城館を設営する場合、その一体性、関連性は無視できないものであつたと考えられる。すなわち内城から上山城下への居城の移転の時期は天正十五年^(一五)の豊臣秀吉の薩摩入り、義久の出家降服以降、秀吉の朝鮮出兵、義弘、家久の従軍、文祿検地、秀吉没後の撤兵、慶長四年^(一五)の伊集院幸侃誅殺、庄内の乱、同五年^(一六)の関ヶ原の戦等々目まぐるしい政治事件の連続の中で、義久、義弘、家久の親子、兄弟、叔父、舅婿関係と家督相続、国内統治、対外交渉の方針をめぐる家臣団をふくめての協力と対立関係が微妙に影響する極度に緊張した時期であり、居城の決定は島津家にとつて最重要課題の一つであつたと思われる。その間にあつて家督を相続した家久は上山城の修補と併せて山麓に居館並びに家臣の屋敷の縄引をはじめ、新時代に即応した居城と城下町の建設にとりかつたのである。

すなわち中世の上山城を取りこんで軍事上の配慮をすると共にその山麓をも城地として、城郭、城館並びに役座、武家屋敷、波戸等の施設を整備し、領内統治の進展をはかつたものといえよう。

『経兼日記』慶長六年（一〇六）一月十七日条に「御前上之山へ御出、諸侍屋敷盛被御覽せ、其より遠矢など被遊候」とあり、翌十八日条に「此日上之山之御普請初り候」とあり、以後屢々普請場へ出向の記事のあることは新城建設の開始を思わせる。⁽¹⁾ この年は関ヶ原合戦の翌年で平佐、蒲生等諸城の修築も行われているので、防衛上の配慮もありいち早く取りかかったのであろう。

『見聞秘記』によれば「当御屋敷ハ慶長七年御繩張にて同九年甲辰三月御移徒、二月迄ハ本御内城へ被遊御座候」とあり、慶長七年の着手、九年の移住となっている。着工の年時に些少の相違はあるが、関ヶ原戦後程なく始つたとみてよいであろう。⁽²⁾ 当然義久、義弘の関心も深く、工事の進捗状況を気にかけており、義弘は実戦の体験から新城のプランに懸念の意を表し、同城を捨て、むしろ要害城である東福寺城を修築し、清水城とセットで奥の深い軍事的に勝れた居城を営むべきだと意見を述べている。⁽³⁾

左記慶長七年七月十六日付の義弘より家久宛の書状は懇切をきわめる。

「今度上之山の城普請の様子見申候ニ付、存分共候俟兵部少輔へ具申合仕合次第可申達之通申きかせ候キ、定可有御聞候、乍不申能々御思案候て以来之儀ともを分別あるへく候、

一、うへの山の様子我等見申分者いかほとせいを入られ候共御存分には可難成と存候、

一時分柄諸待屋敷移など、候ても其身大形ならぬ儀共にて候、諸侍私之普請を専二仕候者公儀之御普請者可難調候、屋形迄を前二御うつし候ても見かけいか、敷存候、又諸待御供申一度ニ可罷移事候ハとても急ニ可難成候歟、

一諸待屋敷之地あまり海近過候、先年寝占より兵船参候、既いまの屋形二矢を射籠候、

一龍伯様鹿兒島へ無御移二付、も清水へ御移候へハ第一諸口つまり候間、向後之御きつかいあるましきと存候、

一以前我等も鹿兒島へ罷移など、候て屋形を見せ候時も清水之事ハ一段可然在所之由もりはかせ申候、

一万一被仰出候者其ごとく首尾なき事無念なるなど、申人も多分在之物にて候、尤さやう二あるへき事共にて候、乍去物二より悪をはいく度も改られ候事、往昔以来在之事二候、殊更或屋形を過半被造候、或者諸待之家居等をも仕廻候

など、申二者各別之事にて候間其遠慮も有間敷事と存候、勿輪相捨候へと申儀にてハ無之候、上之山の城者出城ニさせられ候て当分も似合之人衆召移され、ぜん／＼二御普請可被仰付候、左候、清水之事者屋形之地ニさせられ、東福之城を居城ニ取構候て可有如何候哉、此儀御同心おいてハ龍伯様へ御談合申、龍伯様御指南ニよりうへの山移之儀相違之やう二候て可然候ハん哉、又それ迄も及はず、貴所為分別清水へ可被相定候哉、誠右之段々之申事あまり指出過たる儀其他之存へき所もいか、敷候へ共、任無御等閑存寄所之内證申入事二候、いつれ共功者之人々を被食寄右之両所之儀を御見せ候て増たると可申方を可被仰付事尤二候、とかく御分別ニハ過ましく候、御返事承度候、恐々謹言、

しかし家久は自説を変えず、粘り強く工事を進め、慶長末年ごろようやく一応の完成をみたもののようである。すなわち城の樓門前の渡り初めが行われたのは慶長十一年（一〇六）六月六日のことであり、同年と推定される五月一日付の義弘より家久宛の書状に、書院や数寄屋が出来たそうだが雨があがつたら行つてみようなどあることからみて、なお宮作の進行中であつたことがわかるし、⁽⁴⁾ 『旧記雑録後編』六九所収の伊地知周防守重康の「慶長十八年日記」にも城普請の記事が毎日のように記されていることから、その長期間に及ぶ大工事であつたことが推測される。その後元和元年（一六）六月幕府より一国一城令が出され、分国中居城以外の破却が示達されている。山麓の城郭、城館の建設と密接な関係の下で修築された山上の上山城も慶長十九年（一四六）城主島津常久の死後は廃城となり、施設も最小限の番小屋を残す形に切りかえられていったものと思われる。

これについては『旧典拔書』人、宝暦六年（一七）十二月条には、

「御城山中、番所沓ヶ所被建置候由緒当座、不相知候、然共島津出雲先祖島津下総常久日置、被罷居候処、慶長十五年従家久公伊勢兵部貞昌御使、家久公者山下、被成御座候間、下総事上之山御城、被移御城中警固可仕旨被仰付、同十七年十月上之山、作事相済、下総被罷移、家久公度々御光儀被遊候、左候、被移候為御祝儀、自家久公比志島紀伊国貞、伊勢貞昌御使、御鎧拾本、御弓拾張、御鉄炮拾丁下総、拝領、弟子丸越後御使、御折一合、御樽一荷下総内、被下候、下総事三ヶ年在番、同十九年五月、於上之山被相果候旨出雲家譜、相見得候、下総被下置候場所当分靈符堂被建置候迄と申伝候由、出雲家より被申出

候、当分之番所場所も相替、且誰様御代何様之訳を以被相建候儀相知不申候得共、家久公御代当節御城初而御取建被遊、上之山之儀肝要之場所と思召、下総事御身近御間柄之故を以御城為警固被召移置筋候得者、下総被果御番引取ニ相成候而も為締当分之番所為被立置儀ニ而者有之間敷哉云々」

とあり、終りに四敷二間の「御城山中番所差図」が記されている。⁽⁵⁾

常久拝領の地跡とされる山腹の靈符堂については「列朝制度」二二、靈符祭、「明和九巳四月、曾山文助御当地諸郷へ災難除之札配り方願書之内」の別紙に次の如く記されている。⁽⁶⁾

「御城地へ、靈符堂被遊御建立候訳は、御先祖中納言様御代、御城地之吉凶を黄友賢被申唐人^江被為成御占候処、鶴丸山之御城は、四神相応之御城地にて、成程万事宜御座候へども、一ツ之障御座候、火難之御城成由申上候、然処、火難消除之法は無之哉と御尋候、其儀は、当上へ被仰遣、靈符尊神之御本尊、御安置被遊候ハバ、火災は自然と無御座筈と申上候付、御本丸相立、則唐土へ被仰遣、靈符尊神之御本尊御求被遊、御城山へ為被遊御安置事二候、左候て光久公御代ニ罷成、殊更御信仰之余り御下屋敷へ御隠居被遊砌ニも、右御本尊御下屋敷へ御置被遊候て、朝暮御勤行為被遊由候、其時節御本丸御焼失と承候、然共、御下屋敷には一向火相掛不申、」

とあり、これにより現在の城山を江戸中期以前より嘉祥名で鶴丸山の城とよんでいたことがわかる。また城地としては火難の相があるとの黄友賢の見立てで靈符堂が建てられ、光久はその本尊を下屋敷に祀っていたため、元禄の大火で本丸は炎上したにも拘わらず下屋敷は全く無被害であったという。

元禄の大火については後述するが、ここに中世の上山城所在の城山は近世中頃には鶴丸山とよばれていたことがわかり、近世初頭山麓の城郭、城館を併せて上山城とよんでいたのが、やがて鶴丸城の通称に推移して行くことが知られるのである。⁽⁷⁾

(1) 鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本。【鹿兒島市史】Ⅲ史料編に全文収録。なお鹿兒島城変遷の記述は「鹿兒島のおいたち」、「鹿兒島市史」等にも詳しい。

(2) 鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本。なお「旧記雑録追録」一一二六〇一号、林甚五兵衛尉の「御城御類火之覚書」に「夜あけ時に御城迄に焼とまり申候、御城内の役所皆々焼申候、(略) 御城ハ九十六年めに焼申候由承候」とあるから、元禄九年より逆算して九十六年前は慶長六年となり、

鹿兒島城造作のはじめをそのころとする説は当時既に成立していたと思われる。

(3) 鹿兒島県史料「旧記雑録後編」卷三以降にこの間の史料が多く収録される。

(4) 慶長十一年と推定される五月一日付の義弘より家久宛の書状(「旧記雑録後編」六〇)に「鹿兒島書院并数寄屋之木材木之木作過半出来たと見得候、雨晴候ハ、立可申候、我等罷越見廻可申候、風呂之儀ハ未企無之候、幾度申候、而も路地の松見事成体無双儀候、然ハ当分其元路地ニ少為替事有之由承候間、是又後便ニ様子可被仰下候」とある。また慶長十一年と比定される六月五日の義弘の家久宛書状(同)に「一かこしま御内前之橋も明日六日より渡被申候、一書院も急度可立之由候条定早々出来可申候」とある。

(5) 鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本。

(6) 「藩法集 鹿兒島藩」所収。

(7) ここで上山城と鶴丸城に関する二、三の私見を蛇足乍ら要約して記しておく。

一、鶴丸城の称呼は一般的に城山麓の屋形城をさす。上山城の称呼ははじめ屋形部分も含んでいたが後には城山部分に限られるようになった。

二、鶴丸城の称呼は通称であつて公称ではない。正式には鹿兒島城、他に屋形か御内等と呼ばれた。内城を本御内というのはもとの御内の意である。

三、鹿兒島城は天守閣等のない比較的簡単な屋形造りの城であるが、すでに内城で前例は開かれており、それよりは規模も大きく城山を背にしており戦時の際の配慮もなされていた。しかし鎌倉時代はじめから一貫して島津氏の支配下にあつた領国内の居城であるからとくに領内に権勢を誇示する必要もなく、且つ領国内には外城が多数存在するのでむしろ要害城としての配慮より、領内統治、城下町形成、交通貿易等への配慮の方が必要とされたのであろう。

四、右に加えて近世初頭より藩財政が逼迫していたから資金節約の意味からも簡単な作事です。またことになったのであろう。もともと築城以後間もなく幕府の統制が厳しくなつたから当初の規模に拘束された一面もあろう。

三、城郭と城館

さて慶長六・七年頃より城山麓に造成のはじめられた鹿兒島城が一応体裁を整えたのは慶長末年頃としても、なお増築、補修は元和、寛永年間にかけてもつづけられたことであろう。

その間寛永十三年(一六三六)家久は国分に新城を構えて子の光久を居住させようと企て幕府の許可のもとに多少工事にとりか、つてゐる。家久は翌年病死したため、世嗣移城の計画は実現をみなかったが、国分の城館は以後鹿兒島城の控の城として特別視され、幕末には鹿兒島城移転の候補として屢々取沙汰されたのである。

この寛永年間、既に鹿兒島城築造以来早いところでは三十余年を経過し、殿舎の腐損も進行しはじめていたと考えられる。そのことは次の史料によってもうかがい知られよう。(1)

「鹿兒島御屋敷之御殿悉古罷成、虫付候間、新可被成御立替、由三郎左衛門尉殿、善兵衛尉殿へ申置候、城普譜ニハ相替候間被置由候、其次三國府之御城、黃門様御存生之内ニ薩州様被成度候由酒井讃岐守殿を以被成御申候、其刻先城戸二重ツ、可被立置由被仰上候故、城戸二重之道具取せ候、國分へ召置候、是も世間よりいかようニ可申候間可被聞召置由申上置候、」

これは寛永十六年(三九六)八月十五日、国家老川上久國より江戸家老伊勢貞昌宛書状である。これに対し在江戸の伊勢貞昌より国元の町田勘解由長官、頼娃左馬助宛の同年十月十八日付書状は次の如くであった。(2)

「猶以石かき之絵図被仰付候付、若くつか、り候所を餘ひろく共絵図ニ出申候て、若御目付之衆見出るやうにも申候へハにて御座候間、其御念遣肝要御座候、御屋作もとかく國府へ後日御移之儀候間、先大かたニ被遊御尤たるへく候哉、将又右之条々野州同前二讃岐守殿へ参て申入候、以上、

(略)

一鹿兒島之御座所之御殿殊外ふり申候間、新敷御作事被仰付度候、此段も可相、同申旨被仰下候条、是も先讃岐守殿へ得御意候へハ御屋作はい、かほと被成候、も、不苦由被仰候事

一石垣くつかかり候、ケ様なるをも被築直度候、如何可有御座哉と得御意候处、新儀ニ共普請被仰付儀者罷成間敷候、もとの石垣かきくつか候を被為築儀にて候ハ、不苦候条、絵図を被成候ハ、御老中へ可被仰談之由御座候間、念之ためと存讃岐守殿以御取成、國府城を拝領候、彼地へ可被罷移ニ相定候处、鹿兒島之居所之石垣そこね候とて可致普請由御年寄衆へ被申入、如何可有御座候やと申候へとも、少もくるしかるまじき由候、定國府へ御移候共此中鹿兒島之御屋敷は其俣にて可被召置かと承候間、左様こそ可有御座由申入候、石垣之絵図御上候時御年寄衆へ被進候御書者可致進上と存、先今度参候御書は其俣召置、重、者御判紙を被下候ハ、於此方可相調可申候、此等之旨可然之様可預御披露候、恐々謹言、

これによれば元和の一國一城令以後、城の修築には各大名とも気を遣い、参勤

交代制の実施や島原の乱後の一段と強化された幕藩体制の確立の動きの中で藩重臣が細心の注意を払っていることがうかがわれる。

鹿兒島城の場合、国分新城の築営とは別に、殿舎の立替え造作については認められており、石垣の修補も旧状を復する場合は問題はないが、新儀の普請については堅く禁じられていることがわかる。とくに石垣、堀の工事については絵図を提出してその補修の許可を得る必要があった。従って現在の鹿兒島城跡の石垣、堀等の基本線はほぼ創建当時以来のものともみるべきであろう。

寛永二十一年(四一六)十二月、幕府は城絵図の提出を命じているが、その指示は「一城之絵図之事、一本、二、三丸間敷之事、一堀之ふかさひろさの事、一天守之事、一惣曲輪、堀ひろさふかさの事、一城より地形高所有之者、高所之城とのあひた間敷書付之事、但惣構より外二高所有之共書付之事」等具体的である。(3)

これにより作成提出された絵図が所謂正保の城絵図であり、現在国立公文書館には全国諸大名提出分の約半数が現存しているが、残念ながら鹿兒島城の分は伝存していない。しかし他の例からみて詳細な絵図であったことがわかり、城郭の規模がそれ以後基本的に改められることは不可能ではなかったかと考えられる。(4)

鹿兒島城もその後石垣の修覆等細部について一々申請し幕府の許可を得ていることが次の老中連署奉書によつてたしかめられる。(5)

「以上

御札令拝見候、鹿兒島城南之方石垣式ヶ所破損付而修復有之度由絵図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

寛文四辰

七月十日

松平大隅守殿

久世大和守 広之判
稲葉美濃守 正則判
阿部豊後守 忠秋判
酒井雅楽頭 忠清判

「鹿兒島城居所之堀三ヶ所*侍屋敷廻之堀式ヶ所埋候付而被浚之度由、絵図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

寛文八年

六月十八日

稲葉美濃守 正則判

松平大隅守殿

板倉内膳正
土屋但馬守 重矩判
数直判
久世大和守
広之判

さて本丸より南、内堀をへだてて二丸があった。『古記』天和三年（一六三）十一月二十一日条に「二之御丸立直ル、島津中務殿、島津伊賀殿屋敷、島津帶刀殿本屋敷迄二之御丸に成候^ニ付、地引有之候事」、十二月十七日条に「二之御丸御作事今日より有之」とあり、貞享元年（一六八四）正月二日条に「二之御丸立直ル、大工凡四^{九〇}余人」とあり、同二十四日条に「二之御丸御營造終ル」とある。また元祿三年（一六九〇）八月十四日条には「御城御門御普請、去冬より御取付、当夏中相調候得共、御門御通初無之、今日御門^井橋御通初有之候事」とあり、城門普請も行われたことを知る。二丸内に御台所があり、さらにその南に御下屋敷があった。それは古く御四配屋敷とも呼ばれ、当時は隠居光久が居住、帰国した藩主綱貴が見舞に訪れたりしていた。

元祿九年（一六九六）四月二十三日鹿兒島城本丸焼失。二丸の一部も罹災した。『古記』に次の記載がある。⁶⁾

「夜ハツ時に上町行屋より出火有之、東風吹候^而御城風下^ニ而候間（略）左候^而二町田助太夫殿所、島津虎安殿火飛付大留より大火飛来り、御番所上箱むね火入、御兵具所之角ニ火付、物奉行所入口之上ニ火付、小人数水ハ無之、精を出しても無其詮、一度焼立申候間、何れもあきれ果泪をなかし、二之丸打続平長や壺ッ解こぼし、島津内記殿、同又七殿下知ニ而漸取留申候、下之火に肝付主殿まで焼、金蔵ニ而取消候、島津主計殿手にて候、以上、横山日記、文政十一年出し置、」

これにより延焼系路、罹災の範囲を知ることができる。

また『旧伝集』三に「御城へは七ツ時分火移、夜明御台所内にも少し焼申候、御代初て御座候と皆々申事」とあれば、本丸に近接した二丸内の御台所が一部焼け、御下屋敷は罹災を免かれたということになる。被災後直ちに復旧の対策がたてられ幕府に申請がなされた。一ヵ月後左記の如く幕府の許可がおりている。⁷⁾

「 以上

薩州鹿兒島城下今度出火之節、居所^井櫓、門、橋等焼失、石垣所々焼崩候付^而、右之石垣築直之、櫓、門建之、塀、橋掛之、居所作事被申付度旨、絵図書付之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、
元祿九子 五月廿三日

松平薩摩守殿

戸田山城守 忠昌判
土屋相模守 政直判
阿部豊後守 正武判
大久保加賀守 忠朝判

その経緯はさらに次の書状によつてうかがうことができる。⁸⁾

「一筆致啓達候、今度之火事御本丸回祿付^而、御普請之儀大久保加賀守様^江被仰入候処、御月番^江御同被成可然之旨御差図付^而、去ル十三日戸田山城守様^江絵図御同書被差出候処、如元御普請被仰付候様御奉書被為成候、依之出火之儀御注進より始終公儀^江被仰上候趣絵図^ニ致裏書、此方へ一通、其老^江一通可遣之由御意ニ付^而、絵図之裏ニ委細書記差越申候、樓門^井櫓、塀、橋等外圍之儀者、如元不被仰付^而、不叶儀候条、其心得^ニ而材木之用意者無油断可被申付之旨御意候条可被奉得其意候、恐惶、
(元祿九子) 五月廿八日

彌寝丹波清雄判

島津助之亟殿
島津縫殿
種子島藏人殿
肝付主殿殿

復旧作業については、『御治世年表』に「一、御城御普請有之、御普請方中原為兵衛、中取隈元与一右衛門、惣大工永田次郎左衛門、此次郎左衛門老体故、加籠御免ニテ往来加籠昇被下候」とあり、この時の工事担当者の氏名を知り得る。⁹⁾

工事の進捗状況については、『綱貴公譜中』に「先是元祿九年之初夏麿城回祿矣、雖然依其事大漸修樓門外郭、未終其功也、去年以来先經営対面所及広間、是歳元祿十七年二月二十五日揮吉辰移徙于本丸、暁天綱貴出対面所、因旧規伊地知^{伊地知八郎兵衛尉重澄動之}因重澄之室例也^{本田式田家者不拘家之旧}両家勤移徙之儀式也」とあ

り、また光久夫人陽和院より綱貴宛の消息にも「国もと本丸のふしんもたいめん所、ひろ間出来候て二月廿五日ニする」とわたましも相すミ申候よし、めてたさいよくめてたき事のミといわる悦まいらせ候」とあり、まず本丸の公式行事の建物から整えられていったことがわかる。¹¹¹⁾

また『薩陽落穂集』には

「浄国院様御家督者宝永元年中にて翌年御初入部有之、其以後御役名御改格相替り候、御城御焼失以後御作事御対面所、虎之間、御番頭詰所、小番所、大番所迄出来有之、右之面々迄本丸へ相勤、御座間、御休息所、奥向、其外御家老座を初、御役所出来無之故、御下屋敷被遊御座、御役座等も御下屋敷ニ有之、火事以来俄に出来之仮御作事故別手狭き御作事にて有之候、翌年御参勤まで被成候故、月次出仕者不及申、諸士家督継目初之御札等御下屋敷於書院相済申候、且又大玄院様ハ御台所、火事以後者被成御座、是ハ尚又手細き御作事之由承得候」とある。

本丸の作業が完了したのは宝永四年(一七七)で、焼失以後復旧まで十年余を経過している。外廻りは焼失以前の通りだが、郭内については多少の更改は加えられたと思われる。

正徳三年(一一七)四月、火災発生、再び城内延焼の危機に見舞われる。ここに本丸二丸、御下屋敷類焼のおそれを除くため、前面の屋敷を取除き空地とする等思い切った措置を施すことになった。左の史料もその時のものである。¹¹²⁾

「口上書

松平薩摩守城下薩州鹿兒島、近年度々及大火、殊当年者両度薩摩守居宅近辺迄類焼仕候、然者薩摩守居宅曲輪之外ニ、前々嫡子部屋栖之内罷在候屋敷御座候、右圍ニ所々長屋を附置申候、又者右近辺ニ家来共差置候屋敷有之、火用心悪敷御座候間、此節右長屋を屏ニ相直、右家来共屋敷取除、薩摩守居宅家作遠有之候様仕度候、此段御内意申上度薩摩守存候、以上、

(正徳三年)

巳十二月

松平薩摩守使番

阿多六郎右衛門

」

また『見聞秘記』には「吉貴公御代正徳年間之頃、当分の柵木原に罷居候大身衆下屋敷に被召移候、其節図あらく左に記候、是ハ其時分下町へ出火有之、風並悪敷候得ハ御下屋敷並御本丸御用心の為に悪敷相見得申候故、以思食只今之通

に被遊候、御城下に大身衆結構之屋作にて被罷居候節ハ当分よりも却見分ハ宜有之候由古老の衆咄にて候」とあり、付記として本丸、二丸東側の周辺略図が載せてある。それによれば本丸前は御犬垣とし、二の丸前は北から「慶長年間ヨリ正徳之始まで此所に有之、諸座」ついで「喜入氏、島津中務殿、島津市大夫」と大身衆の屋敷がある。それ等を移転し空地としたのであろう。そしてその地に安永二、三年記録所や演武館、造士館等が建設されたのであろう。

なお二丸御門(明和五年以降矢来門、現在県立図書館正門)の位置に次の記載をみる。「二ノ丸御門公儀へ被差出置候絵図にも御門有之候故、此御門ハ御壊之儀不相成候由也」。即ち後述の如く天明五年(一八五)御下屋敷御門が二丸御門と正式に名称を変更するまで、同門は二丸御門と呼ばれていたことを示す。以後同門は形状をとって矢来門となえられることになった。¹¹⁴⁾

その後享保六年(一一七)六月の仰出に

「一太守様御方諸役座共御本丸相直シ可申候、

一御下屋敷者御隠居御方御作事取掛可申候、御隠居御方被仰付候御役人者、御下屋敷長屋之内当分ハ役屋を建、義岡右京其外も可相詰候、爰元ニ之被遊様ニ相応致候様可致候、御下屋敷御作事出来不申候ハ、御飯屋可被成御座候、磯方之儀御隠居御方被召附候、」

とあるように、本丸、二丸、御下屋敷を合わせて殿舎の作事、役座の移動は適宜実施されていたのであろう。¹¹⁵⁾

享保八年(一一三)二月には「御下屋敷御庭普請ニ付、六典諸士嫡子二男三男当分勤無之者、五月九日より朝五つ時罷出、御門番へ相断、御門前ニ差扣、御差図次第二相勤候、一日五十人宛主取一人、何レモ中帯ニテ罷出相勤候事」というようなこともあった。¹¹⁶⁾

また『通達牒』に左の一例がある。¹¹⁷⁾

「御本丸溜之間之儀、此節驚之間と被改額相懸候間、向後驚之間と唱書付等ニも右之通可相記候、

(享保十一年巳)二月

藏人

」

このころから殿舎居間の名称に鳥獣植物の名を付けるようになったと思われる。さらに加治木新納家文書中に年末詳、仮綴の「御対面所御襖杉戸絵目録」と表題のある冊子が残っている。内容は本丸殿舎中の杉戸、襖絵の画題の内容説明及

び目録であるが、それによれば「御対面所床、北頼襖、東頼襖、中段上頼襖、北頼襖、東頼襖、孝行之間、拭縁杉戸、東頼杉戸、敷舞台杉戸、北頼杉戸、檜垣之間、梅之間、麒麟之間、虎之間、東西杉戸、獅子間、波之間、象之間、梅之間、水仙之間、鶴之間、椿之間」に画かれた中国の故事、花鳥の題材を一々掲げている。

さて城郭の石垣、櫓、堀等の築造、修補等については左の如く、

「松平大隅守鹿兒島居宅園内ニ建置候櫓ニ虫付候 危有之候付解こわし、損之候材木取替修補仕、本之通取立申度候、尤急ニ者成就仕間敷候、此段申上候、以上、

(享保二十年) 十月 御名内 宮之原甚五兵衛

一々届出、従前通りの規模に限り認められたが、郭内の殿舎、柵垣屏等についての手入は容認されていたと思われる。⁽⁸⁸⁾ 安永三年(一七四二)の江戸家老座の扣文にはそれらについて「御要害之筋ニハ曾テ有之間敷候、是迄御取扱無之場所江石垣も築キ櫓を揚、堀を堀候事者及御届候得共、土手之上柵垣又者練屏杯ニ而柵門并番所被相建、右番所江幕構等有之候而も不苦程合ニ候」と記してあり、これが大体の基本原則であつたろう。

したがって殿舎の修補は時折行われていたようで安永九年(一八〇一)にも実施されたことが左の史料からわかる。⁽⁸⁹⁾

「御城御対面所廻りより、虎之間並大番、小番詰所、御番頭詰所迄、御修補被仰付、近々取付之旨、御普請奉行申出候間、御役座等直し方之儀、御め付より吟味申出候事」

さてこの頃の鹿兒島城の概況については『通昭録』巻之七、「監察使答問抄上」に詳細な記述がある。⁽⁹⁰⁾ 左にこれを掲げよう。

「大守重年公宝曆五年乙亥六月十六日於江府御逝去、嗣君重豪公御幼年之故、依大法国御目付京極兵部高主^(七五五) 青山七右衛門成親^(七五五) 薩州江被差下、依之國中大小事以条書被相尋、於是吉田用右衛門^(七五五) 迫田太次右衛門^(七五五) 御答方被仰付、時々御答書被差出、此時通昭国御目付方勤被仰付置、問答書不殘令熟覽、記憶之、退出後大略筆記之者也、

国監察使答問抄

一 鹿兒島御城之事

文治二年頼朝公より御元祖忠久公薩隅日御拝領御代々御伝領、慶長七年、家久公初⁽⁹¹⁾ 当御城御取立御居住以来御居城ニ被遊候、

一本丸二之丸并御城山中間敷之事

当御城者山城ニ而絵図面ニ本丸二丸と被記置候得共、櫓屏堀等無之、南大手口、北岩崎口、西新照院口御門有之、士番被仰付置候、大手口より新照院口迄七町四拾二間、新照院口より岩崎口迄七町三拾三間有之、本丸者大手口之上、二之丸者御下屋敷上松林也、

一 御城間敷之事 堀之事

御城并御廊御下屋敷迄廻拾七町二十九間、良方外城長二町七間、横幅十間半、深サ二丈、東裏通一町廿七間、北方入一町廿八間、南方入一町四十七間、西方二之丸山際一町五拾六間、東裏通城一町四拾五間、横幅九間、深サ五尺、北方堀入一町二十間、横幅九間、深サ一丈、南堀入一町五拾七間、横幅九間、深サ五尺也、橋者櫓門前一ツニ而北之方長屋門前者土居通ニ而橋無之、都⁽⁹²⁾ 一重橋構ニ而外郭無之、

一 御城内建坪之事

建坪三千二百三十五坪、御下屋敷建坪千二百五十坪、本丸、二ノ丸建坪無之、一御城門敷之事、櫓之事、矢挾間、鉄砲挾間事、東櫓門一、長口間横三間半、窓四ヶ所、北方長屋門一、南櫓一ヶ所、長廿七間、横三間半、窓六ヶ所、御下屋敷東門平門一、長屋門二、南長屋門一、御廊平門二、矢挾間、鉄砲挾間無之、

一 御城内蔵敷之事

土蔵七軒、内一軒、長三拾七間、横三間、一軒、長拾三間、横三間、一軒、長八間、横三間、一軒、長七間、横三間、一軒、長貳間、横二間、一軒、長拾一間、横二間半、一軒、長七間、横三間、

一 御城内井戸敷之事

御城山内五ヶ所、出水二ヶ所、岩崎二十四ヶ所、出水二ヶ所、

一 御下屋敷長屋之事

長屋二流、内一流、長四拾五間、横三間、一流、長七十一間、横二間半、

一 蔵敷之事

惣数十二軒、内一軒、長十六間、横三間、一軒、^(長) 七十七間、横三間半、二

軒、長十九間、横三間、二軒、長九間、横三間、一軒、長七間、横二間、二軒、長五間、横二間半、一軒、長六間、横二間半、一軒、長七十間、横三間、三軒、長十間、横三間半

一 御曲輪内土屋敷之事

大手口へ六ヶ所、岩崎へ四十一ヶ所

一 御下屋敷前空地之事

中小路より東豎八十一間、横五拾八間、同西豎百三拾六間、横五拾七間半、

一 吉野橋堀之事

岩崎口より海際迄四町十六間、内吉野橋より上二町七間修覆、公儀へ及御届候、御堀幅吉野橋十間半、新橋十六間、海際二拾六間、深六尺五寸、

一 御役所之事

御家老座、異国方、御勝手方、大御目附座、六與所、御側御用人座、御用人座、御近習役所、御納戸、御兵具所、御使番役所、御記録所、高奉行所、物奉行所、御底、御右筆所、御目付役所、糺明奉行所、郡方、御書院方、御台所、以上御堀内、○寺社奉行所、御勘定所、町奉行所、山奉行所、宗門改方、代官所、以上御屋敷、内御普請方、御細工所、以上築地、○評定所、御春屋、中福良、○屋久島藏、御船手、以上武村之内、

一 舛形之事

千石馬場行当り前々より舛形と唱来候得共繩張等無之、

一 御城内武器之事

一 纏二本

馬印十七本

一 旗百二十八流

指物三千三百三十本

一 具足三千二百二十五領

鎧千六百本

一 長刀六十振

弓九百五十張

一 征矢五万九千八百筋

陳鐘三十四

一 陣具七拾四

楯三百壹枚

一 鞆八百二十腰

籠八十二腰

一 幕百八十七頭

火繩二万四千二百九十曲

石火矢拾六挺、内式挺六百七十目、五丁三百八十目、壹丁貳百拾匁、八挺貳百目、

異風石火矢拾四挺、内壹丁壹貫九十目、一挺貳百七十目、八挺貳百目、一丁百六十目、一丁百三十目、一丁百四拾目、一丁百五十目、

鉄砲千七百三十三丁、内千四百三十七丁、貳匁より八匁迄、貳百三挺、拾匁より拾九匁迄、九十貳丁、廿目より三十目迄、壹丁、百目、

石火矢鉄砲玉数貳拾九万九千九百六十、

天明五年（一八六）、それまで二丸御門と呼ばれていた門は実状に即して矢来御門と呼ばれるようになり、御下屋敷御門は二丸御門とそれぞれ呼ばれるようになった。これは二丸が御下屋敷を包含するようになり、且つ二丸の中心がより南に移動したことを示すものであらう。左にその布達を掲げよう。²²

「公辺江御嫡子様又者御隠居様御居宅と被仰出置候御屋地之所、御内輪ニ面者二丸と相唱候様被仰付候、

一 妙心院様御存生之内被成御座候地面を、山下御屋鋪と申来候得共、山下之名目被相除、右地面者二丸一円二被仰付候、左候而当分山下御鷹部屋被建置候辺境を山下と相唱候様被仰付候、

一 二丸御門之事

一 矢来御門

一 南口御門之事

一 御台所御門

一 御下屋敷御門之事

一 二丸御門

一 右同裏御門之事

一 南御門

一 御勘定所門之事

一 御役所御門

一 隨神門脇御中門之事

一 花園御門

右之通相唱候様被仰付、尤公辺江御書付等有之節者、前々絵図面之通被仰付候旨被仰出候段申来候、此旨可承面々江可申渡候、

（*）「天明五年」

二月

近江

さらに「重豪譜」によれば、重豪は天明七年^(一七八八)、家老二階堂主計行旦に命じて二丸造営の総宰たらしめた。十一月二十五日起工、翌年秋八月二十四日には広間、書院等がほぼ落成した。ところが同年京都の火災で内裏及び二条城が炎上したため二〇万両の幕府への納金の必要を生じ、その営作を中断するに至った。しかし藩主斉宣は寛政二年^(九〇〇)一月二日家老とはかり再起工、翌年六月十二日完工次の年四月二十七日移徙の儀を行ったという。²³ここに下屋敷を包括した形で新しい二丸が造立成就をみたといえよう。

諸門の中、本丸の門としては「御樓門」と「北之御門」があり、それぞれ堀の前にひかえていた。

本丸正門である御樓門よりの出入は中山王世子等公式の場合に限られていた。安永二年^(一七九二)八月十九日「中山王尚穆之世子中城王子尚哲来聘于薩府……路次奏樂、尚哲至於樓門際下轎、撰政読谷山王子朝恒於橋涯下橋、上於虎間正面階」とある。樓門前の橋ははじめ板橋であったが、左記の如く文化七年^(一八〇八)朽損の際、石橋に改めたい旨幕府に届け出、許可を得て改築架橋している。²⁴

「薩摩国鹿児島城橋一ヶ所長八間、横三間三尺、是迄板橋ニ而御座候処、度々朽損候付致修復候節、石橋ニ仕度御座候、絵図相添此段奉伺候、以上、

正月九日

松平豊後守^(島津斉興)

〔^(異紙)勝手次第可被致候〕

また『列朝制度』三六、「年頭、五節句他」に

「北之御門より女中通融之儀、此跡御代参など之節は、女中通融仕事候へ共、向後は北御門より女中通融被差留候、お加久殿御事、平日北之御門通融ハ無之筈候へ共、南御門道筋差支候時分ハ、北之御門も御通融之儀も可有之候条、左様可相心得候、

元文二^(一七二二)十二月

とあり、北御門はその位置からしても城内勤番の武士の通用門で、一時又は臨時女中の通行を認めていたことを知る。

また正徳四年、藩主の国許出立に際し、桜之間、御中門、二丸御門（のち矢来門）より城外に出、諏訪社へ参詣している記事があるところから、藩主等の城館出入はほぼこの経路をとったものといつてよいであろう。²⁵

(1)『旧記雑録後編』九五。なお国分城は舞鶴城といわれ慶長九年義久の居城として築造された。今なお濠石垣・橋等を存す。現在小学校敷地。背後の城山（隼人城・新城）は最近、県文化課の手により発掘調査が行われ、城郭の遺構が発見確認されている。

(2)同右

(3)同二〇二

(4)鹿児島城絵図として広島の浅野家、岡山の池田家所蔵絵図があるが、何れも軍学者などの作成した想像図で実際に調査したものではない。

(5)鹿児島県史料『旧記雑録追録』一一〇六〇、一二四〇号

(6)鹿児島大学附属図書館所蔵、玉里文庫本、『鹿児島市史』Ⅲ、史料編所収。

(7)『薩藩叢書』所収。鹿児島県史料『旧記雑録追録』一一二五一四号。

(8)同二六一六号。

(9)鹿児島大学附属図書館所蔵、玉里文庫本。

(10)鹿児島県史料『旧記雑録』二一一六一四号。

(11)同二六三五号。

(12)鹿児島大学附属図書館所蔵、玉里文庫本。

(13)鹿児島県史料『旧記雑録追録』三一二九七号。また鹿児島県立図書館所蔵の正徳三年城絵図はこの時の本丸、二丸及びその付近の屋敷の模様がえのプランを图示したものである。

(14)鹿児島県史料『旧記雑録追録』三一二六三三三。

(15)鹿児島県史料『旧記雑録追録』三一二六三三三。

(16)『御治世年表』。「古記」にもほぼ同文を収録す。

(17)鹿児島大学附属図書館所蔵、玉里文庫本。

(18)鹿児島県史料『旧記雑録附録』四一七八四号

(19)同六一一六〇号。

(20)同七一五三六号。

(21)鹿児島県立図書館所蔵写本。今回の県文化課の最終の発掘調査により北御門前の橋の詳細を知えたが、それによれば当初より土居であったことがわかり、本史料の記載と一致した。

(22)鹿児島県史料『旧記雑録追録』六一二一九六号。

(23)同七一二二二号。

(24)同六一一〇八一号。

(25)同七一〇七五号。東京大学史料編纂所蔵『島津氏世系図正統』二十七代斉興第五には絵図が掲

載されており、御楼門前の橋は木橋の如く記されているが、北御門の橋は土居の如く画かれている。
恐らく実状を表現したものであろう。

(26)『列朝制度』三三二二八五号。

四、成尾図その他

文久三年（一八六二）、薩英戦争切迫に際して、藩主忠義の旗本は御楼門橋詰に集結、国父久光の旗本は二丸本門下に集結することと定めたり、⁽¹⁾ 郭内の模様を改めたり、国分新城に居城を移そうとしたり、⁽²⁾ 海辺に近い城だけに慌しい動きがあった。七月十日英国軍艦の砲弾は本丸大奥二階、同桜之間御中門脇、御楼門、二丸庭、同浩然亭（二丸内庭）、御台所庭、霊符堂、二丸御納戸等に落下したとある。⁽³⁾ この時は火を発して焼失することはなかったが、維新後、明治四年（一八七一）の廢藩置県により、藩主忠義は鹿児島城本丸を去り、翌五年明治天皇の行幸があった。そしてその後本丸は熊本鎮台の分営となり、殿舎は兵士の屯所と変わる。明治六年（一八七三）十二月、不審火により本丸は烏有に帰した。その直前幕末の藩士で金山奉行等を勤めた成尾常矩は日常馴染んだ鹿児島城の変貌と殿舎の荒廃を慨嘆して城周辺の見取図と本丸内間取図を作成した。同図は明治十年（一八七七）西南戦争で焼損したが、翌年複製したものが伝存しており、⁽⁴⁾ 鹿児島城の調査研究に必須の史料となっている。

城内殿舎配置図（本丸間取図）(A)は市立美術館所蔵のもの他に磯尚古集成館所蔵のものがあり、記載の内容に若干の相違があるが、下段余白に図面各所の説明を記載した部分の文章構成、用字及び図との内容対比等の諸点からみて前者の方が詳しくまた正確に書写したもののように考えられる。

そして市立美術館の方には城周辺図(B)も残されており、(A)、(B)併せて本来成尾図は作成されたという経緯からみても、前者を善本としてここではとりあげておきたいと思う。

成尾図の発見が今回の鹿児島城の発掘調査、とくに本丸のそれにどれ程の恩恵を与えたかはかり知れないが、見取図などからその精度のよさ、細かい注記、殿舎各の書き入れ等は特筆すべき点であろう。そしてそのことは成尾常矩の履歴、その人がからみてさこそと首肯できるのである。⁽⁵⁾ 次に(A)、(B)の説明文を全文掲げその作成の経緯と適切な記事の内容を承知しよう。

(A)

土地庭……ノ印
奥向………ノ印
井池………ノ印
板廊下椽類ノ印
表御坐畳敷ノ印
一奥ノ□ヲ以テ表方任職ハ鳴子ノ□□口ニ参入シ得サレハ奥向御坐委ク□
□能ハス、唯大概ヲ略誌ス、
一慶応明治以来ハ諸局合併又ハ被廢□アリ、□住居等少カラス、此図ハ□
□竈図ナリ、空ニ覺ヘタル□□広狭アルヘシ、觀ル者察スヘシ、
一御対面所、虎ノ間、梅ノ間ニハ御床有り、
一御袖判、竹ノ間外上ニ掛居タリ、
一御対面所御床其外ノ間ニ御襖等ノ絵ハ探元、養伯等ノ畫、
一山吹之間當番頭詰衆ノ詰所、サ□座隅高奉所ノ出来座アリ、且
一六組觸役所、二階高奉行所、
一奏者上板間、上三階御小姓與番頭座、但シ二階ハ進達掛詰所カ
一桃ノ間、御使番座、二階御裁許奉行所、
一御用人座、二階大番頭□
一御勝手方御家老座、二階御趣法掛御用人並調掛、但シ雪隠上マテ掛ル、
一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐書役、圍爐裏役上二階御目附役所、
一物奉行所、二階御裁許方書役、同北ノ方偶金山奉行所、
一驚之間、藏方目附詰所、大身分觸役所等ノ上二円郡方、
一御側御用人座末、二階御徒目付詰所、
懸治ノ制ニ帰シ、鹿児島御城御本丸西鎮台二分営ト成リ、兵卒入営、殿中諸御坐々々間壁ノ毀テ除一面ニ成リ、鎮台□屯所トナレリ、後世□ハ知ル者ノナキニ慨歎シ、竈図ヲ模シテ残シ置クモノ也、

明治六年癸酉三月誌

常矩

(B)明治十年丁丑春秋兩度ノ県下騷擾ニテ殿中ノ図共ニ痛損シ漸ク之ヲ合セ彼ヲ繼テ改寫ス、于時十一年三月中旬也、

御殿内御座々図ハ別紙ニ誌シ置ク、

成尾常矩(華押)

一吉野橋堀土居御城築ノ節、土共築シト云ヒ伝フ、
一種子邸方左橋涯ニ数丈枝垂レタル一松樹ハ木村靜隱老ノ画ニ学ハレタルト云
伝ヘタリ、

一三十四年以前ハ新橋堀末迄大船繫レリ、

一岩崎後ノ山越シ谷ヲ城ノ谷ト云、御城新照院口亦草牟田ヘ通ス、又夏蔭ニモ
通ル山道アリ

一草牟田稻富氏ニ往古火立テ番屋ノ跡ト云有リ、

一吉野橋堀面土居両方、大手橋堀土居、御客内枳形等ニ数百歳ヲ経タル松樅数
本アリ、

一御樓門ハ天保十五年甲辰二月御建替始マリ同十月三日成就シテ通初ナリ、

一唐御門中ニ十字御紋ニシテ脇鶴ヲ彫刻シタリ、細工無類、虎ノ間前ノ御門
ナリ、

一加治木屋敷堀面ノ橋ヲ額娃殿橋ト云、額娃氏カ往古此屋敷ニ居住歟、

一二之丸御廐ハ久光公御住居有テ御建築ナリ、其稽古所ハ齊彬公不時御呼出、
諸家武術御覽アラシカ為ニ御建築也、以前ハ空地、

一二之丸ヨリ大手口御門迄山麓ニ通路アレトモ是ハ非常ノ御通路ナルヘシ、

一御樓門、新橋、西田橋ノ擬宝珠ハ唐銅ニシテ慶長十七年壬子六月吉日トアリ
、又大手山下橋ハ齊彬公御代同様ノ擬宝珠ニ成ル、

一御客屋前堀ヲ古昔ヨリ俊寛堀ト云伝フ、僧都流罪ノ時此辺ヨリ乗船アリシ所
ニテモアラシカ、不詳、

一広馬場通ハ齊彬公御代ニ広メラルカ、

一大雄山南泉院客殿ニ掲ケアル医王宝殿ノ額ハ足利義満公ノ染筆也、

上山城ハ南泉院上ヨリ島津右門邸上辺マテ御本丸ナリシナランカ、平上柿本
寺上辺マテ御曲輪ノ内ナラン、岩崎ノ蓑田伝兵衛ノ門前ニ旧枳形跡アリ、

一番所勤番左ノ如シ、

一韃靼冬々口、吉野橋 平口 西田橋ノ番所ハ御兵具方足輕勤番

一新橋 枳形番所ハ大身分家来勤番

一岩崎口 大手口 新照院口番所ハ士勤番御サト通御門モ士勤番

一靈符堂下山ノ手番所ハ御広敷士勤番

一喰違ハ山下橋口 黒木邸小路 金藏角 広小路柵門涯ニ有シカ齊彬公御代

ニ広小路ハ素町口々三町共ニ柵門ヲ建テラレ又洲崎ニハ遠見番所ヲモ建築
アツテ非常ノ備ヲ嚴ニシ給フ、

慶長七年冬家久公城ヲ鹿児島ノ上山ニ築キ玉フテヨリ御代々御居城ト成レリ、
明治五年壬申陸軍少将井田讓城ヲ受取、鎮台兵卒ノ屯當トナル、時ニ慶長七年
ヨリ二百七十一年也、然ルニ御本丸ハ明治六年癸酉十月十八日焼失セリ、
時ニ隨テ變遷スル珍シカラネト大哉戊辰ノ兵役復古ノ御一新諸侯版図ヲ奉還有
テ、国主ヲ藩知事ニ命セラレ、華族ノ稱ヲ賜ヒ三歳セヲ経スシテ藩ヲ廢シ県ヲ
置カル、ノ御制度ニ遷リ、旧国ニ僅ノ宅地ヲ賜テ闕下ノ常住ト成ル、君トシ事ヘ
、臣トシ扶持セル、舟水ノ交義モ疎薄ニ旧来ノ戴恩モ自ラ忘却スルニ垂々タ
リ、当県ニ於テハ、忠久公文治二年薩隅日三州ノ地頭職御補任アリテヨリ御闕
如ナク御代々御伝領、七百年來臣トシテ從事シ、東西離別ノ情争テカ忍フニ堪
ヘサラン、今ヤ万国通信交際有テ文明開化ノ御趣意日ニ新ニ盛ニ行ハレ西
洋ノ正朔ヲモ用ラレ、万ツ洋風ニ模擬セラレ、大和魂ト唱シ年來節モ稍銷鑠ニ至
ラントスルノ勢ニ又脱刀ノ命ヲモ下サレ、四民合一ト云ニ殆ト立至リ、国々ノ
境闕ヲ毀除カレ城郭ヲモ破却セシ多シト、関モ戸サ、ム御代トハ古キ歌ニモ見
ヘヌレト、毀テレハ猶増リテ実ニ乱ヲ忘ル、ノ目出度御代ニテ、後世ノ人ハ封建
ノ嚴備ハ昔語ニ聞クノミニテ往々商家市街ト成ナンモ遺憾ナレハ老ノ眼ノ開タ
ル内ニ旧御屋形御曲輪之図ヲ書シ子孫ニ殘シ置、マタ眼ヲ閉テハ此処彼処ト考
合、空覺ノ俣遙カ四十年前ノ図ヲ取りテ明治六癸酉三月二十四日清書シ畢ル
、屋敷ノ広狭、小路割ノ違ヒハ見ル者察シテ有スヘシ、

成尾常矩(花押)

他に関係史料として数葉の城館内の写真が尚古集成館、県立図書館に残されているが、うち三葉は本丸御池周辺より三方向に撮影したもので藩主居所の状況を知ることができよう。(麒麟之間・驚之間・御小納戸・二之間・御小息所牡丹之間・水草之間・地震之間・御茶屋等)これについては『旧薩摩藩主写真説明書』に「(1)旧御館 イ、奥方の御居間、口黒板塀、ハ地震の御座敷 此御座敷の一部は柱など鉄材を以て仕組み屋根も銅張にして地震の際藩主が避難せらるる御座敷なり、ニ、藩主朝夕御住居の御座敷、明治五年先帝陛下の御行在所となり、屋根は杉の平木葺(小板葺ともいふ)なり、ホ、此奥に御小姓の居間あり、へ、此奥に内間の書院あり、(2)御館の一部及び庭園、イ、平素使用されざる御座敷、口、大理石の一枚橋にして今も猶ほ七高校庭内に存す、ハ、平木葺屋根修繕の際人夫の足場、ニ、安政五年十二月二十八日忠義公島津氏の家督を継がるるや久光公は日々二の丸より御登城藩政を此の御座敷にて聴かれたり、(3)旧御城内の林泉にして其一部は今も猶ほ七高校庭内に存す、イ、此築山の奥に「朝日の宮」と称する祠あり、三種の神器に模して鏡・劔・璽を祭りたり、(4)旧城の外観、イ、角櫓(隅櫓)、口、御楼門、ハ、御兵具所、ニ、城山、往時城山々頂には老松多かりしが丁丑役後或は枯れ或は伐られ今は一株も存せず」とあり、これら残存する史料によりわずかに旧城郭、城館の景観の一端を窺い知ることができる。

鹿児島城下絵図の代表的なものとして天保十三年頃の切絵図(『薩藩沿革地図』所収、解題に文政二、三年頃のものとしているが疑わしい)・安政六年頃の城下絵図(県立図書館所蔵大図)がある。⁽⁶⁾後者には本丸、二丸間の濠の記載がない。しかしこれは城郭内を省略したためで、前掲文政五年の玉里文庫本城下絵図にも明確な濠の記載があり、しかも本丸前の濠との接続部分に仕切の石垣が記載されており、これは今回の発掘調査の結果と完全に一致した。成尾図(B)についても同様である。⁽⁷⁾また著名な天保十四年註記入りの市立美術館所蔵、屏風仕立の鹿児島城下絵図の石垣、城館の記載、朱註の字句も注目すべきであろう。⁽⁸⁾

すなわち城壁東北隅の「鬼門隅欠之図」、「北ノ御門」、「御兵具所」、「御楼門」、「ラスミノクラ」、「虎之間」、「御対面所」、「御書院」、「御本丸大奥」、「御納戸」等の図示がある。殿舎箱棟や堀仕切をはじめ城内景観の描写も復原の参考となろう。

なお遺構の発掘中、注目をあつめた水道管に関連して『薩摩風土記』の記述を

掲げておこう。すなわち水道高枓等の絵図の説明に「水道の高枓なり、石にて造りほかのやうなり、所々にあり、高サ壹丈貳三尺、此水御城より流る、町中ののミ水とする。水やくミとりあるく」、鶴丸城絵図の説明に「御屋形の内に池あり、名水此有、町方水道へかゝる、松杉すきやくすきともし、雨天の節ハ雲立のほる」とある。⁽⁹⁾二丸部分の遺構、関連史料についても觸れるべき点が多いが今回は省略する。二丸には本丸焼失後も久光が居住、その殿舎は西南戦争最末期の官軍総攻撃の際烏有に帰した。これら城内収蔵の文書類が廃藩置県の際大量に焼却されたこと、西南戦争の際、岩崎文庫蔵にあった島津家重書は家令東郷重持らの努力により搬出されて現在に伝来するが、築地屋敷所在のものは焼失したこと、二丸屋敷所在の重書も法元氏夫人らの努力で一部搬出されて焼失を免れたこと等々関連事項は少なくない。⁽¹⁰⁾また本丸、二丸焼失後空地となった郭内にその後建てられた施設、即ち鹿児島学校、鹿児島県立中学造士館、第七高等学校造士館、鹿児島大学文学部、同医学部、鹿児島市役所、市立美術館等々の変遷についても觸れるべきであろうが、ここでは一切省略した。⁽¹¹⁾

以上鹿児島(鶴丸)城の沿革について前史をも含めて管見により関係史料を掲げ、併せて些少の考察を行い、且つ発掘調査の成果の一資料たらしめようとしたものである。

ただし関連史料は今後とも博搜、精読によって益々増加するものと思われるし、新事実の発見や、歴史的意義の把握等はなお引つづき将来の課題としなければならぬ。

(1)鹿児島県史料『忠義公史料』二二四〇、三〇四、三〇七号

(2)同四四〇、四七六号

(3)同四三三号

(4)成尾図の伝来の経緯については必ずしも明らかではないが、成尾ミツ子氏所蔵「慶応二丙寅十二月記」とある成尾氏の「家譜」の筆跡は成尾常矩自身のものとみられる。筆体には草書体のもものと楷書のものがあり、後者は概ね後筆、補筆の分であり、明治になってから同十二年の死去に至る間の加筆と推定される。家譜には一葉の家紋図と一葉の屋敷図、それに十年の西南の役で壮絶な死を遂げた二子常経の延岡の埋葬地付近の見取図一葉が挿入されているが、その筆跡も概ね後者のそれと一致する。そしてこれらの筆跡は所謂成尾図と呼ばれるようになった鹿児島市立美術館現蔵の二葉の鹿児島城図のそれとも合致するように思われるのである。

- (5) 鹿大史学二七、拙稿「薩薄史料伝存の事情と事例」参照。
 - (6) 鹿島出版『日本の市街古図（西日本編）』所収、拙稿「鹿兒島旧薩藩御城下絵図」解説。
 - (7) その他『旧邦秘録』所載の略図にも濠の記載あり、これによると少なくとも西南戦争時までその存在は動かしがたい。
 - (8) 鹿兒島市立美術館蔵 拙稿 大江出版、「天保年間鹿兒島城下絵図注解」
 - (9) 『鹿兒島市史』Ⅲ史料編所収。
 - (10) 鹿兒島県史料『旧記雜録追録』八一・二五二号、同『西南戦争』三「磯島津家日記」五月三日・九月十日条、『史談会速記録』第三輯合本一、○同家旧記保存の顚末 ○藩庁公簿焼棄の顚末。
 - (11) 鹿兒島史学二六・二八 山田尚二「鹿兒島県中等教育の変遷―中学校造土館を中心に―」
「同―県議會を中心に―」参照。
- その他比較的最近の研究成果をとりあげたものとして新人物往來社『日本城郭大系』鹿兒島県所収
三木靖「鶴丸城」、拙稿「鹿兒島城の変遷について」（鹿兒島県立図書館公開講演発表要旨）、
「記録所の変遷と伊地知季安」（旧記雜録月報一）、原口泉『国立南九州中央病院―その土地の歴史的沿革―』を参考資料として掲げておく。

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(26)

鹿児島(鶴丸)城本丸跡

発行日 昭和58年3月30日

発行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印刷 (有)天野印刷所 〒890 鹿児島市田上町2965-1